博　士　論　文

生江孝之の社会事業思想 － 欧米社会事業の受容と近代日本における展開 －

Takayuki Namae’s Social Welfare Thought: The Reception of Western Social Welfare Thought and Its Development in Modern Japan

2026 年度

日 本 福 祉 大 学 大 学 院
福 祉 社 会 開 発 研 究 科
社 会 福 祉 学 専 攻 博 士 課 程

氏　　名：　荻 原　園 子

2026 年　7 月　3 日

論　文　要　旨

氏　　名：　荻原　園子

◆論文題目

生江孝之の社会事業思想 -欧米社会事業の受容と近代日本における展開-

◆要　　旨

本研究は，戦前日本の社会事業家・生江孝之（1867–1957）の社会事業思想が，いかなる歴史的経験，思想的条件，実践的課題を通じて形成され，再構成されたのかを明らかにすることを目的とする．従来の研究は，生江の活動を制度史や評伝的整理のなかで位置づけてきたが，その思想形成の過程を，欧米社会事業の受容，近代日本における社会事業の制度化，および慈善から社会事業への転換との関係において総体的に検討する視点はなお十分ではなかった．そこで本研究は，生江の欧米視察経験を思想形成の重要な契機として位置づけ，思想・実践・制度の相互作用，ならびに国際的交流の文脈から，生江の社会事業思想の展開過程を分析した．

序章では，生江の社会事業思想を検討するための研究枠組みを提示した．本研究は，生江の社会事業理解を欧米制度の単なる受容としてではなく，日本社会の歴史的・制度的文脈に即した再構成の過程として捉える．そのうえで，慈善から社会事業への移行を断絶としてではなく，倫理，公共性，制度が再編されていく連続的過程として把握する視角を示した．

第 1 章では，近代国家形成期における社会変動を背景として，生江の初期思想がいかなる歴史的・思想的条件のもとで形成されたのかを検討した．分析の結果，戊辰戦争後の士族解体，キリスト教受容，近代監獄制度との接触を通じて，後の社会事業思想を支える倫理的基盤が形成されたことを明らかにした．

第 2 章では，第 1 回欧米視察（1900–04），とりわけアメリカ留学を通じて，生江が慈善・救済をいかなる制度理解と原理のもとで把握するに至ったのかを検討した．生江は，アメリカ各地の監獄，感化院，少年司法機関，セツルメントを訪問し，矯正・感化をめぐる当時の先進的理念と実践に接した．この視察経験は，慈善・救済制度の単なる移植ではなく，社会を組織化し，問題に対応するための原理を獲得する過程であった．

第 3 章では，日露戦争前後の社会変動を背景として，神戸戦役紀念保育会の成立と運営を中心に，都市における慈善・感化救済事業の展開と，生江の社会事業観の形成過程を検討した．戦役紀念保育会は，出征軍人家族の救護を出発点としつつ，保育・衛生・教育を含む総合的な児童保護事業へと展開した点に特徴がある．本章では，同会が民間慈善としての性格を保持しながらも，地域社会の支持を得て制度化へと接続する契機を内在させていたことを明らかにした．神戸での経験は，国家主導でも私的慈善でもない社会事業のあ

り方を模索する契機となり,生江の社会事業観の形成と転換において重要な位置を占めた.

第 4 章では，第 2 回欧米視察（1908–09）を通じて，生江の社会事業思想が，個別的救済から都市社会全体を対象とする社会行政理解へと転回・深化した過程を検討した．ヨーロッパにおける都市自治，社会改良運動，田園都市構想等の視察経験を分析した結果，生江は社会問題を個別制度の問題としてではなく，都市生活の構造的問題として把握する視座を獲得したことが明らかとなった．この時期に，社会事業を都市空間と生活環境に働きかける総合的社会構想として捉える理解，および自治を通じた市民形成という理論的基盤が形成された.

第 5 章では，近代日本における社会事業の成立を，制度の導入としてではなく，慈善を支えてきた倫理的前提と公共性の再編過程として捉え，その転換における生江の役割を検討した．慈善の思想的系譜，生江の慈善批判，さらに内務省嘱託としての実践を分析した結果，生江は慈善の倫理的動機を否定したのではなく，それを民主的・集合的責任としての制度的公共性へと再編成する構想を提示していたことを明らかにした.

第 6 章では,『社会事業綱要』を中心に，生江における貧困の表象と救済規範を分析した．貧困の類型化，すなわち自然貧・個人貧・社会貧の整理，ディヴァインとの比較，および講義録の検討を通じて，生江の貧困観は欧米理論の単なる受容ではなく，日本的文脈に即した再構成として形成されていたことを明らかにした．さらに，生江は制度的保障を前提としつつも，専門的判断と人格的責任を担う社会事業家の役割を重視し，貧困を社会全体の公共的課題として構想していた.

第 7 章では，世界恐慌から満州事変に至る昭和前期の社会的危機のもとで，制度への包摂と倫理的抵抗との緊張関係を検討した．内務省辞職後，生江は日本基督教連盟の社会信条の制定および実施促進に関与し，救護法実施促進運動にも積極的に加わった．これらの活動から，生江がキリスト教社会事業家としての原点に立ち返りつつ，社会的危機に対して発言と実践を継続していたことが明らかとなった．一方で，次男健次の逮捕を契機として，国家統制の強化のもとでその思想は制約を受け，限界を露呈することとなった.

第 8 章では，麻薬中毒者救護会の活動と戦時厚生事業を対象として，戦時期における生江の社会事業実践の可能性と限界を検討した．総力戦体制の進行により，社会事業が国家動員の一環として制度化・統制される一方で，生江は在日朝鮮人や中国における麻薬問題に対し，日本人の加害責任を自覚しつつ救護活動を継続した．分析の結果，麻薬中毒者救護会の事業は，国家総動員体制への制度的包摂と，それに対する倫理的緊張とが交錯する場において展開されていたことが明らかとなった．この意味において，戦時期の生江の社会事業は，近代日本における社会事業の可能性と同時にその限界を体現するものであり，制度と倫理の緊張関係のなかで展開された歴史的実践として位置づけられる.

終章では，本研究の分析結果を総括した．本研究により，第一に，生江の社会事業理解は，国家と民間，制度と倫理，公共性と個人の道徳的自律を調整する実践的領域として形成されていたこと，第二に，欧米視察は制度導入の経験ではなく，価値と主体の翻訳過程であったこと，第三に，その思想は倫理的使命と制度的要請との緊張関係を内在させていたことが明らかとなった．以上を通じて，本研究は，近代社会事業を単なる制度化の進展としてではなく，異なる価値体系を調整し，再編成する過程として捉え直した．さらに，生江という個別事例の分析を通じて，近代日本の社会事業思想が，人間の救済を志向する

倫理と，社会を制度的に編成しようとする実践的課題とのあいだで形成されていたことを明らかにした.

文献

生江孝之（1912）『欧米視察 細民と救済』博文館.
生江孝之（1915）『泰西に於ける自治民育美談』洛陽堂.
生江孝之（1923）『社会事業綱要（初版）』巌松堂.
篠崎篤三ほか編（1938）『生江孝之君古稀記念』生江孝之君古稀記念会.
生江孝之先生自叙伝刊行委員会編（1958）『わが九十年の生涯 生江孝之口述』日本民生文化協会.

Abstract of Doctoral Dissertation

SURNAME, Firstname : OGIWARA, Sonoko

【Title】

Takayuki Namae's Social Welfare Thought: The Reception of Western Social Welfare Thought and Its Development in Modern Japan

【Abstract】

This study aims to clarify how the social welfare thought of Takayuki Namae (1867–1957), a social work practitioner in prewar Japan, was formed and reconstructed through historical experience, intellectual conditions, and practical challenges. Previous studies have positioned Namae's activities within institutional history or biographical accounts. However, there has not yet been sufficient comprehensive examination of the process of his intellectual formation in relation to the reception of Western social welfare, the institutionalization of social welfare in modern Japan, and the transition from charity to social welfare. Therefore, this study positions Namae's experiences of overseas investigation in the United States and Europe as important moments in the formation of his thought, and analyzes the development of his social welfare thought from the perspectives of the interaction among thought, practice, and institutions, as well as the context of international exchange.

The Introduction presents the research framework for examining Namae's social welfare thought. This study understands Namae's conception of social welfare not as a simple reception of Western institutions, but as a process of reconstruction in accordance with the historical and institutional context of Japanese society. On this basis, it presents a perspective that regards the transition from charity to social work not as a rupture, but as a continuous process in which ethics, publicness, and institutions were reorganized.

Chapter 1 examines the historical and intellectual conditions under which Namae's early thought was formed, against the background of social change during the formation of the modern state. The analysis shows that the ethical foundation supporting his later social welfare thought was formed through the dissolution of the former samurai class after the Boshin War, his acceptance of Christianity, and his encounter with the modern prison system.

Chapter 2 examines how Namae came to understand charity and relief according to certain institutional principles through his first overseas investigation in the United States and Europe from 1900 to 1904, especially through his study in the United States. Namae visited prisons, reformatories, juvenile justice institutions, and settlements in various parts of the United States, where he encountered advanced ideas and practices concerning correction and reformation. This experience of investigation was not a process of simply transplanting charitable and relief

institutions, but rather a process through which he acquired principles for organizing society and responding to social problems.

Chapter 3 examines the development of urban charity and reformative relief work and the formation of Namae's view of social welfare, focusing on the establishment and management of the Kobe War Commemorative Day Nursery Association against the background of social changes before and after the Russo-Japanese War. The Association began as a relief project for the families of soldiers who had gone to war, but it was distinctive in that it developed into a comprehensive child protection project that included childcare, hygiene, and education. This chapter shows that, while retaining its character as a form of private charity, the Association also contained within itself the possibility of connection to institutionalization through support from the local community. Namae's experience in Kobe became an important opportunity for him to explore a form of social work that was neither state-led nor merely private charity, and it occupied a significant place in the formation and transformation of his view of social welfare.

Chapter 4 examines how Namae's social welfare thought shifted and deepened from individual relief toward an understanding of social administration directed at urban society as a whole, through his second overseas investigation in the United States and Europe from 1908 to 1909. By analyzing his observations of urban self-government, social reform movements, and the garden city movement in Europe, this chapter shows that Namae acquired a perspective that understood social problems not as matters of individual institutions, but as structural problems of urban life. During this period, he formed an understanding of social work as a comprehensive social vision that intervened in urban space and the living environment, as well as a theoretical foundation for the formation of citizens through self-government.

Chapter 5 examines Namae's role in the transition from charity to social work by understanding the establishment of social work in modern Japan not as the mere introduction of institutions, but as a process of reorganizing the ethical premises and publicness that had supported charity. Through an analysis of the intellectual genealogy of charity, Namae's critique of charity, and his practical work as a commissioned official of the Home Ministry, this chapter shows that Namae did not deny the ethical motivations of charity. Rather, he presented a vision for reorganizing them into institutional publicness based on democratic and collective responsibility.

Chapter 6 analyzes Namae's representation of poverty and norms of relief, focusing on *Shakai Jigyo Koyo / An Outline of Social Welfare.* Through an examination of his classification of poverty into natural poverty, individual poverty, and social poverty, a comparison with Devine, and an analysis of his lecture records, this chapter shows that Namae's view of poverty was not a simple reception of Western theory, but was formed as a reconstruction suited to the Japanese context. Furthermore, while presupposing institutional security, Namae emphasized the role of social workers who bore professional judgment and personal responsibility, and he conceptualized poverty as a public issue for society as a whole.

Chapter 7 examines the tension between inclusion within institutions and ethical resistance under the social crises of the early Showa period, from the Great Depression to the Manchurian Incident. After resigning from the Home Ministry, Namae became involved in the formulation and

promotion of the Social Creed of the National Christian Council in Japan, and also actively participated in the movement to promote the implementation of the Poor Relief Law. These activities show that Namae, while returning to his origins as a Christian social work practitioner, continued to speak and act in response to social crises. At the same time, triggered by the arrest of his second son Kenji, his thought came to be constrained under the strengthening of state control, revealing its limitations.

Chapter 8 examines the possibilities and limitations of Namae's social work practice during wartime, focusing on the activities of the Association for the Relief of Drug Addicts and wartime welfare work. As the total war system advanced, social work was institutionalized and controlled as part of national mobilization. At the same time, Namae continued relief activities in response to drug addiction among Koreans living in Japan and to drug problems in China, while recognizing Japanese responsibility as perpetrators. The analysis shows that the activities of the Association for the Relief of Drug Addicts developed in a field where institutional inclusion within the national mobilization system and ethical tension against that system intersected. In this sense, Namae's wartime social work embodied both the possibilities and the limitations of social work in modern Japan, and can be positioned as a historical practice developed within the tension between institutions and ethics.

The Conclusion summarizes the findings of this study. First, it demonstrates that Namae's understanding of social work was formed as a practical field that mediated between the state and the private sector, between institutions and ethics, and between publicness and individual moral autonomy. Second, it shows that his overseas investigations were not experiences of institutional importation, but processes of translating and reconfiguring values and forms of agency. Third, it clarifies that his thought contained an inherent tension between ethical mission and institutional demands. Through these findings, this study reconsiders modern social welfare not merely as the progress of institutionalization, but as a process of coordinating and reorganizing different value systems. Furthermore, through the analysis of Namae as an individual case, this study clarifies that social welfare thought in modern Japan was formed between an ethics oriented toward the relief of human beings and the practical task of institutionally organizing society.

目次

序章 **6**

第１節　問題の所在 6
第２節　先行研究と課題 7
1. 自叙伝・評伝等について 7
2. 社会福祉史の視点 7
3. キリスト教と社会事業の関係 15
4. 戦後世代による批判的研究 16
5. 教育史・保育史の視点 16
6. 先行研究の到達点と課題 17
第３節　研究目的と研究課題 17
1. 研究の目的 17
2. 研究課題 18
第４節　研究の視点と方法 18
1. 研究の視点 18
2. 研究の方法 19
第５節　時期区分 20
第６節　本論の構成 23
第７節　研究の意義 24

第１章　近代国家形成期における生江孝之の思想形成 **26**

第１節　キリスト教の受容 27
1. 戊辰戦争と生江家の没落 27
2. 仙台におけるキリスト教伝道と受洗 30
3. 東京英和学校時代 33
第２節　北海道監獄改良事業と青山学院での学び 37
1. キリスト教宣教師の通訳として 37
2. 札幌教会の伝道と苦悩 37
3. 樺戸教会と集治監 38
4. 青山学院神学部時代 41
第３節　本章の考察 42
1. 士族層解体の経験と生活困窮の認識 42
2. キリスト教受容と人格的倫理の形成 42
3. 監獄経験と制度・生活環境への視点 42
4. 社会事業思想の前史としての意義 43

第２章　第１回欧米視察と社会事業思想の形成 **44**

第１節　アメリカへの留学 45
1. 留学の背景と動機 45

2. 経路・訪問先施設 46
3. ニューヨーク慈善組織協会の夏期講習会 49
4. 大阪毎日新聞への寄稿 55
5. ボストン大学における思想的模索 59
第2節 ヨーロッパ視察の背景と訪問先（1903-04） 62
1. 視察の背景と経路 63
2. スコットランドの感化事業 68
3. バーナードの児童救済運動 87
4. 救世軍の社会事業 98
第3節 本章の考察 104
1. 感化・監獄改良から都市における貧困・社会問題への視野の拡大 104
2. キリスト教信仰と人間理解，感化事業 104
3. 人格的接触と専門的教育の結合 105
4. 近代的な慈善・救済の原理と具体的な運営を理解する視点 106

第3章 日露戦争後の神戸戦役紀念保育会 108

第1節 日露戦争の勃発 109
1. 日露戦争と社会 109
2. 内務省と慈善・感化救済事業 109
第2節 戦時保育所と生江孝之 112
1. 感化船事業計画の頓挫 112
2. 神戸市婦人奉公会 113
3. 戦役紀念保育会の設立と運営 114
4. 細民と部落 116
第3節 本章の考察 121
1. 戦時保育所の成立と民間慈善・行政的承認の交錯 121
2. 欧米社会事業に関する生江の知見の先駆性 122
3. 歴史的制約 122
4. 神戸における経験から社会事業思想形成への接続 123

第4章 第2回欧米視察と社会行政の理解 124

第1節 視察の背景と経路 125
1. 視察の背景と動機 126
2. 経路・訪問先 127
第2節 イギリス田園都市論の受容 129
1. イギリス田園都市の背景 129
2. ハワードと生江の交流 131
第3節 都市における自治と市民形成 141
1. 都市行政の運用と市民参加 141
2. 模範工場と労働者の人格形成 144
第4節 救貧における国家と社会 146

1. 貧民窟の踏査 146
2. 救貧法・社会立法に対する評価 148
3. 生江における社会の発見 149
第5節 本章の考察 151
1. 第2回外遊の性格：個人的研鑽と社会行政調査の交錯 151
2. 慈善・感化救済から都市社会行政へ 151
3. 田園都市論の社会事業的受容 151
4. 自治理解と市民形成 151
5. 社会事業思想の転換点としての第2回外遊 151
第5章 近代的社会事業の展開と制度化 153
第1節 慈善から社会事業へ 154
1. 日本社会における慈善救済の系譜 154
2. 慈善救済の近代化 156
3. 内務省地方局嘱託として 161
第2節 第一次世界大戦後の社会変動と社会事業の制度化 166
1. 第一次世界大戦後の社会 166
2. 社会事業教育の開拓者として 168
3. 慈善救済の再編成と近代社会事業の創出 170
第3節 慈善から社会事業への再編成 175
1. 慈善・救済の倫理的基盤と公共性の限界 175
2. 慈善批判の核心 176
3. 施与関係から人格承認へ 176
4. 行政・民間・教育を媒介する制度化の媒介者 176
5. 小括：慈善から社会事業への再編成の意義 176
第6章 社会事業の対象としての貧困の表象と救済規範 178
第1節 社会事業と貧困 179
1. 『社会事業綱要』の誕生 179
2. 社会事業の定義 182
第2節 貧困の諸形態と救済の価値・規範 189
1. 社会事業の対象としての貧困問題 190
2. 自然的要因の理解と社会事業への反映 191
3. 近代における自由と個人 198
4. 現代社会における貧困 209
第3節 救貧から防貧へ：貧困救済の方法と生活保障の構想 211
1. 窮民処遇と最低生活の保障 212
2. 委員制度と個別処遇 215
3. 防貧論としての経済的保護事業 220
第4節 本章の考察：社会事業の対象論としての貧困と救済規範 222
1. 欧米社会事業論の受容と日本的再編成 222

2. 貧困の分類における救済責任の構造 222
3. 救貧事業の社会事業化と人格的処遇 223
4. 防貧論における生活保障の萌芽 223
5. 社会連帯責任の意義とその限界 223

第７章　社会事業の危機と抵抗 224

第１節　世界恐慌から満州事変へ 225
1. 関東大震災と世界恐慌 225
2. 満州事変と 2・26 事件 225
3. 恤救規則の改正と救護法制定 226
第２節　キリスト者としての抵抗 227
1. 日本基督教連盟と社会信条 227
2. 菊池酉治と日本基督教連盟 228
3. 細民部落と融和事業 228
4. 『日本基督教社会事業史』の出版 236
5. プロレタリア文学運動への弾圧と健次の逮捕 238
第３節　本章の考察 243
1. 社会事業の制度化と国家統制の進行 243
2. 救済責任の主張と統制的論理の併存 243
3. キリスト教的人間観に基づく社会事業観 243
4. 国家主義と唯物主義への倫理的抵抗 244
5. 健次の逮捕と思想的緊張の家庭内化 244
6. 生江社会事業思想の射程 244

第８章　麻薬中毒者の救済と戦時厚生事業 245

第１節　日中戦争からアジア・太平洋戦争へ 246
1. 日中戦争からアジア・太平洋戦争へ 246
2. 戦時体制と植民地社会事業 246
第２節　麻薬中毒者救護会の取り組み 250
1. 阿片からみる植民地戦争 250
2. 麻薬中毒者救護会の展開 252
3. 戦時体制の終焉 259
4. 戦後社会福祉への継承 261
第３節　本章の考察 265
1. 戦時厚生事業への包摂と社会事業の変質 265
2. 麻薬中毒者救護会における救済倫理と統治性 265
3. 加害責任の自覚とその限界 266
4. 生江思想における「社会」の到達点 266

終章 268

第１節　本研究の目的と課題の確認 268

第2節　各章の総括……268
第3節　研究課題への応答……269
1.　生涯における経験と実践を通じた社会事業思想の形成……269
2. 慈善から社会事業への再編成を促した媒介者としての役割……271
3. 戦時体制下における内在的緊張と葛藤……272
第4節　本研究の学術的意義と課題……273
あとがき……274
文献……275
邦語文献……275
欧文文献……285
史料一覧……288
図表出典一覧……288
生江孝之年表……315
注……328

序章

第1節　問題の所在

生江孝之（1867-1957, 以下生江）は，近代日本社会事業教育・研究の形成に深く関与した人物であり，キリスト教的信仰を基盤とした社会事業家として位置づけられてきた．戦後の社会福祉研究の歩みを指導してきた一番ヶ瀬康子（1927-2012）は，日本女子大学校において生江の指導を受けた世代に属し，戦後の社会福祉研究を牽引した研究者であった．しかし，近年の社会福祉教育において，戦前日本の社会事業家としての生江の思想と実践が体系的に論じられる機会は，必ずしも多くない．そのため，はじめに生江の生涯について簡潔に記しておきたい．

生江は，1867 年仙台藩青葉城下の土樋に生まれた．1886 年アメリカ北部メソジストの宣教師シュワルツ（Schwartz Herbert Woodworth，1857-1921）との交流を通して，アメリカメソジスト監督教会日本年会監督ハリス（Harris Merriman Colbert，1846-1921）より洗礼を受けた．1899 年に青山学院神学部を卒業後，1900 年渡米し，ニューヨーク慈善組織協会の夏期講習会の全課程を修了，ボストン大学大学院でディヴァイン（Edward T. Devine, 1867–1948）に師事した．1904 年帰国後，神戸戦役紀念保育会の経営に尽力した．

1908 年に渡欧し，イギリス・ドイツ・フランス・オランダ・スイス・ベルギー・デンマーク・スウェーデンの社会事業と社会行政を視察した．イギリスでは，日本人としては初めて田園都市レッチワースの建設者 E. ハワード（Ebenezer Howard，1850-1928）と親しく交流した．1909 年に帰国後，中央慈善協会の発行する雑誌『慈善』の編集に従事し，内務省嘱託として社会政策と社会事業の近代化に貢献するとともに，日本女子大学校社会事業学部教授として教育に携わり，恩賜財団済生会の理事として医療社会事業を開拓するなど，幅広い領域で活躍した．

1925 年にオーストラリアとニュージーランドを視察した後，台湾，朝鮮，関東州，旧満州，満州国，中国占領地など東アジア植民地における社会事業を視察した．1933 年麻薬中毒者救護会を設立し，麻薬中毒者の救済に取り組んだ．1957 年死去．主著に『欧米視察――細民と救済』（1912 年），『社会事業綱要』（1923 年），『日本基督教社会事業史』（1931 年）がある．そのほか，自叙伝として『生江孝之君古稀記念』（1938 年），『わが九十年の生涯 生江孝之口述』（1958 年）がある．

従来，生江は戦前日本を代表する社会事業家であり，日本の慈善救済の近代化に貢献したことが，高く評価されてきた．一方で，その思想と実践は戦時体制や植民地支配，ジェンダー，優生思想といった問題と交錯し，必ずしも一貫した評価に収斂していない．

こうした評価の多義性は，生江の思想形成が，単なる欧米社会事業の理念の導入や，キリスト者としての信条にとどまらず，国内外の社会問題への応答，制度形成への関与といった複数の契機が重層的に作用する過程であったことを示している．

しかし，生江の関与した社会事業やその言説は，研究上断片的に言及されることが多く，その全体像については必ずしも十分に明らかにされていない．生江の神戸戦役紀念保育会や恩賜財団済生会の理事としての働き，内務省嘱託として果たした役割，日本女子大学校における社会事業研究・教育への貢献から晩年の戦時厚生事業と植民地社会事業への関与，麻薬中毒者の救済など，特定の時期と個別の専門領域に即してテーマを限定してもなお，生江を研究対象とする場合には，膨大な文献と史料にあたらなければならない．

こうした制約のもとで，生江研究においては，篠崎篤三ほか編『生江孝之君古稀記念』（生江孝之君古稀記念会，1938 年，以下『古稀』と表記），『わが九十年の生涯 生江孝之口述』（日本民生文化協会，1958 年，以下『生涯』と記す），および一番ヶ瀬による評伝・解説（一番ヶ瀬 1983b）が，基本文献として位置づけられてきた．その後，生江の思想・実践・教育・制度形成への関与を総合的に検討する本格的な人物研究は，なお十分に蓄積されていない．

生江の生涯と社会事業の展開を跡づけることは，近代日本社会事業の形成過程と，現代社会福祉との歴史的連続性を再考するうえで重要である．本研究では，生江を「社会事業の父」という神話的イメージに固定化するのではなく，複数の社会構想の間で思考と実践を調整し続けた主体として捉える．そのため，本研究は，生江の思想を著作や理論のみに即して抽象的に検討するのではなく，キリスト教受容，欧米視察，神戸における実践，内務省嘱託としての制度形成への関与，済生会，日本女子大学校等における社会事業教育への関与，さらに戦時厚生事業や植民地社会事業との関係を含む生涯史の中で考察する．したがって，本研究は，生江の包括的評伝そのものを目的とするものではない．むしろ，評伝的手法を方法として用いながら，生江の経験と実践を通じて，慈善・救済が近代日本においてどのように社会事業へと再編されたのかを明らかにする思想史的研究である．

第2節　先行研究と課題

本節では，本研究の分析対象である生江に関する先行研究を整理し，その到達点と課題を明らかにする．

1.　自叙伝・評伝等について

生江の評伝については，『古稀』『生涯』，一番ヶ瀬による一連の評伝・解説（一番ヶ瀬 1971a・1971b・1974・1983・1996・2003），小笠原宏樹『福祉に生きる 29 生江孝之』（大空社，1999），中西良雄による生江の人物紹介（中西 2006）などがある．この中で，一番ヶ瀬の評伝ほど，生江の生涯と著作の全体像を的確かつ首尾よく解説したものはない．一番ヶ瀬は日本女子大学校で生江の教えを直接受けた学生の一人でもあった．

また，2014 年 9 月に学術出版会から刊行された『生江孝之著作集』には，津曲裕次編解説・年譜が収録されており，第 1 巻『欧米視察と細民』（以下『欧米』と表記），第 2 巻『自治経営美談』（以下『自治』），第 3 巻『泰西に於ける自治民育美談』（以下『泰西』），第 4 巻『社会事業綱要』（以下『綱要』），第 5 巻『新しき国新西蘭と濠州』（以下『新国新濠』），第 6 巻『生江孝之君古稀記念』（以下『古稀』）を収録している．

2.　社会福祉史の視点

社会福祉史研究では，吉田，池田をはじめとする先行研究が，生江について言及してきた（吉田 1979・1989・1995；吉田・一番ヶ瀬 1982；池田 1986・2011；木村 1979；池本 1995；寺脇 2007；永岡 2022）．

近代日本における社会事業は，西洋の慈善・社会福祉思想を受容・翻訳しつつ，日本の国家体制・思想的背景のなかで独自の展開を遂げた過程をもつ．

(1)　慈善・博愛から社会事業へ

①　慈善の語義と慈善・博愛事業

慈善という語は，漢語として唐代に初出し，宋代以降，慈善坊・慈善院などの制度を通じて社会的実践として定着した．日本では江戸後期に用語として定着し，「慈」「善」は仏教徳目語に由来する．明治期には，西洋の charity と philanthropy の訳語として「慈善」が充てられた．

西洋世界における慈善（charity）は，キリスト教における神の愛と隣人愛を指すのに対し，博愛（φιλανθρωπία, philanthropy）は古代ギリシャ語（philo- 愛する, anthropos 人類）に由来し，宗教的規範性から離れたより広い人類愛に基づく行為を意味する．しかし，ルネサンス期の人道主義は，神中心から人間中心へと思想を転換するものであり，キリスト教の世俗化を促進した．

一方，日本における慈善は，地域共同体の相互扶助，儒教，仏教の基層の上にカトリック・プロテスタント宣教による救済の系譜が連なっており，西洋とは異なる状況のもとで発展してきた．

儒教における慈善は個人の徳性の発露であると同時に，古代社会における統治の正当性を可視化する政治的実践であった．『論語』における「仁者，愛人」（顔淵篇）や，『孟子』における「惻隠の心，仁の端なり」という命題は，弱者への配慮を仁の根源とし，それを徳治的救済と結びつける理論的枠組みを提供した．

これに対して，仏教的救済は「慈悲」を根本徳とし，苦を抜き（悲）楽を与える（慈）という宗教的救済理念に基づいて展開された．四無量心や四恩（父母の恩，衆生の恩，国王・国土の恩，三宝の恩）思想に示されるように，慈悲は特定の身分や関係性を超えて衆生一般に向けられる普遍的救済となり，布施や施行は生きとし生ける者である衆生に慈悲を向ける菩薩の実践として，成仏への道に位置づけられた（吉田 1995：24）．

さらに，秋田感恩講に見るように，講や頼母子講に代表される地域的共済も存在した．

加えて，キリスト教思想を基盤とする慈善事業は，戦国期のカトリック宣教から幕末・明治期のプロテスタント宣教に至る過程で，施療事業，孤児院，学校などの形態を通じて多彩な形で展開された．明治期には，キリシタン禁令の高札撤去（1873）に伴い，各教派が医療・教育・貧民救済に組織的に関与し，近代的社会事業の形成に重要な役割を果たした．

近代日本における慈善・博愛は，こうした異なる系譜を持つ概念が合流し，翻訳と再定義を通じて形成された重層的な概念であった．それゆえ，慈善から社会事業へ，という社会福祉学における通説的理解は，キリスト教という共通文化を持つ西洋とは異なる文脈で，一つの含意を持った．

②　感化の語義と感化救済

生江は，「感化」の語源について経書・漢籍に由来すると論じた（生江「我国に於ける感化院の起源及び「感化」の語源に就て」『社会事業』1927 年）．

生江は，儒教の古典・経書『易経』系の『周易』から「咸，感也．云天地感．而萬物化生．聖人感人心而天下和平」（天地が感応して万物が生まれる．聖人が人の心を感動させると天下が平和になる），『晋書』華譚伝から「今誠風教大同．四海無虞．人皆感化．去邪從正」（今はまことに風俗と教化が広く一致し，天下は安らかで心配がない．人々はみな感化され，邪な道を去って，正しい道に従うようになった）などを引用し，「感化」とは，外部から力で押さえつけ矯正することではなく，人の心に働きかけ，内側を動かし，その結果として行いや性質をよい方向へ変化させることであると述べた．

感化院が，非行少年を教え導くことを施設の理念として掲げたように，感化には，非人道的な環境から少年を保護・教育するという肯定的な側面を持つ．一方で，『北史』の「有大駮食猛獣．咸

以爲化感所致」（猛獣までもおとなしくなるのは，感化の結果である）を引用するように，獣を飼い慣らす意味にも通じる．

感化救済事業は，第二次桂内閣の「戊辰詔書」に基づき内務省地方局が提唱したもので，日露戦争後の国民統合に向けた政策転換として地方改良運動と合わせて提唱された（池田・池本 2002：140）．それは「社会政策・社会事業を道徳的教化で代置させる働き」（池本 2007）であり，地域の自治自営を国家が指示し，国民に防貧を説くものだった．19008 年の感化法の改正を起点に，内務省主催の感化救済事業講習会が開催され，講習会閉会後に中央慈善協会が設立された．感化救済事業期における政治的意図と，宗教的基盤を異にする諸実践が相互に接触するなかで，救済をめぐる社会的な共通理解を形成していく場が生まれたのである．1910 年代半ばまで続くこの時期を，感化救済事業の時代と捉えることができる（吉田 1981；田澤 2007）．

③　社会事業

第一次世界大戦後の米騒動と関東大震災は，日本社会に衝撃を与えた．すでに政治・経済・社会のあらゆる領域で近代化が推し進められた結果，貧富の差が拡大し生活困窮者が拡大していた．恤救規則を支える儒教的徳治主義と，地域的共済を支える仏教的慈悲の精神，西洋のチャリティとフィランソロピーを輸入したキリスト教的人類愛の精神では，人々が自らの生活困窮に対応することはもはや困難となった．

大正デモクラシー期における民主主義と労働運動・社会運動の高揚も，社会事業の時代を特徴づけた．戦前期において，最も個人の自由が開花し社会的連帯が形成されつつあった時代といえよう．

慈善・博愛を，前近代的かつ福祉国家成立以前の状況を示す存在として，高島はイギリスにおける社会福祉の歴史を 3 つの段階を通して論じた．すなわち，19 世紀末までの救貧法と慈善事業の段階から，20 世紀初頭における自由党の社会改良による労働者保護政策の発展と社会事業の段階，第 2 次世界大戦後の福祉国家改革とその一環としての社会福祉の段階の発展という三段階論である（高島 1995：7）．その際，「貧困が個人の努力不足，非道徳的な習慣や性癖の産物と見られた」救貧法や慈善事業と異なり，社会事業は「貧困を社会的な産物とみて救済を組織的に，科学的に追求する」（高島 1995：7）段階という歴史観が提示された．

イギリスにおける社会福祉の歴史を描いた高島の歴史観は，その後のチャリティ史研究や福祉国家史研究において再検討されているものの，90 年代まで，高島のイギリス社会福祉史観は，日本の社会福祉研究において包括的な参照枠の一つであった．

以上の議論は，慈善・救済の近代化を理解するうえで重要であるが，生江個人の経験・実践・制度形成を通じて，それがどのように思想形成へと結びついたのかはなお検討を要する．

(2)　慈善・救済の近代化をいかに捉えるか

①　近代化とは何か

本研究において近代化に関する先行研究の議論を確認するのは，慈善・救済の近代化を単なる進歩や制度発展としてではなく，人間の解放と管理，救済と統治，自由と規律が同時に進行する歴史的過程として捉えるためである．まず，ウェーバーによる合理化とマルクスの人間疎外，フーコーの知と権力に関する議論を簡潔に参照する．

ウェーバーにおいて，近代化とは人間が宗教や伝統から解放され，合理的に世界を把握し社会を組織する過程であると同時に，その合理性そのものに人間が束縛されていく過程でもあった．

ウェーバーは，社会を，目的と動機，意味を持って行為する人間相互の関係でありながら，行為は次第に合理化された制度に絡め取られていくものとして見ていた．社会は人間の意味ある行為か

ら成立する．ゆえに，人間の行為の意味を読み解かなければ，社会を理解することはできない．しかしながら，その人間行為は，近代社会において巨大な制度や組織によって縛られていくことになる．このようなウェーバーの社会観は，経済の動向だけで社会を説明することはできないという立場の表明であった．

一方マルクスにおいて，近代化とは資本主義的生産様式の成立過程である．近代社会は生産力を飛躍的に発展させるが，労働者を疎外し階級対立を激化させる．

他方，フーコーは，人間を規律訓練化し管理・統治する制度を発達させていく権力技術の変容の過程として近代化を捉えた．重要なのは，近代が非合理性を克服したのではなく，正常／異常を区別する制度的なまなざしを作り出したという点である．フーコーは，『監獄の誕生』で近代刑罰の変化を分析し，刑罰が身体に直接苦痛を与える公開処刑から監視，訓練と評価を通じて人間の行動を矯正するものへと変化したことを論じ，これを「規律訓練権力」と呼んだ．

フーコーの研究は，正常，健康，犯罪，性，主体といった概念が歴史的に作られたものであることを示した．フーコーは，社会を，人々の行為や自己理解を一定の方向へ導く権力関係の網の目として捉えた．近代以降，人々は自分で自分を監視し，自発的に服従するようになる．

ウェーバー，マルクス，フーコーに共通するのは，近代化を単なる進歩の過程や人間の解放としてではなく，人間の自由を拡大しながら，同時に新たな支配形式を生み出す過程として捉えている点である．ウェーバーは合理化による制度的拘束を，マルクスは資本主義による階級支配と疎外を，フーコーは知と権力による主体形成を問題にした．近代化とは，前近代的な古い要素を克服した進歩的な時代ではなく，解放と支配，自由と管理，生産力の発展と人間疎外が絶え間なく生じる歴史的過程である．

明治の日本人にとって，近代とは西洋近代であった．西洋近代を目指し，欧米列強諸国との関係において現実の日本の位置を確かめる思考様式は近代化論争へと発展し，日本近代の特殊性や不完全性，前近代性という認識が形成された．

丸山眞男（1914-96）は，日本政治思想史を分析する中で，「近代的思惟」「近代的人格の確立」について論じ，日本では近代的主体が十分に育たなかったと述べた．丸山の指摘は，近代化論争の中心的問題意識である．さらに，大塚久雄（1907-96）は，西欧近代との比較から市民社会論を提起し，近代化の基礎には社会内部に自立した経済主体や市民的精神が育つ必要がある，と論じた．

戦後近代化論争の前提には，戦前から続く講座派と労農派の日本資本主義論争があった．日本資本主義の前近代性や半封建制を重視し，天皇制国家や地主制が近代化を歪めたと見る講座派に対して，明治維新後の日本は資本主義社会であり，ブルジョア革命は達成されていたと見るのが労農派であった．しかし，現在の歴史学研究では，日本近代を遅れた近代と見るよりも，西洋の制度を受容しつつ，天皇制・家制度，地域共同体，帝国主義・資本主義の動きが絡み合いながら形成された独自の近代として捉える傾向が主流である．

勤勉，倹約，謙譲，孝行といった，近代日本社会において強力な規制力をもった生活規範を安丸良夫は「通俗道徳」とし，広汎な人々を規制していくメカニズムを「通俗道徳のワナ」（安丸 1974：7）と呼んだ．すなわち，人びとを競争へと駆り立て成功者と敗者に二分する近代社会の規範は，貧乏で不幸な人間を富や幸福からだけでなく道徳からも疎外された存在として，冷ややかな評価を下す．そして，弱い立場に置かれたものは成功しようとすればするほど通俗道徳のワナにかかり，かえって支配秩序を安定化させる方向に作用する，というのである．安丸によれば，通俗道徳はイデオロギー的幻想でありながら，巨大な抑圧的な力として人々の生の在り方に作用した，と述べる．

② 慈善・救済の近代化と社会事業

高島と同様に，人間の自由と自律の関係において社会福祉の歴史を三段階で論じたのは池田敬正であった（池田 1986；池田・池本 2002）．

池田によれば，第一段階（前近代）は，人間は自らの自由を神に委ね，共同体によって個人が規制される時代である．人間の自由と価値は共同体による抑圧構造の下に規制される．

第二段階（近代）は，自然権的自由の形成とともに，共同体規制や身分制支配から個人が解放される時代である．近代的自由は人間を理性的存在たらしめるが，自由競争の激化が多くの人の不自由をもたらす．こうして，個人の独立によって解体させられた社会共同は，自己と他者の競争・対立の関係の克服を求める．この時，それまで支配され差別されてきた人々が，社会的に自律し，社会を全体として認識することによって「社会」が発見される．

第三段階（現代）は，近代において確立された個人の自由を，全ての人に拡大するための努力を，社会的に編成する時代である．現代における「社会」とは，人為的な調整や共同の努力の対象として発見される．自然権的自由に基づく社会権が保障されることによって，全ての人が市民としての人間的自由を確立するためには，自由競争がもたらす社会的不平等を克しなければならない．それゆえ，現代においては「自らの生活を自力で営むことを要請され生活困難に落ち込んだ人びとが，自律的な結集を通じて社会的不平等克服の努力を国家的に編成」する，自由に基づく社会共同の再生を担う制度・実践として社会保障，社会福祉，ソーシャルワークが成立する．

こうしたカントにおける自律的自由やヘーゲルの弁証法歴史観に裏づけられた池田の研究は，現在でも引用され続ける古典的名著である．また，「社会」の発見が近代の指標として追加されていることが確認できる．こうした議論は，自由の拡大という大きな歴史認識の枠組みを示すものであるが，論理形成が先行し，やや抽象的になりやすい．

吉田は「慈善救済思想の近代化とは，幕藩体制下の教学であった近世的儒教的仁政仁愛思想（仏教も含めて）から，統一国家の救済思想，そしてボランタリーとしての慈善思想を創出すること」と述べた（吉田 1989：303）．吉田は，仏教的な色彩の濃い日本社会事業史における近代とは何であったかを通史として描いた．

近代社会事業は社会化・組織化・専門化の過程として理解されてきた（菊池・清水・田中 2014）．社会事業は英語の"social work"を訳したものであるが，翻訳と定着の過程で，英米のソーシャルワークと異なり，社会政策を含むものとして理解された．欧米視察から帰国した内務官僚によって，近代的社会保障制度の前駆としての救貧法やさまざまな社会立法，社会保険制度，近代的ソーシャルワークも紹介され，専門家の養成も始まった．社会事業は専門性をもった官僚・国家・自治体・民間社会事業家の協働で行うものであるという近代的認識枠組みが形成されたのは大正期であった．

しかし，昭和初期になると，世界恐慌と 1937 年の日中戦争を契機に，38 年には国民精神総動員運動が展開され，社会事業も戦時体制に従属し国策遂行の手段とされた．この時期，厚生省の設立にみられるように国家による社会事業の統制化が進行し，社会事業は戦時厚生事業へと変質するとともに，植民地社会事業が展開された．

以上の先行研究を踏まえると，慈善と社会事業は単純に前近代と近代，私的救済と公的制度として対置されるものではない．本研究における慈善とは，困窮者，孤児，病者，出獄人などに対して，宗教的・道徳的動機にもとづいて行われる救済実践を指す．慈善は，個人的な同情，隣人愛，憐憫，施与と結びついて理解されてきた．しかし，生江が「慈善行為はこれ人間本能の発露である．しかしてそが継続的，組織的となりたる慈善事業はさらに奉仕的精神を有する．（中略）一人の個人と

して見，その個人の為に自己を捧げ之に尽すのである」（生江 1923：23）と述べたように，それは単なる恩恵的救済ではなく，キリスト教的な人格倫理，感化，教育，他者への奉仕から社会全体への福祉へと結びつくものであった．

本研究では，イギリスにおける実践を指す場合には主としてチャリティ・フィランソロピーの語を用い，日本における文脈では慈善・慈善救済事業という表現を用いる．

これに対して，本研究における社会事業とは，慈善的救済を含みながらも，それを近代日本の社会的・制度的文脈のなかで，より組織的，制度的，教育的，専門的に再構成した実践・制度および思想を指す．社会事業は，個別的な救済行為にとどまらず，貧困，児童，感化，出獄人保護，住宅，衛生，教育，社会行政，制度形成などを含む広い領域を対象とした．

したがって，本研究は，慈善から社会事業への移行を，慈善が社会事業によって単純に克服された過程としては捉えない．むしろ，慈善，感化救済，教育，自治，社会行政，制度形成といった諸要素が，近代日本の社会的・制度的条件のもとで組み替えられ，社会事業思想として再構成されていく連続的な再編過程として理解する．

(3)　貧困観の転換と社会事業の成立

従来，19 世紀末から 1920 年代にかけて起こった貧困観の旋回は福祉国家・社会事業成立の指標の一つとして理解されている．たとえば毛利は 19 世紀末から 20 世紀初頭のイギリスにおける自由主義的貧困観から新自由主義的貧困観への思想転換の歴史的意義について，自由主義の変容と福祉国家史との関連で考察している（毛利 1990）．「世紀転換期イギリスにおける貧困観の旋回―新自由主義による『社会的貧困』概念の構想―」において，毛利は自由主義的貧困観から福祉国家的貧困観への旋回過程を丹念に分析した．

ここで毛利は，イギリスにおける慈善組織協会の言説と活動を通じて自由主義的貧困観と慈善思想に接近している．毛利の整理によれば，自由主義的貧困観の特質は（1）個人主義，（2）道徳主義，（3）宿命論の三位一体的連関にあったという（毛利 1990：133）．19 世紀後半における慈善組織協会の基本的な指導理念は自助原則にあり，そのケース・ワークは個人主義，個別主義的方法を採用し，当該者が慈善に値するか値しないかを選別し差別するための基準と論理を発見するという要請に淵源していた（毛利 1990：154）．このような初期慈善組織協会のケース・ワークにおける社会的「環境」調査の欠落は，のちに厳しい批判にさらされた．

> 貧困の「個人問題」的理解が，救貧の私的ボランタリー制度を至高視させたのであるから，いまこの前提が崩壊するときボランタリズムへの固執―裏をかえせば国家介入への抵抗―もまた意味を失う．いまや国家が，のみならず，国家のみが，貧困問題担当の唯一の有資格者と宣言され，最高責任者に指名されるにいたった（毛利 1990：133).

毛利によれば，貧困の原因をもっぱら個人的欠落に帰す自由主義的＝個人主義的貧困観の知的・社会的呪縛からの解放事業は，失業問題の認識転換を旋回基軸として遂行されたという（毛利 1990：167）．ここで毛利は，貧困観の旋回を促進した新自由主義的社会観・国家観の特徴について論じ，貧困観の旋回がなければ今日の福祉国家はありえなかったと結論づけている．

同様に，朴は貧困問題が個人の怠惰に由来する道徳的問題であり，救済に値すると認められる貧民に対する最善の対処方法は私的慈善であると捉える自由放任的貧困観に対して，「（1）貧困は経済的現象であって，解決されうるし，解消されなければならない課題であり，（2）貧困を引き起こ

す要因に対処できる唯一の社会制度は国家であり，(3) したがって，貧困解消の責任は国家が負うと同時に，国家はその目的を達成するために努力しなければならない」という福祉国家的貧困観への転換の意義を主張する（朴 2004：139-41）．

一方，社会福祉史研究における貧困観の旋回の意義をめぐっては，主として「個人貧から社会貧」への移行として把捉され，日本における社会事業成立の指標の一つとしてその意味を付与されてきた．すなわち，米騒動が国家を揺るがし，第一次大戦後の恐慌後の失業問題が浮上することによって「社会事業」が成立するという解釈である（池田 1994；石田 1983；永岡 2003；吉田 2004）．

大正期に入ると，河上肇の『貧乏物語』（1917）をはじめ，民本主義者の吉野作造（1878-1933），福田徳三（1874-1930），左右田喜一郎（1881-1927），牧野英一（1878-1970）らによって生存権を保障する社会政策研究が開始される．これらの研究は日本における貧困観の転換を示すものであり，家計調査など官庁の統計的調査に新しい基準と思想を与え，貧困研究に科学的な視点を導入した（吉田 1995：95）．

吉田と池田は社会福祉史研究の双璧ともいえる存在であり，両氏の通史は社会事業史研究の基本文献であった．両氏による生江孝之評は，社会福祉史全体を視野に入れたうえでの評価であり，代表的な見解として，検討しておきたい．

池田は，大正期の貧困調査と貧困研究における生江の位置について，次のように述べている．

> 1923 年に公刊された日本最初の社会事業専門書である生江孝之の『社会事業綱要』では，貧困の社会的原因を重視している．アメリカ社会事業成立期の理論的指導者のひとりであったＥ・ディヴァインに学んだ生江は，まず貧困を自然貧・個人貧・社会貧に分類した．天災地変などの自然の災害にもとづく自然貧については，自力による復興を説きながらも国家的な救済策が中心となるべきだと主張する．個人貧については，放蕩や遊惰など自らの責任があきらかな「自動的」なものと，身心障害など本人に責任なく労働能力を失なった「他動的」なものとに区別していたが，「最早，個人貧を以て単に個人の過失であり，責任であるとすることは出来ぬ」と説いていた．「経済機構に基づく社会的重圧に発生の原因」がある社会貧について現在の「産業制度」すなわち資本主義が生みだす「社会問題」であると分析している．要するに貧困を資本主義的な社会矛盾のなかで理解し，貧困に対する社会的対応すなわち社会政策ないし社会事業の必要を説くのであった」．（池田 1986：476）

一方，『日本社会福祉理論史』（勁草書房，1995 年）において，吉田は次のように生江を紹介している．

> 生江孝之は生涯思想の振幅が少なかった．1901 年日本人として最初にニューヨーク博愛学校（後の社会事業学校）の講習会に出席し，E・ディバイン等の影響を受けた．明治末の生江は内務省嘱託であり，数少い感化救済事業の専門家であった．欧米近代社会事業の理解が深く，日本社会事業近代化の役割を担った．『欧米視察細民と救済』（1912 年）で，早くも社会連帯思想を紹介し，細民の激増は，従来のような低い公的救済では解決しないと主張している．生江の貧民の定義は「労働もしくはその他の方法により辛うじて生活するか，もしくは生活の出来ない状態」（「救済要義」1916 年）で，ワーナー，ブース，ラウントリーをも紹介している．貧の原因に「労銀の低廉」を挙げ，後半の「社会貧」主張の片鱗をうかがわせている．（中略）本書（引用者注：『社会事業綱要』を指す）は生江自身によれば研究書でなく，講義用のテキ

ストであった．しかし社会事業の実態的データに裏づけられた本書は，第一級の社会事業の水先案内書として版を重ねた．（中略）生江は本書で，レオン・ブルショアを引用しながら社会連帯責任を強調し，貧困原因も社会貧に重点を置いている．プロテスタントであったから，社会的弱者の権利を重視するだけでなく，「自助」をも重視した．その社会的正義の主張の背景には，社会愛・人類愛があり，人格的交流が強調されている．（吉田 1995：95-96）

興味深いことに，吉田と池田はともに晩年になって生江を再評価した．

池田は，晩年『福祉学を構想する』（高菅出版，2011 年）において，「個の独立」の問題を取り上げ，日本において「『強者に対し義務履行を強要する権利』を主張」したのは「生江孝之がほとんど唯一の例」（池田 2011：129）であったとして，次のように生江を高く評価する．

1933 年に生江は，「我国に於ては社会事業の急激なる発達に伴ひ，個人本位より集団本位となった関係上，組織や統制に重きを置きたるは一面止むを得ざる現象ではあるが，これを必要以上に重視し，人的方面を軽視したるが如き傾向は，遺憾ながら再考を要す」と，個人の人格的独立を重視して，社会事業に全体主義的傾向をもたらしつつある状況を批判しようとしていた（生江孝之稿「社会事業に於ける『人』と『組織』」『社会事業』，16-14，1933）．マルクス主義的傾向をもつといわれた人びとの論稿でさえ，「個の独立」を説くことがあまり見られなかった状況のなかで，この生江孝之の姿勢は重視すべきである．（池田 2011：138）

一方，吉田はその遺著のなかで，生江について次のように評価している．

生江孝之（1867-1957）は内務省の嘱託であったが，欧米社会事業の理解が深く，日本社会事業の近代化の役割を担った．『欧米視察　細民と救済』（1912 年）で，早くも社会連帯思想を紹介し，細民の激増は従来のような低い公的救済では解決しないと論じている．（吉田 2015：43）

生江孝之の 1923 年の『社会事業綱要』は，この時期の社会事業の「羅針盤」の役割を果たした．大正後半期の社会事業は，「防貧」に見る政策化と大正デモクラシーやヒューマニズムに色どられた「運動化」が特色である．（同上：59）

永岡は，日本の社会事業は第一次世界大戦後に成立したと述べており（永岡 2003: 77），国民生活の貧困化と社会的不平等の拡大は米騒動をはじめとする新しい社会運動・労働運動の展開をもたらし，社会事業の成立を促したと評価する．永岡は，内務大臣床次竹次郎の発言を引用しながら，「『社会』という言葉さえ危険視されていた時代から，ようやく『社会事業』という用語が公的に用いられるようになったのである．そして『社会事業』誌の改称改題の辞にあるように，貧困を『個人貧』ではなく『社会貧』と見て，その解決にあたって『社会連帯責任』の観念を強調し，社会事業を貧富の間の『安全帯』とする考え方が浸透していった」（永岡 2003：82-83）と述べている．

「社会連帯責任」とは，フランスの社会連帯論の日本的表現である（池本 1999）．しかし，フランスにおける社会政策論の思想的基盤となった社会連帯論は，「日本では制度的側面の弱いきわめて曖昧な概念となり，労働・社会運動の激化に対応するスローガン的な意図が強いものであった」ために「官僚や研究者によって多様な捉え方がされていた」（永岡 2003：83)といわれている．永

岡によれば，「一般に社会事業成立の指標として社会化，組織化，専門化，科学化，予防化が挙げられる．そしてそれに伴ってヒューマニズム，民主主義の理念，公的扶助義務主義の考え方が現われる」（永岡 2003：82）ということであり，その日本的特質に関連する要素として，「民主主義や人権の未成立，家族や地域の共同体基盤の大きさ，天皇制国家思想にもとづく慈恵的救済的な貧困観」がみられたとも指摘されている（永岡 2003：97）．

池田は，本来社会事業の形成とは，個人を基軸とする自由主義的な慈善事業の組織化と専門家を通じてその社会化をもたらすものであり，新たな社会共同を通じて自由がもたらす生活不安の克服をめざすものであったが，日本においては，その前提とする自由の形成がきわめて不十分で，その社会的編成が国家によって強力に指導されていたと述べた（池田 1994）．

池田によれば，自由主義的な「人道博愛の事業」を社会連帯の思想にもとづき社会的に再編成するのが社会事業であって，その際重要な分岐となるのが貧困の原因に社会的要因を見出すかどうかであったというのである．貧困の原因を個人の道徳的責任にのみ帰せず，社会的責任を追及しようとする考え方こそ「社会貧」の認識であり，社会事業論成立の前提となると池田は主張した（池田 1994）．

以上のように，福祉国家史・社会福祉史研究において，貧困観の旋回ないし転換は，福祉国家および社会事業成立の指標の一つとして理解されてきた．また，生江の『社会事業綱要』は，貧困の社会的責任を明確に論じた大正期の代表的テキストとして位置づけられてきた．

しかし，幅広い領域で活動した生江の業績を，貧困論との関係にのみ限定して評価することは，生江の歴史的位置を捉えるうえでも，慈善・救済の近代化の過程を理解するうえでも，なお十分とはいえない．また，慈善・救済の近代化とは何であったのかという問題は，歴史学や社会学で論じられてきた理論的な蓄積は重要であるが，実際の民衆の生活と慈善・救済の担い手，内務省や政治の動き，社会変動と社会事業関係者の動向，より具体的な施設における利用者の状況との関係の中で，それぞれの主体が何を為したのかが実証的に論じられなければならないと考える．

本研究はこの点に着目し，貧困観の転換を慈善・救済の近代化を示す一般的指標としてのみ理解するのではなく，生江の思想形成過程に即して検討する．すなわち，欧米視察，キリスト教倫理，社会行政理解，社会事業教育，および『社会事業綱要』を相互に関連づけることにより，生江が社会事業をいかなる問題構成のもとで理解したのかを明らかにする．いいかえれば，生江の思想形成を通して，慈善・救済の近代化とは何であったのか，具体的な経緯を明らかにする．

3. キリスト教と社会事業の関係

従来，生江は日本における社会事業の近代化を推進し，キリスト教的ヒューマニズムを生涯貫いた人物として高く評価されてきた．キリスト教と社会事業は，生江の生涯を貫く基本線であった．しかし，生江の思想形成において，キリスト者であると同時に社会事業家であるという二つの要素は，どのように関連し結び合うのか．この問いに対する回答は自明ではない．

たとえば，一番ヶ瀬は（引用者注：生江が）キリスト教会からは，大変信仰の面ではまだ浅いのではないか，あるいは道徳的信仰ではないかと評価されていた事実に触れ，信仰の純粋性とは何かということは，他人あるいは人間そのものにはわからない面がある（吉田・一番ヶ瀬 1982：501-502）と述べたことがある．生江自身もまた，晩年「現在の教界は私見を以てすれば，あまり多く教義本位であって，むしろ宗教的実践を第二義的に考えるきらいがある」[1]と述べ，「キリスト教を信ずると言うことよりもキリストに対する信仰とその教義とその実践に重きを置くのがむしろ妥当」であり，伝説・神話と科学文化は相容れない，と発言している．

また，永岡は，留岡や山室と比較して，生江は社会事業論を展開する際，自身のキリスト教信仰について言及することに慎重であったと述べている（永岡 2022：221）．純粋なキリスト教信仰を貫こうとする立場と，社会事業家としての立場とは必ずしも一致せず，欧米社会においても矛盾と緊張を孕む過程であったことは，しばしば指摘される（馬島 2024）．

キリスト教信仰とヒューマニズムが生江社会事業論の基調となっていることは先行研究において共通認識となっているが，その生涯における思想形成については，十分に検討されていない．生江のキリスト教的倫理観や人間観を照射しても，それらが欧米社会事業の理解や制度構想といかに結びついていたのかについては，断片的な分析にとどまっている．

本研究では，キリスト教信仰と慈善・救済，社会事業の間を問い，近代日本社会事業の創出に深く関わった生江が，それでもなおキリスト者であったことを，史料を通して明らかにする．

4. 戦後世代による批判的研究

一方で，戦後世代による研究は，差別，排除，優生思想，戦争責任といった重要な批判的論点を提示してきた（須藤 2003； 朴 1995；永岡 2014；市瀬 1981；杉山 1992・1995・1997・2003；日本キリスト教社会福祉学会 2014）．

須藤は，貧困の社会的認識，および人格の尊重に依拠した社会連帯責任の思想を提示した点を評価する一方，キリスト教信仰への依拠が強く社会認識に欠け，戦時下には社会事業の戦争協力とみなされうる側面があったと指摘する（須藤 2003：48-49）．また，アメリカ外遊との関連では，「先行研究では E. T. Devine よりの影響のみが指摘されているが，J. Addams をはじめとする実践者から思想的枠組みや個々の環境（境遇）を捉える視点」[2)]を学び自らの社会事業思想を形成したと述べている．

この中で，杉山による一連の先行研究は生江に対するキリスト者からの最も痛烈な批判であった．杉山は生江の植民地侵略への追従と中国・朝鮮の民衆への蔑視（杉山 1992），水平社運動評価の変化（杉山 1995），女性観に内在する論理的矛盾と保守性（杉山 1997），さらに社会事業論と優生思想の親和性（杉山 1997）を指摘し，戦争責任，社会運動，女性解放，優生思想といった観点から生江を批判的に評価した．キリスト者の戦争責任と良心の二面性については，朴および永岡も言及している（朴 1995；永岡 2014）

以上の戦後世代による批判的研究は，差別，排除，優生思想，戦争責任といった重要な批判的論点を提示するものであった．しかし，これらの批判的研究は重要な論点を提示する一方で，それらの批判が生じるに至った思想形成の過程や歴史的条件との関係については未解明である．なぜ，矛盾した発言と態度を生江がとるのか，その歴史的・社会的背景が十分に明らかにされていない．

5. 教育史・保育史の視点

教育史・保育史研究において，以前から生江が神戸において保育所を設立したことに着目する研究は存在した（岡田 1959・1971；一番ヶ瀬 1962；宍戸 1968・1981；神戸市保育園連盟編 1977・1988；金子 1988）．しかし，2000 年代に入って，教育学，児童福祉・保育研究の視点から新たに再評価する論稿が増加した（菅並 2003；中根 2011・2012・2016・2017；小川 2012；堀川・園川・中嶌 2013；和田 2014；宍戸 2014；竹原 2020）．

とりわけ，中根は一連の研究成果を継続して公表し（中根 2011・2012・2016），その集大成とみられる博士論文では，神戸における保育事業の実践を通して，生江が保育制度・政策形成における媒介者の役割を果たしたことを論証している（中根 2017）．

中根は，感化を特徴とする日本の社会事業形成の起点は日露戦争後にあったとする池本（池本1999）らの先行研究を踏まえ，大正期における社会問題の顕在化と深刻化が保育所および保育事業の増加を助長したとする説明も，社会事業と感化救済事業の連続性，日露戦争中の戦時事業と戦後の感化救済事業の連続性を改めて問い直していく必要性がある，とする．中根は，生江の保育事業論について，「内務省の感化救済事業の論理に即したものであり，保母による乳幼児を媒介とした『良民』育成プロジェクト，あるいは母親を『善導し良化する』実践」（中根 2011：10）であった，という．中根の研究は，従来の研究では十分に明らかにされてこなかった民衆の生活と国家の対応を結びつける多様な媒介項について，神戸における保育事業を事例に実証しようとする試みとして重要な知見を提供するものといえよう．

6.　先行研究の到達点と課題

以上の先行研究は，生江の生涯と著作，社会事業教育，保育事業，キリスト教社会事業，さらに戦時体制・植民地支配・ジェンダー・優生思想をめぐる批判的論点を明らかにしてきた点で重要である．とりわけ，社会福祉史研究は，生江を日本社会事業の近代化を担った人物として位置づけ，『社会事業綱要』を貧困観の転換と社会事業論の成立を示す古典として評価してきた．また，教育史・保育史研究は，神戸における保育事業を通して，生江が感化救済事業と保育制度形成を媒介したことを明らかにしてきた．さらに，戦後世代の批判的研究は，戦争責任，植民地支配，ジェンダー，優生思想といった問題を提起し，生江評価を一面的な顕彰にとどめない視点を提示した．

しかし，これらの研究は，生江の個別的実践，制度史上の役割，あるいは後年の思想的限界を明らかにする一方で，キリスト教受容，欧米視察，感化救済事業，社会事業教育，制度形成，『社会事業綱要』における理論形成が，どのように相互に関連し，社会事業思想として再構成されていったのかについては，なお十分に検討していない．また，慈善から社会事業への移行についても，慈善から近代的社会事業への単線的発展として理解される傾向があり，慈善，感化救済，教育，自治，社会行政，制度形成といった諸要素が組み替えられていく再編過程としては十分に捉えられてこなかった．

本研究は，この課題に対し，生江の生涯史と経験史をたどりつつ，欧米視察，キリスト教倫理，社会行政理解，社会事業教育，制度形成への関与，および『社会事業綱要』における貧困論を相互に関連づけて分析する．これにより，生江を単なる制度形成の担い手，あるいは戦時体制への協力者として一面的に捉えるのではなく，近代日本社会事業の形成過程において複数の社会構想を媒介し，慈善・救済が社会事業へと再編されていく過程に関与した思想主体として位置づける．

第3節　研究目的と研究課題

1.　研究の目的

本研究の目的は，生江の生涯における主要な経験と実践，すなわちキリスト教受容，欧米視察，感化救済・保育事業，社会事業教育，制度形成への関与，および『社会事業綱要』における社会事業論を相互に関連づけて検討することである．その際，本研究は，慈善を社会事業以前の未成熟な救済形態としてのみ捉えるのではなく，キリスト教的倫理，感化，教育，他者への奉仕を含む実践的基盤として位置づける．そして，慈善，感化救済，自治，社会行政，教育，制度形成といった諸要素が，近代日本の社会的・制度的文脈のなかで組み替えられ，社会事業思想として再構成されて

いく過程を明らかにする．これにより，慈善から社会事業への移行を，断絶ではなく連続的な再編過程として捉え直す．

2.　研究課題

本研究は，生江が欧米における慈善・社会事業の思想および実践をいかに理解し，それを近代日本における社会事業形成の過程においてどのように再構成したのかを明らかにするものである．具体的には，次の三点を研究課題とする．

第一に，生江の生涯における主要な経験――キリスト教受容，監獄改良事業への関心，欧米視察，社会事業実践，教育および制度形成への関与――を跡づけ，それらが社会事業思想の形成にどのように作用したのかを明らかにする．ここでいう生涯の検討は，生江個人の事績を年代順に叙述することを目的とするものではない．むしろ，生江の経験と実践を通じて，慈善・救済の近代化がいかなる歴史的条件のもとで進行したのかを検討するための方法である．

第二に，欧米視察を通じて形成された生江の社会事業理解が，日本における社会行政，自治，慈善，教育，制度形成のなかでどのように具体化されたのかを明らかにする．とりわけ，『社会事業綱要』における貧困理解と救済規範を分析し，生江が社会事業をいかなる問題構成のもとで把握したのかを検討する．これにより，生江の社会事業論を，欧米思想の単なる受容としてではなく，日本社会の文脈における再構成の過程として捉える．

第三に，戦後世代の研究が提起してきた戦争責任，植民地支配，ジェンダー，優生思想等の批判的論点を，生江個人の思想的限界としてのみではなく，近代日本社会事業の制度化・国家化・戦時化の過程に内在する歴史的条件との関係において再検討する．ただし，本研究はこれらの論点を個別主題として全面的に展開するものではない．むしろ，生江の思想と実践が，近代日本社会事業の形成と展開のなかでどのような歴史的制約を帯びたのかを検討するための批判的視角として位置づける．

第4節　研究の視点と方法

1.　研究の視点

本研究は，生江の社会事業思想形成を総合的に把握するために，次の三つの視点を採る．

第一に，思想形成を，個人の内面的信念の成立過程としてではなく，人間と社会，実践と制度，経験と言説との相互作用の中で把握する視点である．生江の欧米視察は，制度や理論の受容にとどまるものではなく，監獄改良，慈善組織協会，セツルメント，バーナード・ホーム，救世軍，田園都市など，具体的な人物・事業・施設・地域社会との接触を通じた経験であった．したがって，本研究では，生江の思想形成を，キリスト教的倫理，社会的紐帯，実践家との交流，制度形成への関与が交錯する過程として捉える．

第二に，社会事業教育と研究の視点である．1923 年に出版された『社会事業綱要』は，日本女子大学校社会事業学部における講義「社会事業概論」のテキストとして編まれたものであり，生江が社会事業をどのような知として体系化し，どのような従事者を養成しようとしたのかを示す重要な文献である．本研究では，『社会事業綱要』を中心に，自然貧・個人貧・社会貧という貧困理解，救済の価値と規範，社会事業教育の構想を分析する．また，E. T. ディヴァイン（Edward Thomas Devine,

1867-1948，以下ディヴァイン）のソーシャルワーク論との比較，初版・改訂版・三訂版の比較，社会事業概論講義録の検討を通じて，生江の社会事業論における連続性と変化を明らかにする．

第三に，近現代日本社会福祉史の視点である．生江の歩みは，慈善と感化救済から社会事業へ，さらに戦時厚生事業や植民地社会事業へと展開する近代日本社会事業史の動向と深く関わっている．本研究では，個別史料の記述を歴史的文脈の中に位置づけ，思想と実践，個人と制度，国内と国外を媒介する生江の位置を多面的に捉える．これにより，生江の思想を，欧米視察の経験，社会的関係，制度形成の過程の中で把握する．

2. 研究の方法

研究方法は文献研究，歴史研究の方法を採る．

本研究は，生江の著作・講演・視察記録・関係資料を対象とし，それらを同時代の社会事業，制度形成，国際的交流の文脈に位置づける思想史的研究である．

思想史の方法をめぐっては，さまざまな論争が存在する．たとえば，スキナーは，テクストの自律性を重視する立場とコンテクスト重視の立場の双方を批判し，作者の意図と発話行為の文脈に即した理解の重要性を指摘した[3)]．また，テクスト解釈には，論点や主題の論じ方を律している支配的な諸慣習，および著者の精神世界，すなわち著者が経験的に持っていた信条の世界を考慮すべきであると論じている（Quentin Skinner＝1999：161–164）．

岡田は，社会福祉思想史の固有性について，実践と制度の相互作用の中で思想が形成される点に求め，次のように述べている（吉田・岡田 2000：15）．

> 社会福祉思想は，実践を媒介とする運動が制度・政策を生み，それが実践を支えるという循環の中で育まれる．実践に始まり，実践に回帰する中で，生活感情や行為が知と一体となって思想が深化する．この点で，一般の社会思想史の叙述とは異なる．実践・運動によって制度・政策ができるだけでなく，制度・政策を通して実践が検証され，より論理的な思想が生まれる．また生活者の生活困難・不安を対象とする社会福祉は，制度と人とを結ぶ社会関係の相克・欠損を見つめ続けるという意志を持つことで，初めて理論を形成する基盤を持つ．本来の社会福祉学の固有の領域は，ここにしか見出せない．これが社会史の手法で描かれる女性・下層民の歴史研究とは異なる，社会福祉史の固有の視点なのである（吉田・岡田 2000：15）．

社会福祉学固有の領域としての社会福祉思想へのこの言及は，岡村重夫の社会福祉論とドイツ哲学を想起させる．社会福祉における思想史が，現場の知に埋もれるのでもなく，学術研究で完結するのでもなく，実践と運動，制度・政策，思想と理論が実践に回帰する動態的な過程において生じること，また制度と人間の関係を理解するという意志を持つことで基盤をもつとの岡田の指摘は非常に重要な視点を提起している．岡田の指摘に依拠しつつ，本研究において「思想形成」とは，個人の内面的信念の成立過程にとどまらず，具体的な社会的経験，制度との関係，および言説の構築を通じて，社会事業思想が形成されていく過程と捉える．

本研究は，①思想史的分析，②社会福祉史における実践と制度の相互作用の視点，③社会的関係に着目する視点を統合し，生江の社会事業思想形成を多面的かつ総合的に分析するものである．

本研究は，生江の著作・論文を一次史料として，生江の社会事業に関する言説の変化と継続性に着目することで，その思想形成過程を明らかにする．

室田は「生江のグローバルな視点が，どのような形で日本の社会事業に反映されていったのか，生江個人の事業と思想を究明していく基本的作業は，20 世紀の社会福祉の問題を解く重要なヒントを与えてくれる」と述べている（室田 2003：164-65）．このように，生江は海外と日本の社会事業を結ぶ媒介者としての役割を果たした人物であり，その思想形成を明らかにするには，内務省との関係に還元するのではなく，文化的・社会的文脈における国際的な交流の視点から検討することが求められる．

本研究で用いる史資料は，生江の著書，関係文献・記録類（講演記録や議会の速記録など）と雑誌・新聞を中心とする．新聞・雑誌では，『大阪毎日新聞』『社会雑誌』『護教』『人道』『慈善』『社会事業』『東京市養育院月報』『斯民』『社会福利』『社会政策時報』『済生会会報』『済生』『六合雑誌』『社会事業研究』などを用いた．

また，史料については，国内では国立国会図書館，同志社大学図書館，青山学院資料センター，日本女子大学図書館，イングランドでは，Salvation Army International Heritage Centre, William Booth Museum, Barnard’s Making Connection, Toynbee Hall，スコットランドでは，Mitchell Library, Glasgow City Archives などの所蔵史料を使用させていただいた．

具体的には，視察報告の分析，他の視察者との比較，政策・制度への反映の追跡に注目した．

二宮は「ソシアビリテの歴史学」を提唱し，それは「まず個々の人間――社会的関係を内包する存在として捉えることは言うまでもないが――を考えるところから出発しなければならない．そのようにして初めて，いかなる集団，いかなる社会的結合が現実的な意味を持ちえていたかを捉えることができる」と述べた．（二宮 2011：81）．本研究もまた，思想史と実践史，社会的紐帯（ソシアビリテ）の出発点としての生江像を描く．

生江は，キリスト教的倫理や欧米社会事業思想を参照しつつ，それらを日本の社会的文脈の中で再配置し，社会事業の制度化・普及に関与した．本研究では，生江が欧米の慈善・社会事業をどのように理解し，それを日本の社会事業形成の過程においていかに実践へと接続したのかを検討する．これにより，本研究は，慈善から社会事業への移行が断絶ではなく再編として進行した側面を，生江という人物と思想・理論形成の過程を通じて明らかにする．

本研究で取り扱った史料については，巻末に一覧で示した．当時の時代状況について書かれた文献・史資料を二次史料として位置づける．

文献研究では先行研究や原典について適切に参照し，書誌情報について正確に記載する．なお，文献中に現代では不適切な表現がみられる場合も，歴史的研究としての性格上，原典のまま掲載する．

第5節　時期区分

本時期区分は，生江の社会事業思想が形成・展開・変容する過程を，歴史的経験との対応関係において把握するための分析枠組みである．

本研究では，生江の生涯を概観し，次のように時期区分を行う．

第 1 期　幕末維新期の混乱と受洗（1867-86）
第 2 期　キリスト教と監獄改良事業（1886-1900）
第 3 期　アメリカ留学を中心とする第 1 回欧米視察（1900-04）
第 4 期　日露戦後の感化救済とヨーロッパ視察（1904-18）

第5期　第一次世界大戦後の社会事業の開拓（1918-25）
第6期　キリスト教社会事業への回帰（1925-36）
第7期　日中戦争・アジア・太平洋戦争と戦時厚生事業（1936-57）

第1期　幕末維新期の混乱と受洗：1867-86

生江は，1867年11月12日，明治維新・戊辰戦争の前夜，陸奥国仙台・青葉城下の土樋に，仙台藩士であった父元善，母仙（せん子）の次男として生まれた．明治維新に伴う社会変動は，戊辰戦争に敗れた東北・仙台を，政治的・経済的・社会的に不利な立場へと押しやった．

明治初期・仙台におけるキリスト教会の伝道には，正教会やカトリック教会，バプテスト，日本基督教会，組合教会などの複数の流れがあったが，仙台・宮城中学校に英語教師として赴任したアメリカ・メソジスト教会の宣教師との交流を通して，生江は洗礼を受けた．なお，メソジストは，戦前は「メソヂスト」，または「メソディスト」と表記されたが，本研究では，原則としてメソジスト，固有名詞や引用文中のみ「メソヂスト」「メソディスト」と記す．

1886年5月2日，生江と母，弟妹，中学校上級生とその家族が洗礼を受けた．翌年，父も洗礼を受けた[4]．

第2期 キリスト教と監獄改良事業：1886-1900

1886年，生江は伝道者を志して東京英和学校高等部へ進学した．しかし，進化論の流行と神学の混乱のなかにあって，生江は調和し難い矛盾を学生時代経験した．1887年の信仰復興運動の際，健康を害し静養のため一時休職せざるを得なくなる．その後復職するが，信仰の危機であった．

信仰の危機のほかにも試練があった．父元善らが設立した銀行が破産したために学資の送金が途絶え，1890年，生江は東京英和学校を高等科2年修業の上，退学したのである．

以後，生江は宣教師の通訳として伝道活動に従事し，メソジスト教会の命で北海道上川に赴任，1893年から3年間を北海道で過ごした．

1896年，再び生江は青山学院神学部に入学，1899年卒業すると，青山教会副牧師に就任した．

第3期 アメリカ留学を中心とする第1回欧米視察：1900-04

アメリカへの留学は，1900年4月から1904年2月にいたるまでの，3年余にわたるものである．この期間に，生江はアメリカ監獄改良事業・感化事業の調査研究に携わるとともに，ニューヨーク博愛学校の夏期講習会を日本人として初めて修了すると，ボストン大学でディヴァインに師事した．

当初，生江の留学の目的は，監獄改良事業と不良少年の感化事業の視察研究にあった．しかし，ニューヨークに到着以後，都市におけるスラム街の貧困問題に生江は関心を寄せ，暇さえあればスラム街に足を運び，住人と交流しつつ研究し続けた．

また，1903年9月12日からヨーロッパ社会事業を視察している．12月19日，日本郵船常陸丸でロンドンを出発し，翌年2月4日に神戸に到着した．

第4期 日露戦後の感化救済とヨーロッパ視察：1904-18

日露戦争後，ロシアに勝利して欧米列強と肩を並べた日本であったが，国内では日比谷焼き打ち事件に象徴されるように，民衆暴動の動きがあった．帰国後生江が指導した神戸戦役紀念保育会の実践は，この時期に展開された．

1908年7月14日に成立した第2次桂内閣の下で，内務省は1909年9月に「感化事業及一般救済事業の改善発達」を説き，従来消極的だった社会事業行政について積極的に進めていく方針へと動

きを転換した．こうして，日露戦後実施された生江の第2回外遊は，内務省の委嘱もあって，社会事業だけでなく，欧米の都市美化運動，模範工場，模範都市の社会行政の実際，教育，宗教，自治，農村経営に関する調査を含んだ．欧米視察に先立って，内務省は，セネット（Alfred Richard Sennett：1858-1932）の『田園都市の理論と実際』（Garden Cities in Theory and Practice，1905年）の翻訳に日本の事例を加えて，『田園都市』（内務省地方局有志編）を刊行していたが，「整える自治は美わしき人格を造り，活ける自治はまた能く新たなる民風を興す」[5]とあるように，戦後経営を模索する中で，近代的自治を確立する上で必要な精神と社会行政の実際を視察することが生江に求められた．

第2回欧米視察から帰国後，生江は東京に赴任し内務省地方局嘱託となった．内務省の外郭団体として，中央報徳会，恩賜財団済生会，財団法人協調会，中央社会事業協会，中央融和事業協会が設置されたが，生江は全てに関わりを持ち精力的に発言した．

第５期 第一次世界大戦後の社会事業の開拓：1918-25

第一次世界大戦の勃発と大正デモクラシーの高揚，ロシア革命，米騒動など，激動の社会の変化に対応するために内務省社会局が設置され，中央慈善協会は中央社会事業協会と改称し，雑誌『社会と救済』は『社会事業』へ改題された．

米騒動が全国に広がった1918年，日本女子大学校に社会事業講座が開設されると，生江は教授として採用された．担当科目は社会事業概論で，希望者に対する選択科目として開講された．

生江が内務省を辞職したのは関東大震災の年の3月であるが，震災の際は臨時嘱託として働いた．

第６期 キリスト教社会事業への回帰：1925-36

オーストラリア・ニュージーランド視察については，静養や社会事業視察としての側面に加え，植民地社会事業認識との関係からも検討する必要がある．生江は，オーストラリア，ニュージーランドに社会事業を研究するために初めて赴いた日本人である．『新国新濠』において，生江はニュージーランドを理論上一人の社会貧なき国[6]と評している．

一方で救護法制定促進運動に生江は積極的であった．1920年代の発言を見ると，労働政策と社会事業を統一的に統治する省庁として，生江は内務省・司法省・農商務省・文部省を統一した社会省あるいは労働省を構想していたことが読み取れる．北欧・イギリスの福祉国家と類似した構想であり，ヨーロッパ視察の影響を垣間見ることができる．1926年以後，生江は日本にアメリカの病院社会事業を導入し済生会社会部を設立，その理事長として医療社会事業を開拓していった．

関東大震災後に設立された日本基督教連盟は，世界恐慌下で社会信条の策定を進めていた．生江がキリスト者の立場から社会問題の解決に関わり，社会教化を推進していった時期である．植民地との関係もこの頃生まれ，旧・満州を1929年に初めて訪れている．また，満州事変が勃発する中，『日本基督教社会事業史』を教文館から刊行した．

しかし，この年，次男健次は父親に何の相談もなく共産党に入党していた．調書における自白で「お前は貰い子である」と父から幼少期にいわれた衝撃と家庭に対する不満から共産党員となったと供述したことは，生江に罪の意識を刻印した．

第７期 日中戦争・アジア・太平洋戦争と戦時厚生事業：1936-57

世界恐慌を経て世界情勢は緊迫し，1937年の日中戦争から1941年の太平洋戦争とその終結に至るまで，国家は戦時体制へと移行した．軍部の台頭から総力戦体制が強化され，戦時体制にそぐわないものは治安維持法によって検挙された．この時期，社会事業は戦争への協力体制を築き，その内実を変容させた．

本期における生江の働きを，2つの側面から捉えることができる．

一つは，戦時体制に巻き込まれつつ，戦時厚生事業及び植民地社会事業へ主体的に関わっていった側面である．1942 年 10 月，大政翼賛会厚生部に直属する厚生事業研究会が設けられたが，その委員長は生江だった．旧「満州」の視察は，1923 年，29 年，36 年，39 年，43 年と 5 回にわたった．

二つ目は，1933 年 5 月に設置された麻薬中毒者救護会が，43 年に閉鎖されるまでの期間行った救護事業との関わりである．資金調達のため，生江は東京府の助成を得るよう働きかけるとともに，朝鮮総督府も訪れている．

第二次世界大戦は悲惨な結末を迎えた．戦後，生江は文筆活動に積極的ではなかったが，1957 年に 90 年の生涯を終えた．

本研究では，以上の時期区分に基づき，生江の社会事業思想の形成と展開を検討する．

第6節　本論の構成

本論は，生江の社会事業思想が欧米視察を契機として形成され，日本社会において再構成されていく過程を段階的に検証する構成をとる．本研究は第 1 章から第 8 章までの 8 章で構成され，これに終章を加えて全体を構成する．本研究は，生江の社会事業思想の形成と展開を，Ⅰ思想形成期，Ⅱ社会事業実践と制度化の過程，Ⅲ戦時体制下における思想と実践の展開に区分して検討する．以下では，各章の内容を順に示す．

Ⅰ 初期の思想形成期

第１章「近代国家形成期における生江孝之の思想形成」では，第 1 期および第 2 期にあたる思想形成の背景を扱う．ここでは，近代国家形成期の社会変動を背景として，生江の初期思想がいかなる歴史的・思想的条件のもとで形成されたのかを検討する．戊辰戦争後の士族解体，仙台におけるキリスト教受容，および監獄制度との接触という 3 つの経験に着目し，慈善・救済実践への関心がどのように形成されたのかを思想史的に整理する．

第２章「第１回欧米視察と社会事業思想の形成」では，第 3 期にあたるアメリカ留学を中心とする第 1 回欧米視察を検討する．第 1 回欧米視察，とりわけアメリカ留学を通じて，生江が社会事業をいかなる制度理解と実践原理のもとで把握するに至ったのかを検討する．視察の背景，訪問先での実践的経験，およびそれらを通じて形成された社会事業理解の特徴を分析し，生江の社会事業観が国際的文脈のなかで具体化していく過程を明らかにする．

Ⅱ 社会事業実践と制度化の過程

第３章「日露戦争後の神戸戦役紀念保育会」では，第 4 期の日露戦後の国内における実践を取り扱う．ここでは，日露戦争前後の社会状況を背景に，神戸戦役紀念保育会の成立と運営を中心として，都市における慈善・救済実践の展開を検討する．宗教的慈善から制度的社会事業への移行過程を，具体的な実践分析を通じて跡づけ，生江の社会事業観が形成・転換されていく過程を明らかにする．

第４章「第２回欧米視察と社会行政の理解」では，第 4 期中 1908 年から 1909 年にかけて行われたヨーロッパ視察と，社会行政理解を検討する．ここでは，第 2 回欧米視察の経験を手がかりに，生江の社会事業理解が社会行政へと展開していく過程を検討する．とくにイギリスおよびヨーロッパ諸国での視察に注目し，都市自治，社会改良思想，田園都市論などとの接触を通じて，社会事業を都市社会全体の構造のなかで捉える視座が形成されたことを明らかにする．

第５章「近代的社会事業の展開と制度化」では，第 4 期中 1909 年以降の感化救済事業の時代から，第 5 期における社会事業が制度化されていく過程に焦点を当てる．ここでは，生江の社会事業思想が制度化・組織化の段階へと移行していく過程を検討する．日本社会事業研究会やキリスト教社会事業関係組織における活動に着目し，研究・教育・実践を横断する社会事業構想がいかに形成されたのかを明らかにする．

第６章 社会事業の対象としての貧困の表象と救済規範では，第 5 期における社会事業論を貧困救済の視点から取り上げる．ここでは，『綱要』における貧困の表象と救済規範について，ディヴァインのソーシャルワーク論とも対比しつつ，生江の人間観と社会観を分析する．

III 戦時体制下における思想と実践

第７章「戦時体制下における社会事業思想の変容」では，第 6 期における世界恐慌以降の社会的危機と社会事業を検討し，生江の思想が直面した歴史的緊張とその展開を明らかにする．ここでは，戦時期における社会統制の強化と治安維持法体制のもとで，生江の社会事業思想がどのような緊張関係に置かれていたのかを検討する．とくに健次の逮捕が，その後の生江の足取りにどのような影響を与えたのかを思想史的に考察する．

第８章「麻薬中毒者救護会の救済と戦時社会事業」では，第 7 期における麻薬中毒者救護会の活動を中心に，生江の思想が直面した歴史的緊張とその展開を明らかにする．

以上の分析を踏まえて，終章では，本研究の分析結果を総括し，今後の課題を示す．

表 1　時期区分と各章構成の対応

時期	対応章	主題
第 1 期・第 2 期	第 1 章	キリスト教受容と監獄改良
第 3 期	第 2 章	第 1 回欧米視察
第 4 期	第 3 章・第 4 章	神戸の実践とヨーロッパ視察
第 5 期	第 5 章・第 6 章	社会事業教育と『社会事業綱要』
第 6 期・第 7 期	第 7 章以降	戦時厚生・植民地社会事業・批判的論点

第7節　研究の意義

本研究の意義は，次の 2 点にある．

第 1 に，生江の研究は，日本における慈善・救済の近代化の過程，ならびに日本と諸外国との社会事業制度・事業の国際的交流の歴史を理解する上で重要である．生江の生涯と思想形成は，近代社会事業の形成過程を具体的に検討する手がかりとなる．

第 2 に，ソーシャルワーク教育の視点から人物史を再考する意義をもつ． 生江は，国際的な視野を備え，グローバルな視点から日本の慈善・社会事業に関与しつつ，戦後の各領域で活躍する後

継者の育成にも尽力した．生江の思想形成を再検討することは，現代のソーシャルワーク教育において，社会事業の歴史的形成，専門職倫理，国際関係を捉える手がかりを提供する．

本研究の独自性は，新史料の発掘や制度史の補足そのものにではなく，制度化以前の社会事業理解を分析対象とし，生江を制度形成の担い手であると同時に，社会理解を媒介した思想形成の主体として捉え直す点にある．

さらに本研究は，生江の思想形成を生涯の歴史的展開のなかで捉えることにより，人物史・思想史・社会事業史を架橋する点にも意義をもつ．これにより，生江個人の歩みを，近代日本における慈善救済の近代化と社会事業形成の過程を映し出す具体的な歴史的事例として位置づける．

この問いの設定により，生江の社会事業理解は福祉国家形成史の前段階ではなく，慈善・道徳・共同体を内包した社会構想であったことを示す．

本研究は，制度導入の前提としてではなく，欧米視察を通じた社会理解の形成過程として生江の社会事業理解を捉え直すものである．

第 1 章　近代国家形成期における生江孝之の思想形成

本章は，本研究が区分する第 1 期（幕末維新後の混乱と受洗, 1867-86）から第 2 期（キリスト教と監獄改良事業, 1886-1900）に位置づけられる時期を対象とし，生江の初期思想がいかなる歴史的条件のもとで形成されたのかを検討する．

幕末維新後の日本社会は，旧身分秩序の解体と近代国家形成という二重の変動のなかにあった．秩禄処分に象徴される士族層の没落は，単なる経済的困窮にとどまらず，武士としての身分的正当性やアイデンティティの基盤を揺るがす経験であった．こうした精神的危機のなかで，キリスト教は「文明国の宗教」としてだけでなく，新たな人格的規範と倫理的実践のモデルを提示する思想として受容されていく．

生江の思想形成もまた，この歴史的文脈と切り離して理解することはできない．幼少期における戊辰戦争後の家族の困窮，宮城集治監との接触，青年期におけるキリスト教受容，さらに北海道における監獄改良事業と出獄人保護事業への関与は，後年の社会事業思想の形成を準備する重要な経験であった．

本章では，①戊辰戦争後の士族層の解体過程，②仙台におけるキリスト教受容，③近代監獄制度および監獄改良事業との接触という三つの軸から，生江の初期思想の形成過程を明らかにする．なお，本章で扱う時期には，「社会事業」という語はまだ一般化しておらず，当時の実践は主として慈善，救済事業として理解されていた．本研究では，後続章との連続性を踏まえ，これらの経験を後年の社会事業思想へ接続する前史として位置づける．

第 1 節　キリスト教の受容

1.　戊辰戦争と生江家の没落

生江は，慶応 3 年 11 月 12 日（新暦 1867 年 12 月 7 日），陸奥国仙台藩青葉城下の土樋 191 番地に，生江卯左衛門の長男元善（1833-1902）と小関東作の三女仙（せん子）（1841-1921）の第 3 子（次男）として生まれた．

土樋は，現在の仙台市青葉区・若林区の土樋周辺にあたり，五橋付近からの湧水を土の樋に流していたことに由来する通称地名である．藩政時代は，土樋の西側に武家屋敷，東側には餌差屋敷が並んだ．

生江家は，代々仙台藩士で数理に長けた人物が多く，祖父卯左衛門は仙台藩藩校である養賢堂[7)]で算法の師範として奉職し，父元善は 10 歳の時から養賢堂で学んだ．

元善は御勘定見習として，藩の財政を担当した勘定所で勘定の事務を学ぶために役人として配属された．さらに，塩の生産や販売を管理する御塩方で，塩の製造過程を監視し責任を負う釜横目となった後，両替所の役人，正式記録役人へと進んだ．また，祖父の跡を継ぎ，養賢堂で数学を教授した[8)]．

元善と仙の間には，5 人の子ども―長男元利，長女元子，次男孝之，三男惣太郎，次女壽惠（以下，すゑと表記）―がいた．生江の幼少期は，戊辰戦争の敗北による家の困窮と，幼少期の事故による頭痛の慢性化という二つの困難の中で始まった．

(1)　戊辰戦争

仙台藩は藩祖伊達政宗（1567-1636）以来「朝廷の臣である外様大藩」という自負を持ち，公には攘夷論の立場をとった[9)]．徳川慶喜（1837-1913）の大政奉還と王政復古の大号令によって旧幕府軍と新政府軍の対立が深まり，1868 年 1 月 3 日に京都・鳥羽伏見の戦（戊辰戦争）が勃発すると，仙台藩は会津救済の立場から奥羽越列藩同盟の形成に関与し，新政府軍と対立した．

1 月 17 日，新政府は仙台藩主伊達慶邦（1825-1874）に会津征討を命じたが，慶邦は内乱を避けるべきであると訴え，2 月 11 日付で建白書を作成した．しかし，すでに京都から征討軍が東下した後であり，奏上はできなかった．

新政府が派遣した奥羽鎮撫軍は 3 月 23 日に仙台城下に入り養賢堂に駐屯し，総督府は仙台藩に会津討伐を命じた．出兵命令を受けて，仙台藩は白石に本陣を置いて出兵した．しかし，仙台藩はなおも会津が謝罪降伏するよう調停工作を講じ，白石会議で諸藩を説得すると，総督の九条道孝（1839-1906）に会津藩の救済と停戦に関する嘆願書を提出した．

この嘆願を九条総督は一旦容認するも，参謀の世良修蔵（1835-1868）は仙台藩に対し会津征討の遅れをなじり，兵糧米の追加調達と，奥州への兵力増強を行うことを伝えた．この情報が同盟側に伝わると，総督は再び会津藩の征討を命じた．この過程で，嘆願書却下後の工作に奔走した世良を，仙台・福島両藩士が福島の旅館で暗殺する事件が起こった．総督府と奥羽諸藩は決裂し，仙台藩は朝廷に直接建白書を提出するため，北越諸藩も巻き込んで 31 藩が奥羽越列藩同盟を結んだ（保谷 2007；佐藤 2024；仙台市史編さん委員会 2008）．

しかし，4 月 29 日，庄内征討応援参謀として松島湾から 600 人の兵を率いて上陸した前山長定（1823-1896）は，藩主慶邦と仙台藩奉行の但木土佐（成幸, 1817-69），坂英力（時秀，1833-69）との間で，九条総督を奉じた奥羽巡撫の実行を迫り，総督が帰京し，奥羽諸藩の実情を上奏してはどうかと提案した（保谷 2007：240）．これは九条総督を仙台から秋田へ脱走させるための戦

略であった．同盟諸藩は反対したが，鎮撫総督への接遇こそ朝廷への尊敬の証であると考えた仙台藩はこの提案を承認してしまった．こうして，九条総督が仙台から離れたことによって奥羽越列藩同盟の正当性は崩された．

7月1日，秋田藩は九条総督を迎えたが，総督府は庄内征討を秋田藩に命じた．4日，秋田藩は仙台藩の使者10人を斬殺し，その首を晒して同盟離脱を宣言した．続いて，新庄藩，そして弘前藩，盛岡藩が同盟から離脱の動きを見せると，9月4日に米沢藩，15日に仙台藩が正式に降伏し，22日に若松城で攻防戦を繰り広げていた会津藩が降伏，翌1869年5月，五稜郭の戦の敗戦で，旧幕府軍の抵抗は終焉を迎えた（保谷 2007：250-251）．

戊辰戦争後，大名領の削減率は，会津藩で87.0%，仙台藩で55.2%，長岡藩で67.6%に及んだ．また，仙台藩藩主伊達慶邦は江戸での謹慎を命じられ，列藩同盟を主導した責任を問われて，奉行の但木土佐，坂英力には死罪（斬首）が命じられた[10]．

こうして，仙台藩は明治維新に伴う変動の中で，戦争の敗者，賊軍として不利な地点からのスタートを余儀なくされた[11]．戦後処分において，62万5千600石の大名であった同藩は，28万石に減封された[12]．さらに1869年の凶作のなかで実施された版籍奉還，廃藩置県，秩禄処分[13]により家禄を失った士族の生活は困窮した．旧禄を完全に失った士族のなかには，北海道への移住開拓に望みを託し，海を渡った者もいる（色川 1978：6）[14]．

生江家もまた厳しい生活状況に置かれることとなった．この戦争の混乱の中で，母仙が誤って背負っていた生後2ヶ月の生江を落下させる事件が起こり，生江は頭部に障害を負った．生江は，この幼少期の事故に起因する慢性的な頭痛を抱えるに至った．さらにこの頭痛は，学業や職務にも影響を及ぼし，休学や退学の一因となったほか，内務省辞職の背景にも関わっていたと述べている[15]．

秩禄処分後，武士としての特権を失った士族の生活再建は重要な課題となり，宮城県でも士族授産事業が進められた[16]．また，民間では士族が自ら地域の医療・教育・社会事業に携わる事例も見られた．佐藤によれば，戦後処分により斬首された坂の次男琢治（1860-1924）は，仙台で病院を経営する傍ら，宮城授産場と付属幼稚園（宮城養稚園）を設立し，地域の救済活動に従事した．凶作の影響により棄児や困窮母子が急増すると，収容限度を超えたため，岡山孤児院へ転院させる事例も見られたという．さらに坂の三男定義（1866-1937）も塩釜病院を設立し，方面委員や社会事業協会会長として地域社会に貢献した[17]．

生江の少年時代は，秩禄処分によって武家の解体が終了するまでの10年間と重なっていた．生江は，8歳で小学校に入学し，16歳で中学校に入学しているが，一般的な学齢児に比べて教育開始と修了は遅かった．この背景には，秩禄処分によって生活基盤を失い混乱状態にあった生江家の事情が影響した可能性がある．

以上のように，生江の幼少期は，戊辰戦争後の社会変動と士族階層の解体という歴史的転換のなかに位置づけられる．生江家が経験した家計の不安定化，父元善の職業的転変，生江自身の教育開始の遅れや身体的困難は，個人的な不運にとどまらず，旧藩士層が近代国家形成の過程で直面した生活基盤の喪失を反映するものであった．

この経験は，ただちに生江を社会事業へ向かわせたわけではない．しかし，貧困や困窮を個人の怠惰や道徳的欠陥としてではなく，社会的変動のなかで生じる生活上の危機として捉える素地は，この時期に形成されていたと考えられる．

(2)　宮城集治監

生江は，戊辰戦争の惨事を直接目にすることはなかった．生江の生家は広瀬川沿いにあり，幼少期の彼は，夏には川遊びに没頭し「鍋釜」と渾名されるほど日焼けした[18]．晩年，彼は幼少期を「至極幸福」であったと回想する[19]．

しかし，小学校の成績は振るわなかった．そのため「学校へ通学したくないと思い，家庭は強いて通学させ様と思うので，その間はしばしば家庭の問題となって，祖父の如きは時には竿とか棒を持って私の代りに柱を打ったりした事がしばしばあった」[20]と述べている．川遊びに熱中する一方で，作詩にも熱中し 「一日必ず一詩を草し，稿積んで数冊の多きに及んだ」[21]という．

この頃，家計は辛酸を舐めるものだった．『古稀』は，父元善について次のように記載している．

> 明治 3 年 10 月権小属役人となり，東京に上り，翌年 6 月帰仙し，一年を経て宮城県庁に出仕し勤職二年，後転じて片平町監獄に会計役を務む．正廉なり．勤務五年の久しきに亘りて辞し，文明社に出務せり（「厳父生江元善氏」『古稀』364-365 頁）．

父元善は，明治 7 年から 12 年まで監獄で会計役として勤務していた．片平町監獄とは，宮城集治監のことである．

片平町は，近世より武士が集住する城下町であり，藩政時代以来の牢屋が存在した．しかし，1877 年 2 月 15 日に勃発した西南戦争に伴い，国事犯を収容するため新たに建築が急がれ，同年 7 月に竣工式が行われた．重松によれば，宮城集治監は木造監獄としては世界最大規模を誇るモダン建築で「六角獄舎」と呼ばれ，ベルギーのルーヴァン監獄に模して建設されたものであるという（重松 2001：13）．

六角獄舎中央部から，監視人は囚人のいる全舎房を監視することができた．フーコー的概念を援用すれば，集治監はまさにパノプティコンとして理解しうる．規律・訓練（discipline）によって囚人を服従させ，訓練し，権力に従順な身体を造り出す装置であった（Foucault＝1977：143）．

彼は小学校時代，父の勤務の関係でこの集治監に出入りし，囚人の処罰や死刑を目撃し，強い衝撃と同情の念を抱いたという[22]．少年期に，未だ禁止されていなかった罪人の首を刀で斬り落とすという前近代的な刑罰を目撃したことは，後に彼を北海道監獄改良事業へと向かわせ，欧米の感化事業を研究へ導く一つの要因であった．

明治維新後，職を転々とせざるを得ない状況に置かれた士族は，全国に多く存在した．父元善もその一人であった．園田は，明治維新に伴う社会変動は，旧武士団にとって，単に経済的特権の喪失・窮迫という意味にとどまらない，とする．すなわち，身分的特権を背景とした自尊心が崩壊し，社会の中での自己の存在を定義してきた基盤が喪失したことこそが，明治初年から 10 年代にかけての士族の経験したもう一つの危機過程であったという[23]．こうした精神の危機は，明治初期，仙台においてキリスト教思想が受容されていく背景の一因となったものと推察される．

1880 年，片平町小学校を卒業した生江は岡懼の漢学塾に入った．得意科目は数学で群を抜いていたが，習字と図画は苦手だった．

1883 年，宮城中学校に入学すると，一転主席となり，臨時昇級試験で一級進んだ．昇級後のクラスには，後に東京帝国大学文科大学英文科に進学し，第二高等学校の校長となった玉虫一郎一（1868-1942）がいた．第二高等学校は，帝国大学進学を前提とした旧制高等学校の一つであり，

東北地方における学術・文化の拠点であった[24]．北里柴三郎門下で，後に赤痢菌を発見する志賀潔（1871-1957）も同級生であった[25]．

2. 仙台におけるキリスト教伝道と受洗

(1) メソジスト教会宣教師シュワルツ

明治期の仙台では，正教会，カトリック，バプテスト，日本基督教会，メソジスト，組合教会など複数の教派が伝道活動を展開していた．

宮城中学校に英語教師として赴任したアメリカ北部メソジスト教会の宣教師シュワルツ（Schwartz Herbert Woodworth，1857-1921）との交流を通して，生江はキリスト教に接近した．シュワルツは 1857 年にイリノイ州に生まれ，神学校から師範学校へ進み，84 年にシラキウス医科大学で医学博士号を取得した後，1884 年 10 月 29 日に北部メソジスト教会の宣教師として来日した．なお，生江は彼を生涯の恩師「スワルツ」と表記しているのであるが，引用文中のみ「スワルツ」とし，原則としてシュワルツと記す．

アメリカのメソジスト監督教会は，1844 年の奴隷制度の可否をめぐって南北に分裂していた．北東部・中西部の都市部に強い影響力を持った北部は奴隷制度に反対し，社会改革運動に積極的で，教育機関や福祉施設の設立に力を入れていた．そのため，北部から来日した神学者は，医療・教育に対する進歩的思想を持っていた．

シュワルツは，1885 年 9 月に宮城尋常中学校で英語教師として赴任した[26]．生江は，19 歳の頃，英語教師として赴任したシュワルツと親交を深め，毎朝自転車を引いて歩くシュワルツに同行して通学するなど，日常的に交流を重ねた[27]．彼が好奇心に駆られ一人でシュワルツ宅を訪問したところ，たまたま通訳の相良龍子氏は不在であったため，シュワルツ夫妻との会話にひたすら"Yes，Yes"と答え，洗礼を受けたかという問いにも"Yes，Yes"と答え，信者だと間違われた，というエピソードが残っている[28]．

しかし，シュワルツに親しみと魅力を感じる一方で，彼がキリスト教の宣教師であることを理解した時の驚愕は，尋常ではなかった．当時の心境について，生江は次のように回顧している．

> 当時私は耶蘇教は邪教であり我国固有の民族性を破壊し国家を害毒するものだと考へて居た．それで先生が耶蘇教であると聞いて非常な驚愕と失望とに胸打たれたのは決して無理ではなかつた．然し又一方耶蘇教は文明国の宗教であり，それで欧米の文化を今日に導いたものであるとせば，耶蘇教必ずしも排斥すべきものではないとも考へられたので，其の是非の判断に関して強度の内部的抗争があつた．その抗争を続けながらも私達は毎日のやうに学校で英語を学び次第にその親しみを加へるので，時々の訪問は其の儘継続して居た．そして私達の最後に到着した結論は，耶蘇教の教理や，そしてそれが国害であるか否やの議論は別として，耶蘇教に対する強靭な魅力は，スワーツ師の人格そのものを通してゞあつた．先生は純情に富み，温情に充ち且つ辺幅を飾らざる親しみ易き君子人であつた．斯る人格的要素は日常接触する他の邦人教師中には到底見出し能はざる処であつた．それでその難解の教理や，その他伝統的諸説の真偽等は，最早当面の問題ではなくなり，斯る高潔なる尊き品性の所有者を出し得る宗教こそ信拠に確信するに至つた．（生江「五十年前の追憶」1937 年，121-122 頁）[29]

彼は「純情に富み，温情に充ち且つ辺幅を飾らざる親しみ易き」「スワーツ師の人格そのものを通して」キリスト教に惹かれていった．シュワルツのような人格的要素は「日常接触する他の邦人教師中には到底見出し能はざる」点であった，と述べている．なお，この回想は出来事から約半世紀後に記されたものである．

シュワルツの純情で温厚な人格に感化されたのは生江だけではなかった．妹のすゑは次のように述べている．

> スワーツ先生御夫妻がどの様に日本人，特に仙台の人と仙台の教会とを愛して下されたか私はよく承知して居ります．先生御夫妻は人種とか階級とかいふことに就ては少しの差別もつけず，又勿論偏見も持つて居られませんでした．（中略）スワーツ先生は誠に謙遜な方でしたが，又義に強く，人に注意をせねばならぬ事のある時には他人を介せず自ら単刀直入にその人に（言束）言せられました．実に日本古来の武士のやうな方で御座いました．（薮内すゑ「スワーツ先生御夫妻とフエルペス先生とを偲びて」日本メソヂスト仙台教会 50 年略史編纂委員会編『日本メソヂスト仙台教会 50 年略史』日本メソヂスト仙台教会，1937 年，129-135 頁）

妹すゑの証言に見られる，シュワルツは「人種とか階級」には「少しの差別も」「偏見も」持っていなかった，「日本古来の武士」のような人だったという発言は，キリスト教における愛の思想が，儒教を通して翻訳，受容されたことを表している．

武士という特権身分を失った生江家にとって，近代化の過程は社会的地位の喪失を意味していた．しかし，これらは生活の転落過程における思想の受容であるがゆえに，儒教的思想基盤が生江家の中で崩壊したことを意味するものではなかった．「日本古来の武士」のような人であった，という発言の中に，儒教的素養と基盤の上にキリスト教思想が新たに受容されたことが読み取れよう．キリスト教は儒教道徳と密接に関わって翻訳されたのである．

このような人格的接触を通して，生江はキリスト教への関心を深めていった．シュワルツとの出会いは，のちに彼がキリスト教信仰を受け入れる重要な契機となっただけでなく，社会問題に対する倫理的関心を形成する出発点ともなった．

(2)　キリスト教の受容

1886 年 5 月 2 日，シュワルツ宅で行われた最初の洗礼式で，アメリカ・メソジスト監督教会日本年会監督・ハリス（Harris Merriman Colbert，1846-1921）によって生江は洗礼を受けた．ハリスは札幌農学校の学生 50 人にも洗礼を授けており，新渡戸稲造（1862-1933），内村鑑三（1861-1930）の洗礼にも関わった人物であった．

当日の洗礼者には，弟惣太郎，母仙，妹すゑもいる．当日の洗礼者は 35 名，多くは中学校上級生とその家族であった．父元善は 1887 年秋，本多庸一（1849-1912）から洗礼を受けた[30]．

1886 年以降になると，宮城中学校のほか，私立の中等教育機関として宮城英学校（後の東華学校）が設立された．宮城組合教会を母体とする宮城英学校は，1886 年から 1892 年まで仙台に存在した，同志社の分校であった．

1886 年 5 月 30 日，押川方義（1850-1928）が牧師を務める仙台教会（現日本基督教団東一番丁教会）で，新島襄（1843-1890）は「愛とは何ぞや」を主題とする説教をおこなっている．押川は横浜バンドといわれるバラ宣教師による受洗者の一人で，東北学院創立に関与した人物である．

新島は仙台にキリスト教学校（男子校）を作る計画をもっており，10 月，宮城英学校（翌年，東華学校と改称）として開校され，初代校長に就任していた．同志社や大阪から派遣された教師・宣教師は新たに教会（現日本基督教団仙台北教会）を創立する流れもあった．押川のいた仙台教会は，生江家からさして遠くない距離にあった．

1887 年 3 月 13 日，宮城組合教会で洗礼を受けた 6 名の男子の中には，後に東北地方最大の地方紙となる『河北新報』を 1897 年に創刊した一力健次郎（1863-1929）の名前もある．東華学校設立運動を開始していた市原盛宏（1858-1915）や J. H. デフォレスト（John Kinne Hoyde Deforest, 1844-1911）の交友関係の中に生江がいても不自然ではなかった．

さらに，解体された仙台藩の藩校養賢堂の同窓生には，ハリストス正教会の信者がいる．なぜ，複数の教派が存在するなかで，生江はメソジストに惹かれていったのだろうか．

おそらく，シュワルツがキリスト教信仰だけを熱心に説く宣教師であったならば，彼はキリスト教に魅力を感じなかっただろう．シュワルツは 1886 年 10 月から 1 年間，仙台で医療活動に従事している．キリスト教の伝道と社会改革運動，教育，医療，福祉事業が一体となったプロテスタントの活動は，生江の思想と人格形成に多大な影響を与えた．また，シュワルツは医学博士の学位を取得し，自ら病に苦しむ人を助け，子どもたちと一緒に遊びながら，個々の性格までよく理解しようとしていたという．こうした教育と医療，伝道が一体となったメソジストの活動は，日本人牧師からは感じることのできないものだったのではないだろうか．

(3)　メソジスト

メソジストは，18 世紀に英国国教会から分離したプロテスタントの一派である．メソジストには几帳面，という意味があり，その信仰と生活態度に由来するあだ名であった．メソジストの開祖である J. ウェスレー（John Wesley, 1703-91，以下ウェスレーと表記）は，貧民窟に住む住民への伝道と，生活に対する援助を惜しまなかった．

貧困者の救済とメソジストの思想の関係については，しばしば言及されている．清水によれば，ピューリタンが貧困者を神に棄てられた存在として捉えたのに対し，ウェスレーは貧困者を福音の中心に位置づけ，愛と共感に基づく共生をキリスト者の道とした．さらに彼は，富の増大が信徒を貧困者から遠ざけることを批判し，貧困者のうちにキリストを見出す思想に至ったとされる（清水 2007）．

また，馬淵は，ウェスレーにとって慈善活動は福音信仰と不可分であり，その実践は心の聖化と表裏一体の関係にあったと述べている．彼は社会改革にも積極的であったが，慈善を制度や他者に委ねることを退け，実践を通じて信仰と霊性を深めることを重視したという（馬淵 2024）．ロンドンのメソジストは，1785 年に教派や地域を超えて病人を支援する慈善団体 Strangers' Friend Society を設立し，ウェスレーもこれに関与した．

明治日本の慈善救済の系譜に名を連ねる人物には，キリスト者が多い．岡山孤児院の創設者石井十次（1865-1914），家庭学校の創設者留岡幸助（1864-1934），廃娼運動の草分けである久布白落実（1882-1972），牧野虎次（1871-1964），八浜徳三郎（1871-1951）などは日本組合基督教会（組合教会）の会員であった．また，監獄改良運動の原胤昭（1853-1942）や神戸のスラム街で伝道した賀川豊彦（1888-1960）は日本基督教会（改革・長老派）の会員であり，博愛社を創設した小橋勝之助（1863-1893）は日本聖公会（聖公会）に，山室軍平（1872-1940）は救世軍に属していた．一方で，メソジスト派に属する社会事業家は少数であり，その代表例として生江が位置づけられる（日本キリスト教社会福祉学会 2014）．

しかし，ヨーロッパでは，社会事業にメソジストが果たした役割は決定的なものがあった．トレヴェリアンは，産業化社会において教会や国家から疎外された労働者に対し，メソジスト運動が精神的支柱として機能し，急進化を抑制したと評価している．しかしこの見解については，馬淵が指摘するように，メソジストが社会不安を抑えたとする神話的歴史観であると現在批判されている（Trevelyan 1983；馬淵 2024）．

しかし，メソジストの心性と生江の置かれた状況には，一定の親和性があったと推測される．社会的弱者に対する心理的・社会的な支援と伝道が一体となったキリスト教の魅力は，シュワルツという人物を通して生江に影響を与えたのではないだろうか．

生江は明治維新後も教育の機会を得ることができたという点で，仙台藩士の中では相対的に恵まれていたが，父元善の経歴に見るようにその地位は不安定なものであった．

生江がキリスト教に接近していく際に惹かれた要素は，第一にキリスト教が「文明国の宗教」として理解されたこと，第二に，宣教師シュワルツの人格を通して，愛や謙遜といった倫理的価値が具体的に示されたことであった．

この点で，生江にとってキリスト教は抽象的な教義体系としてではなく，人格を通して経験される倫理的実践として受容されたといえる．とりわけ，教育・医療・伝道を一体として展開したメソジストの活動は，社会的弱者への支援と人格形成を結びつけるものであり，後年の生江の社会事業思想と親和的な性格を有していた．

したがって，生江のキリスト教受容は，旧来の儒教的倫理を単純に否定するものではなく，武士的倫理や人格的修養の観念を媒介しながら，キリスト教的な愛と奉仕の思想を受け入れていく過程として理解することができる．

3.　東京英和学校時代

(1)　　明治の東京

第一次伊藤内閣が発足して間もない 1886 年 9 月，生江は仙台から東京に転居した．20 歳の時である．富国強兵を目指し，急速に西洋の近代文化を受容した東京では，通信・交通機関の発達，ジャーナリズム・出版事業が活性化し，政治・道徳・宗教から学問・文化・芸術の独立性が高まる一方で，条約改正の失敗についての不満を内部に抱え，反動も強まっていた．

また，岩倉使節団が国際的に批判を浴びたことからキリスト教が解禁されたこの時期，新しい神学として自由主義神学が導入され，キリスト教会内部では神学論争が展開された．自由主義神学とは，キリスト教モダニズムともよばれ，知識・科学・倫理を考慮してキリスト教の教えを解釈するもので，教義上の権威よりも理性と経験の重要性を強調したプロテスタントの立場である．19 世紀に始まり，20 世紀初頭に全盛期を迎えた．

1859 年 11 月 24 日，C. ダーウィン（Charles Robert Darwin, 1809-1882）の『種の起源』がロンドンで刊行されたことは，近代科学のキリスト教に対する一大打撃であった．近代的理性によってキリスト教を解体・再構成しようとする系譜として，ユニテリアンがある．ユニテリアンは，三位一体を否定し，神は唯一で不可分であり，イエスは神ではなく卓越した人間的教師である，と理解する．教義上は非正統派かつ異端であり，周縁的な位置にある．

一方，自由主義神学は，ダーウィンの進化論を受容し，原罪・キリストの神性・奇跡・復活など聖書の神話を批判する立場を取ったが，信仰と理性の和解を志向した．熊本バンドの青年で，自由主義神学に傾斜した金森通倫（1857-1945）は，同志社神学部教授として大学設立のために奔

走し[31]，海老名弾正（1856-1937）は日本組合基督教会の指導者として，正統派神学を守ろうとした植村正久（1858-1925）や内村鑑三と対立した[32]．

1886 年 8 月，東京英和学校（青山学院の前身）に入学した生江は，上京してすぐに仙台教会から青山教会に転会した．彼は「最も心服し敬慕したのは故本多先生で，最も畏敬したのは石坂先生」[33]だったという．仙台から東京へ上京する際，生江は一時石坂の家庭に寄宿し，受験後寄宿舎に入った．寄宿舎は 1883 年に横浜美會神学校から移築したものである（図 1 参照）．

図 1　寄宿舎（青山学院ミュージアム所蔵）



(2)　東京英和学校高等部

東京英和学校は，1874 年にアメリカ・メソジスト監督協会の宣教師・ジュリアス・ソーパー（Julius Soper, 1845-1937）が築地に開校した耕教学舎や R. S. マクレイ（Robert S. Maclay, 1824-1907）が横浜に開校した美會神学校を源流とするミッションスクールである．『青山学院 85 年史』によれば，83 年築地から青山へ移転した東京英和学校は，神学科と普通科に分かれ，多くの学生は寄宿舎に生活した（図 1）．その数は 24〜25 名ほどであった[34]．図 2 は 1885 年頃の東京英和学校のキャンパスを撮影したものであり，ガウチャー・ホールとともに洗練された西洋的建築が印象的である．

進化論の流行と神学の混乱のなかにあって，彼は調和し難い矛盾を学生時代経験した[35]．彼は元良教授の影響で，有神進化論者になっていたのである．

元良勇次郎（1858−1912）は京都の同志社英学校に学んだのち東京農学社で教え，青山学院の創設に尽力した人物で，ボストン大学で哲学を学び，ジョンズ・ホプキンズ大学で心理学の博士号をとった．日本で最初の心理学者として知られ，著作に『心理学概論』（1915）がある．元良は，東京帝国大学の教授を招聘し，生物学・考古学・進化論に関する学術講座を設け，毎週講堂で講演会を開催した．

生江は元良の影響から考古学への関心を持ち，石器時代の追跡調査に熱中した．もともと数理的思考に慣れていた生江であるが，観察し，実験して仮説を検証しようとする自然科学を基盤とする近代的な科学的思考は，元良の刺激によって得られたものである．

図2　東京英和学校のキャンパス（青山学院ミュージアム所蔵）



図3　ガウチャー・ホール（青山学院ミュージアム所蔵）



また，山路愛山（1865-1917）らと講演会で進化論的立場を表明した際，宣教師の反発と学校の排斥に直面し，伝道師志望を断念するに至ったという[36]．また，彼は，1885 年に発刊されキリスト教の立場から女性の地位向上を理念として掲げた『女学雑誌』の読者であった．

1887 年の夏，万国基督教婦人矯風会遊説委員としてレビット（Mary Greenleaf Climent　Leavitt, 1830-1912）が来日すると，矢島揖子（1833-1925）を中心に東京婦人矯風会が設立され，1893 年には全国婦人矯風会となった．生江はこの時レビットの「酒の害」を読み，生涯禁酒を誓っている．

本多庸一は 1887 年 9 月に仙台美以協会から東京英和学校に転任していたが，その頃の様子を生江は次のように回顧している．

> その晩秋校内に大リバイバルが起こった．先生はその間に在って霊的指導に多大の努力を払はれた．霊美に打たれて改悛する学生が多数に上った．そして其の峻烈なる復興熱に燃えた我等青年を駆って，或は教会に或は街頭に，福音宣伝に勇躍するに至らしめた．然し斯かる状態が三四ヶ月間継続したが，其の後次第に冷却し，或は反って反動的な不信状態に陥るものすら生ずるに至った．私は余り熱狂したので健康を害し，一時休校の上体操学校に入学し，3 ヶ月間で同校を卒業した．（生江「東京英和学校在学時代：明治 19 年より同 20 年まで」『青山学院 50 年史』178 頁）

この 1887 年の信仰復興運動の際，生江は健康を害し，静養のため一時休学することになった．その後復職するが，教会との関係は以前のように濃厚ではなくなっていた．友人である布川孫一（孫市・静淵, 1870-1944，以下布川と記す），田中太郎（1870-1932，以下田中と記す）らとともに東京・浅草の貧民窟を歩く行為にみられるような社会問題に対する関心は，この頃からみられる．布川は後に社会学者として名を馳せる人物であり，田中は渋沢栄一の死去した後，東京養育院の院長となった人物である．小笠原は，生江の高等部時代について，良心と現実の自己との関係を調整する中で，その均衡を図る第三の道として社会事業に向かった可能性を指摘している（小笠原 1999：40）．

しかし，彼を苦しめたのは信仰上の葛藤だけではなかった．父元善らが設立した銀行・文明社が破産し，学資の送金が途絶えたため，1890 年に高等科を修了することなく退学せざるを得なかったのである[37]．

以上のように，東京英和学校高等部時代，精神の危機と，生活苦という二重の苦難に生江は直面した．伝道師になろうとした当初の意志を貫徹することは，信仰の動揺と経済的な苦難によって難しくなった．

内村鑑三の不敬事件が起こった 1890 年，生江は東京英和学校を高等科 2 年修業の上，3 月に退学した．彼の退学は，国粋主義の高揚に伴い教育方針を儒学的・復古的方向に進める教育勅語の発布（1890 年 10 月）の前であった．教育勅語発令後，明治維新以来の文明開化の時代は終焉を迎え，キリスト教に対する攻撃が始まるのである．

第２節　北海道監獄改良事業と青山学院での学び

1.　キリスト教宣教師の通訳として

1890 年の春, 東京英和学校高等部を退学した生江は, 宣教師の通訳として伝道活動に従事した. 給料は月 7 円[38]で，生活は可能であったものの余裕はない低賃金であった．この年，新島襄が逝去した．生江は宣教師に従って東京と東北地方を巡回し，翌 91 年から 93 年まで，南メソジスト教会宣教師の通訳として山口に赴任し，その傍ら伝道に従事した[39].

この時，馬関（下関）の娘按摩と下関港の船中で出会ったことを執筆した「薄命児貧児問答記（1899 年 10 月，原稿）」は，山口に滞在した頃の出来事である.

下関からの船中で出会った少女は，按摩の習得を強いられ，激しい身体的苦痛に耐えながら働かされた上，従わなければ暴力や食事の制限を受けるなど，過酷な労働と折檻を経験したという[40]．少女は 8 年の奉公の後に，女衆としてさらに過酷な労働を課される運命にあった．それにも関わらず，少女は高給をとり折檻されることのない女衆に憧れている．この体験を通して，生江は社会の陰にある子どもの搾取と貧困問題に強い衝撃を受けている[41]．少女の救済を考えたものの，旅先ではどうすることもできない.

少女に金銭を与えて別れた後も，旅の滞在中，その過酷な運命を案じて終始忘れることができなかったという[42]．生江はこうした薄運の子女が決して稀とはいえない社会の現実を憂い，宗教家や慈善家に対して，その救済の必要性を強く訴えた.

2.　札幌教会の伝道と苦悩

1893 年，生江は直接伝道する希望を抱いた．彼は，メソジスト教会の命を受けて開拓伝道のため北海道上川（旭川市）に赴任し，札幌教会等で伝道を助けた．有神進化論や考古学に関心を持ちながらも，最終的に社会的弱者への奉仕こそ自らの使命と確信し，教誨活動を経て社会事業に従事する決意に至ったという[43].

1894 年，留岡幸助（以下，留岡と記す）の渡米送別会が札幌で開催され，生江は初めて留岡と対面した．この年，留岡は監獄学研究と獄事視察を目的としてこの年の 4 月から 96 年 5 月まで渡米した.

生江にとって北海道は「最も思い出多き地」であり，北海道における三年の生活は「全生涯を支配」した[44]．また，北海道は「憧憬の地」「反省の地，そして又実は煩悶の地」，「終生忘れることの出来ぬ思い出多き戦場」[45]の地であった.

この時，仙台の実家は厳しい状況に置かれていた．父元善が 1892 年に脳溢血で倒れ，右半身不随の状態になっていたのである[46]．家には母仙と妹すゑがいた．すゑは東京英和女学校に在学中であったが，病気のため休学し帰郷していた．その後は静養しつつ，教会の仕事を支え，尚綱女学校（現在の尚絅学院大学）において音楽を教えていた．兄元利は秋田で友人の営む鉱山事業に従事していたが，事業不振により失業した.

父元善は，北海道にいる生江とボストン大学に留学中の弟惣太郎を呼び戻すよう，何度も説得しようとした．しかし，すゑが就業中途でやめては益がないと力説し宥めたという.

1894 年になると，文明社で失敗した父の債務の返済期限が終了し抵当の屋敷も手放す事態となり，いよいよ家計は窮迫した.

生江はイギリス領フィジー植民地に日本移民の監督として赴任する計画を立てたが，口頭試験に失敗してしまう．この危機を凌いだのは弟惣太郎で，ボストン大学の卒業を 1 年延期して労働し，実家に多額の送金を行なった．

こうして生江は再び教会生活に入った．

3.　樺戸教会と集治監

(1)　北海道バンド

1894 年，生江は北海道集治監本監にある北海道樺戸教会に赴任した．社会的キリスト教の立場から説教したために，多くの信者の関心を惹くことはできなかったという．

北海道における監獄改良事業，出獄人保護事業，それに続く少年感化事業については，社会福祉史からの言及が多数存在する（江連 2019；片岡 2011；三吉 1984；室田 1998；長沼 2011；二位 2010）．

江連によれば，1863 年の開拓使設置以後，自由民権運動家など危険人物とみなされた人物の内地からの排除や資源の確保といった政府の思惑が絡み合い，北海道集治監の設立は急速に進んだという（江連 2019：12）．集治監は，まず本監を樺戸に，分監を空知，釧路，網走，十勝に設立され，囚人の労働内容は，空知では炭鉱での採鉱，釧路では硫黄採掘，樺戸・網走では中央道路建設と，地域ごとの特色があった（江連 2019：13）．

集治監は大井上輝前典獄の下，囚人のキリスト教教誨師として，原胤昭（以下，原と記す），留岡，水崎基一（1871-1937），大塚素（1868-1920）らが存在し，彼らとの接触を通して生江は監獄改良事業と社会事業へ誘われたのであった．

近代日本プロテスタント史において高く評価される札幌バンド，横浜バンド，熊本バンドを念頭に，彼らを「北海道バンド」と最初に呼んだのは生江である（室田 2021）．室田によれば，教誨師たちは監獄内の取り組みのほか，囚人労働の廃止や免囚事業，冬季学校や周辺地域への伝道活動も行ったという．

(2)　北海道集治監

1896 年 10 月，青山学院神学部に入学した生江は，北海道集治監の実態を 2 編，布川の主幹する『社会雑誌』[47]へ投稿している．

「監獄視察の記」[48]は，北海道集治監の典獄（石澤謹吾），樺戸本監の位置（石狩國樺戸郡月形村石狩河岸沿い），分監（空知・釧路・網走・十勝），定員，実際の収容人数，犯罪の種類，賞罰等について概観し，春と夏しか汽船の便のない不便な集治監の様子や逃走者の実態など，実際に樺戸本監で働いていた生江の体験に基づいた当時の集治監の概況が示されている．

北海道集治監の囚人は凡て男性であり，刑名は徒刑，流刑，懲役終身（有期・無期）のみである．罪名は強盗犯が最も多く，次に傷人罪であった[49]．

北海道集治監（其 2）[50]は，囚人の就労と生活について，監房の設計，昔は厳寒の時には雪盲，凍傷になり足を切断する者も少なくなかったが，現在は防寒具があり身体に害はないという工場・作業の様子，工費・賃金，労働時間（8 時間ないし 10 時間），馬鈴薯の多かった炊事など，やはり現地に長期間滞在したものでなければ書けない事情が事細かに記されている．

重松によれば，生江の父元善が働いていた宮城集治監と樺戸集治監の建築構造は，非常によく似ていたという（重松 2001）．監房の設計について，生江は次のように記している．

樺戸本監監房は堅牢強固なる木造にして凡て五棟あり一室六畳内人を入るる六七人より多からず，同房者は罪質別年齢別等監獄則の命ずるが如し，監内は清潔にして便器は必ず毎日清掃す，各房内書棚ありて宗教教育修身等の書籍を載するに供し又古賢者の金言名句を記したる者を各房内に掲げ1週間毎に変更し以て囚人の徳性発達罪禍改悛の稗補に供す，囚人房内に於ては安座するを許す，夜間の燈光は各房を照して各囚読書に便ならしめ冬季は暖炉を用いて各房を温む蓋し用意の周到なるものと云うべし（生江「監獄視察記（其二）」27頁）

また，北海道集治監は，単なる刑罰施設ではなく，国家的開拓政策の労働力を供給する施設として機能した．

工場は凡て五六棟甚た広大ならざるも然かも能く整頓し居れり，監内作業は鍛治木挽木工彫刻裁縫等廿八九種とす，外役は炭焼土方運搬耕耘新墾等となす而して囚人の多くは外役に従事す，蓋し北海道の地たる新開墾地なれば政府も亦島国に拘禁ずるの意を以て囚人を彼地に送り以て道路開墾又農業に従事せしむるならん，内役の如きは他傭役なきにあらざるもその数甚だ多からず宮司業の如き亦然り，而して冬期六ヶ月間は積雪丈余なるを以て全く農業開墾等に従事する能はざれば多くは雑業の名を以て官舎及道路の雪踏をなすその囚人の数実に大なるものなり，積雪少しく凍ふるに当りては伐木運搬に従事す，而してかかる厳寒の時には亦此に相応したる防寒具あるを以て敢て大に身体に害を受くることなし往時は冬期間盲目或は眇目になる者多く又は脚足を切断するに至るもの少なからざりき（生江「監獄視察記（其二）」28頁）

「北海道の地たる新開墾地なれば政府も亦島国に拘禁ずるの意を以て囚人を彼地に送り以て道路開墾又農業に従事せしむるならん」とあるように，北海道集治監は，拘禁と開拓労働の場でもあった．内役（鍛治・木工・裁縫など28〜29種）はあっても，囚人の多くは炭焼・土方・運搬・耕耘・新規開墾など重労働の開拓労働に従事した状況は，本州の都市型監獄とは異なる監獄労働の性格を示している．

また，積雪「丈余」（約3メートル）で農業開墾は不可能となる冬期には官舎・道路の雪踏み（除雪作業）を行う囚人が多く，凍結期には伐採した木を運搬するといった，厳しい自然環境が規定する労働形態の実際が記されている．

さらに，工費と領置金について，次のような記載がある．

廿八年度の就役延人員は二百卅五万八千三百六十三人にしてその工費十七万八千五百九十四圓余とす又囚人（給与したる工銭は監獄則により重罪は十分の二なるを以て三万八千百三十八圓なりとす，囚人一日の賃金は多きは廿銭少なきは一銭内外なりとす．（中略）作業工銭の十分の二は各囚人へ与給せらるるを以て，囚人は自己の財として之を典獄へ預り置き出獄の時之を受取り以て自活の用に供するなり，然れども在監中余菜を買い書籍を求め書信を発送するなどのためその幾分を消費するを以て，出獄の際得る所の預置金は平均廿圓内外なりとす然れとも多きは八九十圓に達するものあり．（生江「監獄視察記（其二）」28 頁）

史料中の延人員235万余という数字は，監獄労働が大規模な労働力として組織され，国家事業を支える恒常的労働体系であったことを示している．囚人に給与する工銭が労働成果の20%であ

り，残り 80％は国家に帰属するという賃金の仕組みは，刑罰に国家の収益が加わる構造が制度化されていたことが読み取れる．

また，囚人の一日あたりの賃金水準も，労働内容や熟練度によって 1 銭から 20 銭までかなりの格差があったことがうかがえる．囚人労働は単なる強制労働ではなく，報酬差を用いた経済的インセンティブが導入されたシステムであった．

出獄時の再出発資金として預置金があることは一見懲罰刑から矯正と改良刑への転換に見えるが，実際は平均 20 円程度で，明治後期の小学校教員の初任給が月給 8〜12 円程度であることを考えても，経済的には不十分な額である．

しかしながら，興味深いのは，在監中の消費活動である．市場的消費や読書，通信を行っていることから生活者としての囚人の世界がうかがえる．生江の視線が，単なる道徳論ではなく，囚人の生活世界と制度の実態を客観的に観察し把握しようとするものであったことを示している．

次の入湯の記載は，身体の「清潔」を国家の管理に置き，衛生を規律の一部として快楽を統制する発想が透けて見えるが，生活者としての囚人を理解しようとする視点の延長として理解できる．

> 囚人の衣服及び身体は凡て清潔なる就役中の衣服は入監の際捜験室に於て必ず他の衣服と更換す故に不潔に流るる憂なき也，又入湯は一週兩三回にしてその度数は工作の難易と賞表の有無とによりて差異あり入湯時間は一回五六分にして凡て皆号舎に従う休室三箇ありて一回九十人を入る，蓋し食事と入湯とは是れ囚人快楽の主要なる者ならん而して賞表の有無により総て分量度数等の差異あるは全く改悛者を奨励する為めなるや明なり．（生江「監獄視察記（其二）」29 頁）

これらの記載から，北海道における監獄改良事業を通して，彼が救済事業に接近していく過程が読み取れるのであるが，生江の筆致は非常に客観的で，全体像を簡潔にスケッチすることに長けていた．囚人の人格や内面を観察するというよりも，むしろ囚人をとりまく監獄のシステムと労働の内容について，数値を示しながら端的に述べていく筆致に，原や留岡，水崎と異なる生江の特徴がある．

北海道時代，集治監で監獄改良事業へ身を投じたことを契機として，生江はキリスト教伝道者から社会事業家へと転じていった．生江をそのように導いた人物こそ，留岡と原である．留岡と原は，生江の生涯において平素最も親愛畏敬する二人の先輩[51)]であり，その後も社会事業家としての生江を導いた．

(3) 教誨師の辞職

1895 年，集治監本監の典獄更迭に伴い囚人処遇の方法が変更されたため，本監および分監の教誨師は辞職することとなった．背景には，大井上典獄への風評と不敬事件，キリスト教教誨師への内務省からの圧力があった．仏教教誨師を併用されるこの事態に，原，水崎らは教誨師を辞職した．

1896 年 9 月 25 日，北海道を後にして生江は再び上京する．

その途中，仙台の実家に立ち寄ると，家族の困窮と家計を支える妹の献身を目の当たりにし，自らの無力さと，なお学業を志すことへの葛藤を抱えた．「しかし，矢は弦音を立てて弓絃を離れてしまった」[52)]のであり，上京の決意は変わらなかった．

4.　青山学院神学部時代

(1)　　神学部

1894 年，東京英和学校は「青山学院」と改称し，神学部，高等普通学部，予備学部を設置した．1896 年 10 月 1 日，生江は青山学院神学部に入学した．

当時の宗教界は冷静かつ停滞的で，日清戦争後の資本主義の進展や唯物主義の影響により，神学への関心は低下し，青山学院でも入学者が極めて少ない状況にあったという[53]．

生江は，旧約聖書高等批評学には特別関心と興味を持った．高等批評とは，19 世紀ドイツで興隆した聖書の成立過程や編集の歴史を批判的に分析する文献学的研究である．聖書が無名の複数の人物によって長い年月をかけて編纂されてきたものであり，文書間の矛盾，誤りがあることを主張した（加藤 2025：6-7）．

キリスト教神学におけるモダニズムの到来は，保守的な教会指導者にとって，肯定できるものではなかった．福音派のディスペンセーション主義とよばれる特殊な終末論は，進化論や高等批評への批判と攻撃の中で生まれた．ただし，在学中生江が最も熱心に取り組んだのは，こうした神学の研究ではなく原の出獄人保護事業だった[54]．

(2)　　出獄人保護事業

原と留岡は青山学院の近くに居住していた．生江は暇ある毎に二人を訪問しては教えなど受けていた[55]．原は東京日日新聞に勤め，学院附近に居住していた．

1897 年，英照皇太后崩御による特赦減刑が発令され，1 万 3 千人の囚人が出獄するに伴い，原は東京出獄人保護所を設立した．生江は神田神保町のメソジスト教会に留まった被保護者の調査やその家族・親戚の応対にあたり，保護所の実状紹介につとめ，新聞雑誌を通じ或は日曜など近県の教会まで赴いて支援を求めるために奮闘した[56]．留岡は米国から帰国早々，感化院の設立に尽力し，生江は暇ある毎に原と留岡を訪問しては教えを受けた．

また，学院の界隈に住む内村鑑三，宮崎胡処子（1864-1922），山路愛山，原，留岡，三好退蔵（1845-1908）らを加えて基督者のグループを結成，巡回祈祷会を開催した[57]．

1896 年 10 月 26 日，救世軍は小石川音羽に出獄人保護事業を創設（現在の労作館），原に同行し生江も列席した．この時，生江は救世軍大尉山室軍平（以下，山室）と初めて面会した．救世軍出獄人保護事業発会式で，山室はこの事業創立に関する動機と苦辛を述べた．生江は，この日山室から受けた強い印象を，次のように備忘録に記した．

> 神と人との為に終生を捧げんが為には，全く地上の栄達を捨て白頭にして路傍に彷徨するも尚且辞せざる底の覚悟を要す．それには先づ巡査を以て己が標準とすべし．勤勉彼の如く，実直彼の如く，而して薄給彼の如きは少なし．終生物質的には恵まれざるの身を以て余が一生の標準となすべし（『生涯』22，234 頁，『古稀』376 頁）．

キリスト教の伝道，社会事業に生涯を捧げるためには，「終生貧苦と戦ふべきは勿論，他の嘲笑軽蔑をも甘受する覚悟」[58]が必要であることを，山室から彼は教わった．

1898 年 9 月には，留岡が巣鴨監獄の教誨師として招聘されたことについて，仏教者が猛烈な反対運動を起こす事件があった．1900 年 5 月に警察監獄学校教授に転任させることで問題は幕を閉じた．

生江は 1899 年に青山学院神学部を卒業し，同年青山教会副牧師に任職された．

しかし，牧師・山田寅之助は青山学院神学部教授としても多忙であったため，主として生江が牧会の任にあたった．1899 年，文部省訓令第 12 号によって宗教教育が禁止され，青山学院はキリスト教教育を継続するかどうか，経営存続の危機に追いやられていた[59]．山田の多忙さはこの危機への対応によるものであったと推測される．副牧師の任は経験に乏しい生江にとって重荷であった．その後，彼は渡米準備のため副牧師を辞職するのである．

第３節　本章の考察

本章では，生江の初期思想が，戊辰戦争後の士族層の解体，仙台におけるキリスト教受容，宮城集治監および北海道集治監との接触，さらに出獄人保護事業への関与を通して形成されたことを検討した．これらの経験はそれぞれ別個の出来事ではなく，後年の生江の社会事業思想の形成を準備する相互に関連した契機であった．

1.　士族層解体の経験と生活困窮の認識

第一に，戊辰戦争後の仙台藩の敗北と士族層の解体は，生江にとって，生活基盤の不安定化を家族史の内部で経験する契機であった．生江家の困窮，父元善の職業的転変，学業継続の困難は，個人的な不運にとどまらず，近代国家形成の過程で旧藩士層が直面した社会的変動を反映していた．この経験は，生江に貧困や困窮を個人の怠惰や道徳的欠陥としてではなく，社会的変動のなかで生じる生活上の危機として捉える素地を与えたと考えられる．

2.　キリスト教受容と人格的倫理の形成

第二に，仙台におけるキリスト教受容は，生江に新たな倫理的規範を与えた．生江がキリスト教に接近した契機は，抽象的な教義理解よりも，シュワルツの人格を通した具体的な感化にあった．すなわち，生江にとってキリスト教は，愛，温情，謙遜，奉仕といった価値を人格的関係のなかで経験させるものであった．この点に，生江の思想形成における重要な特徴がある．

生江は，キリスト教を旧来の儒教的倫理を単純に否定するものとしてではなく，人格の修養と他者への奉仕を基礎づける新たな倫理として受容していった．とりわけ，生江がメソジスト教会の宣教師シュワルツの人格に強く惹かれた点は，キリスト教が抽象的教義としてではなく，「人格」として受容されたことを示している．この人格的キリスト教は，愛と同情を中心としつつ，教育・医療・社会改革と結びついた実践的宗教であり，後に社会事業思想として結実する諸要素と親和的であった．

3.　監獄経験と制度・生活環境への視点

第三に，宮城集治監および北海道集治監との接触は，生江に近代国家の規律装置と人間の人格的回復との緊張を認識させる契機となった．幼少期における刑罰の目撃は，刑罰と人間の苦痛に対する強い印象を残した．また，北海道集治監での経験と「監獄視察記」に見られる観察は，生江が囚人を単に罪を犯した者としてではなく，労働，生活，教育，信仰，出獄後の再出発という複数の条件のもとに置かれた存在として捉えようとしていたことを示している．ここには，個人の道徳的改善だけではなく，その人間を取り巻く制度的・生活的条件に目を向ける視点が認められる．

北海道時代，集治監で監獄改良事業へ身を投じたことを契機として，生江はキリスト教伝道者から社会事業家へと転じていった．彼が慈善・救済を単なる施与や恩恵としてではなく，人格形

成や人間性の回復と結びつけて捉えるようになった背景には，北海道バンドの中で留岡，原，水崎らと交流した経験があった．この接触を通して，生江は監獄改良や出獄人保護を，キリスト教思想を基盤とする人格の回復と社会復帰を支える実践として理解する視点を形成していったと考えられる．

4.　社会事業思想の前史としての意義

以上の検討から明らかになるのは，1900 年以前の生江において，後に社会事業と呼ばれる実践や理論がまだ体系的に形成されていたわけではないという点である．しかし同時に，この時期には，後年の社会事業思想を支える三つの基盤が準備されていた．すなわち，第一に，生活困窮を社会変動との関係で把握する視点，第二に，人間をキリスト教の精神を基盤とする神の愛と隣人愛に支えられる存在として理解する倫理，第三に，監獄改良事業や出獄人保護事業を通して，社会的弱者を取り巻く制度・労働・生活条件を具体的に観察する視点である．

したがって，第 1 章で確認される生江の初期思想は完成された理論ではなく，社会事業思想の前史として位置づけられる．生江はこの時期に，国家による規律化の現実に接しながらも，人間を単なる統治や矯正の対象としてではなく，隣人愛を基盤としながら，人間と人間を取り巻く環境について客観的な状況を観察し理解する視点を形成していった．この倫理的・実践的基盤が，次章以降で検討する欧米社会事業の受容を通して，近代日本における社会事業思想として展開していくのである．

第２章　第１回欧米視察と社会事業思想の形成

本章は，本研究が区分する第 3 期，すなわちアメリカ留学を中心とする第 1 回欧米視察期（1900-04）を対象とする．

前章では，生江が近代国家形成の過程でキリスト教を受容し，監獄改良事業との接触のなかで，慈善・救済を志向していった過程を検討した．では，その慈善と救済は，どのような人間と社会の理解，制度，実践原理によって具体化されていったのか．

生江の第 1 回欧米視察は，慈善から社会事業へと再編されつつあった 19 世紀末から 20 世紀初頭の国際的転換期と重なっていた．この時期の社会事業は，国家的介入の拡大，民間慈善の再定位，科学的調査，道徳的救済，救貧と防貧といった複数の原理が交錯する場であった．

本章では，第 1 回外遊のうち，アメリカ留学を中心に据えつつ，イギリス・スコットランドを含む欧米社会事業視察を検討する．具体的には，①視察の歴史的・思想的背景，②視察の経路と接触した社会事業実践，③それらを通じて形成された社会事業理解の特徴を明らかにする．これにより，生江の欧米視察を，単なる制度の受容や紹介としてではなく，近代化に伴う社会問題として浮上した生活の諸問題と人間観，それに対応した慈善・救済，社会事業をいかに把握しようとしたのかという社会事業思想形成の過程として位置づける．

表 2 生江の『欧米視察』の構成

欧米視察　細民と救済 緒論 第一編　泰西細民窟の状態 第一章　米国の細民窟 第二章　英国の細民窟 第三章　貧困の原因及細民調査 第四章　細民と飲酒 第五章　浮浪徒 第二編　各国救貧制度 第一章　英国の救貧法 第二章　米国の救貧法 第三章　独逸の救貧法 第四章　仏国の救貧法 第五章　我国の救貧法	第三編　救済事業の趨勢 第一章　救療事業 第二章　禁酒事業 第三章　業務紹介所の経営 第四章　低利質屋の経営 第五章　法律顧問所の設備 第六章　住宅改良事業 第七章　公設浴場と洗濯場 第八章　大学移植事業 第九章　浮浪徒救護事業 第十章　図書館の普及 第十一章　中央慈善協会の設備 第十二章　田園都市の経営

第１節　アメリカへの留学

1.　留学の背景と動機

生江の欧米視察は，19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて形成されつつあった社会事業の制度的・思想的転換点と重なっている．本節では，生江が観察した社会事業の国際的文脈を整理することで，彼の社会事業理解がいかなる歴史的問題状況のもとで形成されたのかを確認する．

18 世紀において，欧米は慈善と博愛の時代だった．イギリス帝国では，ヴィクトリア朝期の社会は一つの世界観を確立し，社会を安定化させた．階級間・人種間対立はまだ先鋭化しなかったこの時代，富裕層の存在は光輝であり，社会は自助と個人の自発性を美徳とした．イギリスは救貧法の成立はもとより，キリスト教的基盤をもつチャリティ・フィランソロピーが高度に組織化され，継続的に展開された社会でもあった．慈善組織協会（COS）は富裕層や有名人を急速に惹きつけて国際的に広まったが，ロンドンはその火花が炎上した中心的な地域であった（Humphreys 2001）[60]．

しかし，19 世紀後半になると，巨大企業が多数登場し市場の独占が進行する．アメリカでは，20 世紀初頭に北欧や西欧のアングロサクソン系プロテスタントの白人ではない南欧や東欧の大量の移民が到来すると，住宅・下水道・公立学校などの施設が急激な人口増に追いつかないまま大都市に密集し生活する劣悪な居住環境が，社会問題として浮上した（紀平 1999）．アメリカにおける社会主義運動はその最盛期を迎え，多彩な革新主義運動（progressivism）が展開された．

このような社会は，日本の慈善救済事業を構想する上で，生江にとって重要な参照枠となった．

第 1 回外遊は，1900 年 4 月から 1904 年 2 月にいたるまでの，3 年余にわたる外遊である．生江にとって欧米社会事業研究は「多年の宿願」[61]であった．

生江の第 1 回外遊の出資金を確保するため，本多庸一，留岡，原胤秋，高木正義，千葉鑛蔵が発起人となり趣意書を執筆した．小林は，本多庸一から大隈重信宛の書簡を紹介している（小林 2017）[62]．この 3 月 28 日付の書簡は，「英米感化事業研究且つ視察」のため渡米する生江の「社会的事業なると将来国民的道徳に貢献する少なからざる」ことを信じ，「研究及び材料募集之費用之一端を補せむか為め各自応分之出資」を依頼するものである．この趣意書は，生江をキリスト教および慈善救済の同志として位置づけるもので，生江に対する帰国後の期待を窺わせる．また，生江の留学の目的は主として感化事業の研究にあったことが明らかである．

生江は，本多らの趣意書を持って友人間をまわり歩き，宮城中学校，青山学院の同窓の厚意も得て 514 円を集めた[63]．1900 年の公務員の年収は約 100〜300 円程度で，514 円は当時としては極めて高額である．この資金は，片道の渡航費（50 円）をはじめ，4 年間にわたるアメリカ留学の費用全体を賄うに十分なものであり，私的な学問探求を超えた使命を帯びていた．

1900 年 4 月 25 日，生江は東洋汽船会社・亜米利加丸に搭乗し，横浜港を出航した．当日は悪天候に見舞われながらも，「仮令水に浸され波に動かさるるも，この天候も或は私の社会事業家としての門出を象徴するにふさわしい」[64]と受け止めた．

亜米利加丸は，横浜からハワイ・ホノルルを経由し，サンフランシスコへ向かった．次項では，その後 1903 年 12 月 19 日，日本郵船常陸丸でロンドンを出発し，翌年 2 月 4 日に神戸に到着するまでの彼の視察の跡を追ってみよう．

2. 経路・訪問先施設

(1) 訪問施設・機関

1900 年に彼が視察した監獄・感化院，および施設は下記の通りである．

・カリフォルニア州監獄（San Quentin State Prison，カリフォルニア州）
　カリフォルニア州で最も古い，最初の恒久的監獄であり最大の死刑囚施設．
・シカゴ少年審判所（Chicago Juvenile Court，イリノイ州）
　1899 年にイリノイ州シカゴに設立された世界初の近代的少年司法制度の中核機関．根拠法はイリノイ州少年裁判法．
・ハルハウス（Hull House，イリノイ州）
　1889 年，ジェーン・アダムズ（Jane Addams, 1860-1935）とエレン・スター（Ellen Gates Starr, 1859-1940）がシカゴに設立．主に移民や貧困層のためのセツルメント・ハウスとして機能し，教育・医療・職業支援・育児支援などを提供した．
・フレーベル少年自治団（George Junior Republic，ニューヨーク州）
　1895 年に，ウィリアム・ジョージ（William Reuben George, 1866–1936）がニューヨーク州フリーヴィル（Freeville, New York）で貧困層や非行歴のある都市部の青少年たちを対象に設立した施設．
・エルマイラ州立感化獄（Elmira Reformatory，ニューヨーク州）
　1876 年，ニューヨーク州にブロックウェイの創設計画に基づき設立．1890 年代に矯正施設のモデルとして注目される．

(2) 刑罰から感化へ

1900 年当時，アメリカにおける再犯率の高さ，刑務所内の暴力と規律の崩壊は深刻な問題であり，若年犯罪者の増加について社会的な懸念が存在した．工業化・都市化の進展や移民の増加により，過酷な労働環境や家庭環境が荒廃した青少年の逸脱行動が，社会問題化したのである．少年を投獄しても彼らは矯正されず，かえって深刻な犯罪に手を染める温床となったことから，若年初犯者に対して更生の機会を与える施設の必要性が高まっていた．懲罰は犯罪に対する抑止剤にならず，かえって社会復帰を妨げることを認識し，多彩な処遇方法の改善へと結びついたのである（Trattner＝1978：107）．

生江は，到着したサンフランシスコで，洗礼を受けたハリスの好意を受け，まず監獄について学んだ[65]．

19 世紀半ばまで，アメリカの刑罰制度は犯罪者を隔離し懲罰を与えることで対処してきた．ゴールドラッシュが始まった時，カリフォルニア州では人口と犯罪が増加したため，州立刑務所が必要となった背景があった．生江が視察したサン・クエンティンは 1852 年 7 月，監獄内の囚人の増加と過密した状況を解決するため建設されたカリフォルニア州唯一の死刑囚収容施設であった．

次に訪問したシカゴで，生江は全米監獄協会の創設者であった Z. R. ブロックウェイ（Zebulon R. Brockway, 1827-1920）に学んでいる[66]．ブロックウェイは，教育による可能性を信じ，個別指導・行状点制度・職業訓練・仮釈放制度を導入した人物で，矯正施設のモデルとして注目され，他の 8 つの州に類似の少年施設が設立された．

ブロックウェイは，ミシガン州の感化施設で経験を積んだ後，エルマイラで自身の改革理念を本格的に実現しようとした．生江は，エルマイラ州立監獄に 2 週間滞在し，ブロックウェイの指導のもとに，矯正の科学化を目指す初期の試みを視察したのであった[67]．

また，留岡も学び，アメリカの非行少年処遇の権威であった H. H. ハート（Hastings Hornell Hart, 1851–1932）[68]は，生江をシカゴの検事に紹介し，非行少年の裁判に参加させるなどの便宜を与えた[69]．日本人としてシカゴ少年審判所を調査研究したのは，生江が初めてであった．

世界初の近代的少年司法制度の中核機関であったシカゴ少年審判所は，次の 4 点で先駆的であった．

第 1 に，刑罰から感化へ，それまでの「少年も大人と同じく罰する」という考えを転換し，「非行の背後には貧困・環境・家庭問題がある」として，矯正・保護・教育を重視したこと

第 2 に，専任判事と社会調査官を導入したことである．少年事件を専門に扱う判事や，「感化の可能性」を調査する専門官（後のソーシャルワーカー）が配属されたこと

第 3 に，拘禁ではなく，保護観察・寄宿施設などを使用したことである．少年刑務所ではなく，少年保護施設や養育家庭などに送る方針を採ったこと

第 4 に，非公開の審判形式をとったことである．成人裁判と異なり，少年の名誉を守るために，審判は非公開とされた．

シカゴ少年審判所は，アメリカと世界各国の少年司法制度のモデルであった．

生江はハートの援助を受け，ハル・ハウスを訪問する．ハル・ハウスは，アダムズとスターによってイリノイ州シカゴに 1889 年に設立された，社会改良と貧困層支援を目的としたセツルメント・ハウスである．ハル・ハウスは，都市部の貧困地域に住む移民や労働者に対して，英語教育や市民権教育，職業訓練や法律相談，保育園や幼児教育，健康診療や衛生指導，音楽・演劇・美術などの文化活動，労働運動・女性参政権運動の支援を実施していた．アダムズの活動は，アングロサクソン系プロテスタントの白人女性による，一つの革新主義運動であり，慈善組織運動に対する反発と批判を伴った．生江とアダムズとの交流については，木原が言及している（木原 1998）．

その後，生江は W. R. ジョージ（William Reuben George, 1866–1936）のフレーベル少年自治団（George Junior Republic）に 2 週間滞在し，ジョージ夫妻から教えを受けている[70]．

フレーベル少年自治団は，1895 年にジョージがニューヨーク州フリーヴィル（Freeville, New York）で貧困層や非行歴のある都市部の青少年たちを対象に設立した施設である．この施設は「少年による，少年のための共和国」を理念に掲げ，少年たち自身が擬似的な共和国や自治政府を運営し，教師や職員は助言者として関わることで少年たちの自己統制力を育てた．少年たちは「市民」として登録され，仮想の政府，裁判所，警察，通貨制度を持って生活した．労働によって金銭を得，衣食住や物品を購入し，権利と義務を学ぶことで責任感と公共心・規律等を体験的に学ばせる試みであった．

さらに，生江はエルマイラ州立感化獄（Elmira Reformatory）を訪問している．同施設は 1876 年に先述したブロックウェイが開設したもので，ニューヨーク州エルマイラで 16〜30 歳の若年初犯者（主に男性）を収容した不定期刑として世界初の施設である．

エルマイラ感化獄は，従来の懲罰的な刑務所と異なり，教育・職業訓練・規律・道徳教育による再社会化を目的とした施設であった．その特徴は，第一に懲役ではなく「感化」を目的にした施設（Reformatory）であったこと，第二に，教育（読み書き・算術・道徳）を重視し，第三に職業訓練や作業を導入したこと，第四に「行状点制度」による仮釈放制度（行動が良好なら刑期が

短縮される），第五に，服役者に制服，規則的な日課，報告義務などを課したことである．これは，後の少年矯正施設や感化院の原型となり，多くの国に影響を与えた．

しかし，「難しい問題は如何にして改心を判定するか」[71]である．20 世紀初頭になると，規律の厳格さや管理体制の硬直性が問題視され，評価が分かれた．

彼の視察は，施設に 1 週間から 2 週間滞在，あるいは 1 ヶ月にかけて隔週土曜日に訪問するなど，住み込みでの実地調査，あるいは実習型の長期にわたる訪問を特徴とした．実際に調査対象施設に住み込んで，居住民と対話を重ね，その施設の実際を理解しようとする調査方法は，その後の欧米社会事業に関する調査に共通する方法であった．

(3) ニューヨーク

1900 年 7 月，生江はニューヨークに到着した．しかし，到着した翌日，夜半のスラム街で 3 人の暴漢に襲われた事件に遭った．裁判が行われたが，証拠不十分で無罪となった．「着物は血まみれ，帽子は飛び，眼鏡は破れ，所持品は奪われ，全部無一文になったので帰宅できず」[72]という惨憺たる状況となった．脳震盪を起こしていたため 3 週間の治療期間を要したという．

彼は，暇さえあれば世界で最も劣悪と称せられたニューヨークのスラム街を訪問し，「スラム街の状態をどうすべきか」「資本主義経済機構のもとから起った弊害を如何にすべきか」[73]と教えを乞うた．また，救世軍の「タッカー・グース」[74]（Frederick Booth Tucker, 1853-1929）の案内で，ニューヨークとその付近の社会事業を視察し，関心を広げることができたという．彼が「実際に社会事業家の家庭を訪れて，その事業と人格に接する事が主であった．従って私の恩師というべき人は学校に於ける先生ではなく，学校外の事業及びその人格を師とする事が多かった」[75]と語っているのは，上述してきた監獄改良運動や非行少年の処遇改善運動，ニューヨーク慈善組織協会や救世軍，セツルメントで交流してきた社会事業家との対話と影響が背景にあった．

生江は，1901 年 1 月 1 日の新年をニューヨークで迎えた．

元旦早々，スラム街の少年たちの姿を記録している．人々が散り，市街が静けさを取り戻したため，自分も帰ろうとしたが，同伴者とはぐれたため，ワーター街の貧民窟を視察することにした．深夜 1 時，辺りは静まり返っていたが，突然，ぼろをまとった二人の少年が前を駆け抜けた．彼らは 10〜12 歳ほどで，再び現れた際には牛乳瓶を抱えていた．呼び止めても罵声を浴びせて逃げ去った，という．

> 彼等は走りながら自分を顧みて，「ジャブ，ジャブ」と悪罵しながら行ってしまった．思へば二十世紀の第一日の天未だ明けざる中，寝るに家なく，食ふに食なく，夜半他の牛乳を盗み去って，僅かにその飢渇を癒さうとする彼等の境遇を想ふて，人生の悲惨に戦慄しながら，自分がかかる少年の為に此身を捧げるのは，天より受けたる使命ではなからうかと切に感じた．此の事を思ふ毎に，今尚作の如く眼前に彷彿たるものがある（「常陸丸船上に迎へたる 37 年の新年」『斯民』1913 年 1 月，35 頁）．

貧困と犯罪の中で生きている子どもたちを救済したいという彼の初心が，ここに表されているといえよう．

(4) 慈善及感化事業大会

また，1900 年ワシントンで開催されたアメリカ慈善及感化事業大会（社会事業大会の前身）に生江は参加している．大会のテーマは特殊児童の保護教育に関するもの，救貧法による救助など

であった．その後，1880 年代は慈善協会，1890 年代は隣保事業，1900 年代は住宅問題，結核問題，乳児・幼児の保護問題が議題となったという． しかし，これらはいずれも「消極的状態」であり「大会は出席者相互間の温情掬すべきもの親愛蜜の如きものはあったが，なんとなく篤志家の特殊的会合の気分に富んでいて，未だ天下を指導するの概を見る事ができなかった」[76] と回顧している．

3. ニューヨーク慈善組織協会の夏期講習会

1898 年の夏，ニューヨーク慈善組織協会[77]によって創設された 6 週間の夏期講習会（Summer School of Philanthropy）は，慈善事業や社会事業に従事しようとする者に対して専門的かつ技術的な知識を提供することを目的に開催された．最初のコースには 27 名の学生が参加し，講義，施設訪問，上級者との会議などが行われた．生江は，1901 年にこの夏期講習会の全課程を修了した．

この夏期学校は，1904 年になると，より本格的な 1 年間の課程が始まり，ニューヨーク慈善学校（New York School of Philanthropy）と呼ばれた．学校は，慈善組織協会の慈善教育委員会（Committee on Philanthropic Education）の監督のもとで運営され，後に，2 年目のコースが追加された（Stuart 1922：21）．

この取り組みは，アメリカにおける社会事業専門教育の嚆矢であり，1919 年に改称されたニューヨーク社会事業学校（New York School of Social Work）を経て，現在のコロンビア大学ソーシャルワーク大学院へと連なる系譜の起点である. 夏季学校は, 慈善組織運動の実践に基づきながら，理論的・体系的教育を志向する最初の試みであった．

一番ヶ瀬はこの教育機関について「講義は，いまだ体系的なものや深いものではなかった」（一番ヶ瀬 1963：150-151）と述べたが，その内容は次に見るように，非常に柔軟で総合的な内容を持っていた．

（1） カリキュラムと教育内容

夏期学校は，1898 年に開始された 6 週間の教育プログラムで，講義・クラスでの討論・特定のテーマに関するレポート作成・施設見学から構成され，実務経験者や大学卒業者を対象に各地から参加者を集めていた．受講者はソーシャルワークの専門職として，将来有望とみなされ高い就業機会を有したという[78]．

夏期学校は，慈善活動に従事する人々を対象に，ケースワークの基礎や社会調査の手法，慈善組織の運営方法，公衆衛生と教育などに関する実践的なスキルと理論的な知識を提供することを目的とした．参加者は理論と実践の両面から学ぶことが求められた．

1904 年における学校の年間予定表は下記の通りである．

表3　ニューヨーク博愛学校の年間予定表（Charity Organization Society of the City of New York (1904-05) *New York School of Philanthropy*, New York, The University, p.6）

年間予定表
1904 年
10 月 3 日（月）
登録のため開校
10 月 4 日（火）午前 9 時
講義開始
12 月 22 日（木）
秋学期終了
1905 年
1 月 5 日（木）
冬学期開始
4 月 20 日（木）
イースター休暇開始
4 月 25 日（火）
春学期開始
5 月 25 日（木）
試験
6 月 19 日（月）
サマースクール開始
7 月 28 日（金）
サマースクール終了

1904 年のものであるが，グループ A〜G の授業計画の概要を要約すると，下記の通りである（史料 1）．

史料 1　グループ毎の授業計画（Charity Organization Society of the City of New York (1904-05) *New York School of Philanthropy*, New York, The University, p.27-72.）．

グループＡ　分野概観，一般的適用の原理，理論および方法[79)]

・全 50 回講義（10 月 4 日開始）

1. 社会事業の全体概観と分析（導入）
   講師　A. G. スペンサー（全 20 回講義）
2. 慈善の文学
   講師　E. T. ディヴァイン（5 回講義＋）
3. 19 世紀の社会改革
   講師　S. M. リンゼイ（10 回講義）
4. 苦境の工業的原因
   講師　F. ケリー（5 回講義）
5. 慈善機関の財政管理
   講師　F. タッカー（5 回講義）
6. 事務効率学：効率的管理の研究
   講師　C. W. バーティヴェル
7. 年次報告の価値とその作成技術
   講師　E. T. ディヴァイン
8. 遺贈と基金
   講師　C. C. コーステンス（5 回講義）

グループＢ　国家（州・郡・市町村等の政府機関）が慈善事業に果たす役割[80)]

・全 37 回講義（10 月 31 日開始）

1. ニューヨーク州の公的慈善施設
   講師　M. V. クラーク（10 回講義）
2. ニューヨーク州慈善委員会
   講師　R. W. ヘバード（3 回講義）
3. 各州における委員会・施設・方法
   講師　A. ジョンソン（13 回講義）
4. 公的援助と救済の権利
   講師　A. ジョンソン（7 回講義）

グループＣ 人口における人種的特性――社会学的研究[81)]

・全 20 回講義（1 月 10 日開始）

1. 移民
   講師　L. K. フランケル（講義 5 回）
2. 移民と社会の接点

講師　K. H. クロッグホーン（講義 2 回）

3. イタリア人の特性
   講師　G. C. スペランツァ（講義 2 回）
4. 東ヨーロッパからのユダヤ人
   講師　D. ブラウスタイン（講義 5 回）
5. アメリカにおける黒人
   講師　C. ケルシー
6. 都市における黒人. 健康と道徳
   講師　L. ブラント
7. 都市における黒人. 経済状態
   講師　T. J. ベル
8. スラヴ系移民の特質
   講師　P. ロバーツ（講義 1 回）

特別講義：文明の新たな基盤
講師　S. N. パッテン（講義 5 回）

グループ D　構造的社会事業[82)]

・全 50 講義（11 月 21 日開始）

1. 大都市における社会事業
   講師　L. ヴェイラー（全 10 講義）
2. 衛生事業の社会的側面
   講師　W. H. アレン（全 10 講義）
3. 結核問題
   講師　L. ブラント（2 講義）
4. 保健局の範囲と機能
   講師　H. M ビッグス医学博士（2 講義）
5. 工場とデパートにおける福祉事業
   講師　G. ビークス（2 講義）
6. 現代産業社会の社会的傾向
   講師　G. テイラー（5 講義）
7. ボーイズクラブ
   講師　F. E. テイラー（5 講義）
8. 現代の教会――社会進歩の要因として教会による構造的および慈善活動
   講師　当該分野の指導者たち（10 講義）
9. 社会的要素としての訪問看護
   講師　L. D. ウォルド（2 講義）

グループ E　家庭内における困窮家族のケア[83)]

・全 60 回講義（1 月 30 日開始）

1. 救済の原則
   講師　E. T. ディヴァイン（20 回講義）

2. 科学的慈善法の発展の歴史
   講師　A. ジョンソンほか（10 回講義）
3. 慈善組織協会のシステムと方法
   講師　R. W. デ. フォレストほか（15 回講義）
4. 調査と治療――実際の事例記録を用いた演習
   講師　M. E. リッチモンド（10 回講義）
5. 現代の物乞い部門
   講師　J. フォーブス
6. ホームレスの男性
   講師　C. C. カースティンズ（2 回講義）
7. 病院，診療所，食事提供所
   講師　S. F. ハロック医学博士（3 回講義）

グループF 子ども支援機関（Child Helping Agencies）[84)]

・全 40 回講義（3 月 6 日開始）

1. 困窮，放置，非行の子どものケア
   講師　H. フォークス
2. 施設の問題
   講師　R. R. リーダー
3. 子ども支援団体の組織・運営
   講師　A. ジョンソン
4. 子ども支援団体の委員会と代理人の実務
   講師　H. H. ハートほか
5. 配置と保護観察
   講師　C. W. ブリュエル
6. 国家と障害児
   講師　A. ジョンソン
7. 精神薄弱児――心理学的および生理学的問題
   講師　M. W. バー 医学博士
8. 精神薄弱児および発達遅滞児の教育および訓練の方法
   講師　E. R. ジョンストン
9. 公立学校における障害児および発達遅滞児
   講師　E. E. ファレル

グループG　犯罪者の処遇――矯正的方法および保護観察[85)]

・全 31 回講義（4 月 20 日開始）

1. 新しい犯罪学（ペノロジー）――その原理と課題
   講師　S. J. バロウズ（講義 10 回）
2. 刑務所労働
   講師　J. F. バイヤーズ（講義 5 回）
3. 小規模矯正施設

講師　A. ジョンソン（講義 5 回）

4. 矯正事業の原理と方法
   講師　K. B. デイヴィス（5 回講義）
5. 女子・女性の保護観察業務
   講師　A. エリオット（講義 5 回）
6. 問題を抱える少女たちへの実践的な対応法
   講義　F. F. モース

(2) グループＡ　分野概観，一般的適用の原理，理論および方法

グループＡは，学生が自身の職業を定め，専門分野や実地研修を選択する際の一助となることを意図して導入されたコースである．ソーシャルワークの社会哲学・倫理・歴史的背景についても学ぶことが可能である．代表講師はディヴァインなどが勤め，社会進化論，道徳哲学，個人と国家，社会思想の歴史と多岐に渡りつつ，各機関・施設での実際を全体として理解できる内容となっている．

慈善の歴史，および「社会」と「社会的」の新しい意味と慈善との関連，人口過密の原因と影響，慈善機関の財務管理等が教授されている．

『綱要』で引用されたワーナーの『アメリカの慈善事業』は「慈善の文学」でディヴァインによって教授されている．社会改革運動に関する知識も第 3 回目の講義「19 世紀の社会改革」の中で，「4 つの社会改革者グループの思想研究」（サン・シモン，フーリエなどユートピア社会主義，キングスリー，モーリスなど道徳・倫理派，マルクス・エンゲルスなどプロレタリア社会主義，シャフツベリー，フェビアンなど政府改革派）が組み込まれている．これらは，社会問題としての貧困問題に対する理解，田園都市運動の背景を理解する上で必須の知識であった．実践的にも，ディヴァインの「専門雑誌の紹介と活用法」「年次報告の価値とその作成技術」などは，雑誌『慈善』の編集の方法として活用されたのではないだろうか．

(3) そのほかのグループ

グループＢは，公的救済と制度的枠組みについて学ぶコースで，救貧法，公的扶助，救護制度，ニューヨーク州慈善委員会や各州における委員会･施設･方法等について理解することができる．「公的援助と救済の権利」とあるように，人権を意識した内容であることは注目される．

グループＣは，刑罰と感化について学ぶコースで，この講義を貫く主題は，「犯罪は個人の道徳的堕落ではなく，社会的・環境的要因に起因」し，「犯罪者は懲罰の対象ではなく，教育・更生の対象である」という環境決定論的な人間観・矯正観である．

グループＤは民間慈善・児童保護に関するコースで，チャリティ・オーガニゼーション，家庭訪問，児童保護の理論と実践について学ぶ内容となっている．

グループＥは医療・衛生・公衆衛生と福祉に関するコースで，精神障害者の処遇，都市衛生，社会的疾病について学ぶ．「環境によって人格は変えられる」という信念や，社会的疾病としての非行理解に与えた影響，とくに精神医学・精神衛生と感化教育の関係について学ぶ内容となっている．

グループＦは社会調査･統計･住宅問題に関するコースで，スラム調査，社会統計，住宅改革，都市問題について学ぶ．

グループGは専門家養成と教育法に関するコースである．社会事業の職業化，訓練課程，倫理と実践について学ぶ内容となっている．

総じて，先進的な社会調査の手法を実際の方法論に即して学ぶことができ，現場主義的かつ実証的な感覚を養うソーシャルワーカーの養成所であったということができる．萌芽的段階にあった教育プログラムにおいて講義を行ったのは，M. リッチモンド（Mary Richmond, 1861-1928）やJ. アダムス（Jane Addams, 1860-1935）といった先駆者たちであり，生江はこれらの人物の思想や実践に直接触れる機会を得た．とりわけ重要なのは，ディヴァインとの関係である．

（4） ディヴァインへの師事

ディヴァインは，1901 年当時ニューヨーク COS の事務局長を務め，また博愛学校の校長を 8 年間にわたり 2 度歴任した．彼はペンシルベニア大学で経済学の博士号を取得しており，社会改良運動や専門職教育の両面において，アメリカ社会福祉史における代表的な理論家・実践者であった．

加えて，彼は協会の雑誌“Charities”（後の“Charities and the Commons”，現“The Survey”）の編集者でもあり，「ケースワーク」という用語を初めて使用した人物としても知られる．ディヴァインの活動は，社会事業の専門化と制度化に大きく寄与しており，ニューヨークの博愛学校が名称を変更しないまま制度的基盤を固める一方で，ボストンでは 1904 年に設立されたソーシャルワーカーのための学校（School for Social Workers）が，より早くソーシャルワークの用語を明示的に冠したことも興味深い対比である．

一番ヶ瀬はリッチモンドとディヴァインの立場について，「リッチモンドは（中略）社会改良的な活動をとくに活発にしたのではなかった」と述べたうえで，ディヴァインと同様，当時の革新的な政治的潮流に対して中立的であったと指摘する（一番ヶ瀬 1963：154）．

生江は夏季学校修了後，ボストン大学大学院に進学するが，その際にも引き続きディヴァインの影響下にあった．ディヴァインは，1906 年にルーズベルト大統領と児童局の創設について協議し，サンフランシスコ地震やデートンの洪水での救援活動に関与した人物であった．

『欧米』の冒頭は，フランスの社会運動史の著者でドイツ憲法学を伊藤博文に教授したシュタイン（Lorenz von Stein, 1815-1890）の引用からはじまっている．こうした読書経験や，次項にみる新聞社への寄稿での貧富の格差，労働者の貧困問題への言及に見られるように，欧米視察は，その一面では社会主義・社会改良主義への接近とキリスト者としての葛藤体験であった．

4. 大阪毎日新聞への寄稿

生江が渡米した 20 世紀初頭，アメリカでは貧富の格差が拡大し，都市におけるスラム街の問題が社会問題として浮上していた[86]．スラム街の調査と大阪毎日新聞（以下，『大毎』と記す）への寄稿は，先のニューヨーク博愛学校で得た知識を総動員して執筆されたものである．

生江の外遊の目的は監獄改良事業と不良少年の感化事業の視察研究にあった．

しかし，1902 年『大毎』紙上で，生江はこれと共に「窮民の生活風俗不良少年の発生及び犯罪原因等と又併せて各種慈善事業の研究の必要を生じ米国各地に於て実地の研究に従事せり而してその結果稍此等の実状とその原因及びこれに対する救済事業等を理解した」[87]と述べている．監獄改良事業・感化事業の視察に関心を持って各地を訪問しているのであるが，社会問題と生起し

つつあった貧困問題，より直截には紐育のスラム街の存在それ自体に生江は関心を寄せ，何度も足を運び，住人と交流しつつ研究し続けた．その動機は何か．

生江によれば，紐育は犯罪又は貧民の発生する中心地であること，不良少年や又犯罪者の起因は何處に在るかといふと多くは貧民窟内であり，どうしても自ら貧民窟に投じて其実相を知らなければ不良少年なり犯罪者なりの真相を穿つことが出来ないと思った，それが自身を貧民窟に投じた理由である，という[88]．つまり，少年非行や犯罪の背景には貧困問題が横たわっており，それゆえ貧困問題を解決することこそ根本的な解決策となり得るという考えが生江にはあった．

生江がニューヨーク滞在中執筆した原稿のなかに，米国の暗黒社会と救護事業（1901 年 8 月），紐育より『護教』へ（1902 年 8 月）がある[89]．

前者は『大毎』紙上に「最暗黒の紐育と救済事業」（1902 年 3 月 18 日〜4 月 7 日，各号 3 面）として掲載され，その後「酒これ実に研究すべき一大問題なり」（同年 4 月 29 日〜5 月 26 日，各号 3 面））と題名を変えながら，同年 9 月 30 日まで連載された．

後者は，生江氏よりの書翰[90]とタイトルを変え，1902 年 8 月 23 日，雑誌『護教』に掲載されている．書簡では，ニューヨーク市日本美以伝道会の主任者を 1902 年 9 月末までに辞す予定であることを述べ，7 月上旬の長兄の悲報，母親への配慮などについて記されている．

最暗黒の紐育と救済事業のなかで，生江は「家屋の構造が如何に人間生活に影響を及ぼすべきかは余之を多く日本に於て見る能はずして反て文明先進国なる米国に於て見るを得たり」[91]と述べている．

たとえば，夏季貧民が最も苦痛に感じるのは，適当な避暑の方法が無いことであり，「昨年 7 月上旬は近年稀なる激暑にして太陽の直射を受けたる場所は午後 3 時に 120 度に達し午後 6 時半尚 107 度を下らざりしことあり室内に於て午後 2 時に 98 度より 102 度に達せしことあり故に日射病に罹る者甚だ多く僅々1 週間にして 603 人の病死あり」，「夕景貧民窟を通行せばその實状を目撃するのみならず幾多の児童が睡気に堪へ兼ね道路の一隅に満身汗に浸されて仮眠しつゝあるを見る」[92]と子どもたちの姿に気を留めている．アメリカの温度は華氏で表される．華氏 120 度は摂氏 48.9 度，華氏 107 度は摂氏 41.7 度を意味する．

新聞売子の女性の挿話も連載のなかで見られ，「これ果して誰の罪なるや貧民必らずしも怠慢の者にはあらず彼女の如きその独立の精神大に感ずべきにあらずや」[93]と同情を示す．

> 階段を昇降する際の如き全く手探り出会って，殆ど盲人と異るなき有様，若しそれ充分の注意なき場合に於ては，頭上時に瘤を生ずることすら珍しくはない．或日の事頑是なき子供が薄暮母親の帰宅を今や遅しと待ち侘び，釈然として寂しげに階段に腰撃ち掛けつゝ居る際，暗黒なる階段を探りながら一段々々と昇り行く刹那，過ってその小児を踏倒せしこともあった．実に危険千万といはざるを得ない．又室内は空気の流通悪しきが為め常に一種異様の臭気が満ちて，宛も下等船室に髣髴たる状況を呈するので，気分の優れざる時の如きは為目に頭痛を覚え，甚しきは嘔吐を催すが如きことすらある．元来普通一人に要する空気の容積は 25 立法米突といふことであるが，若し此の容積より少なき場合には皮膚を軟弱ならしめ，随て血液の循環に悪影響を及ぼし，遂には内臓の諸機関を衰弱せしむるものである．光線の直射なき土壌に生ぜる植物の柔弱にして其の成長の発達の遅々たるは誰人も能く承知して居る．動物と植物とはその呼吸する原素を異にするが，光線の射入なき場所が其の成長に害あるとは同一である．故に斯かる細民窟に終日労働して居る婦人の容貌を見るに皆顔色蒼白にして宛然日陰の植物たる観を呈して居る．彼等は其の家庭に於て殆ど何等の幸福を得るとが

出来ないやうに思はれる．遠く之れを眺むれば実に宏壮にして美麗なる大厦高楼も，一旦足を投じて親しく之れを踏査すれば，其の建築の不完全と，それより来る細民の惨状とは殆ど言語に絶する次第で，此の一時よりすれば文明国の細民たるものは，実に不幸にして悲惨なものであると感ぜざるを得ない．（『欧米』19–20 頁）

この連載で，既に生江は貧窮の原因について述べている．

彼は，「その原因たるこれを大にしては社会組織上富の分配に関して未だ適当なる解釈を與へられざるにあり」[94]と述べている．つまり，彼は貧困問題とは富の再分配の問題である，と端的に述べている．

また，ニューヨークの特殊な事情として，欧州各国からの移民の多さを挙げる．各国移民の約三割から五割は無教育であり，所持金額も少ない．資本も職も無い彼らはついに寄生的生活をするほかない．さらに，「(1)貸長屋構造の不完全，(2)浪費，(3)都会の病的膨張，(4)社会の冷遇，(5)衣食住の高価等」[95]がその主な原因である，と述べている．そして，これらに対する救済事業としてニューヨーク市立慈善局の概要を紹介している[96]．

(1) 飲酒と貧困

飲酒と貧困の関係性について，飲酒の悪癖は貧困又は犯罪者に陥る主原因の一つである，と考える点で，生江は一貫している．たとえば連載の 10 年後に出版された『欧米』のなかで，生江は「勿論賃金の低廉や労働需要の欠乏の如き，その主なる原因なるにもせよ，彼等にして若し此の飲酒の悪癖なきに於ては，必ずしも今日の如き悲境に陥らざるとを断言したく思ふ，筆者は欧米に渡つて殊にこの感を深ふした」[97]，とする．

連載「酒」で，生江は，ニューヨークの多くの酒舗では無料の食物を備え置き，五セントのビール二杯を飲む者には随意に食べられるようにしていることに触れる．もし飲食店で食事をしようとすれば一回少なくとも一五セントの支払いが必要であり，数個の白銅を持つ労働者にとって，飲食店ではなく酒舗に赴くのは自然なことであり，酒舗の繁盛する理由の一つである，とする[98]．酒場の繁盛する理由について，生江の考察は音楽堂・舞踏場へと進み，次のように述べる．「實に十九世紀の文明は快楽なく希望なき者を多く出しその極終に自殺せしむるに至るの傾向あらしむ故に貧民にして快楽を要求せんか酒舗の他何處に至つて之を求むるを得べき彼等貧民及び浮浪徒の酒舗に出入するは恰も富豪の徒の交際場裏に馳駆すると何の異なる所なきなり」[99]．続いて，スラム街の住民が酒場に出入りする原因について考察されるが，その内容は『欧米視察』の内容とほぼ変わらない．

細民は何が故に斯くも多く酒舗に出入するやに就きて見るに，彼等の住居する貸長屋たる狭溢にして陰鬱，夏季は炎熱堪え難く，冬季は厳寒忍び易からず．斯かる間に生活して終日労働する結果，其の労苦を慰めんが為めに外ならぬことゝと思ふ．家庭の団欒といふ快楽は，彼等も亦固より欲する處なれど，不幸にして之れを現在の細民窟中に求むるは至難である．故に自然の結果彼等は快楽を家庭外に求むることになり，而して其の赴く處多くは之れ酒舗である．酒舗には充分に清涼を入るゝに足るべき幾多の煽風器を備へて夏季の炎熱を忘れしめ，又焼くが如き暖炉の設備ありて冬季の厳寒を感ずることなからしめ，更らに夜間は幾十の電燈を点じて恰も白昼を欺くが如く其の施設の完備せる細民窟内とは雲泥の相違である．尚ほ此処には親しき飲仲間なる伴侶ありて遠慮なく快談放語に時を移すとが出来る．快楽と

もにあり交友ともにあり，加ふるに音楽舞踏のあるあり，彼等が其の嗜好と快楽を満たさんが為め昼尚ほ暗き九尺二間の貸長屋を出てゝ此処に至る．敢て必ずしも無理とのみは云えぬ．（『欧米』83-84 頁）

その後も「酒」は 1902 年 5 月 6 日，12〜14 日，26 日の『大毎』紙上で連載されている．しかし，5 月 6 日以降の内容は，『欧米視察』には収録されなかった．生江による『大毎』への寄稿は，表現を幾分柔らかく変え，数字や年代などは修正されてはいるものの，『欧米視察』第 1 編第 1 章米国の細民窟・第 4 章細民と飲酒とほぼ同一の内容である．

(2) キリスト教信仰と家族

1900 年 7 月から 1902 年 7 月にかけて，生江はニューヨークに滞在し，日本人ミッションの主事として職を得て生活の安定をみた．しかしその直後から，彼は都市の貧困層の実態に関心を寄せ，しばしばスラム街や酒場，賭博場など「下層」社会に出入りするようになる．その行動は，ミッションの理念や周囲の期待とは乖離するもので，不興を買ったという[100]．ここには，宗教者としての立場と，社会事業家としての現場主義との間に生じた緊張が読み取れる．

都市スラムにおける調査は，「魔窟の調査」[101]と彼が形容するように，身体的・精神的な危険を伴うものであり，未熟な身での行動として世間の批判も受けたという．実践者としての使命感と精神的葛藤が浮かび上がる．生江にとって「魔窟」とは，単に物理的な貧困の場であるのみならず，信仰者としての自己が試され，揺さぶられる精神的試練の場でもあった．彼は信仰に根差した倫理的立場から，貧民救済を使命として認識していたが，現実の現場はしばしばその信仰的確信を揺さぶるものだった．

宗教的実践としての「伝道」と，社会実践としての「救済」は，本来は不可分のものであったはずである．しかし，実際の場面ではその両者が鋭く対立し，前者を遂行しようとすれば後者が疎かになり，逆に後者に没入すれば前者への疑念や内省が生じる．生江の記述に見られる「精神上の危険」とは，まさにこの緊張の中で生じた信仰のゆらぎにほかならない．

さらに，1902 年 5 月には日本に残る父元善の死を知らされ，続いてわずか 1 ヶ月後には，台湾に勤務していた兄元利が腸チフスのために急逝するという不幸が続いた．信仰と実践の葛藤に直面していた時期に，相次いで近親者を失ったという出来事は，生江の内面に大きな衝撃を与えた．

しかし，「キリスト教社会事業研究家」としてキリスト教的信念に基づき，禁酒を守りつつ，神と社会的弱者のために身を捧げる決意は揺らがなかった[102]．それは，世俗的安定や世人の評価ではなく，神と弱者のために生きようとする，献身的生涯への誓いであった．

このように，ニューヨーク滞在期は，生江にとって社会事業の現場における実践と信仰の危機が交差した決定的な時期であった．批判や葛藤にさらされながらも，彼はなおキリスト教信仰を見失うまいとした．その姿勢は，生涯にわたり，社会事業とキリスト教信仰との一致を目指す思想へと昇華されてゆく萌芽として読むことができる．

(5) アメリカのチャリティ・フィランソロピーの特徴

ディヴァインは，アメリカの社会事業の特徴として，「物理的資源の豊富さと多様性を反映」[103]し，国家よりも私的イニシアティヴの役割が大きいこと[104]，宗教的慈善の比重が比較的低い[105]ことなどを挙げ，連邦制のもとで地域に依拠した実験的発展が促されてきた点を指摘している．また，これらの活動を統合的に捉える志向が強まっている[106]ことも特徴であるとされる（Devine 1922）．

私的慈善の領域においては，個人の自発的な取り組みが自由に展開されてきた．そこでは，立法上の制約や先例による拘束はほとんどなく，また教会権威による統制も比較的弱かった．公的施設の運営や，生活条件・労働条件の改善を目的とする立法においても，たとえばイングランドやフランスの場合のように，国家の立法機関が一つの法律を制定すれば足りる，という問題の立て方にはならない．これらの事項は大部分が州の管轄に属しており，しかも州の内部においてさえ，責任の大半は都市・町村・郡といった地方当局に委ねられている．（Devine 1922：39）

各世代――十年期ごとに――新しい種類の機関が発展する一方で，古い形態は消滅するか，あるいは目立たなくなる．そこでは，力点や熱意の移動，関心の再編成が繰り返し生じているのである．（Devine 1922：41-42）

アメリカにおける社会事業のもう一つの際立った特徴として，（中略）貧困・疾病・犯罪，その他の異常な社会的状態という諸問題を中心として展開される多様な活動を，相互に関連し合うものとして捉えようとする傾向がある．アメリカにおいては，公私の救済，慈善と矯正，病者・犯罪者・窮乏者の保護，さらに住宅改善や娯楽施設の整備といった努力が，もはや国民社会の経済における別個独立の部門としてではなく，統合された一つの体系を構成する要素部分として理解されるようになりつつある．（Devine 1922：42-43）．

5.　ボストン大学における思想的模索

（1）　ボストン大学大学院

1902 年 8 月，生江はボストン大学大学院に入学し，社会学や宗教学の研究を本格的に開始した．弟の惣太郎は先にボストン大学の政治学科で勉学に勤めていた．

生活は決して楽ではなく，ボストン市内の食堂で皿洗いの労働に従事しながら食事を得るという，貧困の中での学問生活であった．

ボストンで学んだこの時期に，南部セツルメントを訪問し，ボストンにおけるセツルメントの開拓者であった R. A. ウッズ（Robert Archey Woods, 1865-1925）から経営の方法を学んでいる[107]．同時に，ボストン時代に生江は社会主義・協同組合思想に接近している．

同志社大学が所蔵する「生江文庫」には，彼がボストンで購入したと推測される文献が存在し，H. J. ホブスン（John Atkinson Hobson, 1858-1940）の *Problems of poverty*（1903 年 3 月）や，R. T. イーリー（Richard Theodore Ely, 1854-1943）が 1894 年に Thomas Y. Crowell & Company から刊行した S*ocialism: an examination of its nature，its strength and its weakness，with suggestions for social reform*（1902 年 10 月）などを読んでいる．

これらは一見するとキリスト教的世界観と矛盾するようにも思われるが，社会的キリスト教の立場からも，生江にとってはむしろ「地上における神の国」の実現可能性，いいかえれば「貧者の楽園」を構想するための思想的な刺激であったのではないかと解釈できる．

（2）　ベラミー著『顧みれば』

生江は留学中に E. ベラミー（Edward Bellamy, 1850-1898）のユートピア小説『顧みれば（Looking Backward, 2000–1887）』を読んで影響を受けたと述べている[108]．

『顧みれば』は，ボストンを舞台にした作品で，主人公のジュリアンが眠りから覚めると，そこは113年後の未来社会であった，という筋書きになっている．ジュリアンと医者のリートとの対話が物語の主要な構成をなしている．著者のベラミーは，代々バプテスト系の牧師の家系に生まれた社会主義者で，この作品によって作家として注目された．

生江は，この小説について「私も亦，彼の学説には傾倒したが，それのみでは解決しないという一種拭うべからざる憂慮をもって帰朝した」[109]と述べている．

病気や障害のために働くことができない人々のための事業について，ベラミーが次のようにリート医師に語らせている箇所などは，興味深い．

> 戦争がなくなった今日，私たちは弱者のために働くことを強者の義務と認めています．あなたの時代の文明の様相のうちで，現代の観念から見て一番厭わしい様相は，たよりのない階級をないがしろに取扱ったことだと私は思います．当時の人が憐憫の情をもたず，同胞感をもたなかったことにしても，自分たちが無能力階級を放置することは，彼らの当然の権利を奪うことだということをさとらなかったのは，どうしたわけでしょう？（Bellamy＝1953：131-132）

再び19世紀のボストンに戻ったジュリアンは，街の悪臭と，富者と貧者における市民の服装，健康状態の著しい格差と，富者が不運な者の苦境に対する全く無関心でいることに心を揺さぶられ，次のように問いかける．

> 自分の同胞の惨めなさまを顔色一つ変えずに見ることのできるこういう存在が人間なのか？（Bellamy＝1953：303）

19世紀の社会は「自分の生存の重荷を他人の肩に転嫁する（中略）技術」（Bellamy＝1953：10）の発達によって抜け目なく成功した富者が，骨の折れる仕事を「貧乏人に，即ち飢え死するほかにしようのない人々におしつけ」，「そしてそのおしつけた重荷を，侮蔑をつけ加えて一層重くした」（Bellamy＝1953：153）という，ジュリアンとリート医師の会話の中に，ベラミーは自身の社会批判を語らせている．

こうした社会批判は，一定程度生江にも共有されたと推測されるが，それでは，どうやってこの荒廃した社会で現在生活に困窮している多くの人々を救済するのか，という具体的な方法論について，彼は明確な答えを見出すことができなかった．社会主義思想は，現状を批判する鋭い視点と理論を喚起した．しかし，資本主義経済のシステムの枠内で，いかにして貧困問題を具体的に解決することができるのか，そもそも働くことが難しい社会的弱者に，どのようなケアや，生活を支える制度が必要か，回答することができなかったのである．

(3)　ボストン市の社会事業に関する調査

ボストンという都市そのものも，生江にとって重要な思想的背景となった．彼はこの街を「英国風の気質に富み，文化の中心であった」と評価し，先行する滞在地であるシカゴやニューヨークとは異なる「住み心地の良さ」を感じている[110]．こうした感覚は，制度や文化をめぐる比較的視点の芽生えを示唆し，都市の社会的構造やチャリティに対する批判的理解の深化を促した．

この時期，生江はボストン湾に浮かぶロングアイランドの育児施設と感化院に関する調査研究を行っている．

・ボストン育児園（Long Island Almshouse and Hospital / Long Island Industrial School, マサチューセッツ州）

1887 年に南ボストンのオースティン農場から貧しい女性をロングアイランド（Long Island）に移し，ボストン・アームズハウスを設立したことを嚆矢として，高齢者・病者・児童の保護と感化，訓育を目的に感化院・病院・老人施設などを複合的に併設したボストン市の運営した施設．

・マサチューセッツ州立感化院（Lyman School for Boys，マサチューセッツ州）

1848 年にマサチューセッツ州ウェストボローに設立された，アメリカにおける最初期の州立少年感化施設の一つ．10 歳〜17 歳程度の少年非行者を対象に，少年院として，教育・職業訓練・宗教的感化などを実施．

ボストン育児園は，マサチューセッツ州ボストン湾のロングアイランド（Long Island）にあったボストン市の運営する Long Island Almshouse and Hospital または Long Island Industrial School（いずれも貧困者・孤児・感化児を収容する施設群の一部）である．1887 年に南ボストンのオースティン農場から貧しい女性をロングアイランドに移し，ボストン・アームズハウスとして設立されたことを嚆矢として，高齢者・病者・児童の保護と感化，訓育を目的に感化院・病院・老人施設などを複合的に併設した．ボストン市は，19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて，都市の福祉政策として隔離的かつ訓育的な福祉施設を運営していた．その代表がこの孤島モデルである．感化の対象者を都市中心部から隔離することで道徳的再生と社会的矯正を図るという思想が根底にあった．

また，ライマン少年学校（Lyman School for Boys）は，1848 年にアメリカ合衆国マサチューセッツ州ウェストボロー（Westborough, MA）に存在した，少年非行者の矯正・感化を目的とした州立の感化施設である．10 歳〜17 歳程度の少年非行者を対象に，少年院（reformatory）として，収容・教育・職業訓練・宗教的感化などを実施した．名称は，Theodore Lyman II（シオドア・ライマン 2 世）に由来する．ライマンはボストンの慈善家・実業家で，州による少年非行対策に尽力した．アメリカにおける初期の州立少年感化施設の一つで，当初の目的は，大人の囚人と分けて，少年を矯正・教育することであった．道徳教育・宗教教育を通じて少年を更生させる感化（reformation），農業・手工業などの作業を通じて規律と勤労習慣を身につけさせる労働教育，成年犯罪者から隔離して再犯リスクを低減する隔離を特徴とする．

少年たちは制服を着用し，軍隊式の規律と日課に従って生活した．再犯率の高さや，暴力的・抑圧的な管理が後に問題視されることもあったが，19 世紀中葉の少年保護・矯正思想を体現する代表的施設として注目された．

これらの施設訪問は単なる慈善事業の実地視察ではなく，施設制度の構造的把握を志向する初期の取り組みであり，後の感化事業論に通じる萌芽が見てとれる．

しかし，彼はこの時期，アメリカで学んだ知見や制度の限界にも直面していた．ニューヨークでの調査は，社会問題を根本的に解決するには至らず，学界においても有効な方策が見出されているとは言えない現状に失望しつつ，帰国したと回顧している[111]．彼は慈善組織協会のディヴァインにも教えを乞うたが，そこに最終的な答えは見出せなかった．

したがって，ボストン滞在期は，生江がアメリカの社会事業について認識を深めながら，宗教的信念と社会理想を結ぶ新たな交錯を模索した時期であったと言える．彼の社会事業思想は，このような倫理と現実との狭間で育まれたのであり，後の慈善から社会事業への思想的飛躍は，こうした実践と読書と内省の交錯の中で培われていった．

以上検討してきたように，生江の研究は，19 世紀末アメリカにおける刑罰から感化への転換期を，現場に身を置いて体験的に把握しようとするものであった．サン・クエンティンやライマン少年学校に代表される従来型施設の限界を踏まえつつ，シカゴ少年審判所，フレーベル少年自治団，エルマイラ感化獄，ハル・ハウスといった先進的試みに触れた経験は，「犯罪や非行を個人の道徳的欠陥としてではなく，社会的・環境的条件の産物として理解する」という生江の基本的視座を形成したといえる．

また，住み込み調査や人格への接近を重視する彼の方法論は，後の欧米社会事業研究や日本での実践にも一貫して見られる特徴であった．さらに，夏期講習会における専門教育との接続は，感化事業を情誼的慈善ではなく，知識と技術を備えた専門的社会事業として構想する方向性を生江に与えた．

本節で明らかになったこれらの経験と学びは，生江の社会事業思想の理論化，および日本における慈善・救済事業への応用を理解する前提をなすものである．

第 2 節　ヨーロッパ視察の背景と訪問先（1903-04）

本節では，1903〜04 年にかけて行われた生江のヨーロッパ視察について，その実施に至る歴史的背景と，具体的な訪問先を明らかにする．

本節では，まず生江と留岡が辿ったヨーロッパ視察の経路と訪問先を概観した上で，1903 年のイギリス視察における生江の思想形成を下記 3 施設に注目して検討する．

・スコットランドの感化船 Empress

感化船は 1866 年のインダストリアル・スクール法および 1880 年の法改正に伴い設立されたもので，14 歳未満の浮浪少年や孤児，非行少年，親が懲罰刑を受けるなどして貧困状態にある少年たちを，治安判事や裁判官の判断により送致した施設である．

・バーナード・ホーム（Dr. Barnardo's Homes）

バーナード・ホームは，バーナード（Thomas John Barnardo, 1845-1905）が 1870 年にロンドンのイーストエンド・ステプニー地区に開設した孤児救済施設である．バーナードは， 1866 年，家のない子どもたちが物置の屋根の上で裸足のまま横になって眠っているのを発見し児童救済活動を開始した．（三上 2013）[112]．

・救世軍（The Salvation Army）

救世軍はウィリアム・ブース（William Booth，1829-1912）が 1865 年からロンドンのイーストエンドで失業者への職業訓練，シェルター提供，食料援助のほか，刑務所訪問や出獄者の支援，移民支援などの活動を開始したことに由来する団体である．1878 年に名称を The Salvation Army とし，1879 年から週刊誌『鬨の声』を創刊した．

本節で上記3施設に注目するのは，日本の慈善救済事業の展開と，慈善から社会事業への転換を主張した生江の思想形成と密接に関わっているからである．イギリスの感化事業，バーナード，ブースは，それぞれ，日本の留岡，石井十次，山室軍平に準えることができる．

また，生江は神戸における感化船設立の交渉を受けてイギリス感化事業を視察しており[113]，第一回外遊の目的は非行少年の処遇に関する調査研究の実施にあった．さらに，帰国後バーナード・ホームを模範的孤児院として度々紹介し，各国の救世軍を通じて慈善救済に関する事前調査を依頼していた．いずれも，生江の第1回ヨーロッパ視察に深く関係する施設である．

本節では，慈善・救済施設という場において何が秩序づけられ，何が前提とされ，どのような事業像が提示されているのかに注目したい．慈善救済施設は，救済対象者の生活の場であると同時に，当該事業の理念や目的を視覚的に提示するものでもある．建物の構造，内部の配置，清潔さや秩序，日常生活の運営方法は，言語的説明に先立って，施設が想定する救済のあり方を訪問者に示している．

生江の視察記録においては，施設における日常的活動や入所者の生活の様子が具体的に描写されることが多い．これらの描写は，慈善救済事業がどのような成果を目指し，それをいかに示そうとしていたのかを理解する重要な手がかりとなる．

生江の視察においてもう一つ重要なのは，施設を単なる建築物や制度としてではなく，それを担う人々の姿勢や実践を通じて理解しようとしていた点である．施設の創設者や運営者，職員の態度や語りは，その事業がいかなる価値観に基づいて運営されているのかを端的に示すものとして，生江の関心を惹いた．この点は，慈善救済事業を固定的な制度としてではなく，具体的な人々によって遂行される事業として把握する生江の姿勢をよく示している．彼にとって施設とは，完成された成果を示す場ではなく，日々の運営を通じて理念が具体化される過程そのものであった．

以上を踏まえると，生江の欧米視察は，慈善救済事業の理念・運営・成果がいかに構成され，提示されているのかを読み解くための認識枠組みであったといえる．本節の課題は，生江がイギリスの慈善救済をどのような制度理念・実践原理として理解したのかを3施設を事例として検討することである．

1．視察の背景と経路

(1) 背景

欧米社会事業は，産業化が生み出した貧困・失業・疾病といった社会問題への対応をめぐり，私的慈善と国家介入とのあいだで，制度化を模索する過渡的段階にあった．18世紀から19世紀にかけての慈善と博愛の理念は，帝国主義的拡張に伴う都市化と貧困の集積という新たな現実に直面し，従来の道徳的救済の枠組みだけでは対応しきれない状況を露呈した．生江の欧米視察は，まさにこの帝国主義的緊張を孕んだ社会事業の現場を直接観察する経験であり，彼の社会事業理解は，この国際的潮流の只中で形成されたのである．

ロンドンは金融・情報・文化の中心地となり，近代都市文化の原型がこの時期に形成された．一方で，急速な工業化と都市化は，労働者階級の貧困，住宅難，疾病の蔓延といった深刻な社会問題を生み出した．1834年の新救貧法はこうした状況に対する国家的再編の試みであったが，労働者や農民からは専制として忌避された[114]．

(2) 留岡の神戸市長・坪野平太郎への進言

1902 年, 留岡は内務省の嘱託として関西各地を視察する任務を与えられた. この出張に際して, 内務書記官井上友一（1871-1919）は, 留岡に神戸市長坪野平太郎（1859-1925）を訪問するよう助言している. 留岡は市役所を訪ね, 坪野との面会を果たし, 神戸市内の視察に便宜を与えられた.

その際, 留岡は神戸居留地において, 癩病を患う乞食が西洋人に哀れみを乞う光景を目撃し, 衝撃を受けた. 留岡は坪野市長に対して, 神戸市において社会事業に関するいかなる施策も講じられていない現状を指摘し, 欧米諸国の事例を引き合いに, 慈善事業を専門に扱う都市行政組織の必要性を次のように訴えた.

> 外国では市の慈善局（The Board of Charity）でこういう種類の事務を取り扱っている. （当時文明各国ではいずれの国でも慈善局といって社会局とは言わなかった）こういうことを整理するには是非本市にも専門家を置いて, 単に乞食のみならず, 不良少年, 免囚, 貧児孤児, 低能白痴, 精神病者, 一般行路病者, 盲唖者, その他の薄幸者を救済保護して行かねばならぬと信ずる（『留岡幸助君古稀記念集』1933 年, 以下『留岡古稀』, 649 頁）.

その後も数回にわたって出張が継続された末, 再び留岡が坪野市長に「あの事はどうお考えになりましたか」と尋ねたところ, 坪野は次のように応じた.

> あれは考えれば考えるほど大切な事であると思いますが, あのような仕事は特にそれに当たる然るべき人物を得ないと効果はありますまい. 誰か適任の人はありますまいか（『留岡古稀』650 頁）.

1902 年当時の日本は, 都市行政における社会事業の制度的枠組などは未だ整備されておらず, 実地に携わる専門人材などはほとんど存在していなかった. 社会問題に関する知見を有する人物もごく少数であり, 多くは研究や議論の域にとどまり, 実践者は稀であった.

留岡はその場で即答することができなかったが, 市長の真摯な態度に動かされ, ボストン大学に在学している生江の存在を想起する.

生江は翌年には帰国予定であった. 留岡は早急に生江に交渉を持ちかけることを市長と取り決めた. その後, 留岡は 1903 年 7 月 14 日から欧米視察に出張しており, 1903 年 8 月 12 日, 留岡は生江に宛てて, ニューヨークへの来訪を要請する電報を送った.

留岡と坪野の対話から, 当時の日本において公的な救済制度の設立がいかに切実に求められていたかが理解できる. また, 慈善救済の事業を実施する上で, 適任の人物として, 単に知見を有し議論するだけでなく, 実践者として相応しい人物として生江が推薦された経緯が確認できる.

(3) 経路

留岡の電報を受けて, 生江は 8 月 14 日ボストンからニューヨークへ到着し, 二人はヨーロッパにおける調査の内容について相談した[115]. 内務省嘱託として監獄事情調査のため渡米した留岡に同行する形で, 生江はイギリスの慈善・救済事業を視察することになる.

留岡の欧米視察については二井（2010）に詳しい. ここでは『留岡幸助日記第 2 巻』と生江の欧米視察に関する報告を確認しながら, 本研究の主題に関連する範囲で概要を記す.

二人の主要な訪問先は下記の通りである（表 4）.

(4) スコットランドの慈善・救済事業

生江が初めてヨーロッパの地を踏んだのは，スコットランドのグリーノック港である．感化船 *Empress* は，この港を拠点に事業を展開していた．

グラスゴーは蒸気機関の発明を通して，18 世紀における産業革命を牽引した都市であり，T. チャルマーズ（Thomas Chalmers, 1780-1847）の隣友運動（neighborhood movement）は，COS のモデルとして，またリッチモンドの友愛訪問やセツルメント，エルバーフェルド制度など，各国における救済事業の模範とされた[116)]．

木原によれば，チャルマーズの隣友運動は，リッチモンドが友愛訪問の原型の一つに挙げたように，ソーシャルワークの源流の一つの要素であった（木原 2023； 48）．従来，イギリスのキリスト教会は施しを与えるアルマナー（almoner）が困窮者や病者を訪問する伝統があったが，チャルマーズは施し（alms）ではなく，友人（friends）として，友情を示すことが重要な支援であると主張した点で革新的だったのである．チャルマーズは長老派スコットランド国教会から独立し，スコットランド自由教会を創設した牧師でもあった（木原 2023：48）．

表4　ヨーロッパ視察の訪問先

9月12日　（スコットランド）留岡，生江，御園女史とニューヨーク発スコットランド行汽船「ハーネシャ」(Furnessia) に乗船
9月22日　グレノック港着
9月25日 クライド河の感化船，Empress を視察
9月26日 グラスゴー市役所，公共浴場，遊戯場，造船所などを視察
9月29日　エディンバラ大学，ジョン・ノックスの旧家を訪問
10月2日　スコットランドからロンドンへ移動
10月4日（ロンドン）教会
10月5日 ハワード監獄協会を訪問
アッパー・クラプトンのタラックを留岡と訪問
10月7日　慈善協会，チャリティー・コミッションを訪問
10月8日 レッドヒル感化院を視察
10月9日　The Royal Asylum St.　Anne's Society を視察
10月10日　ペントン・ヒル監獄を視察
10月13日　イースト・エンドの水夫のための高教会
セントポール大聖堂，キリスト教青年会を訪問
10月14日　タラックを再訪
ツルーアント・インダストリアル・スクールを視察
10月15日　救世軍本営訪問，Workhouse Prison を視察
10月16日　ローチェスターの感化院を視察
10月17日　ハワード監獄協会を再訪，欧州監獄視察について懇談.
国会議事堂とウェストミンスター寺院を視察
10月18日　ホワイト・チャペル訪問
10月19日 ホワイト・チャペル，バーナード・ホーム
トインビー・ホールを視察
10月22日　テームズ河のコーンウォール号（感化船）を視察

＊留岡は単身10月27日〜12月4日まで欧州大陸の社会事業を視察，生江がフランスへ渡ったことはわかっているが行程は定かでない.

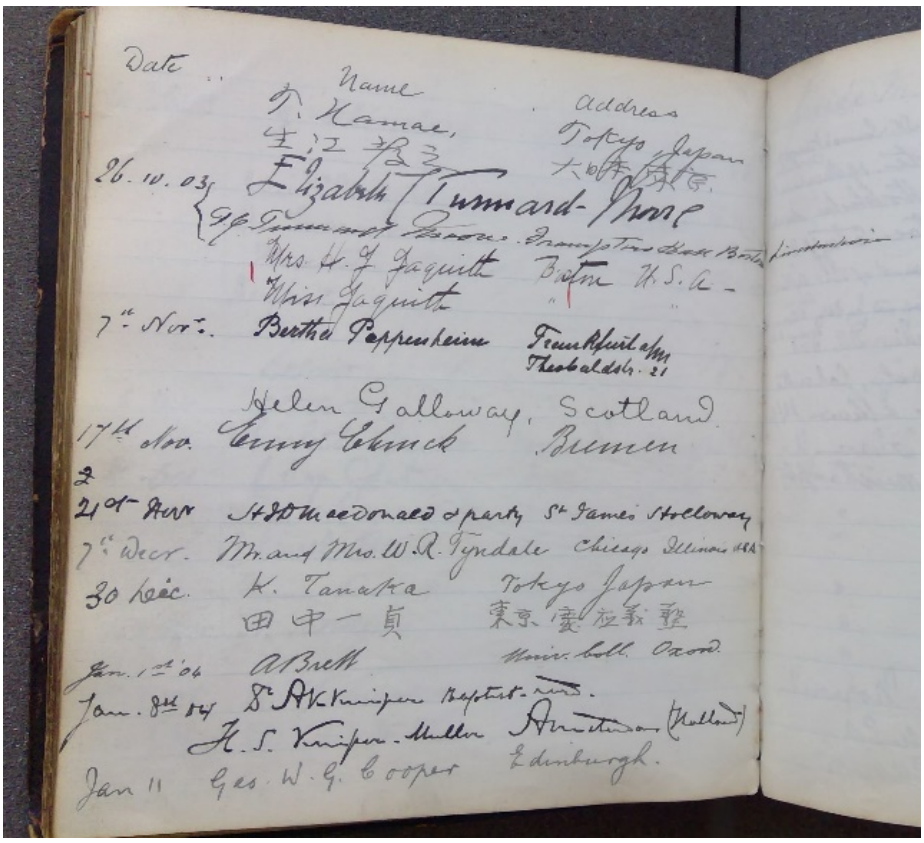
12月19日　日本郵船常陸丸でロンドン発
1904年2月4日 神戸着

(5)　イングランドの慈善・救済・社会事業

生江は10月19日にトインビー・ホールを視察している（図4）．トインビー・ホールは，19世紀末イングランドにおいて展開されたセツルメント運動の代表的拠点であり，従来の慈善施設

とは異なる理念と実践を備えていた．S. A. バーネット（Samuel Augustus Barnett, 1844-1913）は，慈善を一方的な施与としてではなく，階級間の断絶を乗り越えるための共生的実践として捉えた．

図4　トインビー・ホールの訪問記録



©Toynbee Hall

後に福祉国家構想で知られる W. ベヴァリッジ（William Beveridge, 1879-1963）は，生江と留岡が訪問した際，トインビー・ホールの館長であった．彼は，セツルメントでの経験を通じて，個別の慈善活動と市民社会，国家的制度設計を結びつける視座を獲得したのではないだろうか．イギリスにおける公共性とは，市民が社会問題を共通の課題として理解し，討議し，自発的に実践する空間である．感情ではなく，知と対話，共同経験を媒介にした関係性の創出過程であった．

2. スコットランドの感化事業

(1) 感化船事業の背景

クリミア戦争(1845-56)はイギリスの勝利で終わったが,急速な産業化と都市化の進展により,人口が増加した結果,グラスゴーやエディンバラでは貧困が深刻化し,子どもたちの生活環境が著しく悪化していた.こうした社会状況と密接に関わって,感化船は,福祉的側面に加え,犯罪と更生を扱う監獄制度,および教育の要素を兼ね備え,非行少年を船乗りとして養成・訓練する場として設立された.

クリミア戦争を契機に,戦争孤児や社会的弱者と見なされた子どもたちへの関心が高まり,1854年にはIndustrial and Reformatory Schools Act for Scotland (Dunlop Act,以下「ダンロップ法」と表記)が制定された.一方,日露戦争後の日本では,内務省の井上友一の主導のもと,感化救済事業や地方改良運動が展開されるとともに,民間の慈善事業が発展し,国家との結びつきを一層強めていった.日本で感化法が制定された時期とこの調査時期は重なっていた.生江は神戸における感化船設立の交渉を受けており,Empress および Cornwall を視察したと述べている.

生江と留岡が訪問した 1903 年当時のイギリス帝国は,ヴィクトリア朝の終焉を迎え,次第にアメリカとドイツの経済的活力に押され斜陽の時代に入っていた.この斜陽の時代において,イギリスは貧者の救済に関わり,チャリティ,救貧法,セツルメント,慈善組織協会,田園都市,福祉国家など,多彩な技法と文化を生み出した(高島 1995; 金子 2005; 金澤 2008・2021; 長谷川 2014).

イギリスのチャリティの歴史と文化については,金澤の研究に詳しい.イギリスでは,法律が制定される以前,非行少年の更生事業は民間のチャリティとフィランソロピーによって担われていた.留岡は,欧米の感化事業を視察し,「自分が欧米各国の感化院を観察した所では英国が一番完備していると思う.なかんずくスコットランドが最もよいように思われる」(留岡 1909:20)と述べている[117].

イギリスには,1903 年時点で少なくとも 18 隻の感化船が存在する[118].具体的には,アクバー(Akbar),アレトゥーサ(Arethusa),チチェスター(Chichester),クリオ(Clio),コーンウォール(Cornwall),エンプレス(Empress),ゴスホーク(Goshawk),インディファティガブル(Indefatigable),フランシス・モリソン(Francis Molison),マーズ(Mars),マーキュリー(Mercury),マウント・エッジカム(Mount Edgcumbe),ポリー(Polly),リップル(Ripple),セレーネ(Selene),サウサンプトン(Southampton),テミス(Themis),ウェルズリー(Wellesley)である.他に貧しい少年たちのための訓練船として,エクスマス(Exmouth),ワースパイト(Warspite)があった.

地域ごとに特徴を見ると,イングランドでは認可されていない Voluntary Home が多く,感化院の Reformatory もいくつか設置されたほか,公認された感化船 Certified Industrial School もある.スコットランドでは,大型の Certified Industrial School が配置されていた.

(2) スコットランドのチャリティ・フィランソロピー

Checkland によれば,スコットランドの感化船はクリミア戦争後の 1857 年にイギリス海軍の士官候補生向けの教育制度として導入された.しかし,その後,貧困児童にも適用され,66 年にはシャフツベリー卿の Ragged Schools に付属する Arethusa が感化船として運用を始める.スコットランドでも慈善家の支援により 1890 年代までに複数の感化船が導入された.船は通常停泊したままで,航行訓練は補助船や小型船で行われた(Checkland 1980:254).

コンバーランドは多くの浮浪児を更生させた，と評価された．しかし，実際に船員となる者は半数以下であり，ロンドン慈善組織協会のボサンケットが批判するなど，大きな議論を呼んだ．感化船が「海上の監獄」と化す懸念を払拭するため，1895 年には退役海軍大尉ニコレットが航行可能な補助船で実地訓練することを提案した．感化船は感化院制度の一環として政府の管理下にあったが，資金の約一割は私的寄付であった（Checkland 1980：255）．

スコットランドのチャリティ・フィランソロピーには特徴的な要素があった．Checkland は，グラスゴーのフィランソロピーの特徴について，チャリティの後援者として，貴族ではなく，市長と，都市の貧困をよく理解する商人を望む傾向が強かった，と指摘した（Checkland 1980：8）．同じスコットランドでも，エディンバラやアバディーンではパトロンとして貴族の後援を求める傾向が強かったのに対し，産業の中心地であるグラスゴーでは商業的伝統に忠実だった，というのである．生江も，グラスゴーでは公立の施設が多く，感化院，浴場，孤児院の多くがグラスゴー市立であることを指摘した[119]．

感化船は，イギリスではチャリティあるいはフィランソロピーとして当初各地で先駆的に実施された経緯がある．生江は，グラスゴー慈善組織協会評議会が 1897 年に発行した，市内にある慈善・救済機関 288 団体について情報提供を行なったハンドブックを持ち帰っている[120]．

パンフレットによれば，慈善団体は，救急的・短期的・直接的支援で救済的なものである（relief）か，問題の根本原因にアプローチし，長期的な解決策を目指す改善的なものである（ameliorative）か，予防的（preventive）な性質を持つかどうか，という 3 つの視点から分類された．*Empress* は，教育の提供，職業訓練，道徳的指導が含まれることから改善的（ameliorative）な団体として慈善組織協会のハンドブックでも紹介されている．

このように，感化船 *Empress* は，内務省公認でありつつ，法律が制定される以前のグラスゴーの慈善家と市政の影響力，慈善組織協会との関係が複雑に絡み合って成立したものであった．

(3) 感化船 Empress の視察

留岡と生江が感化船 Empress を視察したのは，9 月 25 日である．

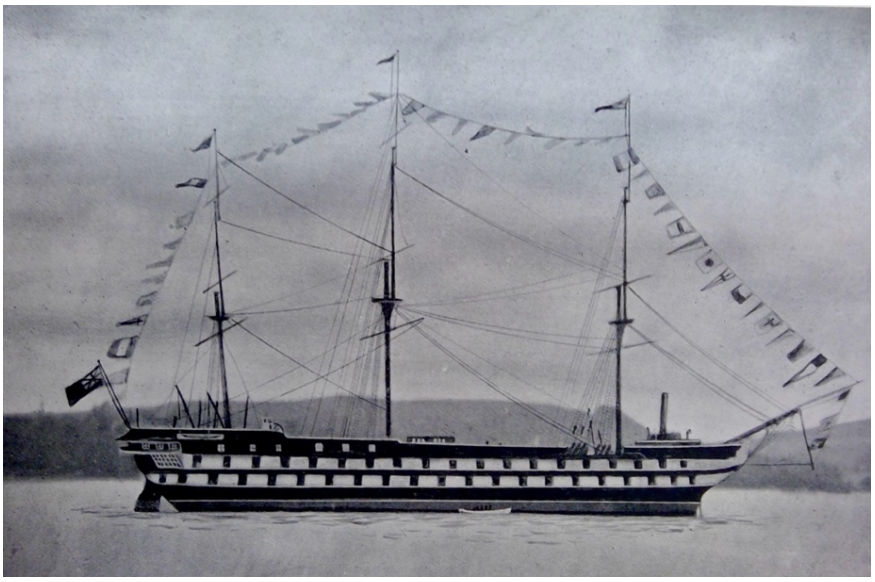
留岡の日記には，次のように記されている．

> 此日早天グラスゴー青年会ニ行キテその設備ヲ見ル．午後 1 時 25 分クインスツリート町停車場ヨリクライガンドーレン停車場ニ感化局幹事マカールグ氏ト共ニ行キテ見ル．グラスゴーヲ距ル 20 哩ノクライド Clyde 河下ニアリ．感化院ハクライガンドーレンノ停車場ヨリ 4 哩半ノ沖ニアリ．3200 噸ノ船ニテ船長ハデビレル氏也．生徒凡ソ 400 名足ラズアリ．実ニ整頓セリ（『留岡幸助日記第 2 巻』23 0 頁）．

Empress はクライド湾付近のグリーノック（Greenock）に置かれた感化船である（図 5）1890 年に木製戦艦 H . M. S リベンジを名称変更し訓練船として使用した．グリーノックはスコットランドの西海岸に位置し，クライド湾の風光明媚な自然が広がり，航海訓練に適した土地であった．

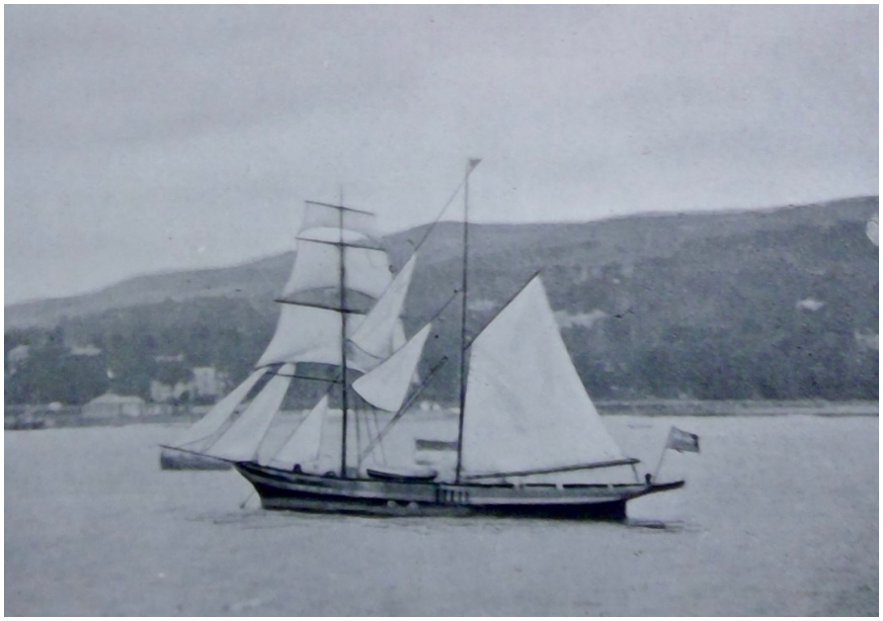
児童たちの訓練に使用されたトレーニングヨット・セレーネ（図 6）は，1899 年に貴族によって寄贈された．

図 5　感化船 Empress



©Glasgow City Archives

図 6　トレーニングヨット Selene



©Glasgow City Archives

表5　感化船年表

1854	クリミア戦争（〜56）
1854	スコットランドのインダストリアル・アンド・リフォーマトリィ・スクール法 (ダンロップ法，ヴィクトリア女王治世第17年および第18年：1854年〜1855年）制定
1866	包括インダストリアル・スクール法（イングランドとスコットランドを統一）
1868	クライド・インダストリアル・スクール協会設立
1869	5.- コンバーランド，グリーノック（クライド）に配備（400名収容） 10.- マーズ，ダンディーに配備（400名収容）
1889	2.18 コンバーランド放火事件 ジョン・バーンズ，政府に別の船を申請
1890	木製戦艦H.M.S リベンジを Empress に名称変更し訓練船に使用
1892	10.- *Empress* 放火事件
1899	セレーネを買収（トレーニングヨットに使用）
1923	6月の年次総会で Empress の閉鎖を決定
1924	3.20 Empress，グリーノックを離れる．

参考文献

・Olive Checkland（1980）Philanthropy in Victorian Scotland: social welfare and the voluntary principle, J. Donald, 254-256.

・Report of the Clyde Industrial Training Ship Empress for destitute & Homeless boys, Glasgow City Archives, 1902-1905.（以下，the Empress Report (ER).と表記）

表5は，感化船 *Empress* の年表をまとめたものである（表5）．クリミア戦争が起こった1854年，ダンロップ法が制定された．これに基づき，1868年にクライド・インダストリアル・スクール協会が設立される．1869年5月，感化船・コンバーランドがグリーノックに配備され，最初の少年が搭乗した．コンバーランドは最大400名の子どもを収容する大型船であった．同年10月，ダンディーにマーズが配備され，コンバーランドと同じく400名定員とされた．しかし，1889年，コンバーランドは，船員の少年グループによって放火され，破壊されてしまう．すぐに代替船が政府に申請され，木製戦艦・リベンジを *Empress* に名称変更することを条件に，感化船として利用することが決定した．船員の少年による放火事件は，1892年10月にも起こった．1923年6月の年次総会で閉鎖を決定すると，翌年感化船はグリーノック港を離れ，その歴史的役割を終えた．

対象者

Empress は，1866 年のインダストリアル・スクール法および 1880 年の法改正に伴い設立された．次の条件に該当する 14 歳未満の少年たちは，治安判事または裁判官の判断で，感化船に送致される可能性があった[121]．

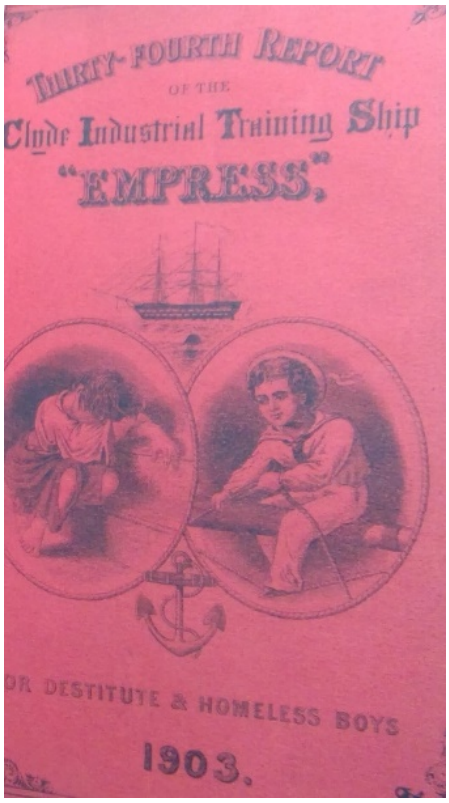
・物乞いをしている，または放浪している．
・家や生計手段がなく，適切な保護者がいない．
・孤児または親が懲役刑を受け，貧困状態にある．
・犯罪者と関係を持っている．
・（1880 年改正法）売春婦と関係を持つ，またはその家に住んでいる．

また，12 歳未満の子どもが軽犯罪で訴追され，有罪となった場合でも，裁判官の判断で感化船に送致される可能性があった．さらに，貧民院や貧民学校で養育される 14 歳未満の児童が問題行動を起こし，親が刑罰を受けた場合も，管理者の報告を受けて感化船に送られることがあった．

年報の表紙を飾る二人の少年

Empress の年報の表紙には，二人の少年が描かれている（図 7）．

図 7　年報の表紙



©Glasgow City Archives

左側の少年は，ボロボロのズボンを履き，両膝に穴の空いた状態で顔を伏せて路上に座っている．おそらく，母親や父親，あるいは両親ともに死亡しているか，虐待を受けるなど適切な養育

環境がなく，食べるものに窮しているのだろう．これは，感化船に乗船する前の子どもたちの状況を象徴している．

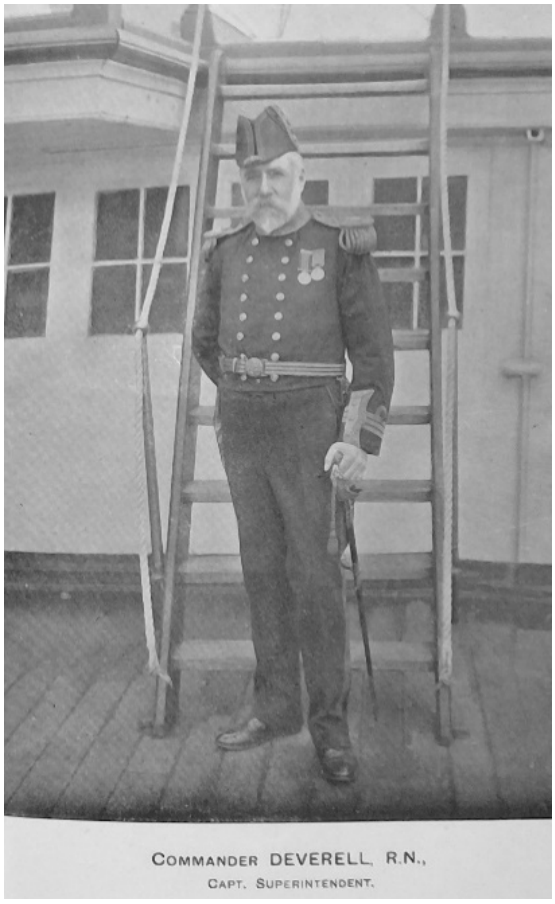
対して，右側の少年は，穏やかな笑みを浮かべ，安定した生活と余裕，誇りを感じさせる落ち着いた表情で，船上でロープを結ぶ作業をしている[122]．彼は上品なセーラー服と帽子をかぶっており，この姿は感化船が養成しようとしていた，将来海軍や海運業で働く少年を象徴するものである．

二人の少年は，乗船前と，乗船中および退船後の変化を暗示しており，感化船の事業の意義を市民社会にアピールする意図が伝わってくる．

退役海軍大尉デヴィレルと職員

留岡の日誌に，船長の「デビレル」氏と表記されているのはキャプテンの Deverell R. N.である（図 8）．彼は，留岡と生江に感化船の経営について詳しく講義した．

図 8 キャプテンの Deverell R. N.



©Glasgow City Archives

後援者と職員

1902 年時点で，Empress の後援者は，ブランドン侯爵，モントローズ侯爵を含む一一人のスコットランドの名門貴族と指導者で構成されていた．会長（最高責任者）はアーガイル公爵が務め，副会長にはグラスゴー伯爵とインヴァークライド卿（The Right Honorable Lord Inverclyde.）が就任していた．生江が第 2 回外遊で乗船するルシタニア号は，インヴァークライド卿 2 世の主導で開発された 1906 年 6 月時点で世界最大の客船であった．インヴァークライド卿はウェミス城を拠点に海運業の振興に寄与した一族を代表する人物である[123]．

また，一般委員会には，企業家，元首相，貴族，法務官，海運業界の著名な経営者，紅茶ブランド「リプトン」の創業者であるトーマス・リプトン卿（Sir Thomas Lipton, Bart.），グラスゴー市長，化学産業の先駆者，神学者，教育界の指導者が名を連ねていた．書記はジョージ・グレイ氏であり，グラスゴー市庁舎で実務を管理していた[124]．

職員構成を見ると，管理部門には総監督・外科医・船長が配置されていた．

航海部門には，名誉大尉・主任航海士・砲術教官・教官七名・大工・機械工・武器係主任兼体操教官・バグパイプ奏者・病院助手・監視員・調理師・小蒸気船技師など多様な職種が存在した．

教育部門には主任教員・補助教員 3 名が配置され，そのほか，楽隊長・テーラー長，監督および徴収係が任命されていた．総監督のデヴィレルは海軍を退役した軍人であり，関係者には海運業者や名誉大尉など，軍関係者が含まれていたことがわかる[125]．

表 8 は，1902 年から 05 年の年報を基に，感化船に乗船した子どもたちの保護者の状況をまとめたものである．

保護者の状況を見ると，1902 年から 1905 年にかけて最も多かったのは，両親とも存命するケース（705 名）で，全体の 45％を占めている．次いで，母親が死亡しているケース（308 名）が全体の 2 割，父親が死亡しているケース（277 名）が 18％であった．また，非嫡出子（92 名）は全体の 6％を占めていた（表 8）．

次に，1901 年から 1904 年までに船を去った子どもたちの退所理由を見ると，最も多かったのは商船隊あるいは王立海軍予備隊に派遣されたケースで 243 名（46.6％），次いで陸上での雇用に就いたケースが 98 名（18.8％），家族の元に帰されたケースが 76 名（14.6％）となった．王立海軍に派遣されたケースは 4 年間で 35 名（6.7％），軍に入隊したケースは 29 名（5.6％）にとどまる．

そのほか，1903 年以降「移住」による退所が急増している．また，少数ではあるが，陸上学校に転校したケースが 7 名，訓練不適格と判断され退所したケースが 4 名，死亡したケースが 4 名，更生施設に送られたケースが 1 名であった．

表8　保護者の状況

	死亡			行 方不明	存命	非 嫡出	不明	計
	父	母	両親					
1902	68	73	14	18	180	23	6	382
1903	72	75	16	18	181	25	10	397
1904	70	71	16	16	177	23	10	383
1905	67	89	16	24	167	21	5	389
総計	277	308	62	76	705	92	31	1551
割合	18%	20%	4%	5%	45%	6%	2%	100%

＊各年 12 月 31 日時点の数値

出典：Glasgow City Archives, Empress Report (ER),1902-1905.を基に筆者作成.

総監督の報告書

総監督デヴィレルは，次のように執行委員会宛に報告書を送付している（史料2）

史料2　総監督の報告書

クライド訓練船 Empress（旧*H. M. S.* リベンジ）
場所：スコットランド，ロウ，ヘリンズバラ
日時：1902 年 12 月 31 日

紳士諸君

1902 年の報告書をお届けいたします.

現在，エンプレスには 371 名の少年が乗船しており，11 名が許可を得て上陸しています. 少年たちの一般的な行動は満足のいくものでした.

今年は，過去に船を去った少年たちから 295 通の手紙を受け取りました. これらの手紙は私にとって重要であり，彼らとの繋がりを維持する助けとなります. また，彼らも私からの手紙を大切にしていると確信しています.

エンプレスでは海へ出る少年たちの割合が常に高い水準を保っています. 経験上，いったん「いわゆる友人」たちのもとへ戻ることを選んだ少年たちも，最終的には海へ向かうことが多いようです. 船内では，いかなる少年も本人の意思に反して海へ送られることはありません. また，海へ出る少年は全員泳げることを付け加えます.

今年は海軍や陸軍を選ぶ少年たちが増えたことを喜ばしく思います. さらに多くの少年がこの道を選ぶことを願っています. 海軍や陸軍は，少年たちにとって最適な進路であると私は確信しています. 長年にわたる海軍および訓練船での経験から，こうした少年たちを国家が直接的に活用できないのは非常に残念です. 例えば，彼らが 15 歳の時点で身長が 1 インチ足りないという理由や，幼少期の小さな過ちが原因で機会を失うことは，理不尽であると感じます.

卒業生たちの成果は概ね満足のいくものであり，エンプレスの活動を支援する人々が増えるべき理由になるでしょう．今年，当船のフットボールチームは決勝に進出しました．この成果は，エンプレスの少年たちのたくましさを示すものであり，彼らは陸上の学校よりも不利な条件で試合を行っています．

補助船セレーネは，121 人の少年を乗せ，ロイヤルネイビーのレビューに参加し，イングランドやスコットランドのさまざまな港を訪れました．また，小蒸気船は今年の冬において非常に役立ちました．特に，クリスマスの日に発生した嵐で給水タンクが陸に吹き飛ばされ，桟橋の水道管が凍結した際には，クレイゲンドランから水を運ぶ必要がありました．

スタッフたちは，ジュウ中尉（元海軍士官）を筆頭に，私の期待に応えてくれました．また，リード博士（医務官）には常に迅速な対応で感謝しています．ウェブスター牧師，そして皆様方の継続的なご支援に心から感謝申し上げます．

以下に，1899 年，1900 年，1901 年に退船した 322 名の少年たちの統計を付記します．

・138 名：海上勤務中
・32 名：海軍または海兵隊
・31 名：陸軍
・18 名：大工，船体修理工，家具職人など
・42 名：技師，配管工など
・13 名：運転手，車掌，ポーターなど
・7 名：パン職人
・7 名：炭鉱夫
・8 名：農業従事者
・18 名：労働者
・8 名：不明
（中略）

謹んで報告いたします．
皆様の忠実な僕　ジョージ. S. デヴィレル
退役海軍大尉，監督官
クライド訓練船協会 執行委員会宛
（出典：Captain-Superintendents Report, Empress Report (ER). 1902, pp.8-10.）

デヴィレルの報告を基に ER を分析したところ，1901 年から 1904 年にかけて，退所者数は合計 243 名，平均乗船者数は 385 名で，定員 400 名に対する充足率は平均 96％であった．入船時の子どもの平均年齢は 12 歳，退船時は 15 歳であった．

1903 年時点の乗船時平均身長は 132.5 センチメートルで，退船時は 150 センチメートルであった．体重は 26.3 キログラムから 42.2 キログラムへ増加した．被虐待児の身長が一般児童と比較して著しく低いことはよく観察されるが，健全な身体の発達を感化船の事業が支えていたことが窺える．

また，子どもの雇用先には，定職としての雇用と，見習いとしての臨時的な雇用という違いがあった．また，海上での雇用においても，船員だけでなくコックや給仕といった職種に就く場合

があった．一方，陸上では，大工・修理工・技師・配管工・運転手・馬車職人・炭鉱夫といった多様な職種が含まれていた．

「船内では，いかなる少年も本人の意思に反して海へ送られることはありません」という記述についての真偽は，子どもたちの記録との検証が必要である．しかし，1902 年から 1905 年にかけて王立海軍に送られた少年は 35 名（6.7%），軍に入隊したケースは 29 名（5.6%）に過ぎない．Checkland によれば，厳格な規律と過酷な生活環境のために多くの少年が海を嫌い，船乗りとしての道を断念したという（Checkland 1980：255）．この逆説的な結果が本史料からも確認できる．

タイム・テーブル

一日のタイム・テーブルは表の通りである（表 6）．

表 6　タイムテーブル

午前	
5：30	起床　ベッドを整える（冬は 6：30）
5：45	洗顔　その後，デッキ掃除など
7：00	朝食と掃除
8：00	点検　その後，上甲板で訓練（冬は 8：20）　祈り　指導
11：40	デッキ掃除
12：00	昼食
午後	
12：45	集合　授業と指導
16：00	デッキ掃除
17：00–	ティー
19：30	夕食用のパンを配布
20：00	祈り　その後，就寝（夏は 20：30）

出典：Glasgow City Archives, Empress Report (ER), 1902. p.17.

子どもたちの一週間の献立のルーティーンは決められており，昼食は三食の中で最もボリュームがあった．午後 5 時のティータイムの時間に，中産階級の文化を伝達しようとする意図が透けて見えると同時に，紅茶リプトンの創業者が後援者であったことを想起させる．

図9 身体訓練



©Glasgow City Archives

図10 体操



©Glasgow City Archives

図11 パイプバンド



©Glasgow City Archives

平日の時間割を見ると，各学年とも，午前 8 時 40 分から開始される最初の授業は宗教教育である．航海術に関する授業計画は非常に細やかで実践的であった．

ただし，イギリスの労働者向けの普通教育では，職業教育は禁じられており，感化船独自の教育プログラムであったといえる．

子どもたちのライフル・ドリルや体操，学習カリキュラムは，船乗りとして自立して職業に従事するために必要な資質を系統的に伝達するものであるが，規律訓練化の過程として捉えることもできる．

1902 年の感化船の収入をみると，最も多いのは，財務省からの支給金で，全体の約 58.5%を占めている[126]．次いで，グラスゴー少年非行委員会からの支払いが全体の約 10.4%，小蒸気船の購入と装備費用を賄ったジェームズ・コーツ・ジュニア氏からの寄付額が約 10%，繰越金が 6.5%を占めており，募金箱や収容者・保護者からの支払いなどは微々たるものである．

(4) 感化事業講義録の分析

生江がイギリス視察で持ち帰った文献と資料は，現在同志社大学で保管されている．ここでは，この中で感化船に関する文献・史料中，1897 から 98 年にかけて感化院・救護連盟がロンドンで開催した 7 つの講演を収録した感化事業講義録に注目する．講演内容は以下に示す通りである（史料 3）．

史料 3　感化院および工業学校の事業：運動の歴史と成果，職員に求められる資質や直面しうる困難に関するヒントと提案（1897 年 11 月 10 日～1898 年 2 月 23 日，感化院・救護連盟評議会室で開催された 7 つの講義）

第 1 講義　児童救済および感化事業に必要な資質：動機・原則・習慣・ヒントなど
講師　F. B. ステファソン牧師（神学博士，児童ホームの校長）
内容　この仕事の概要 / 学校教師とは異なる特別な資質 / 子どもたちとの特別な関係 / 宗教的影響の重要性 / 高い理想の必要性 / 一般的に求められる優れた知性 / 子どもへの真の共感の重要性 / 個別対応の能力 / 忠実な協力の意義 / 人格の力 / 質疑応答・コメント / 労働者の確保方法

第 2 講義　規律
講師　H. ロジャース（元英国政府公認の感化院・工業学校の補佐監査官）
内容　「規律」の定義 / 達成すべき課題 / この仕事に必要な人材 / 仕事に対する前向きな見方 / 実践的な側面 / 親的・キリスト教的観点 / 真の教育とは / 宗教指導の役割 / 助言，叱責，懲罰 / 「嵐の後の静けさ」/ 個々の性格の研究の重要性 / 良い行動に対する信頼の報酬 / 家庭的な快適さの提供 / 遊びや娯楽の役割 / 病室と女性の役割 / 成長を実感させることの重要性 / 人格形成 / 施設内での分類 / 評価制度 / 有能な助手の役割と立場 / 学校教師や作業指導者の役割 / 監督者と同僚の協力の必要性 / 規律の一環としての懲罰 / 過度な抑圧の防止 / 感化院では工業学校より厳格な規律が必要 / 規律を徹底した際の成果 / 質疑応答・コメント

第 3 講義　事業に関連する誤り：避けるべきこと
講師　W. M. ディクソン（ダンディー工業学校協会書記兼監督）
内容　事業に適した施設の重要性 / 学校の管理運営 / 職員の任命 / 規律の実施における原則 / 教室内での指導の誤り / 工業訓練に関する誤り / 道徳・宗教教育の重要性 / 娯楽と余暇の活用 / 許可制度とその後の監督 / 今後の法改正の展望 / 1896 年の省庁報告書 / 質疑応答・コメント

第 4 講義　励ましと経験：50 年間の回想と印象
講師　H, ロジャース（第 2 講義と同一人物）
内容 感化運動開始当時の国内状況 / 1851 年の少年犯罪統計 / 国家の責任と少年犯罪 / 少年窃盗団の職業的訓練 / 安宿の影響 / 1841 年のスコットランドでの運動 / イングランドにおける工業学校・貧民学校の設立 / メアリー・カーペンターによる分類の必要性

の認識 / 調査委員会の設置 / カーペンターらによる初期の試み / 慈善協会の影響 / バーウィック・ベイカーの運動への貢献 / 1857 年のバーミンガム第二回大会 / 運動の原則の確立 / 事業への情熱の重要性 / 1861 年の工業学校法の導入 / バーミンガム第三回大会 / 学校数の増加の推移 / シドニー・ターナー第三報告書からの抜粋 / 工業学校訪問記録 / 不登校児のための学校 / 日中工業学校 / 働く少年のための家庭施設 / システム全体の概要 / 大勢の支援者の存在 / コメント

第 5 講義　女子教育における特有の困難
講師　ライオンズ夫人（マンチェスター女子工業学校監督）
内容　問題のある少女たち / 分類と指導 / 宗教的影響 / 余暇の管理 / 進路指導と監督 / 1894 年法の概要 / まとめ

第 6 講義　感化院における少女の対応と退所後の支援のヒント
講師　テイラー嬢（イプスウィッチ女子感化院監督）
内容　感化院を家庭的な環境にすることの重要性 / 学校教育の役割 / 洗濯作業での訓練 / 家事の訓練 / 歌唱のレッスン / 訓練（ドリル）/ 遊びの時間の活用 / 外出時の指導 / 退所後の少女たちとの連絡の維持 / 質疑応答・コメント

第 7 講義　感化院・工業学校の仕事を志す若者への提案
講師　B. ホース（スタッフォード州男子工業学校監督）
内容　この仕事に求められる人物像 / 適性のある者がこの仕事に就くことで得られる展望 / 学校内での助手の職務 / 監督者の職務と必要な資格 / 監督者の報酬と利点 / 有資格教師と無資格教師の違い / 徹底した指導の重要性 / 人格形成における指導法 / 規律維持のヒント / 責任と困難な課題 / 評価制度（マークシステム）の運用 / 陸軍・海軍に適した少年たちの教育 / 感化院および工業学校の恒久的な必要性 / 訪問者からの励まし / 事業の「最新化」の必要性 / 退職年金制度の必要性 / 質疑応答・コメント

（出典：London Reformatory and Refuge Union (1898) Reformatory and industrial school work:　seven lectures descriptive of the history and results of the movement, with hints and suggestions as to qualifications of workers and the difficulties they may expect to meet with, London Reformatory and Refuge Union.（同志社大学所蔵，以下 Reformatory and Industrial School Work と略す）を基に筆者作成.

生江はこの講義録を初めから最後まで訳している.

史料中の彼の書き込みと推察される箇所のほとんどは彼の意訳であり，該当する原書を対照することで，彼がここから何を学んでいったのかを検証したい.

(5)　従事者に求められる資質

第一講義は，スティーブンソン博士による講演で，子どもの救済と感化事業に従事する者には 5 つの資質――(1) 高い知性と教育 (Superior Intelligence generally needed)，(2) 共感 (Real Sympathy with Children Essential)，(3) 個別化 (The Power to Individualize)，(4) 協同性 (Importance of loyal

cooperation），（5）優れた人格（Force of Character）――が求められると主張している．以下，生江の意訳と対応する原書を記していく．原書中の下線は，生江のものである．青線は単線で，赤線を二重線に変換して表記した．

「世界に於て児童は最も大切なる者なり．国家または世界の未来を担うものは児童なり」[127]．

The child is, in my judgment, the most interesting and the most important thing in the world. What the man or woman shall be depends mainly, not upon what the child is, but upon what the child is made by his educators. In making him, therefore, they are making the future of the nation, and the future of the world. （Reformatory and Industrial School Work, p.9.）

（筆者訳）子どもが国家にとって重要であること，そして子どもが適切に教育されることがいかに重要かを強調することは容易なことです．私の考えでは，子どもは世界で最も興味深く，最も重要な存在です．大人がどのような人物になるかは，主にその子ども自身がどのようであるかではなく，教育者によってどのように育てられるかによって決まります．したがって，教育者が子どもを育てるということは，国の未来，さらには世界の未来を形作ることなのです．

国家と社会の未来は子どもの教育にかかっている，という考え方は，生江の『児童と社会』でもみられる主題である．

また，宗教の与える影響が最も必要であるいう箇所に彼は赤線を引いた．

「宗教上の感化最も必要なり」[128]．

The religious influence is the most important. Of course, I am not speaking of any one type of religious life or thought in this connection. God has many ways of revealing Himself to the hearts of men, and men travel along divergent paths to seek God. The Reformatory and Refuge Union knows nothing of sectarian differences, though it still attaches profound importance to the inculcation of Christian truth and the exercise of Christian influence. （Reformatory and Industrial School Work, p.14.）

（筆者訳）

宗教的な影響が最も重要です．もちろん，この点で特定の宗教的な思想や生き方を指しているわけではありません．神は人々の心にさまざまな方法でご自身を示され，人々もまた異なる道を通じて神を求めます．感化院および避難所連合は，宗派の違いを問題視することはありませんが，それでもなおキリスト教の真理を教え，キリスト教の影響を与えることに深い重要性を感じています．

さらに，プロフェッショナリズムに対する批判に赤線を引いている．

「天職と考ふべし」[129]．

But for the highest success there must be a deep conviction that it is God's will that we should be in it.（Reformatory and Industrial School Work, p.15.）

（筆者訳）最大限の成功を収めるためには，私たちがこの仕事に取り組むのは神の意志だという深い確信が必要です．

「職業的なるべきなからず．若し職業的たらばそれ丈冷淡，且機械的となるべし」[130]．

I fear that in all walks of life the spirit of professionalism is becoming more and more visible. Where are the workers in iron corresponding to those who made the old gates, which you sometimes see guarding the entrance to some demesne, or enclosing the porch of some ancient house of God? Where are the men who delight to put together cabinet work, like the specimens sometimes found in an old country house, or in an art dealer's warehouse? Even among teachers of the young, this mere professionalism prevails too frequently. The old passion for teaching, the missionary enthusiasm for the child, is not as it once was； and we may be sure that just in proportion as we take up our work in a professional spirit, in that proportion will it become cold, hard, mechanical. There will no longer glow around it, and through it, the warmth of a true love.（Reformatory and Industrial School Work, p.15.）

（筆者訳）

私は，あらゆる職業において「プロ意識」の精神がますます目立つようになっているのではないかと懸念しています．

たとえば，古い邸宅の門や教会の玄関を囲む美しい鉄の門を作った昔の職人に対応するような鉄工職人は，今どこにいるでしょうか．また，古い田舎の家や美術商の倉庫で見つけられるような家具を作ることに喜びを感じる職人は，どこにいるのでしょうか？若い人々を教える教師の間ですら，この「単なるプロ意識」があまりにも頻繁に見られるようになっています．

かつてのような教育への情熱や，子どもへの使命感は薄れてきています．そして，もし私たちがプロ意識だけで仕事に取り組むようになれば，それに比例して仕事は冷たく，硬直的で，機械的なものになってしまいます．そこにはもはや真の愛情が生み出す温かさが感じられなくなってしまうのです．

職員には高い知性が求められると博士は述べているが，左記は線のみ引かれている．

Occasionally, persons of extraordinary moral force, with very slender intellectual furniture, are successful trainers of children. Sometimes, such a person has great attractiveness for children, and unusual power of command； but these are exceptions, and even in them their ignorance is a disadvantage.（Reformatory and Industrial School Work, p.16.）[131]

（筆者訳）

時には，知的な素養がほとんどなくても，驚くべき道徳的な力を持つ人物が子どもたちをうまく指導することがあります．そうした人物が子どもたちに非常に魅力的で，並外れた統率力を発揮することもあります．しかし，これらは例外であり，たとえそのような場合でも，無知であることはやはり不利です．

なぜ，職員に高い知性が求められるのか．博士は人格形成と少年との関係から，次のように述べている．

「普通学の知識を要す．知識を有するのみが尊きにあらず．尚それを将るに勤めたる勤労を尊ぶは　児童が普通学に関する簡単な質問をなす時に之に答ふる能はずは信用を失わしむるなり」[132].

But, on the other hand, no accomplishment is ever thrown away； for the acquisition of any knowledge or skill is more important in the process than in the result, especially as affecting character. It is not only that the person possessing such a qualification knows more, but he is better trained by the effort to know it； he is a better man as well as a better scholar. And his knowledge is sure to come in useful in the course of his work. …If he gets a shuffling answer, intended to conceal ignorance, he will probably find that out at once. All who are engaged in this work ought to strive to furnish their minds with sufficient knowledge to enable them to speak with intelligence upon current topics.（Reformatory and Industrial School Work, p.17.）

（筆者訳）

いかなる能力も無駄にはなりません．なぜなら，知識やスキルの習得は，その結果以上に，その過程が特に人格形成において重要だからです．

ある資格を持つ人が単に多くを知っているというだけでなく，その知識を得るために努力することで，よりよい訓練を受けた人間になり，より優れた人間にもなります．そして，その知識は仕事の中で必ず役立つ場面が出てきます．（中略）無知を隠そうとしてごまかした答えをすれば，少年はおそらくその場でそれを見抜きます．この仕事に従事するすべての人は，時事問題について知的に話せるだけの知識を身につけるよう努力すべきです．

次に，子どもたちへの真の共感とは何か，左記のように記されている．

「真実なる同情を必要とす」[133].

Next, along with this general intelligence, there ought to be a real sympathy with children, a liking for them； such a liking for them as well not allow it to be a trouble to spend a good deal of time with them； to sit with them in the evening, to share in their games, to talk with them in an easy, natural, friendly manner about topics which will interest them. Such time is not lost. It is as well spent as any that is occupied with the regular routine. It is necessary that we do our best for the children. If we would gain their confidence, we should cease to be to them **mere officers** and come to be friends in whom they can confide, even though we do not allow familiarity to breed contempt. A boy or girl ought to be able to open the heart to somebody, and there is no one to whom he can do it so safety as to a sympathetic and capable officer of the school.（Reformatory and Industrial School Work, p.18.）

（筆者訳）

次に，一般的な知性とともに，子どもたちへの真の共感，彼らを好む心が必要です．これは，子どもたちと多くの時間を過ごすことを面倒と思わず，むしろ楽しみと感じるような姿勢です．

夕方，一緒に座ったり，彼らの遊びに参加したり，彼らが興味を持つ話題について，気軽で自然な，友好的な態度で話をすることをいとわない心構えが求められます．このような時間は無駄ではありません．通常のルーティンに費やす時間と同じくらい価値のある時間です．

私たちは子どもたちのために最善を尽くす必要があります．もし子どもたちの信頼を得たいのであれば，単なる管理者としてではなく，彼らが信頼できる友人のような存在になるべ

きです．ただし，親しみすぎて軽んじられることのないように注意が必要です．少年や少女は誰かに心を開けるべきであり，その心を最も安全に開くことができる相手は，学校の共感的で有能な職員です．

「警察官的なるべからず．欠点を見出すよりも長所を称揚すべし」[134]．

A third qualification is the power to individualize the children； to make each child stand out clearly before one's mind with his own qualities, his special needs, excellencies, and defects.…No two children need precisely the same treatment. Each child, therefore, should, before the eye of the thoughtful trainer, stand out by himself, and not be lost in the long rank. Hence, the children should be watched day by day, not with the eye of a policeman merely anxious to detect crime, but with the eye of an anxious and kindly guardian, who will be gladder to see signs of excellence than tokens of fault. We must not forget that there are certain moral faults, as to the existence of which the eye will give us trustworthy hints. The pale face and the dull eye will sometimes put us on the track of mischief of one kind or another； and the shaping of character will be indicated to the observant guardian by the frank open look with which his gaze is met, or by the furtive and downcast glance which avoids the anxious eye. We must study our children one by one, if we would get the best result from them.

（Reformatory and Industrial School Work, p.19.）

(筆者訳)

三つ目の必要な資格は，子どもたちを個別に捉える力です．つまり，それぞれの子どもを，その特性や特別なニーズ，優れた点や欠点を含めて，はっきりと自分の中で把握できる能力です．（中略)

二人として同じ対応を必要とする子どもはいません．そのため，思慮深い指導者の目の前では，子ども一人ひとりが個別に際立って見えなければなりません．子どもたちを日々観察する際には，単に犯罪を見つけようとする警官の目ではなく，優れた点を見つけることを喜びとする心配りのある優しい保護者の目で見守るべきです．

また，特定の道徳的欠点については，子どもの様子から信頼できる手がかりが得られることを忘れてはなりません．

たとえば，青白い顔やぼんやりした目つきが，何らかの問題の兆候を示すことがあります．また，子どもたちの性格形成は，観察力のある保護者によって，彼らの視線の中に示されます．たとえば，率直で開放的な目つきで見つめ返してくるか，あるいは不安そうに目をそらし伏せた視線を見せるかによって，子どもの状態を読み取ることができます．

子どもたちから最高の結果を引き出したいのであれば，一人ひとりを丁寧に観察し，理解することが必要です．

最後に，人格の力について，博士は次のように述べている．

「人格は組織よりも尊し」[135]．

Lastly, force of character is necessary. I am sup- posing that there is sufficient adaptability in a man to enable him to carry out with regularity the mere routine of his daily duty, but if he can do this and no more, he is not likely to succeed greatly. …Personality, therefore, is more important than any system. Our various systems have their advocates, and I do not deny that some are better than others； but I am quite

sure that an inferior system worked by strong and capable people will do more than a better system in the hands of weak administrators. It is the personality in the officer to which the child responds, and yields； by that he is powerfully and permanently influenced.（Reformatory and Industrial School Work, p.20.）

（筆者訳）

最後に，人格の力が必要です．私はここで，ある人に十分な適応力が備わっており，日々の職務の単なるルーチンを規則正しくこなせることを前提として話を進めます．しかし，それだけしかできないのであれば，大きな成功を収めることは難しいでしょう．（中略）

システムよりも人格のほうが重要です．様々な制度にはそれぞれ支持者がいて，ある制度が他の制度より優れているということを否定するつもりはありません．しかし，私は確信しています――たとえ劣った制度であっても，強く有能な人々によって運営されれば，優れた制度が無能な管理者の手に委ねられるよりも，はるかに大きな成果を上げるのです．子どもが応じ，従うのは，職員の人格そのものです．そして，それによって彼らは強く，永続的な影響を受けるのです．

「人格とは何ぞや．人間の価値を総和し長短を増減したものなり」[136)]．

Now, what is personality? man's qualities. It is the net total of a man`s qualities. The net total, I say, for if you would rightly appraise a man, you must put all his good qualities together, and from their total you must deduct for the weaknesses and faults which cling to him. …Yes, we must educate ourselves whilst we are educating the children. We must examine ourselves； find out the weak points； set ourselves to conquer them； above all, we must seek the help that is promised by our Divine Teacher and Friend, and never denied to those who seek it earnestly, and desire to use it for His glory, and the benefit of the children whom He loves.（Reformatory and Industrial School Work, pp.20-21.）

（筆者訳）

では，人格とは何でしょうか．それは，一人の人間が持つ資質の総和です．

総和とあえて言うのは，ある人間を正しく評価しようと思えば，すべての長所を合算した上で，その人に付きまとう弱点や欠点を差し引かなければならないからです．（中略）

私たちは，子どもたちを教育するのと同時に，自分自身をも教育しなければなりません．私たちは自己を省み，自分の弱点を見つけ，それを克服するために努力しなければならないのです．そして何よりも，私たちの神聖なる教師であり友であるお方が約束してくださった助けを求めることが重要です．この助けは，真剣に求め，それを神の栄光と，彼が愛する子どもたちの利益のために用いようとする者には決して拒まれることはありません．

近代日本で，ダンロップ法にあたる感化法が施行されたのは，1900 年 3 月である．感化法第 5 条は，（1）満 8 歳以上 16 歳未満の子どもで，親権を行う者・後見人なく遊蕩・乞食をしているか，悪交がありと地方長官が認めた者，（2）懲治場留置の言い渡しを受けた子ども，（3）裁判所の許可を経て懲治場に入ることが決定した者について，感化院に入院させることを定めている．ただし，設立に関しては道府県の任意とされたために，施設の数は少なかった．しかし，1908 年新刑法の実施に伴って感化院への国庫補助が規定された結果，1908 年から 1911 年に全国で 37 ヶ所へと増加した．

ロンドンから『青山学院校友会会報』の編集者に生江が宛てた手紙には，次のように記されている．

> 小生一〇月二日蘇国を経て倫敦市に安着仕り候，毎日多忙に暮し居り候，多分十一月二〇日の便船にて帰朝の途に就くべく候留岡君と同道なれば研究上便宜多く候海外に在ると殆んど四年得る所果して何事ぞと思へば慚愧に堪へず候（「倫敦通信（其3）」『青山学院校友会会報』4号（1904年1月23日発行，校友寄稿及通信，11頁）

後に生江は，「2年間紐育に滞在して調査に従事し，その終りは単に深き憂愁に沈むのみであった．（中略）私は紐育の慈善組織協会の指揮をした社会事業家A・T・デュワイン博士に教えを乞うたが，当時の米国の学者にはやはり解決は不可能だった」[137]と述懐する．

内務省の嘱託として調査を委任された留岡に同行した生江は，社会事業研究の内容の豊富さに驚き，4年間の海外滞在を経て，自分が果たして何を学び得たのかと省みている．

「慚愧に堪へ」ないという彼の記述にみるように，第1回外遊は欧米の社会事業に関する知見を彼の精神に刻印したが，留岡と同行したヨーロッパについては，もう少し時間をかけて観察し，探求したかったのではないかと推察される．1903年のヨーロッパ視察では，留岡が単独でヨーロッパ大陸の社会事業を視察し，生江もフランスへ渡ったことは確認されているが，生江の足取りははっきりしていない．

生江と留岡は1904年12月19日，日本郵船の常陸丸にてロンドンを出発し，翌1905年2月4日，神戸港に到着した．彼等が宿泊したのは，神戸市内の旅館「常磐舎支店」である．この宿は，留岡が神戸出張の際に定宿として利用していた[138]．

まもなくして，神戸市長・坪野平太郎が常磐舎支店に招かれ，留岡，生江を交えた三者による会談が行われた．この場において，生江の今後の進路について具体的な協議がなされ，その結果として彼は神戸市の社会事務嘱託に任命されることとなった．生江の着任には，先に述べた留岡と坪野の関係性が大きく影響していたことは疑いない．

3. バーナードの児童救済運動

(1) T. J. バーナードの慈善と施設モデル

T. J. バーナード（Thomas John Barnardo, 1845-1905，以下バーナード）は，ヴィクトリア朝時代の慈善家として最もよく知られた人物である．19世紀末から20世紀初頭にかけて，イギリスでは産業革命後の都市貧困が深刻化し，慈善事業は従来の宗教的施しから，組織的かつ科学的な救貧へと転換しつつあった．慈善組織協会（Charity Organization Society, COS）に代表される科学的慈善は，貧困の原因分析を重視し，無差別な救済ではなく，自助を促す指導的援助を志向していた．こうした潮流のなかで，バーナードは独自の立場から慈善活動を実践した人物であった．

ウィンストンは，バーナードを卓越した慈善事業家であると同時に，自己中心性や激しい気性を併せ持つ矛盾した人物として評価している（Winston 2005：37）．

バーナードは，1845年7月4日，アイルランドのダブリンで生まれた．彼は，キリスト集会系（プリマス・ブラザレン）に属していた[139]．ブラザレンは，聖書を神の言葉として重視し，制度化された教会を離れ，純粋な初代教会への回帰を志向した．

バーナードは，当時としては珍しく，価値のある貧困者と価値のない貧困者を区別しなかった．ヴィクトリア朝時代の貧困は通常，怠惰や悪徳の結果として恥ずべきものとみなされていたが，バーナードは子どもがその背景に関係なく，可能な限り最良のスタートを切るべきだと強調した．

彼は孤児や労働者階級を対象に，教育施設や訓練所を設立し，社会的自立を促す事業を推進した．これらの施設では，職業訓練と同時に道徳的教育が行われ，救済を施すだけでなく，自立への道筋を示すことが重視された．さらに，慈善活動の運営においては寄付者・地域社会・受益者の三者の協力を得る仕組みを整え，社会全体で貧困問題に対応する姿勢が見られた．

また，彼は，ロンドンの貧困児童を救済するため，1868 年にイーストエンドで浮浪児の救済，授産，移民支援を展開した．70 年に最初のホームを設立し，その後エバー・オープン・ドアなどを開設した．77 年には，機関紙 *Night and Day* を創刊した．

彼は障害のある児童や黒人を含むすべての困窮児童を受け入れ，資金はすべてチャリティによるものだった．さらに，職業訓練や里親制度，児童移民プログラムを推進した．

また，救済対象とされた女性の支援にも取り組み，イーストエンドに避難所を設立した[140]．1905 年に亡くなるまでに六万人以上の児童を救済し，タイムズ紙もその功績を称賛した[141]．

表7　バーナードの生涯

1845　7月4日，ダブリンに生まれる
1862　プリマス・ブレザレンに加入
1866　ロンドンに到着
1867　ロンドンのイーストエンドにある貧民学校で教え始める
1868　ホープ・プレイスに東部少年伝道団（East End Juvenile Mission）を設立
1870　ステップニー・コーズウェイに最初の少年向けの家を開設
1872　エディンバラ・キャッスルをミッション教会として購入
1873　シリー・エルムスリーと結婚
1874　ホープ・プレイスに最初のエバー・オープン・ドア（夜間避難所）を開設
スローガン「困窮する少年の入所を決して拒まない」を採用
写真スタジオを設立
自身の雑誌『ザ・チルドレンズ・トレジャリー』を創刊
1875　最初の管理委員会を設立
組織名が Dr Barnardo's Homes となる
支援者向けの雑誌 Night and Day を創刊
1876　バーキングサイドにガールズ・ビレッジ・ホームを開設
1877　慈善組織協会の仲裁に関与
1882　カナダへの移民プログラムを開始
1880年代　里親制度を開始
1905　狭心症により死去

出典：Barnardo's Archive "Thomas Barnardo"（筆者訳）

以上のように，バーナードの活動は，COSの科学的慈善やセツルメント運動と共通点を持ちつつも，より宗教的・道徳的要素を色濃く残していた．彼は慈善活動を通じて貧困者の精神的再生を目指し，単なる経済的支援を超えた包括的なアプローチを展開した．

バーナードの事業の特徴は，孤児・貧困児の保護という目的そのものよりも，救済の成果を可視的に提示する施設構成にあった．とりわけ，生江が視察した時期におけるバーナード施設は，慈善事業が「成功している」ことを訪問者に納得させるための空間的・視覚的表象として高度に洗練されていた．

生江の後年の記述と照らすと，生江にとってこれらの言説は，単なる収容施設や教育機関としてではなく，慈善の理念が具象化された一つの社会運動として映ったのではないだろうか．彼が注目したのは，制度設計や財政構造といった抽象的要素以上に，施設の佇まい，内部の秩序，そこで生活する子どもたちの姿，それらを支持する市民社会であった．

(2) ガールズ・ヴィレッジ

バーナードの事業の中でも，ガールズ・ヴィレッジは象徴的な存在である．この施設は，孤児や貧困状態にあった少女たちを集団的に収容するのではなく，小規模な住宅を村落状に配置することで，「健全な家庭的環境」を再現することを意図して設計されていた．整えられた建物，清潔な内部は，施設全体に穏やかで秩序だった印象を与える．

史料4 ガールズ・ヴィレッジ

(筆者訳)

私たちの読者の多くは，おそらく，イギリスで最も面白い（私は最も興味深いと思います）村に，1，000 人の女の子が住んでいることをご存じでしょう．エセックスの広大な牧草地の中にあるそこには，53 軒のコテージがあり，賢明で忍耐強い「母たち」がその中で家庭の愛とキリスト教的な教育を与えて，彼女たちの生活に変化をもたらしています．そして，神は私たちが達成した成果に対して，明確にそして豊かに祝福の印を与えてくださっています．

しかし，土地が狭いため，2 年前に新たに 15 エーカーの土地を購入し，現在，村のサイトに追加しました．したがって，私たちは立ち上がり，建設を進める準備が整いました．実際，私たちの最新の年次総会では，すでにその取り組みが始まったことが確認されました．

新しいコテージがほぼ完成し，他のコテージは進行中です．春が近づく中で，私たちはとても熱心に，この計画を前進させ，過去以上に素晴らしいことを成し遂げて，この危機に瀕している貧困の娘たちの命を救い，浄化し，救済するために進み続けることを願っています．

しかし，この問題に関して，私たちは神の預かり手たちの預かり手に過ぎません．私たちはその貢献を喜びと感謝の気持ちで神の御業に使いたいと考えています．

ですが，まずはその貢献が必要です．私たちは，期待と信仰をもってその貢献を待っています．要するに，誰が私たちに 20 人の小さな女の子を永遠に救う手段を提供してくれるでしょうか？

この新しいコテージホームは，20 人の女の子とその「母親」を収容するために，1150 ポンドの費用がかかります．それは，救貧法によって提供される同様の宿泊施設の 1/10 から 1/5 に過ぎません．この寄付は寄付者の名前で呼ばれることもできますし，愛する子供や友人の記念としても呼ばれます．もしお金が提供されれば，37 軒の新しいコテージが建設可能です．

私たちは，この責任を遠く近くの協力者たちの肩に自信を持って託し，彼らが「立ち上がり，建てよう」と言って，「多くの人々を助ける者」となり，未来の世代によって本当に祝福されることを願っています．

（出典：The National Waifs, Magazine. February. 1904. P.11.）

誌面において繰り返し描かれるのは，施設をホームや村として表象する手法である．ガールズ・ヴィレッジ・ホームに関する記事では，コテージ制による家庭的養育，宗教的・道徳的教育，労働訓練が結びつけられ，救済は単なる保護ではなく人格の再生として語られている．とりわけ注目されるのは，寄付と成果を直接結びつける叙述である．一定額の寄付が「何人の子どもを救うか」という形で提示され，寄付者は神の「預かり手（steward）」として位置づけられる．ここでは，慈善は施しではなく，神意に基づく責任ある行為として正当化されている（史料4）．

図 12　20 人の少女を救う方法



FEBRUARY, 1904.] THE NATIONAL WAIFS' MAGAZINE. 11

HOW TO RESCUE TWENTY LITTLE GIRLS.

THAT is a secret worth knowing, and we are willing to whisper it to God's stewards. It is quite an *open* secret to those who have visited our "Girls' Garden City" at Barkingside. To those who have not seen that little paradise for girl waifs, a word or two of explanation is necessary.

Most of our readers, at all events, know that we have 1000 girls resident in one of the most interesting (*we* firmly think *the* most interesting) village in all England. Down there, among the Essex meadows, there are 53 cottages under the care of wise and patient "mothers," who are bringing family love and Christian training into the lives of their young charges; and God has clearly and abundantly set the seal of His blessing upon the results we have achieved.

But the land is too strait for us, and less than two years ago we succeeded in adding by purchase 15 acres to the village site. We are ready, therefore, to arise and build; indeed, as our last Annual Meeting witnessed, we have already begun. Some new cottages are nearly completed; others are in progress; and now that the Spring is coming we do most earnestly hope that we shall be enabled to go forward and complete our scheme of a village which shall do yet greater things in the future than it has done in the past to purify and redeem and rescue the endangered lives of the little daughters of destitution.

But we are in this matter but the stewards of God's stewards! Gladly and gratefully will we put their gifts out to this glorious usury. But the gifts must first come. And here we are waiting expectantly, eagerly—and yet in faith!

In short, who will give us the means of rescuing twenty little girls *in perpetuity?* Each new Cottage Home, to accommodate this number and their "Mother," will cost **£1150.** *That is only from one-tenth to one-fifth of the cost of similar accommodation as provided by the Poor Law!* It may be called by the name of the donor or in memory of any dear child or friend.

As the average stay of each girl in the Village is only four years, such a cottage will in twenty years have saved 100 girls, and it is then still as ready as it was at first to save 100 more!

The new space at the Village gives us sites available upon which we could build at least thirty-seven new cottages *if only the money were forthcoming!*

We lay this burden confidently upon the shoulders of our co-workers far and near, who will say "Arise and build," and so be a "succourer of many," whom generations yet to come may indeed call blessed!

18 *to* 26, *Stepney Causeway, London, E.*

IN THE GIRLS' GARDEN CITY:
THE CHILDREN'S HOUR.

"HERE WE GO ROUND THE MULBERRY BUSH."

DOWN THE VILLAGE STREET.

"FORTY-SEVEN!"

JUST ABOUT TO BEGIN.

SOME SMALL SKIPPERS.

A RIDING PARTY: WAITING TO BE PHOTOGRAPHED.

© Barnardo's Archive

また，施設公開行事や来賓の描写は，救済の成果を「見ることのできる進歩」として演出する役割を果たした．子どもたちの整然とした行動，労働や芸能の披露，貴族女性の視察といった場面は，慈善活動が社会秩序と結びついていることを示す象徴的表現である．

生江がこの空間から受け取った印象は，貧困や悲惨さとは対極にあるものであった．そこでは，救済の対象であるはずの少女たちは，もはや「哀れな存在」としてではなく，将来社会に適応し

うる存在として提示されている．施設の美しさは，単なる環境整備の成果ではなく，慈善事業の正当性を視覚的に裏づける重要な要素であった．

このような空間構成は，慈善が恣意的な施しではなく，計画的かつ倫理的な実践であることを示す役割を果たしていた．すなわち，ガールズ・ヴィレッジの美しさは，感情に訴えるのではなく，秩序ある生活を通じた慈善の可能性を示すものであったといえる．

図 13　ガールズ・ビレッジ・ホーム（1900 年）



© Barnardo’s Archive

(3)　子どもの作業風景――感化の成果としての労働

バーナード施設において訪問者の目に強く訴えかけたのは，子どもたちの作業風景であった．刺繍や縫製，家事労働などに従事する少女たちの姿は，救済の「成果」を具体的に示すものとして位置づけられていた．ここで重要なのは，労働が経済的生産性そのものよりも，道徳的・人格的形成の証拠として提示されている点である．

生江が目にしたと推測される作業風景は，規律正しく，静謐で，秩序だったものであった．そこには，強制や悲壮感は前面に出ず，むしろ勤勉さや落ち着きが強調されている．このような演出は，施設が子どもたちを単に保護しているのではなく，社会に有用な存在へと変化させていることを訪問者に納得させるためのものであった．

図 14　ガールズ・ヴィレッジ・ホームの教室――裁縫の授業（*The National Waifs, Magazine*. February. 1904. p.15.）



© Barnardo's Archive

作業風景は，言葉による説明以上に強い説得力を持つ．視覚的に示される秩序と勤労は，慈善が感情的施しにとどまらず，社会的価値を生み出しているという印象を与える．この点において，バーナード施設は，慈善の過程そのものを可視化することに成功していた．

生江の視察記録において，施設の構造や労働環境が繰り返し言及されるのは，それが慈善救済の成果を最も直感的に示す視覚的証拠であったからである．

チャリティ界におけるバーナードの華やかな成功は，彼の生活様式が一変するにつれ，羨望と非難を助長した．フレッチャーによれば，バーナードの影響力と資金力の増大に不満を表明した牧師たちは，バーナードの評価を傷つけるような噂を広め始めた（Fletcher 2005：50-51）．次の史料は，そうした中傷の一部を示すものである．

史料5　偏見と攻撃

偏見，偏見，偏見！

「隣人愛の稀少さよ！」

教会の英国孤児・浮浪児支援協会（Church of England Waifs and Strays Society）は，支援を求めるために，その業績を広める際，しばしば不当で不公平，そして多くの場合不正確な発言をして，私たちのホームの活動に対して偏見を生じさせています．このような行為に対して私たちはこれまでも何度も抗議してきましたが，残念ながらその問題は続いており，現在も全国各地で繰り返されています．

時には，発言の場でその間違いを反論することができることもありますし，時には公の会議で私たちの友人たちがその誤りを指摘することもあります．しかし，多くの場合，そのような発言が行われた後には状況がそうさせて，沈黙して事件を過ぎ去らせるしかありません．

最近では，トルロで行われた教区会議において，ビショップと聖職者たちが集まった会議がありました．ここでキャノン・ムーアは，何の予告もなく発言し，私たちの協会に対して非常に有害な偏見を持たれるような発言をしたと報告されています．彼がもし調査を行ったのであれば，私たちに問い合わせることなく，その情報が誤っていたということになります．

もちろん，私たちはキャノン・ムーアに手紙を送り，その重大な誤りを指摘しました．しかし，彼が謝罪することは期待していませんし，彼が引き起こした偏見を取り消そうとすることも期待していません．このような事例が頻繁に発生する中で，それが後悔されて謝罪されることを期待することは非常に難しいのです．

その間，私たちの協会は英国教会孤児・浮浪児支援協会が行っているような，宗派に基づく偏見を助長する試みに対抗しています．その結果，私たちの協会は全国で非常に多くの子どもたち—約 7,000 人—を救っており，どんな子どもでも歓迎し，困窮している孤児を広く受け入れているのです．

私たちの業績に対する偏見がいまだに続いている中で，私たちはその誤った情報に対し反論し続け，私たちの取り組みの本当の意義を伝えようとしています．

（出典：*The National Waifs' Magazine*. November. 1903. p.95.）

これらは，バーナードの事業に対する批判への反批判であり，事業の正当性を示そうとするものであった．

遺伝と環境の関係についても，バーナード・ホームは独自の立場をとった（史料6）．

史料6　遺伝と環境

遺伝について

このようなケース，つまり悪い親から生まれた子どもたちに関して，最近ロンドンの日刊新聞に掲載された一文を引用してもよろしいでしょうか？

「おそらく私たちは遺伝という悪夢に取り憑かれているのかもしれません．しかし，それだけが人間の結果を決定する要因ではなく，ドクター・バーナードはそれについてあまり重要視していないと思われます．彼の経験からは，誰でも親の影を乗り越えることができるという希望が生まれます．」

ドクター・バーナードの手を経て，約 50,000 人の子どもたちが救われました．これらの「ワイフ」や「ストレイ」のほとんどは，悪い血筋から生まれ，正しい影響を受けるまでは不利な立場にありました．しかし，その結果，これらの子どもたちのわずか 2%だけが，正直で役立つ市民にはならなかったと推定されています．

その記録は，イートン校やチェルトナム女子学院にも恥じることはないでしょう．ドクター・バーナードの勝利—それは，自然の世界における精神的な法則を確立することでした．カナダには，ドクター・バーナードが遺伝の歯車から救い出し，有益な植民者に変えた 14,000 人の少年少女がいます．」

すべてを考慮すると，これらの不幸な子どもたちがどのような未来を迎えるかを予測するのは難しくありません．

遺伝の問題については，「その通りだ」と言いたいところですが，もちろんそれは正しくないです．すべての「ワイフ」や「ストレイ」が「悪い血筋から生まれている」とは限りません．貧困は「悪い血筋」の子どもたちに限られたものではありません．

遺伝と環境の影響

私たちが救った子どもたち，特に親が悪い家系から来た男の子や女の子たちは，遺伝が運命であるわけではないという強い証拠を私たちに示してくれます．遺伝は確かに一つの要因ですが，良い環境が与えられた場合，それが遺伝の悪影響を中和する非常に強力な要因となることを私たちは実感しています．ロンブローゾや他の人々の教えに従えば，遺伝がもたらす傾向が支配的であると思われるかもしれませんが，実際にはそれだけではすべてを決定しません．よく知られている格言，「骨に生まれついたものは肉に現れる」というのは，実は半分の真実に過ぎないのです．

不治の病を抱える子どもたちの新しい家

私たちの大きな課題の一つは，不治の病を持つ子どもたちのケアです．健康な子どもたちに対する不治の病を抱える子どもたちの割合は増加しています．これは，多くの不治の病を抱えた子どもたちが一度私たちのケアを受けると，生涯にわたって支援を必要とすることが多いという現実を考えれば，予想されることです．私たちの「不治の病の家」は次々と満室になり，家が足りなくなってきています．しかし，私たちはそのようなかわいそうな子どもたちを断ることはできませんし，断るつもりもありません．

そのため，ブリストルのクリフトンに新しい不治の病を抱えた子どもたちの家を開設予定であることをお知らせできることを嬉しく思います．この家には約 30 のベッドがあり，1904 年の間にすべて埋まることが予想されます．もし，オープン前にこれらのベッドがすべて埋まったなら，それは非常に素晴らしいことです．

（出典：About Heredity. The National Waifs' Magazine. February. 1904. p.8–9.）

不治の病を抱える子どもや結核患者への対応は，「役に立つ市民」の育成に回収されない慈善の側面を示している（史料 7）．

史料 7　絶望の中の希望

結核は「イングランドの呪い」と呼ばれてきました．つい近年まで，医学は結核患者を前にしてほとんど何も言えることがありませんでした．しかし今では，ありがたいことに状況

は大きく変わりつつあります．「オープンエア治療法」として知られる革新的な方法の成果は，驚くべきものであると同時に，大いに励ましを与えるものとなっています．

私たちはこの新しい治療法に深い関心を寄せています．というのも，私たちが救い出した少女たちはとりわけ体力が弱く，不衛生で空気の悪い住まいから来た者も多く，衰弱した家系に生まれた者も少なくないため，この恐ろしい病が深刻な被害をもたらしてきたからです．

これまでほとんど救いがないと見なされてきた人々に新しい希望が生まれた以上，私たちは彼女たちにその恩恵を与えたいと切に望んでいます．現在，私たちのもとには毎月小さな結核患者がやって来ますが，彼女たちが生き延びる可能性は，このオープンエア治療法の助けを得られるかどうかにかかっています．

しかし，王国にあるこの治療法の施設はどこも満員で，もしくはあまりに高額で入所が不可能なのです．

そこで私たちは「結核を患う少女たちのためのサナトリウム」を建設したいのです．誰がその手助けをしてくださるでしょうか．

この家屋は，すでに敷地が確保されているバーキングサイド村の新しい建物群の一つとして建てられるべきものです．建設費は 1,800 ポンドかかります．裕福な読者なら，この小切手を容易に書くことができるでしょう．

しかし（ここだけの話ですが），私たちはこの必要性があまりに切迫しているため，資金が約束される前から建設に取りかかっています．私たちの必要は誇張しようとしてもできないほど大きいのです．それでも，私たちの信仰が無駄にはならないと固く信じています．

もし数名の友人がこの特別な目的のために支援してくだされば，1901 年の創立者記念日までに最初のサナトリウムを開設できるでしょう．今年はおそらく 7 月 8 日または 16 日になる見込みです．

このサナトリウムのコテージは，空気のスペースを広くとる必要があり，2〜3 名の看護師の部屋や，健康な子どもには不要な設備を備えるため，他のコテージほど多くの少女は収容できません．収容数はおそらく 12〜16 名ほどになるでしょう．

採用した設計は，この分野の最新の知見に基づくものです．私たちがこの小さな少女たちを助けられるように手を差し伸べてくださる方には，きっと豊かな報いが与えられると信じています．

どうか，このサナトリウム計画にご注目ください．現在，バーキングサイドのコテージ群の間に，ゆっくりとその姿を現しつつあります．

ロンドン E，ステップニー・コーズウェイ 18〜26 番地より．

（出典：Hope for the Hopeless. *The National Waifs' Magazine*. February. 1904. p.15.）

本史料から，生産性や有用性ではなく，救済されるべき存在としての子どもが前面に出され，バーナードのチャリティが持つ包摂性が明らかになる．

生江にとってこれらの言説は，貧困や悲惨さとは対極にあるものであった．そこでは，救済の対象であるはずの少女・少年たちは，もはや哀れな存在としてではなく，将来社会に適応しうる存在として提示されている．施設の美しさは，単なる環境整備の成果ではなく，慈善事業の正当性を視覚的に裏づける重要な要素であった．

このような空間構成は，慈善が恣意的な施しではなく，計画的かつ倫理的な実践であることを示す役割を果たしていた．すなわち，ガールズ・ヴィレッジの美しさは，感情に訴えるのではなく，秩序ある生活を通じた慈善の可能性を示すものであったといえる．

生江の視察報告における関心の偏りから推測すれば，生江にとってこれらの言説は，慈善救済が宗教的規範や道徳的感情ではなく，秩序ある生活の提示と市民社会からの十分な支援によって正当化されうる事業であるという理解の枠組みを与えた可能性がある．

(6) 慈善の視覚化とその倫理的含意

生江が見出した，望ましい慈善救済の条件，救済の人格化に対する制度化，慈善と社会統治の接点とは何であろうか．

これまでの分析から明らかなように，バーナードの施設は，慈善を，空間・労働・人物像を通じて視覚化することに成功していた．美しく秩序だった環境，勤勉に作業する子どもたち，献身的な指導者という組み合わせは，慈善事業の理想像を直感的に理解させる力を持っていた．

バーナード・ホームでは，施設空間や児童の姿が，秩序と清潔さ，さらには穏やかな感情を喚起するかたちで示されていた．こうした表象は，同時代の慈善言説において家庭性や母性的配慮と結びつけられていた価値観と親和的であり，結果として愛ある救済というイメージを強く印象づけるものであった．

このような演出は，貧困や逸脱を直接的に提示するのではなく，秩序と情緒的安定を可視化する点に特徴がある．その意味で，バーナード・ホームは，古き良きヴィクトリア朝期における慈善と博愛の精神――すなわち，道徳的感情とキリスト教的愛に基づく救済観――を体現する実践の一例である．

バーナード・ホームは，建築，展示，言説を通じて，来訪者に特定の感情的理解を促す仕組みを備えていた．こうした点において，同施設は慈善と博愛の精神を可視化し，伝達するための実践的な枠組みとして機能していたといえよう．

本章では，バーナード・ホーム視察を通じて生江が何を見，どのように理解し，それを自らの慈善救済観へと組み込んでいったのかを考察する．ここで問うのは，視察経験が生江のなかでどのように整理され，慈善救済事業の近代化という思考へと転化されたのかという点である．

秩序と美――慈善救済の正当性をめぐって

バーナード・ホームにおいて生江が強く印象づけられたのは，施設全体に貫かれた秩序と美であった．整えられた建築，清潔な内部空間，落ち着いた生活環境は，貧困や悲惨さを前面に押し出す救済像とは明確に一線を画していた．

このような空間構成は，慈善救済が感情的施しではなく，計画性と持続性を備えた実践であることを視覚的に示していた．生江は，ここに，慈善救済事業が社会的承認を獲得するための一つの近代的条件を見出したと考えられる．すなわち，秩序と美は，救済の成果を語らずとも理解させるための有効な媒介であった．

慈善の可視化―人格形成としての救済

バーナード・ホームにおける児童の作業風景や日常生活は，救済の成果を示す重要な要素であった．刺繍や縫製，家事労働に従事する子どもたちの姿は，単なる労働力の育成ではなく，規律と勤勉を身につけた人格形成の成果として提示されていた．

生江にとって，こうした光景は，慈善救済が単に生存を保障する行為ではなく，被救済者を社会的主体へと導く教育的実践であることを具体的に示すものであった．慈善が空間と行為を通じて可視化されている点に，彼は強い関心を寄せたのである．

生江の慈善観

以上の考察から明らかなように，生江にとってバーナード・ホームは，模倣すべき近代慈善のモデルというよりも，慈善救済事業を社会事業として再構成するための事例であったのではないだろうか．彼は，バーナードの事業から，秩序と美による視覚的説得力，慈善を通じた人格形成，事業の正当性を支える演出構造を批判的に理解しつつ，それらを日本の慈善救済事業に応用可能な要素として捉えていった．

生江における慈善救済事業の近代化とは，救済を情緒的慈善から切り離し，社会的に理解され，支持され，制度化されうる実践へと再編する過程であった．その起点の一つとして，バーナード・ホームの視察は重要な位置を占めたと評価できる．

次に，貧困の悲惨さと即応的救済を前面に押し出した救世軍の社会事業を検討する．

4. 救世軍の社会事業

(1) 救世軍の社会事業の特質

19 世紀末イングランドにおいて，救世軍（The Salvation Army）が展開した社会事業は，既存の慈善活動とは異なる存在感を放っていた．

救世軍は W. ブース（William Booth，1829-1912，以下ブース）が 1865 年からロンドンのイーストエンドで失業者への職業訓練，シェルター提供，食料援助のほか，刑務所訪問や出獄者の支援，移民支援などの活動を開始した団体である．78 年に名称を Salvation Army とし，1879 年から週刊誌『闘の声』を創刊した．1881 年ロンドンに万国本営を設置し，1880 年アメリカをはじめ国際的規模に発展させ，1895 年にはライトらが来日して活動を開始したところへ，山室軍平が訪問し入隊し士官となった[142]．その特徴は，孤児や貧困児の長期的育成を目指す施設型慈善とは異なり，都市「最底辺」の貧困と直面し，即時的に介入する実践にあった．

> 私は一ヶ月前に一度牧師を訪ねたが，牧師は我々を訪ねてくれたこともないし，我々にちっとも慰藉を与えてくれなかった．彼は説教するために給料をもらっている．そしてそこで自分の責任は終わると考えている．金持ちは待たれている．我々のことをほんのちょっとでも気にかけてくれるのは君と，ほかに極少数あるきりだ．（William＝1987：51）

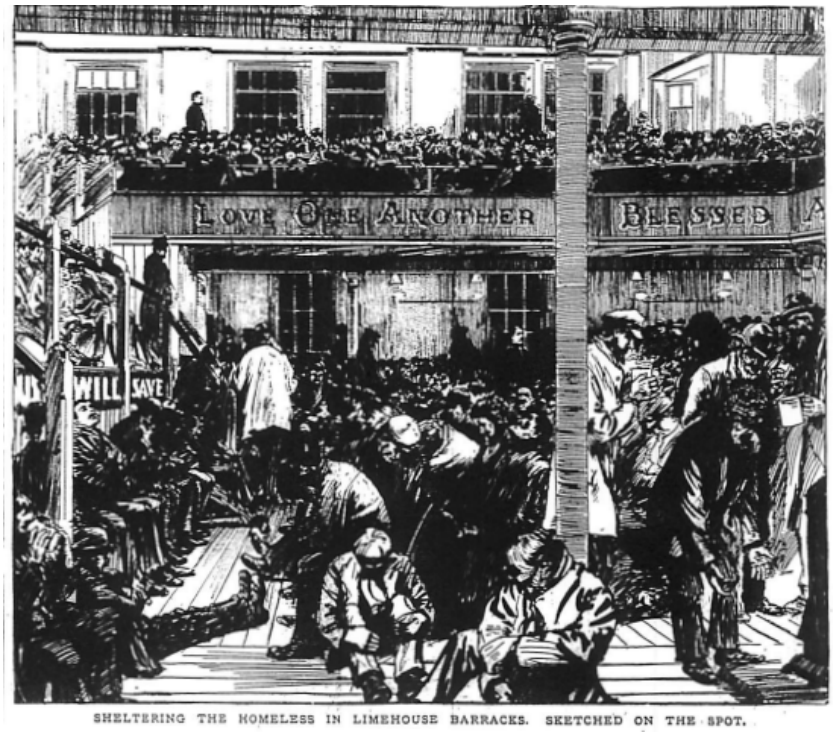
生江が救世軍の活動に触れた時，彼が目にしたのは，秩序だった空間や「成功した救済の成果」ではなく，むしろ社会の内部に放置された悲惨そのものであった．救世軍の社会事業は，救済の理想を静かに示すのではなく，貧困の現実をあえて可視化し，訪問者の倫理的反応を喚起することによって正当化されていたのである．

(2) スラム街の提示――悲惨の過剰な可視化

救世軍の活動において，スラム街は単なる活動の舞台ではなかった．それは，都市社会が抱える問題と罪を凝縮した象徴的空間として位置づけられていた．狭隘で不衛生な居住環境，失業者

や浮浪者の群れ，アルコール依存や暴力の蔓延といった情景は，救世軍の語りや案内の中で繰り返し強調される．

図 15　ホームレスの救護施設・ライムハウス（The Social Gazette, 1903.1.10）



SHELTERING THE HOMELESS IN LIMEHOUSE BARRACKS. SKETCHED ON THE SPOT.

©Salvation Army International Heritage Centre

生江がこの空間を訪れた際，そこに提示されたのは，秩序化された施設内部とは正反対の，混沌とした現実であった．貧困は美化されることなく，むしろ「これほどまでにひどい」という形で示される．この過剰な可視化は，訪問者に説明を要しない説得力を持つ．救済が必要であることは，もはや論理ではなく，直観によって理解されるのである．

ここで重要なのは，救世軍が貧困を隠蔽すべき対象ではなく，見せるべき現実として扱っていた点である．貧困の悲惨さは，慈善の動機を正当化するための倫理的資源として用いられていた．

馬淵は，救世軍について次のように記している．

> 社会に潜む罪とも戦う軍隊である救世軍は，敵陣を攻めるために礼拝所を離れ，都市の最暗黒部に自ら陣営を張り，福音伝道と慈善事業を繰り広げた．軍服調の制服を着用し軍旗を掲げ，「我らは戦闘に突入する」「ミドルズブラ地区砲兵隊が到着予定」などの軍事的表現に満ちたポスターで宣伝され，路傍や劇場などの一般施設で開催される救世軍の伝導集会は，貧民街の人々の耳目を惹き，野次馬を含め多くの人々の注目を集めることに大成功した．その奇抜で滑稽である「下品」な活動方法のゆえに，救世軍は「上品な教会」に属す人々から嘲笑されたり激しく非難されたりした．しかし，ブースはそのような嘲笑や批判を意に介さなかった．なぜならば，救世軍が救済の対象としている人々は，「上品」なキリスト者たち

が直接救いの手を差し伸べようとしない「下品」な人々であったからである（馬淵 2024：44-45）．

馬淵は，メソジスト派の相互扶助実践は，聖職者や地方有力者などに頼らない慈善活動の一つのモデルとなった，と評価する（馬淵 2024：53）．

(3) 夜間シェルターと即応的施設

救世軍の社会事業のもう一つの特徴は，夜間シェルターや簡易宿泊所，炊き出しといった，即時的対応を可能にする施設群である．これらの施設は，恒久的な教育や感化を目的とするものではなく，まず「今夜を生き延びる」ことを最優先に設計されていた．

生江が目にしたであろうこれらの施設は，簡素で，場合によっては粗末ですらあった．そこには，美しさや秩序による説得は存在しない．代わりに示されるのは，救済の迅速さと実践性である．貧困者は，選別されることなく，即座に受け入れられ，最低限の保護を与えられる．

この即応性は，感化を前提とする施設型慈善とは異なる倫理を体現している．救世軍にとって重要なのは，被救済者が将来どのような人格を形成するか以前に，まず生存を確保することであった．救済は，計画的育成ではなく，緊急介入として提示されていたのである．

図 16　シェルターで寝ている人を起こす夜間職員



©Salvation Army International Heritage Centre

(4) ブースの人格――運動としての慈善

救世軍の社会事業を特徴づけるもう一つの要素は，創設者ブースの存在である．ブースは，慈善事業の管理者というよりも，運動の指導者として強いカリスマ性を発揮していた．彼の語りや行動は，救済の正当性を理論ではなく，人格そのものによって保証する役割を果たしていた．

生江がブースの人柄に強い印象を受けたとすれば，それは，救世軍の社会事業が制度ではなく，運動として組織されていたことを示している．そこでは，秩序だった施設運営よりも，使命感と行動力が重視され，個々の隊員は明確な倫理的目標に動員されていた．

この点で，救世軍の慈善は，感化を通じて静かに人を変えるバーナードの施設とは対照的である．救世軍は，人を育てる以前に，人を動かす慈善であった．

> 予は前後 2 回の外遊に際し，欧米各国に於ける救世軍の事業を視察して其の範囲の広汎にして成績の顕著なるに驚嘆せざるを得なかった．之が為に，幾百千の細民が其生活の困憊の深淵より救はれ，不安なる境遇より助けられたかわからぬ．或は又少年少女にして其の堕落の深淵より救護せられ，誘惑の危機より救済せられたもの，殆んど其数を知らず，或は又失望の結果自殺せんとする者を救済し，生活難に悩める孤児貧児を教養する抔救世軍の社会に貢献せる功績は能く言舌を以て表すことが出来ぬ（『自治』200-201 頁）．
>
> 予は漫遊の際親しく大将に面晤するの機会を得たのであるが，春風の如き温容の中，自ら熱火の如き強烈なる信念を有せらるゝ翁の風丰に接し予は千万無量の感に撲たれざるを得なかったのである．予は，我邦の救済事業家は，翁を先師とし，翁の事業を他山の石として須らく発奮一番せねばならぬと思ふ．而して今後の救済事業は，今少しく自治民政と交渉あらしめなければならぬと痛切に考へる．（『自治』202-203 頁）

表8　ブースの生涯

1829 4．10 ウィリアム・ブース，ノッティンガムに生まれる．
1849 ロンドンに引越しメソジスト派に傾倒する．
1855 キャサリン・マンフォードと結婚
1862 メソジスト教会を辞任
1865 ホワイトチャペルで野外十字軍を開催
1878 救世軍設立
1879 スコットランドとチャネル諸島に救世軍設立
1880 アメリカに派遣団上陸，アイルランド，オーストラリアに拠点を設置
1881 ロンドンのクイーン・ヴィクトリア・ストリート 101 番地に国際本部（IHQ）設立
1882 カナダ，インド，スイス，スウェーデンに設立
1883 ニュージーランド，ナタール・ズールーランド（南アフリカ）に拡大
1887 ジャマイカに救世軍設立
1888 ノルウェーに救世軍設立．ロンドン東部のライムハウスに最初の廉価食料配給所，ホームレス男性の夜間避難所を設立
1891 南ローデシア（現・ジンブバエ）に設立
Cohen, Susan. *The Salvation Army* (Shire Library Book 748) (English Edition) Kindle Edition. を基に筆者作成.

(5) 悲惨の可視化がもたらす倫理的緊張

救世軍の社会事業は，貧困の現実を直視させ，即応的救済を可能にするという点で大きな意義を持っていた．

救世軍の活動は，しばしば軍隊的・戦闘的な比喩によって語られる．その行為様式はきわめて感情に訴えかけるもので，動員的であった．街頭や集会といった公共空間において展開された救世軍の活動は，来訪者や通行人の感情に直接訴えかけるものだった．そこでは，男女を問わず制服を着用した将校が前面に立ち，とりわけ女性の姿が積極的に可視化された．ただし，それは，救世軍の活動に対する暴力的な妨害活動を男性だけでなく女性が受ける危険をも伴っていた．この点は，家庭的空間を基盤とするバーナード・ホームとは対照的である．

バーナード・ホームが秩序や安定を通じて感情を鎮める実践であったとすれば，救世軍の活動は，危機や悔悛を強調することによって感情を喚起し，即時的な行動へと導く実践であったといえる．

以上見てきたように，1903〜04 年のヨーロッパ視察は，生江にとって単なる海外見聞の拡張ではなく，日本の都市行政に社会事業を導入するという具体的課題に応答するための実践的調査であった．その出発点には，留岡と坪野平太郎による問題提起（専門的知識と実地経験を備えた担い手の不在）があり，生江はまさにその適任者として欧州社会事業の現場に送り出されたのである．

とくにスコットランド・グラスゴーでの経験は，生江に強い印象を残した．公設浴場や公営感化院に象徴される都市公営施設の充実，慈善と市政が結びついたフィランソロピーの在り方，そして感化船 Empress に見られる教育・職業訓練・規律の体系は，社会事業を個人の善意ではなく，都市と国家が組織的に担う公共的制度として構想する視角を生江に与えた．また，チャルマーズの隣友運動や感化事業講義録に見られる人格的接近と宗教的影響の重視は，彼の人間観・教育観・専門職観の形成に深く作用したと考えられる．

このヨーロッパ視察を通じて生江は，社会事業を制度・財政・専門性・宗教的倫理の複合体として捉える視座を獲得した．

(6) アメリカとイギリスの差異

アメリカはヨーロッパと異なり，古代から中世にかけて形成された社会的救済の伝統を持たなかった．これは，ヨーロッパに存在した階級社会や王室・皇室との関係の不在，多様な移民による文化の混在という歴史的背景に由来する．トクヴィルが指摘したように，アメリカでは民主主義の精神が最も重視され，個人の自由や自立を尊重する支援が尊ばれた．

しかし，ヨーロッパでは長い宗教的対立の中で，救貧法や公的な救済策が発展してきたのに対し，アメリカではそうした制度的蓄積が十分ではなかった．先進国の中でもアメリカは福祉国家システムが脆弱で，個人の自己責任に委ねられる傾向が強かった．これは，チャリティが制度としての成熟を欠いていたことに起因する．慈善組織運動が始まる以前に，チャリティ文化が希薄だったのである．

一番ヶ瀬は，植民地時代のアメリカではカルヴィニストが主流を占めていたため，カトリック的な慈善や救貧制度が十分に機能しなかったと指摘している（一番ヶ瀬 1963：25）．カトリックが貧者の中にキリストを見出すのに対し，カルヴィニストの予定説に基づく一部のプロテスタントは，成功や勤勉を神の恩寵の証とみなし，貧困を怠惰や浪費の結果と捉えた．

ディヴァイン以後，ソーシャルワーク理論はフロイトの精神分析の影響を受け，社会改良よりも個人の内面に目を向け，技術的な発展と専門性の向上にエネルギーを注ぐようになった．正しい価値判断は，経験によって実証できるとするプラグマティズムの影響もあった．カルヴァン主義を基調とする文化に，プラグマティズムの経験主義とダーウィニズムの適者生存の思想が結びついたことになる．

しかし，慈善と博愛の時代に見られた情熱やエネルギー，総合的な視点や社会的広がりは，ソーシャルワークの専門化と引き換えに失われようとしていた．フロイトの精神分析は無意識の発見という画期的な業績をもたらした．しかし，時代を経るにつれ，かつてフロイトが暴露した抑圧的機能を，貧困の撲滅と慈善の科学化という名の下にソーシャルワーク自ら積極的に担うようになった．世界恐慌の時代に，リンデマン（Eduard C. Lindeman）[143]が，社会への不適応者を正常で標準的な生活へ復帰させようとするソーシャルワークの力は，結果として不適応性を促進する一つの社会状態を固定する機能を担うといみじくも指摘したように，もはや正常とはいえないほど混乱する社会の規範が，不適応者を常に規定・発見することにもつながった[144]．

19 世紀後半から第一次世界大戦にかけて展開したアメリカの社会改革運動は進歩主義の特徴を帯び，慈善組織協会（COS）やセツルメント運動などを通じて，貧困対策や地域福祉が推進された．この時期開拓されたソーシャルワークの専門教育は，個別救済というよりも社会改革への志向を強めた（一番ヶ瀬 1963； 西﨑 2020）．

生江がすでに知っていたアメリカ型セツルメントと比較すると，トインビー・ホールの実践は，より慎重で，制度志向的であった．アメリカでは，セツルメントはしばしば社会改良運動の拠点として，積極的な改革提言や大規模な活動を伴っていたのに対し，トインビー・ホールでは，住民との日常的接触を通じた理解と蓄積が重視された．

第３節　本章の考察

本章では，1900 年から 1904 年にかけて行われた生江の第 1 回欧米視察を対象として，生江の社会事業思想がいかなる国際的文脈と実践的経験のもとで形成されたのかを検討した．前章で確認したように，1900 年以前の生江においては，キリスト教受容，監獄改良事業との接触，出獄人保護事業への関与を通じて，慈善・救済への志向が形成されていた．しかし，その慈善・救済がどのような人間理解，社会認識，制度構想，実践方法によって具体化されるのかは，なお明確ではなかった．第 1 回欧米視察は，この初期的志向が，近代的社会事業思想へと展開する決定的な契機であった．

1.　感化・監獄改良から都市における貧困・社会問題への視野の拡大

第 1 に，第 1 回欧米視察は，生江の関心を感化事業・監獄改良事業から，都市貧困を中心とする社会問題へと拡大させた．生江の渡米目的は，当初，監獄改良事業と不良少年の感化事業の視察研究にあった．実際，彼はサン・クエンティン監獄，シカゴ少年審判所，フレーベル少年自治団，エルマイラ感化獄などを訪問し，刑罰から感化へ，懲罰から教育・更生へという処遇理念の転換を学んだ．

しかし，ニューヨーク到着後，生江の関心は都市スラムの実態へと大きく広がった．彼は，少年非行や犯罪の背景には，貧困，住宅，飲酒，移民，労働，家庭環境といった生活条件の問題が存在すると考えるようになった．ニューヨークのスラム街で出会った少年たちの姿は，彼に，貧困と犯罪の中で生きる子どもたちを救済することを自らの使命として意識させた．ここに，生江が社会事業を，単なる感化や矯正の問題ではなく，都市社会における生活問題全体への応答として捉える契機があった．

これは，生江における「社会」の発見，すなわち貧困や非行を個人の問題としてではなく，生活環境と社会構造の中で生じる問題として捉える視点の形成であった．

2.　キリスト教信仰と人間理解，感化事業

第 2 に，生江の人間理解は，罪や逸脱を個人の道徳的欠陥として捉える見方から，環境や具体的な生活条件との関係において把握する方向へと展開した．シカゴ少年審判所は，少年を成人犯罪者と同様に処罰するのではなく，非行の背後にある家庭，貧困，環境の問題を調査し，教育と保護によって更生を図る制度であった．エルマイラ感化獄やフレーベル少年自治団もまた，教育，職業訓練，規律，自治，労働を通じて，個人の人格形成と社会復帰を支えようとする実践であった．

これらの経験を通じて，生江は，犯罪や非行を単なる個人の堕落としてではなく，社会的環境と生活条件のなかで形成される問題として捉える視点を得た．これは，第 1 章で確認した人格的回復への関心を，より社会的・制度的な認識へと展開させるものであった．すなわち，生江にお

いて，人間を人格的存在として尊重する倫理は，欧米視察を通じて，その人格を取り巻く環境，制度，生活条件を改善する社会事業の視点と結びついていったのである．

国家と市の関与が始まったといっても，感化事業におけるキリスト教の影響力は大きかった．感化船で午前 8 時 40 分から始まる最初の授業は，宗教教育であった．「宗教上の感化最も必要なり」という彼の意訳にも，キリスト教信仰との関係から感化事業の意義を把握する思想を読み取ることができる．

非行少年の処遇において，「真実なる同情を必要」とし「人間の価値を総和し長短を増減」する「人格は組織よりも尊し」という記載に，一貫して人格の尊重という視点がイギリスで重要視されていたことが窺える．

人格の概念を欠いて人権の思想は成立しない．生江は，児童の権利に関するジュネーブ宣言と同様に，適切な保護を受ける権利を有する存在として，また生存権，教育を受ける権利，生活権を有する主体として子どもの存在をとらえていた．こうした子ども観を支えたものに，子どもに対する共感，人格と個性を尊重するキリスト者の神学があったことが講義録と彼の記載から明らかである．

しかしながら感化船と海軍の関係は看過できない．総監督デヴィレルは，「海軍や陸軍は，少年たちにとって最適な進路であると私は確信しています．長年にわたる海軍および訓練船での経験から，こうした少年たちを国家が直接的に活用できないのは非常に残念です．例えば，彼らが 15 歳の時点で身長が 1 インチ足りないという理由や，幼少期の小さな過ちが原因で機会を失うことは，理不尽であると感じます」と述べている．1903 年のイギリスにおいては，海軍・陸軍に従事する青年は女性から称賛の的であったし，軍人として生涯を終えることは栄誉ある職業として評価されていた．ホームレス状態にある少年や非行少年を戦場に送り出す役割を感化船が担ったことについて，生江は批判しなかった．欧米視察時に，イギリス帝国主義と植民地戦争への批判的な視点が無かったことは，その後の思想形成に影響を与えたものとみられる．

他方で，デヴィレル船長は「船内では，いかなる少年も本人の意思に反して海へ送られることはありません．また，海へ出る少年は全員泳げることを付け加えます」と述べている．この記載から，子どもの主体性が一定尊重されていたことが窺える．

1902 年から 1905 年にかけて王立海軍に送られた少年は 35 名（6.7%），軍に入隊したケースは 29 名（5.6%）に過ぎない．子どもたちが感化船を退所した後の進路には，商船隊あるいは王立海軍予備隊への派遣，大工・修理工・技師・配管工・運転手・馬車職人・炭鉱夫といった多様な職種が含まれていた．海運業と海軍への労働力を確保するという当初の目的は，容易には達成されなかった．

3.　人格的接触と専門的教育の結合

第 3 に，生江は，社会事業を人格的接触にもとづく実践であると同時に，調査，記録，組織，制度理解を必要とする専門的実践として理解するようになった．生江は，学校における教師だけでなく，社会事業家の家庭を訪問し，その事業と人格に接することを重視していた．この点に，生江の社会事業理解の特徴がある．彼にとって社会事業は，単なる制度や技術ではなく，人格に触れ，人格を通して学ぶ実践であった．

一方で，ニューヨーク慈善組織協会の夏期講習会は，生江に，社会事業を科学的・専門的に理解する契機を与えた．同講習会では，慈善の歴史，社会改革，公的救済，移民問題，都市衛生，家庭内における困窮家族のケア，児童保護，矯正方法，事例記録，調査と治療などが扱われてい

た．ここで生江は，慈善・救済が単なる善意や同情によって行われるものではなく，調査，分類，記録，制度，教育を通じて組織化されるべき実践であることを学んだ．

したがって，生江の社会事業理解は，人格的倫理と専門的技術の2つを併せ持つものであった．キリスト教的な愛や奉仕の精神は，欧米視察を通じて，科学的調査，制度的理解，専門教育と結びつき，社会事業思想として具体化されていった．

4.　近代的な慈善・救済の原理と具体的な運営を理解する視点

第4に，第1回欧米視察は，生江に，慈善・感化・教育が相互に関連しながら再編されつつある過程を理解する視点を与えた．アメリカにおいて，彼は慈善組織協会，セツルメント，少年審判所，感化獄，専門教育機関を視察し，私的慈善，社会調査，専門教育，司法制度，都市改良が相互に関係しながら専門的な社会事業を形成していく初期の過程を観察した．また，スコットランドにおける感化船 Empress の視察は，民間慈善，市政，法制度，教育，職業訓練が結びついて成立した感化事業の具体例を示すものであった．

西洋におけるチャリティやフィランソロピーの例として想起されるのは，宗教や民間団体による，国家行政から経営的に自立した事業である．

しかし，グラスゴーでは，チャリティやフィランソロピーとして運営された多彩な事業が市の責任によって運営されていた．感化船の財政を見ても，財務省からの支給金が全体の約6割を占め，グラスゴー少年非行委員会からの支給が全体の約1割，小蒸気船の購入と装備費用を賄った寄付が約1割であった．また，事務局はグラスゴー市に設置された．この運営形態は，国家と地方自治体，民間の慈善救済事業が一体となった日露戦争後の感化救済事業の展開と類似するものである．感化船事業は，国家と市が民間の慈善・博愛に関与する形で成り立った事業であった．

しかし，国家と市の関与があったことをもって，グラスゴー市の感化船事業を，ロンドンよりも劣った，見るべきものがない事業として軽視することは適切な評価ではない．むしろ，国家が財政の責任を持ちながら，運営は市と民間の判断に委ねるという自由な形態を採用したことが，グラスゴー独自のシステムとして評価されるべき点である．

ロンドンに次ぐ産業都市グラスゴー近郊にあるグリーノックは，港湾を有し，国際的な貿易，人と物の往来する都市として栄えた．感化船 *Empress* は，海運業の創設者が関与したフィランソロピーとしての前史を踏まえて，地域社会の特質とダンロップ法を活かして設立された自発的な事業であった．

後援者と会長，各種委員会において役割の重複がないよう，細やかな配慮がなされ，感化船の事業方針は定例の協議で話し合われた上で決定され，国家，海軍と退役軍人の持つ影響力も限定的であった．後援者と会長，一般委員会と執行委員会の意向を無視することはできず，組織運営のあり方はきわめて近代的であった．

スラム街でホームレス状態にある少年を放置するのではなく，国家と市，民間の協力によって食事と規律ある生活を船上で保障し，職業教育を実施しようとした点に革新的な意味があったといえよう．生江はこの点を見抜いていた．彼は，視察の際，非行少年の処遇というよりも感化船の経営に着目した．財政的な感覚や，人と物資の組織という点から，グラスゴーの与えた影響は少なくないと推察される．

生江は，欧米における慈善・救済事業を，貧困，犯罪，非行，児童保護，住宅，飲酒，移民，都市衛生といった社会問題への応答と救済の形態として極めて実践的に理解しようとした．さらに，それらを日本における慈善救済，感化事業，教育，制度形成へ接続しうるものとして把握し

た．したがって，第 1 回欧米視察は，制度や知識の輸入ではなく，生江が欧米の慈善・救済・感化事業を選択的に理解し，日本社会の文脈に即して再構成していくための思想形成過程であった．

以上の検討から明らかになるのは，第 1 回欧米視察を通じて，生江の社会事業思想が，キリスト教的慈善の倫理にとどまらず，都市貧困への社会的認識，環境と生活条件を重視する人間理解，科学的調査と専門教育，さらに慈善と救済を結びつける視点を獲得したということである．すなわち，第 2 章で確認される生江の社会事業理解は，慈善・感化・教育・制度を相互に関連づけ，それらを社会事業として再編していくための基礎をなすものであった．この視点は，次章で検討する神戸戦役紀念保育会において，欧米視察で得た社会事業理解が日本の具体的実践へと接続される過程として展開していく．

第３章　日露戦争後の神戸戦役紀念保育会

本章は，本研究が区分する第４期，すなわち日露戦争後の感化救済事業の展開とヨーロッパ視察へ向かう時期に位置づけられる，1904 年から 1908 年前後の神戸における生江の実践を対象とする．

本章の目的は，日露戦争前後の社会変動を背景として，神戸における慈善・感化救済事業の展開過程を，神戸市婦人奉公会およびその後継組織である戦役紀念保育会の成立と運営実態を中心に検討し，その経験が生江の社会事業思想の形成にいかなる意味をもったのかを明らかにすることである．

開港以降，国際港湾都市として急速に発展した神戸は，貿易・工業・港湾労働の拡大によって経済的繁栄を遂げる一方，人口流入，失業，貧困，細民集住，部落問題などの都市的社会問題を早期に顕在化させた地域であった．とりわけ日露戦争期から戦後にかけては，戦時動員と戦後不況が重なり，出征軍人家族，女性労働者，乳幼児を含む子どもたちの生活条件は大きく揺らいだ．

こうした状況のもとで設立された神戸市婦人奉公会は，出征軍人家族の救護を出発点としながら，乳幼児の保育，衛生，教育，母親の就労支援を含む実践を展開した．さらに，戦後に成立した戦役紀念保育会は，戦時救護の一時的事業にとどまらず，地域に根ざした恒常的な児童保護事業へと展開していった．同会の運営は，女性たちの自助的活動と地域社会の支持に支えられた民間慈善として成立した一方で，補助金や制度的承認を通じて行政との接点を有していた．したがって，戦役紀念保育会は，私的慈善と公的制度，宗教的・人道主義的実践と近代的社会事業とが交錯する場であった．

本章が戦役紀念保育会を分析対象とするのは，同会が，生江にとって欧米で学んだ感化・救済事業の知識を，日本の都市社会の現実に即して実践へと接続する場であったからである．生江は，当初構想していた感化船事業の実施を日露戦争によって断念せざるを得なかったが，その後，神戸の保育実践に関与するなかで，貧困を単に個人の徳性や生活態度の問題としてではなく，家族，労働，地域社会，制度のあり方と結びついた問題として捉える視点を深めていったと考えられる．

以下では，まず日露戦争前後の社会状況と内務省による感化救済政策の展開を概観する．次に，国際港湾都市としての神戸の社会的特質を確認したうえで，神戸市婦人奉公会および戦役紀念保育会の成立と運営実態を検討する．さらに，保育所が設置された宇治川地域における細民・部落の生活実態と，それをめぐる当時のまなざしに注目する．これらの分析を通じて，本章は，神戸での戦時保育所の運営経験が，生江にとって宗教的慈善や緊急的救護の枠組みを超え，後の社会事業思想を形成する実践的基盤となったことを明らかにする．

第1節　日露戦争の勃発

1.　日露戦争と社会

1904 年 2 月 4 日，日本では御前会議でロシアとの開戦を決定，6 日ロシアに対し国交断絶を通告した．8 日，日本艦隊は朝鮮半島西部の仁川港のロシア艦隊を攻撃するとともに旅順港奇襲攻撃を行った．同月 10 日，日本とロシアは相互に宣戦布告を行った．日露戦争の勃発である．

日露戦争に勝利して欧米列強と肩を並べた日本は，対外的には韓国併合条約を結び朝鮮総督府を設置するとともに，関東州を設置し南満州鉄道株式会社を設立するなど，植民地支配を強めた．この時期，藩閥政治から政党政治への移行の節目を迎え，第 2 次桂太郎内閣は立憲政友会との対立を深めていた．天皇・元老主導の藩閥政治に対する不満が高まったのである．

日露戦争終結後に締結されたポーツマス条約の内容に不満を抱いた民衆は，日比谷焼き討ち事件をはじめとする暴動を全国で引き起こした．民衆の不満の背景には，農村の窮乏化と都市部における労働問題の深刻化があった．松方財政以後，農村では寄生地主制への移行が進み，自作農の多くが小作農に転落していった．

こうした状況の中，足尾鉱毒事件を契機とする田中正造らの民衆運動が展開されたが，治安警察法による弾圧を受けた．また，高野房太郎や片山潜らが労働組合期成会を結成し，さらに社会民主党や平民社，日本社会党の設立へとつながる動きが見られたが，政府はこれを危険視し，運動の指導者であった幸徳秋水らを処刑した（大逆事件）．

農村の変貌，とくに戦時経済による地方財政の膨張は，地方政治に動揺をもたらした．危機感を強めた政府は戊辰詔書を発布し，第二次桂内閣の下で，内務省は翌年 9 月「感化事業及一般救済事業の改善発達」を説き，従来消極的だった社会事業行政について積極的に進めていく方針へと動きを転換した．これ以後，感化救済事業と呼ばれる一連の政策は，天皇制国家の再編成と，政治経済の軍事化へと国民を統合する意図を持って進められた．同年発刊された井上友一の『救済制度要義』は，日露戦後の感化救済論の方向性について体系的に明らかにしたもので，大正初期まで継続する地方改良運動の推進者が井上であったことを示している．こうして，日露戦後徐々に社会問題となりつつあった都市問題と農村の疲弊，民衆騒擾，労働運動の台頭，次第に拡大する貧富の格差に対して，内務省は地方農村の再建を目標とする地方改良事業と，都市の窮民を主たる対象とする感化救済事業の拡大に力を注いだ．

2.　内務省と慈善・感化救済事業

(1)　内務省地方局の設置

内務省は，明治 6 年政変を背景に大久保利通が 1873 年 11 月 10 日に設置した巨大官庁である．官僚の能力を活用した近代化を目指し，当初，戸籍，土木，駅逓，地理，勧農，警察，測量など多大な業務を所管するとともに，道府県庁を直接の監督下に置き，広大な権限を有した．地方財政監督権は内務省にあり，各省庁は内務省の同意と協力を得ずに実務を行うことができず，内政の中心であった．

内務省地方局は 1898 年に県治局を改称して設置され，府県・町村の行政と自治制度の指導監督・制度改革を担当した．農村の変貌，とくに戦時経済による地方財政の膨張は，地方政治全体を不安定化させた．そのため，内務省は地方農村の再建を目標とする地方改良事業，都市の窮民

を主たる対象とする感化救済事業に力を入れた．後に社会事業，社会局新設へと連なる動きである．

第二次桂内閣は組閣の際，12 項の政綱を発表したが，内務について，貧富の格差，社会間の乖離反動，社会主義の燎原の勢いを為さないよう教育・産業・職業を拡充し，疾病老幼を救済するなど社会政策を講じてあらかじめ禍の源を防止すると同時に，社会主義運動の蔓延を防ぐことを明記した[145]．内務省は，警保局により社会主義運動を弾圧し，地方局により教育・産業・職業に関する救済と社会政策を講じたのである．

内務省の地方改良運動は，明治 30 年代に日露戦争前後から大正初期に至るまで地方局を中心に推進された．この運動を内実ともに主導したのは井上友一であった．報徳会は半官半民の組織で，1912 年に中央報徳会と改称し，資本主義の地方浸透による階級対立の激化を「経済と道徳の調和」で是正しようとする社会政策を唱導した[146]．報徳思想は，内務省の地方自治の基本思想となった．

内務省の進めた社会政策に対する評価は，天皇制や帝国主義との関係，家父長制との関係など現代からみれば問題点も多く，その評価は論者の立場によって異なるが，国家による国民生活への介入が開始されたのは，日露戦争後の第二次桂太郎内閣以後である．1908 年には感化法が改正され，感化救済事業という用語が一般に使用される様になった（吉田 1994：117）．

このように，日露戦争後の内務省は，感化救済事業を通じて社会事業を制度的に再編しようとしていた．しかし，こうした国家主導の社会事業は，必ずしも地域社会の具体的生活実態に即したものではなく，民間の社会事業家にとっては緊張関係を孕むものであった．すでに中根が論じたように（中根 2017），生江の神戸における実践は，国家主導の感化救済政策と，地域に根ざした民間実践とのあいだに存在する緊張関係を経験する場であったと位置づけられる．

(2)　明治初期の慈善・救済事業

明治初期の慈善・救済事業は，金沢の小野慈善院や秋田の感恩講に見るように，宗教団体とは距離をとり，前近代的な相互扶助と社会関係を残し，地域社会との関係を基盤に運営された施設もあった．しかし，明治期の民間施設の多くは，宗教団体によって設立され，儒教道徳や仏教的慈悲，キリスト教思想などを背景に，個人の献身的な実践を各地で展開した．児童保護分野を中心に，キリスト教系の施設が主導的な役割を果たし，仏教系の施設がこれに次いだ．

産業革命期には，石井十次の岡山孤児院（1887），小橋勝之助の博愛社（1890），日本救世軍日本本営（1895），留岡幸助の家庭学校（1899），石井亮一の滝乃川学園（1906），野口幽香の二葉幼稚園（1900）など代表的な施設・事業がキリスト者によって設立された．片山潜のキングスレー館（1897）などセツルメント運動が始まったのもこの頃である．

明治後半期になると，児童保護事業のほか，施療施設，養老施設，窮民救助施設，労働者の生活支援を意図する経済保護事業（授産施設，職業紹介施設，宿泊救護施設），婦人保護事業，軍事救護施設などが本格的に設立された．しかし，官公立の施設は全体の一割に過ぎず，公立感化院，盲・聾唖学校，公立施療院が多くを占めた．また，その半数は児童保護関係で，職員数は 5 人未満という小規模経営であった．創立者の私費と不安定な寄付に依存した経営状況は健全とはいえなかった（池田・池本 2002）．

明治 30 年代後半になると，慈善事業団体を組織化する動きが始まった．東京では 1900 年に内務官僚有志が貧民研究会（後の庚子会）を結成し，欧米の COS に倣った組織の結成案が生まれた．大阪では 1901 年に慈善団体懇話会（1902 年大阪慈善同盟会と改称）が組織され，1903 年大

阪で開かれた内国勧業博覧会の際に，全国慈善団体同盟大会を開催した．慈善事業の情報交換，交流，調査研究を目的として，1908 年全国感化救済事業講習会の最終日に中央慈善協会（現・全国社会福祉協議会）が結成される．

中央慈善協会は，会誌『慈善』（現・『月刊福祉』）を発刊するとともに全国大会を開催し，専門従事者の養成や社会事業の調査研究機関として重要な役割を果たした．民間の慈善事業団体の全国組織でありつつ，国家主導による組織化が行われた点は，キリスト教会による伝統的救済とチャリティ・フィランソロピーの歴史・文化が根を下ろした欧米と異なる日本の特徴であった．

(3)　国際港湾都市としての神戸

神戸は，徳川幕府が 11 カ国と修好通商条約を結んだ結果，1868 年 1 月 1 日に兵庫港（現・神戸港）を開港し，イギリス・アメリカ・オランダ・フランス・ドイツなどが居留地を獲得するなかで，有数の国際貿易港として発展した．

明治期，神戸では，製茶業・マッチ製造業・紡績業の輸出品製造が盛んで，輸入品を用いたゴム工業，造船業，鉄鋼業はその中心地となった．貿易取引の増大は，商社や金融の進出を促し，洋食・洋装，西洋風の住宅地など海外の文化が人々の暮らしに浸透した．同時に，欧米型の市民社会の精神は，居留地の外国人との交流の中で根を下ろし，文化的影響を与えた．

市制が施行された 1889 年には，新橋〜神戸間の鉄道が開通し，人口も約 14 万 5000 人と開港時の 10 倍に増えた．急速な人口増加とともに，港湾荷役や造船所，製鋼所，運河開削工事などで働く労働者が大量に流入し，各地から集まった出稼ぎ労働者の生活は好不況の波に翻弄され，市内は失業者であふれた．

こうした状況に，慈善・救済事業も行われた．神戸報国義会は 1892 年，貧民救済事業を先駆的に開始した．これは，山岡鉄舟の設立した東京明道協会に影響を受けた目加田栄が，1884（明 17）年設立した兵神明道協会を前身とするものである．神戸の実業家・小曽根喜一郎や皇族の資金援助もあり[147]，1892 年に神戸・楠町に親の保護に恵まれない子どもたちを収容・養育する育児院と，貧困で資力のない幼老病者を診察・施薬する施療院を設けた．さらに行路病者，遺棄児・遺児，母子，刑余者，水害被害者，東北地方の大凶作被災児らを，神戸市の要請で引き受けた．しかし，神戸には欧米の慈善局のような組織はまだ設置されていなかった．

このように，神戸は，港湾都市としての経済的活力と，多層的な社会階層を併せ持つ都市であった．こうした都市構造は，戦時・戦後を通じて多様な慈善・社会事業が成立する土壌を提供すると同時に，その担い手に特有の課題を突きつけていた．生江は，内務省主導の感化救済政策が展開される時代に，婦人たちを中心とする地域住民とともに，慈善・救済はいかにあるべきかという問題を突きつけられたのである．

本節では，日露戦争前後の社会変動と，それに対応する内務省の感化救済政策の展開を概観した．日露戦争後，日本社会は農村の疲弊，都市問題の顕在化，民衆騒擾や労働運動の高まりに直面し，内務省は地方改良事業と感化救済事業を通じて社会秩序の再編を図った．しかし，こうした国家と内務省の主導する感化救済は，地域社会の具体的生活実態に即応したものではなく，民間における慈善・救済事業とのあいだに一定の緊張関係を内包していた．国際港湾都市・神戸は，こうした政策動向が集中的に交錯する場であり，生江にとっては，社会事業の可能性と限界を同時に経験する場であった．

次節では，この国家的動向のもとで設立された神戸戦役紀念保育会の成立と運営実態を検討し，生江がいかなる形で社会事業実践に関与したのかを具体的に明らかにする．

第2節　戦時保育所と生江孝之

1.　感化船事業計画の頓挫

生江の帰国と同時に日露戦争が勃発し，人々の不安が高まる中，生江が神戸で計画していた事業の開始は不可能となり，長年の研究も一時中止を余儀なくされた．生江の計画とは，留岡の紹介を受け，神戸市長の同意のもとで感化船を運営することだった．彼は監獄改良や不良少年の研究を目的に，アメリカやヨーロッパで感化・救済事業について調査してきたが，戦争という国全体の危機を前に計画の実施を諦めざるを得なかった．

生江は，次のように述べている．

> 私の第一回の外遊は，監獄改良と不良少年感化事業の研究を目的としたもので，数年間にわたり，主としてニューヨーク及びボストンにとどまり，その後欧州に渡っても該研究調査の傍ら英国及びグラスゴー等に於いて感化船の実際の調査をも遂げて来たのであったが，今や此の国を挙げての時局に再会しては如何んとも為し得なかった．どうしても当面の問題は，出征軍人遺家族の救護にあった（『生涯』60-61 頁）．

こうして，感化事業を志した彼のエネルギーは，日露戦争後の戦役紀念保育会の事業に注がれることとなった．彼は幼児教育や保育の専門家としてというよりも，アメリカ留学の時から非行少年の処遇のあり方と，スラム街に生きる人々の生活問題を解決する方法を模索していたが，予期せぬ形で神戸に外事係長として赴任することになったのである．

生江は，戦役紀念保育会を回顧して次のように述べている．

> 私はその全生涯を通じて最も思ひ出多き憧憬の地は神戸である．神戸は私の社会事業實踐の地濫觴の地であり，更に今日までその微力を斯業に捧げ得たる發祥の地であり，最も多く親しき友垣を有するの場所であり，更に新生活に入つた結婚の地でもある．（中略）そして此等に關する限り何れも保育所と深き因縁を有する．
>
> 私が先輩留岡幸助氏と常陸丸に乗船し，遠く地中海，印度洋を航して神戸に帰着したのは明治 37 年 2 月 2 日であった．そして豫て留岡氏の厚意に依り市長坪野平太郎氏の下に市営社会事業の創設と，その経営に当る約があったのである．（生江孝之「30 年前の回顧」戦役紀念保育会編・発行『回顧三十年』1935 年，184-187 頁）

この回顧で，生江は「市営社会事業の創設と，その経営に当る」ことが坪野市長との間で交わされていたと述べている．神戸は，生江にとって，社会事業家としてのアイデンティティを確立した地点として，特別な意味をもっているのである．1905 年，生江は淡路島の羽田武三の令嬢しげ（生年不明-1944）と結婚し，その年に長男元武が誕生した．次男健次は 1906 年に生まれた．

日露戦争下慈善と感化・救済事業の再編成に伴って神戸で設立された戦時保育所は，生江が欧米留学で先進国の保育について豊富な学識と経験を活かして指導したものであった（神木 1980）．しかし，生江の役割は，欧米の保育理念を直接移植することではなく，神戸という都市の社会構造と婦人たちの自発的実践を前提に，それらを調整・制度化可能な形へと翻訳する点にあったと考えられる．

2.　神戸市婦人奉公会

(1)　　日清・日露戦争と軍人遺家族援護事業

神戸では，日清戦争の際，有志によって神戸市奨武会，神戸婦人報効会が設立されていた．神戸市奨武会は，出征軍人とその家族，戦死者及び病死者の遺族等で，生活に困窮している者に職業を与え，現金を扶助することを目的とした団体である（神戸市 1924：549）．軍人後援のために組織され，設立時の会員は約2500人を擁し，市内の有力者を特別会員とした（神戸市 1924：732)．神戸婦人報効会は軍人への慰問活動に従事した団体であるが，その後神戸婦人会と改称し，平時における慈善事業を行なっていた．

日本とロシアの対立が表面化した1903年後半，清国，韓国，欧米諸国との貿易に打撃を被っていた神戸経済は，日露戦争の勃発によってかえって利益を上げ，市民も開戦と勝利を期待した．

神戸市史によれば，2月8日，会長を坪野平太郎とする神戸市在郷軍人会と神戸市奨武会委員につき「充分なる活動をなさん」と合同案が提議された．13日には，赤十字社神戸委員部と神戸市奨武会委員の協議会が開かれ，「出征軍人家族救護及び犒兵の事につき赤十字社及び奨武会以外に別動隊的の一会を設くること」を決め，組織化は坪野市長に一任された[148)]．

夫を招集され，働き手を失った婦人の中には，生活に困窮する者が多かった．婦人たちの中には，老齢や病気のために働けない者もあったが，乳幼児を抱えているために働くことのできない母親が多いことが判明した．

こうして設立されたのが，神戸市役所に事務所を設置する神戸市奉公会である．神戸市奉公会は，軍人と軍人遺家族の総合的な救護にあたる男性中心の組織であり，これに対応して，女性たちによる救護活動を担う組織として神戸市婦人奉公会が設けられた．3月15日には神戸市婦人奉公会の発起人会がもたれ，会長に牛馬卓造（山陽鉄道）の妻であった牛馬道子が就任した．生江は，幹事・嘱託を兼務した．

(2)　　出征軍人児童保管所と下士兵卒家族救助令

①　出征軍人児童保管所の開設

神戸市婦人奉公会は，生江の指導下で1904年6月，葺合八幡神社，仏通寺別院に出征軍人児童保管所を設置した．日清・日露戦争に対する市民の熱狂を背景に，軍人とその家族に対する援護として開設された児童保管所は，1904年4月に公布された下士兵卒家族救助令（勅令94号）に伴う内務省地方局庁通牒参考事例の一つとして取り上げられ，全国にその存在を知られるようになった．

葺合八幡神社の保母であった川村シン子は，婦人たちの援助について次のように回顧している．

> 毎日御婦人方が代わる代わるお出でになるので，何でも訴えました．ところが早速に三升炊のお釜をお届け下さる奥様があり，又三升入れの立派な御飯櫃を持つて来て下さる方も，子供に御飯を食べさせるにはお箸よりサジが重要だろうと茶サジ一打も届けてくださる方もあり，お茶碗もお皿もお茶碗籠もという具合に瞬く間に食事の諸道具が揃い，其他にも色々のお道具を澤山頂いて重宝しました．そして台所の必要や水の必要なことも充分御承知下さいまして，早速ある婦人の方と大工の棟梁（中略）との寄付で建物の東北隅に3坪余の板囲をしてトタンの屋根をかけ，下は煉瓦張りにした立派な台所が出来上がって，それに水道を引いて頂き風呂桶も一隅にすえ，流しもつけて全く不自由を感じないようになりました

（川村シン子「なつかしい思ひ出」戦役紀念保育会編・発行『回顧三十年』，1935 年，188-191 頁）．

川村の記載から，十分に整備されていない設備に嘆く川村を，婦人たちが惜しみなく物心ともに支えている様子が窺える．創設当初は少なかった児童数も徐々に増加し，児童保管所は物品の保管を連想させるためにまもなく保育所と改められた．その後，薬仙寺，福昌寺（通称，八王子）に増設，1905 年 3 月には宇治野町徳照寺にも保育所を増設した[149]．

② 保育所の特色

保育所には，全 13 条で構成される「出征軍人家遺族児童保育所概則」（以下，概則）が存在した．概則は，第 1 条で「出征軍人家遺族に生業を営ましめんがため昼間其幼児を収容保育するを以て目的とす」とした．

保育所の対象となる児童は「当歳より 7 歳までとす，但し事情に依り学齢児童を収容する」（第 4 条）とされた．児童には昼と夕方の食事と，午前・午後 2 回の間食を与えた．乳児には牛乳またはコンデンスミルクを与えた（第 9 条）．

また，第 3 条では「各保育所には主任 1 名，保母若干名及炊事婦数名を置く」とし，第 7 条で「保母 1 人に対する担当児童の割合は約 15 名とす」とした（戦役紀念保育会編 1935：16）．この保育要件は，比較的配慮の行き届いたものであった．

さらに第 10 条で「児童は毎朝入浴せしめたる後保育所備付の衣服と着換えしめ退所の際は自服と着換えしむ」，第 11 条で「児童は毎週一回眼科，耳鼻咽頭科，内科等の専門医に嘱託して健康診断を受けしむ」（戦役紀念保育会編 1935：16）といった衛生的な配慮もなされていた．

婦人たちを中心として，午前 6 時から午後 5 時まで児童を保育し，夜間保育も実施するなど，母親の要望を取り入れながら進められた保育所の実践は全国的にも注目され，多くの視察者が相次いだ．1906 年 5 月 27 日に神戸市婦人奉公会が解散するまでのわずか 2 年間における乳幼児保育数は 4,500 人に達したとされる[150]．

以上のように，戦時保育所は乳児保育から幼児の昼間保育，学齢児童の保育まで，先駆的な保育所の実践形態であった．

3. 戦役紀念保育会の設立と運営

(1) 神戸市婦人奉公会の解散

日露戦争の終結は，神戸市婦人奉公会の解散を意味し，婦人たちにとって保育所閉鎖の危機でもあった．当時，保育所の存置か廃止かをめぐって激論が交わされた．戦役紀念保育会は，牛馬邸における牛馬卓造と鶴崎規矩子，市田ヒサ子の議論が次のように回顧されている．

> 牛馬卓造氏は強硬なる廃止論者であった．
> 「保育事業は婦人奉公会の最も顕著なる事業で，最も良好なる功績を挙げた．総て物事は成功を遂げた時に潔く廃することが有終の美を完うする所以である．これを存続して果してこの成果を維持し得らるるや否や疑問である．事業そのものは社会必須の事業であるが婦人奉公会としては，解散と同時に廃止するが至當である」
> これが廃止論の論旨であった．

「戦争は治っても尚救済を要する遺族の子弟が澤山にある．のみならず戦後必然的な不景気のためにこの種の救済機関は益益必要を増して来る．折角の事業を廃絶せしめるのは遺憾だ，適当なる後継団体に経営せしめるべきものである」

と云ふのが存続論であった．愈々その運命を決すべき最後の役員会に於て，遂に廃止論が勝ち好箇の保育事業は当に神戸市から其姿を没せんとした．同席した時の神戸市長故坪野平太郎氏は，存置論者であったので悲痛なる色に顔を曇らせて，鶴崎規矩子夫人を招いて意のある所を懇々と伝え，更に其帰途を私邸に招いて存置方に就ての努力を依頼したのであった．

「保育事業は是非存置せしめたい．今市に於て一切を引受けることは困難なる事情にあるが，市は十分面倒を見るつもりである．少くともここ三年間婦人方の手で継続して頂けるなら市で引受ける用意もある．斯くすれば婦人奉公会の成功の名を傷けることもなく，事業を継続することが出来る．私の意のある所を伝えて牛馬卓造氏を説得して頂きたい」

鶴崎夫人に対する坪野市長の依頼はこれであった．説明役として生江孝之氏，介添役として市田ヒサ子夫人が同行することを約し，その翌朝・主人の出勤前に面会するため早朝牛馬氏邸を訪問した．鶴崎，市田両夫人は約束の時刻に来邸したが，待てども待てども生江氏の姿が見えない．その内に時刻は容赦なく迫って来るので，牛馬夫人にも助力を求めて三夫人が牛馬氏と面接することとなった．鶴崎夫人は正使節の役柄として，坪野市長の存意を力説したが，既に廃止の意を決していた牛馬氏はいつかな翻意の色も見せず，

「戦時中であったから皆が緊張して世話も出来たが，これから先婦人達がいつまでも世話をする事は不可能である．若し途中で経営することが出来なくなり醜態を演ずれば，婦人の名折であるばかりでなく婦人奉公会の成功をも無にすることになる」

と主張して一歩も譲る所がなかった．同席した市田夫人が突然座を外して縁側に立出で，溢れ来る涙を押えることが出来なかったというエピソードを残しているほど，鶴崎夫人の応酬には涙ぐましい努力があった．鶴崎夫人自らも睫毛を濡らす雫は見せなかったが，胸はもう一ぱいで，黙りこくって俛首れた牛馬夫人に投げた一瞥は軽い怨嗟と，哀訴とそして「万事休す」を意味した悲観とを織り交ぜた涙にまさる表情であった．

(中略)

「それほどの御決心ならおやりなさい，私は保育事業そのものに反対するのでなく只将来を危んだからである．事業は社会のために適切なる施設であるから，お話を承って皆様が継続し得らるることを承知しましたからおやりなさい」（「牛場邸の劇的シーン：忘るゝことの出来ない保育事業譲渡のいきさつ」戦役紀念保育会編・発行『回顧三十年』，1935 年，20-22 頁）

この後，鶴崎夫人，市田夫人，牛馬夫人は涙を流して喜び，遅れて到着した生江に怨言を並べた，と記載されている．こうして，新たに 1906 年 5 月に解散後，財団法人戦役紀念保育会を誕生させることで合意が交わされ，理事長に坪野平太郎（神戸市長），理事に生江，監事として牛馬道子，小曽根茂子，水上みわる，評議員は鶴崎ほか 20 余名の婦人たちが名を連ねた[151]．

(2)　寄付金にみる戦役紀念保育会の運営

戦役紀念保育会は，日露戦争に出征した軍人遺家族の慰安・授産・救護のため，遺族の生活扶助の一環として保育所を開設した神戸市婦人奉公会の事業を引き継いで再出発した．

会の構成メンバーは，神戸の実業界・政界・医師会・法曹界に実権を持つ富裕層の婦人であった（神木 1980）[152]．設立当初から 2 年間，特に公的資金の援助がなくとも経営的に行き詰まることなく黒字経営であった理由の一つは，こうした婦人たちの夫が経済界・政界・医師会の重鎮を占めており，運営資金を負担することが比較的容易であったことが挙げられる．ここでは，財政状況について，1906 年の収入状況から，寄付金の占める割合を算出するとともに，資金を援助した人物を性別にみてみよう．

第 1 回報告書を基に分析してみると，もっとも多いのは臨時寄付金で全体の約 62%（3742 円 39 銭）を占めていた．次いで特別予約寄付金が約 17%（1000 円），神戸市婦人奉公会寄贈金が 12.3%（747 円 4 銭 6 厘）で，この 3 つの項目を合算して全体の 9 割を超えている．

月次賛助会員を見ると，名誉賛助員月次寄付者・34 名（内，男性 1 名，女性 33 名），特別賛助員月次寄付者・54 名（内男性 2 名，女性 52 名），通常賛助員月次寄付者・58 名（内，男性 26 名，女性 32 名）であった．

次に，一時寄付を見ると，名誉賛助員一時寄付者・21 名（内，男性 13 名，女性 8 名，小曽根喜一郎，武藤山治，牛馬道子の氏名がある．），特別賛助員一時寄付者・13 名（内，男性 4 名，女性 9 名），通常賛助員一時寄付者・15 名（内，男性 6 名，女性 9 名，坪野平太郎の氏名がある．）最後に，臨時寄付者・73 名となっている．総じて，保育所に子どもを預ける母親と父親，地元の女性たち，宣教師婦人，英米仏領事の夫人などの氏名が多数を占めており，坪野や小曽根など政財界に影響力を持つ人物による多額の寄付があるとはいえ，寄付者のかなりの部分を，男性ではなく女性が負っていたことが，財政状況から透けて見える．

婦人たちの自助努力が可能であったのは，神戸という都市の社会構造とネットワークが前提にあった．神木によれば，公的な資金援助が始まるのは，1907 年からである．神戸市は一早く，1907 年に援助を開始し，内務省奨励金が 1910 年に開始されたほか，兵庫県の奨励金が 1913 年，宮内庁からの下賜金が 1919 年から交付されている．しかし，神木が指摘するように，奨励金・補助金が収入総額中に占める割合は，ほぼ 9%を境に前後し，その後上昇するというよりもむしろ低下していくのであり，増大する支出に見合う収入の確保は国・地方公共団体の助成によってではなく，他の財源によってなされたのであった（神木 1981：41）．

先行研究によれば，生江の指導が，保育所の運営を委員会における評議によるものとされ，細やかで無理のない役割分担があったこと，子どもの行動の背景にある家族への福祉を意識する視点があったこと，教育，とりわけ社会教育の視点があったこと，保健衛生面における配慮がなされていたことが指摘されている．くわえて，神戸市という国際的な港湾都市の地域性・社会性を十分に活かした，保育所に対する支援者・支持者の獲得と運営への関与があった．

このほかにも，神戸は先駆的な児童保護事業を開拓したことで知られている．例えば神戸実業学院は，金子小太郎の創立した基督教日本救霊隊により 1923 年神戸市に設立された少年感化院で，救霊隊は伝道のかたわら神戸無料職業紹介所（1913 年）や労働寄宿舎（1914 年）を運営していたところ，18 歳未満の少年がいたことから，少年の保護・教化を目的に設立された[153]．

4. 細民と部落

戦役紀念保育会の保育所が設置された地域の一つである宇治川周辺には，被差別部落を含む都市「下層社会」が存在した．

神戸の部落問題については，中世の形態については落合重信氏の研究[154]があり，現状・理論については杉之原寿一氏による膨大な先行業績がある．そのほか，『神戸の未解放部落――その歴史的実態』（兵庫県部落解放運動史研究会編，1973 年）[155]から，戦前の状況についてその一端を窺い知ることができる．

布川の『神戸における都市「下層社会」の形成と構造』（兵庫部落問題研究所，1993 年）は，近代都市「下層社会」の形成過程と，そこに生活していた人々の労働と消費生活，及びそれを支えていた社会関係の分析を通じて，その構造的特質を明らかにすることを意図した著作であり，分析対象は主として明治初年から日露戦後の神戸市である．

布川は，明治末・大正初期神戸に出現した一万人規模を抱え込む一大貧民窟の形成過程について，その詳細を明らかにしている．ここで，布川は，明治初年の都市民衆世界，のちに所謂下層と呼ばれる人々を三つのタイプに類型化している．布川によれば，職人・職工層を主とする伝統的・人格的関係に包摂され，縁故によって雇用され，身分保証を必要とし，比較的長期の職業訓練を必要とする層（タイプ A），人格的関係には包摂されず，短期の訓練で労働する日稼人足層（タイプ B），恤救規則の対象となるような労働能力をもたない人々（タイプ C）に分けることが可能である，とする（布川 1993：40-41）[156]．

戦役紀念保育会が設立された地区では，近世以来の歴史があり，農村が市街地となったため，伝統的な特有の気風，習慣，気質があった，と指摘されている[157]．賀川豊彦の調査によれば，京都地方から移住してきた住民から構成され，住民はもっぱら農業を営む一方で下駄直しに出稼ぎする者もいた，という記録も残っている[158]．

部落の寺院であった徳照寺については，天保三年頃火災に遭った後，部落の人々によって再築され，明治 9 年頃再び大洪水の為に全て流失した後，徐々に人口増加を遂げ，神戸市の発展に伴い地区へ転住者が殺到し，移住者が大部分を占めるようになった[159]．

(1)　『大阪朝日新聞』での報道

1908 年，『大阪朝日新聞』（以下『大朝』）は子供の世話所として，戦役紀念児童保育所を取り上げている．

> 保育所は僅に三銭の代価に対して（中には一銭しか納めぬのもある）乳呑児にはミルクを飲ませ，大きいのには昼飯と間食を与へ，尚幼稚園と同様に唱歌と遊戯と多少の行儀とを教へて遣る，特殊部落なる宇治川町の宇治野保育所の如きは別に衣服までが備へてあつて預つてゐる間は皆衣服を着せ，還す時に自己の服に着替へさす，だから児童の衣服の汚れは大きに助かる訳でまた衛生上から云つても至極可い，尤も他の保育所でも夏期は同所と同様に皆備へ附けの衣服に着替させ，且夕方には行水をつかはせて遣るさうである，また毎朝児童を収容する前必らず顔や手足を拭いて能ふかぎり清潔にして遣る[160]．（『大朝』1908 年 4 月 13 日）．

ここで記者は「特殊部落」と表記している．この言葉は他の地域と，該当部落が異なる社会であるという差別的感覚がある．

> 保育所はまた児童に貯蓄心を起させる為に時々親からお駄賃として貰ふ五厘または一銭を浪費せずして郵便貯金に預けしめる事としてゐる，最初は多少の困難もあったが今は一般

に行はれるやうになつた，併し「特殊部落」である宇治野保育所だけは成績甚だ振はない，之は此の社会の常として貯蓄心など薬にしたくもないので是非もない偶貯蓄したところで少し纏まつて来ると親達は何とか口実を設けて引出して了ふ，だから他所では七八円も貯蓄してゐる者もあるが此処では現在最高額が一円五十銭，最低五銭といふ有様である，其の癖保育費は他所と異つて皆云ひ合はせたやうに最高の三銭を持つて来る，その父母の職業別を見ると仲士が最も多く次は車夫，職工などで，宇治野の方には花作り，樽買，靴職，下駄直し，鼻緒の行商などゝいふのがある．女の方には燐寸の函貼，髪結，看護婦，花売，菓子の行商などが多い，之が平均一箇月の収入を見ると，最高が十八円で車夫，仲士，鋼会社及び燐寸工場等の職工等．最低が八円で木挽，沖商人，刻物師等．女では襤褸消毒所の職工で二十円といふのが飛び放れてゐて他は燐寸職工の十五円，花売の十二円下つて裁縫，燐寸の函貼等の二円といふのが最低である，この賃金は概して低過るやうな観もあるが多くは身体に申分があつたり，又は毎日稼ぐことの能ない人達である，試みに彼等の経歴を見ると概ね涙の種ならぬはない，中には事実と思はれぬほど悲惨なのもある，偶記者が八王子の保育所を訪ふた時主任の太田恒子に対つて涙ながら礼を述べてゐる貧羸らしい婦人があつた，聞けば彼の本夫は人夫であつたといふ，寒中尻の抜けた単のパツチを穿て稼ぎ通し妻が何かして袷のパツチを苦心してゐる中に脳充血に罹つて頓死して了つた，遺されて哀れな寡婦は七歳と四歳と当歳との三児を抱へてたちまち其の夕方から喰べる米もない始末，太田恒子の情によつて漸く職業に有り附き，長二人の児を保育所に預つて貰ふことゝなつたので，今丁度其の礼に来た所であつた[161]（『大朝』1908 年 4 月 14 日）．

ここで記者の述べる「「特殊部落」」における貯蓄心の欠如とは，自助によって生きる近代的な人間を前提とし，労働と節約する生活能力の欠如，収入に見合わない消費生活，奢侈によって貧困化するという貧困観を前提としている．こうした部落へのまなざしは，「其の癖保育費は他所と異つて皆云ひ合はせたやうに最高の三銭を持つて来る」という言及に見られるように，若干の軽蔑を含むものである．「涙の種ならぬはない」「事実と思はれぬほど悲惨」と同情を示しつつ，中産階級の下層社会に対する階層的な優越感が透けて見えよう．そして，スラム一般の抱える諸問題と被差別部落の抱える諸問題は，この記事では特に区別されていない．また，この記事に見られる細民・部落住民の描写においては，貧困が個人の生活態度や徳性の問題として理解され，戦争や不況といった誰しもが共通して遭遇する社会構造的要因は相対的に不可視化されている．

(2)　細民部落改善協議会

内務省は，1907 年に全国部落調査を行うとともに，1912 年に細民部落改善協議会を設置し，部落改善のあり方について議論を進めた（柳下 2024）．

1912 年 11 月 7〜9 日に内務省が開催した細民部落改善協議会の出席者は，1 道 3 府 38 県，139 名に上った，と記録されている[162]．協議事項は，教育，風俗，職業，居住，衛生及び治療，納税，金融及び貯蓄，社交など多岐にわたった．『細民部落改善協議会速記録』には，内務省嘱託として参加した留岡や生江の発言が残っている．

会議は教育に関する事項（幼児保護，義務教育普及の方法，補習教育施行の方法，通俗教育）から始まった．幼児の保護について口火を切ったのは，奈良県磯城郡三宅村伴堂小学校訓導の小川氏である．

他府県のことは存じませぬが我奈良県の部落に就きましては，どの部落に行きましても児童数の多大であると云ふことは何人も認める所であります．（中略）幼児の保護は全く完全に彼等はやって居ると思ひますから，茲に保護方法を改善することは不必要のことゝ考へて居ります．（『細民部落改善協議会速記録』1912 年 1 月）

これを受けて，生江から実例を申し上げておきたいと次のような発言があった．

乳児及び二三歳以下の子供を唯だ家の内に其儘に置いて宜いか，或は又其外の方法を以て保育する方法があるかと申すと，御承知の保育事業と云ふのがあります．是はまだ全国の中に数は少ないのでありますが，十三程あります．其一例と致しまして神戸に於ける戦役紀念保育会のことを簡単に申し上げます．

是は二つの目的がございます．一は乳児時代から六歳位の間の児童を昼間保育致すと他は母親が自分の生業を充分営むことの出来るやうな途を与へてやることであります．母親が毎朝保育所へ子供を伴れて来て其所に託して置いて其足で直ぐ工場に通ふ，若くは家に帰つて内職を致す．そして母親が工場から帰る時若くは自分の仕事を終った時，子供を伴れて帰つて夜は自分の家で育てる，神戸には四ケ所あって二百人ばかり子供が居りますが，其中に宇治川と云う場所があります．是は所謂細民部落でありますが，三十人ばかり収容して居ります．其所では母親が朝早く花売に出る前に子供を託して夕暮伴れて戻るのであります．同保育会に於ては乳児に対しては母乳若くは牛乳を与へ其の他の児童には昼飯を与へます為めに経費は一人一日十銭づゝ掛ります．最も保育料を一日三銭つゝ取りますので実際は七銭づゝであります．然しこれでも経費が安いとは申しかねましよう．昼飯を与へませんで正午には子供が家へ帰っつて御飯を食べるとか，母親が乳を飲ませに来るとか，云ふ風にして居る所では一人一日二銭しか掛かりませぬから一挙両得であります．外国では都会は勿論農村に於ても多く其の設立を見るのであります．殊に比較的多数の子供を有して居る所謂細民部落に於てはまだ斯う云ふ設備はないやうでありますから，経費は余り掛からない方法に於て保育事業を起しましたならば，自他多大の利益があらうと思ひます．（『細民部落改善協議会速記録』1912 年 1 月）

当時，細民部落で保育所を開設している地域は珍しかった．生江の関与した神戸の保育所を参考に，石井十次は大阪に愛染橋保育所を開設したともいわれている[163]．

また，細民部落改善協議会における生江の発言をみると，職業に関しては次のような議論がある．

生江嘱託　職業に怠慢と云ふ話もありましたが，概して精励のやうでありますか．

京都府紀伊郡柳原町学務委員（明石民蔵君）　全く職業が悪いのではない，怠慢なるが爲めに職業が面白くないやうになるのであります．

生江嘱託　職業には精励して居るが浪費が多い爲めに貧困に陥る，若くは職業に相当するだけの労銀がないので貧困に陥ると云ふのではありませぬか．

京都府紀伊郡柳原町学務委員（明石民蔵君）　それは違つて居ります．全く怠慢から来て居るのであります．（『細民部落改善協議会速記録』1912 年 1 月）

生江の発言は，欧米において実施されていた科学的貧困調査に基づく見解であり，当時彼が最先端の貧困観をもっていたことを窺わせる．

内務省による初期の社会調査は，論者の立場によって評価が異なるが，社会政策の実施を前提とした初の国家的調査であった点は重要な意味を持った．

また，第2回外遊を基に出版した文献のなかで，部落の公設浴場について，生江は次のように述べている．

> 彼の特殊部落にして該部落には設備，外観頗る斎善せる模範的浴場を見ること少くない．而も其湯銭は僅かに大人五厘小児三厘といふ殆んど無料の如く低廉である．然して尚若干の利益を収め，部落公共の使途に宛てゝゐる．奈良，京都を首めとして関西地方の部落に於て，此種の公共浴場を有せること人の識る所である．此点に於ては却つて彼等に学ぶ所があらうと思ふ．（『泰西』43頁）

こうした，保育所の運営を通して接近した部落の人々への言及は，初期の段階における，素朴な人道主義と，欧米の慈善・救済事業に関する最新の知識に裏づけられたものであった．

(3)　職業と生活

次に，1924（大正13）年10月，神戸市社会課によって公表された神戸市内ノ細民ニ関スル調査（第一回生計之部）に依拠して，職業と生活状況について確認する．

地区の世帯主の職業構成をみると，下駄直仕（12人），無職（9人），燐寸工・花売（各6人），日稼・按摩・草履売（各4人）の順となる．仲仕は2人と少ないが，一人あたりの平均月収は最も高い．

調査では，地区の1人当たり平均収入額は比較的少ないこと，その背景としては，年少の子女が労働に従事していることが指摘されている．他地区と比較すると，家族共稼ぎの世帯が多く，花売などに従事する婦人労働者の多いこと，労働に従事していない者の割合の少なかったことも記されている．また，貧困の原因を分析した際，他地区では失業と疾病がその主因であるのに対して，失業による貧困者はほとんど存在せず，疾病や世帯主の死亡老衰，怠惰，家族多数，徴兵などの順になることも，その特徴として指摘されている．

さらに，(1) 世帯主の収入は最も少なく，生活費も極めて少額であること，(2) ただし世帯主以外の家族の稼高は多く，酒・煙草などの嗜好品に関する支出は非常に少ないこと，(3) 住居，被服は清潔であることが指摘されている．なお，宇治川地区には清風会があり，その会長評議員なども有力者を網羅しており，何事についても一致協力の下に改善に務めていた，と評されている[164]．

(4)　子どもたちの生活

それでは，同地区における子どもたちの暮らしはどのようなものだったのだろうか．

地区内で保護された少年の概要についてみると，最も多いのは盗癖で6名，次いで粗暴過激1名となっており，賭博行為・金銭浪費・放浪遊惰・猥褻行為などで保護された少年の記録は確認されていない[165]．

また，1925年に実施された少年少女の就職希望に関する調査から地区の調査結果をみると，少年では靴職（35人）が最も多く，次いで大工（22人），電信工人（20人），下駄靴直シ（14人），

商人（13 人）と続く．少女の場合，圧倒的にミシン裁縫（47 人）が多く，次いで交換手（31 人），女髪結（9 人），産婆（5 人），女工・給仕（各 4 人）と続いている．母親の従事している職業として一般的であろう「花売」を希望する者は 2 名と少ない[166]．

調査結果から明らかにされるのは，伝統的な職業に多くの世帯主が従事し，その収入の少なさを婦人と子女の労働で補いながら，食費・嗜好品への支出を節約するなどして何とか生活を成り立たせようとする住民の慎ましい生活像である[167]．そして，行政や融和事業団体に属する多くの調査者の目に，地区の住民の生活実態は，他地区と比較して騒擾や粗暴な行動の見られない，「穏健」で「堅実」な，「模範的」なものとして把捉されていることも窺える．

子どもたちは，貧困と差別の中に生きていた．しかし，そのなかで，生江が関与した初期の保育所の実践は，部落と部落外の人々が交流する場として機能し，地域社会の生活を支えるとともに，子どもたちの発達を支える重要な役割を果たしていたことが推察できるのである．

本節では，神戸戦役紀念保育会の成立と運営実態を通じて，生江が関与した保育実践の具体像を検討した．日露戦争期の緊急的救護として出発した神戸市婦人奉公会は，戦後，財団法人戦役紀念保育会へと再編され，出征軍人家族の救護にとどまらず，地域に根ざした恒常的な児童保護事業へと展開していった．

戦役紀念保育会の特徴は，その運営が国家主導の制度だけによって支えられたのではなく，神戸という国際港湾都市の社会構造を背景とした婦人たちの自助的努力と，地域社会の広範な支持に依拠していた点にある．寄付金構成に見られるように，事業の財政的基盤は女性たちの継続的関与によって形成されており，国家や地方公共団体からの補助は補完的な役割にとどまっていた．このことは，同会が民間慈善としての性格を保持しつつ，同時に制度化への道を模索していたことを示している．

また，保育所が設置された宇治川地域の実態や新聞報道の分析から，当時の実践を取り巻く言説環境を明らかにした．生江は，事業の運営に関与するなかで，欧米で学んだ慈善・感化・救済事業の知識を，神戸における市政と民間実践の関係のなかで具体化していったと考えられる．

以上の検討から，戦役紀念保育会における経験は，生江にとって，欧米で得た感化・救済事業の知識を日本の都市社会に即して再構成する実践的基盤であったと位置づけられる．

第3節　本章の考察

1.　戦時保育所の成立と民間慈善・行政的承認の交錯

本章では，日露戦争後の神戸における神戸市婦人奉公会および戦役紀念保育会の成立と運営実態を検討し，それが生江の社会事業思想形成にいかなる意味をもったのかを考察してきた．本章の検討から明らかになるのは，戦役紀念保育会が，単なる戦時救護や保育事業にとどまらず，慈善，感化救済，教育，自治的実践，行政による制度的承認が交錯する場であり，生江が欧米で得た慈善・感化・救済事業の知識を，日本の都市社会の現実に即して再構成していく実践的基盤であったということである．

保育所は，乳幼児を一時的に預かる施設であるだけではなく，母親が就労を継続するための条件を整え，衛生，食事，教育，生活習慣の形成を支える場でもあった．したがって，戦役紀念保育会の実践は，救済を単なる施与としてではなく，家族生活と労働生活を支える社会的仕組みとして再構成する方向を含んでいた．

とりわけ，創設期の保育所は，十分な設備を備えた施設として出発したのではなく，婦人たちによる物品の提供，台所や水道設備の整備，日常的な訪問と支援によって，実践の基盤を形成していった．また，戦後の存廃をめぐる議論においても，保育事業の必要性をめぐる婦人たちの働きかけと，神戸市長坪野平太郎の行政的判断が交錯していた．この点に，戦役紀念保育会が，生活に根ざした民間慈善と都市行政との接点において成立したことが示されている．

戦役紀念保育会の運営は，国家主導の制度によって一方的に成立したものではなく，地域社会における自治的実践と行政的承認とのあいだで形成されたものであった．同会の財政的・人的基盤は，神戸の婦人たちの継続的な関与，地域社会の寄付，実業界・政界とのネットワークによって支えられていた．補助金や行政からの承認は重要であったが，それは事業の中心的基盤というよりも，民間実践を補完し，制度化へ接続する要素であった．

この点に，戦役紀念保育会の二重性がある．同会は，婦人たちによる慈善と救済事業の性格を保持しながら，行政制度との接点を通じて近代的な社会事業へと展開する契機を内包していた．このように，戦役紀念保育会は，民間慈善と行政的承認とが交錯する実践の場であり，近代日本における社会事業が，国家制度の一方的な形成によってではなく，地域の実践と制度化の相互作用のなかで成立していったことを示している．

2.　欧米社会事業に関する生江の知見の先駆性

神戸における戦時保育所は，生江の思想形成を，個人の内面的信念の成立過程としてではなく，実践と制度，経験と言説の相互作用のなかで把握するうえで重要である．生江は，当初，感化船事業を構想していたが，日露戦争によってその実施を断念し，出征軍人家族とその子どもたちへの救護に関与することになった．この転換は，単なる事業対象の変更ではなかった．そこでは，不良少年の感化という問題関心が，母親の就労，乳幼児保護，都市下層の生活，地域社会の支援，行政との関係を含む，より広い社会事業の問題へと拡張されていった．

生江にとって神戸での経験は，欧米で得た慈善・感化・救済事業の知識を，日本の都市社会の生活問題に即して再配置する過程であったと位置づけられる．つまり，生江は欧米の制度や理念をそのまま移植したのではなく，神戸における婦人たちの自発的実践，地域社会の支持，行政との接点，保育所の日常運営を通じて，それらを日本の社会的文脈のなかで再構成していったのである．生江は，日露戦争後の慈善救済という現場に，否応なく居合わせ，欧米社会事業に関する知見を活かしながら，事業の経営を背後で支えたのであった．

3.　歴史的制約

さらに，宇治川地域における保育実践は，生江にとって貧困と差別，地域社会をめぐる認識を深める場であった．新聞報道に見られるように，当時の細民・部落に対するまなざしには，貧困を怠惰，浪費，貯蓄心の欠如といった個人の徳性の問題として理解する傾向が存在した．また，部落の人々に対する同情や憐憫が示される場合にも，差別を社会構造の問題として把握する視点は十分には見られなかった．

しかし，保育所を通じて接近した母親と子どもたちの生活は，貧困が低賃金労働，不安定就労，家族構成，疾病，戦争，不況，地域的差別といった複数の要因によって形成されることを具体的に示していた．生江が細民部落改善協議会において，職業への怠慢だけでなく，労銀の低さや浪費との関係を問い返していることは，貧困を個人の徳性に還元せず，生活条件や労働条件との関係において把握しようとする姿勢のあらわれとして位置づけることができる．

もっとも，戦役紀念保育会の実践には，慈善・救済事業の歴史的制約も含まれていた．同会は，女性たちの自助的活動に支えられていた一方で，その活動は戦時救護，軍人遺家族援護，国家的動員の文脈と切り離すことはできない．また，宇治川地域の細民・部落をめぐる言説には，貧困や差別を社会構造の問題として十分に把握しきれない限界も存在した．したがって，神戸戦役紀念保育会は，近代日本社会事業の形成を支えた実践的可能性を示すと同時に，ジェンダー秩序，差別構造といった問題を内包する場でもあった．

4.　神戸における経験から社会事業思想形成への接続

神戸での経験は，後に生江が社会事業を教育，制度形成，社会行政の問題として体系化していくための前提をなした．戦役紀念保育会において，生江は理念的主張を一方的に展開したのではなく，婦人たちの自発的実践，地域社会の支持，行政との接点，保育所の日常運営を調整する実務的役割を担った．この経験は，社会事業が単に思想や理論として存在するのではなく，生活困難を抱える人々，実践者，地域社会，行政制度との関係のなかで形成されるものであることを示していた．したがって，神戸での実践は，後に『社会事業綱要』において社会事業を体系的な知として整理し，社会事業従事者の教育へと結びつけていくうえでの実践的基盤となったと考えられる．

以上のように，戦役紀念保育会における生江の経験は，宗教的慈善や個人的献身に基づく救済を，制度的・社会的な事業として再構成していく過程に位置づけられる．神戸は，生江にとって社会事業家としての出発点であると同時に，生活困難を個人と社会の関係のなかで捉え直す契機を与えた場であった．本章で検討した神戸での保育実践は，生江の社会事業思想が，欧米思想の単なる受容ではなく，日本の地域社会，行政制度，慈善実践，教育的関心との相互作用のなかで形成されていく過程を示している．その意味で，本章は，慈善から社会事業への移行を断絶ではなく再編として捉える本研究の視点を，神戸戦役紀念保育会という具体的実践を通じて明らかにした．

第４章　第２回欧米視察と社会行政の理解

本章では，1908 年から 1909 年にかけて行われた生江の第 2 回欧米外遊を取り上げ，同外遊が彼の社会事業思想に与えた影響を検討する．この時期は，本研究が第 4 期として位置づける日露戦後の感化救済とヨーロッパ視察の時期にあたる．

第 3 章までに検討してきたように，生江の社会事業思想は，貧困や感化救済といった個別の社会問題への関心を出発点としながら，次第に都市社会全体の構造と自治，行政のあり方を射程に収める方向へと展開していった．本章が対象とする第 2 回欧米外遊は，その展開を理解するうえで重要な転換点であった．

第 2 回外遊は，内務省地方局嘱託としての公的性格を帯びる一方で，大阪毎日新聞社や関西実業家の支援によって実現したものであった．この点において，同外遊は，生江個人の問題意識と，当時の地方行政・社会政策をめぐる政策的関心とが交錯する場であった．生江は，欧米諸国の社会事業や都市行政を，単なる制度比較の対象としてではなく，産業化と都市化がもたらす貧困，住宅，労働，教育，自治の問題に対する実践的応答として捉えようとした．

本章では，田園都市，模範都市・工場，救貧・感化制度，業務紹介事業，都市自治の運用に関する視察経験を手がかりに，生江の社会事業思想が，個別的な慈善・救済の理解から，都市空間，生活環境，自治と市民形成を含む総合的な社会行政理解へと展開していく過程を明らかにする．

第1節　視察の背景と経路

本節では，生江の第2回外遊（1908—1909年）を取り上げ，その実施に至る歴史的背景と動機，ならびに視察の経路と訪問先を整理する．第2回外遊は，内務省の嘱託という公的性格を帯びつつも，大阪毎日新聞社や関西実業家の支援を基盤として実現した点に特徴があり，生江個人の問題意識と，当時の地方行政・社会政策をめぐる関係諸主体の意図とが交錯する形で成立している．本節では，こうした複合的な成立過程を明らかにした上で，欧州視察が生江の社会事業観・自治観の形成にいかなる意味を持ったのかを検討するための前提を提示する．

表9 生江の『泰西』の構成

泰西に於ける自治民育美談
第一章　農村振興と開発美談
第二章　田園都市の創設及其趨勢
第三章　新興国としての丁抹
第四章　自治当局者と経営美談
第五章　泰西に於ける青年会
第六章　少年義勇団の勃興
第七章　育英事業の施設並美績
第八章　富豪と地方開発
第九章　篤志家と経営美談
付録
一　英国皇太后陛下の御神徳
二　白耳義の国情

1908年2月，生江は再び社会事業および都市社会行政調査研究のため欧米各国を視察した．この第2回外遊は，1908年2月から1909年2月にかけて，大阪市，神戸市及び大阪毎日新聞社，内務省より嘱託を受けて，社会事業及び都市行政調査のため欧州各国を視察したものである．その目的は，ヨーロッパにおける都市行政，田園都市，産業組合制度，感化救済事業等の調査である．「之を要するに都市問題を如何にして解決すべきやに就いて幾分の歩武を進めんとの微志に外ならざりき」[168]とその範囲は多岐にわたった．

自叙伝によれば，井上は田園都市の経営状態を踏査することを基本に，欧米全体の保健都市，都市の美化運動，模範工場，模範都市として社会行政の実際を研究することを生江に指示している[169]．

産業化の進む大都市において，都市の膨張と人口の集中，過密した状況は，工場で働き生活を営む住民の心身に深刻な影響を及ぼし，騒然とした社会の混乱と不安を招いた．都市生活者は，新鮮な空気を吸い，運動やレクリエーションの時間を過ごすことのできる自由な空間，オープンスペースを求めた（Ashworth 1954).

生江は 1908 年 8 月 15 日から二週間，イギリスの田園都市レッチワースに滞在し，ハワード（Ebenezer Howard, 1850-1928，以下ハワードと記す）と交流している．また，トインビー館で著名なバーネット夫人（Henrietta Barnett，1851-1936）の経営した田園都市・ハムステッドも視察した．

ハワードについて，生江は「田園都市と其経営者の人格こそは今回の外遊中余に最も深刻なる印象を與へた」[170]と述べている．

1. 視察の背景と動機

第 2 回外遊は，内務省の委嘱があったという点で第 1 回外遊と異なるが，視察に至る背景には，大阪毎日新聞社や関西の実業家の援助がある．

(1) 大阪毎日新聞社・関西実業家・地方行政との関係

第 2 回外遊の目的は「単に一般救済事業のみならず，教育の制度，宗教の宣布，自治の運用，或は農村経営等に関する機運と実績との探査」[171]にあった．ただし，ここには 3 つの役割があった[172]．それは第一に内務省からの委嘱で一般社会事業調査の外，特に優良都市，地方改良施設及び優良工場等を調査すること，第二に外遊視察について大阪毎日新聞に通信すること，第三に大阪毎日新聞社の相島勘次郎（1868-1935）のスコットランド視察へ同道することである．

大阪毎日新聞社から外国通信員として派遣されていた相島と生江はニューヨーク留学中に偶然同宿したことがきっかけで親交を深めた．数カ月後，先に帰国することになった相島は，アメリカの社会事業通信員になってもらえないか，と生江に依頼したのだ．ニューヨークのスラム街と社会事業に関する大阪毎日新聞社への生江の寄稿は，この 2 人の交流から生まれたものだ．

1908 年，相島は再び大阪毎日新聞社から欧米外遊の命を受けて海外に出張することになった．生江は「好機逸すべからずとなし，相島氏と伴って同社より外遊すべき便宜を与えられるよう相島氏に相談した」[173]．相島は社内で協力を求め，大阪毎日新聞社社長の本山彦一は大阪・神戸の実業家・富豪に生江の第 2 回外遊のために助成できないかどうか手紙を書いて依頼した．すると「わずか 10 日を出ずして」「欧米外遊の資金を確保することが出来た」[174]．生江が内務省地方局に相談したのはその後であり，井上友一，中川望，留岡の快諾を得て，内務省嘱託としての出張が決定する．

(2) 内務省と井上友一の意図

井上は田園都市の経営状態を踏査することを基本に，欧米全体の保健都市，都市の美化運動，模範工場，模範都市として社会行政の実際を研究することを生江に指示している[175]．田園都市を最重要視察先として井上が指示した背景には，井上友一と中川望，留岡や国府種徳などとともにセネット（Alfred Richard Sennett：1858-1932）の『田園都市の理論と実際』（Garden Cities in Theory and Practice，1905 年）を翻訳したものに日本の事例を加えて，1907 年に博文館から『田園都市』（内務省地方局有志編）を刊行していた，という事情がある．同書は井上友一，中川望，留岡，生江など地方局の手によって執筆編纂され，「整える自治は美わしき人格を造り，活ける自治はまた能く新たなる民風を興す」[176]とあるように，近代的自治を確立する上で必要な精神と経営の実際を模索するものだった．同書において，ポートサンライト，ボウンヴィル，クルップ工場，グラスゴー市，エルバーフェルトの救貧制度等について言及があるように，欧州視察における模

範都市・模範工場の研究は，内務省の進める社会政策への貢献を期待して，生江に託されたものである．

(3)　生江の動機

生江自身の問題意識について著作を確認すると，次のように記されている．

> 欧米に渡航せしもの前後2回に及ぶは，主として彼地細民の状態並に之に対する救済の方法を調査研鑽するが為めにして，帰朝以来内務省の嘱託となり，主として此の方面に関与し，更に我邦の実状に就きて調査する所あり．（中略）本書は予が海外に於て親しく実査したる所の視察記にして，其の細民窟の内情を詳述したる如き徒らに之を暴露して自ら快を取らんとするが為めにあらず，文明社会の側面の如何に惨憺たるかを示して，以て，大方の警醒に資するの意に他ならざるなり．又救済方法として，重きを積極的防貧的救済事業の叙述に置きたるもの，我邦将来の細民救済上，採りて以て参考とすべきもの少なからざるを信ずるが為めなり（『欧米』2-4 頁）

スラム街の踏査は欧州視察でも継続されており，細民の救済について，救貧法や社会保険制度の実施といった法制度上の問題を超えて彼が関心を持ち続けていたことを示している．しかし，欧州視察については，細民救済の枠を超えて，自治についての問題が新たに付け加わった．

こうして，第2回外遊の資金は大阪毎日新聞社によってまず確保され，生江の相談と懇請により井上・留岡等の快諾を得て，内務省の嘱託として出張する事が決まった．内務省からの召命が先にありその期待に応えるのではなく，第1回外遊の不十分さを痛感し機会を探し続けていた生江の意志と，第1回外遊で得られた大阪毎日新聞社の相島氏・本山氏らの協力，内務省・井上友一の意図も複雑に絡みながら実現したのが欧州視察であった．

2.　経路・訪問先

生江は欧州視察でイギリス・ドイツ・フランス・オランダ・スイス・ベルギー・デンマーク・スウェーデンを視察している．外遊の経路と訪問先は下記の通りである．

1908 年2 月 -　丹波丸に乗船，神戸を出航

インド洋からスエズ運河，地中海を経由してマルセイユへ

パリからドーヴァー海峡を越えてロンドンへ向かい相島勘次郎と合流，イングランド・スコットランドの遺跡，ウェストミンスター寺院，セントポール寺院，ロンドン塔，イートン学院[177]，イングランド銀行，バーナード育児事業等を視察

＊そのほか，イースト・エンド，スピターフィールドの調査，トインビー・ホール，救世軍，セント・トーマス病院，ロンドン病院，ハイ街の私立業務紹介所，バーミンガム業務紹介，ミルバンクの貸長屋，シャーデッチ区の公設浴場，木賃宿に関する調査を実施（日程不明）

6.月 19 日　バーナード記念館除幕式に参列

8.月 2 日　監獄改良事業のタラックを訪問，ロンドンの宿舎から留岡へ私信[178]

8.月 8 日〜8 月 10 日（スコットランド）キリスト教青年会大会に参加[179]（アハディーン）

帰途，エディンバラで同乗した乗客から産業組合の報告書をもらう[180]

8月11日〜14日（イングランド）ロンドンに滞在[181]

8月15日〜29日　レッチワースに滞在，シンプル・ライフ・ホテルに宿泊

9月 -（スコットランド）グラスゴー市役所の紹介を得て，公衆浴場・市会・市立職業紹介所・公園・図書館[182]・専門学校[183]等を視察，少年裁判事件の傍聴

9月17日　市会で失業した女性の陳述を傍聴

9月下旬　ダンファームリンを視察

10月　-（イングランド）ヨーク市，ラウントリーの工場を視察

＊そのほか，ボウンビル，ハムステッド・ヒース，バーミンガム市，ポートサンライトなど模範都市および模範工場を視察[184].

11月5日　東京市養育院の田中太郎と，ドーヴァー海峡を越えてフランスへ向かった[185]. 2人は東京英和学校の同窓で[186]，11月5日から12月7日までベルギー，オランダ，ドイツ，デンマーク，スイス，フランスへの視察を共にした[187]. （ベルギー）ロンドンからドーヴァーを横断しカレイ着，ブリュッセル着

11月7日 王宮，ロイヤル公園，ロイヤル博物館，ヴィルツ美術館，裁判所，ワーテルローの古戦場を観光

11月8日（オランダ）救世軍の社会事業，アムステルダム市立救貧院を視察

11月9日 救世軍本営を訪問，フェルゼン感化院を視察

11月10日 アルクマール感化院を視察

11月11日（ドイツ）クルップ会社を視察

11月12日 キリスト教青年会の幹事・会員の案内でバルメン市立救貧事務局を訪問，養育院，保育所を視察，午後エルバーフェルド市立救貧事務局を訪問，救済場を視察

11月14日 ベテルにボーデルシュヴィング氏を訪問

11月16日 （デンマーク）王立孤児院視察[188]

11月17日　コペンハーゲン市立救済場[189]，工芸学校を視察

11月18日 コペンハーゲン市立労働紹介所を視察

11月19日 感化院（レドヴル村）視察

11月22日 （ドイツ）長谷川久一の案内で，宮城と博物館を見物

11月23日 保育所と幼稚園を視察

11月24日 ベルリン市立救済所を視察

＊ベルリン東北部のスラム街を踏査（日程不明），業務紹介所，質屋を視察

そのほか，ドイツ福音主義青年同盟[190]，ゲーヘー市民大学を訪問

11月25日 ゴルマン，ストラッセの労働紹介所を訪問

11月26日 ツエーレンドルフの感化院を視察

11月27日 リヒテンベルヒにあるベルリン市立感化院を視察

11月29日 ミュンヘン市立貧児院（ホーホ，ストラッセ）参観

11月30日 ワイゼンハウス，ストラッセに市立孤児院を視察

12月2日 （スイス）ワーベルンに近い「ベヒテーレン」感化院視察

12月4日 （フランス）波多野貞夫の案内で日本大使館，巴里市役所，ミューゼ，ソシヤールを訪問

12 月 5 日 モンテッソンのセーヌ州立感化院，ソシエテ，フェラントロピック協会を訪問[191)]

12 月 7 日 フラン，ブルジョア街にある市営質屋，ソシエテ，フェラントロピック附属女子寄宿舎を視察

＊パリ市内・区役所の業務紹介所，フランコブラジャ街にある質屋を視察（日程不明）

＊12 月 8 日 田中，カレーからドーヴァー海峡を横断して倫敦着

ハンブルグ経由でデンマークへ

12 月 - （デンマーク）ハスレー（Haslev）の国民高等学校，チーズ工場，バターの産業組合を訪問

＊コペンハーゲン後援会[192)]，専門学校を視察[193)]，学校制度に関する調査[194)]を実施

12 月 25 日 ロンドンのイースト・エンド再訪

1909 年 1 月 1 日 ルシタニヤ号に乗船，ニューヨークへ渡る．

1 月 - ニューヨーク児童虐待防止会を訪問．サンフランシスコ経由

2 月 17 日 近藤長衛と横浜港着

以上のように，第 2 回外遊は，生江自身の継続的な問題意識に加え，大阪毎日新聞社を中心とする民間の支援，および内務省地方局の政策的関心が重なり合うことで実現したものであった．その視察経路は，イギリスを中心に欧州各国へと広がり，田園都市，模範都市・工場，救貧・感化制度，業務紹介事業など，都市社会行政の諸側面を横断的に対象とするものであった点に特徴がある．次節では，こうした視察経験の中から，とりわけ生江が強い関心を寄せた田園都市と都市における自治の問題，貧困救済に焦点を当て，彼の認識がいかに深化していったのかを具体的に検討する．

第2節　イギリス田園都市論の受容

本節では，生江が第 2 回外遊において直接体験したイギリスの田園都市運動，とりわけハワードとの交流と田園都市レッチワースの視察に注目し，その思想的受容の過程と内容を検討する．

近代都市の無秩序な膨張と劣悪な居住環境に対する批判として構想された田園都市論は，単なる都市計画論や建築思想にとどまらず，住宅問題，貧困問題，さらには社会的連帯の再構築を射程に含む一つの社会改良思想であった．

生江は，この田園都市論を日本に紹介した初期の人物の一人であり，それを社会事業・社会福祉の視点から理解しようとした点に特徴がある．

1．イギリス田園都市の背景

(1)　都市問題としての住宅問題

住宅問題が第二次世界大戦後のイギリス福祉国家における柱の 1 つとなった背景には，国際的に広がった田園都市運動の存在がある．

産業化の進む大都市において，都市の膨張と人口の集中，過密した状況は，都市生活者の心身に深刻な影響を及ぼし，騒然とした社会の混乱と不安を招いた．都市に住む者は，新鮮な空気を

吸い，運動やレクリエーションの時間を過ごすことのできる自由な空間，オープンスペースを求めた（Ashworth 1954)[195].

19 世紀半ば，強制的に保健衛生上の観点から実施され，橋や学校や病院，教会といった基本的な建設が急がれた時代の都市改善事業と，大衆社会・文化が成立し，より社会的・文化的な空間が求められた 20 世紀初頭の田園都市政策は異なる.

イギリスでは社会問題となった住宅問題を解決するために，友愛組合やオクタヴィア・ヒルなど住宅改善事業の民間・公的施策がイングランド，ウェールズ，スコットランドで早くから開始され，都市計画の社会性・総合性が強調された（西山 2002）.

また，イギリス式風景庭園は，フランスの庭園と異なる特徴がある．整然とした規則的リズムのある建築ではなく，自然の地形を生かして自由にうねるのだ.

生江が田園都市を本格的に調査した初めての日本人であるという事実や，田園都市運動，工業都市・工業村の運動については，建築史や住宅政策の領域で触れられることが多かった（渡辺 1978； 本間 1988； 藤谷 1996； 村上 1999； 風見 2001； 渡辺 1993； 片木 2023； 玄田・中島 2025）[196]．渡辺は，「レッチワースを訪れ，親しくハワードから田園都市論を学んだ最初の日本人」で，「当時としては田園都市論をそれ自体として最も正確に理解」し，「帰朝後の講演内容から見る限り極めて正確であり，その後大正期に至るまで彼以上の理解を示す者は少ない」という（渡辺 1978：285-6）.

一方で，渡辺は「田園都市論の本質を把握したというよりは，レッチワースという事例に関する正確な知識にとどまっているという感が深い」（渡辺 1978：286）と指摘する．また，風見は「生江にとって自分が田園都市を曲解したという意識はなかったであろう．むしろ貧民の救済や監獄の改良に尽力し，後に「社会事業の父」と呼ばれる彼の目には，突風で吹き飛ばされた帽子を拾ってくれた老人は，農民たちと地域づくりに尽くした二宮尊徳と二重写しになったのではなかったろうか」（風見 2001：199）と評価している.

生江のほかに，1906 年 9 月 15 日に長谷川久一がレッチワースを訪問している[197] 生江は 1908 年 8 月 15 日から 29 日にかけて田園都市レッチワースに 2 週間滞在し，第 2 回外遊中最も印象に残ったのはハワードと田園都市であったと述べている[198]．帰国後の報告からは，明治期に欧米視察を実施した内務官僚は多数存在するが，ハワードと親しく交流した社会事業家は他にいないという生江の自負が窺える.

以上から，イギリスでの生江の経験と思想形成を理解する際，最も重要な人物はエベネザー・ハワードであったと推察できる．イギリスの田園都市論が日本で受容されていく時，生江はその重要な起点を担い，住宅問題を慈善・救済の視点から論じた人物であった.

本研究では，田園都市の建設者ハワードとの交流に焦点を当て，ハワードと生江の文献に依拠しながら，生江における田園都市論の受容の意味について考察する.

2.　ハワードと生江の交流

(1)　　レッチワースにおける２週間の滞在

①　E. ハワード

ハワードは，1850 年 1 月 29 日，ロンドンのフォア街 2 番地で生まれた（Beevers1988：2）．21 歳の時アメリカに渡り，初めは農業に従事したが，シカゴで速記の技術を生かして会社に勤めた．当時，シカゴはガーデン・シティと呼ばれ，ミシガン湖畔には公園や郊外住宅地があった．

1876 年ハワードはイギリスに帰国し，1890 年ベラミーの著した『回顧』に触発され，1899 年『明日』を出版した．同年 6 月 10 日，田園都市協会が結成され，都市問題解決のための事業を開始した．1901 年 9 月，キャドベリーの工場があるボーンヴィルで田園都市協会の第 1 回大会が開催されているが，この会場にはシーボーム・ラウントリーもいた．

②　レッチワース

生江は 8 月 15 日にレッチワースを視察している．当時，ロンドンから急行で 39 分から 42 分で到着する距離だった．彼は駅を降りて徒歩 2 分のレース・アベニュー（Leys Avenue）にあるシンプル・ライフ・ホテルに宿泊した[199]．このホテルは 1906 年 9 月 15 日に長谷川久一も訪問したホテルで，食堂のメニューや欄外に掲げられている先哲の金言について紹介した記事がある[200]．ジョージ・オーウェルが「サンダルを履いてフルーツジュースを飲む人」，愛をこめて「奇人」と呼んだ菜食主義者の経営するホテルで（Tidy 2015），『欧米』の口絵「リッチウォルス田園都市の市街地」に「小生の訪泊所」と記載があるホテルである．

トインビー・ホールで著名なバーネット夫人（Henrietta Barnett，1851-1936）の経営した田園都市・ハムステッドも視察している．

西洋では「彼の為人を識らんと欲せば彼の住宅を見よ」（住宅はそこに住んでいる人の性格と趣味とを現す），東洋では「居は心を移す」（住宅はそこに居る人の趣味性行を左右する）という諺をひいている．

住宅問題は中産階級以上の住宅問題と，労働者の住宅問題に分かれるが，欧米人でスラムの調査を行う者は，労働者の研究に心を傾け，その結果，住宅改良が先決問題であることを感ずる．

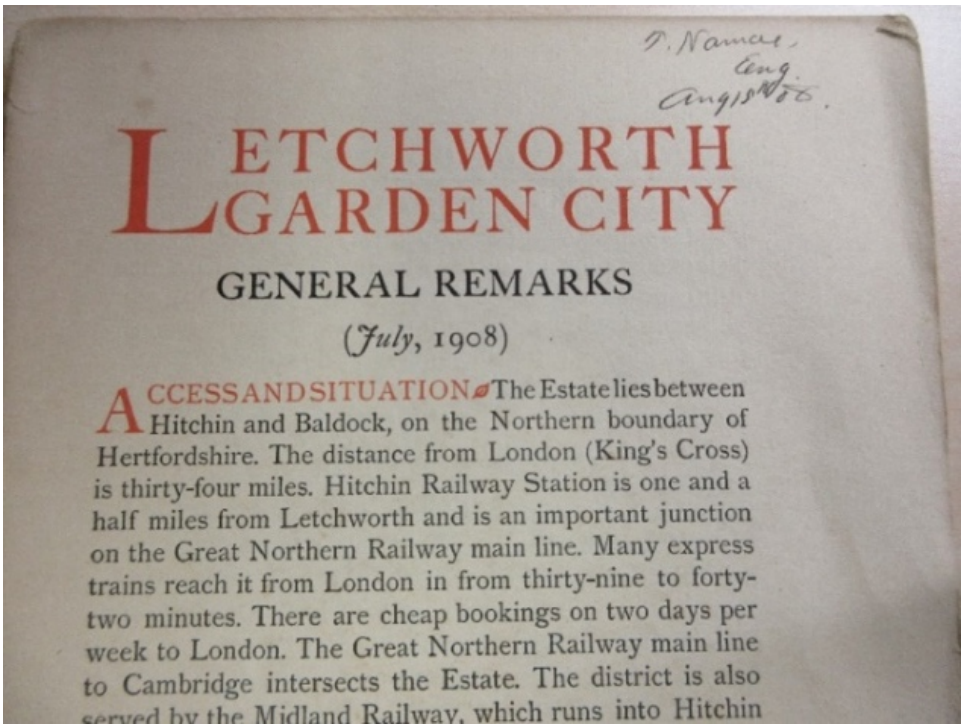
イギリスでは公共団体が細民の住宅を建築・経営している．

エドワード 5 世はロンドンのミルハンク貸長屋に訪れ，そこに住む一人の婦人に質問したという挿話があり，生江はこの貸長屋を実際調査し婦人と話をしたようだ．

「貴国は小農主義の由なるが果して然る哉，然りとせば我等田園都市に来りて我等無経験なる小農経営者を教授すべき適当の人を有せざるべきか当「市」に於て必ず相当の生活費を給すべし，我等は貴国より学ぶべきもの頗る多きを信ず」（「住宅問題と田園都市の 2 週間」）

ハワードについて，生江は「田園都市と其経営者の人格こそは今回の外遊中余に最も深刻なる印象を與へた」[201]と述べている．

図 17　1908 年のパンフレット“Letchworth Garden City”（同志社大学所蔵）



LETCHWORTH
GARDEN CITY

GENERAL REMARKS

(*July*, 1908)

ACCESS AND SITUATION.—The Estate lies between Hitchin and Baldock, on the Northern boundary of Hertfordshire. The distance from London (King's Cross) is thirty-four miles. Hitchin Railway Station is one and a half miles from Letchworth and is an important junction on the Great Northern Railway main line. Many express trains reach it from London in from thirty-nine to forty-two minutes. There are cheap bookings on two days per week to London. The Great Northern Railway main line to Cambridge intersects the Estate. The district is also served by the Midland Railway, which runs into Hitchin

訪問初日，生江は“Letchworth Garden City: General remarks”というタイトルのパンフレットをおそらくはオフィスで受け取った[202]．第一田園都市株式会社事務所が 1908 年 7 月に印刷したばかりの資料で，アルファベット順に，レッチワースについて解説した全 25 頁の小冊子である．

レッチワースでは，夏期講習会が行われていた．何か話して欲しいと言われたが，辞退している．日本の内務省から嘱託を受けた生江という男が研究に来たと翌日の新聞に掲載されたようだが確認できていない．夏期講習会の様子について，後に生江は次のように記している．

> 特に多大の興味を覚えたのは，ゼー，ブルースウアレース氏の同胞主義の主張，ゼステット，ウィルソン氏の社会主義の鼓吹，エー，ハワード氏の田園都市の経営に係る論戦であった．3 氏何れも鏘々たる名士であるが故に舌端火花を散らして論戦した．然るに或朝，社会主義鼓吹者なるウィルソン氏と，同胞主義を確守するウォーレス氏とは端なくも意見を異にし一大議論を闘はせた．論調頗る急にして満場唾を呑んで只形勢を睜望するのみであった．其傍にありしハワード氏すら屢次此間に仲言せんとして能はざる程両人の討論は激烈であった．然しながら此論争は全く主張の上の争ひに止つた．軈て両人は釈然として打ち解け，談笑しつゝ握手するの状殆ど別個の人たるが如くであった（『泰西』65 頁）．

ノートン・コモン（Norton Common）の美しさについて，生江は度々言及している．美しい樹木が茂り，レッチワース駅の北口から徒歩 2 分のところにある 70 エーカーほどの土地で，ホテ

ルから近い[203]．ニューヨークのセントラルパークやロンドンのロイヤルパークのような緑地として考案された場所で，自然保護区として，レクリエーションやレジャーに使用されている（Tidy 2015）．

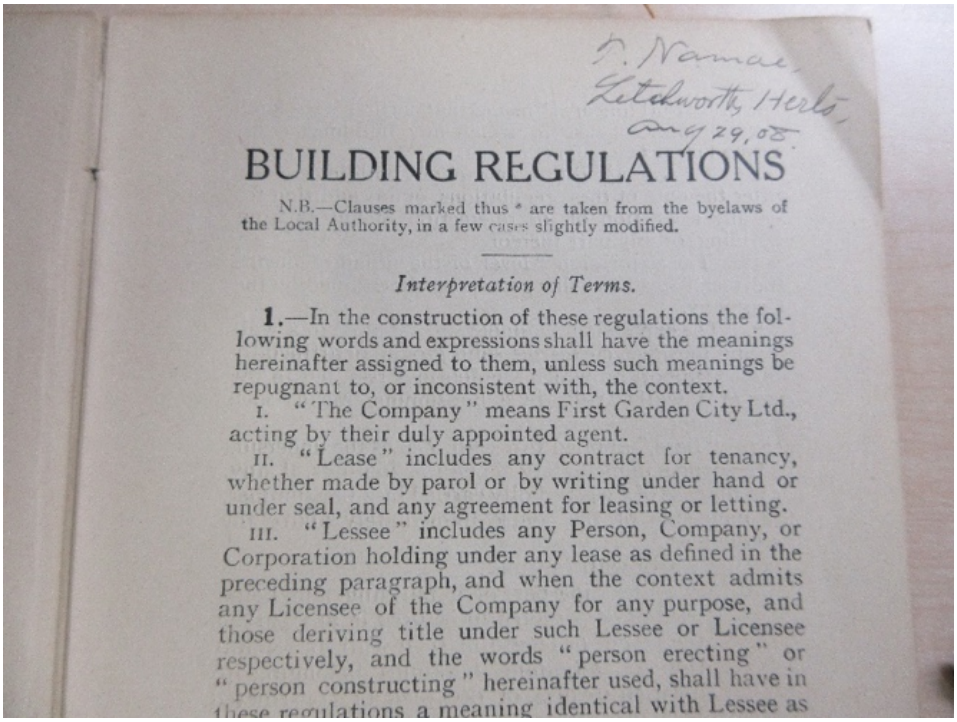
Tidy によれば，レッチワースにおける初期の住宅は，パーカーとアンウィンの建築によるもので，荒削りの壁，切妻，赤いタイルの傾斜屋根，緑色で装飾されたドア，雨水をためる天水桶等が特徴的である（Tidy2015）．意図的に素朴な道路名をつけ，ロマンチックな田舎の牧歌的雰囲気がある．こうした住宅の中でひときわ目立つのは平らな屋根が特徴的な家で，『欧米』の口絵「田園都市住宅区の一部」に撮影されている．これは 1905 年に開催された Cheap Cottages exhibition の一部である[204]．

田園都市は，貧困問題を根本的に解決するものではないが，貧民のユートピアを一つの具体的な形にするものだった．そのピクチュアレスクな街並みと建築は，都市美運動としてヨーロッパに波及した．

レッチワースでは，定期的に町にパブがあるべきかどうかを投票し，僅差で反対票が上回っていたが，ソーシャルハブは必要であったから建設されたのがビールの無いパブ・スキットルズイン（Skittles Inn）である（Tidy 2015）．

パーカーとアンウィンが定めたといわれる建築規制（Building Regulations）に関する文献には，「Letch worth, Herts, Aug 29, 08」と見出しの右上に書き込みがある[205]．

図 18　レッチワースの建築規制（同志社大学所蔵）



T. Namae,
Letchworth, Herts,
Aug 29, 08

BUILDING REGULATIONS

N.B.—Clauses marked thus * are taken from the byelaws of the Local Authority, in a few cases slightly modified.

Interpretation of Terms.

1.—In the construction of these regulations the following words and expressions shall have the meanings hereinafter assigned to them, unless such meanings be repugnant to, or inconsistent with, the context.

I. "The Company" means First Garden City Ltd., acting by their duly appointed agent.

II. "Lease" includes any contract for tenancy, whether made by parol or by writing under hand or under seal, and any agreement for leasing or letting.

III. "Lessee" includes any Person, Company, or Corporation holding under any lease as defined in the preceding paragraph, and when the context admits any Licensee of the Company for any purpose, and those deriving title under such Lessee or Licensee respectively, and the words "person erecting" or "person constructing" hereinafter used, shall have in these regulations a meaning identical with Lessee as

氏は極めて懇切で且つ友情の濃やな紳士であって，私は滞在中毎日その事務所やその家庭を訪れて教を乞ふた．氏は何時も諭らざる温顔を以て，私のために繁忙な時間を割愛して質問に応じてくれた．そして，「何時でも躊躇せずに来訪せられよ，君の質問を解くことができれば，それ丈自分の幸福を感得する．事務所でも家庭でも遠慮なく来訪せられよ」となるゝ．（「「田園都市の創設者ハワード氏逝く」25 頁）

生江は，ハワードに内務省編纂『後援事業施設』『地方自治経営』の 2 冊子を贈った[206]．また，日程は不明だが，この 2 週間のいずれかの 1 日，監獄改良運動家・J. ハワード（John Howard, 1726-1790）が活動したベッドフォードシャーを訪問し，一日滞在している．

「天職の為に我が一生を捧げん」[207]という記述にあるように，生涯を社会事業に捧げようと決意・覚悟したのはこの時だったのではないか．そして，その時このように生涯を生きていこうとするモデルとして，ハワードが存在した．

しかし，生江は「此二十世紀の貧民問題を如何にして解決せんかと云ふことは，勿論力は足らぬが始終念頭に忘れないのである．所が此田園都市に來つて其精神を見其成功を見て非常に得る所があつた」[208]という．

(2)　ハワードの発想と生江の関心の差異

ハワードの発想と，生江の関心の間には若干の距離がある．

ハワードの業績として，生江はポートサンライトやボウンヴィルの田園住宅，ハムステッドの田園労働者住宅はハワードの経営を模範とするもので，戦後都市計画は欧米ともにハワードの精神に基づいて実施されたこと，イギリスでは 1928 年 5 月の時点で 679 の公共団体がこの精神に則り，アメリカでは 300 の都市が田園都市的方針の下にこれを実行していることを指摘している．

彼は，田園都市及び都市計画協会，住宅及び都市計画国際連盟がハワードを会長に推して田園都市を世界に普及したことも紹介している．

田園都市について，生江は「世を拗ねたる隠逸の棲家ではない．又只自然の懐にのみ隠れて悠々閑日月を弄する詩人の慰安場でもない．現代文明の中に融合して而かも其欠陥を陶冶し，弊害を緩和して更に活動の根源を培はうといふ眞諦の上に其基礎を置いている一の社会改良事業」[209]とする．

一口に田園都市といっても，イギリス，ドイツでは若干の相異があるが，労働者の住宅問題と田園都市，つまり「都市と田園とを握手せしめて其處に理想的の都市田園を造成せんとするの傾向は，今や泰西全土に瀰漫」[210]していた．

①　禁酒運動の評価

しかし，田園都市においても，禁酒について彼の立場は変わらない．

レッチウオス田園都市には一の酒舗を設けて居らぬ．英国人はドイツ人と等しく飲酒の風頗る旺である．殊に労働者に於いて其の然るものあるを見る．然るに主として労働者の共同生活地たる田園都市に於て一の酒舗を設置してないといふことは又一の奇観といわねばならぬ．単にこれに変えて清涼飲料の酒舗を設け自由に親しめてゐるに過ぎぬ．（中略）ハワード氏は，予を顧みて，『酒舗設置に関する貴見果して如何』といわれた．予は勿論絶対の禁酒家である．又禁酒奨励者を以て自任しつつあるものである．従って酒舗の存否に就いては，反対を言明しなければならぬ．即ち反対の一語を以て氏に致した．氏は破顔一笑し大に

我意を得てゐると喜ばれた．略酒舗の禁止に就ては，低俗なる欲望をして高尚なる趣味に転嫁せしむる娯楽機関の頗る完備しつつあるの一事を連想せしめなければならぬ．（『泰西』66-67 頁）

しかし，ハワードは禁酒について，「完全に禁止されてしまえば，禁止によって酒の販売がある小さな区域から完全には排除されても，他での悪影響を強化するだけかもしれないという議論を証明することになる」（Howard＝2016：164-165）とし，禁酒法について次のように述べている．

田園都市の自治体は，唯一の地主としての立場上，酒類の販売について考えられる限り最高にきびしい方法で対する力を持っていることは理解されよう．自分の所有地には酒場を開く許可を与えない地主がたくさんいるのはよく知られているし，田園都市の地主―つまり市民自身―も，そういう方向性をとることはできなくはない．が，それは賢明なことだろうか．わたしはそうは思わない．まずそうした制限は，節度ある飲酒者たちというきわめて多数の増大しつつある集団を排除することになってしまう．さらには，アルコール飲用の面であまり節度はない人でも，それを田園都市の健全な影響下に置くことで更正させようという考え方がある．そういう人々も排除されてしまうことになるからだ（Howard＝2016：164）

ハワードは禁酒について，「完全に禁止されてしまえば，禁止によって酒の販売がある小さな区域から完全には排除されても，他での悪影響を強化するだけかもしれないという議論を証明」（Howard ＝2016：164-165）し，「節度ある飲酒者たちというきわめて多数の増大しつつある集団を排除する」（Howard＝2016：164）と指摘している．

② 労働者の住宅についての見解

また，ハワードは，労働者の住宅について次のように述べている．

労働者たちが自分の家を建てる手段を求めるならば，ほかのやり方がある．建築組合をつくるか，協同組合組織や友愛組織，労働組合などを説得して，必要資金の融資と，必要な機器の手配支援を頼むのだ．真の社会精神なるものが，ただのことばや名前だけでなく，本当に存在する以上，その精神は無限に多様な形であらわれてくるだろう．この国には，よい賃金を確保している労働者集団が，有利な条件で自分の家を建てるのを支援するための賃金を集め，協会を設立しようという個人や集団はたくさんいる．これは疑いようのないことだ．（中略）労働者たちが，この自業自得の搾取について文句を言い，国のすべての土地や資本を国有化して自分たちの階級の監督下におけというのは，怠慢というものだ．その前にまず，男女を組織化して自分の資本をちょっと小規模な建設作業に向けさせるという，もっと慎ましい作業で練習を積むべきだろう．（中略）もし労働指導者たちが，いま共同の組織破壊で無駄にしているエネルギーの半分でも，共同組織構築に向けてくれたら，いまの不公正なシステムはとっくに終わっているはずだ．田園都市では，こうした指導者たちは自治体支援機能の実行のための，公平な舞台を持つことになる―これは自治体のために実行される機能であり，自治体が実行する機能ではない――そしてこの種の建築組合の形成は，最大限の効用を持つだろう（Howard＝2016：172-173）．

③　田園都市と警察・貧困者救済の関係

ハワードは，「田園都市のような自発的組織が代替できない機能」として「警察や貧困者救済の措置」を挙げる．

> 田園都市のような自発的組織が代替できない機能があることも，忘れてはいない．たとえば警察や貧困者救済の措置などだ．後者については，このスキーム全体によって，そうした目的での徴税は不要になるはずだ．田園都市は，最悪でも用地費の支払いが完全に終わった時点以降では，物入りな高齢市民全員のための年金を提供するからだ．一方で田園都市は，その発端から慈善事業はめいっぱい行う．さまざまな機関のために合計 12 ヘクタールの敷地を確保してあるし，いずれはそうした機関の維持運営コストもすべて負担するようになるのはまちがいない（Howard 1904＝2016：141）．

田園都市のスキーム全体により，高齢市民のための年金を提供するため徴税は不要になり，慈善事業と救済機関のための敷地と維持運営コストも負担すると述べている．

しかし，生江は次のように述べている．

> 私は此二十世紀の貧民問題を如何にして解決せんかと云ふことは，勿論力は足らぬが始終念頭に忘れないのである．所が此田園都市に來つて其精神を見其成功を見て非常に得る所があつたのである．何うかして自分の生涯を通じ自分の有ゆる力を盡して社会の爲め人道の爲めに盡さうと云ふ考へを，遙か英國の一角なる此レッチウオスに於て切實に感じたのであつた（生江「田園都市の観察（其ニ）」『建築世界』第 8 巻第 1 号，10 頁）．

田園都市は，警察や貧困者救済の措置といった機能を代替できない[211]というハワードの発想と，貧困問題の解決という視点から田園都市の精神に接近する生江の関心の間には，若干の距離がある．ただし，生江は「田園都市が生じても之を救済する唯一の道は，人々の協力に依って大多数を最大の幸福を享受せしむる様な社会事業を完成するに在り」[212]とも述べている．

「なぜ人が過去に生産したものについて，言い争いもめるのか？」（Howard 1898：124）とハワードが述べたように，集団に対立や分断が生じた際，急進的な解決方法を選択することはイギリスでは好まれなかった．

④　貧者の楽園としての庭園

田園を愛好し謳歌するイギリス人の心的態度の起源は近代以前にさかのぼる．トレヴェリアンによれば，シェイクスピアの文学作品は，エーヴォン河を挟む美しい森林と田園とイギリス都市文化が育んだ産物である，という（Trevelyan＝1971：124）．

シェイクスピアの生きた時代には，階級と階層は存在しても相互の間には越えがたい障壁は設けられず，人びとは自由に交流した．「下層の者が上層の者を嫉視することも，相互に猜疑心をもつこともなかった．日常の仕事や娯楽の点で，階層を超えた結びつきがあり，さまざまな中間的階層・中間的職業の人々がいたため，厳密な線は画されなかった」（Trevelyan ＝1971：139）．また，イギリスにおける貴族階級の邸宅は田園に存在し，煩わしい仕事に従事する時のみ都会に

出かけ，田園生活を謳歌することが上流階級に好まれた．ジェントリはさまざまな形で近代的世界と人的接触を保った[213]．

ジョージ王朝様式として知られる質朴な建築様式は 18 世紀イングランドの平穏で安定した社会と調和する美を体現するものである．湖水地方やスコットランドの高地地方，海水浴場へ出かけるという新たな趣味，自然の雄大な姿に対する憧れの眼差しは，文明化される社会に対する反動形成でもあった．

近代のラスキン，ウィリアム・モリスとアーツ・アンド・クラフツ運動はパーカーとレイモンド・アンウィンに影響を与え，レッチワース，ハムステッドでアンウィンは建築技師として採用され，1907 年 5 月建設がすすめられた．ハムステッドの建築は，洗練された美しさという点においてレッチワースを凌ぐものと評されている．

田園都市はハムステッドでもレイモンド・アンウィンを建築技師に採用し，1907 年 5 月建設がすすめられた．田園都市は都市計画の審美的な側面から評価され，田園の情緒を残した風景や，レイモンド・アンウィンの秩序ある建築のデザインが視覚的に注目されやすい．しかし，ハワードが田園都市建設を通して実現したかったのは美しい建築物ではなかった．

19 世紀半ば，強制的に保健衛生上の観点から実施され，橋や学校や病院，教会といった基本的な建設が急がれた時代の都市改善事業と，大衆社会・文化が成立し，より社会的・文化的な空間が求められた 20 世紀初頭の田園都市政策の特徴は異なる．

後に，「視よ現今の市営長屋と従来の貧民借家とに住する彼等貧民に就て観察する時にはその容貌，性行等著しき変化を呈せるを以て住宅が如何に人間の性質に及ぼす影響の深大なるかを知るに足らん」[214]と生江は述べている．

> 「貧民改良の上で最も注意すべき一事は住宅改良であると思ひます」（「欧米に於る地方改良事業」『地方改良事業講演集』内務省地方局，1909 年，498 頁）

香山は都市計画協会の名誉会長であった飯沼一省が次のように述べたと記述している．

> われわれが学校を出て内務省に入ったのは大正 6 年 5 月のことであったが，その就任の最初の日に，辞令と一緒に数冊の書籍を頂いた．曰く，床次竹次郎著『欧米小感』，水野錬太郎著『自治の精髄』，井上友一著『自治要義』等々であった．その中に，内務省地方局有志編纂『田園都市』というのがあった．」（香山健一（1980）「田園都市国家への道」内務省地方局有志『田園都市と日本人』，講談社学術文庫，4 頁）

生江の見た田園都市は，大正期に東京で開発された田園調布のそれとは異なるものだった．日本では，田園都市は中・上流階級が対象とされたため，居住者は資産のある高齢者が多かった[215]と指摘されている．

田園都市について，生江は晩年「それが実際上，どれだけの効果を挙げたかは別として」と留保をつけ，「世界大戦後に於ても破壊された都市の再建設をなす場合に非常な参考になったことは明らかであるが，しかしこれがために東部ロンドンの光景は必ずしも変化したとはいえない」[216]とやや距離をもって評価している．

1918 年 3 月東京府で開催された内務省感化救済事業地方講習会講演『住宅供給事業』というタイトルの記録が残っているが，当時の貧困問題とその原因，一解決策としてのイギリス，ドイツ，

フランス，ベルギー，アメリカ，日本における各国の試みが政策・事業ともに縦横無尽に彼の実体験を踏まえて語られ，圧巻である．

(3)　関東大震災後も続いた交流

生江とハワードは約 20 年間，連絡をとりあっている．1925 年の春，ハワードから手紙が送られ，4 月にニューヨークで開催される田園都市国家の国際会議に参加できないかと依頼があった．しかし，当時生江はオーストラリア，ニュージーランドへの視察に向けた準備のために忙しく過ごしており，返信できなかった．

返信が無かったため，ハワードは技師を通して生江の安否を尋ねたようである．この書簡や技師が誰であったかどうかは現在確認できていないが，技師を通して，ハワードの心配を察した生江は手紙を送っている．ハワードはそのとき 78 歳の高齢だったが，日本に立ち寄った際は日本の田園都市もぜひ視察して，生江と再会したいと連絡があったようだ[217]．しかし，1928 年 5 月 1 日，胃がんのためハワードは帰らぬ人となり（Beevers 1988：181），それは実現しなかった．

田園都市の精神について，「田園都市の精神は，土地を共有にすること」であり，「ハワードは生存上自由競争を許した」[218]ことが成功の秘訣で，田園都市は本当の意味ではレッチワースのみで他にはない，と生江は述べている[219]．

このような土地を共有しても自由競争を許すという寛容な手法は，田園都市で家を建築する方法によく現れている．

5 つの方法とは，(1) 営利的に建築する方法，(2) 工場や会社で労働者の家を造る方法，(3) 田園都市貸家協会で家を建て，借り人を株主にして其利を分け家賃を収入源として家主の利益に代へて返す方法，(4) 慈善博愛家によって家を建て安価で貸与する方法，(5) 田園都市株式会社の仲介会社を通して，家を建てる際に建築会社と相談して設計した家を建て，賃貸してその金を返済し，残りを自己の所有とする方法である[220]．

土地を共有しても自由を尊重する多彩な方法を田園都市は採用していた．

生江が捉えた田園都市の 2 週間は，企業家の善意や個人の慈善では解決し得なくなったイギリス社会の岐路を背景に映し出している．私企業の投機的事業が都市化を推進する場合と，住民の合意と支持を形成しながら管理された都市化が進む場合があった．このように，民主主義をどのように理解するか，市民的公共性の問題，コミュニティの自発的な形成に関わる問いが田園都市論には含まれていた．しかし，内務省の感化救済事業及び社会事業に関わって，貧者の救済，とりわけ住宅政策や住宅改善事業との関係で紹介され，日本に受容されていったとみられる．

また，次項でみるように，田園都市構想は住宅政策だけでなく，チャリティにも影響を与えた．

(4)　田園都市思想と慈善の結合

1909 年以降に構想されたボーイズ・ガーデン・シティは，ガールズ・ヴィレッジ・ホームの成功を踏まえた拡張計画であった（史料 8）．

都市スラムから救済した少年たちを，田園的環境で育成するという構想は，当時の田園都市思想と慈善事業の融合を象徴している．図 19 は計画中のボーイズ・ガーデン・シティの予定地グウィン・ハウスを示す（図 19）．

配置図に示されるように，住宅・農場・菜園・花園・教会・運動場・療養施設（サナトリウム）・プールが一体的に設計されており，生活・教育・労働・信仰を包括的に組み込む空間構成が意図

されていた（図20）．田園都市風の理想的な生活環境を作り，都市スラムから救済した少年たちを健やかに育てることが目的である．黒く塗りつぶされたガーデンシティの住宅は 28 戸分描かれており，少年たちの住む「家庭的な小規模コテージ」を表す．カーブを描く道路沿いに整然と並べられ，過密にならず，自然の中で生活できるように設計された．中央の広い緑地は，共同の遊び場，野外活動，行事スペースとして想定されたと考えられる．外周の農地・畑は教育用の敷地として残されている．農場も配置されており，園芸・農業を少年の教育プログラムとして重視していたことが分かる．

この計画は，スラム地区から救済した少年たちを，健康的な田園環境で育て，自立のための農業・職業訓練を施すという，当時のチャリティ，フィランソロピーと田園都市思想を象徴するプロジェクトであった．

史料8　ボーイズ・ガーデン・シティ

ボーイズ・ガーデン・シティ

「動き出した！」我らの少年たちの“ガーデン・シティ”計画

この計画において，私たちは，1874 年にガールズ・ヴィレッジ・ホームが始まって以来，ホームズにおける最大かつ最も重要な拡張に着手しました．

すでにこの雑誌や，挿絵入りパンフレットの発行を通じて，この計画を私たちの支援者の皆様にご紹介しましたが，これまでのところ非常に心強い支援をいただいており，それをここにご報告できることを喜ばしく思います．

この計画はまさに「動いて」おり，1910 年初頭に新たな試みの礎石を据えることを確信をもって見据えています．

目的

私たちの施設で生活する 1300 人の少女たちは，田舎のコテージに住んでいます．彼女たちは健康をもたらす澄んだ空気，楽しさをもたらす遊び場，そして田園的な訓練を享受しており，これは都会生活では得られない，より幸せな子ども時代と明るい未来を意味します．

そして今，私たちは要するに，少女たちに与えてきたものを少年たちにも与えたいのです．

少年たちが田園の環境で暮らし，より良い人生の可能性を得られるような“ガーデン・シティ”を持ちたいのです．現在私たちは，ステップニーやレオポルド・ハウスなどの都市部で，多くの少年たちを収容しています．それは，過去 40 年にわたって続いてきました．

彼らに，空気を！空間を！そしてより健康的な生活を与えましょう！

そうして生まれたのが，“ガーデン・シティ”という発想なのです．

方法

1 年前，ステップニーから 8 マイル離れたウッドフォード・ブリッジにあるグウィン・ハウス（Gwynne House）という不動産が市場に出されました．

その土地は砂利質の土壌で 39 エーカー，標高が高く，開けた健康的な地域に位置しています．ある寛大な支援者がこれを購入し，ガーデン・シティの構想を念頭に，自ら購入したときと同じ価格（6,000 ポンド）で，3 年間の買い取りオプションをホームズに提供してくれました．専門家の評価では，この価格は非常に割安だとのことです．

私たちの評議会は慎重な議論の末，この計画を正式に採用しました．

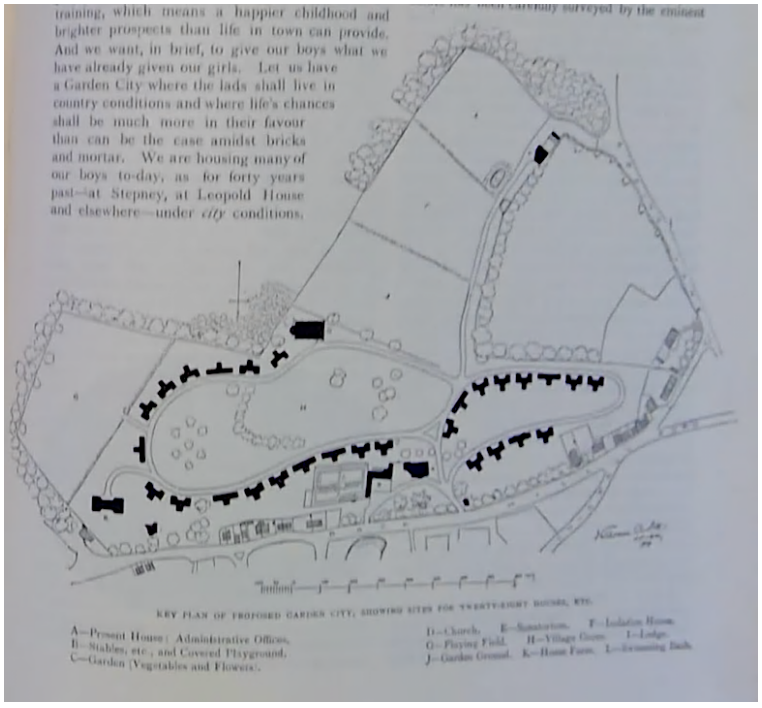
建物は，白い石造りの 2 階建ての大きな屋敷です．広い厩舎，多数の牛舎や豚小屋，道具・器具小屋，その他の建物がそろっています．この不動産は，著名な専門家によって綿密に調査されています．（出典：*Night and Day*, December 1909, p.71.）

図 19　計画中のボーイズ・ガーデン・シティの予定地



©Barnardo’s Archive

図 20　計画中のガーデン・シティ主要配置図



©Barnardo’s Archive

視察時期から推察して，生江がこのボーイズ・ガーデンシティを実際に見ることはなかったのではないか，と考えられる．しかし，この施設は，イギリスにおける田園都市運動がチャリティと融合する形で実現された一例であり，一九〇八年に田園都市を視察した生江が訪問した時代を象徴するものである．これらの言説は，イギリスにおける田園都市運動とチャリティの融合の一例として，興味深いモデルである．

以上の検討から明らかなように，生江にとって田園都市論とは，美しい都市景観や理想的な居住空間の構想にとどまるものではなく，貧困，住宅，労働，自治といった近代社会の根本問題に対する一つの社会事業的解答であった．生江は，ハワードの唱えた土地共有や自治的経営の理念に強い関心を寄せつつも，田園都市をもって貧困問題が全面的に解決されるとは考えていなかった．その意味で彼の田園都市論の受容は，理念の移植というよりも，既存の社会事業観・倫理観と照合しながら行われた選択的・批判的受容であったといえる．次節では，こうした田園都市体験を踏まえたヨーロッパ都市における自治と社会行政に関する調査事業観が生江の社会事業観に与えた影響について検討する．

第3節　都市における自治と市民形成

本節では，生江が第2回外遊において調査した都市自治と社会行政を，単なる統治技術や行政制度の問題としてではなく，都市における市民形成の過程として捉え直す．20世紀初頭のイギリス都市では，貧困，失業，住宅，衛生といった問題が相互に絡み合い，従来の救貧法的救済のみでは対処しきれなくなっていた．この状況において都市自治は，困窮者を管理・隔離するための装置というよりも，公共的問題を市民自身が可視化し，議論し，分有するための制度的枠組みとして機能しつつあった．生江は，こうした都市行政の運用を通じて，自治とは何よりも「市民を育てる営み」であるという理解に到達していく．本節では，グラスゴー市を中心とする都市行政の実践と模範工場の経営事例を手がかりに，生江の自治観がいかに市民形成へと展開していったのかを検討する．

1．都市行政の運用と市民参加

生江がグラスゴー市において強い関心を寄せたのは，都市行政の制度設計そのものよりも，それがどのように運用され，市民がいかなる形で関与しているかという点であった．

生江文庫に所蔵されている Sir James Bell, Bart and James Paton F．L．S の“Glasgow: Its municipal organization and administration”（1896年，James MacLehose and Sons）には1908年7月7日の日付で生江の下記のような書き込みがある．

> 蘇国グラスゴー市ハ模範都市トシテ其名天下ニ高シ友人相島虚子余ト相携ヒテ同市ヲ過ルヤ余ガ今回ノ来遊ハ模範都市ノ研究其重ナルモノナルノ故ヲ以テ余ガ為メ特ニ一本ヲ購ツテ贈興セラル．余ハ深ク其厚意ヲ謝シ併セテ来遊の目的ニ背カガラレヲ期ス．

「虚吼」とは，大阪毎日新聞社の相島勘次郎氏のことである．

1908年9月，生江は単独でグラスゴーへ渡り，都市行政に関する調査・研究を進めた．この第2回外遊における調査結果をまとめたものとして，「蘇国グラスゴー市政一班」（1909年8月）

がある．この報告はグラスゴーの社会行政を水質管理や公園など細部にわたって観察し整理したものである．

(1)　スラム街の踏査

グラスゴーのスラム街は当時の社会行政との関係で他の地域と異なる特徴をもっていた．グラスゴー市では，細民窟の住宅で一室二千立方フィート以下の容積しか有していないものに限り，全て夜間室内検査を受けなければならないという特別規定を設けていたのである．時間は夜 11 時半から翌朝 4 時までであった．

夜間の検査において，室内の狭い寝台に 3〜4 人が寝ていることは非常に多く見られ，寝台は本来縦に寝るものだが横に臥せているために腰から下はぶらさがっており，それでは安眠できないためケーブルや椅子で補い，そこに足をのせて寝ている住民もいたという．

(2)　市会の傍聴と失業女性の陳述

「蘇国グラスゴー市政一班」には，1908 年 9 月 17 日木曜日の市会とその前後，グラスゴー市庁前で行われた労働者のデモ，市議会での意見陳述，カニンガム＝グレアム（Cunningham=Greham, 1852-1936）が来庁した時の様子について次のように記されている．

> 市庁前の「ジョージ，スクエア」に於ては毎日労働者の示威演説会あり，有名なる社会主義者カンニガム，グラハム倫敦より声援に来り，盛に社会主義を鼓吹しつゝ応援頗る努む，而して 9 月第 3 木曜日の市会開会中，同氏は失職労働者約 20 名を率い全失職者を代表して救済方法に関する意見の陳述に来り，次て女子失職者もまた約 10 人の代表者を市会に送つて滔々意見を陳述せしむ，その勢や中々に悽愴なりきたるを以てその来会や正々堂々のものなりき，而して彼等の出入ある毎に職員は必ず総起立して敬意を表し，陳情に対し，静視傾聴し少しも動揺せず，而して代表者の陳述する處は又少しも破壊的ならず，失職後に於ける各自及びその家族の困阨の状を訴え，正当なる職業を得ん事を要求したるに過ぎず，市長之に対し満腔の同情を表する旨を告げ市に於ても能ふ丈け授職の途を講じつゝあるも，今日の場合凡ての失業者に職業を能ふるは不可能の事なるを以つて，萬已むを得ざる場合は目下募集中の救済資金を以て之を救護するの外途なきのみと，余はこの光景を傍聴せしに市会も労働者も静粛にして少しも動揺せざるに歎賞せり．
>
> 救済によって募集したる金額目下十萬圓に達し，市庁亦は慈善協会に於て救済に従事し居れるを見る．（生江「蘇国グラスゴー市政一班」『講演集』内務省地方局，23-24 頁）

この史料から，失職者たちは突如として市会を襲来したのではなく，予め相互の交渉を経て正々堂々と来会したのであり，労働者に対して議員は必ず全員起立をして敬意を表し，陳情に対して静かに傾聴し，少しも動揺しなかったことに生江が歎賞したことがわかる．

また，代表者の陳述するところは穏やかに失職後における自己と家族の困窮状態を訴え，正当な職業を得たいと要求したに過ぎず，市長はこれに対し同情を表し，全ての失業者の職業を与えることは不可能であるが目下の救済資金をもってこれを救護すると述べた．

1908 年 9 月 18 日付の 新聞 The Glasgow Herald には失業した女性の意見陳述と，議長およびグレアムの発言が紹介されており，スコットランドでの労働運動や社会運動と社会行政の接点が確認できる．市会における失業女性の陳述は，救済の対象であった人々が，公共的議論の場に姿を

現し，自らの生活条件を言語化する契機となった．ここに生江は，自治を単なる行政権限の所在ではなく，市民が公共性を経験し学習する場として捉える視座を見いだしたのである．

(3)　公衆浴場・図書館・職業紹介所

また，ダンファームリンのスラムに関する次のような回顧がある．

> 此の 3，4 万人の人口を有するダンファームリンにもまた小なるスラムがあった．そのスラムでカーネギーの父が生れたのであるが，私は先ず，最初にダンファームリンに行き市長に面会を乞うた後，スラム地区で今尚そのまま記念として保存しているカーネギーの生地を視察した．（『泰西』72 頁）．

> ダンファーリンに関しては，公費を要する事業の他はカーネギーが必要と認めた事業は，総てカーネギーの寄付によった（『泰西』72-73 頁）．

第 2 回外遊で，生江は，ヨーク，エディンバラを通して 8 月 8 日〜10 日，スコットランド大英国青年大会アハーデン市に参加した後，エディンバラ市から乗車した客と居合わせたことをきっかけに，グラスゴー市で生産及購買組合事業に関する調査を実施している．生江はグラスゴー市を度々訪問しており，最後の訪問では一か月間滞在し，その間模範都市として研究した．第 2 回外遊の際，再び訪問したグラスゴー市における挿話は，興味深い．

> 予は蘇國アハーデン市に開催せる英國青年大會に臨み，其歸途汽車に乘じてグ市に向つた．やがて予等が汽車はイデンバラ市に着いた．此時どや／＼と田舎ものめいた四五名の者が扉を開いて予が客車に入つた．英國の汽車は，重に一客車五六人を限度として收容するの設備であるので，圖らずも是等の人と同乘することゝなつた．列車中にては禁烟するを原則として居る，然し別に喫烟室を設けてあるので，喫烟者は不便を感ぜぬ．
>
> 予は素より絶對に喫烟を爲さぬ，然るに，イデンバラ市より搭乘せる一隊は，何れも愛烟家らしく，頻りに其らしい素振をし始めた．かゝる際若し同室の客が承認を與へ，差支ないといふことになれば，喫烟しても苦しくないといふ彼地の慣例となつてゐるらしい．即ち此室には予と，及び其の一隊のみなるを以て，予が承認を與へれば，優に烟草を燻らすことが出來るのである．此に於てか，その中の一人は予に貴下は予等の喫烟するを許容せらるゝかと慇懃に問ふのであつた．此時他の者は，予が如何の辭を成すかを耳を欹てゝ注意してゐた．予は，喫烟を許さずと術なく要求を拒斥した．それで彼等は，已むなく代る窓外に面を出し窮屈相にして喫烟し始めた．然し彼等は，之がために感情を害した様にも見えぬのみならず予に何彼となく親しげに話しかける，晷の移るまに／＼予は宛ら彼等と相識の間なるかの如くなつた．やがて話頭偶産業組合に転ずると，中の一人は『予等は今購買組合の総会から帰つてきたばかりである．そして是は今貰つてきた組合の報告である』といふて，予に其の組合の報告書をくれたのみならず，其の組合関係者に宛てたる紹介状すら進んで認めてくれたのである．是れ実に予が蘇格蘭に赴いて産業組合を視察せんとするに至つた一因である．（『泰西』13-14 頁）

生江はこの時の心持について，「其態度の公正なるが，坐ろに奥床しく，懐しく思はれてならなかつた」[221]，という．第 1 章で，仙台藩の武士は公正で奥ゆかしく，正直であったが故に戊辰戦争に敗れたことを確認してきたが，彼が懐かしいと表現したこの態度は，仙台の文化に通じるものがあったのではないか，と推察される．

生江は，農村における産業組合の必要性について論じる際，次のように述べている．

> 二十世紀は團體の時代と謂はれてゐる．個人の事業は移つて團體の事業となり，個人的の競爭は轉じて團體的の競爭時代となつた．優秀なる個人の少數を要求する時代は過去に屬し，活力ある協同の團體を要求する現代となつた．而して勝利は常に後者に歸するを定則とするの時代となつた．（『泰西』11 頁）

ここには，時代の趨勢を個人から社会への変遷としてみてとる社会事業家の姿がある．

当時の労働者文化について，同時代を生きた人物の描写をみておこう．1901 年，14 歳の時オークニー諸島から産業都市グラスゴーへ移住した，詩人・批評家のミュア（Edwin Muir,1887-1959）は，次のように述べている．

> 私がグラスゴーで会った労働組合のメンバーには，信仰と実行の分離が平然と受け入れられているようなことはなかった．彼らの人間関係は道徳の衣をまとったエゴではなくて，真の精神的な結び付きであった．彼らの互いに対する義務感には，必要とあらば自分を犠牲にする覚悟があった．彼らには隣人を利用したり，出し抜いたりしないという暗黙の誓約があった．これらは道徳の規範であり，社会的にも最も基本的な道徳である．（中略）彼らには守るべき伝統があった．伝統は繊細な矜持を生み出した．（Muir＝2007：173-175）[222]

生江の社会事業及び社会政策に関する著作論文は貧困と労働者に関する言及が多い．生江は大正期に労働組合運動の発展に際して，教育の重要性について発言したことがある．それは，単に彼の人格主義やキリスト者としての信条との関わりだけではなく，イギリスで見聞した労働者文化が反映されているのではないだろうか．

生江は，「第二次の航遊に於て予が特に著しく感じたるは，欧米に於ける自治民育の美績」であり，「自治の各機関を斎善して以て公共の思念，協同の精神を涵養し，延いて文明の根底を堅固たらしめんとするの一時に抵ては即ち一なり」[223]と述べている．工業の著しい発達に対し徐々に衰退の兆しがみられた当時の状況に対して，「農村が次第に疲弊に趨いても，国家は果して何等の痛痒を感ぜざるべき乎」[224]という．

交通機関がいかに混雑しようと常に整然とし，他人を押し退けて自分が其の位置を奪うようなことは恥辱と考えるイギリス人について，生江は「これは他人の権利と自己の義務とを共に重んじて能く之を守るといふ観念が基礎となつて居る」のであろうと推察している．

2.　模範工場と労働者の人格形成

(1)　　ラウントリーのチョコレート工場視察

生江がラウントリーの工場を視察したのはいつ頃なのか，具体的な日時はよくわかっていない．タラックの紹介状を得て直行したのであれば 1908 年 8 月上旬頃であるが，その時期はロンドン

のスラム街の調査を行っていた可能性が高い．スコットランドから戻りイギリスの調査を終え大陸へ向かおうとする直前に訪問したのであれば，同年 9 月下旬から 10 月上旬頃と推察される．

帰朝後，ラウントリーの工場で働く女工の様子について，生江は次のように述べている．

> 更に此の会社を視察するに当たつて何人の眼にも映ずることは，女工の快活なる態度と，優美なる風姿とである．是等は何れも貧民の子女であるが，一見其とは頷かれぬのである．たとへ細民の子女に非ずとするも，一般の工場内の女には，顔面蒼白なるが多いのであるが，此工場に於ては全く之と反対であるのは如何にも一奇である．工女といはんより寧ろ女学生に彷彿としてゐる．
>
> 是は果して何者に帰因するか他なし労働時間短縮の為に自づから心神を休養せしむることを得被傭人は感謝措く能はず，おのがし＼其職務に盡瘁するの致す所である．予はその活々とせる要望と優雅なる風姿とを見て非常に快感を覚えたのである．（『泰西』294-295 頁）

生江は，「泰西に於ける救済事業の比較研究」と題した講演のなかで，ブースとラウントリーの調査を紹介している．

ブースの調査については，此本は実際の事を書いてあつて理論でないから根拠も甚だ強いばかりでなく読んでも甚だ趣味があるとし，極貧者に陥る原因について要するに労働に対する需要の欠乏に加へて労銀が少ないのが主なるものとする．

一方，ラウントリーの調査については，ロンドンは広漠とした都会であるがヨーク市調査は土地の狭いだけ非常に正確でありほとんど一点の不備を見出さないとし，「貧民の重なる原因は労銀の低廉であつて，全貧民の五割二分を占めて居る．それで朝から晩まで働いてなぜ貧民に陥つて居るかと云ふに，是は労銀の低廉が主因であるとすれば，社会救済，都市経営の任に当る人は之に向つて大に解釈を求めなければならぬ」[225]とする．

また，ラウントリーは調査の結果自分の工場で働く労働者の最低賃金を当時の日本円で一週間 12 円と定めた．学者はただ論じるばかりの者が多く，また社会救済に当たる人は聞いたことや調査したことをそのまま容易に実行しないものだが，ラウントリーは実業家・応用社会学者でありながら一方で社会救済者であった．大変精密な調査から結論を引き出すことそれ自体容易でないにも関わらず，ラウントリーは調査で得た結論をそのまま自分の使用する労働者のために実行した，その事実に推服しなければならないと述べている[226]．

> その学究的態度は唯学究の為めの学究には非ずして，総て自己の事業の上に体験せしめ得べき確信を有することに於て特に偉大さを感ぜしむるのである．（生江「ラウントリー氏と其の事業」『社会事業』1924 年 11 月, 12 頁）

ラウントリーと類似した事業は，その後他の工場でも実施された．こうした模範的工場の取り組みについては批判もあった[227]．

武田によれば，ラウントリーの貧困調査の発想には，クエーカー教徒の社会改良運動が介在している（武田 2014：121）．ラウントリー家は，創業者 J. ラウントリー（Josepf Rowntree, 1801-1859）の次男ジョーゼフII（Josepf Rowntree, 1836-1925）が 19 世紀後半にココア・ビジネスを成功させ，その次男 B. S. ラウントリー（Benjamin Seebohm Rowntree，1871-1954，以下ラウントリー）が貧困調査を行った．

そのほか，生江はボウンビルの農村とキャドバリー（George Cadbury, 1839-1922）の工場を調査している．

> ボルンビールの新農村は英国有数の実業家たるカドレー兄弟の経営に成つたものである．この兄弟は英国に於ける模範工場の一たる「チョコレート」会社の所有者であるが，傍らバーミンガム市の成人学校の篤志教師として，日曜日毎に細民の子弟を教育していた間に，彼等の家庭を訪問し，生活状態を知るにつけ，細民の向上を計るは，まずその住宅を改良するに若くはないといふことを痛切に感じたのである．その結果約 56 百万円の私財を投じて，同市に接続せるボルンビールに一大花園農村を新設し，多数の職工に改良せる住宅を提供し，且つ彼等に慰安娯楽を與ふることを企つるに至つたのである．（「模範的新農村ボルンビール」『斯民』中央報徳会，1915 年 5 月，97 頁）

生江は，ボウンビルは，ポートサンライトとともにイギリス田園都市の双璧と称せられているとし，「一村の家屋がいづれも丹朱の煉瓦と碧緑の石盤とをもつて彩られ，茲に至るものをして，自ら画中の人たらしむ」と評せらるゝことを見ても，如何にその善美を盡せるかは想見されやう」[228]と賛嘆している．

第4節　救貧における国家と社会

1.　貧民窟の踏査

第 2 回欧米視察においても，生江はスラム街に何度も足を運び，住人と交流しつつ研究し続けた．彼はニューヨークのスラム街の踏査経験があるため，ヨーロッパ各国のスラム街の踏査は，自ずとニューヨークと対比しながらの調査になる．

生江は世界の貧民窟の中でその数の多さ，悲惨さでは第一にニューヨーク，第二にロンドンを挙げる．しかし，「倫敦は爾来幾多の改良を加へたる結果大にその面目を一新し就中貧民住宅問題の如きは大に見るべきの価値あるに至れり」[229]とする

生江によれば，当時東部ロンドンのスラム街は 1 エークルに 365 人という人口密度，狭く不潔な一室だけを借りて住居して居る者は倫敦全体で 200 万人以上に達しており，これは東京の人口を超える数である，という．また，細民中には栄養不良に陥る者が多く，救済事業のために 1 億円以上の巨額を消費しているにも関わらず，路傍で餓死する者は一年間に 130〜140 人，ロンドンだけでも 1 週間に 1 人の割合で餓死者を出している，という．

ニューヨークとの違いは，こうしたスラム街で生活する者は既に 3 代以上継承する者も少なくない，ということである．「細民又は犯罪者は一面より観れば一種の疾病の様なおで，而かも遺伝的性質を有すといふも過言でない」と述べている．

『欧米』によれば，何度も東部ロンドンに足を運び，警察や宣教師など人々の案内を請い様々な調査を試みた生江であったが，未だその真相を得たと自信をもっていうことができなかった．しかしある一人の住民が生江の前に現れた．彼は 12 回ほど監獄に行って来たし，又感化院にも居たことがあるという[230]．それで監獄の事情であれ，細民窟の状態であれ，一から十までよく承知している．細民窟を調査したいのであれば，喜んで案内しよう，というのである．生江は数回彼

と一緒に調査をし，彼に出会って，ようやくロンドンのスラム街の様子について詳しく知ることができた，という．

> 其男に二度目に會ふた時に，其男が案内を致しませうと言ふて悦んで參りましたが，其男が言ふのに私は三日ほど寢床へ寢ませぬ，さうして一日半ほど飯を喰はぬのであるが，今日はどうかして寢床へ寢たいと云ふことを頻りに申して居ります，私を案内して金を貰ふて寢床へ寢たいと云ふので，それは勿論易いことであるから，一日半も飯を喰はぬと云ふなら御馳走をしてやらう，東部倫敦にも料理屋がございますから，其の料理屋で御馳走をしやうと言つたのでありますが中々應じませぬ，イヤそれは宜しうございますと言つて辭退する，其心は私には能く分りませぬが，其時にも思ひ，今でもさうであらうと思ひますことは，長い間寢床で足を眞直に伸して寢ることが出來ないと云ふのは餘ほど辛いに相違ない，公園なり其他の所にベンチがございますが，さう云ふ所へ腰を掛けて寢て居る，さうすると巡査が來てコラツと叱られる，其處を立つてまた何處かのベンチへ行つて寢て居る．するとまた巡査に叱られると云ふやうな譯で，ゆつくり寢ることも出來ない，晝もさう云ふ譯で，三日も四日も足を伸して寢ることが出來ぬと云ふのはど餘ほと辛いに相違ない，中略結局食事はやりませなんだが，諸處案内さして，日本の金にして五十錢ほどやりました所が非常に悦んだ，尤も彼地で一晩寢る金は六錢か七錢位で二十錢か二十二三錢も出せば樂に寢て旅籠の御馳走になれるのでありますから，五十錢か七十錢貰ふと安々と一晩寢られる譯で，非常に悦んで別れたのであります，そう云ふ十何回の犯罪者になると誰も助けて呉れる者がない，自分が三日も四日も足を伸ばして寢ることも出來ず，一日半も飯を喰ふことが出來ないと云ふのでありますから，若し彼の心が一度動いて，犯罪をしやうと思ふならば容易いことであります，監獄の中へ入つて行けば足を伸ばして寢ることも出來る，又監獄の中に入つて居れば一日半も飯を喰はないと云ふやうなことはないのみならず，相當の飯を毎日喰ふことが出來るのであります，天下に誰も彼を助ける者はない，彼の相談相手になつて呉れる者もない，彼の手を取つて，此境界より引上げて呉れる者がないと云ふのだから，若し彼が心を決して犯罪をすると云ふのは彼に於て容易いことのやうに云えます（「海外に於ける貧民窟の状態 其の2」『東京市養育院月報』第105号，東京市養育院，1909年11月，7-8頁）．

生江は彼が12犯も罪を犯したのは悪いに相違ないけれども，その犯罪をした訳は種々なる原因があり，其の犯罪が重なり重なつてここに至ったので中略誰か彼に力を貸し，又彼の友となる人がございませぬならば，自分は幾ら我慢して正路に立帰つて普通の人間にならうと思ふてもなられないのであります[231]と述べている．

彼に案内され，前後2日間貧民窟を隈なく観察し，彼らがどのような生活を営みつつあり，どのような家屋に居住しているのか，その一般を知ることができた．その結果，生江の印象に最も深く残ったのは「細民の住宅の頗る不完備なることで，生活上の欠陥は多く此に起因してゐる事を発見した．されば細民の生活状態を改善し，延いては其品藻を向上せしめんとせば，先づ彼等の住宅を改善するのが急務である」とする．つまり，「細民の改善は，畢竟細民住宅の改善である」[232]というのである．住宅問題へ焦点を当てるところに田園都市の影響が見られるだろう．

2.　救貧法・社会立法に対する評価

(1)　　救貧法に対する評価

1908 年の視察当時，イギリス救貧法をめぐって多数派と少数派に分裂した王命委員会の報告が議論を呼んでいた．1909 年に提出された「救貧法及び困窮者救済に関する王命委員会報告」は多数派と少数派に分裂し，救貧制度の将来像をめぐる深刻な対立を示したのである．

生江の救貧法理解は，単なる制度批判ではなかった．救貧法改正後のイギリスの貧困救済を次のように捉えていた．

> 慈善事業が求報的，打算的に陥った結果多大の病弊を醸したとともに，一方救貧法による救貧行政もまたその性質上いたずらに消極的となり，かつ調査の杜撰と監督の不充分との結果，一方濫救に流るるとともに他方漏救の弊を招致した．しかも年と共にますますその欠陥が暴露しきたった（『綱要』374 頁）．

濫救と漏救，調査の杜撰，監督の不充分，消極的行政など，ここで彼が問題にしたのは，救済が合理的・組織的・公共的に機能しているかどうか，である．同時に，慈善事業についても，求報的・打算的，病弊の醸成と動機の私性・恣意性を厳しく批判している．

つまり生江は，国家は善であり民間は悪であるとも述べていないし，また慈善が善であり救貧行政は悪であるとも述べていない．

生江は，救貧法の「二大病弊」として，「極貧者に達しなければ救助しない」点と，「調査が不十分で濫用の真偽を判断しにくい」[233]点を挙げている．ここには，救済を「最後の網」としてのみ位置づける制度の限界と，個別的・場当たり的な慈善の非合理性に対する批判が明確に表れている．生江は，新旧制度の対立そのものよりも，救貧を社会的に組織する必要性に着目していたといえる．

近代国民国家の形成は，慈善を否定したのではなく，社会問題への対応という新たな枠組みのなかでその役割を再編した．都市化と貧困の拡大を背景に，貧困は統治の対象として把握され，宗教的・私的慈善は，国家政策を補完・媒介・実験する場として再編成されていった．

とりわけイギリスでは，宗教的多元性を基盤とするチャリティ文化が持続的に発展し，福音主義的人道主義や帝国的フィランソロピーと結びつきつつ，国内外で展開された（大澤 2024）．生江が訪れた救世軍やセツルメント施設は，こうした「民間による公共性」の具体的形態であり，国家と民間のあいだに位置する実践の場であった．

(2)　　社会立法の成立

1906 年の総選挙における自由党の圧勝と労働党の躍進は，社会政策の方向性を大きく転換させた．ロイド・ジョージ（David Lloyd George，1836-1945）とチャーチル（Winston Leonard Spencer Churchill，1874-1965）を中心に，学童給食法（1906），老齢年金法（1908），職業紹介法・最低賃金法（1909），国民保険法（1911）など，一連の社会立法が成立した（小山 1978：197，高島 1995：77–78）．これらは，慈善事業や救貧法に依拠してきた救済システムの限界を認識し，国家の法制度による再編成が本格化したことを意味する．ただし，学童給食法が国民の体力低下や兵役不合格者の増加を背景としていたように，これらの政策は帝国主義的意図を内包していた．

C. ブース（Charles Booth, 1840-1916）によるロンドン調査やラウントリー（Benjamin Seebohm Rowntree, 1871-1954）によるヨーク調査は，貧困の主要因が失業・疾病・不安定雇用・低賃金にあ

ることを明らかにし，「貧困は個人の道徳的欠陥による」という通念を揺るがした．こうした認識転換を背景に，イギリスの社会改革は保守党ではなく，自由党と労働党の連携によって推進された．

生江は，国立職業紹介所，疾病・失業保険，最低賃金法などを紹介しつつ，「労働者の真なる覚醒時代が既に英国に幕を下した」と述べる一方で，「保険法あることを以て，英国の社会問題を解決すべく，又せらるべしと思ふのは，大早計」であるが，「労働者の福祉を増進しつつあるのは蓋し捺ふべからざる事実」[234]とも指摘している．

ここには，制度改革の意義を認めつつも，国家政策万能論から距離を保つ姿勢が明確に示されている．

3. 生江における社会の発見

近代における社会の発見とは，人びとが社会を全体として認識し，自らをその構成員として位置づける過程であった．池田・池本は，資本と生産の集中が国家的集中をもたらし，労働者が国民の過半を占めるに至った結果，「自由競争だけでなく，社会を人為的調整と共同努力の対象として把握する」視座が成立したと論じている（池田・池本 2002：130-132）．19 世紀末イギリスにおける救貧制度改革，チャリティの再編，社会立法の展開は，まさにこの社会の発見が制度と実践の両面で進行した歴史的過程であった．

田園都市や都市社会行政の視察に見るように，生江の第 2 回欧米視察の目的は「単に一般救済事業のみならず，教育の制度，宗教の宣布，自治の運用，或は農村経営等に関する機運と実績との探査」[235]にあった．

生江にとって最も印象的だったのは，田園都市を含む「欧米に於ける自治民育の美績」であり，「自治の各機関を斎善して以て公共の思念，共同の精神を涵養し，延いて，文明の根底を堅固たらしめんとする」欧米文化の「楯の両面」[236]を観察したと述べている．

こうした視察経験は，日露戦後の経営において「如何にせば地方を振興し如何にせば健全なる農村を建設すべきか」[237]という問題に具体的な解決策を提示するためのヒントになった．

生江は，自治とは，個人と家族の利益を超えて，「協同心又は公共心の発露せる住民に依って始めて完全に行はるゝ」事業であり，「予は其の平和と健康なるの点に於て，寧ろ田園生活者の多幸なるを信前とする」[238]とする．

欧米都市は「自治の精神が強大なるがため市民に愛市の観念の旺盛」であり，「己が住む市を愛する観念あればこそ，市民は共同一致の精神に富」み，「公共心の重んずべきを自覚して居る」[239]と述べる．彼は，「己が住む土地を善良なる楽土となさんとするの抱負を有すこと，蓋し欧米市人の美点である」[240]と主張した．

> 固より我邦には隣保相扶といひ，家族制度といひ，彼に見るべからざる美風の存すると言ふを須ひぬが，公共心と，公徳心とは，不幸にして彼に一等を輸する所がある．（『自治』17 頁）

「精神的の方面にて，農村開発の活路を需めんと欲する」[241]と述べるように，近代化を成し遂げたヨーロッパの精神として，彼は自治の問題を取り上げようとしていた．

永井荷風が「近代の社会状態と都市の美麗と云ふ事とは，どうしても一致しにくい處がある．然し僕の見た處西洋の社会と云ふ者は何處から何處まで悉く近代的ではない．近代的がどんな事

をしても冒す事の出來ない部分が如何なるものにもチヤンと殘つて居る」[242]と述べたように，各国の近代化はそれぞれの社会的・文化的文脈をもつ個性的なプロセスであり，一様ではなかった．この感懐は，西欧社会において「実利」や「効率」を超えた公共的営為が歴史的厚みをもって存立していることを示している．生江が欧米社会事業を「文明」の表徴として把握した背景には，こうした文化的基盤への直観があったと考えられる．

第2回欧米視察において，スラム街を度々訪問し調査した彼の貧困問題への関心が根底にあり，暴動に発展する危険性を常に孕んだ都市における民衆の生活困窮と，農村における生活困窮を解決するには何が必要なのかという問題意識が加わっていることが確認できる．アメリカ・ヨーロッパ諸国においても，単に法制度の枠組みや金銭的な援助に頼るだけではスラム街の生活困窮を解決することはできず，細民が自らその窮地から脱出するためには，国家の支援，富豪・篤志家のチャリティに加えて，教育や宗教，地方自治，自発的な中間集団の緩やかな支援が必要であることへの認識が，ヨーロッパ視察を通して自覚されたのである．

以上の検討から明らかなように，生江にとって自治とは，制度を通じて秩序を維持するための統治技術ではなく，市民が公共的問題に参与し，社会的責任を引き受ける主体へと形成されていく過程であった．都市行政の運用，模範工場の経営，教育や余暇の整備はいずれも，救済を援助する側／援助される側という非対称な関係に固定するのではなく，人々を社会の成員として位置づけ直す試みであった．生江がヨーロッパ都市に見いだした自治の核心は，制度や行政技術の巧拙ではなく，市民を育成する公共的・社会的実践の蓄積にあったといえる．

生江における自治理解を市民形成の観点から捉えるとき，その背後にあるキリスト教倫理との関係は看過できない．キリスト教において人間は神の前において等しく価値を有する存在であり，その原理を適用するのであれば，貧困者や犯罪者もまた，人格を尊重されるべき存在である．この人間観は，救済を一時的な保護や施与にとどめず，社会への復帰と参加を可能にする制度的環境の整備へと誘った．

都市社会行政，自治の運用を通じて生江が評価したのは，貧困者や労働者が公共的問題を語り，議論し，制度形成に関与しうる主体として位置づけられている点であったといえよう．そこでは，キリスト教における愛の思想は，私的な領域ではなく，近代社会における公共的責務として制度化されつつあった．市民形成とは，この意味でキリスト教倫理が世俗社会において具体化された形態であり，自治はそのための装置であったといえよう．

しかしながら，日本における地方改良運動は，この市民形成の契機を十分に内包するものとなる条件を欠いていた．勤労や節倹，修養といった徳目が共有されたものの，それらは主として支配層の社会統制，教化として実践され，市民参加を通じた公共性の形成に結びつくためには，多彩な中間集団の模索が必要であった．

ヨーロッパにおいて自治の基盤となったキリスト教倫理は，愛の思想を社会的責任として制度化することに貢献したが，日本ではその倫理的基盤が国家的道徳へと吸収され，公共性の観念が国家に収斂される傾向を強めた．その結果，地方改良運動は生活改善や社会事業の制度化に一定の成果を上げつつも，市民社会形成としての自治を十分に実現するには至らなかったといえよう．

以上のように，生江は，構造転換が進行する救済の現場を直接視察した．彼にとって，欧米社会事業とは，単なる制度の集合ではなく，国家統治と民間の慈善，救貧と防貧，道徳と政策が交錯する「社会の編成原理」を体現する場であった．

第5節　本章の考察

1.　第２回外遊の性格：個人的研鑽と社会行政調査の交錯

本章の検討から明らかになる第1の点は，生江の第2回欧米外遊が，個人的研鑽にとどまらず，日露戦後日本における社会行政・地方改良の政策的課題と接続する視察であったことである．

第2回外遊は，単なる個人的研鑽や海外視察ではなく，生江自身の継続的な問題意識，内務省地方局の政策的関心，大阪毎日新聞社および関西実業家による民間的支援が重なり合うことで実現したものであった．この点において，第2回外遊は，日露戦後日本における地方改良と都市行政，社会政策の課題と，生江個人の社会事業思想とが接続する重要な契機であった．

2.　慈善・感化救済から都市社会行政へ

第2の点は，第2回外遊を通じて，生江の関心が狭義の慈善・感化救済から，都市，住宅，労働，自治を含む都市社会行政へと拡張したことである．生江は，欧州各地においてスラム街，救貧施設，感化施設，業務紹介事業を視察する一方で，田園都市，模範都市，模範工場，都市自治の運用にも強い関心を寄せた．そこでは，貧困は個人の困窮や道徳的欠陥としてのみ把握されるのではなく，住宅，労働，衛生，教育，余暇，自治と結びついた都市生活上の構造的問題として理解されていた．生江は，こうした視察を通じて，社会事業を個別の困窮者に対する救済に限定せず，貧困を生み出す生活環境そのものに働きかける営みとして捉える視点を獲得していった．

3.　田園都市論の社会事業的受容

第3の点は，田園都市論が，生江において単なる都市計画論としてではなく，貧困・住宅・労働・生活環境に働きかける方法として受容されたことである．田園都市論の視察は，生江の社会事業思想における重要な転換点であった．生江にとって，レッチワース田園都市やハワードとの交流は，単なる都市計画や建築様式の視察ではなかった．田園都市は，住宅問題を中心に，労働，生活文化，公共空間，余暇，自治を総合的に構想する社会改良思想として理解された．生江は，田園都市を貧困問題の全面的な解決策とは見なさなかったが，貧困を生み出す都市環境そのものを改善し，人びとの生活を再編する実践として評価した．この意味で，生江の田園都市論受容は，欧米思想の単純な移植ではなく，自らの社会事業観と照合しながら行われた選択的かつ批判的な受容であった．

4.　自治理解と市民形成

第4の点は，都市自治の視察を通じて，生江が自治を単なる行政制度ではなく，近代社会における市民形成の営みとして理解するに至ったことである．グラスゴー市をはじめとする都市行政は，道路，水道，公園，浴場，図書館，職業紹介，住宅改善といった具体的な施設や制度を通じて，市民の日常生活に直接関与するものであった．生江は，こうした都市行政の運用を通じて，自治とは行政機関による一方的な統治ではなく，市民の生活環境を整え，公共的意識を形成する営みであると理解していった．ここに，社会事業を救済活動としてだけでなく，都市社会における生活秩序と市民的主体を形成する実践として捉える視点が現れている．

5.　社会事業思想の転換点としての第２回外遊

以上のことから，第2回外遊は，生江の社会事業思想における重要な転換点であったといえる．第1回外遊以来の細民救済・感化救済への関心は，この時期に，住宅政策，都市自治，労働問題，

生活環境の改善を含む総合的な社会行政理解へと拡張された．その核心にあったのは，貧困を単に救済の対象として処理するのではなく，都市社会の構造と生活環境の問題として把握し，自治と社会事業を通じて人びとの生活と市民的主体を形成しようとする問題意識であった．

この意味で，第4章は，生江の社会事業思想が，慈善・感化救済を中心とする実践的関心から，都市社会の構造的条件を視野に入れた社会行政思想へと展開していく過程を示す章である．次章では，本章で明らかにした社会行政理解を踏まえ，生江が欧米視察で得た思想と経験を，帰国後の日本社会においてどのように翻訳し，実践へと結びつけていったのかを検討する．

第５章　近代的社会事業の展開と制度化

本章は，本研究における第 4 期後半にあたる 1909 年以降の感化救済事業の時期から第 5 期（第一次世界大戦後の社会事業の開拓：1918-25）に位置づけられる時期を対象とする．

第一次世界大戦後の社会事業の展開と生江の思想形成を検討するためには，第 2 回外遊を終えた 1909 年以降の内務省地方局嘱託としての活動と発言，中央慈善協会や恩賜財団済生会との関係，および 1910 年代における慈善救済の再編を明らかにする必要がある．そこで本章では，1918 年以後の社会事業の制度化と生江の思想的展開を対象としつつ，その前史としての 1910 年代の思想的・実践的展開をあわせて考察する．

本章の課題は，近代日本における「慈善」から「社会事業」への移行を，単なる用語の変更や制度の輸入としてではなく，救済をめぐる倫理・関係性・責任主体の再編として捉えることにある．従来の慈善救済は，儒教的徳治，仏教的慈悲，地域的相互扶助，キリスト教的隣人愛など，多様な思想的基盤を有していた．しかし，それらは多くの場合，個人の善意，宗教的動機，名望家的施与，あるいは共同体内部の互助に依存しており，生活問題を社会全体の責任として把握する枠組みを十分には備えていなかった．

生江の社会事業思想は，この慈善救済の限界を批判しつつも，慈善的動機そのものを否定するものではなかった．むしろ彼は，同情・慈悲・奉仕といった倫理的契機を，組織性，継続性，専門性，公共的責任のもとに再編成することによって，近代的社会事業を構想した．本章では，この再編成の過程を，第一に日本社会における慈善救済の系譜，第二に生江の慈善批判と社会事業論，第三に内務省嘱託および社会事業関係団体における実践，第四に第一次世界大戦後の社会局設置と社会事業の制度化という観点から検討する．

以上を通じて，本章は，生江が欧米社会事業を単に紹介・移植した人物ではなく，日本社会における慈善救済の歴史的蓄積を踏まえつつ，それを社会連帯責任と人格価値平等の原理に基づく社会事業へと翻訳・再編成した，行政・民間慈善・教育をつなぐ制度化の媒介者であったことを明らかにする．

第1節　慈善から社会事業へ

1. 日本社会における慈善救済の系譜

(1)　慈善の語義

慈善とは，漢語として唐代に初出し，宋代以降，慈善坊や慈善院などの制度を通じて明清で定着した．日本では江戸後期に用語として定着し，「慈」「善」は仏教徳目語に由来する．明治期には，西洋の charity と philanthropy の訳語として「慈善」が充てられ，翻訳を通じて新たな意味づけが与えられた．

この語義的変遷が示すように，日本における慈善は，単一の思想的基盤に基づいて成立したものではなかった．以下では，儒教，仏教，地域的相互扶助，キリスト教という 4 つの系譜に即して，日本における慈善の概念と実践が，いかなる規範構造と社会関係を前提として形成されてきたのかを検討する．

(2)　儒教の系譜

古代日本社会における政治的救済に理論的根拠を提供したのは儒教思想であった．

儒教において，慈善は個人の徳性の発露であると同時に，統治の正当性を可視化する政治的実践となった．『論語』における「仁者，愛人」（顔淵篇）や，『孟子』における「惻隠の心，仁の端なり」という命題は，弱者への配慮を仁の根源とし，それを徳治的救済と結びつける理論的枠組みを提供している．

中国・朝鮮を経由して日本に輸入された官僚制的慈恵思想は，支配層や名望家による救済行為を通じて継承された．朱子学における貝原益軒（1630-1714）の救済論，古学派の山鹿素行（1622-1685）や荻生徂徠（1666-1728）による統治論は，いずれも徳と政治の不可分性を前提としている．

幕末期には，陽明学の影響のもと「志士仁人」像が形成され，三浦梅園（1723-89），佐藤信淵（1769-1850），大原幽学（1797-1858），二宮尊徳（1787-1856）といった思想家が現れた．

天下の窮民を無告の「鰥寡孤独」と表象したのも儒学であった．明治期に施行された恤救規則は，儒教の徳治思想を天皇制国家のもとで再編したものである．

(3)　仏教の系譜

仏教的救済は，「慈悲」を根本徳とし，苦を抜き（悲）楽を与える（慈）という宗教的救済理念に基づいて展開された．四無量心や四恩（父母の恩，衆生の恩，国王・国土の恩，三宝の恩）思想に示されるように，慈悲は特定の身分や関係性を超えて衆生一般に向けられる普遍的救済となり，布施や施行は生きとし生ける者（衆生）への無量の慈悲（菩薩）を通して仏（如来）となる（吉田 1995：24）ための実践として理解された．

平安期には，最澄（767-822），行基（668-749），法均尼（和気広虫, 730-799），空海（774-835），空也（市聖, 903-972）らが橋梁や池溝の建設，孤児の保護などを通じて社会的救済を実践した．仏教的慈善は，当初から身分制的差別を前提とした宗教的実践であり，「貴賤」「尊卑」の関係の下で，貴人や尊者による民衆への施与という形態をとった．

しかし，鎌倉時代の仏教諸宗派は，それぞれの教義に基づき民衆救済に関わった[243)]．中世において，寺院の建立とともに，罪人の減刑，施行，橋・道路の整備，湯屋の設置，非人救済などの行為は，仏教に基づく「作善」として認識された[244)]．

もっとも，仏教的救済は，癩者は前世で犯した罪の報いを受けている存在として理解するなど，苦の原因を個々の業や信仰に回収する傾向を持ち，社会変革を課題とするものではなかった．しかし，仏教的慈善は一貫して日本的救済の主要な担い手であり続けた（吉田 1995：21）．

(4)　地域的互助の系譜

講や頼母子講に代表される地域的共済は，国家や宗教を必ずしも媒介とせず，生活共同体の内部機能として形成された点に特徴がある．秋田県の感恩講を事例とする研究によれば，「近世後期には『御仁政』と称されていた感恩講が，『慈善』と呼ばれ」（大川 2024：46），富者による施与と貧民による受容の関係が社会的慣行として定着していた．そこでは，富豪の名望獲得や，民衆の打算と義理，取引関係・優遇関係への維持と期待，「貧民」の矜持といった現実的動機が慈善を支えつつ，富豪と貧民の間には恩来的関係が想定され，貴賤尊卑の階級と社会秩序を強化した（大川 2024：141）．

横山源之助（1871-1915）に「北陸の慈善家」と称された，小野慈善院の設立者である小野太三郎（1840-1912）の実践[245]もまた，こうした地域的共済の系譜に位置づけられる．秋田感恩講と小野慈善院は，宗教や政治を迂回した自発的互助であり，現在まで事業を継続している点で，近世的救済の連続性を示す事例である．

(5)　キリスト教の系譜

一方，西洋キリスト教におけるチャリティは，神人との間にある相互の愛（コリント 13：4）の実践であり，フィランソロピーはより世俗的な人類愛の理念を含む．

日本においては，戦国期のカトリック宣教から幕末・明治期のプロテスタント宣教に至る過程で，施療事業，孤児院，学校などの形態を通じて多彩な慈善事業が展開された[246]．

明治期には，キリシタン禁令の高札撤去（1873）に伴い，各教派が医療・教育・貧民救済に組織的に関与し，近代的社会事業の形成に重要な役割を果たした[247]．第 1 章で既に述べてきたように，原胤昭，石井十次，留岡幸助，牧野虎次，八浜徳三郎，小橋勝之助，山室軍平ら草創期の慈善事業の発展にはキリスト者の尽力と活躍があった．

以上のように，日本における慈善・救済は，儒教的徳治，仏教的慈悲，地域的相互扶助，キリスト教的隣人愛という複数の系譜を通じて形成されてきた．これらは，弱者への配慮や救済実践を支える倫理的基盤を提供した一方で，救済を担う主体，救済される者との関係，および救済責任の範囲において限界を有していた．すなわち，そこでは救済が，支配者の慈恵，宗教的作善，名望家の施与，共同体内部の互助，あるいは信仰に基づく奉仕として理解されやすく，貧困や生活問題を社会全体の構造的課題として把握する視点は十分に形成されていなかった．

生江が問題にしたのは，まさにこの点であった．彼にとって，慈善は否定されるべき過去ではなく，社会事業へと再編成されるべき倫理的資源であった．しかし，慈善が個人の感情や宗教的動機にとどまる限り，それは継続性，組織性，公共性を欠き，社会問題への対応としては不十分である．したがって，生江の社会事業論は，日本における慈善救済の複数の系譜を引き受けつつ，それを人格価値の平等と社会連帯責任に基づく近代的社会事業へと組み替える試みとして位置づけられる．

2. 慈善救済の近代化

前節では日本における慈善救済の系譜を，儒教，仏教，地域的相互扶助，キリスト教の順に確認してきた．上記の慈善救済の系譜を踏まえて，本節では近代日本における慈善救済の編成過程を論じる．

(1)　近代日本における慈善救済の構造的制約

慈善救済思想の近代化とは，「近世的儒教的仁政仁愛思想（仏教も含めて）から，統一国家の救済思想，そしてボランタリーとしての慈善思想を創出すること」（吉田 1989：303）であった．それは神仏判然令（1868），五榜の掲示（1868），天皇の神格化といった近代国家との関係における宗教間対立の激化した時代における公共性の理念の創出過程でもあった．

西洋においては対立し合うキリスト教諸派の神学は，日本では迫害されてきた歴史を背景に，その対立を表面化させる機会がなかった．かつ，天皇制国家のもとで，仏教と神道，キリスト教は相互に競合関係におかれ，宗教に依拠した救済事業は対立と葛藤を孕んで展開することとなった．

第一に，儒教の徳治主義的救済は，支配者の慈恵的行為は国家権力の正当性を可視化したが，その救済の範囲は古代社会の鰥寡孤独と変わらず，かえって近世の町方救済や諸藩のお救小屋が廃止されたことが，家族や共同体の中で各人を救済していた民衆を苦しめることとなった．

第二に，仏教にとって明治は苦難の時代であった．廃仏毀釈によって，夥しい数の仏像・経巻・仏具，寺院は破壊され，僧侶への迫害と還俗の強制が行われた．それにも関わらず，仏教的心性はもはや日本文化に浸透して政府にも手の届かないところで民衆文化に根づいていた．西洋的慈善を日本語に翻訳しようとする際，慈悲の心で弱者を救済すること，と説明されることがあったが，西洋におけるキリスト教的救済を東洋における救済へと翻訳する過程で，仏教的慈悲に代わる思想が他になかったことを意味しよう．

第三に，従来の共同体内部で完結する救済の形態は，共同体から排除された存在を不可視化し，その救済責任を不問化した．相互扶助の精神は，限られた集団の中でしか適用されず，女性や障害者の人間性や自由は抑圧されたままだった．名望家の「顔」を通じた慈善は互酬性を強化し，相互の利益にならないと一方が判断した時点でその存在意義を失った．

第四に，キリスト教的慈善は欧米化を意図する明治政府の救済モデルとして表象されるに至ったが，その文化と実践の方法については，儒教，仏教，キリスト教の間で，また政府と民間の間で，混乱が生じた．明治期において「慈善」は，西洋的理念の流入によって普遍的人類愛の理念を仏教的慈悲の思想に翻訳して受容しつつ，その実践はなお個人の徳性や信仰，階層的義務意識に依存する性格を強く残していた．

(2)　慈善の表象

日本文学における慈善の表象にも，近代化における混乱の一端をうかがうことができる．たとえば，森鴎外は慈善救済に批判的であった．森は，慈善・救済には感情を抑制する理性的判断が必要であるとし，「人の苦を除く仕事にかかる時は，その同感の情をば抑えて，初めて目的を達成する」[248]とした．慈悲の心で善を積むことを慈善という，という一見わかりやすい言説は，西洋的慈善を東洋的慈善に翻訳する過程で生まれたものと言える．

森は，士農工商全ての階層が皆慈善を行えば「百事曠廃して，家も国も人間世界も成り立」たず，「与え過ぎれば自利を失」う[249]と利他的行為が他に損害を与える事例を指摘し，慈善家は扶助の必要の有無，扶助の結果を考慮していない[250]と慈善を批判した．

また，三島由紀夫の短編小説「慈善」は，主人公に「戦争が道徳を失わせたというのは嘘だ．（中略）道徳的な神経がなくては道徳はつかまらない．戦争が失わせたのは道徳的神経だ」[251]と語らせた．戦後の三島の表象をみても，慈善に対する認識は明治から根本的なところで変化しなかった．

こうして，近世以来の慈善救済は，共同体内部の互助，徳治思想に基づく支配者の慈恵，仏教的慈悲と作善，名望家による互酬的救済として展開されてきたものの，いずれも公共的責任として制度化される条件を欠くことになった．

(3)　留岡幸助著『慈善問題』

こうした混乱の中で，留岡の慈善論は，近代日本における慈善概念の最も理論的に洗練された形態を示すものだった．

留岡は慈善を「己と直接せる関係を有せずと雖も，等しく之れ人類なり，等しく之れ同胞たれば之を雲煙過眼視する能わず，一見局外より見る時は無関係なるが如しと雖も身を挺してその急に赴く」こと，とした[252]．

しかし，彼は，慈善の解釈にあたるべきは「キリスト信徒たるものの特権」（留岡 1898：77）とし，「社会下層に呻吟する無告の民を救護せんには社会の上層ありて富裕に生活する貴族たるものの一義務」（留岡 1898：96）と述べた．これは華族への批判を含意するもので，東京市養育院への寄付が華族よりも商工官吏に偏光していたことへの嫌悪をあらわにしたものといえる（留岡 1898：98-102）．留岡は，ヨーロッパではキリスト教徒による監獄改良運動が政府を動かすのに対し，日本では政府が監獄改良事業を行い，一般市民・官吏・司獄官すら我関せず，冷淡である，と批判した（留岡 1898：142-3）

留岡の慈善論は，感情的施与を超え，選別・教育・組織化を通じて救済を持続的実践へと高めようとする点において，近代日本の慈善思想の到達点を示した．しかしながら，その担い手は依然としてキリスト者や社会の上層部に限定され，慈善は社会全体の制度的責任としては構想されなかった．

(4)　慈善から社会事業へ

生江もまた，慈善に対して批判的だった．例えば，1905 年 7 月 31 日に開催された慈善研究会の講演で，生江はニューヨークのスラム街の状態について「器械の発達に賃金の伴はざる不平均より来れるもの」と述べ，「単に世間の所謂慈善事業を以て社会の陥欠を救はんとするも或は是れ瀰縫の小策に過ぎざらん．要は先づ都會の生活状態を改良するにあり」と結んでいる[253]．

1906 年 6 月，『大毎』に生江の「慈善局設置の必要」というタイトルの記事が掲載された．この記事で，彼は内務省に慈善局を設置すべきと主張し，その根拠を述べている．彼は日露戦争後の日本社会を，経済や教育が発展する一方で，貧富の差が拡大し，社会が機能不全に陥っていると述べた．とりわけ，急増する慈善救済事業を社会が持続的に支えられるかどうかを懸念していた．1906 年から 7 年にかけて，神戸戦役紀念保育会の収容児童数は倍増していた．生江は，「かかる急激の膨張に対しては社会が果してよく之が負担に耐ゆべきや否や．或は一期半歳のこれを支持する容易なるものあるも社会の同情冷却するに於ては院とその児童とが惨憺たる悲境に陥るべきや」と述べている．

生江の『綱要』は，1918 年に赴任した日本女子大学校における社会事業講座・社会事業概論の講義内容を基に巌松堂から刊行されたものである．出版された『綱要』には，1923 年の初版，27

年の改訂版，36 年の三訂版がある[254]．ここでは初版・改訂版・三訂版で，「慈善」がいかに語られているかを確認したい．

> 慈善事業の動機は個人救済そのものであって，慈悲の心，ただ他のために自己を捧ぐれば足り，必ずしもその効果の如何を問わない．（中略）さりながら今日はその動機如何を以て論ずべきではなく，之を社会より見たる時にはその効果の如何によりて区別すべきである．動機の個人対象的のものも社会対象的のものも，それが社会的に効果を現したる場合には社会的価値がある（『綱要』6 頁）．

> 慈善行為はこれ人間本能の発露である．しかしてそが継続的，組織的となりたる慈善事業はさらに奉仕的精神を有する．（中略）一人の個人として見，その個人の為に自己を捧げ之に尽すのである（『綱要』23 頁）．

初版において，生江は，ユダヤ教とキリスト教に基づく慈善行為はいずれも「被施与者に対する考慮を認め得ない」（生江 1923：19）求報的行為であるという批判つきではあるが，モーゼス・マイモニデスが『ミシュネ・トーラー』で慈善行為を最高から最低まで 8 段階に区分したものを初版で引用した[255]．こうした宗教的慈善に関する叙述は，改訂版から三訂版に至る過程で洗練され，イスラームや仏教の聖典と経典も引用されるとともに，その重みを増していった．

改訂版では，ペルシャの聖典とインドの教典を引用し，求報的慈善への変化を指摘する（生江 1927：12）．

> 弱者貧者に対して同情惻隠の情の湧起するは人心の自然である．この心の発露に慈善行為は生るるのであるが，しかもそは性質上本能的，衝動的，反射的，一時的のものであり，したがって不充分，不徹底であるばかりでなく行為そのものは無目的であるから，有害の場合が少なくない．これらの点を考慮して慈善行為を継続的，組織的になすに至ったものを慈善事業と称し得るので，これは反射的作用が目的観に立脚する観念に第一歩を進めたものと見るを得るであろう（生江 1927：7）．

三訂版では，慈善の歴史，宗教と慈善の関係が一つの項目として取り扱われている．

> 衝動的な慈善行為はこれ人間本能の発露である．（中略）この個人奉仕の中には人道的奉仕と宗教的奉仕と称し得べきものがある．前者は人格的平等を認め博愛の精神をもってこれにあたるをいうので，後者は個人救助する場合，その行為自体が神仏に奉仕する精神と合致融合するの意味をいうのである．この意義は仏典においても聖書においても所々に発見せられる．（中略）古代においては慈善事業に従事する者に，かかる正純なる情念をもって弱者に奉仕した者が多かった．すなわちその個人に奉仕することが目的であって，他に何ら報酬を求め結果を得んとする考へもなく，その行為がすなわち目的なのである（生江 1936：8）．

（筆者注：慈善事業と宗教の）両者の契合が，かえって慈善事業の真意義を滅却するに終わったのは一奇である．即ち慈善事業はいつか奉仕的精神を失却し求報的隣，利益的となり，一種の

打算主義と化して与って，施与慈善は受くるものの利害に心を措数，ただ行う者の作善のみを考えた（生江 1936：9）．

慈善はこれを施す者の幸福である．施与は独り之を受くる者に幸いするのみならず，その恩恵は施主に及び，その受くる恵みと幸いとは前者よりも更に大である（生江 1936：10）．

この時代における聖者および尼僧等の中には純真なる宗教的奉仕の精神をもって弱者保護に終生を捧げた者もまた少なくなかったことは見逃し得ぬ事実である．

一六世紀に行われた宗教改革以後の慈善事業は幸いにも求報的，贖罪的動機による経営の誤れるを認め，博愛仁慈の精神に基かざるべからずとの常道に復帰し，この真意義の下に多くの慈善事業が興隆した．されど社会の変遷に促されて，斯業はようやく私的事業の範囲を脱し，公設的経営に移行せんとする傾向が漸次ほの見ゆるに至ったのである（生江 1936：12-13）．

慈善行為はこれ人間本能の発露である．しかしてそが継続的，組織的となりたる慈善事業はさらに奉仕的精神を有する．（中略）一人の個人として見，その個人の為に自己を捧げ之に尽すのである（生江 1923：23）．

生江は，『綱要』の冒頭に次のように記している．

社会現象としての社会事業の権威は，その名に負うて，全体としての社会の意志によるものでなければならない．（『綱要』初版，11 頁）

社会事業の権威は，国家や宗教，個人の善意に依拠するのではなく，社会全体の意志によって正当化されるべきだ，と述べている．「その名に負うて」には，社会事業という名称にふさわしい実質的な根拠が必要という含意がある．生江は，社会事業の正当性が民主的・集合的意志によることを強調している．

結合せられたる意志に於いて，生ける社会事実に対し，常に弾力ある生成を為さなければならない．（『綱要』初版，11 頁）

「結合せられたる意志」とは，市民や社会構成員の合意（あるいは公共的議論）と捉えられる．生ける社会事実とは，時代によって変化する貧困，教育，労働などの現実の生活問題である．「弾力ある生成」とは制度を固定的・静態的なもの，絶対的なものとして捉えるのではなく，柔軟に変化する運用・制度設計を行うべきだという提言が含まれている．ここには生江の動的な社会事業観がよく表現されている．時代遅れとなったシステムに拘泥するのではなく，社会の変化に対応した変化を重視するものである．

古き慈善救済の帆を徹し，新たなる機関のもとに航路を進めつつある今に於いて，社会事業の領域の遂に拡大せられたると同時に，その責任は全く社会的である．（『綱要』初版，11 頁）

「古き慈善救済の帆を徹し」とは，19 世紀的な施し，慈善的かつ宗教的援助の限界を暗示する．「新たなる機関」とは，内務省社会局がその象徴であったように，国家，地方自治体，社会事業団体，専門職など，制度化された近代的援助装置をさす．「社会的責任」は，従来の個人の善意に頼るのではなく，社会制度全体がそれを担うべきであるとする．生江は，社会事業の公共化・制度化とは，国や地域社会による責任の明確化であることを主張している．

こうした序文の中に，社会契約的発想が垣間見える．生江は社会事業を契約あるいは共同体の合意的責任として抗争する点で，近代的な市民社会論とも通じている．ここではボランタリーな愛ではなく，制度的な責任に重心が移動している．また，彼は制度を固定化された装置として捉えるのではなく，「弾力ある生成」という表現に象徴されるように，変化に応じて更新されるべきものと位置付ける．さらに，「帆を徹し」「新たなる航路」という比喩は，社会事業が宗教的事前の時代から，科学的・社会的政策としての福祉へと舵を切ったことを語っている．

生江が「慈善事業の動機は個人救済そのものであって，慈悲の心，ただ他のために自己を捧ぐれば足り，必ずしもその効果の如何を問わない」[256] と述べ，「慈善では社会問題は解決できない」と批判したのは人道的動機や感情そのものではなかった．彼が問題視したのは，同情や憐憫といった感情が，個々人の気分や恣意に委ねられ，公共的枠組み，社会的責任や継続性を欠いたまま救済実践に表出する状況であった．すなわち生江の批判は，感情の存在ではなく，それが公共的枠組みと結びつかないまま消費される点に向けられていた．

一方で，生江が模範として評価したイギリスのチャリティは，感情を排除するものではなく，むしろ隣人への共感や道徳的責任感を出発点としながら，それを人格形成や共同体的規律，組織的実践へと昇華させていた．そこでは，感情は私的衝動にとどまるのではなく，公共性を支える倫理的基盤として位置づけられており，この点に生江は日本の慈善との決定的な差異を見出していた．

近代的ソーシャルワークは，従来の慈善が帯びていた恩恵的・選別的性格を批判的に乗り越える過程で成立した．慈善組織の名称変更や政府による社会事業への関与拡大，富裕層の利用増加などを通じて，ソーシャルワークは偏見を伴う過去の慈善イメージを払拭しつつ，専門的サービスとしての認知を進めていった．この動きは民主主義運動の深化とも関連する動きであった（Stuart 1922：26-27）[257]．慈善は「不満を沈静化し，重要な社会的・経済的調整を回避するための手段」として利用され，「社会主義者や労働組合員，さらには中道リベラル派さえも」慈善を軽蔑した時代背景がある（Stuart 1922：26-27）．

また，仏教者を対象とした社会事業概論で，彼は次のように発言している．

> 社会事業とは，人格価値平等思想の下に，社会連帯責任の観念をもって，主として経済生活の不平等を出来得るだけ平均せしめ，漸次に社会生活の機会均等を与えんとする事業を云ふ，と云ふのでありまして，之に依りますと社会事業は人格価値の平等思想の下に興らねばならぬのであります．慈善事業とか救済事業とか云ふものは，縦断的に強者か弱者かを助けると云ふものでありまして，この純なるものは縦断的のものでなく，横断的か又は縦断的なれば，奉仕的に自らが謙遜して，被救済者の人格を認めるのでありますから，普通の意味での縦断ではなく，たゞ縦断は強者が上より下のものを救ふと云ふので，救はれたるものは有り難いと思はなければならぬのであります．（生江「社会事業概論」『社会事業研究所講義録』大日本佛教慈善会財団．1922 年 12 月，333 頁）

生江は，社会事業を「人格価値平等思想の下に，社会連帯責任の観念をもって，主として経済生活の不平等を出来得るだけ平均せしめ，漸次に社会生活の機会均等を与えんとする事業」[258]と定義する. 理念的基盤として, すべての人間には固有の尊厳があるという前提(近代的人権思想)，人格価値の平等と，貧困・病・不幸は個人の責任ではなく社会全体の連帯によって解決されるべきという社会連帯責任の思想が見える.

また，「経済的不平等を平均せしめ」とあるように，貧富の格差を緩和すること（再分配の思想），「社会生活の機会均等を与える」（教育・就労・生活への機会平等の保障）とあるように，彼は，社会事業を単なる救済ではなく，構造的な不平等への挑戦を通じて，個人の尊厳と機会を保障する営みと位置づけている.

慈善との対比では,「慈善事業とか救済事業とか云ふものは, 縦断的に強者か弱者かを助ける」と表現されているように，上から下への一方的な施し，強者から弱者への上下関係が前提とされる援助と，同じ人間としての連帯，平等な人格の承認としての奉仕や謙遜，相互理解としての横断的な援助との違いが指摘されている.

ここでは，救済する立場の眼差しが強く批判されている．善意が，被救済者の主体性を奪う関係を形成するのに対して，社会事業は人格を認め合う関係であって，そのためには奉仕する側の謙遜が必要であるという，倫理的な問題が追求されているのである.

このように，生江は，社会事業を人格価値平等思想に立脚した倫理的実践として捉えた．これは 19 世紀的な功利的・恩恵的慈善からの明確な脱却を意味していた.

また，経済的不平等の「平均化」，社会生活機会の「均等化」は，再分配的な福祉国家理念を先取りする内容を含んでいる．彼は，社会的不公正を偶然の個人的問題ではなく，社会的責任の所在を問うべき社会問題として定義した.

さらに，「横断的」な関係性は，後のケースワークにおける共感的援助関係につながる視点であり，近代的ソーシャルワーク論に接続するものであった.

以上の理解のもと，生江は，感情と公共性を対立的に捉えるのではなく，両者を媒介する社会事業の構想を志向した．生江の社会事業思想は，感情と理性，私的善意と社会的責任との緊張関係を調停し，対立を協調へと転換しようとする試みであった．彼は，感情に根ざした慈善的動機を否定するのではなく，それを制度・組織・専門性のもとに再編成することで，社会的責任としての救済を成立させようとしたのである．この点に，生江の社会事業思想の核心がある.

3. 内務省地方局嘱託として

1909 年 5 月, 生江は東京に赴任し, 6 月には内務省の地方局嘱託慈恵救済事務取扱を命じられ, 救済事業の指導啓蒙にあたった. 内務省の感化救済事業と地方改良運動の構想を具体化する上で, 生江のヨーロッパ視察で得られた情報は，内務省の実施する感化救済事業を補助する性格を持つことになった.

1909 年当時の内務省地方局長は, 後に原敬内閣の下で内務大臣となる床次竹次郎 (1867-1935) である．書記官は井上友一，市町村課長に中川望（1875-1964），嘱託として留岡が働いていた.

生江の内務省嘱託の拝命は，井上・中川・留岡の推薦によるものだったという[259]．当時，内務省内部で社会事業に関する知識が豊富であったのは，留岡，生江，相田良雄であり，実際の用務は地方改良に関する講演が多かったという[260].

生江は赴任翌日から3週間，比叡山での地方講習会と和歌山県下の巡回講演に単独での出張を命じられた[261]．この講習会と講演の狙いは中央報徳会に関する啓蒙であったが，帰国したばかりの彼は，二宮尊徳と報徳思想についてほとんど知識を持っていなかった[262]．彼は，知識の不十分さをヨーロッパ視察での経験と研究を話題とすることで乗り切った．一般社会事業のほか，模範都市，模範工場，そのほか自治民育に関する調査を報告しながら，日本の実態を織り交ぜた講演を組み立てたのである[263]．これらを実際に現地に行って調査した人物は少なかったため，彼の地方講演は，報徳主義の域を超えて，欧米の地方自治と社会政策について啓蒙する役割を果たした．

彼がヨーロッパで調査研究した際収集した絵葉書は，床次と井上らに気に入られ，地方局と地方に展覧する決議がなされた[264]．地方講習会が開催される度に生江はこの絵葉書を携帯し展覧した．この資料は，各府県に印刷配布され参考資料となった．

また，内務省の外郭団体として，中央報徳会（地方局，1906年4月設立，雑誌『斯民』），恩賜財団済生会（衛生局，1911年5月14日，雑誌『済生会会報』），財団法人協調会（社会局，1919年12月22日，『社会政策時報』），中央社会事業協会（社会局，1921年3月，『社会事業』・『社会事業年鑑』），中央融和事業協会（社会局，1925年9月）が置かれた．生江はこの団体全てに関わりを持ち，各雑誌で精力的に発言した．

ここでは，内務省地方局嘱託としての彼の働きを，(1) 貧困・部落改善事業に関する調査，(2) 感化救済事業講習会と地方改良事業に関する講演，(3) 中央慈善協会，(4) 恩賜財団済生会との関係に沿って見ていきたい．なぜなら，生江が「本務たる我国社会事業の調査，指導や，又地方改良事業等」のほか，「多大の興味と熱意をもって従事した事業」[265]として中央慈善協会と済生会を挙げているからである．

(1) 貧困・部落改善事業に関する調査

生江は，内務省地方局の嘱託として，各種調査の立案と実施に関わっている．

内務省地方局は，1911年下谷・浅草，翌年7月から10月にかけて本所・深川・大阪で細民調査を実施した．戸別調査，長屋調査，木賃宿調査，質屋調査，雇い人口入れ調査，家庭調査を内容とするもので，日本の貧困調査の先駆けであった．この調査は，留岡，生江，相田，布川，安達憲忠（1857-1930），原，田中，八浜などによって進められた（吉田 1994：115）．

(2) 感化救済事業講習会

内務省が感化救済事業講習会を開催したのは1908年からであるが，彼は第2回目から毎回出講した．講習会は社会の要求に応じる為というよりも，むしろ「社会を指導し啓発」[266]する為に井上友一が企画したものだった．

1909年から18年までに生江が感化救済事業講習会で担当した講義のタイトルと所収，講演日，および同期間の地方改良事業に関する講演を表にまとめると次のようになる．

町田によれば，内務省の史料に東京市の紹介所の設立構想が登場するのは，1910年5月21日に名古屋市で開催された全国感化救済事業大会で，内務官僚の井上友一と，嘱託の生江が言及したのが最初である（町田2016：228–229）．

窮民救助と貧困対策については，衛生局長であった後藤新平（1857-1929）が帝国施療院の設立など窮民救済の必要性を医療・公衆衛生・保健との関係でいち早く説き，社会保険制度を構想していた．しかし後藤の政策案は実現されなかった．むしろ井上は，窮民救済に対する国家支出の増大に慎重な姿勢をとった（内務省研究会編 2025：389-392）．

表 10　感化救済事業講習会での講演

タイトル	所収	講演日
慈善事業に対する時代の趨勢	『講演速記』全国感化救済事業大会	1910 年 8 月
業務紹介事業の趨勢	『講演集』内務省地方局	1910 年 11 月
感化救済事業概要	『講演集』内務省地方局	1911 年 2 月
救済事業の比較研究	『講演集』内務省地方局	1911 年 11 月
児童救済の趨勢	『講演集』内務省地方局	1911 年 11 月
開会の辞	『第 5 回感化救済講演集』内務省地方局	
貧児教養の方法	『第 5 回感化救済講演集』内務省地方局	
内外社会事業の大勢	『救護』静岡県社会事業協会	1914 年 4 月
育児及保護事業	『第七回感化救済事業講習会』内務省地方局	1914 年 10 月
現行感化法に就て	『関西地方感化院長協議会記録』救済研究会事務所	
開会の辞	『内務省主催感化救済地方講演集』宮城県庁	1915 年 7 月
育児事業	内務省主催感化救済地方講演集』内務省主催宮城県庁	1915 年 7 月
育児事業	『第 8 回感化救済講演集』内務省地方課	1916 年 7 月
幼児保護事業（1）	『第 8 回感化救済講演集』内務省地方課	1916 年 7 月
育児事業，保育事業	『第 13 回感化救済講演集』	1917 年 2 月
育児事業	『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部	1917 年 3 月
育児事業	『内務省主催感化救済地方講演集』石川県庁	1917 年 3 月
救済要義	『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部	1917 年 3 月
保育事業	『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部	1917 年 3 月
保育事業	内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会	1917 年 9 月
育児事業	『内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会	1917 年 9 月
救済要義	『内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会	1917 年 9 月
我邦救済事業の現在及将来	『救済問題講演集』兵庫県救済協会	1917 年 11 月
住宅供給事業	『東京府開催内務省感化救済事業地方講習会講演』	1918 年 3 月
職業紹介事業	『東京府開催内務省感化救済事業地方講習会講演』	1918 年 3 月

（生江の文献目録を基に筆者作成）

表11　地方改良講演

タイトル	所収	講演日
蘇国グラスゴー市政一班	『講演集』内務省地方局	1909年8月
デンマークに於ける農村の経営	『香川県報徳講演集』香川県報徳会.	
地主会に臨み所感を述ぶ	『講習会講演速記』福島県農会.	
農村振興の道	『農村経営講習会講義筆記』福島県農会.	
欧米に於ける地方改良事業	『講演集』内務省地方局	
泰西に於ける救済事業の比較研究	『講演集』内務省地方局	
町村の改善と其要素	『報徳講演会』平村報徳会	1910年2月
自治と報徳	『講演速記』東白川郡農会	1910年8月
農村経営と自治	『農村経営講和』六盟館	1911年2月
地方改良と教育家	『埼玉県教育会雑誌』埼玉県教会	1911年9月
地方改良と七年経書	『第二回地方事業功労者表彰式記事』神奈川県庁	1911年9月
都市の良心	『都市教育』東京市教育会	1911年10月
農村改良講演会速記録福岡県農会		1912年4月
地方改良と人	『船井郡地方改良講演集』船井郡役所	
地方改良講演筆記	『岡山県川上郡役所町村自治講話』福井県南條郡役所	1913年6月
共同輯睦	『栃木県地方改良講演集』栃木県内務部	
町村自治講話	講演速記』福井県南條郡役所	1913年8月
地方改良と篤志家	『第1回地方改良講演集』静岡県内務部地方課	1914年6月
地方改良と篤志家	『第1回地方改良講習会講演集』鳥取県庁	1915年2月
都市と教育	『福岡教育』福岡県教育会門司支会	1915年4月
都市と教育	『自彊会誌』門司商業補習学校自彊会	1915年11月
地方改良と指導者の責任	『第5回佐賀県地方事業講演会』佐賀県庁	1917年3月
新時代の現象と救済事業	『積善講話集』積善組合	1918年9月

（生江の文献目録を基に筆者作成）

①　中央慈善協会

生江は中央慈善協会によって3カ月に1回刊行された雑誌『慈善』の編集を行なっていた．月手当は30円で，収入不足のため月を遡って減給されたこともあった[267]．同時に彼は度々『慈善』に論考を投稿した．

以下は，1909年から18年までに掲載された論考の一覧である．

表 12　雑誌『慈善』掲載論考

タイトル	巻号	発刊年
欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢	『慈善』第 1 編第 1 号	1909 年 7 月 30 日
泰西に於ける救児事業	『慈善』第 1 篇第 2 号	1909 年 10 月 30 日
慈恵病院と看護事業	『慈善』第 1 編第 3 号	1910 年 2 月 25 日
感化救済事業大会に就て	『慈善』第 1 編第 4 号	1910 年 4 月 30 日
慈善事業に対する時代の趨勢	『慈善』第 2 編第 1 号	1910 年 7 月 30 日
感化事業に就て	『慈善』第 2 編第 1 号	1910 年 7 月 30 日
海外に於ける救児事業一班	『慈善』第 2 編第 3 号	1911 年 1 月 30 日
巡回看護事業	『慈善』第 3 編第 1 号	1911 年 7 月 30 日
上海に於ける救済事業一班	『慈善』第 3 編第 1 号	1911 年 7 月 30 日
子守学校設置の必要	『慈善』第 3 編第 3 号	1912 年 1 月 30 日
英国現内閣の社会政策	『慈善』第 4 編第 1 号	1912 年 7 月 30 日
恩赦と保護	『慈善』第 4 編第 2 号	1912 年 10 月 30 日
細民住宅問題に就て	『慈善』第 5 編第 1 号	1913 年 7 月 30 日
少年裁判所に就て	『慈善』第 5 編第 2 号	1913 年 10 月 30 日
救済事業の維持方法	『慈善』第 6 編第 1 号	1914 年 7 月 30 日
徒弟教育と失業者の関係	『慈善』第 6 編第 4 号	1915 年 4 月 30 日
内外に於ける感化法の比較	『慈善』第 7 編第 1 号	1915 年 7 月 30 日
祝辞	『慈善』第 7 編第 3 号	1916 年 1 月 30 日
佛蘭西系統に於ける救済事業	『慈善』第 7 編第 4 号	1916 年 4 月 30 日
英国陸海軍人家族救護会の活動	『慈善』第 8 編第 3 号	1917 年 1 月 30 日

（生江の文献目録を基に筆者作成）

② 恩賜財団済生会

恩賜財団済生会は，1911 年 2 月 11 日の済生勅語に基づき，桂太郎内閣が 5 月 30 日に設立した，貧窮者への医療事業を目的とした組織である．設立資金は，明治天皇の下賜金と民間富豪の拠金によって賄われた．初代総裁は伏見宮貞愛親王（1858-1923）である．各県に支部を置き，政府予算の配分も受けた．

会長は徳川家達（1863-1940），副会長は平田東助（1849-1925）である．参事として，長島隆二（1878-1940），留岡，生江の 3 名が任命された．しかし，長島は桂太郎の婿養子として政治に忙しく，留岡は家庭学校の拡張に伴い内務省を辞職し，平田の指示を受けながら実質的に実務を担当したのは生江だった[268]．内務大臣であり副会長でもあった平田東助から済生会の事業内容に関する調査の命を受け，報告したのも彼である[269]．

③ 著書出版と三男秀雄の急逝

そのほか，大阪毎日新聞社と相島勘次郎との関係は帰国後も続いた．『大毎』に連載した欧米視察の連載は，その後整理され，生江の最初の著書『欧米』が 1912 年 3 月に出版された．1917 年

には毎日新聞社会事業団嘱託顧問となった．また，1914 年 10 月には地方篤志家に関する調査を『自治』として，さらに 1915 年 4 月には『泰西』を洛陽社から出版した．

1915 年，彼は宗教大学で初めて社会事業の講座を担当した．これは高田慎吾（1880-1927）の療養のために代講したものである．

10 月 1 日には，三男秀雄が脳膜炎のため亡くなった．「再び秀雄に告ぐ」[270]は，公務の為京都にいた生江に秀雄が危篤状態にあることが電報で知らされ，眠ることもできない彼が筆を執って祈るように書かれた．

第2節　第一次世界大戦後の社会変動と社会事業の制度化

1．第一次世界大戦後の社会

(1)　戦後国際秩序と日本外交の転機

第 2 次西園寺内閣は，陸軍による二個師団増設要求を拒否したことで軍部の反発を招き，総辞職に追い込まれた．1912 年，明治天皇の崩御後に成立した第 3 次桂太郎内閣に対しては，立憲国民党の犬養毅（1855-1932）や立憲政友会の尾崎行雄（1858-1954）らが「閥族打破・憲政擁護」を掲げて第一次護憲運動を展開し，桂も辞任に追い込まれた（大正政変）．

第 1 次山本権兵衛内閣は，軍部大臣現役武官制および文官任用令を改正し，政党による官僚・軍部への影響力を強めた．この改正により，政治家が高級官僚に転身することが可能となり，官僚の自立性は弱まった．ジーメンス事件を受けて山本内閣が総辞職すると，第 2 次大隈重信内閣が成立し，やがて第一次世界大戦が勃発した．

1914 年に発生した第一次世界大戦は，サライェヴォ事件を契機にフランス・イギリス・ロシアの三国協商とドイツ・オーストリア・イタリアの三国同盟が対立し，長期化する総力戦となった．戦況が次第にドイツに不利となり，ドイツが無制限潜水艦作戦を展開すると，攻撃を受けたアメリカは三国協商側として参戦した．

第 2 次大隈内閣は，日英同盟を根拠として第一次世界大戦に参戦し，ヨーロッパが主戦場となっている間隙を突いて中国における権益を拡大するため，ドイツに宣戦布告した．日本は，ドイツの植民地である青島および赤道以北の南洋諸島を占領し，さらに袁世凱政権に対して 21 ヵ条の要求を突きつけ，山東半島および南満州での権益を要求した．

寺内内閣は，西原借款を通じて中国への影響力を強めるとともに，ロシアとは第 4 次日露協約，アメリカとは石井＝ランシング協定を締結し，さらにイギリスとの間でドイツ権益の継承に関する確認を行うなど，列強各国に対し中国進出への承認を取りつけた．

この間，ロシア革命とドイツ革命が勃発し，ドイツの敗北が決定的になるとともに，世界初の社会主義国家としてソヴィエト連邦が誕生した．各国はソヴィエトへの干渉政策を展開し，日本も満州での権益を確保する目的でシベリア出兵を行った．出兵の長期化を背景に米価が高騰し，1918 年には米騒動が全国的に発生した．

第一次世界大戦後，戦後処理をめぐるパリ講和会議において，日本はヴェルサイユ条約に調印し，アメリカ大統領ウィルソンの提唱により設立された国際連盟の常任理事国に就任した．これにより，中国および朝鮮における日本の権益が国際的に承認され，列国の対日評価は一応の地位を得たが，他方で中国では五・四運動，朝鮮では三・一独立運動といった民族的抵抗が勃発した．

さらに，1921 年から 22 年にかけて開催されたワシントン会議では，四カ国条約・九カ国条約の締結により日英同盟および石井＝ランシング協定は破棄され，海軍軍縮条約が締結された．主力艦保有比率は米英各 5，日本 3，仏伊各 1.67 と定められ，日本の軍備拡張は国際的に制約を受けた．これら一連の外交的合意は，表向きには世界平和と軍縮を掲げつつ，実際には太平洋および中国大陸における日本の台頭を抑止する意図があった．

(2)　社会運動の高揚

戦後の社会的混乱と自由主義的潮流の高まりの中で，国内では大正デモクラシーと称される諸改革と民衆運動が展開された．1912 年，鈴木文治（1885-1946）による友愛会の創設に始まり，1921 年には日本労働総同盟と改称され，労働運動が組織化された．農村では小作争議が頻発し，1922 年には杉山元治郎（1885-1964），賀川豊彦らによって日本農民組合が設立された．

一方，吉野作造（1878-1933）の民本主義思想に基づく黎明会や東大新人会の活動を通じ，知識人層と労働運動・農民運動との連帯も見られた．また，社会主義運動は幸徳秋水事件以降，弾圧を受けたが，1922 年には非合法下において日本共産党が結成された．女性運動も進展し，平塚らいてう（1886-1971）と市川房枝（1893-1981）らは新婦人協会を結成し，参政権を求める活動を展開した．加えて，山川菊栄（1890-1980）や伊藤野枝（1895-1923）らの指導による赤瀾会など，女性による社会主義運動も活発化した．さらに，部落差別に対抗すべく，西光万吉（1895-1970）らによって全国水平社が創設されるなど，諸運動は多方面にわたり進展した．

1918 年，シベリア出兵を契機とした米価の高騰は，富山県の漁村における婦人たちの「米よこせ」運動を発端に，全国 36 道府県・310 市町村に波及し，大規模な米騒動へと発展した．政府は軍隊を投入して鎮圧を図ったが，これにより寺内内閣は総辞職し，原敬（1856-1921）を首相とする政友会内閣が成立した．原内閣は，いわゆる本格的政党内閣として，政党政治の実質的な始動を告げるものであった．

生江は，この米騒動をもって日本の社会事業の成立点と位置づけている．それは，篤志家による私的慈善の域を超え，国家による公的救済が制度化され，さらに感化救済とは異なる形で，民衆の要求が社会政策や社会事業に反映される新たな基盤が形成されたことを意味する．普通選挙法の実施や，社会連帯，社会改良，労使協調をスローガンとする社会政策と社会事業の登場に見るように，一定の範囲で民主主義が容認された．美濃部達吉（1873-1948）の天皇機関説や吉野作造の民本主義といった思潮も，社会事業界に一定の影響を与えた．

しかし，大戦後の経済は，欧州の安定化とともに日本の戦時景気を終焉させ，戦後恐慌が到来する．生活不安の拡大と財政の行き詰まり，さらに政友会の腐敗に対する国民の不信が高まり，原内閣は次第に支持を失っていった．加えて，原の対米協調と軍縮政策は，右翼・国粋主義者・軍需企業との間で深刻な対立を生み出した．

1921 年 11 月，東京駅において，山手線の転轍手であった中岡艮一（1903-1980）によって原は刺殺された．現職首相の暗殺は憲政史上初めてのことであり，以後の昭和初期に頻発する政財界要人に対するテロ・クーデター事件の先駆となった．

(3)　内務省社会局の新設とその余波

社会の不穏化に伴い，内務省にも新たな動きがみられた．1917 年に陸軍の要請により軍事救護法が制定されると，地方局内に救護課が設置された．さらに，全国に波及した米騒動は 1919 年に社会課の創設を促し，1920 年に社会局（内局），1922 年に社会局（外局）となった．

社会局には社会部，保健部，労働部の 3 部が設けられ，労働，工場法，社会保険，失業の救済及防止，国際労働事務，賑恤救済，児童保護，軍事救護，その他の社会事業，労働統計などに関する事項を管轄した．中央におけるこうした動向は地方に波及し，社会課・社会部の独立・新設は東京から全国各府県，大小都市庁に広がり，中央と地方の救済事業と社会行政を確立させる契機となった（大霞会 1971：327）．こうして，職業紹介事業や公設市場の設置，住宅組合法などの新しい事業が展開されるとともに，社会事業に関する政策領域が徐々に一般に認識されるようになり，その範囲を拡大していった．

社会事業はソーシャルワークの訳語であった．しかし，日本では従来の恤救規則による極めて限定された貧困者の救済と民間慈善事業に対して，国家が社会政策を通じて介入し，指導や組織化，財政的な補助を行う仕組みが形成される途上にあった．そのため，国家や地方自治体が公費によって実施する社会事業と，民間社会事業は分離されず，両者を包括する概念として社会事業という用語が広がった（内務省研究会編 2025：385-386）．同時に，労働行政に重点がおかれ，従来社会局の主務であった賑恤救済の事務は次位におかれることとなった．

寺内内閣の時代，内務省は人材の養成と省務刷新のために，後藤文夫（1884-1980），丸山鶴吉（1883-1956），田子一民（1881-1963）などを海外に留学させた（大霞会 1971：325）．彼らは，欧米視察で得た知識を活かして帰国後の内務省の行政に影響を及ぼした．米騒動以後，新しい時代の社会問題に機敏に対応するために行政内部に生じたこのような変化は，田子など新官僚の位置を優位なものとし，社会局が外局として独立するようになると，桂園時代から地方局嘱託として勤め上げ，床次竹二郎との関係が深かった生江の存在を弱体化させたのではないかと推察される．

2.　社会事業教育の開拓者として

(1)　　日本女子大学校社会事業学部

生江の重要な業績として，大学における社会事業教育を開拓した働きがある．

米騒動の起こった 1918 年，生江は日本女子大学校の教授となり社会事業講座を担当した．担当科目は社会事業概論で，希望者に対する選択科目として開講され，40〜50 人の学生が聴講したといわれている．同年，日本大学・警察講習所の講師となった後，1919 年に協調会社会政策講習所となり，24 年に立正大学，25 年に青山学院高等学部社会科および神学部，28 年に横浜関東学院の講師として社会事業講座を担当した．そのほか，同志社大学，明治学院，日本赤十字社社会看護婦養成所でも講師を務めている．

彼が各大学の講座で使用した教科書は『社会事業綱要』であり，日本社会事業についての最初の専門書となった．同書は，1923 年初版，27 年改訂版，36 年三訂版と全体で 15〜16 版を重ね，学生層と社会事業関係者を中心に広範な読者を獲得した．

日本女子大学校の創設者である成瀬仁蔵（1858-1919）は，自身女子教育の道へ進むか，社会事業家として生きるか迷った末，前者を選択したキリスト者であり，渡米経験もあって，アメリカにおける女子教育とソーシャルワークの実情を熟知していた．また，麻生正蔵（1864-1931）は同志社で新島襄に師事したキリスト者で，日本女子大学校開校に伴い学監となり，倫理学・心理学・教育学を教え，成瀬の社会事業教育への意志を継いで社会事業学部の創設に尽力した．

麻生は新学部設置の決断にあたり，生江，山室，留岡など社会事業関係者に指導を仰ぎ，永井亨（1878-1973），戸田貞三（1887-1955），綿貫哲雄（1885-1972）に相談を持ちかけたといわれている（日本女子大学社会福祉学科 50 年史編纂委員会編 1981：67-68）．

社会事業学部が創設される以前，すでに社会事業を志向する日本女子大学校の卒業生が多方面で活躍していた．岡山孤児院の保母となり，富田象吉と結婚して石井記念愛染園で保育者として活動した富田栄子（1888-1947）をはじめ，家政学部一期生の井上秀（1875-1963）はアメリカへの留学を通してハル・ハウスの実践に傾倒し影響を受けていた．ハルハウスを念頭において，同窓会組織である桜楓会で開園されたモンテッソリー方式による託児所で丸山千代（1887-1967）が活躍した頃，小栗（浅賀）ふさ（1894-1986）は渡米中で，奥むめお（1895-1997）は新婦人協会の理事を務めていた．日本キリスト教婦人矯風会外人東京支部が開設したセツルメント興望館の館長を務め，戦後厚生省児童局保育課長として活躍した吉見静江（1897–1972）は 19 年に英文科を卒業し，翌 20 年に日本女子大学校英語別科教員となったばかりである．

1918 年 4 月，日本女子大学校に社会事業講座が開設された際，生江は講師として採用された．担当科目は社会事業概論で，希望者に対する選択科目として開講され，40〜50 人の学生が聴講した．14 年 7 月の第一次世界大戦勃発と大正デモクラシーの高揚，17 年 11 月に勃発したロシア革命，翌年の米騒動など，激動の社会に対応しようとする意図があり，1920 年 8 月に内務省社会局が設置され，21 年に中央慈善協会が中央社会事業協会と改称し，雑誌『社会と救済』を『社会事業』へ改題した動きと関連するものだった．

1921 年 9 月 26 日，日本女子大学校は社会事業学部創立の式典を挙行し，10 月に開設された．設立当初，社会事業学部は児童保全科と女工保全科の 2 学科を構成し，教員には立教の松本亦太郎（1865-1943, 創設時担当科目は心理学），早稲田の塩沢晶貞（1870-1945），慶応の高橋誠一郎（1884-1982, 社会経済学），東京帝国大学の永井潜（1876-1957, 生理学・社会衛生），綿貫哲雄（社会学，応用人類学，産業の発展），戸田貞三（防貧救貧事業），永井亨（社会政策・労使問題）がいた．生江は児童保全事業概説，社会事業の調査，社会事業の発展及原理を教えている．

大正デモクラシーを背景に，社会事業は一つの専門的な領域として，認知され確立されようとしていた．各種貧困調査によって，貧困や病気は個人の問題ではなく社会全体の問題として考えるようになり（社会化），宗教的背景や地域的相互扶助を背景とする個人の善意から，政府や団体による組織的な支援へと変化しつつあった（組織化）．また，社会事業は専門知識を持った人物が行う職業であることが徐々に認知され（専門化），経験や感情だけでなく統計や調査，科学的な方法に基づいた支援が好まれるようになった（科学化）．救貧から防貧へと言説が変化するように，問題が生じてから対応するのではなく，問題の発生する前に防止する取り組みが重視され（予防化），社会システムの中に社会事業が組み入れられるようになったのである．

社会事業学部開設の趣旨で，麻生は社会的混乱が進行する時代状況のもとで社会事業の重要性が増大しているとし，その担い手として専門的知識と技能を備えた人材の養成を目的に社会事業学部の必要性を説いた．さらに従来の慈善的・断片的活動から脱却し，科学的知識に基づく組織的・計画的な専門事業への転換を主張するとともに，女性の積極的参加の重要性を強調している[271]．

麻生は，急激な社会変動に対応するため，社会事業を国家的責務とする必要性を強調し，従来の慈善事業から脱却した計画的・組織的・専門的な社会事業の確立を訴えた．同時に，麻生の発言に，社会事業の制度的整備と女性の職業的参加に対する期待を示す一方で，国家統制の強化や，

性別役割分業への前提を読み取ることができる．この発言は，学部開設にあたって助言した生江らの主張を継承したものでもあった．

生江は 1943 年まで日本女子大学校の教授を務め，社会事業を教えた．

3. 慈善救済の再編成と近代社会事業の創出

(1) アメリカ児童保護事業大会と医療社会事業の視察

第一次世界大戦を背景に国際児童年運動が開始されると，アメリカでは 1918 年 4 月 6 日から 1919 年 4 月 6 日を児童年とし，胎児，乳幼児及び幼児の保護を掲げた．

1919 年，53 歳となった生江は，内務大臣床次竹二郎の命により，内務省特派員としてアメリカ連邦政府主催の児童保護協議会と社会事業大会に出席した．また，内務省の命でアメリカにおける児童保護に関する調査を実施した．1919 年 4 月 12 日から往復 6 ヶ月を要し，10 月上旬に帰国している[272]．

主な経路は下記の通りである．

1919 年 4 月 12 日　横浜発
5 月 1 日　ワシントン着
5 月 5 日〜8 日　米国児童保護事業大会に出席
5 日，日本の児童保護の状況について講演
英語タイトル　Children's welfare work in Japan
＊その後，ニューヨーク，ボストン，グリーブランド，シカゴ，ミネオポリス，デンバー，サンフランシスコ，シアトルなど各地を巡回
ワシントンで米国政府の委嘱により米国婦人参政権期成同盟会総会で日本の母子関係について講演
7 月 1 日〜7 月 8 日　第 46 回米国社会事業大会
＊その後，キャボットの医療社会事業視察
マーガレット・サンガー夫人と交流
シラキュース病院に入院していた恩師シュワルツを見舞う．
10 月上旬　帰国

米国児童保護事業大会は，第 1 次世界大戦後における児童保護に関する協議を行い，児童保護の最低基準を定めることを目的として開催された[273]．児童保護基準には，児童保護と教育に関する事項，母子保健に対する公共の保護に関する事項，特殊児童の保護に関する事項があった．大会講演内容は全て英語であり，会場での朗読は避けたものの，彼が 1 週間かけて準備したものを慶應義塾大学教授であった弟惣太郎が英訳したものである．

国際的な児童の権利を保護する運動の高まりもあって，日本の児童福祉行政を代表して参加する生江は熱狂的に歓迎された．彼はアメリカ滞在中の半年で 7.5 キロも体重が増えてしまった[274]．

アメリカでの一連の経験を通して，児童福祉の国際的動向を見てもアメリカの児童福祉のあり方が最も優れている，と彼は考えるようになった．この外遊経験は，生江の関心を児童保護に向けさせることになり，帰国後彼の児童保護領域に関する著作論文は増加するのである．キャボット（Richard C. Cabot, 1868-1939）の医療社会事業に関する視察と，産児調節（birth control）運動を

展開していたマーガレット・サンガー夫人（Margaret Sanger, 1879-1966）との出会いもこの外遊で重要な出来事であった.

キャボットは，ボストンのマサチューセッツ総合病院で，医療だけでは解決できない患者の生活環境や経済的問題に対応するため，病院に常勤のソーシャルワーカーを配置し，アメリカ医療ソーシャルワークの先駆となった．サンガー夫人は，貧困層の女性が望まない妊娠に苦しむ現実に，避妊の知識と手段の普及を訴える運動を展開，1916 年に産児制限診療所の設立と逮捕など反発を受けながら継続され，後に全米家族計画連盟を創設し，女性の自己決定権や公衆衛生の向上に貢献した．しかし，優生思想と結びついた一面もありその評価は分かれるところである.

(2)　生江の児童保護思想

彼は欧米の慈善・感化事業を比較し，欧米では貧困対策が公的制度として整備されているが，日本では家族制度のために慈善事業の必要性が軽視されていると論じた．アメリカでは州・市ごとに慈善局を設置し，学者や実務家が監督しつつ毎年詳細な年報を発行していた．イギリスでは自由放任主義的であるが，慈善組織協会や救貧法による統一的な監督があり，特に感化事業は秩序立って発展している，と彼は評価している．彼は，日本でも日露戦争後に急増した慈善事業を統括・監督する慈善局の設置が不可欠であると主張した.

また，生江は，児童保護事業の成功には，施設内の教育だけでなく，外部との連携や保護が不可欠であると考えていた.

> 学校を出てから後学校と世間と連絡が就て居りませぬならば，どのやうに院内に於て子供を再教育致しても夫れのみを以て充分生活の道を與へ事業につかせる事は出来ないであろうと思ひます．即ち内界と外界と連絡の道があってそれを保護すると否とが此の事業の成功と失敗との別れる点で洗うかと思ひます．英国では何も院内と院外との連絡がついて居って十分なる保護の途があると申上げて差支えないのであります（「「欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢」『慈善』第 1 編第 1 号，54 頁）.

保護的隔離ではなく，教育と労働，福祉，地域社会の連携が必要であると彼が考えていたことが理解できる.

さらに，彼は日本の感化法が西洋の制度と異なる点について，日本の感化法には少年の処遇に関する司法的な審判制度がなく，院内収容を原則とするために院外での保護が十分に行われていない点を次のように問題視した.

> 我邦感化法の骨子にして泰西諸国のそれと異なる点は，少年の収容は審判の形式に依らずして全然行政処分に委ねて居る事と，更に院内収容を原則として徒弟委託の外院外保護の途を披かざる事と，尚退院後の保護に関して何等の規定を有せざる事である．（中略）各国の少年審判法には必らず院外保護の方法を規定して居り，そしてそれが保護の大部分を占めている（『綱要』初版，351 頁）.

この主張は，感化事業のあり方として，院外保護の重要性を強調するものである.

そして，彼は司法省の矯正院ではなく，内務省の国立感化院を拡充すべきであると次のように主張した.

> 専門家は自由のない場所に改善はないといふ，（中略）司法省所管の矯正院を俟たなくとも，内務省所管の国立感化院を拡大して必要な期間だけを拘束し得る様にすればよいのである．世界何れの国に感化保護処分の一部を司法省の直営事業として居る処があらうか．又更に原則上の理論だけではなく，実際問題として見れば矯正院に収容されたという事実が世間に決して善い印象をあたへず，幼年監の変形であるといふ感じを児童にも父兄にも与へ，世間は世間で少年免囚者の気分を以て之を迎へるのであらう．結局拘束の内に感化したとしても悪印象が各方面から与へらるることは予測するに難くない，随って退院後の身上に大困難を来す恐れがある．（『綱要』初版，373頁）

これらの発言は，アメリカ，イギリス，ヨーロッパ諸国と日本の事情を客観的に観察，批判した上での提言であり，同時代にこうした国際的感覚を有する社会事業家は少なかった．

生江は，児童保護の対象を支援の必要とされる「特殊」児童に限らず，一般児童に拡大したことで知られている．例えば『社会事業綱要』で，彼は児童の権利について次のように述べている．

> 人間には生存の権利があると共に共に良く生存すべき要素の具備を要求する権利を有すと信ずる．（中略）児童は素より形体的養育を受くべき権利を其生存の権利として有して居るも，更に精神的教育を受くべき権利を，より能く生活する権利として有するのである（『綱要』初版，209頁）．

生江は，児童の権利に関するジュネーブ宣言と同様に，適切な保護を受ける権利を有する存在として，また生存権，教育を受ける権利，生活権を有する主体として子どもの存在をとらえていた．こうした子ども観を支えたものに，子どもに対する共感，人格と個性を尊重するキリスト者の神学があったことが講義録と彼の記載から明らかである．生江は社会的弱者として子どもを捉えつつ，その権利と主体性，人格と個性についても，教育的観点から把握していた．こうした子ども観は，フーコーの権力に従属する主体（subject）とは異なり，貧しい状況を生きようとする人間の主体性（agency）を尊重しようとするものと理解できる．

(3)　社会事業連絡機関の整備

1920 年 8 月に内務省社会局が設置されると，21 年に中央慈善協会は中央社会事業協会へと改称され，発行していた雑誌『社会と救済』を『社会事業』へと改題した．東京，大阪，岡山，兵庫，埼玉を皮切りに，全国道府県に社会事業連絡機関が整備されていった．

中央社会事業協会の目的は，①社会事業に関する団体相互の連絡，②社会事業に関する団体と慈善家との連絡，③社会事業の指導誘掖及びこれに関する行政の「翼賛」，③内外国における社会事業に関する調査，④社会事業に関する雑誌そのほか印刷物の刊行，⑤講習会及び講演などの開設にあった．行政の「翼賛」という目的規定にみるように，協会は行政の政策を補助・推進する準公的組織として位置づけられることとなった．ここに，明治以来の慈善・救済事業は行政による組織化に組み込まれ，行政の外郭団体としての構造をもった（永岡 2003：85）．

生江は，欧米の慈善協会の目的を説明する際，ロンドンやニューヨークの COS ではなく，グラスゴーの例を次のように引用している．

グラスゴー市において発表したものを見るに，協会の目的は慈善事業及救貧行政が相互連絡を保たないために救護が相重複するの弊を除き，救助請願者のあった場合その実情調査のため各慈善団体が，各自その時間労力及金員を消費して一々これが調査をなすの煩を避け，慈善事業の中央機関となり，また斯業に対する健全なる思想を普及し，さらに現今の慈善事業に対する実状を社会に公表し，併せて斯業と社会との中間に立ってこれが連絡機関たらしめんとするにある．

一、細民の状態を改善して独立自助の精神を旺んならしむること

一、細民に対する目前の救助に甘んぜず，将来自営者となるの素質を与ふる程，根本的の救助をなすこと（『綱要』375 頁）．

このようにスコットランドのグラスゴー市における慈善救済事業が例として提示されるのは，近代社会事業の起点がチャルマーズの実践にあると評価する生江の理解に基づいている．実際，欧米の COS は，チャルマーズの実践を一つのモデルとして参照していた．グラスゴーにおける協会の記述の焦点は，第 1 に救済の重複と無駄の排除，第 2 に調査機能の集約と専門化，第 3 に慈善と社会を媒介する機関として機能する協会の存在にあてられている．この理解において，道徳的改良や感化ではなく，科学的な調査に基づき，組織的な連絡・協業によって知識を集積する中枢部として，社会事業協会が位置づけられている．

欧米における慈善組織化運動において，COS は行政や個別の慈善団体とも一定の距離を保ちつつ，両者を調整する存在であった．しかし日本で中央慈善組織協会が制度化される過程では，協会は次第に国家政策の浸透装置・調整装置として機能する側面を強めていく制度的な枠組みをもった．その結果，救貧行政の欠陥を補正するという批判的機能や，慈善の恣意性を制御するという調整機能は後景化し，政策に協力しつつ社会統合を担う機関としての役割を担った．

欧米の社会事業協会において，生江は，調査部門の独立，雑誌・大学の派生，全国的交換機構の成立といった，社会事業が「知の体系」として自立していく動きに注目していた．しかし日本においては，調査・研究・教育は制度上整備されつつも，それらが行政や政策目的から自立した批判的知として展開する余地は限定的であった．

生江が欧米で視察した慈善救済事業は，社会と制度との間に緊張関係を保っていた．一方，日本の制度化において形成された公共性は，国家目標との整合性と調和性を優先した．日本における社会事業協会の制度化は，生江が欧米事例から抽出した媒介・調整・知の自立という核心要素を部分的に継承しつつも，それを国家主導の社会統合装置として利用される制度的基盤を形成した．

(4)　病院社会事業の開拓

①　関東大震災の発生と済生会病院における救護

1923 年 9 月 1 日 11 時 58 分，相模湾北西部を震源とするマグニチュード 7.9 と推定される関東大震災が発生し，死者・行方不明者は約 10 万 5 千人に及んだ．

震災直後，生江が真っ先に赴いたのは済生会病院である．

済生会病院では死者は出なかったものの，隣接工場の崩壊により多数の死傷者が搬入され，十分な救護もできないまま悲惨な状況が広がり，さらにその後の大火災で病院自体も焼失したという[275]．

深川周辺の被服廠では，炎まじりの竜巻状の渦が発生し，約3万8千人が焼死した事件が起こった．東京市長だった後藤新平は山本権兵衛内閣の内務大臣となったばかりで，市長の後継は，生江の親戚にあたる永田秀次郎（1876-1943）であった[276]．生江は，服廠跡では数万に及ぶ焼死者が累積した未曾有の惨状を目撃し，焼死者の山の中から幾人か発見された生存者に事情を聴取しながら，遺族が遺体を捜し続ける光景に深い悲痛を覚えたという[277]．生江が内務省を病気のために辞職したのは3月であったが，震災後は臨時嘱託として業務を行なった．

しかし，内務省嘱託として働いた自身の評価について，生江は否定的である．長らく内務省という政治権力のなかに，かつ嘱託という決して高くはない身分にあって，自叙伝からは，自らの道徳的腐敗に対する反省のほか，当時の政治・社会変容に対する彼の疲労感が読み取れる[278]．

② 済生社会部の設立

生江は，1926年10月15日，芝済生会病院内に済生社会部を設立した．すでに設置されていた泉橋慈善病院の病人相談所，東京市療養所における病院社会事業実施についで，済生社会部による病院社会事業が開始された．これらの事業は，天皇制慈恵主義としての限界を有しつつ，医療の社会化に貢献した一つの戦前医療社会事業の一つの系譜をなしている．

> 病者が病院に入院して治療を受けつつあるの際，時に不安に襲われ，時に憂愁に沈み，之がため或はその恢復を遅延せしめ或は却て病勢を昂進せしむることあるは，主として其の家庭の安否，恢復後の保養もしくは就職の如何等に関する憂慮によるのである．ゆえに是等の不安と憂苦とを除去し安んじて一身を療養に委ね，もしくは退院後の生活に希望を有したしむるの方法を講ずることは甚だ肝要である．（『綱要』95-96頁）

済生社会部は，病人の生活状態，家庭，社会状態を調査し病院に報告する機関である．医師はその報告資料に基づき最も効果的な治療を行うことを目指した．そのほか，健康児の罹患防止のために一時保育所を初めて設置するなど他国にない事業を行なった．

以後，生江は理事長として，1933年には評議員となり，1952年の社会福祉法人改組に至るまで，約40年にわたって済生会と直接の関係を持った．

(5) オーストラリア・ニュージーランド外遊（1925）

1925年，生江は内務省その他の嘱託を受け，オーストラリア・ニュージーランドにおける社会政策と社会事業等の調査研究を実施した．ある意味で，この外遊は生江にとって静養期間でもあった．彼は，オーストラリア，ニュージーランドに社会事業を研究するために初めて赴いた日本人であった．

『新国新濠』において，生江はニュージーランドを理論上一人の社会貧なき国[279]と評している．

> 此の国では真面目に働きさへすれば，貧乏にならぬやうに総てが備へられて居るのだ．我が国には稼ぐに追ひつく貧乏なしと云ふ諺があるがどうして今の世の中では貧乏に追ひつく稼ぎなしで，幾ら働いても貧乏が先に立つて（中略）栄養不良に依る長期の餓死か，又或

は自殺の已むなきに至る悲惨なことも少なくはないのであるが，稼ぎさへすれば貧乏にならぬやうな制度になつて居る此の国の人達は幸福である．（『新国新濠』125 頁）

社会貧は「主として社会制度の欠陥から招来せられるもの」[280]である．ニュージーランドにおいては社会機構が比較的簡単な上に，行き届いた社会政策によって社会貧の発生が防止されている，と生江はいう．また，生存と生活の意味の相違について，生江は次のように述べている．

一体，生存と生活は異るものであつて，生存とは単に人が生き永らへるための衣食住を意味して居るのに対し，生活とは人らしく生きて居ると云ふことを意味して居る．即ち其の時代と社会の文化の程度に応じて人が人間らしく生きて居るためには何程の生活費を要するか云とふ点から，而かも一家五口を標準として定めたものが此の基本賃金である．（『新国新濠』98 頁）

第一回外遊中，ニューヨーク博愛事業学校で生江の師事したディヴァインもまた，新しい生存権として生活権（right to life）について叙述している[281]．生存と生活の意味の相違について前節で述べた生江の主張は，ディヴァインの生活権の思想に連なるものである．

そのほか，1924 年 10 月 27 日，生江は帝国ホテルで，B.S. ラウントリーと初めて面会した[282]．

面会は終始穏やかなものであったが，ラウントリーは，東京の社会事業施設について，「各社会事業施設は相当に発達しつつあることを認めたが，貧民住宅及びその住宅内の衛生状態に至つては少なからず遺憾を感ずる」と言及した．

生江は「御厚意は深謝するが，現在の東京は昨年の大震災の後を受けて未だ恢復せざる時節であれば特に左様に御感じであつたらう」と弁解すると，ラウントリーは「然し震災に破壊せられなかつた地区に於ても同様な点を発見した」と柔らかく指摘した．生江は「思はず赤面せざるを得なかった」[283]という．

ハワードとラウントリーは，田園都市協会を通じて懇意の仲であった．東京で大震災があったと知り，心配したハワードの胸の内をラウントリーも知っていたのかもしれない．わざわざ生江を帝国ホテルに呼び寄せて夕食を共にする中での穏やかな指摘は，田園都市を初めて本格的に調査した日本人である生江への叱咤激励でもあった．

第3節　慈善から社会事業への再編成

1.　慈善・救済の倫理的基盤と公共性の限界

本章では，近代日本における社会事業の形成過程を，慈善救済との連続と断絶という観点から検討してきた．日本社会における慈善・救済は，儒教的徳治，仏教的慈悲，地域的相互扶助，キリスト教的隣人愛という複数の系譜を通じて形成されてきた．これらは，弱者への配慮や救済実践を支える倫理的基盤であったが，同時に，救済を担う主体，救済される者との関係，および救済責任の範囲において限界を有していた．

すなわち，近世以来の慈善救済は，支配者の慈恵，宗教的作善，名望家の施与，共同体内部の互助，あるいは信仰に基づく奉仕として展開されやすく，貧困や生活問題を社会全体の構造的課題として把握する視点を十分には形成しえなかった．したがって，近代日本における社会事業の

成立は，慈善救済の単純な否定ではなく，慈善が蓄積してきた倫理的資源を，公共的責任の枠組みへと再編成する過程であった．

2.　慈善批判の核心

生江の慈善批判は，同情，慈悲，奉仕といった感情や倫理的動機そのものを否定するものではなかった．彼が問題にしたのは，それらの動機が個人の気分，宗教的信念，名望家的施与にとどまり，救済の継続性，組織性，専門性，社会的責任を欠いたまま実践されることであった．

この点で，生江にとって慈善は，過去の遺物として廃棄されるべきものではなく，社会事業へと組み替えられるべき倫理的契機であった．慈善的感情は，個人の善意にとどまる限り不安定であり，時に被救済者の人格や生活条件を十分に考慮しない施与へと転化する．しかし，それが組織化され，社会的効果を問い，公共的責任のもとに位置づけられるとき，社会事業を支える倫理的基盤となりうる．生江の社会事業思想の特徴は，感情と理性，私的善意と社会的責任を対立させるのではなく，両者を媒介し，慈善的動機を公共的実践へと転換しようとした点にある．

3.　施与関係から人格承認へ

生江における慈善から社会事業への転換は，救済の方法だけでなく，救済をめぐる人間関係の転換でもあった．彼は，慈善事業や救済事業を，強者が弱者を助ける縦断的関係として捉え，その関係が被救済者を恩恵の受け手にとどめる危険を批判した．これに対して，社会事業は，人格価値平等思想と社会連帯責任に基づき，救済される者を同じ社会を構成する人格的主体として承認するものでなければならなかった．

この意味で，生江の社会事業論は，貧困者や弱者を一方的に救済する思想ではなく，社会的不平等を緩和し，生活機会の均等を保障する公共的実践として構想されたものである．そこでは，救済する者の善意ではなく，被救済者の人格の承認が中心に置かれる．すなわち，慈善から社会事業への移行とは，施与から人格承認へ，恩恵から権利性を帯びた生活保障へ，縦断的関係から横断的関係へと救済の構造を転換する試みであった．

4.　行政・民間・教育を媒介する制度化の媒介者

生江の意義は，以上の思想を理念の次元にとどめず，行政，民間団体，教育，調査研究の各領域を横断して展開した点にある．内務省地方局嘱託としての講演・調査，中央慈善協会における編集・啓蒙活動，恩賜財団済生会における実務，さらに日本女子大学校における社会事業教育は，いずれも慈善救済を組織化・制度化し，社会事業として再編成する過程に位置づけられる．

生江は，欧米社会事業の単なる紹介者ではなかった．彼は，欧米で得た知見を，日本の行政構造，民間慈善，宗教的救済，教育制度のなかに接続し直し，慈善救済を社会事業へと翻訳する役割を担った．とりわけ，内務省における活動は，欧米視察で得た社会政策・地方自治・救済事業の知識を，日本の感化救済事業や地方改良事業の文脈に移し替える実践であった．この点において，生江は，思想家であると同時に，近代日本における社会事業制度化の媒介者であった．

5.　小括：慈善から社会事業への再編成の意義

以上の検討から，本章で明らかになるのは，生江にとって社会事業とは，慈善を否定することによって成立するものではなく，慈善が有していた倫理的契機を，社会連帯責任，組織性，継続

性，専門性，公共性のもとに再編成する営みであったという点である．慈善から社会事業への移行は，制度の整備にとどまらず，救済をめぐる人間関係と責任主体の転換であった．

すなわち，個人の善意から社会の意志へ，施与から人格承認へ，私的慈善から公共的責任へという転換こそが，生江の社会事業思想の中心にあった．本章が示したこの転換は，次章で検討する『社会事業綱要』における貧困の表象と救済規範の分析へと接続する．第 5 章が，慈善救済を社会事業へと再編成する過程を明らかにしたのに対し，次章では，その社会事業がいかなる貧困理解に基づき，どのような救済の価値と規範を構想したのかを検討する．したがって，次章で検討する『社会事業綱要』は，単なる社会事業概説書ではなく，本章で確認した慈善救済の近代化を思想的に結実したテキストとして位置づけられる．

第６章　社会事業の対象としての貧困の表象と救済規範

本章は，本研究における第5期，すなわち第一次世界大戦後に社会事業が制度化・専門化へと向かう時期を対象とし，生江の『社会事業綱要』における貧困の表象と救済規範を検討する．

前章までにみてきたように，生江の社会事業思想は，欧米視察によって得られた比較社会政策的知見と，日本社会における国家主導的・官僚制的統治構造への批判的認識との緊張関係のなかで形成されてきた．こうした思想形成は，大正期に入ると，社会事業を慈善的実践にとどめず，教育・研究・制度を横断する専門的領域として構想する方向へと展開した．その中心に位置するのが，日本女子大学校における社会事業教育と，その講義内容を基礎として編まれた『社会事業綱要』である．

本章の課題は，『社会事業綱要』を中心に，生江が社会事業の対象としての貧困をどのように捉え，その救済をいかなる価値・規範のもとに位置づけたのかを明らかにすることである．社会事業論において，対象をどのように措定するかは，その理論の性格と実践の方向性を規定する中心的論点である．したがって，本章では，『社会事業綱要』において提示された自然貧・個人貧・社会貧の分類を手がかりに，そこに埋め込まれた人間観・社会観・救済責任の論理を検討する．

その際，生江の議論を単独で読むのではなく，彼が参照したディヴァインのソーシャルワーク論と対比する．これにより，生江が欧米社会事業論をどのように受容し，また日本社会の文脈に即していかに組み替えたのかを明らかにする．具体的には，『社会事業綱要』の初版・改訂版・三訂版，および日本女子大学校の社会事業概論講義録を検討し，貧困の分類，救済主体，社会事業と社会政策との関係，ならびに救貧から防貧への思想的展開を考察する．

第１節　社会事業と貧困

1.　『社会事業綱要』の誕生

生江は生涯のうちに少なくとも 760 編の論文を著した．主な掲載雑誌をみると，『人道』（人道社，1905-32）34 編，『慈善』（中央慈善協会，1909-17）23 編，『斯民』（中央報徳会，1909-28）39 編，『社会事業』（中央社会事業協会，1921-55 年）56 編の論文を寄稿している．生江の代表的著作である『綱要』は，大正期「社会事業の『羅針盤』」（吉田 2015：59）とされる社会福祉の古典であった．

『綱要』は 1918 年に赴任した日本女子大学校における社会事業講座・社会事業概論の講義内容を基に刊行されたものである．1923 年刊行当時，欧米と日本の社会事業の実際を現地で踏査した資料に基づいて叙述された社会事業論は他になかった．社会事業概論の講述記録は『日本女子大学校講義録』第 4 巻（女子大学講義発行所）に収録されている．巌松堂から出版された『綱要』には，1923 年の初版，27 年の改訂版，36 年の三訂版がある（一番ヶ瀬 1996：1）[284]．

一番ヶ瀬（1969）は，生江の『綱要』 について，「戦前日本の学会で，ことにアカデミズムの世界のなかでいわゆる認められた著作ではない」と述べつつも，次の 3 点において評価すべきものであると指摘する．

①ディヴァイン博士の論を正当にうけつぎ貧困を「個人貧」 としてではなく，「社会貧」としてうけとめるところに，また資本主義の社会関係がうみ出す 社会問題の展開に，社会事業の存立基盤を認めた点

②英・米から移入された知識だけではなく，つねに日本の社会事業の現実そのものの解説に目を向けていたという点

③「官僚」としての生活が長かったにもかかわらず，日本における社会事業の消極性を「隣保相扶の習慣の厳存」「明治以来の富国強兵主義」「皇室の御仁慈」 にあることを指摘し，さらに，日本の「官僚制」のもとでの社会事業について，つねに批判を忘れなかった点」である（一番ヶ瀬 1969：318）．

生江は，自身の著作が理論性に乏しい理由として，当時社会事業が未だ学問として未成熟であったことに加え，幼少期の傷害に起因する頭痛により思索活動に制約があったことを挙げている[285]．

『綱要』は戦前社会事業研究，戦後社会福祉研究にいかに評価されてきたのだろうか．

同時代の社会事業家・海野幸徳は，綱要を「我国社会事業界の羅針盤」と評し，各論が優れているのに対し原理論に本質論がないことを批判した[286]．

吉田久一は，社会福祉理論の系譜として歴史的位置を持ちうる作品について次のように示した（吉田 1995）．

・慈善事業論（留岡幸助『慈善問題』）
・救済事業論（井上友一『救済制度要義』）
・小河滋次郎『社会問題救恤十訓』
・生江『社会事業綱要』
・海野幸徳『社会事業学原理』
・大河内一男「我が国に於ける社会事業の現在及び将来」

・孝橋正一『社会事業の基本問題』
・岡村重夫『社会福祉学（総論）』

社会事業史研究において，吉田と池田は晩年生江を再評価している．池田は，『福祉学を構想する』（高菅出版，2011 年）において，個の独立の問題を取り上げ，日本において『強者に対し義務履行を強要する権利』を主張したのは生江がほとんど唯一の例（池田 2011：129-138）であったと述べた[287]．

1923 年に公刊された日本最初の社会事業専門書である生江の『社会事業綱要』では，貧困の社会的原因を重視している．アメリカ社会事業成立期の理論的指導者のひとりであったＥ．ディヴァインに学んだ生江は，まず貧困を自然貧・個人貧・社会貧に分類した．天災地変などの自然の災害にもとづく自然貧については，自力による復興を説きながらも国家的な救済策が中心となるべきだと主張する．個人貧については，放蕩や遊惰など自らの責任があきらかな自動的なものと，身心障害など本人に責任なく労働能力を失なった他動的なものとに区別していたが，最早，個人貧を以て単に個人の過失であり，責任であるとすることは出来ぬと説いていた．経済機構に基づく社会的重圧に発生の原因がある社会貧について現在の産業制度すなわち資本主義が生みだす社会問題であると分析している．要するに貧困を資本主義的な社会矛盾のなかで理解し，貧困にたいする社会的対応すなわち社会政策ないし社会事業の必要を説くのであった（池田 1986：476-77）．

吉田はその遺著で，生江について「欧米社会事業の理解が深く，日本社会事業の近代化の役割を担った．『欧米視察細民と救済』（1912 年）で，早くも社会連帯思想を紹介し，細民の激増は従来のような低い公的救済では解決しないと論じている」（吉田 2015：43），と述べた[288]．
また，吉田は次のように『綱要』の特色を評価した．

生江は日本社会事業研究の一里塚となった『社会事業綱要』（12 年）を出版した．この書の特色は，（1）アメリカ社会事業，特にＥ．ディバインを継受し，修正資本主義的立場で社会貧を強調し，社会事業の内在的発展にも注目しながら，慈善事業と訣別する理論を提供したこと，（2）国家有機体説やドイツ社会政策思想ではなく，近代的社会連帯思想を主張し，またプロテスタントとして新しい社会愛・人類愛が強調されていること，（3）本書の理論は理念に留まらず，筆者の欧米並びに日本社会事業の実地踏査に基づく所産であること，（4）実践意識に裏づけられた理論は，現場にとってもよい水先案内であったこと，（5）ただ思想としては社会連帯が定着しにくい日本社会事業の風土にあって，かなり楽観的な点もみえること，などである（吉田 1979：145）．

また，宮田和明は，1984 年に開催された日本社会福祉学会第 32 回大会で，「生江孝之について――社会事業成立期における理論形成の端緒」をテーマに報告した．
宮田の報告要旨は以下のとおりである．

1．社会事業家としての生江の歩み
2．生江における社会事業理論形成と『社会事業綱要』

① 社会事業の対象論―社会貧と社会連帯責任
② 社会事業の実態把握と実践
3．まとめにかえて―到達点と限界

永岡によれば，宮田は本報告において「慈善事業の段階を脱して，社会事業の成立に至ろうとする過程に身を置いてきた生江の，慈善事業概念を越えた新しい理論と実践への渇望が読みとれるが，『社会事業綱要』自体は社会事業理論形成の課題に正面からこたえようとしたものとはいいがたい」（永岡 2012：44-45）と発言したという．『運動論』の論者の一人と目され，理論の主な担い手（同上：46）とされた宮田にとって，生江社会事業論の欠陥，課題とは何であったのか．この学会報告の後，宮田は生江について研究ノート，論文等を一切発表していないため不明であるが，宮田が経済学・経済史的なアプローチに依拠していることと，批判的評価は相互に関連しているように思われる．

その後，21 世紀の社会保障構想をめぐって社会連帯の理念が再評価されるなかで，生江の社会連帯思想，社会事業思想に新たに注目する研究が行なわれた（池本 1999；須藤 2003）．

池本は社会連帯思想の受容と展開をめぐって次のように分析している．

> 生江の理論には他の社会事業関係者にはみられない特質があった．それは，留岡の解釈に混在していた普遍的な人間存在への共感が，明確に表明されていることである．（中略）『社会事業綱要』では，単に弱者にも責任あることが述べられているにすぎず，家族国家観にねざす道徳と共通する解釈の余地を残していることは否定できないのであるが，弱者の権利という表明を前提とすれば，その弱者責任の根拠が社会的平等という理念にあることが読み取れるのである．さらに，その連帯思想が，愛に基づいた連帯責任を説いている（『社会事業綱要』では改定版から）として，家族国家観や国家有機体説などと異なり，キリスト教にもとづく超越的ヒューマニズムであるとされている．（中略）社会事業は立法的社会政策とは違ひ，その事業の前衛は人と人との接触であり，そして常時接触が多い，従って人格的交流を主とすべきである．（中略）人格的交流の基調としての母性愛，同胞愛，人類愛若しくは宗教愛を必要条件とする．社会事業は要するに正義と愛とを基とすべき事業であると述べているように，田子一民の日本式社会事業とは異なって，そこには今日の社会福祉につながる社会事業が提起されていたと見ることができる．（池本 1999：136-137）

生江の社会事業論の中核には，人格価値平等思想と社会連帯責任の観念が据えられている．大正デモクラシー期の社会連帯思想は，従来ドイツ的国家有機体思想を主にとりいれてきた日本の社会事業にとって，英米仏的市民的自由主義的連帯観に立脚する社会事業の展開を促進するものであった．

本節では，まず社会事業研究所講義録や『綱要』における社会事業の定義を手がかりに，生江の理論的枠組みを整理し，次いで社会政策との関係，定義の変遷をたどることで，彼の社会事業思想の特質と射程を明らかにする．

以上の研究史は，生江社会事業論を，社会貧，社会連帯責任，実践的社会事業論の観点から評価してきた．しかし，これらの研究において，貧困の分類と救済規範の関係，すなわち自然貧・個人貧・社会貧の分類が，救済責任の配置をどのように組み替えたのかは，十分に検討されてこなかった．

2.　社会事業の定義

(1)　　生江の定義

生江の社会事業の定義がどのように変化していったのかを確認していこう.『綱要』初版では,生江自身の定義はなく，ディヴァインなどの定義が紹介されているに過ぎない.

> 社会事業とは社会組織より発生し来る社会病を未然に防ぎ，又その既に発生したる場合,之が治療に従事するの事業」，「社会連帯責任の観念を以て社会的弱者を保護向上せしめ,又は之を未発に防止するの事業を称す.（『綱要』8 頁）

改訂版では，次のように記されている.

> 社会事業は社会生活の福祉増進の目的を以て，一般社会制度に依ては文化的国民生活（標準生活）の保障を享受し能はざる社会的弱者を保護して，同一程度にまで向上安定せしめんとする公私の施設を云ふ.而して其の施設の範囲は直接労使関係の立法及施設並に一般的自助機関を除き，未だ文化生活保障の程度に達せざる社会的弱者を物質的，保健的，精神的に保護すると共に，その障害となるべき社会状態と一般制度の不備とを補修変改せんとする運動及び機関に及ぶ．（『綱要』改訂版，　30-31 頁）

この社会事業の定義は，社会政策との関係を意識しつつ，本質規定が無用な批判を呼ぶことからこれを避け，「実際を主とし，理論を従とする」ものであったが，十分に成功したとはいえず，三訂版では彼自らこれを削除した.事実，生存権や生活権，児童の人格と権利などの理念は，総論ではなく，後半の各論で叙述しており，総論部分のこの定義をもって，生江の社会事業に対する考え方を総括することは，適切ではない.

しかし，生江は改訂版で，社会事業は単なる保護ではなく，制度の限界を補完し，社会全体を変革する機能を持つ公私の活動である，と述べている.社会事業の目的は「福祉の増進」であり，単なる生存の確保ではなくその「向上」「安定」といった生活の質が重視されている.また，焦点は社会的弱者にあり，社会制度では取りこぼされる人々に着目する.「制度外のニーズに応答する」点が重要である.さらに，手段として「公私の施設」を挙げていることは，国家だけでなく民間の組織を含めた公私協働の思想を意味する.目標として「同一程度にまで向上安定せしめんとする」という一文は，機会の平等だけでなく，生活の実質的な均衡を意図している.ここには，セーフティネットではなく，実質的平等の回復・実現を目指す思想があると言って良い.

「而して其の施設の範囲は直接労使関係の立法及施設並に一般的自助機関を除き」という一文は，労働法制や組合・保険・共済などの自己努力型，経済的自立型の仕組みを社会事業の対象外とし，あくまで「それでも救済されない人々のための制度」が社会事業の領域だと区別しているのである.これは後の選別主義や補完型福祉の立場にやや近い.

また，「未だ文化生活保障の程度に達せざる社会的弱者を」①「物質的，保健的，精神的に保護すると共に」，②「その障害となるべき社会状態と一般制度の不備とを補修変改せんとする運動及び機関に及ぶ」とあるように，生江は，社会事業の機能が下記の二重構造となっていることを示している.

① 個別的保護機能：直接的な給付，医療，カウンセリングなどの物質的・保健的・精神的な支援.
② 制度的・社会変革機能：制度の不備を補修・変改する社会運動的側面，制度改革への関与

つまり，生江の社会事業論はケア（個別支援）だけではなく，社会改革をその本質として含んでいたといえよう.

一方，三訂版では，アメリカのディヴァイン，ドイツのザロモンの社会事業の定義が引用されている．また，生江が次のように述べている点は興味深い.

> 現在の意味に於ける社会事業究極の目的は，一個の社会事業の存在もなからしむるに在るといひ得ることを予は信ずる．よしんば刑は刑なきを期するに在るといふのとは同意義でないまでも，現存する多くの社会立法は終に一つだに之なきを期すといふことに結着するといひ得るであろう．したがって教育や産業の如く無限の開発進展をその理想とするものとは大にその趣を異にするのである.
>
> もっとも現在の社会事業は教育的分子を取り入れるようになったが，それとても教育もしくは文化的の機会均等が実現された暁には，現在の意味における所謂社会教育，成人教育の如きはもはやその必要がなくならう．ここにおいて，予は社会事業とは結局社会生活の充実と福祉の増進を将来すべく社会的弱者（社会貧）を精神的，保健的，および物質的に保護教導し，これを文化的生活（標準生活）の享有にまで向上かつ安定せしめんとする公私事業の総和であり，全部であると信ずる．したがってこの努力の障害となるべきものは――直接労資階級問題に関する諸法制，諸制度，そのほかの自助的機関などを除外し――全て之を変改する施設を含むとする（生江 1936：30）.

「予の臆見はザルモン博士が提示した分類中より社会政策に関する主なる部分を控除した程度のもので，比較的ディヴァイン博士の諸説に多くの共通点を見出すもの」（生江：30）と述べているように，ドイツの社会政策論よりもアメリカのソーシャルワーク論に自身の論説を依拠したことがうかがえる.

> 社会事業とは結局社会生活の充実と福祉の増進を将来すべく社会的弱者（社会貧）を精神的，保健的，及び物質的に保護教導し，之を文化的生活（標準生活）の享有にまで向上且つ安定せしめんとする公私事業の総和であり，全部である（生江：30）.

生江は三訂版で，社会事業を，①生存保護事業（救貧事業），②生活保護事業（防貧事業），③保健及び医療保護事業，④児童保護事業，⑤社会教化事業，⑥連絡統一及び研究機関に分類した（生江：30-31）．そして，その内容は当該国家の社会意識や時代通念に支配されるため，理論的には一つの定義に確定することが難しい，と抑制的に述べた.

そして，社会事業の「原理の探究に関しては広く内外の社会事業の沿革発達を考究し，その将来の発達を透見すること炬よりも明かなる斯界専攻家の研鑽にまたねばならぬ」（生江：31）としたのである.

(2)　ディヴァインの社会事業論との比較

他方，ディヴァインは，社会事業の範囲について次のように述べている．

> ソーシャルワークは 20 世紀において用いられるようになった用語である．1900 年以前，それは博愛(philanthropy)，慈善(charity)，社会改革(social reform)と呼ばれ，救貧院(almshouses)，孤児院（orphan asylums），老人住宅（homes for the aged），慈善協会（charitable societies），監獄（prisons），矯正院（reformatories），病院（hospitals），精神病院（insane asylums），施療院（dispensaries），セツルメント（social settlements），キリスト教伝道（missions）はその事業を担った．20 世紀のソーシャルワークは，19 世紀までに行われていたこれらの事業を総称して使用される（Devine 1922：15）．

ソーシャルワークにとって基本的な社会問題とは貧困・病気・犯罪である，とディヴァインは述べる．それらとの関係においてソーシャルワークの意味を考察した．

> Social work, then, is the sum of all the efforts made by society to “take up its own slack,” to provide for individuals when its established institutions fail them, to supplement those established institutions and to modify them at those points at which the have proved to be badly adapted to social needs（Divine 1922：21-22）．

生江は，上記の主張を以下のように翻訳し紹介した．

> エドワード・テイ・デワイン博士は其の近著『社会事業』に於て社会事業に説明的定義を与へて曰く「社会事業とは総括的に云はゞ社会夫自体の欠陥を補はんとするの努力なり，即ち（一）其の既成の諸制度の力及ばざる所を助けて個人の保全を全うし，（二）此等既成の諸制度を補修し且つ其の善く社会の要求に合致せざるに至れる点をば之は変改せんとする社会自身の為せる総ての努力の総括なり」と云ふて居る．此の定義に従へば社会事業の範囲は大分拡大され伸張されて居るのである（『綱要』18 頁）．

生江とディヴァインの差異は，生江が病気と犯罪を総論の対象から外し，各論に移動させたところにある．貧困問題が主要な対象であり，病と犯罪は貧困問題と密接に関連して生活問題として現象する，という発想は，ディヴァイン由来のものではない．

ディヴァインのソーシャルワークに関する考えを要約すると，次のようになる[289]．

> 社会経済学がコミュニティの家政であるとすれば，ソーシャルワークはその救済と修復のためのサービスである（Devine 1922：1）．
>
> 社会経済学の広義の目的は，各個人が，現代社会あるいは地域社会の水準に基づいて正常な生活を営むことができるようになることである．社会事業の狭義の目的は，第 1 に，不運で落ち度があるために現在の状況では正常な生活を実現することができない人，あるいは他人がその実現を妨げている人のケアである．扶養児童，年老いた貧しい人，病者の人，肢体不自由のある人，盲目の人，知的障害のある人，罪を犯した人，精神障害のある人，怠慢な

親などがその対象となる．第2に，被扶養者の数を増加させ，被扶養者となる危険のない他者の進歩と最善の利益を妨げる傾向のある，個人の福祉への脅威となる状態を改善することである（Devine 1922：3）．

現代の欧米工業国では，個人の幸福は個人の努力，倹約，先見性にかかっていると考えられている．この仮定とそれが依拠する事実は，世界では比較的新しい．未開社会の原始的な条件の下では，単に自然の極端なけちさのために部族全体が困窮することがしばしば起こる．奴隷制と農奴制には多くの困難があったが，生活に必要なものをより均一に生産し，個人の極度な軽視に対する明白な保護手段を備えているという点で未開の状態よりも優れていた．（中略）中世の産業は現代の経済学が非難する多くの制約をもっていたが，現代の賃金労働者に欠けている労働者とその家族に一定の保護と安全を与えた．後期（産業革命が進行している最中に）家内工業はその安全の一部を残していたが，その大部分は 18 世紀までに消滅し，1776 年以降の 50 年間に産業革命はその過程を完了した．新しい動力機械，工場の町の発達，地位のための自由な接触の代替，自由貿易の台頭，自由競争と分業は富の生産の全過程に革命をもたらし，製造者と労働者を古い制約から解放したが，その結果は，楽観的な自由主義者が予測せず，政治家が警戒しなかったものだ（Devine 1922：4–6）．

19 世紀末と 20 世紀末のこの新しい世界では，個人は理論的には自由であり，自分が選んだ職業に従い，好きなように働いても働かなくてもよく，意のままに雇用を変え，最も安い市場で労働力を売り，最も安い市場で必要な商品を買い，必要とされていない場所から仕事が見つかりそうな別の場所に移動し，恣意的な制限なしに子どもを教育し，自分に向いていると思われるどのような職業にも就けるように準備し，団体交渉のために組合を結成し，投資信託や営利企業で生命と健康に保険をかけることができる．（中略）こうして私たちは，極端な個人主義，無制限の競争，経済的利益の調和の原則の可能な限り広範な適用の段階に到達した．すなわち，各個人が自分の最善の利益のために行動するとき，それは自動的に社会の最善の利益のためにも行動していることになる（Devine 1922：6-7）．

そして，ディヴァインは，社会問題に即してソーシャルワークを 4 つに分類して論じた（Devine 1922：69–70）．

現在の社会事業は，社会問題に即して，貧困・疾病・犯罪との関連において分類することができる．すなわち，（1）「困窮状態」にある者，（2）病者，障害者，あるいは欠陥を有する者，（3）犯罪を犯した者，または犯すおそれのある者に対する現存の個別的処遇の諸制度を検討するとともに，（4）貧困・疾病・犯罪の量そのものを減少させ，大多数の人びとが生活し労働する条件の一般的水準を引き上げようとする現在の諸努力である．この分類は，相互に重なり合うことを避けえず，日常の業務においては互いに面識すらない――場合によっては敵対関係にさえある――個人や機関を，一つの群にまとめる結果となるであろう．しかしこの方法には，検討対象となる社会事業が，いかなる社会問題に応答するために設計されているのかという意識を，常に背後に保持しうるという利点がある．それによって，さもなければ忘れられてしまう評価の基準が与えられるのである．というのも，社会事業の試金石は，それがこれらの問題にどの程度応え得ているかに存するからである．

ゆえに，ソーシャルワークを次の 4 つに分類して論じる．

（A）貧困の救済（第 6–8 章）

(B) 病者・障害者・欠陥者の保護（第 9–10 章）
(C) 犯罪者の処遇（第 11–12 章）
(D) 生活条件および労働条件の改善（第 13–14 章）（Devine 1922：69–70）

20 世紀以前の活動を総称する際，統合する要素としてディヴァインが注目したのは，方法や動機ではなく，社会問題との関係であった．そして，ソーシャルワークにとって基本的な社会問題とは貧困・病気・犯罪である，とディヴァインは述べたのである．

また，ディヴァインは犯罪を根源的社会問題と捉え，刑務所，矯正院，感化院，保護観察制度など諸制度による処遇の重要性を説くとともに，裁判所や警察も「有罪とされた個々の犯罪者をいかに処遇するかについて裁量を有する限りにおいて」また「個々の犯罪者に影響を及ぼし，犯罪の実行を抑止あるいは助長する限りにおいて」社会事業的機能を担うと指摘した（Devine 1922：74-75）．

ディヴァインにおいては，貧困・疾病・犯罪が社会事業の基本的対象として並列的に位置づけられていた．これに対し，生江は『綱要』総論において貧困を中心に据え，疾病・犯罪を各論へと配置した．この構成上の差異は，生江が貧困を社会事業の基底的問題として理解していたことを示している．

表 13　『社会事業綱要』と”Social Work”の対照表

Devine，Edward T．（1922）”Social Work”，Macmillan．	生江（1923）『社会事業綱要』巖松堂
PART I：INTRODUCTORY	序
CHAPTER I．PROGRESS AND SOCIAL WORK	第一編　総論
CHAPTER II．THE SCOPE OF SOCIAL WORK Poverty，Disease，and Crime Meaning of Social Work	社会事業とは何ぞや／社会事業と社会政策との関係／社会事業の意義及対象
CHAPTERIII．CHARACTER OF AMERICAN SOCIAL WORK CHAPTER IV．THE STANDARD OF LIFE New Meaning of the Right to Life CHAPTER Ⅴ．CLASSIFICATIONS OF SOCIAL WORK	貧／自然貧／個人貧／慈善行為及事業の発生／個人貧と社会貧の錯綜／社会貧／社会連帯責任及社会奉仕の観念／社会事業の発生／我邦に於ける社会事業／我邦社会事業の沿革／皇室の御仁慈／世界大戦の影響／社会局社会課の新設／養成機関の設置／社会事業大会／社会事業の分類／憂慮すべき現象
PART II：POVERTY CHAPTER VI．FAMILIES CHAPTER VII．DEPENDENT ADULTS CHAPTER VIII．CHILDREN	第二編　各論
PART III：DISEASE AND DISABILITY CHAPTER IX．THE SICK CHAPTER X．THE HANDICAPPED	第一章　救貧事業 第一節　貧民と窮民の区別 第二節　貧窮の原因 第三節　窮民処遇の方法 第四節　我国の委員制度 第五節　老衰者保護
PART IV：CRIME CHAPTER XI．CRIME AND THE COURTS CHAPTER XII．TREATMENT OF CRIMINALS	第二章　医療的保護事業 第一節　医療的保護の沿革 第二節　病院内の福利事業 第三節　担保自動車 第四節　我国救療事業 第五節　実費診療事業 第六節　看護婦事業の社会化 第七節　結核患者の治療及び予防
PART V：IMPROVEMENT OF CONDITIONS CHAPTER XIII．IMPROVEMENT OF CONDITIONS：I CHAPTER XIV．IMPROVEMENT OF CONDITIONS：II	
PART VI：GENERAL CONSIDERATIONS CHAPTER XV．COORDINATION AND SUPERVISION	第三章　経済的保護事業

CHAPTER XVI. FINANCES：I CHAPTER XVII. FINANCES：II CHAPTER XVIII. PREPARATION FOR SOCIAL WORK CHAPTER XIX. THE FUTURE OF SOCIAL WORK	第四章　社会教化事業 第五章　児童保護事業 第六章　社会事業連絡機関

(3)　社会政策との関係

社会政策と社会事業はいかなる関係を有するか．生江は福田徳三の『社会政策と階級闘争』を引用しながら，社会政策とは「一種の政策」でありつつ「社会改善を主眼とし『社会』とその発達とに適当の寄与を為さんとする社会的努力の総和」[290)]であると述べ，三つの形態があると述べた．

まず，社会事業と社会政策との関係を狭義に解釈するのであれば，社会政策の主体は国家に限定され，社会事業は「純然たる個人救済を対象とする慈善事業」[291)]である．この形態は 1920 年代の社会において，固守することができない．

しかしながら，社会政策を前提としつつも国家から独立した領域として社会事業を想定するのであれば，「政策的のものをも含むは勿論なるも，事実上慈善事業即ち慈悲の情よりする個人救済を対象として起り，いずれも政策を基とせざるものを包有するが故に自ら一致せざる地域を有する」[292]こととなる．この形態は，社会事業を動機として論ずるのであれば適当である．

最後に，社会政策の中に社会事業が包含された場合，社会事業とは「個人若くは社会を対象として之が欠陥の改善若くは予防をなすの事業であって，その動機の如何に拘らず効果の社会的に及ぼすものを称す」（同上）．慈善事業の動機は個人救済そのものであり効果を問わない．しかし「今日はその動機如何を以て論ずべきではなく，之を社会より見たる時にはその効果の如何によりて区別すべきである．動機の個人対象的のものも社会対象的のものも，それが社会的に効果を現したる場合には社会的価値がある」[293)]と述べる．そして，慈善事業は個人の救済を対象とするが，現代社会においては慈善事業を通じて幾分であっても社会に貢献しようとする考慮，方策を持つ必要がある．そうすれば社会的にこれは社会事業と称し得る，と主張する．さらに，社会事業は社会政策の方針と一致し，社会政策の一方面として現れるものを称するとして次のように述べる．

> 尚茲に一言したきは社会事業とは之を広義に解釈する場合，一省一局の分掌内に限定せられて居るべきでないと云ふ事である．凡そ事務分掌の如きは国情其の他の行懸り等に依て決定さるゝもので，必ずしも初めより一定の方針の下に在るのではない．特に我邦の如く此事業が急激なる発展をなしたる邦に於ては，国策の樹立を待つ間もなく各省思ひ思ひに施設したる傾があり，現在は内務省，司法省，農商務省，将た文部省にも分属して居る．こは甚だ遺憾なことで国策の大局より着眼して統一的機関を設け，即ち社会省若くは労働省の如きを新設して，斯業の健全なる発達を企図するを緊要事と信ずる．（『綱要』7 頁）

労働政策と社会事業を統一的に統治する省庁として，生江は内務省・司法省・農商務省・文部省を統一した社会省あるいは労働省を構想した．

以上の検討から，生江の社会事業論は，慈善事業から社会事業への移行を，単なる名称や事業範囲の変化としてではなく，救済の根拠を個人の善意から社会連帯責任へと組み替える過程として捉えていたことが明らかとなる．生江にとって社会事業とは，個々の困窮者を保護する実践であると同時に，一般制度の不備を補修し，社会生活の福祉を増進するための公私の組織的努力であった．

この点において，生江の社会事業論は，ディヴァインのソーシャルワーク論から大きな影響を受けていた．ディヴァインがソーシャルワークを，既成制度が個人を支えきれない場合に，社会自身がその欠陥を補い，制度を修正する努力として捉えたのに対し，生江もまた，社会事業を制度の補修・変改を含む実践として理解した．しかし，両者の間には差異も存在する．ディヴァインが貧困・疾病・犯罪を基本的社会問題として並列的に扱ったのに対し，生江は総論において貧困を中心に据え，疾病や犯罪を各論に配置した．ここには，貧困を社会事業の最も基礎的な対象とみなし，病や犯罪を貧困と関連する生活問題として把握する生江独自の構成が認められる．

また，生江は社会事業を社会政策と重なり合う領域として捉えつつも，労資関係に関する立法や自助的機関を社会事業の外部に置こうとした．この点には，社会事業を制度改革へ接続しようとする拡張性と，階級問題・労働問題そのものへの介入を限定する抑制性とが併存している．すなわち，生江の社会事業論は，社会貧を重視しながらも，その解決を社会政策・社会立法・社会奉仕の組み合わせに求めるものであり，資本主義的社会関係そのものを根本的に批判する理論ではなかった．

したがって，生江の社会事業論の意義は，貧困や不幸を個人の道徳的欠陥に還元せず，社会連帯責任のもとで再定義した点にある．一方で，その限界は，社会事業の理論的本質規定を意図的に回避し，「実際」を重視する姿勢をとったため，社会事業と社会政策，個別救済と制度改革，慈善的動機と権利保障との関係が必ずしも十分に理論化されなかった点にある．次節では，このような社会事業論の枠組みを踏まえ，『社会事業綱要』において社会事業の対象として措定された「貧」の諸形態に注目し，生江の貧困観に埋め込まれた救済規範を具体的に検討する．

第２節　貧困の諸形態と救済の価値・規範

本節では，生江の社会事業論における貧困理解を，貧困の諸形態の区分と，それぞれに付与された救済の価値・規範のあり方に即して検討する．とりわけ，生江が「広義における貧」を社会事業の主要対象として位置づけたことは，貧困を個人の道徳的欠陥や偶発的困窮としてではなく，社会的連帯責任のもとで把握し直そうとする理論的転換を示している．

本節では，まず 19 世紀末以降の欧米における貧困調査の展開を概観し，その受容を通じて形成された生江の貧困観を確認したうえで，『綱要』において提示された自然貧・個人貧・社会貧という区分の理論的含意を明らかにする．その際，貧困の分類が単なる記述にとどまらず，いかなる主体が，いかなる根拠に基づいて救済責任を負うのかという規範的判断と不可分である点に着目する．

1.　社会事業の対象としての貧困問題

(1)　貧困調査の進展

19 世紀末, イギリスで実施された貧困調査は, 人々の道徳的貧困観・自由主義的貧困観を覆し, 貧困が失業や疾病など個人の能力を超える社会的・経済的要因によって生み出されていることを明らかにした.

チャールズ・ブースは『ロンドン調査：ロンドンの人々の生活と労働』のなかで, ロンドン人口の約 3 分の 1 が貧困であること, また貧困の直接の原因として, 日雇や低賃金などの雇用上の問題が半数以上, 疾病や大家族などの環境上の問題が続き, 飲酒癖のような習慣上の問題は約 1 割であることを明らかにし, 貧困の社会的性格を示した.

次いでシーボーム・ラウントリーは北イングランドのヨークで第 1 次ヨーク調査を行い, 『貧困：都市生活の研究』（1901 年）を出版した. 彼は, 貧困の測定方法に貧困線を用い, 生理的・肉体的な最低限を示す「第 1 次貧困」と家計に浪費がなければ最低限の生活が可能な「第 2 次貧困」に区分し, あわせてヨークの全人口の約 3 割, 全賃金労働者の 43.4％が貧困状態にあることを明らかにした. そして, 労働者が生涯のなかで 3 度（幼少期, 結婚・養育期, 高齢期）, 第 1 次貧困線以下に陥る危険性があるという労働者のライフサイクル（生活周期）を調査結果から示した.

ブースやラウントリーの社会調査は, 貧困原因を従来のマルサス的に個人に求める立場から社会構造に求める立場へと転換させる必要性を科学的に根拠づけるものとなった. それは貧困問題を社会問題として認識することを国家に迫ることにもなり, 20 世紀初頭に貧困対策を含め社会改革が積極化するひとつの契機となった.

これらの貧困調査は日本にも翻訳されていったが, その理解は絶対的貧困と相対的貧困というフレームに単純化されていった. 川上は生存レベルの古典的貧困ないし絶対的貧困の代表的研究と日本で捉えられてきたラウントリーの貧困観が, 実際は「貧困問題を貧困者問題としてよりも, 労働者の生活問題として捉える視点」を有していたと述べ, 日本の貧困観の低位性を指摘する（川上 2009：5）. ラウントリーが「貧困者を通常の生活者, つまり労働者として捉え, 賃金所得が少ないことによる生活困難の状況を貧困問題として問題にしている」（同上）のに対して, 日本では第一次貧困は飢餓的水準をあらわすものとして誤解されてきた. 川上は, そうした解釈が生活保護制度の対象から失業や低賃金による所得喪失や低所得を除外することに理論的根拠を与えたとその問題性を指摘する.

生江は, ブース「窮困と養老年金」, 「倫敦市民の労働と生活」, ラウントリーの「貧困」を引用している.

ブース, ラウントリーの貧困調査は, 階級という言語を使用しなかった. かえって, ディヴァインが「窮因と其原因」で率直に階級的な性格を持つものと述べたように, アメリカの社会事業家は自由に貧困の階級性を論じた. スコット・ネアリング「貧と富」, ロバート・ハンター「貧」, ホーランダーなどを生江は引用し, 科学的貧困調査が日本にも必要であることを主張していた.

(2)　社会事業の対象としての貧

本節では, 1923 年に出版された『綱要』を中心として, 生江の社会事業論について貧困と救済, 社会事業の関係を明らかにする.

社会事業論を理解する際，対象をどのように措定し論じているかということは，その論理形成の本質と実践の方向性を決定するもので，中心的な位置を占める[294]．『綱要』において社会事業の対象として措定された貧困の諸形態には自然貧，個人貧，社会貧があった．

> （筆者注：社会事業の）對象としてその最も主要なるものは生活の脅威すなわち広義における貧である．いわゆる社会病も社会的弱者も最も深き因縁を之に有しており，またその発達の歴史に徴すればそれが明らかに主要の素因をなしていると認められる（『綱要』初版，19 頁）．

ここで生江は，社会事業の対象のなかで最も主要なものは「広義における貧」であり，さまざまな社会病理も，社会的弱者の抱える問題もその背景には「貧」がある，と述べている．このことは，生江の社会事業論を深く理解しようとする際，彼の貧困観は重要な鍵となることを意味する．

『綱要』のなかで，生江は「貧」を広義と狭義に区別し，次のように論じている．

広義の「貧」とは，知識貧（知識の乏しきもの），健康貧（虚弱疾病の状態にあるもの），道徳貧（道義に欠くるもの），経済貧（直接生活の脅威をうけているもの）を含むという．ここで，社会問題あるいは社会事業の主要な対象は経済貧であると生江は述べている[295]．特に明示されてはいないものの，文脈上狭義の「貧」とは経済貧を指すものと考えられる．

生江によれば，経済貧はさらに自然貧，個人貧，社会貧に大別されるという．

自然貧とは，天変地異（洪水，暴風，飢饉等の災害）によって一時的あるいは継続的に貧困に陥るものをいう．

個人貧は「自働的貧困」と「他働的貧困」とに区別されている．前者は放蕩，遊惰，乱酒，浪費もしくは疾病等の結果によって生み出されるために自己にその責任が帰される．それにたいして後者は，身体的・精神的障害によるものであり，家族・親類による扶養や隣保・慈善事業による対応がなされるという．

社会貧とは，農奴解放以後，（1）法律の結果，（2）産業組織の結果生み出され，「社会的同一境遇に置れたる民衆が，社会的同一原因に依て貧困に陥る」[296]状態をさしている．

社会貧を解決する手段として，生江は社会連帯主義の涵養，社会的立法・社会奉仕の推進を挙げ，推進主体としては国家，公共団体，私設団体等の機関が対応することを構想した．

2. 自然的要因の理解と社会事業への反映

(1) 日本の備荒儲蓄法と罹災救助

古代日本の救済政策は，律令制国家の集権体制の下で整備された．例えば，賑給は儒教思想に基づき旱魃・疾病・風水害などの自然災害による生活困窮者を救済した．古代中国の備荒制度（義倉・常平倉・社倉）は日本にも導入された．近世には飢饉の際に多くの生活困窮者を出した大阪で，臨時的措置として町方救済が実施された．江戸の町方救済は，恒常的制度として展開された（池田 1986）．

近代に入ると，明治政府は 1873 年備荒儲蓄法を制定し，災害や凶作による困窮者の生活を支援するとともに罹災救助基金法（現・災害救助法）を制定した．大正デモクラシー期には社会事

業が制度として導入され始めるが，23 年の関東大震災後は恐慌と国民生活の困窮を招いた．震災恐慌を経て徐々に日本は国際的孤立を深め，植民地への侵略を開始する．

(2)　中国の荒政と自然貧の初期理解

生江は『社会事業綱要』初版で，自然貧を「人類が自然に征服せられて居る未開の時代に最も多かった」[297]と述べた．続けて，中国王朝が地震・旱魃・洪水・蝗害・疫病といった災害に対し，早くから救済政策（荒政）を実施していたことを指摘し[298]，文明が進展し自然を制御する力が増すにつれ自然貧は減少し，行政による救済政策が重要となったと論じた．

この理解は，自然貧を「未開地域に特有の現象」として捉える初期の枠組みを示している．また，自然貧に対する救助は，「親戚若くは隣保に俟つことが出来ない．多くの場合彼等とても何れも同様の災害に遭遇して居る」とし，「故に自然貧に対する救助は（中略）国家行政の一部として取り扱うか，若くは一時的救済機関を設けて之を救済するのを通例とする」と述べた（生江 1923：20）．

この記載には，悲田院などにみられる仏教的慈悲や儒教など近代以前の中国荒政と日本への影響に関する歴史的考察はなく，文明開花を進めた大日本帝国に対して，敗者である中国とロシアを格下の国家とみる眼差しが見て取れる．

このように，自然貧は古代文明・未開の文明地帯における原始的貧困の形態として把握された．生江が生まれた三陸地方，仙台は古くから水害や凶作といった自然災害に苦しんだ土地であり，津波の常襲地帯として知られている．明治に入ってからも，1896 年の明治地震津波，1933 年の昭和三陸地震津波は甚大な被害をもたらした．

(3)　ヴィヴェスの救貧論との関係

生江はヴィヴェス（Juan Luis Vives, 1492-1540）[299]の救貧論を翻訳・引用している．ヴィヴェスは，スペイン出身の人文主義者であり，『貧民救済について』は，福祉を体系的に論じた点で従来の規範的・宗教的記述とは異なり，現代的意味での社会政策研究の嚆矢と位置づけられる[300]．

下記に生江の翻訳，該当箇所の英訳，日本語訳を示す．

生江訳

人生は極めて複雑である．従つて様々なる災害が不時に襲来して，之がため貧窮に陥る場合が決して少なくはない．即ち天災地変により自然貧に陥るが如きはそれである．これ等に対しても亦其の必要に応じて急速の救助をなすべきである（「文藝復興以後に於ける慈善事業の変革に関する一考察」『社会事業』1928 年 2 月）

英訳（Paul Spicker 2020）

We should not only try to relieve poor people who lack what they need on a daily basis, but also those who find themselves suddenly in great distress. Examples include prisoners of war, imprisonment for debt, fire, shipwreck, flood, the many kinds of disease, and the countless events which afflict honest households and families. It is just as important to occupy oneself with poor girls, who are obliged sometimes by their poverty to abandon their decency. （Paul Spicker, 2020, *The Origins of Modern Welfare: Volume 1. Vives, Juan Luis. On the Relief of the Poor, or of Human Need*. Originally published in 1526.）

日本語訳（菅野 2007）

我々は, 単に日々の生活にも事欠く貧困者のためだけでなく, 戦争による捕虜（captivitas）, 借金による投獄（carcer）, 火災（incendium）, 難船（naufragium）, 洪水（eluvies）, 諸種の病気（morborum genera）など, 善良な家庭生活（honesta domus）を破滅させる無数の出来事（innumera fortuita）のような, 突然の災難（dubitus casus）に苦しむ人々のためにもまた, 援助（succurrere）しなければならない.

この節では, 個人の意志を介在しない, 偶発的かつ偶然の産物としての予期せぬ困窮に苦しむ人々の貧困形態が描かれている. しかし, 生江の翻訳は, 原典の戦争による捕虜, 投獄, 火災, 難船, 善良な家庭生活を破滅させる無数の出来事という突発的な災厄の列挙を意図的に抽象化し, 原文の持つ不意の災難という要素は「不時に襲来する災害」として天災による貧困を中心に意訳された. これは震災後の社会状況に対し「急速の救助をなすべき」と行政的介入の必要性を強く意識せざるを得ない現実を反映するものとみられる.

(4)　震災と復興の経験の反映――天災事変と自力復興

しかし, 関東大震災を経て, 自然災害によって生じる貧困形態が近代日本社会事業の対象として改めて位置づけられる.

1923 年 9 月 1 日 11 時 58 分, 相模湾北西部を震源とするマグニチュード 7. 9 と推定される関東大震災が発生, 死者・行方不明者は約 10 万 5 千人に及んだ（北原 2023）.

1927 年 4 月の改訂版では,「近世の大都市成立後に之がその中心となった場合には, 受くる所の被害が極めて甚大である. 例へば伊太利のポンペーの如き, 又近くは我帝都の如き」[301]と, 近代都市における自然災害のもたらす影響の甚大さが加筆されている. さらに, 1933 年 3 月 3 日, 岩手県釜石沖を震源としてマグニチュード 8.1 の地震が起こった（昭和三陸津波）. 初版・改訂版と異なり, 生江は三訂版で次のように述べている.

天災事変の結果は必ず一時的若くは継続的に貧困に陥るものを生ずる. 自然の災害が頻発し, 毎年少なからざる損害を被る我が国の如き国土に於ては自然貧に対する理解と認識とが頗る重要であることは他言を要せぬ（『綱要』三訂版, p.2）.

「天災事変」[302]とは, 天災地変に人災が加わることを意味しており, 初版・改訂版とは異なる表記である. また, 三訂版では中国の荒政と日本の荒政の歴史が詳述され,「自力による復興」が加筆された. 人間存在の自然とは身体である.

生物は其の一部の障害を受ける場合, 其の部分及び其の周囲が自然療能性の働きに依りて, 之が恢復に最善の努力を尽すものである. 此の職能を有せざるものは生物ではない. 医師が病者を治療する者は単に此の自然療能を補ふ場合が少なくない. 如何なる名医と雖も, 自然療能性のなきものに対して, 外部より治療し治癒せしめ得べきものではないと云ひ得る. 社会は有機であると認めらるゞ以上, やはり自然療能を承認せねばならぬ. (p.33)

震災恐慌は昭和恐慌，満州事変，日中戦争へと連なっていく．関東大震災は自然貧を生んだが，復興が長期化するに伴い個人貧と社会貧を複合的に孕みながら貧困問題を堆積させていった．自力による復興が加わっていることに，また一連の時間と空間の流れを切り裂いて震災の影響が挿入されているところに，この経験のインパクトが刻印されているといえる．この記述の変化から，被災者として，また済生会や内務省との関係で救護事業を支えた経験の爪痕が窺える．

こうして，初版では自然貧は文明の進展により克服されるものとして理解されたが，改訂版・三訂版では，近代都市と災害経験を通じて，社会事業が応答すべき生活危機として再把握された．

(5)　道徳的貧困と社会連帯

生江はまた，道徳的貧困を経済的貧困と区別し，社会事業の対象外とした．「貧富論」では「人間終局の価値は其の道徳である」(303))とし，財力や知識があっても道徳を欠く者は道徳的貧者であると述べる．

> 人間の価値は何に依て定むるかと云へば，そは云ふまでもなく崇高なる道徳を有するといふ點である．若し道徳的に価値なきものであるならば，如何に健康を有し，財力を有し，智識を有しても素より称するには足らぬ．（中略）吾人は生理的，智識的，経済的にも貧者たることを避けねばならぬが，殊に道徳的貧者たらざらん為めに最も多くの努力を要するのである．（生江 1918：9-10）．

この記述は，富裕層と政治家への批判を含意する．彼は，日本の「人格を認めずして才幹をのみ尊ぶの傾」は政治家を腐敗させており，「財力を有する為めに却て自己の道徳的行為を乱す」富裕層は道徳的貧者であると述べた．さらに生江は，「もしも社会的強者が社会的弱者に対し何等の社会的義務，即ち社会連帯をつくさざる場合には社会的弱者はこれに対し，義務履行を強要するの権利を有する」(304)と主張した．

このように，生江は自然貧を未開社会に特有とする初期の理解から，近代社会における重要課題として再定義し，その救済の必要性を強調した．さらに道徳的次元から社会連帯の原理を論じることで，自然災害による困窮への応答を社会事業の根幹として位置づけた．

(6)　自然観と人間観

ディヴァインの“Social Work”は，“nature“について 32 箇所の言及がある．生江の自然貧と直接対応するのは次の 1 節である．

> 現代の産業化されたヨーロッパやアメリカでは，個人の幸福は個人の努力，倹約，そして先見性に依存していると考えられている．このような考え方とそれを支える事実は，世界史の上では比較的新しい．未開の野蛮な生活という原始的な状況下では，自然の恵みが乏しいという理由だけで部族全体が困窮に陥るということがしばしばあった．(Devine1922：4)

ディヴァインにおいて nature は社会事業に対する基本的な捉え方や価値を形成する鍵概念となっている．例えば，nature は人間本性（human nature）を捉える意味で用いられている．「身体障害の克服には障害の性質・程度・個人の他の資質に依存する」，「知的能力は先天的な自然の賦与によって制約される」という表現にみられるように，nature は個人差を前提とする能力・資質の源泉，回復不可能な生物的限界を示す．人間本性は，潜在的に逸脱の可能性を持つ．戦争によ

り精神不安定者や武器への習熟が生まれ，犯罪増加の要因となる．人間本性は悪に走る傾向を持つ脆弱で繊細な存在であるが，善意と協力，知性と経験による理性的議論を可能とする存在でもある．

他方，人間性の中で最も善きもの「the best in human nature」（Devine1922：320）は，自然状態におかれた人間本性では不十分で，宗教により昇華・浄化されなければ表れない．宗教・倫理的理想と社会事業の交錯するところである．また，キリスト教的慈善活動は一方的な援助にとどまる限り，貧者の救済という意図に反して，階級構造の再生産を不可避とする（Devine 1922：317）．ここには慈善に対する批判がある．慈善団体は本当に貧困を解決しようとしているのだろうか．相互扶助や共同的な市民活動が形骸化するのではないか．階級を超えた社会関係と相互扶助を創出しようとするディヴァインの理想は，1920 年代の社会改革思想を反映するものである．

(7)　アメリカのソーシャルワークと災害救援

19 世紀後半から第一次世界大戦にかけて展開したアメリカの社会改革運動と政治思想は進歩主義の特徴を帯び，慈善組織協会（COS）やセツルメント運動などを通じて，貧困対策や地域福祉が推進された．これらは，19 世紀以来のプロテスタント的慈善精神に支えられ，キリスト教的隣人愛を基盤とするもので，社会的福音運動の広がりとキリスト教信仰に基づく社会改革を強調するものだった．この時期開拓されたソーシャルワークの専門教育は，個別救済というよりも社会改革への志向を強めた（一番ヶ瀬 1963； 西崎 2020）．特に 1913 年に発生したデートンの洪水では，住民の自発的救援活動が広がり，地域共同体の力が注目された．この災害はディヴァインが災害救援活動に関心を持った背景の一つである．

(8)　制度的対応

ディヴァインの“Social Work”は disaster について 13 箇所の言及がある．

現実の災害支援以外にも，経済的災害（no insurance against the financial disasters resulting from unemployment）の比喩，家庭機能の崩壊（emergency action in a disaster）への国家介入を正当化するレトリック，弱者が支援を必要とする潜在的危機のメタファー（Disaster will come, in such cases, only when a situation too complex）として disaster が用いられている[305)]．

ディヴァインは，突発的で大規模な自然災害・戦争・疫病など（“War, earthquake, flood, fire, famine, or pestilence”, p.95），自然災害と人為的災害の両方を包括する用語として disaster を用いている．これらはすべて，突発的に予測不可能な形で個人や地域社会を被扶助者に変える契機であり，通常の生活構造を一時的に破壊する．ディヴァインは，スケールは異なるが社会事業の原理は災害救済にも通用すると強調し，災害援助は特別なものではなくソーシャルワークの延長線上にあるべきという理念を提示する．

彼は，制度化された支援の必要性について，アメリカ赤十字社（American Red Cross）は，特別に設立された救済局（Relief Administration），特別救済基金（relief funds），国際赤十字（International Red Cross）を事例に論じる．特に国際的支援体制の構築を理想とし，被災者への支援が一時的・事前的に終わるものではなく，永続的で体系的な構造の中に組み込まれるべき，とする．

ディヴァインにとって，disaster は社会構造や価値観を一時的に破壊し，人々を制度的な救済の対象とする事象として定義されており，災害対応は単なる応急処置ではなく，社会事業の本質に関わる問題である（Devine 1922：95-96.）．

他方，生江は災害への対応として備荒儲蓄法と罹災救助基金法（現・災害救助法）を位置づけた．

自然貧は文化の発達未だ幼稚なる時代に多いのであって，人智が進み，自然力を征服するの範囲が広くなれば次第に夫が減少する．泰西諸法に於て今日比較的自然貧に陥るものの鮮いのは主として之が為である．而して之に対する救助は親戚若くは隣保に俟つことが出来ない．多くの場合彼等とても何れも同様の災害に遭遇して居るからである．又此等の罹災は多くは一時的性質のものであるから，継続的の救済を要することも割合に少ない．故に自然貧に対する救助は既に農業時代に移った後に於ての支那の荒政や，我邦の罹災救助基金法等の如き法制の下に国家行政の一部として取り扱うか，若くは一時的救済機関を設けて之を救済するのを通例とするのである（『綱要』初版，20 頁）．

生江は，自然貧の意味を自然災害に限定することによって，戦争・疫病といった国家的緊急事態への対応を社会事業の範囲から除外したのである．

以上，本研究は生江がディヴァインから何を摂取し，何を批判・補充しようとしたといえるのか検討してきた．貧困の分類としてしばしば言及される「自然貧」について，生江とディヴァインは共にこれを文明以前の人類に特有の現象として捉えている．自然は猛威を振るい，一瞬で大量の人間の生命，住宅，都市及び文化的遺産を破壊する．災害を通して人間は自然の脅威を知る．

しかし，ディヴァインと生江の社会事業理解の基盤には思想的な差異がある．ディヴァインにおいては突発的で大規模な自然・社会災害の具体例として，戦争，地震，洪水，火災，飢饉，疫病（“War, earthquake, flood, fire, famine, or pestilence”）が挙げられた．

また，ヴィヴェスにおいては，戦争による捕虜（captivitas），借金による投獄（carcer），火災（incendium），難船（naufragium），洪水（eluvies），諸種の病気（morborum genera）など，善良な家庭生活（honesta domus）を破滅させる無数の出来事（innumera fortuita）といった，突然の災難（dubitus casus）が災害の例として提示されている．

なぜ，生江は自然貧の意味を自然災害に限定し，戦争・疫病といった国家的緊急事態への対応を，貧困の範囲から意図的に除外したのだろうか．これは，『綱要』が第二次世界大戦前に執筆されたこと，戦争は自然災害ではなく人為的・社会的災害であるという認識，日本と欧米の自然観の差異を背景とするものと考えられる．

日本には自然と人間の関係を調和的なものとする文化がある．古代社会において日本では自然を神として崇める文化があった．明治日本を視察した外国人は，何よりも地方の田園風景を見てその美しさに圧倒されたという記録があるが，田園は農業を営む人間集団が毎日手を入れて造った文化的産物であって，自然が造ったものではない．都市の建築美と同じく，自然の美は人間の手によって造られる．

一方，キリスト教文化においては，自然と人間を神の世界が隔てている．人間は神の前に個人として立ち，世俗的人間世界を超越した神との関係によって自己を形成する．人間の世界を自然の世界と完全に異なるものとし，自然を征服する主体として人間を位置づけるのが西洋的自然観であるとすれば，人間それ自体が自然の一部である，と東洋は考える．

生江にとって自然は「暴威」であり，それに対する「防衛力」を欠く人類は「惨憺なる状態に沈淪するを免れぬ」という．ここには，自然を征服すべき他者とみなし，制度的・文明的な発展によってそれを克服し得るという進歩史観がみてとれる．生江の自然観は東洋的なものと西洋的なものが混在する．

ディヴァインは「原始的な生活条件のもとでは，自然の冷酷さ（niggardliness）ゆえに，部族全体が貧困に陥ることがある」と述べ，貧困の原因としての自然の力を指摘しつつも，それに対する人間の努力や制度の不在を咎めるのではなく，「近代産業社会において，個人の福祉は個人の努力や節約，先見に依拠する」との価値観自体が「比較的新しい」（Devine　1922：4）と述べる．

> 未開社会のような原始的な生活環境では，自然が与える恵みが乏しいだけで，部族全体が困窮に陥ることも珍しくない．奴隷制や農奴制には過酷な面があったものの，そうした原始的な不安定さに比べれば，人間が生きるために必要なものをより安定的に生み出していたし，「個人（individual）」が極端に放置されるのを防ぐための明確な仕組みも備えていた．（中略）だからといって，ギルド時代の生活を美化するわけではない．当時は死亡率も高く，平均寿命も短く，疫病の致死性も非常に高かった．しかし，老後の無支援や慢性病による失職，若い労働者に取って代わられて何の収入源も職も失うような体験は，無限の個人責任が求められる近代以降の特徴である．中世の産業には多くの制限があったが，それでも労働者とその家族には，現代の賃金労働者にはない「保護」と「安定」があった．（Devine 1922：4-6）

この記述は，生江にも共通しているが，ディヴァインの記述には近代以前の人間社会を単なる未開と断じることなく，文化的・歴史的背景によって福祉の形式や意味が異なることを前提とした相対主義的視点が見て取れる．生江の主張は，近代国家の社会事業論の理論的正当化に直結するのに対し，ディヴァインの主張は，社会事業の文化的基盤に慎重に注意を促すものである．

人間本性を悪に走る傾向を持つ脆弱で繊細な存在として捉えるディヴァインに対し，生江は身体の「自然療能性」を強調する．「人間本性の最も善きもの（the best in human nature）」は，自然状態ではなく，宗教により昇華・浄化されなければ現象しないとするディヴァインの宗教的・倫理的理想を，生江は『綱要』において意図的に除外した．生江の『綱要』は人格の尊重を基調とした社会連帯思想を説いた．ヴィヴェスの救貧論を引用し評伝を執筆したことに明らかであるように，彼の社会事業論は，キリスト教的人間観を意図的に背後に隠し，ルネサンス以後のヒューマニズムに依拠する人間観を提示したものといえる．

本項では，生江の社会事業論における貧困の分類のうち，自然貧をめぐる理解とその変容を検討してきた．生江は，自然貧を天変地異によって生じる偶発的かつ一時的な困窮として把握し，それを文明以前あるいは未開段階に特有の貧困形態として位置づけた．その結果，自然貧への対応は，親族扶養や慈善に委ねられるべきものではなく，国家行政の一部として制度的に処理されるべき領域として構想された．他方で，関東大震災や昭和三陸津波といった具体的経験を経るなかで，自然災害が都市社会においても深刻かつ長期的な貧困を生み出し得ることが認識され，「天災事変」や「自力復興」といった概念が加えられていった点は注目される．

ディヴァインやヴィヴェスが，戦争や疫病，投獄といった人為的・社会的災厄をも含めて災害と捉え，それを社会事業の本質的課題として位置づけたのに対し，生江は自然貧の範囲を自然災害に限定し，戦争や疫病を意図的にそこから切り離した．この差異は，単なる概念整理の違いではなく，貧困の原因認識と救済責任の帰属をめぐる思想的前提の相違を反映している．自然を「暴威」として捉え，それを制度と文明によって克服すべき対象とみなす生江の自然観は，東洋的自然観と西洋的進歩史観が交錯する独自の位置にあるといえよう．

以上の検討から，自然貧は生江の社会事業論において，国家的・制度的介入が正当化される典型的領域として位置づけられる一方で，その射程は意図的に限定されていたことが明らかとなっ

た．次項では，この自然貧との対比において，個人の行為や社会構造との関係がより直接的に問われる個人貧および社会貧の概念を取り上げ，生江がいかなる規範のもとで救済の線引きを行っていたのかを検討する．

3.　近代における自由と個人

前項で検討した自然貧は，自然災害によって生じる困窮として比較的国家的救済の正当性が認められる領域であったのに対し，個人貧は貧困の原因が個人の行為や性向と結びつけられる点において，救済の責任と範囲をめぐる判断が困難となる領域である．

生江は，個人貧を怠惰，酒色，浪費といった個人的要因に起因する貧困として規定し，これを自然貧や社会貧とは区別して論じた．しかし同時に，個人貧を単なる道徳的堕落の結果として排除するのではなく，教育や感化を通じて更生可能な対象として捉え，近代社会との関係において個人の生活困窮を捉えようとした．

本項では，『綱要』における個人貧の定義とディヴァインの定義，具体的内容を整理したうえで，個人責任と社会的介入との関係がいかに把捉されていたのかを検討することで，彼の社会事業論に内在する道徳的規範の構造を分析する．

(1)　個人貧とは何か

日本女子大学校講義録には次のように記載されている．

> 次は個人貧である．之は個人的関係で貧困に陥った状態を指すので，之を自働的個人貧，他動的個人貧の二種に分ち得る．
>
> 而して自働的個人貧とは自身が自ら招いで貧に陥ったもので放蕩・遊惰・乱酒・浪費若くは或特種の疾病等の結果に依るもの等之である．故に自働的個人貧は其の原因其の責任は主として自己に帰すべきものを称する．
>
> 又他動的個人貧とは其の関係は矢張り個人的ではあるが，その身体若くは精神に他より或る傷害を加へられた結果遂に貧困に陥ったものを称するのである．例せば所謂喧嘩その他類似の事情に依て障害を受けた結果身体若くは精神の異状を来して活動力を消耗したるが如き，又風眼に罹って失明した結果自然職業が限定せられて生活の不如意を感ずるが如き即ちそれである．
>
> この種の貧困は主として現代の産業制度以前に起ったもので多くは農業本位時代とも言い得る．然らば産業組織時代には個人貧が発生せぬかと云ふと無論さうではない．或る意味よりせば個人貧が反って現代に於て益々増加したとも云い得る．
>
> 然し現代に於て個人貧と見做さるゝものも，更に深く其の原因を探究せば産業組織の欠陥より生ずるものが多いので，私は寧ろ之を社会貧の一種となすを妥当と認むる．個人貧を斯く狭義に解せば，空間的には之を固定貧と称することが出来る，固定貧とは多年住居したる一定の場所に於て貧困に陥るものを云ふ意味である．農業本位時代が手工業時代かに於て他の社会的原因が加はらざる限りは住民の多くは固定的性質を有するものである．即ち斯る時代には子々孫々幾代となく同一場所に於て同一の業務に従事する．其の間に個人的関係より一時的若くは永続的に貧困に陥ったものを固定貧と称するのである（「社会事業概論」日本女子大学校講義録，4–5 頁）．

彼に固定貧のイメージを与えたのは，アメリカのスラム街ではなく，イギリス・ヨーロッパのスラム街であった．

(2)　近代における自由と個人主義の確立

一般に，個人として家族や共同体から独立した人間像が確立されるのは，近代からである．ディヴァインは，「近代の産業社会において，ヨーロッパやアメリカでは，「個人の幸福」は「個人の努力・倹約・先見性」にかかっているとし，「老後の無支援や慢性病による失職，若い労働者に取って代わられて何の収入源も職も失うような体験は，無限の個人責任が求められる近代以降の特徴である」（Devine 1922：6）と述べた[306]．

近代における自由で独立した個人の確立は，専門職としてのソーシャルワークの確立を促した．後にバイスティックがソーシャルワークにおける個人化の原則[307]について述べるように，家族や地域社会，職業，階級や階層といった人間の所属する集団から解放した個人としての人間を理解しようとする意味で，重要な意味を持つ．シャーロット・ブロンテが『ジェーン・エア』で，「私が感情を持たない機械，自働人形だと思っているのですか？私は自由な人間，独立した意志を持った存在です．」[308]と告白するように，近代において，個人の自由と独立を尊重する精神と感覚が一般化したことを意味する．

(3)　ディヴァインとの関係

ディヴァインによれば，社会制度が十分に機能し，トラブルがあっても個人の生計で対応することが可能で，家族が正常に機能しているならば，ソーシャルワークは存在する必要がない．individual が Social Work 中，158 箇所で言及されるという事実は，ディヴァインが社会問題を構造的次元で分析しながらも，その最終的な照準を常に個人に置いていることを示している．

ただし，それは近代的自由主義が想定する自律的主体への全面的信頼を意味するものではなかった．

(4)　社会的条件の中で理解される存在としての個人

ディヴァインは，奴隷制・農奴制・ギルド制・家内工業といった前近代的社会編成と，経済的自己利益の原則を過信した近代的自由競争社会とを対比しながら，社会的条件の中で考慮されるべき存在としての個人を強調する．

近代社会における individual は，形式的には自由とされる一方で，市場，雇用，疾病，老齢，事故といった社会的条件によって強く制約されている．

> 子どもは本性上，経済的にだれかに依存して生きる存在であり，親族がその役割を果たしえなくなったときには，社会が何らかの形でその代わりを務めなければならない．老年者もまた，本来は子どもや自己の貯蓄に依存して生きるものであるが，それらが尽きたときには，やはり社会に扶養を求めざるをえない．人生の両端に位置するこのような「自然な被扶養者」を別にすれば，働き盛りの時期にある家族や個人のなかにも，ときに，あるいはある一定期間，長短はさまざまであるが，収支を合わせることができなくなる者が存在する．その理由は，病気によって異常な支出を強いられたり，賃金収入が断たれたりするためであるかもしれない．あるいは，訓練の欠如や知的水準の低さのために，もともと不安定な生計しか立てられず，その程度の労働に対する需要が失われた途端に，深刻な欠乏に陥るからであるかもしれない．酒癖，浪費癖，怠惰，その他の悪習のためである場合もある．あるいは，不運な

偶然――いわば運の悪さ――であったり，多くの平均的能力をもつ人々を失業に追い込むような，一般的な景気後退のためであることもある．

困難の原因が何であれ，家族や個人の側から見た状況の本質は，家賃が滞納され，石炭が底をつき，家には食べ物がなく，子どもたちの靴はすり切れているのに，金がない，ということであり，生き延びていくためには「外部」から何らかの援助を受けなければならない，という点にある．他方，社会の側から見ても，この状況における明白かつ避けがたい要素は，彼らが食事と住まい，衣服を与えられなければならない，という事実なのである（Devine 1922：71-72）．

一定の身体的欠陥や，ある程度の精神的欠損についてもまた，教育，監督，あるいは後見といった特別な配慮が必要とされるが，これらは通常，本人やその家族が自ら用意しうるものではない（Devine 1922：74）．

したがって，ディヴァインにとって個人とは，本質的に脆弱であり，社会的条件への依存を免れない存在である．この理解は，自己責任論的個人主義や，功利主義的な合理的主体像から明確に距離をとるものである．

(5)　自由という概念への内在的批判

ディヴァインは近代的自由を，制限の欠如ではなく機会の保障として示している．

自由とは，単に制限がない状態を意味するのではない（それは単に社会の無関心の結果にすぎないこともある）――自由とは，むしろ「機会を持つこと」にある．そういう意味では，組織の中で指導的立場にあることや教職にあることは，自由を感じるうえで，孤立した個人（individual）にはなかなか得がたい感覚を与えることがある(Devine1922：preface, vii).

孤立した個人（isolated individual）は実質的な自由を経験しにくく，むしろ組織や制度，社会的役割の内部に位置づけられるときにこそ自由を実感しうる．ここにおいて individual とは，社会から切り離された瞬間に自由を獲得する主体ではなく，むしろその条件を喪失する存在として描かれている．この議論は，近代自由主義が想定する「自立した個人」像を内部から相対化するものであり，個人の尊厳を保持しつつ，個人主義を批判する立場を示している．

(6)　貧困との関係――原因ではなく「現れ」としての個人

ディヴァインの貧困論において決定的なのは，貧困を特定の人格特性に還元しない点にある．彼は，貧困者の中には善人も悪人もおり，勤勉な者も怠惰な者も存在することを明確に指摘する．統計的な傾向が認められる場合であっても，それは貧困の本質的説明とはなりえない．

現実そのものに目を向けるならば，今の時代にもなお，十分な食べ物が得られず，寒さの中で燃料もなく，着る物も住まいも家具もない家族がいる．働けなくなったときの収入の代替手段や保険もなく，失業，低賃金，病気，高齢といった理由で経済的破綻に陥ってしまう．こうした極端な貧困状態にある人のなかには，たしかに悪習をもつ者もいる．犯罪行為，飲酒や他の嗜癖，怠惰や愚かな投機，軽率な浪費によって自ら苦境を招いた者もいる．しかし，同じようにどん底にある人々の中には，立派で，重大な落ち度のない者も存在する．聖人であろうが罪人であろうが，将来の見通しが甘かったり，非効率だったりすることはある．

貧困が悪徳の証だと疑う声は今もあるが，それでも貧困そのものが悪徳の証拠とは言えない．逆に，かつてのように貧しい人々に特別な徳があるとみなす時代でも，もはやない．貧困層は実に多様であり，賢い者もいれば愚かな者も，善人も悪人も，節度のある者もない者も，キリスト教徒も異教徒も，白人も黒人も，個人主義者も社会主義者もいる．

もちろん，すべてが均等に存在するわけではない．統計を取れば，精神障害者や薬物依存者，無教育で怠惰な者が貧困層に多く，健康で勤勉な者は相対的に少ないという傾向はあるだろう．しかし，貧困が特定の人格や属性に還元できる問題ではないこともまた，事実である（Devine 1922；8-10）．

この文脈において individual は，貧困の原因としてではなく，社会的・経済的条件が集中的に表出する地点として把握される．ディヴァインはこの点で，道徳主義的救貧論および優生学的・性格還元的説明の双方から距離をとっている．

(7)　ソーシャルワークの対象としての個人

ディヴァインによれば，ソーシャルワークとは，個人が自力では成しえないことを社会が代行する営みである．ここで個人は，無力な存在として固定されるのではなく，「通常の社会過程が十分に機能しなかった結果，支援を要する状態に置かれた存在」として位置づけられる．

公的なものであれ私的なものであれ，宗教的なものであれ世俗的なものであれ，あらゆる社会事業の相当部分は，情報や助言，経済的援助，励まし，あるいは規律を必要とする個々人を援助することから成り立っている．すなわち，当人の経済的・社会的状況，身体的・精神的状態や資質，性格や能力，生活環境のうちにある「問題」が何であるかを見極め，何が誤っているのかを是正し，正常な発達のために必要とされる要素を補おうとする営みである（Devine 1922：66）．

したがって，生計を立てうる限りにおいて個人はソーシャルワークの対象とはならない（Devine 1922：23）．同様に，ソーシャルワークは，家族，教会，裁判所，報道機関といった，普遍的な人間のニーズに応えるために何世紀にもわたる実験を通じて徐々に発展してきた社会制度によって提供されるサービスを含まない（Devine 1922：24）．もしこれらすべてが完璧に機能していれば，ソーシャルワークは不要である．これらが失敗し，その結果として人々に苦しみや困難が現れる時，社会事業が介入しなければならない．

(8)　ディヴァインの *individual* 概念の特徴

以上の検討から，ディヴァインにおける individual 概念は次のように整理できる．

第一に，個人は常に社会的条件の中で形成される「社会的個人」であり，孤立した自律主体ではないという点である．個人とは，家族・地域・制度という社会的関係の網の目のなかに埋め込まれた存在である．彼は，近代アメリカの伝統的個人主義を前提としつつも，それを無条件に肯定しない．むしろ，個人は本来的に依存と相互扶助の関係のなかで生きる存在であり，子ども期と老年期には「自然的依存」が避けられず，壮年期においても，病気・失業・不況・事故・能力の制約などによって，誰もが容易に「自立」を失いうるという現実が強調される．

第二に，個人は脆弱な自由主体であり，自由は市場に委ねられるものではなく，機会として制度的に保障されるべきものである．ディヴァインの人間観は，責任ある主体であると同時に，環

境によって脆弱化されうる存在という二重性をもつ．彼は個人の道徳的改善を否定しないが，それを貧困克服の中心に据えない．むしろ，低賃金や不衛生な住宅，長時間労働といった条件そのものを変えなければ，どれほど努力しても個人は「社会的債務者」に転落してしまうと論じる．ここに，ディヴァインの特徴がある．個人は自助の主体であるが，その自助が可能となるか否かは，社会的条件に深く依存している．したがって，社会事業の課題は，単に「不運な個人」を救済することではなく，個人が通常の発達と自立を遂げうる条件を社会として整備することにある．

第三に，個人は貧困の原因ではなく，社会制度の失敗が顕在化する指標として位置づけられる．貧困は，彼にとって単なる道徳的欠陥や怠惰の結果ではない．確かにディヴァインは，飲酒，浪費，怠慢といった「悪習」にも言及するが，それは多様な原因の一部にすぎない．より本質的なのは，賃金水準，労働市場の変動，都市環境，住宅条件，健康状態，教育機会といった社会的・構造的条件が，個人の生活可能性を規定しているという認識である．したがって，貧困に陥った個人の「本質」は，道徳的に劣った存在なのではなく，家賃が払えず，食料や燃料が尽き，靴を買う金もないという具体的欠乏状況に置かれた生活主体として捉えられる．社会の側から見れば，「彼らは食べ，住み，着ることを必要とする」という事実が，評価以前に避けがたく突きつけられる現実なのである．

ディヴァインにとって，貧困とは個人の失敗ではなく，個人と社会との関係が破綻した状態であり，個人とは，その関係のなかで形成され，また傷つきうる存在なのである．彼の社会事業思想は，個人を道徳的に裁く視線から解放し，生活条件の改善という集団的責任のもとへと位置づけ直す点に，その理論的意義を有している．

第四に，個人の困難は社会事業および社会改革の正当性を可視化する起点となる．

総じて，ディヴァインの人間観は，近代的個人主義を前提としつつ，その限界を社会事業によって補正しようとする社会的人間論として理解することができる．それは，個人の尊厳を擁護するために個人責任論を相対化する思想であり，後のアメリカ社会事業思想におけるケースワークと社会改革の緊張関係を理論的に支える基盤をなしている．

(9)　ワーナーの貧困観との関係

ワーナー（Warner, Amos Griswold, 1861–1900）は，19 世紀末アメリカにおいて，社会事業の専門職化を理論的に基礎づけた人物である[309]．彼の業績は，慈善・救済を事例の統計的分析に基づいた科学的体系として再構成しようとした点にある[310]．

ワーナーの慈善観は，優生学の影響を多分に受けながら，貧困の原因に関する多面的な分析を通じて形成されており，単純な因果関係の枠を超えた総合的な視点を持っている．彼は，貧困をもたらす要因として個人の性格的欠陥（怠惰，浪費，飲酒など）と社会的・環境的要因（教育の欠如，不衛生な住環境，労働条件の悪化，移民政策など）の両方を考慮すべきだと主張した．

ワーナーは，慈善活動において短絡的な判断を避けるべきだとし，特に慈善家が個人の性格に原因を求める傾向があることを批判する．一方で，学問的な立場から貧困を分析する者は，環境要因に偏りがちであり，これもまた単純化に過ぎないと指摘する．彼は，貧困の原因を理解するには，個々の事例を詳細に調査するケース・スタディと，統計的手法によって社会全体の傾向を分析する方法の両方が必要であると考える．

また，慈善活動が適切に機能しない場合，貧困層の自立を阻害し，逆に依存心を助長する可能性があるとワーナーは警告する．特に，不適切な施しや公的扶助が，受益者の労働意欲や道徳観

を損なうことがあるとし，慈善活動は単なる施しではなく，貧困の根本的な原因に取り組むべきだと主張する．この点で，彼の慈善観は社会改革と密接に結びついている．

さらに，貧困の統計的研究の発展に伴い，貧困層を一括りにして論じることの問題点も指摘する．例えば，貧困の主な原因として病気を挙げる場合でも，それが直接の原因なのか，それとも不適切な衛生環境や飲酒による健康悪化の結果なのかを慎重に考慮する必要があると述べている．総じて，ワーナーの慈善観は，単なる救済ではなく，貧困の多様な要因を考慮しながら，根本的な改善を目指すべきであるという立場に基づいている．

生江は，ワーナーを引用する際，ラウントリー（Benjamin Seebohm Rowntree, 1871-1954）の貧困調査の方がより好ましいと述べている．ワーナーの生きた時代は，優生思想が最新の科学として流行した時代であった．

ワーナーは，慈善事業や救貧制度が人口に与える影響について，これらの制度が依存的な人々の結婚や出産を結果的に助長し，「不適格者」の繁殖を促す可能性があると述べた．とりわけ救貧院や慈善施設の運営は，依存者や障害者の結婚や生殖を十分に抑制していないと批判し，こうした問題意識のもとで，結婚の制限，不妊化，施設での隔離などを通じて社会的に「不適格」とされた人々の再生産を防ぐべきだとする主張した（Warner 1908： 25-31）．

> 社会的に不適格な者の不妊化は，より人道的な方法――すなわち，隔離（sequestration）や生涯にわたる収容施設（custodial care）によって進められる可能性が高い．知的障害者の永久的な隔離は，ラスキン（John Ruskin）やブース将軍（General Booth）といった，異なる背景を持つ思想家たちにも支持されてきた．そしてすでに，知的障害者のための「慈善的修道院（philanthropic monasteries）や修道女院（nunneries）」を設立する動きが，自然淘汰に代わるものとして進められている．
>
> 不適格者の結婚の防止，犯罪者の不妊化，知的障害者の収容施設での管理は，予防策の最初の段階であり，目的は「不適格者が生まれ，また繁殖することをやめること」にある．カミングス（Cummings）の言葉を借りれば，「持たざる者からは，自らと社会を堕落させる力を奪うべきである．」確かなことは，慈善事業が不幸な子供たちを守ることをやめるわけではないが，それはますます「遺伝の法則」を考慮し，「人種の退化」という悲劇を食い止めるために尽力しなければならないということである．苦しみを防ぎたいという願いは，将来生まれる世代が苦しむことを防ぐ願いへと拡大されなければならない．（Warner 1908：25-31）．

ワーナーのこの言及は，アメリカのチャリティと優生学の結びつきを示唆するものである．

ワーナーは，貧困や個人的不幸は単一の原因に還元されるものではなく，複数の社会的・経済的・個人的要因が重層的に作用した結果であると論じた．彼は，貧困の原因を「主観的要因（個人内部に属するもの）」と「客観的要因（産業構造や経済状況など環境的条件）」に分類し，事例ごとに重みづけを行う分析枠組みを提示した．これは，救済の優先順位を合理的に決定するための実務的手法であった．

次の表は，ワーナーが『米国に於ける救済事業（American Charities）』において提示した，貧困原因の体系的分析と，生江の引用を示すものである．

まず，主観的要因（Subjective）について，ワーナーは「本人に属する性質（Characteristics）」と「それによって生じ，またそれを再生産する生活習慣（Habits producing and produced by the above）」とに区別している．

前者は，活力の低下や怠惰，判断力の欠如，疾病など，個人の状態に関わる要素が列挙され，後者は，無為な生活態度，性的放縦，飲酒・薬物乱用，不健全な食生活，家族関係の軽視といった日常生活上の行動様式が挙げられている．この区分は，貧困を単なる性格欠陥としてではなく，状態と習慣の相互作用の結果として捉えようとする視点を示している．

一方，客観的要因（Objective）として，ワーナーは自然条件や衛生状態といった環境的要素に加え，立法・司法制度の欠陥，教育の不備，産業構造の問題を含めている．とりわけ「不良なる産業状態」は細分化され，貨幣価値の変動，商業・貿易の変化，課税制度の歪み，非常時への備えの欠如，階級間の権力不均衡，労働移動の停滞，低賃金および不規則雇用といった，資本主義社会の構造的矛盾が具体的に列挙されている点に注目される．また，「賢明でない慈善（Unwise philanthropy）」が貧困の原因として明示されていることは，慈善そのものが問題を再生産しうるという，当時としては先鋭的な認識を示している．

生江は『綱要』初版において，このワーナーの貧困原因分析をほぼ忠実に紹介しつつ，日本語訳と再編を施した．生江の整理においても，貧困の原因は「内因（主観的）」と「外因（客観的）」に大別され，主観的要因は「本人に属したる性質」と「本人に属したる性癖」とに区分されている．これは，ワーナーの「Characteristics／Habits」という二分法を，日本語の概念体系の中で再構成したものと理解できる．

ただし，生江の整理では，原著にある unhealthy appetite が本来，節度を欠いた欲望一般を指す語であるのに対し，「不健全なる性欲」と訳されている．原義では，飲酒，浪費，放銃といった自己統制の欠如，節度を欠いた欲望を指す「不健全な欲望」を広い意味で指しているのに対して，生江訳では，身体的かつ道徳的な欲望の問題が，性的領域にバイアスがかかっている．この訳語には，当時の道徳言説における性規範の強調（堕落・風紀）や，貧困の原因を個人の堕落に帰すとき，性の放銃を強調するのは，男性中心的な道徳観が反映されている．

さらに，「賢明でない慈善」が外因の中でも独立して強調される一方，産業状態に関する項目は，日本社会の実情に即して簡潔化されている．

総じて本図は，貧困を個人の道徳的欠陥に還元する見方と，社会構造のみへと単純化する見方の双方から距離を取り，個人・生活・制度・産業構造が相互に連関する現象として把握しようとする視点を示すものである．

『綱要』において，個人貧は自働的貧困と他働的貧困に区別される．この区別は，アモス・ワーナーの貧困観を継承したものである．

表 14　ワーナーによる貧困原因の分析枠組みと生江による紹介

Warner, Amos Griswold (1908) *American charities*, New York: T. Y. Crowell, p.28.	生江『社会事業綱要』初版，58 頁.
ANALYSIS OF THE CAUSES OF POVERTY.	貧困の原因
SUBJECTIVE.	内因（主観的）
Characteristics.	本人に属したる性質
1. Undervitalization and indolence.	1. 怠惰又は不充分の能力
2. Lubricity.	2. 放縦短慮
3. Specific disease.	3. 疾病
4. Lack of judgment.	4. 判断力の欠乏
5. Unhealthy appetite.	5. 不健全なる性欲
Habits producing and produced by the above.	本人に属したる性癖
1. Shiftlessness.	1. 浪費
2. Self-abuse and sexual excess.	2. 性欲の乱用
3. Abuse of stimulants and narcotics.	3. 飲酒
4. Unhealthy diet.	4. 不摂生的食物の摂取
5. Disregard of family ties.	5. 家庭的関係の無視
OBJECTIVE.	外因（客観的）
1. Inadequate natural resources.	1. 天然資源の欠乏
2. Bad climatic conditions.	2. 天候の不良
3. Defective sanitation, etc.	3. 衛生設備の不完全
4. Evil associations and surroundings.	4. 交際又は境遇の劣悪
5. Defective legislation and defective judicial and punitive machinery.	5. 法律の不備
6. Misdirected or inadequate education.	6. 誤りたる又は不適当なる教育
7. Bad industrial conditions.	7. 濫救的慈善
a. Variations in value of money.	8. 不良なる産業状態
b. Changes in trade.	イ. 貨幣価格の変化
c. Excessive or ill-managed taxation.	ロ. 商業界の変動
d. Emergencies unprovided for.	ハ. 悪税
e. Undue power of class over class.	ニ. 不時の災害
f. Immobility of labor.	ホ. 労働者に対する抑圧
g. Inadequate wages and irregular employment.	ヘ. 労働需給の停滞
8. Unwise philanthropy.	

（10） 道徳的貧困の諸形態

自動的貧困とは，道徳的な貧困形態である．生江は「自働的個人貧は其の原因其の責任は主として自己に帰すべき」[311]と考える．

> 人間の価値は何に依て定むるかと云へば，そは云ふまでもなく崇高なる道徳を有するといふ點である．若し道徳的に価値なきものであるならば，如何に健康を有し，財力を有し，智識を有しても素より称するには足らぬ．（中略）吾人は生理的，智識的，経済的にも貧者たることを避けねばならぬが，殊に道徳的貧者たらざらん為めに最も多くの努力を要するのである．（生江「貧富論」『鉄道青年』鉄道青年会本部，1918 年 7 月，9–10 頁）．

ここで生江は富裕層と政治家の道徳的退廃を批判している．

貧者とは経済的に貧しい社会の底辺に生きる人々の問題であり自らには関係がないと貧困問題に無関心でいる富裕層と政治家の心性への皮肉をこめた批判である．「『強者に対し義務履行を強要する権利』を主張」したのは「生江がほとんど唯一の例」（池田 2011：129）ともいわれるが，自動的貧困（道徳的貧困）は社会事業の対象ではない，と生江は考えていた．

（11） 個人貧としての疾病と障害

対して，他動的個人貧とは，個人的ではあるが「その身体若くは精神に他より或る傷害を加へられた結果遂に貧困に陥ったもの」，例えば「所謂喧嘩その他類似の事情に依て障害を受けた結果身体若くは精神の異状を来して活動力を消耗したるが如き，又風眼に罹って失明した結果自然職業が限定せられて生活の不如意を感ずるが如き」[312]貧困形態である．一般に，トマス・モアのユートピア，イギリスにおけるブースとラウントリーの調査は，貧困観の転換を示す重要なエポックであるが，次の論考ではイギリス貧困調査が個人的原因の解剖として整理され，アメリカの研究が階級貧に対応するものとして参照されていることが特徴的である．

> 学者の諸説之を総合して考ふれば，茲に貧の原因たるや大別して二の態様に於て発生するものなることを思はざるを得ない．即ち一は個人的原因と称すべきもの，他は社会的階級的原因と称すべきものである．而してブース卿，ラウントレー氏等の列挙したる事柄は多く直接原因であつて主として個人的原因の解剖であり，デワイン博士，ホーランダー教授は階級貧に対する解決法と見るべきである．併し乍ら所謂個人的原因も社会的圧迫の結果に依る場合少くないのであつて，素より共に絶対的意義を與ふることは出来ない（生江「貧に対する科学的研究の必要」『社会と救済』中央慈善協会，1918 年 6 月）．
>
> 翻って倫敦に於ける細民の性質を講究すれば其の中遺伝的，継承的に甘んじて貧困に陥って居る者の少なくないのを発見する．この一時は紐育の細民と大に其の趣きを異にして居る点と信ずる．（『欧米』45 頁）

個人貧に対応するのは自己と家族による扶養，慈善，地域社会の相互扶助である．

本項では，生江の社会事業論における個人貧の位置づけを検討した．生江は，個人貧を個人の行為や生活態度に起因する貧困として把握し，その点において自然貧や社会貧とは明確に区別した．近代社会における「個人」の独立と自由を尊重するがゆえに，彼は個人にとって何が努力に

よって実現可能であり，何が社会的条件の制約のもとでは実現不可能であるのかを冷静に観察・判断しようとしていたのである．

そして，個人貧が常に個人と社会の関係を問い直す形で語られている点は，生江の社会事業論の重要な特徴として注目される．生江は個人貧を救済の対象から全面的に排除することはなく，教育，訓練，感化といった手段を通じて更生を促すことに社会事業の役割を見いだしていた．

次項では，こうした個人の能力や自由の問題としては十分に捉えきれない貧困形態としての社会貧を取り上げ，生江が貧困を社会構造の問題としてどのように再定位しようとしたのかを検討する．

生江は「貧に對する科学的研究の必要」（『社会と救済』2（3），9-15，1918 年）のなかで，次のようにディヴァインを引用している．

> エドワード・テー・デワイン博士が其著『窮困と其原因』[313]に於て論ずる所によれば，貧の原因は世人の称するが如く浪費，放縦，飲酒，遊蕩其他個人の悪癖等が主因を為すものではない，其根底は社会的組織の欠陥より生ずるものである，故に其欠陥を矯正改善するを以て貧民救済の主たる働きとせねばならぬと断じている．（生江 1918：11）

社会事業概論では次のように述べている．

> 然れば次に起る問題は社会貧であります．前にも述べました通り，社会事業と云ふものは未だ新らしい言葉でありまして，その対象となるものは社会貧であるのであります．社会貧と申しますのは社会的原因によりまして，或る階級のものが貧困に陥ったと云のであります．今日の産業組織に依りますと，御承知の通り富の偏重と人口の密集とになるのであります．如何なる人口が如何なる地方に密集するかと申しますと，此所に現在の産業組織によりまして，労働者といふ一団が起こりました．現代の産業組織以前に於きましては，独立のかゝる群衆はなかったのであります．此の労働者は多数は富の分配の不平均から生活の脅威を享けて居るのであります．これが個人的でなくて産業的結果によると云へば，個人貧でなく社会貧であります．此意味に於て貧民は非常に多くなりました．（社会事業概論『社会事業研究所講義録』大日本佛教慈善会財団，1922 年 12 月，329 頁）

社会貧とは，農奴解放以後，法律の結果ないし産業組織の結果生み出され，「社会的同一境遇に置れたる民衆が，社会的同一原因に依て貧困に陥る」[314] 状態をさす．

しかし，歴史的に見れば，法律の結果社会貧は生じた，と生江は述べる．

中世ヨーロッパの封建制社会では，農奴は法的には自由を欠く存在であったが，地主との身分的・人格的支配関係のもとで生活が保障されていた．すなわち，労働力として管理される一方，疾病時の扶養や最低限の生存は慣行的に保障されていた．

しかし，18〜19 世紀にかけて，啓蒙思想・市民革命・産業化などを背景に農奴解放と封建制度の解体が進む．農奴は「人格をもつ自由民」として法的に解放され，私的所有と契約に基づく社会へと編入された．その結果，生活は自己責任的な自営自活に委ねられ，土地や資本を持たない人々は市場競争の中で容易に困窮するようになった．ここに，封建的扶養関係の崩壊と引き換えに，近代的な意味での「社会的貧困」が発生した．

生江はこの過程を，「法律の結果として社会貧が生じた」[315] と捉えている．これは，自由と権利の拡大が同時に生活保障の喪失をもたらし，国家や社会による新たな救済制度（近代社会事業）を必要とした，という近代社会事業史の典型的理解に位置づけられる．

イギリスにおける農奴解放は，法的解放というよりも，長期的・慣行的に進行した解体過程であった．1348–49 年の黒死病流行により，イングランドでは人口の約 3 分の 1 が死亡し，農業労働力が急減した．その結果，労働者の交渉力が高まり，賃金は上昇，農奴の逃散・移動も増加した．地主層は，農奴制的支配が動揺し，耕地が維持できなくなることを恐れ，国家権力を通じた介入を求めた．その結果制定されたのが，労働法令（Ordinance of Labourers, 1349／Statute of Labourers, 1351）である．これは，黒死病以前の水準での賃金固定，労働者の自由な移動の禁止，就労拒否や逃走への刑罰を定め，事実上，法によって労働者を土地と雇主に拘束しようとした．

生江は，この法的抑圧が，自由化しつつあった農民を不安定な存在へと転落させ，浮浪・乞食（社会貧）を生み出した起点になったと述べる．1381 年のワット・タイラーの乱（農民一揆）はこうした厳罰への民衆の不満を象徴するものであった．

生江は，黒死病の発生を契機とする農奴解放の進展が，国家による賃金・移動の法的抑圧を生み，浮浪化・貧困の発生という連鎖の中で生じたものであり，自由の進展そのものではなく，自由を抑制するための法律が社会貧を醸成した，というのである．

しかし，法律に基づく社会貧は，産業制度の結果によるものと比べればまだ社会問題ではなかった．18 世紀後半から 19 世紀にかけてのイギリスを中心とする産業革命を背景に，貧困の社会的性格はより経済的な意味を増した．

18 世紀後半の産業革命において，ワットの蒸気機関改良（1769 年特許，1780 年代以降の工場制導入）を契機に，家内工業は工場制機械工業へと急速に転換した．生産手段は少数の資本家に集中し，労働者は賃金によってのみ生活を維持する存在へと編成された．

古典派経済学と自由競争思想が登場し，アダム・スミス『国富論』に代表される自由競争・市場原理は，身分的拘束からの解放を正当化する一方で，国家や共同体による生活保障の後退をもたらした．この結果，資本家と労働者という近代的階級が成立した．労働者の賃金水準は生活を維持することができる最低水準に抑制され，一度失業や疾病に見舞われれば極度に貧しい生活をせざるを得なかった．貧困は個人の怠惰ではなく，産業制度そのものが生み出す構造的現象として現れたのである[316]．

生江はこの歴史過程を踏まえ，自由競争的産業制度の下で大量に生じる労働者の貧困は社会的原因によるものであり，社会貧と位置づけた．これは，19 世紀社会問題論・社会改良論に共通する，貧困観の転換を反映した理解である．

それゆえに，社会貧として現象する貧困形態に，個人の努力や慈善事業，救貧事業で対応することはもはや適切ではない．生江は，賃金が低いことに起因する貧困問題を階級貧と述べ，これに対する制度的対応として，日本に最低賃金制度を確立することを主張した．

> 個人主義功利主義全盛の時代に於ては失業問題も個人関係の如くに取扱はれ，失業者も他の窮民と同様救助の名の下に処置されたのであるが，今日に於ては之を以て国家社会の義務として取扱ふに至つたのである（『綱要』117 頁）．

社会貧を解決する手段として，生江は社会連帯主義の涵養，社会的立法・社会奉仕の推進を挙げ，国家，公共団体，私設団体等の機関の対応を構想した．

4. 現代社会における貧困

生江は，貧民とは個人もしくは家族がその全収入を以て保健的状態を保つことはできても，その時代における社会的，身分的体面を維持することができないものをいう，と述べた．このことは，労働者の貧困として，即ち低賃金による生活困難の状態として貧困問題を把握し，食物のカロリーや収入といった絶対的な貧困線を設定して対象を限定するのではなく，社会を構成する人々の中で相対的に貧困状態にある人々の存在を配慮しようとするものであった．極めて現代的な貧困観であり，イギリスにおける科学的貧困調査の系譜を，生江は正確に理解していたことがうかがえる．

また，生江は「環境のみに重きを置く環境論者も，個人的原因にのみ重きを置かんとする心理学者，生理学者も共に一方に偏して遂に能く正鵠を能はざるの遺憾を有する」[317)] と述べている．

一方，ディヴァインは，20 世紀最初にソーシャルワーカーのあいだで「生活水準という主題は新たな関心を獲得し」「1906 年のニューヨーク州慈善・矯正会議の一部会において，初めて明確に表明された」（Devine 1922：47-48）と述べている． ニューヨーク委員会の調査結果は次の通りであった．

> 委員会は，ニューヨーク市において，年収 600 ドル――一年のすべての労働日を通じて，1 日あたり 2 ドルにも満たない水準――で生活している典型的家族を見いだした．（中略）年収 600 ドルでは，居住できる空間はごく限られ，口にできる食物も最低限にとどまり，衣類もこの水準に抑えられる．それ以外には，せいぜい埋葬保険があるかどうかという程度で，実質的には何一つ余裕を持てない．実際には，親族や友人から贈与による援助を受けるか，あるいは救済機関に申請しないかぎり，健康と活力を維持するための最小限の生理的要件すら満たすことができないであろう．労働に十分な体力をもつことはできず，あなたも子どもたちも栄養不良に陥る．乳児に与える牛乳もなく，成人に必要な果物や野菜も十分には得られない．その代わりに，パンやマカロニ，コーヒーや紅茶，さらには刺激物や麻薬的嗜好品を過剰に摂取することになる．病気や老後に備える貯蓄は一切ない．とりわけ，その収入が，全部または一部を母親や子どもが稼いでいる場合には，家庭の維持や子どもの福祉を犠牲にして，不相応に過酷な形で得られたものとなる．不幸や老齢に際して，あなたは共同体の負担となるであろうから，あなたの生活の実際の費用は，現在の支出額には表れていない．あなた方――年収 600 ドルの家族――は，社会にとってまったく割に合わない存在であり，もちろん，収入が 600 ドル未満である場合や，不安定である場合には，なおさら割に合わない．
>
> 社会は，そのような状態のまま，あなた方の存在を許してはならない．社会的債務者は割に合わない存在であり，平均的に見て，年収 600 ドル以下の家族は，15 年前の物価水準においてさえ，社会的債務者なのである（Devine 1922：51-53）．

イギリス貧困調査が貧困線を設定したように，生活水準への新たな関心がアメリカにおけるソーシャルワーク研究の中でも喚起されていた．

従来，19 世紀末から 1920 年代にかけて起こった貧困観の転換は，福祉国家・社会事業成立の指標の一つとして理解されている．たとえば毛利は 19 世紀末から 20 世紀初頭のイギリスにおける自由主義的貧困観から新自由主義的貧困観への思想転換の歴史的意義について，自由主義の変容と福祉国家史との関連で考察している(毛利 1990)．「世紀転換期イギリスにおける貧困観の

旋回―新自由主義による『社会的貧困』概念の構想」において，毛利は自由主義的貧困観から福祉国家的貧困観への旋回過程を丹念に分析している．ここで毛利は，イギリスにおける慈善組織協会の言説と活動をつうじて自由主義的貧困観と慈善思想に接近している．

毛利の整理によれば，自由主義的貧困観の特質は，（1）個人主義，（2）道徳主義，（3）宿命論の三位一体的連関にあったという（毛利 1990：133)．19 世紀後半における慈善組織協会の基本的な指導理念は自助原則にあり，そのケース・ワークは個人主義，個別主義的方法を採用し，当該者が慈善に値するか値しないかを選別し差別するための基準と論理を発見するという要請に淵源していた（毛利 1990：154）．このような初期慈善組織協会のケース・ワークにおける社会的「環境調査の欠落は，J.A.ホブスン，L. T.ホブハウス等によってモナド主義的・非社会科学的であるとして厳しい批判にさらされることとなる．

> 貧困の「個人問題」的理解が，救貧の私的ボランタリー制度を至高視させたのであるから，いまこの前提が崩壊するときボランタリズムへの固執―裏をかえせば国家介入への抵抗―もまた意味を失う．いまや国家が，のみならず，国家のみが，貧困問題担当の唯一の有資格者と宣言され，最高責任者に指名されるにいたった（毛利 1990：133）．

毛利によれば，貧困の原因をもっぱら個人的欠落に帰す自由主義的=個人主義的貧困観の知的・社会的呪縛からの解放事業は，失業問題の認識転換を旋回基軸として遂行されたという（毛利 1990：167）．ここで毛利は，貧困観の旋回を促進した新自由主義的社会観・国家観の特徴について論じ，貧困観の旋回がなければ今日の福祉国家はありえなかったと結論づけている．

一方，社会福祉史研究における貧困観の旋回の意義をめぐっては，主として「個人貧から社会貧」への移行として把捉され，日本における社会事業成立の指標の一つとしてその意味を付与されてきた．すなわち，米騒動が国家を揺るがし，第一次大戦後の恐慌後の失業問題が浮上することによって「社会事業」が成立するという解釈である（池田 1994； 石田 1983； 永岡 2003； 吉田 2004）．吉田によれば，「大正時代の『生活不安』や『貧困』は，独占資本確立期が生み出したもの」であり，1918 年の米騒動や第一次大戦後の恐慌によって日本でも中小零細企業の倒産が相次ぎ，大正期の「社会問題の中心は失業問題（吉田 2004：219-20)であったといわれている．吉田はさらに，大正社会事業の成立を促した一つに関東大震災があったと指摘する（吉田 2004：237）．

こうした貧困研究の影響を受けて，生江社会事業論は，生存保護としての救貧論と，生活保護としての防貧論を区別して展開した．

以上の検討から，生江における貧困の分類は，単なる原因別の整理ではなく，救済責任の所在をめぐる規範的判断を含むものであったことが明らかとなる．自然貧・個人貧・社会貧という区分は，それぞれ，自然的災厄，個人の生活態度や身体的条件，産業制度や社会構造に起因する貧困を区別するものである．しかし，生江の議論において重要なのは，これらの分類が貧困者を選別するためだけの枠組みではなく，いかなる主体が，いかなる根拠に基づいて救済に関与すべきかを示す枠組みでもあった点である．

自然貧について，生江は初版では，文明の進展によって克服されるべき原始的・未開的貧困として把握していた．しかし，関東大震災や昭和三陸津波を経るなかで，自然災害による困窮は，近代社会においても反復的に発生する生活危機として再認識されるようになった．ここには，自然貧を一時的災害としてではなく，国家的救済と社会的対応を必要とする社会事業の対象として

捉え直す視点がみられる．一方で，三訂版における「自力による復興」の強調には，被災者の主体性を承認する側面と，救済責任を被災者自身の回復力に部分的に委ねる側面とが併存している．

個人貧について，生江は放蕩・遊惰・浪費などに起因する自働的貧困と，疾病・障害など本人の責任に帰しえない他働的貧困を区別した．この分類には，なお道徳的責任論の残存が認められる．しかし同時に，生江は個人貧を単純に個人の過失として処理するのではなく，社会的環境や生活条件との関連において捉え直そうとしていた．ここに，救済対象を道徳的に選別する慈善的発想から，生活条件の改善を視野に入れる社会事業的発想への移行がみられる．

社会貧について，生江は貧困を産業制度や社会組織の欠陥から生じるものとして把握した．この点は，貧困を個人責任から社会責任へと移し替える彼の社会事業論の中核をなしている．生江にとって，社会貧は社会連帯責任の観念を要請するものであり，その救済は，国家，公共団体，私設団体，社会奉仕の協働によって担われるべきものとされた．したがって，生江の貧困論は，貧困者への救済を，個人の憐憫や慈善心に依存するものから，社会全体の責任として再構成しようとする試みであった．

もっとも，生江の議論には限界もある．第一に，社会貧を重視しながらも，労資関係や階級対立の問題を社会事業の中心課題として直接扱うことには慎重であった．第二に，個人貧の分類には，なお道徳的評価の視点が残されていた．第三に，自然貧における自力復興論には，国家的救済の必要性と自己回復力への期待とが併存しており，救済責任の所在が必ずしも一義的ではない．これらの点は，生江の社会事業論が，慈善から社会事業へ，個人責任から社会責任へと大きく踏み出しながらも，なお近代日本の道徳秩序，国家観，社会政策理解の制約を受けていたことを示している．

以上のように，本節で検討した生江の貧困論は，彼の社会事業思想の核心をなすものである．生江は，貧困を社会事業の主要対象として位置づけ，自然貧・個人貧・社会貧の分類を通じて，救済の対象，責任主体，実践方法を整理しようとした．その意義は，貧困を個人の欠陥ではなく，社会連帯責任のもとで応答すべき生活問題として把握した点にある．一方で，その限界は，社会貧を重視しながらも，社会構造そのものへの批判を社会事業論の内部で十分に展開しきれなかった点にある．したがって，生江の貧困論は，近代日本における慈善・救済の社会事業化を示すと同時に，その思想的到達点と制約をともに示すものとして位置づけられる．

第３節　救貧から防貧へ：貧困救済の方法と生活保障の構想

前節では，生江の社会事業論における貧困理解を，自然貧・個人貧・社会貧という分類に即して検討した．そこから明らかとなったのは，生江にとって貧困の分類は，単なる原因別の整理ではなく，救済責任の所在を明らかにする規範的枠組みであったという点である．

以下では，この貧困理解を踏まえ，生江が貧困に対していかなる救済方法を構想したのかを検討する．具体的には，『社会事業綱要』各論における救貧事業，委員制度，経済的保護事業を取り上げ，生江の社会事業論が，すでに困窮した者を救済する救貧の論理から，貧困の発生を未然に防ぎ，生活の安定を図る防貧の論理へと展開していたことを明らかにする．

その際，本節が注目するのは，生江が救済を国家行政のみに委ねたのでも，私的慈善に回収したのでもなく，公的責任と民間実践，制度と生活，社会政策と社会事業を媒介する仕組みとして構想した点である．ここには，貧困者を単なる救済対象としてではなく，生活を維持し，回復し，社会に参加する主体として捉えようとする視点がみられる．他方で，生江の防貧論は，社会貧を

構造的問題として認識しながらも，労資関係や資本主義的社会関係そのものへの根本的批判には踏み込まなかった．本節では，この到達点と限界の双方を検討する．

1．窮民処遇と最低生活の保障

(1)　貧民と窮民，極貧者の区別

生江は，社会事業の対象としての貧困を論じるにあたり，貧民（the poor），窮民（the pauper），極貧者を（the destitute）区別している．貧民とは，生活に脅威を受けながらも，自営自立のために奮闘している者を指す．これに対して窮民とは，自立自営が困難であり，最低限度の衣食住を維持することができず，何らかの救助を受けなければ生命を保持することが困難な者を意味する[318]．さらに極貧者は，貧民のなかでも生存の最小限度を保持することが困難であるが，なお自立自営している者として位置づけられる．

この区別は，単なる用語上の分類ではない．生江において，救貧事業の直接の対象は，広く貧民一般ではなく，すでに自力で生活を維持することが困難となった窮民であった．すなわち，救貧事業とは，生活に脅威を受けながらもなお自立しようとする貧民を対象とするものではなく，自立の可能性が失われ，公私いずれかの救助を必要とする状態にある者への対応として構想されていた．

この点に，生江の救貧論の特徴がある．彼は，貧困を社会的原因によって生じるものとして捉えつつも，救貧事業においては，救済対象を一定程度限定し，その処遇方法を具体的に検討しようとした．したがって，生江の救貧論は，貧困者一般への無差別な慈善ではなく，生活維持の可能性を失った窮民に対する制度的・組織的救済として位置づけられる．

(2)　窮民処遇の方法

生江は，窮民処遇を論じるにあたり，イギリス救貧法[319]やドイツ救貧法制を比較しながら，日本における救貧事業のあり方を検討した．イギリス救貧法について，生江は，それが国家による義務的制度として構成されながらも，被救助者の権利を積極的に承認するものではなく，公共の利益を守るための社会自衛的・消極的救済にとどまっていたと評価している．

とりわけ生江は，イギリス救貧法が貧窮者を個人貧の立場から捉え，法律によって画一的・消極的に処遇しようとした点を批判した．そこでは，救助の対象は飢餓状態にある者に限定され，貧困に至った原因の分類的・体系的調査は十分ではなかった．また，救助吏員の不足により調査は粗漏となり，一方では濫救を生じ，他方では救助を必要とする者が救済から排除されるという矛盾を免れなかった．

生江が問題視したのは，救貧制度が存在するか否かだけではなく，その制度がいかなる人間観に基づいて運用されるかであった．救済が事務的・機械的・非人格的に行われるならば，それはかえって被救助者の尊厳を損ない，救済を必要とする者とのあいだに温かい関係を生み出すことができない．したがって，窮民処遇においては，単に給付を行うだけではなく，対象者の生活状態とその背景を把握し，必要に応じて教育・保護・医療・就労支援などを組み合わせる必要があるとされた．

たとえば，生江は，精神異常者や悪環境の結果として救助を受ける状態に陥った者について，単に救助の対象物として扱うことは無益であり，むしろ非人道的であると述べる[320]．そこでは，現存する困窮者への救護とともに，その発生を未然に防ぐことが重視されていた．この点で，生江の窮民処遇論は，救貧の内部にすでに防貧的発想を含んでいたといえる．

(3)　救貧事業の社会事業化

生江は，救貧事業を，古い慈善や救貧法的処遇の延長としてではなく，近代社会事業の一部として再構成しようとした．その際，彼はイギリス救貧法の限界を批判しつつ，ドイツにおける公的救済の制度化，さらにエルバーフェルト制度にみられる地域的・人格的救済の仕組みに注目した．

①　イギリス救貧法

ヘンリ8世治世下の1531年法は労働可能民と不能民を区別し，1536年法(教区の自発的醵金)，1552年法（自発的醵金の拒否者に対する説得），1563年法（醵金の強制化）へと展開した．エリザベス救貧法（Elizabeth Poor Laws）は，エリザベス女王治世下の1572年法（貧民名簿の作成と課税の義務化，貧民監督官選出），1576年法（青年・失業者への仕事の供与），1597年法，1601年法を総称した名称で旧救貧法とも称される．

生江のイギリス救貧法に対する評価は手厳しく，「主として社会自衛のために弱者を救済するの観念であって，同情博愛の精神を多く加味してはいない．之が従事者は自ら多くは事務的，機械的，若くは非人格的に流るるところがあり，事実においてもその弊は歴然たるもの」とする．また，「救はるる者は時に却て怨嗟の声を放ち，不平不満を訴ふるに至り，其の間何等温たかき情宜の湧き出ることがない．（中略）行路病人の取扱の如き全く非人格的であって，之に対する冷酷なる処遇に関しては人道上忍ぶべからざるものがある．而して此等は皆な主として貧窮者を単に個人貧と云ふ立場より見，法律に依て消極的に而も画一的に処遇せんとするより生ずる当然の結果である」（『綱要』28頁）という．

ディケンズ（Charles Dickens：1812-70）の *Oliver Twist* が19世紀前半イギリスにおける新救貧法，イギリス社会の矛盾が描いたように，制度だけでは，貧困者の救済は機能しなかった[321]．

生江は，近代救貧法の3つの基本的性格を論じている[322]．

第一に，救貧法は国家による義務的制度として構成されているものの，被救助者の権利を承認するものではなく，その成立根拠は公共の利益を守るための自衛的・利己的観念に求められることである．

第二に，救貧法による救助は主として飢餓状態に陥った者を対象とし，その窮状に至った原因については原則として問われない．同時に，救助の水準は厳しく制限され，被救助者の生活状態が自立自給により生計を維持する窮貧者よりも優位に立つことは許されない．

第三に，救助を必要とする児童に対しては，徒弟制度の下で職業的教育を施し，自助的精神の涵養，道徳的訓練，心身の清潔の保持を通じて人格的向上を図り，将来的に窮民状態へ陥ることを防止しようとする方針が採られたことである．

生江は，こうした近代救貧法の性格を，消極的かつ事後的救済であると評価する．なぜならば，救助の条件は飢餓状態にあることに限定されており，貧困に至る原因についての分類的・体系的調査は十分ではなかったからである．また，その調査方法も救助吏員の数が著しく不足しているために粗漏かつ杜撰に陥りやすく，その結果，一方では不正受給たる濫救を生じ，他方では救助を受ける資格があるにもかかわらず救助を受けられない者が存在する事態を免れない構造を有した，と彼は指摘する．

1796年のギルバート法は，労働者の賃金と生計費の差額を補給したが，雇用主は競って賃金を低下させ，労働需給のバランスと調節が維持し難くなり失業状態に陥るものが増加し，かえって

窮民の激増を招いた．1834 年の改正は，中央機関を設置し救貧行政の統一を測った．この改正にはリカードゥやベンサムの影響があった．

しかし，被救助者数と救助金額は容易に減少しなかった．1905 年夏の救貧法に関する王立委員を任命し，調査を委嘱した．1909 年の多数派および少数派報告書は，イギリスの救貧行政と社会行政に甚大な影響を及ぼし，養老年金法（1908），国立労働紹介所法（1909），国民保険法（1911）の制定に大きな刺激を与えたといわれている．

病者に対しては国民疾病保険制度を，孤児や貧困児童に対しては教養制度を，老衰者に対しては養老保険あるいは養老年金制度を，精神薄弱者に対しては教育もしくは保護施設を，浮浪者・乞食であって労働能力を有するものは強制労役場に収容し，労働能力のない失業者に対しては職業紹介制度と失業保険制度を適用する，という処遇方法を採ったのである．生江はイギリスのこうした動向に鑑みて，「一にも早く英国を始めそのほかの諸国と雖も救貧法の廃止を敢行するに至らんことを希願する」[323] と述べている．

② ドイツ救貧法とエルバーフェルト制度

一方，19 世紀ドイツでは，プロイセンを中心に，救貧は国家・自治体の責任であること，居住地（本籍地）自治体が扶助義務を負うこと，救貧は恣意的慈善ではなく，法に基づく公的制度であることが，救貧法によって原則化されていた．つまり，法制度の次元ではすでに公的救済が確立していたのである．

しかし問題は，その責任をいかに現場で遂行するか，運営の仕方であった．中央集権的・官僚的に運営すれば，十分な権能を持たない救貧員が，大量の窮民の対処に追われるために実態を把握できず，乱給・濫救が生じるとともに，財政負担が急増する弊害があった．事務統一に関する中央監督機関が存在せず，宗教団体が一般寄付により運営していたことはその原因の一つであった．

そこで登場したのがエルバーフェルト制度である．エルバーフェルト制度（Elberfelder System）は，19 世紀半ばのドイツ（当時プロイセン領）エルバーフェルト市で確立された救貧制度であり，近代的公的救済の原型の一つとされる方式である．

その最大の特徴は，救済を細かい地区（小区）に分け，各地区を担当する「名誉職の救貧委員（無給の市民ボランティア）」が，貧困者一人ひとりを直接訪問し，調査・監督・援助決定を行う，という点にある．具体的には，市域を多数の小区に分割し，各小区に複数の救貧委員を配置し，救貧委員は数世帯のみを担当し，定期的に家庭訪問を実施する．援助は画一的給付ではなく，個別状況に応じて決定し，乱給や依存を防ぐため，援助は最小限かつ一時的であることを原則とした．

エルバーフェルト制度は，法的には救貧法体制の内部に位置し，実践的には官僚的救貧に対する一つの改革モデルとして理解される．この制度は，官僚的な一括管理を避け，地域社会の顔の見える関係に基づく救済を実現し，財政負担を抑えつつ，実態に即した援助を行うことを目指したという点で，画期的な意味を持った．

そのためエルバーフェルト制度は，公的責任と市民的奉仕を結合した救貧モデルとして，19 世紀後半のドイツ各都市のほか，イギリスやアメリカ，日本の社会事業にも影響を与えた．しかし，生江は「英国は公設社会事業には採用するに至らざるも私設には広く之を応用し，かつその従事者はドイツとその選を異にして多数は篤志夫人である」とその差異を指摘している[324]．

ドイツ救貧法は，救貧を国家・自治体の責任として位置づけ，居住地自治体が扶助義務を負うことを原則化した点で，恣意的慈善とは異なる公的救済の枠組みを有していた．しかし，官僚的・中央集権的に運営される場合には，救貧員が大量の窮民に対処することとなり，生活実態の把握が不十分になりやすい．そこで登場したのが，地域を細かく分け，名誉職の救貧委員が家庭訪問を通じて個別の生活実態を把握するエルバーフェルト制度であった．

生江は，こうしたイギリス・ドイツの救貧制度を参照しながら，日本における救貧事業の社会事業化を構想した．彼にとって救貧事業は，単に窮民を救助する制度ではなく，公的責任，地域的接触，個別的処遇，生活改善を結びつける社会事業の基礎領域であった．すなわち，救貧事業は，慈善的施与から制度的救済へ，さらに生活実態に即した個別処遇へと展開することによって，近代社会事業の一部として位置づけられたのである．

2. 委員制度と個別処遇

(1) 生活実態の把握

日本では，1874 年に恤救規則が制定され，1932 年に救護法が施行されるまで，これが公的救済の基本制度として存続した．しかし，その対象はきわめて限定的であり，「廃疾」者，70 歳以上の老衰，重病者，長病者，13 歳以下の幼者が，極貧で労働能力がなく，親族や地域の援助が得られない「無告の窮民」である場合に限られた．その支給額は前月の下等米相場をもとに算出された米代である．基準は，廃疾者と 70 歳以上の老衰，重病者の場合で年間一石八斗（1 日約 5 合弱），13 歳以下の幼者同七斗，長病者は一日あたり男 3 合・女 2 合分であった．実施主体は内務省であり，地方官に 50 日の救助専行権を与えた[325]．

救済率を見ると，人口 1000 人あたりの救済者数の割合で 0.2 程度であり，20〜30，100 を超えるイギリス救貧法の救済率とは 2 桁以上低かった．また，1885 年で東京 25 人，京都 194 人，青森 1076 人，岡山 1240 人と府県によって救済にかなりの差が見られた．

近代日本において「貧民」は，明治期には「細民」あるいは「窮民」とも称されていた．細民とは，日常的にはかろうじて生計を維持しているものの，生活に余裕はほとんどなく，疾病や事故といった突発的事由によって直ちに収入の途を失い，窮民へと転落する危険を常に抱えた人びとを指す概念である．1902 年当時の東京においては，総人口約 130 万人のうち約 90 万人，すなわち約 70%が細民層に属していたと推定されている．

これに対し，窮民とは，すでに自力での生活維持が困難となり，即時の救済を必要とする状態にある人びとを指す．1898 年の内務省調査によれば，全国の窮民数は約 270 万人で，総人口の 6.3%を占めていたとされる．また，1902 年の帝国議会に提出された建議案では，「無告の窮民」は 15 万から 16 万人，人口比にして約 0.3%と推計されている．しかしながら，当時の恤救規則に基づく実際の救済対象者は約 2 万人にとどまっており，救助を要する人口規模と救助者数との間には著しい乖離が存在していた．

生江は，この状況を，単なる行政上の不足としてではなく，日本社会における家族扶養，隣保相扶，社会連帯責任の未成熟と結びつけて理解していた[326]．彼は，日本社会の長所として，家族本位の社会構造や扶養義務の強さを挙げる一方で，欧米諸国にみられる社会的自衛の観念，社会連帯責任の自覚，宗教的博愛の精神が，日本では十分に成熟していないと捉えた．

このような問題意識のもとで，生江が注目したのが方面委員制度であった．方面委員制度は，地域を単位として住民の生活実態を把握し，要救護者に対して適切な斡旋や援助を行う仕組みで

ある．生江は，方面委員が物質的救助を直接実施するよりも，中間機関として斡旋の労をとる場合が多い点に，日本の国情や習慣に適合した特徴を見出している．

ここで重要なのは，生活実態の把握が，単なる調査技術ではなく，社会事業の実践原理として位置づけられていたことである．委員は，担当区域における社会状態を常に観察し，要救護者名簿を作成し，生活の変動に応じて適切な処置を講じることが求められた．すなわち，生江における委員制度は，貧困を抽象的な統計や制度対象としてではなく，地域生活のなかで具体的に把握するための装置であった．

(2)　人格的接触と社会連帯

日本では，1917 年 6 月岡山県で済世顧問制度を実施したのを嚆矢とし，大阪府で方面委員制度を実施した．大阪では一地区を一方面と称し，小学校の通学区域を一つの範囲として，その地区内の住民から，名誉職で地方長官の嘱託により方面委員を設置した．

生江は方面委員が「物質的救助を実行するは稀で寧ろ中間機関として斡旋の労を執る場合が多い．かかる点は外国のそれと異なる所であって，これがかえってよくわが国の国情や習慣に適合している」[327)] と述べている．

済世顧問制度については，エルバーフェルト制度と比較して「同顧問制度においてはその制度よりも特にその人を重んじている」[328)] と述べ，知事の独創性と慧眼を敬服しつつ，「近来における一般の傾向は事業をすべて普遍的，一律的に営なまんとするにある」から「篤志家にのみ待つは時代の趨勢に背馳したるもの」とする．

同制度は，済世顧問に推薦すべき人として，顧問設置規定の中に「人格正しき」「身体健全」「常識に富める」「慈善同情心に富める」「中等以上の生活」「忠実勤勉」を掲げた．しかし，その結果，同制度は「真に我邦実情に適応して，成功の可能性を有すること前者（方面委員）に比して優れるものある」[329)]，なぜなたら「篤志家は自発的精神的に活動するを原則とし，従って他の刺激の強弱や待遇の厚薄の如きは深く意とせざるものであり，かつ彼らはその地方において自然尊敬の中心となるを以て，その地方のためには外界の事情の如何に変化するも泰然として自己の所信に向かって突進するものである」[330]と述べている．

> 我邦は近来特に制度に重きを置き過ぎた傾がある，普遍的規律的かつ急速的にこれを行わんとせば，制度によりて統一すると捷径とするは言をまたぬし又制度によりて事業を行うは外観上よりせば比較的容易らしくある．しかし我邦地方長官の移動毎に何時も新方針の下に新事業を行わんとし，多くは全計画を踏襲するを潔しとせざるの傾向あるがため，新制度の多数は施行したる長官一代の仕事となりやすく，従って長官の更迭と共にその新計画は萎靡もしくは絶滅するを常時とする．常に方面委員制度の如きも特別の場合のほかは長官の更迭と共に衰微するの状況にあるのが多いようである．然るに少数ながら徳望一村に鳴るというが如き篤志家をあげて同顧問とせば，その顧問は長官の更迭や事業に対する新長官の態度如何はあえて深く之に留意せず，一度同顧問としてその任に就くや自己の天職の如きに感じて一意専心最善の努力をなすために，容易に実績を挙ぐることができる．（『綱要』82 頁）

そして，杜撰ではあるが，と自身の小案を次のように掲げている（『綱要』83-84 頁）．

八　社会事業委員制度設置参考要目

一般経営ニ関スル事項

一，委員制度ハ制度ノミト相待ツテ始メテ能ク其ノ目的ヲ達成シ得ルモノナルヲ以テ其ノ組織ト其ノ運用者タル委員ノ選擇ニ關シテハ愼重ナルヲ要ス.

一，委員制ハ公ノ經營トナスヘキカ或ハ市町村ノ經營トナスヘキカハ地方ノ状況ニ依ルヘキモ特ニ大都市ニ在リテハ市ノ經營トナスヲ可トスヘシ.

一，私設社会事業團體（例ヘハ府縣社会事業團體ノ如キ）ニ於テ同制度ヲ經營スル場合ニハ其ノ遂行上不便生シ易キヲ以テ之カ設置

第三編　各論

第一章　救貧事業

委員ノ選任書記ノ任命ニ關スル事項

一，市ニ於テ委員制度施行ノ場合ニハ各地區ニ就キ北區内ノ住民中ヨリ若干名（例ヘハ十名以上十五名）ノ委員ヲ選任スルヲ可トス.

一，委員ハ任期ヲ一定スルヲ可トス.

一，委員中ニハ必要ニ依リ婦人ヲ加フルヲ要ス.

一，都市ニ於ケル各地區及各名ノ委員ヲ設置セル町村ニ在ツテハ委員相互ニ聯絡ヲ圖ル爲メ委員中ヨリ委員長若クハ常務委員ヲ互選ス.

一，都市ニ於ケル各地區及各名ノ委員ヲ設置セル町村ニ在ツテハ地域ノ廣狹住民ノ多寡等ヲ參酌シテ各委員ノ分擔區域ヲ定ムルヲ要ス.

一，委員ハ各職務トシテ何等カノ形式ヲ以テ便宜ノ途ヲ講スルヲ要ス.

一，委員ハ對外ニハ講習會ノ開催等ニ依リ社会事業ニ關スル知識ヲ涵養スルノ機會ヲ與フルヲ要ス.

一，各地區ニ一名ノ責任有給書記ヲ置キ諸般ノ事務ヲ執ラシムルヲ要ス.

一，専任書記ノ適否ハ事業上頗ル緊要ノ關係ヲ有スルヲ以テ之カ人選ニハ愼重ノ考慮ヲ要ス.

委員及ビ委員會ノ責務ニ關スル事項

一，委員ハ一般生活状態ノ調査並ニ貧困決定方法ノ考究等ヲ爲スノ外在社会事業分布ノ状況ヲ調査シ其ノ過不足ヲ研究スルト共ニ新設ヲ要スヘキ關係ニ就キ講究スルヲ要ス.

一，委員ハ常ニ其ノ擔當區域ニ於ケル社会状態ヲ考察シ要救護者名簿ヲ作製スヘシ.

一，委員ハ要救護者ニシテ一時的感情的救護ヲ要スル場合ニハ迅速ニ之ヲ救護シ其ノ後之カ處置ヲ定ムルコト.

一，委員ハ聯シテ公私團體ト連絡シテ要救護者ノ物質的醫療救護ヲ要スル場合ニ於テハ救護ノ完全ヲ期スヘシ.

一，委員ハ公正ヲ旨トスヘク感情ニ依リテ偏頗ナル行動特ニ救護ノ濫施又ハ濫救ヲ避クヘク同情ヲ以テ要救護者ニ接スヘシ.

一，委員ハ素性状態ノ下ニ不斷ノ努力ヲ要ス上長官ノ重責ニ因リ熱心ニ事務ニ從事スルカ如キコトヲ要ス.

一，委員ハ必ス公私團體ト協調シテ要救護者ノ物質的醫療救護ヲ要スル場合ニ於テハ救護ノ完全ヲ期スヘシ.

一，委員ハ常ニ地域ノ状態ヲ知悉シ精神的感化ト感動ヲ與フルニ力ムヘク其ノ態度ハ温厚ニシテ信頼ヲ得ルカ如ク務ムヘシ.

一，委員ハ各自其ノ擔當區域ニ於ケル要救護者ノ情況ヲ常ニ觀察シ其ノ變動ニ應シテ適切ノ處置ヲ講スヘシ．

一，委員ハ他ノ地區又ハ市町村ニ於ケル委員制ノ運用狀態ヲ視察シテ探長短細ニ研究スルヲ要ス．

一，都市ニ於ケル各地區及各名ノ委員ヲ設置セル町村ニ在ツテハ委員相互ニ聯絡ヲ圖ル爲メ隨時委員會ヲ開クヲ要ス．

一，右ノ會合ニ於テハ各委員ヨリ其ノ擔當區域ノ情況ヲ報告シ互ニ意見ヲ交換シ以テ處置ノ統一ヲ圖ルヲ要ス．

一，中央ノ委員會ハ各地區ノ委員長ヲ以テ組織シ每年數回ヲ開キテ全體ノ統制ヲ圖リ相互ニ聯絡ヲ保ツヲ要ス．

一，中央委員會ハ各地區ノ委員長若クハ常務委員ヲ以テ組織シ必要ニ應シテ府縣又ハ市ノ關係官及社会事業關係者ヲ加ヘテ諮問スルコトヲ要ス．

生江のこの「社会事業委員制度設置参考要目」は，単なる輸入モデルではなく，英独の救貧制度を踏まえたうえで，それらを日本的行政構造と社会的現実に適合させようとする折衷的設計になっている点に最大の特徴がある．

イギリス救貧法（とくに 1834 年改正法）は，救済の「抑制」，労役場中心主義，中央集権的管理，被救済者に対する規律・懲罰性を強く帯びた制度であった．これに対して，生江案は，労役場のような隔離・懲罰装置を前提にせず，救護を「地域の日常的観察」と「人格的接触」によって行い，「感情的濫救」を戒めつつも，「同情ヲ以テ要救護者ニ接スヘシ」と明示するという点で，イギリス型の規律国家モデルから距離を取っている．

つまり，この小案は，救済を規律装置ではなく，社会的媒介作用として構想したところに，イギリス救貧法との決定的な違いがあるといえよう．

ドイツ救貧法は，救貧を国家・自治体の法的責任とし，居住地責任を明確化したという点で公的救済を制度原理として確立した．生江案もこの点は完全に共有している．すなわち，市・町村が制度主体であり，公的責任としての救護を強調し，私設団体単独運営には否定的であった．

したがって，生江案は，慈善ではなく公的制度として救護を構想している点で，ドイツ救貧法的な枠組みに立脚している．しかし同時に，生江は官僚的・事務的運営に還元されることを強く警戒し，委員は地域を「常ニ知悉」せよ，と精神的感化・信頼を重視するとともに，委員会で相互報告・討議を行うといった人格的・関係的要素を制度内部に組み込んでいる．ここに，単なる「法行政モデル」との差異がある．

生江案とエルバーフェルト制度の共通点は小区域制で，委員による家庭訪問，継続的観察，濫救防止，公私団体との連携，道徳的影響・感化の重視，とくに，「委員ハ常ニ地域ノ狀態ヲ知悉シ」「精神的感化ト感動ヲ與フルニ力ムヘク」という部分は，エルバーフェルト制度の「人格的救済」理念をほぼそのまま継承していると言ってよい．

しかし，生江案には独自性もある．ドイツでは「名誉職的市民奉仕」が前提であったのに対し，生江は「責任有給書記」を制度の中核に据えている．これは，日本社会において市民的公共精神が十分に制度化されていない現実を見据え，市民委員だけに依拠することなく行政的継続性を担保し，専門性を制度内部に組み込むという，日本的条件への調整であった．

ここには，日本社会においては，ドイツ都市のような自律的市民公共性を前提とすることができないという，生江の社会認識が反映されている．

エルバーフェルトが比較的自律的都市市民社会を前提にしていたのに対し，生江案では，中央委員会，府県・市の関係官，行政との諮問関係が明示的に組み込まれている．これは，生江が国家，地方，民間，地域を媒介するシステムとして社会事業を構想していたことを示すものである．

総括すれば，生江の小案は，イギリス型の規律的・抑圧的救貧を退け，ドイツ救貧法の公的責任原理を基盤としつつ，エルバーフェルト制度の人格的・地域的救済を継承し，それを日本の行政構造と社会条件に適合させた公的責任に基づく救護制度として構想したものであったといえよう．それは，行政と市民，制度と生活，公的責任と私的関係を媒介する装置として，社会事業を制度化しようとする試みであった．

ここにあるのは，単なる制度移植ではなく，国家でもなく，慈善でもなく，官僚制でもない，「社会」として救済を担う回路を，日本において実体化しようとする，生江独自の社会事業構想である．それは，近代救貧法が孕んできた規律と排除の論理を乗り越えつつ，公的責任を放棄することなく，社会的関係の内部に救済を組み込む構想であった．生江の社会事業理解は，まさにこの地点において，日本における近代救済の別様の可能性を提示していた．

生江が委員制度に期待したのは，生活実態の把握だけではない．彼は，委員が要救護者に対して「同情」をもって接し，地域の状態を熟知し，精神的感化と感動を与えることを重視した．ここには，社会事業を単なる給付制度ではなく，人と人との接触を通じて成立する人格的実践として捉える生江の理解が示されている．

この点は，エルバーフェルト制度との関係においても重要である．エルバーフェルト制度は，小区域制，家庭訪問，継続的観察，濫救防止，公私団体との連携を特徴としていた．生江の委員制度案も，こうした特徴を受け継ぎながら，地域を知り，対象者の状態を観察し，必要に応じて公私団体と連携する仕組みを構想していた．

しかし，生江案はエルバーフェルト制度の単なる模倣ではなかった．ドイツでは名誉職的市民奉仕が前提とされたのに対し，生江は責任ある有給書記を置く必要を説いている．これは，日本社会において，ドイツ都市のような自律的市民公共性をそのまま前提にすることはできないという認識に基づくものであった．生江は，篤志家や地域有力者の人格的影響力を重視しながらも，制度の継続性と専門性を担保するためには，行政的・組織的な支えが必要であると考えたのである．

したがって，生江の委員制度論には，社会連帯を抽象的理念にとどめず，地域における人格的接触を通じて実体化しようとする意図があった．社会連帯とは，単に国家が制度を整備することではなく，地域において人びとが困窮者の生活状態を知り，関係を結び，必要な援助へと媒介する実践として構想されていた．

(3)　公的責任と私的関係の媒介

生江の委員制度案の特徴は，公的責任と私的関係を媒介しようとした点にある．彼は，私設社会事業団体だけによる委員制度の運営には限界があると考え，市町村や都市行政を制度主体とすることを重視した．他方で，救済を官僚的・事務的な制度運営に還元することにも批判的であった．

このため，生江の構想において委員制度は，国家でもなく，私的慈善でもなく，行政と地域社会，制度と生活，公的責任と人格的関係を接続する中間的装置として位置づけられる．委員は，

地域の生活状態を観察し，要救護者を把握し，公私団体と連絡し，必要な救護を斡旋する．そこでは，行政の統一性と地域の個別性，制度の継続性と人格的接触とが結びつけられていた．

この点に，生江の社会事業思想の独自性がある．イギリス救貧法が規律的・抑圧的救済に傾き，ドイツ救貧法が公的責任の制度化に重点を置いたのに対し，生江は，公的責任を基盤としながらも，地域における人格的接触と生活実態の把握を制度内部に組み込もうとした．すなわち，委員制度は，救済を単なる給付や管理ではなく，社会的関係のなかで実現するための媒介装置であった．

3. 防貧論としての経済的保護事業

(1) 職業紹介・授産・失業への対応

生江の社会事業論は，窮民を対象とする救貧事業にとどまらず，貧民の発生を未然に防ぐ防貧事業へと展開していた．経済的保護事業とは，時代の変化に伴い，極貧者の発生を防止しようとする防貧事業が転化したものであり，生活保護事業とも呼ばれる．具体的には，職業紹介，授産，宿泊保護，住宅供給，小資融通，公益浴場・洗濯場，人事相談，法律相談，実費診療，簡易食堂，公益市場，共済組合などが含まれる．

このなかで，生江が特に重視したのが失業への対応である．

生江は田子一民の『社会事業』を引用しながら，もし職業を失った者があるとすれば，それは人生を一時失ったものであるといってよく，その失業が個人的関係から生じたのではなく，社会的関係からきたものであったならば，社会はそれに対して職業を与える義務を有する，と述べる[331)]．ここには，失業を個人の怠惰や失敗としてではなく，産業組織や社会的関係から生じる生活危機として把握する視点が示されている．

生江は，失業者を保護する方策として，職業紹介事業を最も適切な方法の一つと位置づけた[332)]．職業紹介事業には，私設と公設があり，私設の場合には営利事業と公益事業が含まれる．後者には共済組合，同業組合，職工組合，社会事業団体等が担い手となる事例があり，救世軍が職業紹介事業を行なっていたのはこの先駆的な事例であった．しかし，営利的職業紹介は，労働者から利用料を徴収し，誇張広告や詐欺的行為を生じさせる危険がある．したがって，戦争や恐慌によって失業者が急増する局面では，国家あるいは自治体が法律に基づいて無料で職業紹介事業を実施することが必要であると述べた．

生江は，公設の職業紹介事業の例として，フランスの公設職業紹介事業に関する法律（1904 年制定），ドイツの帝国労働紹介中央事務所設置（1914 年），イギリスの失業労働者法（1905 年制定），国立労働紹介法（1909 年制定），アメリカの国立紹介事業の運営に関する法律（1917 年制定）を示している．日本でも，東京市が 1911 年に公設紹介所を設立したことを嚆矢として，1921 年に職業紹介法が制定され，公的職業紹介事業の制度化が進められていた．

ここに，生江の防貧論の特徴がある．すなわち，貧困者が窮民化してから救済するのではなく，失業による生活危機を早期に把握し，職業紹介や授産を通じて生活の崩壊を防ぐことが重視された．これは，救貧から防貧へ，さらに生活保障へと社会事業の対象と方法を拡張するものであった．

(1)　住宅・宿泊・消費生活への対応

生江は，住宅問題もまた防貧論の重要な対象として位置づけた．彼は，ニューヨーク，ロンドン，ベルリン，東京におけるスラム街の住宅問題に関する調査を踏まえ，衛生，風紀，家賃と労銀との関係，家賃高騰の背景，住宅法，交通政策，小住宅供給などを具体的に論じている．

その一例として，アメリカでは，1901 年にニューヨーク州で住宅改善に関する立法，細民住宅条例が制定され，衛生，消防，採光など 200 余の条項の下に規定された．1907 年には，1 万 2–3000 暗室を除去したが，全体 83 万 5 千室あったと計算されており，現在も除去するには，尚 30〜40 年を要す，と述べている．なお，ニューヨークに於ける建築条例の制定は 54 年であり，1 戸 4 室の細民住宅の計画（5 階建，4，5 室）が構想され，20 年後には，ニューヨーク市に於ける細民住宅は解決されるであらう，と楽観的に述べている[333]．

住宅問題は，単に住居の不足や不衛生の問題にとどまらない．低賃金，不安定就労，高家賃，都市への人口集中が重なり合うことで，労働者や細民層の生活は恒常的に脅かされる．したがって，住宅供給や宿泊保護は，窮民救済ではなく，貧困の発生を予防し，生活の安定を支える社会事業として位置づけられる．

1918 年 3 月東京府で開催された内務省感化救済事業地方講習会講演『住宅供給事業』というタイトルの記録が残っている．生江は田園都市での滞在は「自分のホームに帰った心持ち」であったこと，ヨーロッパにおける貧富の格差，貧困問題とし，問題．都会の病弊が社会問題化していく過程で「田園都市，必ずしもこれを救済する唯一の道とは言わぬが，私はこの都市の経営について最も知識あるべき筈のわが国建築家諸君に対しその希望をつないでおきたいのである」と述べている．本講演は，当時の貧困問題とその原因，一解決策としてのイギリス，ドイツ，フランス，ベルギー，アメリカ，日本における各国の試みが政策・事業ともに縦横無尽に彼の実体験を踏まえて語られ，圧巻である[334]．

また，公益浴場，洗濯場，簡易食堂，公益市場などの事業は，消費生活の安定を図るものであった．これらは一見すると個別的・日常的な生活支援に見えるが，生江においては，労働者や低所得層が生活を維持し，衛生を保ち，過度な生活費負担を避けるための予防的施策として意味を持っていた．すなわち，防貧論は，失業対策だけでなく，住居，衛生，食生活，消費生活を含む生活全体の安定をめざすものであった．

この点で，生江の経済的保護事業は，社会事業の対象を救済を要する窮民から，生活危機にさらされる労働者・細民層へと広げるものであった．そこでは，貧困は一時的困窮ではなく，都市生活と産業社会のなかで反復的に生じる生活不安として把握されていた．

(2)　相談・医療・共済による生活安定

生江は，人事相談，法律相談，実費診療，共済組合なども，生活危機への予防的対応として位置づけた．これらの事業は，貧困者に対して直接的な金銭給付を行うものではない．しかし，病気，法律問題，失業，債務，家庭問題などが生活の崩壊につながることを考えれば，相談・医療・共済は，貧困の発生を防ぐ重要な社会事業であった．

とくに疾病について，生江は，中産階級以下の俸給生活者や普通労働者が，ひとたび疾病や傷害にかかれば，直ちに極度の生計脅威を受け，悲惨な状態に陥らざるを得ないと指摘している[335]．

ここには，疾病が単なる個人の身体問題ではなく，労働能力の喪失と所得喪失を通じて貧困に直結するという認識がある．したがって，医療の社会化や実費診療は，救貧ではなく防貧の重要な方法として位置づけられる．

共済組合や国民保険制度についても，生江は広い意味で経済的保護事業に含めて理解していた．ただし，疾病，老廃，失業，障害などに関する保険制度は，社会政策としての性格を強く帯びる．この点に，社会事業と社会政策の接近がみられる．生江の防貧論は，個別的救済から，生活上の危険を社会的に分散し，制度的に支える方向へと展開していたのである．

第４節　本章の考察：社会事業の対象論としての貧困と救済規範

本章で明らかになったのは，生江における貧困の分類が，単なる原因別の整理ではなく，救済責任の所在を再配置するための社会事業論上の枠組みであったという点である．自然貧・個人貧・社会貧という分類は，それぞれ異なる貧困原因を示すと同時に，国家，社会，家族，個人，民間団体がどのように救済に関与すべきかを規定する規範的枠組みであった．したがって，『社会事業綱要』における貧困論は，貧困者を分類するための対象論にとどまらず，慈善から社会事業へ，救貧から防貧へ，そして個人責任から社会連帯責任へと救済の論理を組み替える思想的作業であった．

1.　欧米社会事業論の受容と日本的再編成

本章では，生江の『社会事業綱要』を中心に，社会事業の対象としての貧困がどのように表象され，その救済がいかなる規範のもとに構想されたのかを検討してきた．具体的には，ディヴァインのソーシャルワーク論との関係，『綱要』における自然貧・個人貧・社会貧の分類，救貧事業と委員制度，さらに防貧論としての経済的保護事業を取り上げた．これにより，生江の貧困論が，単なる貧困分類ではなく，近代社会における個人・社会・国家の責任配分をめぐる思想的枠組みであったことが明らかとなった．

第１に，生江はディヴァインの社会事業論を受容しつつも，それを日本社会の文脈に即して再編成した．ディヴァインにおいては，貧困・疾病・犯罪がソーシャルワークの基本的対象として並列的に位置づけられていた．これに対して生江は，『綱要』総論において貧困を社会事業の基底的問題として位置づけ，疾病や犯罪を貧困と関連する生活問題として各論に配置した．この構成上の差異は，生江が貧困を単なる対象の一つではなく，社会事業論全体を組織する中心概念として把握していたことを示している．

2.　貧困の分類における救済責任の構造

第２に，自然貧・個人貧・社会貧という貧困の分類は，原因別の整理であると同時に，救済責任の所在を示す規範的枠組みであった．自然貧について，生江は初版では文明の進展によって克服されるべき原始的貧困として理解していたが，関東大震災や昭和三陸津波を経るなかで，近代社会においても反復的に発生する生活危機として再認識するに至った．個人貧については，放蕩・遊惰・浪費などに起因する自働的貧困と，疾病・障害など本人の責任に帰しえない他働的貧困とを区別した．この分類にはなお道徳的責任論が残る一方で，生江は個人貧を単純に個人の過失として処理せず，社会的環境や生活条件との関連において捉え直そうとしていた．さらに社会貧については，産業制度や社会組織の欠陥から生じる貧困として把握し，貧困を個人責任から社会責任へと移し替える理論的基盤を形成した．

3.　救貧事業の社会事業化と人格的処遇

第3に，生江の救済論は，窮民に対する救貧事業にとどまらず，貧困の発生を未然に防ぐ防貧論へと展開していた．救貧事業において，生江は貧民・窮民・極貧者を区別し，救済対象を具体的に把握しようとした．また，イギリス救貧法の非人格的・機械的処遇を批判し，ドイツ救貧法やエルバーフェルト制度を参照しながら，地域における生活実態の把握と人格的接触を重視した．方面委員制度や社会事業委員制度に対する彼の関心は，救済を単なる給付や管理ではなく，公的責任と地域的関係，制度と生活を媒介する実践として構想するものであった．

4.　防貧論における生活保障の萌芽

第4に，防貧論としての経済的保護事業において，生江は社会事業を生活保障の方向へと拡張した．職業紹介，授産，住宅供給，宿泊保護，公益市場，実費診療，相談事業，共済組合などは，すでに窮民化した者への救済ではなく，失業，疾病，住宅難，消費生活の不安定といった生活危機を予防するための社会事業として位置づけられた．ここでは，貧困は例外的な困窮ではなく，近代産業社会において労働者や細民層が日常的に直面する生活不安として把握されていた．したがって，生江の防貧論は，救済を慈善的施与から，生活の安定と文化的生活の保障へと接続するものであった．

5.　社会連帯責任の意義とその限界

以上のように，生江の社会事業論の意義は，貧困を個人の道徳的欠陥や偶発的不幸としてではなく，社会連帯責任のもとで応答すべき生活問題として再定義した点にある．彼は，欧米社会事業論を単純に移植するのではなく，日本社会の家族主義的構造，官僚制的制度運用，隣保相扶の慣行，宗教的博愛の弱さといった条件を踏まえながら，国家・自治体・民間・地域を媒介する社会事業のあり方を構想した．そこには，慈善を否定するのではなく，その倫理的契機を社会連帯責任と結びつけ，制度的・組織的な救済へと転化しようとする思想的努力がみられる．

他方で，生江の議論には限界も存在した．第1に，社会貧を産業制度の結果として把握しながらも，労資関係や階級対立そのものを社会事業の中心課題として直接扱うことには慎重であった．第2に，個人貧の分類には，道徳的評価や自己責任論がなお残存していた．第3に，社会事業を制度改革へ接続しようとしながらも，資本主義的社会関係そのものへの根本的批判には踏み込まなかった．そのため，生江の社会事業論は，社会貧を国家的・社会的課題として可視化する一方で，その解決を社会政策，社会立法，社会奉仕，公私協働による漸進的改良に求めるものであった．

したがって，本章で検討した生江の貧困論は，近代日本における慈善・救済の社会事業化を示すと同時に，その思想的到達点と制約をともに示すものである．生江は，貧困を社会事業の主要対象として位置づけ，自然貧・個人貧・社会貧の分類を通じて，救済の対象，責任主体，実践方法を整理しようとした．そして，救貧から防貧へ，さらに生活保障へと社会事業の射程を拡張することで，貧困者の生活を社会全体で支える構想を提示したのである．しかし，その構想は，社会構造の根本的変革ではなく，社会連帯責任に基づく制度的・倫理的な社会改良論として展開された．ここに，生江社会事業思想の独自性と限界があった．

第７章　社会事業の危機と抵抗

本章は，本研究における第 6 期，すなわちキリスト教社会事業への回帰が顕著となる 1925 年から 1936 年までの時期を対象とする．

前章までにみてきたように，生江孝之の社会事業思想は，欧米視察を通じて獲得された知見を，日本の制度的・社会的文脈のなかで再編成することによって展開してきた．そこでは，慈善から社会事業へ，救貧から防貧へ，個人の救済から社会的責任へという転換が，一貫した課題として位置づけられていた．

しかし，昭和初期に入ると，世界恐慌による生活不安の深刻化，満州事変以降の政治体制の変質，社会主義運動への弾圧，さらに国家による思想統制の強化によって，社会事業を取り巻く環境は大きく変化した．社会事業は，貧困・失業・農村疲弊などの生活問題に対応する制度として拡張される一方で，国家の統治秩序に組み込まれ，管理と動員の論理に接近していくこととなった．

本章では，この時期を「社会事業の危機」の時代として捉える．ここでいう危機とは，単に社会問題が深刻化したことを意味するのではない．むしろ，社会事業が制度的に拡張されながらも，その理念であった人格の尊重，社会的責任，生活保障の構想が，国家統制のなかで変質を迫られたことを指す．

そのうえで本章は，生江を，制度と現場，国家とキリスト教社会事業，社会改革と反共主義とのあいだに立つ存在として位置づける．生江は，救貧制度の不備を批判し，国家の救済責任を主張した一方で，労働忌避者への強制的対応を容認するなど，国家介入の論理から自由ではなかった．しかし同時に，キリスト教社会事業連盟の活動や『基督教社会事業史』にみられるように，彼は国家主義と唯物主義の双方に対して，キリスト教的人間観と社会正義を基礎とする独自の立場を示した．

本章の課題は，昭和前期における社会事業の制度的拡張と国家統制の強化が，生江の社会事業思想にいかなる緊張をもたらしたのかを明らかにすることである．あわせて，その緊張のなかで生江が示した抵抗の論理と，そこに内在する限界を検討する．

第1節　世界恐慌から満州事変へ

1.　関東大震災と世界恐慌

第一次世界大戦後における日本の好景気は一時的なものであり，戦後，ヨーロッパ諸国の生産力が回復するにつれて，日本経済は急速に悪化した．さらに 1923 年には関東大震災が発生し，経済に壊滅的な打撃を与えた．震災復興のため，日本銀行が震災手形を引き取って銀行に資金を供給するという金融緩和政策が講じられたものの，1927 年，若槻禮次郎内閣の片岡直温蔵相が東京渡辺銀行の経営危機を公表したことで取り付け騒ぎが発生し，これを発端に，台湾銀行の主要融資先であった鈴木商店が倒産するなど，経済は混乱に陥った（金融恐慌）．

若槻内閣は，銀行機能の一時停止を含む緊急勅令の発動によってこの混乱の収拾を図ろうとしたが，枢密院の反対により勅令は発動されず，内閣は総辞職を余儀なくされた．後継の田中義一内閣の下で，1928 年には第 1 回普通選挙が実施され，無産政党から 8 名が当選した．これを警戒した田中内閣は，治安維持法の最高刑を死刑に引き上げるとともに，社会主義者やその同調者に対する大規模な弾圧を実施し，3・15 事件および 4・16 事件が発生した．

その後，金融恐慌の収束が期待された矢先，張作霖爆殺事件が発生し，関東軍の独断行動を抑えられなかった田中首相は，天皇の不興を買い辞職に追い込まれた．後を継いだ浜口雄幸内閣は，為替相場の安定化と貿易振興を目的として金本位制への復帰を図ったが，旧平価による金輸出解禁政策は急激なデフレーションを招き，国民生活を困窮させ，輸出産業を停滞させる結果となった．こうした経済状況の悪化に加え，1929 年の世界恐慌が日本にも波及した．円高・金安の経済状況下，日本からは正貨（金）が大量に流出し，昭和恐慌と呼ばれる深刻なデフレが進行した．特に農村ではその影響が甚大であり，小作争議の頻発，欠食児童の増加，さらには婦女子の身売りが社会問題として顕在化した．

2.　満州事変と 2・26 事件

1930 年，ロンドン海軍軍縮条約が締結され，主力艦の建造禁止が 5 年間延長されるとともに，補助艦の保有比率が米英 10 に対して日本は 7 とされた．この条約調印は統帥権干犯であると立憲政友会・軍部・右翼によって激しく非難され，結果として浜口首相は右翼青年による狙撃を受けるに至った．

1930 年代に入ると，北一輝（1883-1937）の思想に影響を受けた皇道派の青年将校や，民間の国家主義団体による国家改造運動が活発化した．彼らは政党政治，元老，財閥の癒着を国家の危機と捉え，天皇親政の実現を目指して急進的なテロやクーデターを敢行した．農村の疲弊という社会的背景を持ったこれらの運動は，政治体制の急激な変質を招いた．

浜口の退陣後，第二次若槻禮次郎内閣が成立すると，幣原喜重郎外相のもとで協調外交が継続された．しかし，1931 年，満洲における権益拡大を目指した関東軍は，柳条湖事件を契機として独断で満州事変を引き起こした．若槻内閣は不拡大方針を表明したものの，世論やマスコミは関東軍を支持し，内閣は総辞職に追い込まれた．

その後，関東軍は満洲を実効支配し，清朝最後の皇帝であった溥儀（1906-1967）を執政とする満洲国の建国を宣言した．犬養毅内閣は満洲国の承認に慎重な姿勢をとったが，1932 年には井上準之助前蔵相と団琢磨三井合名会社理事長が血盟団により相次いで暗殺され，さらに 5・15 事件によって犬養首相自身も暗殺された．この事件を契機に，斎藤実内閣が発足し，1918 年の原敬以来続いた政党内閣の時代，すなわち憲政の常道は終焉を迎えた．

その後も軍部の政治介入は強まり，岡田啓介内閣は，1935 年にいわゆる国体明徴声明を発表し，美濃部達吉による天皇機関説を否認した．1936 年には，皇道派青年将校約 1,400 名が首相官邸，警視庁などを襲撃し，高橋是清蔵相，斎藤実内大臣，渡辺錠太郎教育総監を殺害した．いわゆる 2・26 事件である．この事件は最終的に反乱として鎮圧されたが，以降，軍部大臣現役武官制の復活などにより，陸軍の意向を無視した政権運営は事実上不可能となり，日本の政治体制は急速に軍部主導へと傾斜していくこととなった．

3. 恤救規則の改正と救護法制定

連続する恐慌と軍部の台頭，政党政治の終焉は，国民生活を窮乏化させ不安を拡大させるとともに，成立したばかりの社会事業の存立を揺さぶった．

昭和恐慌は広範囲にわたる諸階層の生活を危機に陥れた．しかし，救貧法制は未だに恤救規則が中心であり，極貧で無告の労働能力のない困窮者に対象が制限され，救済率は低い水準に留まっていた．労働能力のある生活困窮者は対象から排除された結果，直ちに救済を必要とする「窮民」に加えて，かろうじて生活を営んでいるが一度病気や事故に見舞われれば「窮民」に転落するおそれのある「細民」が合わせて全体の約 8 割を占めていた．

かつ，帝国議会の建議案（1902 年）によれば，無告の窮民は 15〜6 万人（約 0.3%）であるのに対し，恤救規則による救済は 2 万人程度となっていた．すでに，恤救規則の改正を求めて，窮民救助法案（1890 年），恤救法案・救貧税法案（1897 年），窮民法案（1898 年），救貧法案（1902 年）などの義務救助主義救貧法案が提案され，その度に流産となる過程を繰り返していた（日本社会事業大学救貧制度研究会編 1960）．

恤救規則の改正が失敗に終わった代わりに代替的な特別救護立法があった．伝染予防法（1897 年），行旅病人及行旅死亡人取扱法（1899 年），罹災救助基金法（1899 年），水難救護法（1899 年），北海道旧土人保護法（1899 年），精神病者監護法（1900 年），精神病院法（1919 年），結核予防法（1919 年），法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」（1907 年）などがこれにあたった．

生江もまた，恤救規則の改正を主張した人物の一人であった．

生江は，救貧法による救助者が 100 万人を超えるイギリスと日本を比較して，失業者が増大し失業保険法で給付を受ける者も多数存在するにもかかわらず，「極端な制限的緊縮の結果，放棄されて居る漏救者が多い」[336]と恤救規則のあり方を批判した．

> 何故之を放棄し置くかと云ふに，我邦の社会が弱者，無勢力者に対し社会貧と見ず，唯自動的個人貧とのみ見て，之を顧みざることが重大さを持っているのであろう．故に此問題の解決は先づ国家が自ら社会的責任を自覚し，此自覚の上に立つて適当なる保護を加ふべきであると思ふ．斯くすれば如何に我邦に於て家族主義の美風，隣保相扶の良習が依然として存立するとは云へ，尚六千萬の同胞中救助を要する者單に一萬内外に止まると云ふことはあるまいと思ふ．斯る見地より一日も早く救恤規則を改正し極貧者を救済することが国家の義務ではあるまいか．（生江「恤救規則の改正に関する考察」『社会事業』1927 年 5 月, 4 頁）

国家は極貧者を救済する義務がある，と明快に主張したこの論文のなかで，生江は，失業者には職業紹介法，失業保険法を適用し，国家が保護救済することを訴えた．

しかし，その一方で，労働忌避者（労働能力はあるが労働意志を持たない者）については，自ら生存権を放棄した反社会的存在であるとし，国家は強制労働法を設けるべきである，とした[337]．

第2節　キリスト者としての抵抗

本節では，昭和前期における国家統制と思想弾圧の進行に対して，生江がキリスト者としていかなる社会事業の論理を示したのかを検討する．具体的には，日本基督教連盟における活動，麻薬中毒者救護，融和事業，『基督教社会事業史』，および健次の逮捕を取り上げ，生江の抵抗が政治的抵抗ではなく，倫理的・宗教的抵抗として現れたことを明らかにする．

1．日本基督教連盟と社会信条

関東大震災の混乱と人々の苦しみを受けて，1923 年 11 月，アメリカのキリスト教指導者で国際的なエキュメニカル運動の先駆者であったジョン. R. モット（John Raleigh Mott, 1865-1955）[338]の助言により日本基督教連盟が設立された．日本基督教会，日本組合基督教会，日本メソジスト教会などプロテスタント 9 教派と YMCA，YWCA といった若者の団体，宣教師団体も運営に関わった．相互に援助し，社会に対してキリスト者の意見を発信し，海外との交流を進め，共同して調査や事業を行うことが目指された．

運営の中心は常議員会にあり，伝道（宣教），教育，文学（出版・広報），社会，国際親善の 5 つの分野に分かれて活動した．プロテスタントが宗派の垣根を超えて協力し，社会問題に対して組織的に取り組む動きを見せたのである．この連盟で社会事業部門を担当したのは生江であった（日本キリスト教社会福祉学会 2014：138）．

生江が主導して取りまとめた課題に，日本基督教連盟の「社会信条」の制定と実施促進の動きがあった．「社会信条」（1929 年）はキリスト教精神による社会問題の解決を訴えたもので，以下，14 項目を掲げていた[339]．なお，5，6，9，10，12 項は，生江によって解説された．

1. 人の権利と機会の平等
2. 人種及民族の無差別待遇
3. 婚姻の神聖，貞操に対する男女同等の責任，家庭生活の保護
4. 女子の教育，社会，政治及産業界に於ける位置の改善
5. 児童人格の尊重
6. 日曜日公休法の制定
7. 公娼制度の廃止，及之に類する営業の徹底的取締
8. 国民的禁酒の促進
9. 最低賃金法，小作法，社会保険法，国民保健に関する立法の完備と施設
10. 生産及消費に関する協同組合の奨励
11. 傭人，被傭人の間に適当なる協調機関の設置
12. 労働者教育の普及及徹底，合理的労働時間の制定
13. 所得税及相続税の高率的累進法の制定
14. 軍備縮小，仲裁々判の確立，無戦世界の実現

（日本基督教連盟編『社会信条の解説』日本基督教連盟，1929 年）

しかし，社会信条の提起は教会の積極的な支持を得ることができず，かつ各派においても了解が得られなかった[340]．

2. 菊池酉治と日本基督教連盟

1928 年，日本基督教連盟の集会で，『阿片問題の研究』（国際連盟協会，1928 年）の著者の一人である菊池酉治が麻薬中毒者の救護について講演した．この講演は，生江が麻薬中毒者救護の問題に関心を深める契機となった[341]．

菊池は「朝鮮における阿片モヒ害毒問題」を雑誌『社会事業』第 12 巻 3 号に掲載し，朝鮮におけるモルヒネ中毒の問題を論じた．阿片の使用が稀であった朝鮮において，阿片中毒者ではなくモルヒネ中毒者が拡大し深刻な社会問題となっていることを訴えたものである．また，「阿片及びモヒ中毒治療に関して医学者並に社会事業家に訴ふ」（『東京府社会事業協会報』第 13 巻 2 号）では，菊池自身が中国へ渡り売薬の行商に従事し阿片中毒となった経緯や，阿片中毒者の救済を志すようになった背景について述べている．

1929 年に生江と菊池が中国で行った実地調査は，阿片・麻薬中毒者の状況と中国の社会事業を調査することが目的であった[342]．生江は内務省嘱託を辞職した後であったが，内務省社会事業調査臨時委員として省庁との関係を保っており，この外遊は内務省と外務省文化部の補助を得て，蘇州，南京，済南，天津を菊池酉治が同行して実施したものである．その後，生江は単独で北京，大連，旅順，奉天を旅行[343]し，朝鮮を経て帰国した．これらの調査は，1932 年に満洲国が成立する直前のものであり，キリスト教連盟の人道主義的立場を守ったものであった．

しかし，阿片・モルヒネ類の生産・配布を国内で担当したのは内務省（1938 年以降は厚生省）である（倉橋 1996：33）．倉橋によれば，外地では，台湾総督府，朝鮮総督府などの植民地官庁，後には興亜院や大東亜省などが軍部とともに阿片政策に深く関わった．また，企業では，星製薬株式会社，株式会社ラヂウム商会，三共株式会社，大日本製薬株式会社が内務省からモルヒネ製造の認可を受けてモルヒネ類を生産していた（倉橋 1996：123-124）．戦時体制において，阿片は近代医療の切り札かつ国家統治の道具，戦争の資金源となった．

日本基督教連盟の運動は，麻薬中毒によって利益を得た複合的システムに対抗するには脆弱であった．戦争の遂行と軍事勢力の台頭によって，運動は頓挫する．倉橋によれば，菊池は 1932 年頃，自殺した可能性が高いという（倉橋 2008：172-173）．少なくとも確認できる史料上では，菊池の死後，生江はしばらくこの問題から距離を置いていた．

3. 細民部落と融和事業

(1) 社会教化と融和事業をめぐる研究史

生江が社会事業家として部落問題と深く関わる契機となったのは，第 1 回外遊後，神戸・宇治川地区での保育所の実践であった[344]．その後，細民部落改善協議会速記録での発言も残されていることを確認してきた．

しかし，関東大震災，オーストラリア・ニュージーランドへの外遊を契機として，生江の論調は若干の変容をみせている．内務省を辞職した後，キリスト教社会事業家としての生涯を貫いた，と生江は自叙伝で語っている[345]．従来，植民地社会事業への追随，水平社運動に対する否定的な評価といった彼の思想変容の背景として，プロレタリア文学者であった次男・健次の逮捕（1932 年）を契機とするもの，と理解されてきた[346]．

論調の変化していく背景，生江の意図はどこにあるのだろうか．そして，生江にとって，部落差別とは，そして部落差別からの解放とは何であったのか．そして，1920 年代に展開された水平社運動，融和事業，社会教化について，彼はどのように把握していたのか．これらをめぐって，1920 年代の生江の思想・理論の展開を，社会教化と融和事業をめぐる論考を中心に分析してみたい．

吉田は，部落解放運動とセツルメントは，近代社会事業に社会性と運動的色彩を加えた，と評価する[347]．しかし，融和が政策的に取り上げられる転機は米騒動であり，この時期社会事業でもっとも民主的な存在と考えられたセツルメントや被差別部落問題が社会教化としてとらえられたことは社会事業の近代化が未熟であったことを物語るもの[348]と述べている．

池本は生江におけるレオン・ブルジョワの社会連帯論の受容と解釈について論じている[349]．池本によれば，生江が社会連帯思想について最も詳しく述べた論考は，主著『社会事業綱要』ではなく，論文「社会事業に於ける融和事業の地位」（中央融和事業協会『会報』1927 年）であるという．ここでより重要なことは，池本が日露戦後の感化救済事業より，内務省の行政において教化の視点は一貫して貫かれていることを指摘した点である．

近代日本の思想善導と国民統合について，教化団体をキーワードにその展開を明らかにしたのは山本である．山本は，思想善導とは思想統制や思想弾圧というような厳しい緊張関係とは異なり，日常的なレベルで営まれる国民の思考や精神的な活動への国家の対応もしくは介入を意味し，その狙いは国家秩序の維持と安定であったとする．国民統合とは国家による国民の支配を意味するが，日常的な生活レベルで行われる緩やかな国民動員として理解される．山本は，それらは国家機構によって実施されるが，民間の有志者や団体によっても側面から担われてきた，とする（山本 2011：15）．

山本によれば，教化団体組織化の胎動は 1915 年からみられ，1924 年に内務・文部両省の主導により教化団体連合会が設立されたにも関わらず，教化団体が正式に文部省に移管されたのは 1928 年である，という．山本は，その後も教化団体の所管について内務省の影響力は強く残存し，形式的には文部省，実質的には内務省という形に近かった，という（山本 2011：89）．

社会福祉史と社会教育史の交点を論じる際，小川利夫の類型論はよく引用される（小川 1977）．小川を参照しながら，大正期における社会事業と社会教育の関係性について論じたものとして，野口の論考がある（野口 2017）．

野口は，社会事業成立過程にみられる教育的なものの諸相，それらがその後の社会事業に及ぼした影響について明らかにしている（野口 2018）．野口によれば，当時教化の対象者は国民一般であり，対象とする問題は風俗の堕落，道徳，職業能力，共同生活観念，農村改善・教育，内容・方法は道徳・人格教育であった，という．野口は，教化は場をめぐる議論，優れた社会や協同生活のための社会の一員であることの自覚を促す教育といった内容の議論から 1920 年代半ば以降は農民に対する教育が話題となっていった，とする（野口 2018：11）．さらに，野口は社会教育における福祉的なもの，つまり教育の側から捉えられた生活問題，生活改善について分析している（野口 2019）．

以上の研究から示唆されることは，一口に教化といっても多彩であり，時期，展開された地域，実践主体によって，意味するものと規模，範囲は異なってくる，という点である．

たとえば，日蓮宗では社会教化事業を宗教的な社会教育として「宗派・教派の立場に立った社会的な啓蒙でもある．その手段は言論・出版・施設・視聴覚・音曲等あらゆる教育的方法によっ

て効果を高めることができる．教化とは一種の人間づくりであり，布教伝道につらなるものであって，生きゆく人間の宗教的な正しい在り方を教示することを目的とする」と述べている[350]．

当該時期において，国家は何を為したのかという政治的意図を忘却することも，社会事業の全てを国民統合という枠組みから理解し得ると考えることも，いずれも誤りである．前者は社会福祉を総体としての歴史分析から切り離し，後者は社会福祉の現場において機能する論理を忘却してしまう．社会福祉の実践は，生活困難を抱えた人間を客観的に観察し，分析することで終わるものではない．社会福祉に携わる者は，ある実践内容が後の時代の学者から見ていかに批判されようとも，当事者として問題を解決する実践主体となることを期待されている．そして，社会福祉においては，医療・教育と同様に，働きかける対象は物体ではなく，主体性をもつ人間と人間を取り巻く環境である．それゆえ，特定の時期・場において，ある主体の行為はどのように働き，客観的にはどのような役割を果たしているか．この問題は，国家との関係だけではなく，主体の動機，対象，それらを取り巻く環境・文化といった多面的な要素との関連を照合し，総合的に把握する必要があるのではないだろうか．教育というより教化であり，社会政策であり，社会運動の一側面であったわが国社会教育[351]ともいわれるように，教育と教化は同義語ではない．社会福祉と教化もまた同様である．

杉山は，生江の融和運動論について詳しく分析している[352]．杉山によれば，プロレタリア文学者であった生江の次男・健次の逮捕（1932 年）を一つの契機として，水平社運動に対する評価は変化する，という．しかし，後述するように，生江の社会事業に関する論調の変化は，1920 年代半ばから既に始まっているように思われる．

遠藤によれば，1923 年に結成された日本基督教連盟において，生江は社会事業部門を担当し，中心的な役割を果し，明治末期から本期（引用者注：大正デモクラシー期を指す）いっぱい，キリスト教界にあってさまざまな批判と提言をくり返しているという[353]．

以上の研究史を前提として，本節では 1920 年代を中心に，生江の部落問題，融和事業，社会教化について言及した論考を取り上げる．

生江の著作中，社会教化について最もまとまった文献として『社会教化事業概観』（常盤書房，1939 年）がある．ただし，同書については，一番ヶ瀬によって谷川貞夫による代作であると指摘されているほか，谷川貞夫も同書を自身の著作目録のなかに挙げている[354]．生江の真意は定かではないが，同書は生江の見解と谷川の見解が混在したものである可能性が高い．そのため，本研究の分析対象からは外さざるを得ない．生江の著作目録[355]から社会教化をキーワードに検索すると，同書のほか，①女子参政権と社会教化（『家庭週報』日本女子大学校校桜楓会，1926 年 1 月），②社会教化の根本精神（『教界時報』，1929 年 10 月），③中央社会事業協会社会事業研究所の『日本社会事業年鑑』に掲載された社会教化事業（1934 年 1 月，1936 年 6 月），④麻薬中毒者の救護問題に就て（『社会事業と社会教化』満州社会事業協会，1937 年 7 月）がある．本研究では①と②を分析の対象とする．

また，融和事業について論じたものとして，①我邦に於ける細民の実相（『明治之光』，1916 年 2 月，明治之光社），②選奨されたる能仁達朗師『明治之光』，明治之光社，1916 年 6 月），③社会事業に於ける融和事業の地位（『融和時報』中央融和事業協会，1927 年 8 月），④融和事業に於ける隣保事業実施の意義について『融和時報』中央融和事業協会，1927 年 12 月），⑤融和問題に関する一考察（『社会事業研究』大阪社会事業連盟，1928 年 9 月），⑥寺院中心の社会事業智山派，豊山派社会事業協会，1929 年 9 月），⑦細民部落はどうしたら改善されるか（『婦

人の友』婦人の友社，1930 年 6 月）がある．本研究では③，④，⑤，⑥を取り扱う．そのほか，1920 年代の生江の著作から『綱要』，『新しき国新西蘭と濠洲』を取り上げた．

(2)　社会教化をめぐる生江の位置

1926 年，濠州・新西蘭外遊から帰朝してまもなく執筆した論説のなかに，女子参政権と社会教化（『家庭週報』825 号，1926 年，1 月 29 日）がある．雑誌『家庭週報』は，日本女子大学校を卒業した学生の同窓会である桜楓会により，1904 年から発刊されていた．ここで，生江は世界で最初に女性参政権を認めたのは北米・ワイオミング州（1869 年），ニュージーランド（1893 年），オーストラリア（1894〜1909 年）であった，と述べる．濠州・新西蘭では，婦人の参政権獲得以来，児童保護問題，婦人擁護問題，禁酒問題の著しい進歩をみるに至ったとし，生江は次のように述べている．

> 濠州及びニウジランドに於ては，何れも飲酒の弊害の甚大なるを認めてをるのであるが，これを解決するには，主として婦人の手に俟つべきは明らかな事である．併し婦人と雖も，すべてが廃止論者ではなく，もし婦人が全部廃止論者であれば，禁酒問題は参政権獲得以後は，殆ど直ちに解決すべき問題である．しかし全体からいへば男子の大部分は在酒論者で，女子の主なるものは禁酒論者であると言はれている．婦人が政治的に何等の実力を持たない時代に於ては，婦人の手によつて法律の改廃をなす事は至難であつたが，婦人参政権獲得以来かゝる問題が実際上社会的重大な問題としてとり扱はれるに至つたのである．それで他の事は暫くおくとしても，この両国に於ては，参政権を持つ婦人の力によつて，つひにアルコール問題を解決するに至るであらうと思ふ．（生江「女子参政権と社会教化日本女子大学校桜楓会」『家庭週報』825 号，3 頁）

女性に参政権を与えることは，1920 年代半ばの欧米各国において主流となりつつある，という事実を指摘し，禁酒問題に絡めて女性の役割に期待する，という．つまり，生江は，参政権を得た女性たちの力によって禁酒問題が解決されることを期待している．本論説は，参政権を得た女性の力を，禁酒問題，つまり社会教化に活用しようとするもの，と理解できる．

生江の女性観については，既に杉山が論じたものがある[356]．生江は，ニュージーランドを婦人の楽園と称賛している．彼にとってその理想像とは他の収入がなくても主人だけの働きで充分暮して行け家庭に在つて唯子女の養育と家政のことに従事して居ればよい[357]状態である．では，結婚していない女性たちは不幸だ，というのだろうか．生江によれば，当時，ニュージーランドでは女性の 2 割 1 分強は有職者で，年齢ごとにみると 15 歳から 24 歳までは 5 割 1 分強，25 歳より 60 歳までは 3 割 3 分強が有職者である，という．女性の就く職業としては，下婢，学校教員，社会事業家，看護婦，会社の事務員が多い，と述べている．生江が『綱要』を刊行した 1923 年，大内兵衛はミル（John Stuart Mill，1806-1873）の”The Subjection of Women”(1869)を『婦人解放論』として邦訳している．ニュージーランドを世界で最初の婦権実施国として紹介していることからも明らかであるように，生江は国際的な女性解放運動の展開について無知ではない．客観的にみても，同時代，女性解放思想について，知識人の間では一定の情報が広まっている．そのなかで，女性の人格の尊重，自由と独立について，生江はやや距離をもっているようにも読み取れる．こうした生江の姿勢は，進歩的とはいえず保守的であるとも評されよう．しかし，20 世紀初頭，社会権の成立していない欧米社会において，労働する女性の貧困を生江は目の当たりにしている．

非人道的な環境で奴隷のように労働に従事する女性の姿に対して，労働と貧困から解放されたニュージーランドの女性の暮らしぶりは，楽園と表現するほかなかった，とも解されよう．

次いで，キリスト者に向けた論説として，社会教化の根本精神（『教界時報』，1929 年 10 月）がある．この論説からは，1929 年秋の時点における生江の，国家による教化総動員に対する距離感と，キリスト者としての矜持を読み取ることができる．

> 何れの時代と雖も，国家思想と社会思想との間に矛盾の無い時代は無い．両者の矛盾は常にあつた．必ずしも一致してはゐなかつた．常に其の矛盾は連続してゐたとも謂へる．而して，今日殊に深刻に其の危険を感ぜしむるものは，国体に関する問題と社会革命に関する問題とである．（中略）今日の所謂社会運動なるものは，此の意味に於て，歴史は必然的に動くといふマルクスの立場から推して，頗る自家撞着の多いものである．そして，其等の運動の根本は，全く破壊運動たるに過ぎぬ．是が即ち今日の思想国難である．
>
> かかる時代に接して，我々は如何なる態度を持するべきであるか．政府当局も様々な方法を講じてゐるがどうも其れが如何にも単なる理論と形式とに過ぎぬかに見える．かかる要路の人々が，真に問題の解決を為しつつあるかは，疑念無きを得ない彼等の為す所に多くの矛盾がある．
>
> 例へば，思想善導とか教化総動員とかいふことを企てて，国難よりの脱却を図ってゐる．一面よい企てかも知れぬが，多面に戦慄すべき不祥事が続発し，国粋大臣が収賄の嫌疑で収監されたり，当路の大官が殆ど売勲に終始したかの如き醜状が暴露されたりしてゐる．だが，是は決して此の二人三人の問題でなく，我が政府の人々の間には，恁ういふ事は何時も澤山にあると，国民をして思はしめ語らしめてゐる程，それ程我が社会に腐敗が満ちてゐるのである．然らば，我々は此の状態を対岸の火災視して居ることは出来ない．少くとも，基督者として，義憤を発して正義の戦に起つべきである．現内閣は比較的に国民の信頼を得てゐるが，尚且減俸問題の如き暴挙を企てるのは，如何にも社会思潮，社会心理，民衆の動きといふものを理解して居らぬことの裏書に外ならぬ．
>
> 思想国難も経済国難も，其の関わる所が廣く，直ちに解決をつけることは困難であらう．が，経済問題は別としても，思想問題を教化総動員のやうなことだけで解決し得るだらうか．（中略）
>
> 我々は教化総動員をのみ頼りとしてゐることは出来ない．我々は世の常のものとは異なる恩恵を体験してゐる．よしや，物質的には，我々に優るとも，人として価値無き不幸な人が多い．況んや，其の日暮し余儀なくさせられてゐる人の多い時，教会は其の門戸を開き，自らの使命を社会的に反省せねばならぬ．殊に，唯物論者が宗教の破壊を叫ぶ今日，思想問題に関する教会の責任は頗る重且大なるものあるを思ふ．（中略）我々は数に於ては少いが，善きサマリア人の精神に生くる基督者以外に，今日の社会を教化し得る者は無いと信ずる．（生江「社会教化の根本精神」『教会時報』第 1978 号，1 頁）

ここには，何れの時代と雖も，国家思想と社会思想との間に矛盾の無い時代は無く，経済問題は別としても，思想問題を教化総動員のやうなことだけで解決し得るだらうかという問題提起がある．

そして，我々は教化総動員をのみ頼りとしてゐることは出来ない，我々は数に於ては少いが，善きサマリア人の精神に生くる基督者以外に，今日の社会を教化し得る者は無いという主張のな

かに，キリスト者としての生江の矜持がみえる．より重要なことは，論説のなかに，国家による教化総動員に対する批判が込められている点である．生江は，この論説で，国家と社会を混濁したものとして捉えていない．

(3)　融和事業における人格平等の論理

次に，融和事業に関する生江の最もまとまった論考として，社会事業に於ける融和事業の地位（中央融和事業協会・融和資料第七輯）がある．社会事業と融和事業の交点を生江がどう捉えているかを知るうえで，重要な資料である．

生江によれば，産業革命による社会生活の変化により，従来の篤志家の手による慈善事業や，温情・自衛の見地からなされる救済事業では新時代の新要求に適応することができなくなった，という．つまり，消極から積極へ，事後より事前へ，治療より予防へ，個人より社会へ，篤志家の慈善より社会の協同責任へと転換した，この事業を社会事業と呼ぶ，と生江はいう．そして，社会事業とは社会生活の福祉増進の目的を以て文化生活（標準生活の意義）に達せざる社会的弱者を社会連帯責任の観念の下に物質的，保健的，精神的に保護向上せしむる公私の施設と共に，その障害となるべき社会状態と一般制度の不備とを補修し変改する事業に及ぶ[358]，と彼は定義する．

ここには，人々が文化的な生活を享受することを妨害する状態が起こるようであれば社会と制度の改善を伴う，という点が明記されている．また，斯く弾力性に富んでいて，いかなる範囲まで事業が拡大されて行くか，明瞭を欠く 1920 年代後半の社会事業の分類として，生江は，①生存保護事業（救貧事業），②生活保護事業（防貧事業），③保健及び医療事業，④社会教化事業，⑤児童保護事業，⑥連絡統一及び研究機関を挙げている．

生江は，社会連帯論の観念は，既に新約聖書にみることができると述べ，ロマ書一二章，コリント前書第 12 章 12—28 節を引用する[359]．生江は，社会事業は元階級的対立観念や，争闘的気分を離れて人格と人格との接触，即ち人格的交通を必要条件とするものであり，公私社会事業が時としては徒らに事務に堕して，人格的交通を欠く所以は単に正義観のみに捉はれて，愛を基調とし能はぬのに帰するであろう．これ制度上或は已むを得ずとするも，少なくとも直接この任務に当る人々に於ては，公私事業の何れを問はず，正義の他に愛を基礎とすべきであると確信すると述べている[360]．

このように，生江は，社会連帯論を正義，より進めて正義の基調となる愛，人格と人格の交流との関係において紹介した．

次に，仏教徒を対象とする講演会の記録（寺院中心の社会事業智山派，豊山派社会事業協会，一九二九年）のなかで，融和事業について触れられているので，検討しておきたい．

> 融和事業とは所謂部落改善事業であります，或は近頃は少數同胞改善と云ふのであります．之を今日は融和事業と稱して居るが，是亦矢張り寺院中心に事業として御考慮を願ひたいと思ふのであります，一体斯う云ふ種類の人々が何故社会から極度の擯斥を受くるやうになつたかと申すと，是は單に習慣の惰性であつて，決して根本的にそれに對する理論的基礎があるのではないが，人間の慣習は非常に力強いものである關係上，永き慣習に囚はれた六千萬同胞たる私等が少數同胞に對して今尚多少にても心中に差別待遇をなして居ることは昭和の時代に於ける一大恨事であります，之を如何にすべきか，非常に大きな問題であると考へねばなりませぬ，政府は明治四十一年頃から此部落改善に努力を致し，私なども曾て久しく

内務省に居た關係上，之が改善事業にも幾らか従事いたしたこともありますが，今日に於ては政府即ち現在の社会局に於ては，以前よりもなかなか範囲を廣め，又之に要する助成金，補助金等も多額に出すやうにたつたので，最近に於ては政府は年々五十餘萬圓の國費を出して，三つの方面に先づ力を盡して居る，一つは地方整理であります，道路であるとか，住宅であるとか，こう云ふ方面の整理を致すことに重きを置いて居る，是は十年計畫で所謂少數同胞の住んで居る地區の改正を圖らうと云ふのが政府の方針であります，是は政府自身だけではなしに，之と共に地方府縣若くは公共團體と相携へて此地區の整理改善を致す事になつて居ります，それで之に對する政府の支出は十ヵ年間に全額百數十萬円に達するのでありますが，それと同額若くは以上の金額を公共團體銘々に於て支出する事になつて居るので，結局此爲に二百萬圓以上の支出を致す事になるのであります，この地區の整理の外近頃政府に於て力を盡して居るのは，御承知の育英事業であります．此育英事業に於て現在中學校に約六百人，専門學校に先づ百人程の人を入學させて居り，其の爲め年々十數萬圓の補助を致して居るのであります，今まで中等教育を受けることは非常に困難であつた，専門教育を受けることは尚ほ困難であつた，それは銘々の財政が困難であるばかりでなしに，同一の教育を同じ學校で受けることが差別待遇の爲に非常に困難であつた，若しも此少數同胞の人々が普通同胞の内に這入って，例へば同じ寄宿舍に居るとか，同じ學校に居ることになつて其所謂少數同胞多數同胞に知れれば，非常な擯斥を受ける，形に於ては擯斥を縦し受けなくとも，精神的には非常な排斥を受けるが故に，到底其學業を繼續することが出來ないと云つたやうな血の涙の出るやるな辛い経験を幾年の間少數同胞が繼續して来たのであります，縦んば又學業を終へても就職の場合に於て種々なる方面に支障があつて，矢張り少數同胞である事が以前から分つて居れば非常な就職難を感ずると共に，其事が明瞭でなくても後に於て其事が分ると，矢張り同一の苦痛を嘗めねばならぬことは，実際上私なども度々目撃致したのであります，私なども社会事業に従事し，研究して居る關係上度々さう云ふ人の告白を聞きますが，其人の深刻な悲しみと痛みとを涙なくしては聞終わることは出來ない，この人々は何の爲に斯く世間から擯斥を受けるのだと云ふに，其場合が二つあると思ひます，一つは少數同胞であることが発覚された後に於て非常な擯斥を受けることの苦痛と，もう一つは少數同胞であることが公には分らないが，内々それが分つた時に受ける苦痛とありますそれが公に発覚された場合に於ての擯斥に對しては怪しからぬと云ふ憤怒も伴ひませうが，又それと共に矢張り自然反抗と云ったやうな氣分も起るのであります，又さうではなく，自分が隠蔽して居つて外から薄々知れたと云ふ時に起る自分の苦痛，是は殆ど堪へ切れないやうであります，私はさう云う場合に度々相談に與るが，私はその際に於けるこの人々の痛み，其惱に對しては聞くに忍びないやうな悲惨な感を禁ずることが出來ないのであります，なぜ社会がそれらの人々を斯く遇して居るかと申すと是は主として單なる慣習であつて，其慣習の基礎をなしたのは，職業の相異と徳川幕府の政策であると申して宜しいのでありませう，昭和の今日假令相當に緩和されたとは云い，尚ほ依然として暗流として同じやうな考が流れて居るのは御同様極めて遺憾なことであります．それに直面した時の彼等の悲惨なる心情は，彼等自身でなければ了解の出來ないやうなことが少くないのであります，（注：傍線は引用者）斯う云ふ場合に於て是等の人々に對して心から彼等の人格の平等を認めて少數同胞の爲に最後まで努力し得る人を何處に見出し得るでありませう，それは種々なる人々もありませうけれども，それは矢張り宗教家に求める，精神運動を高調する人方に求めることが最も適当なことでなからうか，若しも私等が人格の平等であることが徹底的に分れば自ら此問題は解決する

と信じます．併ながら幾ら人格が平等であつても，多年の慣習は容易に變るものでないと申す人がありますが，人格の平等と云ふことが徹底さへするならば慣習は自ら破れるものであると私は信じます，（中略）世人或は昔の状態に比すれば余程改善して居るではないか，政府も地方も出來る丈の力を尽くして保護の途を講じて居るから，何も反抗する必要はないではないかと申すのは，それは自覚のない時代を称するのであつて，今日自覚した以上は保護を加へたからとて其爲に此争闘，軋轢が直ちに緩和されるものではない，平等に達しない以上は，いつまでも此問題が残るのであるから，お互は人格の平等，人間は誰でも同じものだ，職業なり政策に依つて他のものより或る種類のものを賤しみ排斥することは，過去の考が間違つて居つたことを徹底的に知らしむることが必要である．之が徹底すれば此問題は縦へば今日頑強であつても，其感情が緩和され排除されることが出来ると信ずるのであります．（生江「寺院中心の社会事業」智山派，豊山派社会事業協会，30-36 頁）

ここには，1920 年代後半における生江の部落差別に関する幾つかの誤解（職業起源説など）と，宗教的心情，水平社運動に対する見解が示されている．

以上のように，生江の融和事業論における人格平等の論理は，単に部落問題への対応にとどまらず，1920 年代後半に前景化するキリスト教社会事業への回帰と深く結びついていた．

（4）　キリスト教社会事業への回帰

関東大震災，濠州・新西蘭への外遊（1925 年）を契機として，生江の論調は若干の変容をみせた．論調の変化していく背景と生江の意図について，以下考察していく．

1920 年代半ば以降の生江の論調の特質は，キリスト者としての彼の思想が，社会事業論のなかに全面に押し出されてくる，という点である．1920 年代，総じて生江はキリスト教主義に回帰した，ともいえる．たとえば，『綱要』や『新しき国新西蘭と濠洲』以前の彼の論考では，聖書を引用し，キリスト教主義をあらわにすることはほとんど無かった．彼は，自身の社会事業家としての人格と，キリスト者としての人格を区別しているかのようである．

それでは，なぜ，この時期キリスト教に彼は回帰するのだろうか．それ以前内務省の嘱託であった，という彼の身分が，特定の宗教に依拠して論説を展開することを許さなかった，とも推察される．内務省の嘱託を辞して以降，自由の身になった彼の論説にキリスト教主義が濃厚にみられるといっても，それは本来の彼の姿に戻ったもの，とも理解されよう．

しかし，1920 年代後半の社会教化に関する論説をみるかぎり，それらは仙台にいた頃，あるいは欧米外遊前後の彼の思想とは異なる．初期の生江は，20 世紀初頭イギリスにおけるデモクラートがそうであるように，労働運動についても，知的で理性的な方針を採る限り肯定的に受容している．それに対し，1920 年代後半の彼は，急進化する社会主義と社会運動に対し警戒を強めている．そして，世界恐慌という類を見ない経済システムの動揺を前に，恤救規則改正の必要性についても論じている．

1920 年代後半の生江は，キリスト教社会信条の策定や，恤救規則に際しての論説にみられるように，内務省の嘱託としてではなくキリスト者として，社会問題の解決に奔走している．これらは，同時期，若者を惹きつけながら急進化していく社会主義思想に対する抵抗であると同時に，国家に対する抵抗の思想としても解釈し得るのである．

おそらく，水平社運動の側にとって最も受容し難いと思われるのは，部落民が文化生活に達せざる社会的弱者であると名指される点ではないだろうか．差別からの解放と自由の獲得を求める

人間にとって，同情や哀れみの対象として指名され，弱さを指摘されることほど，自らの尊厳を傷つけられることはないだろう．

それでは，生江は，部落民を単に哀れみや同情の対象としてのみ捉えていたのだろうか．

生江は，レオン・ブルジョワの社会連帯論をキリスト教の視点から解釈している．コリント前書の引用からは，強者の論理は戦争や闘争を生むが，弱者の論理は人間と人間を結びつけ，相互扶助と社会連帯を生むという逆説が引き出されよう．生江は真の融和は理論ではない，実行である．人格の縦断的樹立でなく，横断的交流である．即ち真の融和は他人の人格を尊重して，没我的に自己を他人に捧ぐるにある[361]と述べている．

これらが，神戸市楠町保育所と清風会という，彼に縁のある保育所での体験を基に主張されたものである，という点は重要である．すなわち，生江にとって差別からの解放とは，対等平等な人格と人格の交流が，部落民とそうでない人々との間に成立することである．そして，そうした社会関係を基礎として，職業や結婚，教育といった場で生じるさまざまな差別が是正されることこそ，真の部落問題の解決である，という主張がここから読み取れるのである．しかし，当時の国家体制において，生江の主張が実現されることは，歴史的に困難であった．

1923 年に内務省の嘱託を辞して以後，生江はキリスト教主義に回帰していく．そして，濠州・新西蘭外遊を契機として，1920 年代後半，キリスト教社会事業連盟による社会信条の制定などに彼の社会事業思想は結実されていった．それらは，同時代の国家主義と社会主義に対する，キリスト者としての抵抗の論理を包含するものであった．

彼にとって，差別からの解放とは，政治的・経済的な領域で力を得るというよりも，むしろ社会関係を基礎として捉えている． キリスト者である生江にとって，対等平等な人格と人格の交流が成立することは，さまざまな不平等と差別が是正されるための基礎的条件であった．

4. 『日本基督教社会事業史』の出版

1931 年，生江は『日本基督教社会事業史』を教文館から出版した．生江の代表的著作の一つである．世界恐慌後，社会問題の噴出する中で，キリスト教の渡来以後，キリスト教が社会事業に対して果たした役割と位置について論じるとともに，当時の社会問題から遊離する教会のあり方を批判している．日本におけるキリスト教と社会事業の歴史を描いた初めての通史であった．

生江は『日本基督教社会事業史』で次のように唯物主義を批判した．

> 現代の社会思想は余りに唯物論に偏重している嫌いがあるのではあるまいか．宇宙生命の実在を信ずる基督者は唯物的世界観とは全然反対の思想系統の上に立つものである．而してその宇宙生命とは云うまでもなく愛である，少なくとも愛は宇宙生命の発揚であると信ぜられる．基督者が社会事業経営の上に於てもその愛を基調とすべきは云うまでもない．愛は経済組織以外の，もしくはそれ以上の独自の存在である．もちろん，愛の発揚は経済組織の如何に依て自ら制約を受くることは免れないであろうが，然しそれは決して単なる経済組織の上層建築ではあり得ない．私は現在の経済組織が将来如何に転換しようとも，またその転換が足下に近づきつつあるとしても，その故を以て直ちに唯物主義が勝利を得たとは断じて信じない．私が自らその器にあらざるを知りながら特に自分の関係深かりし我が基督教社会事業――それは云うまでもなく我が国社会事業史の中核を成してきた――について執筆した

所以は，（中略）ともすれば唯物主義に流れ易き時代思潮を超えて，この尊き精神とその発揚とを永く栄しめたいと考えたからである．（生江『日本基督教社会事業史』，213 頁）

唯物主義的世界観は宗教の価値を否定する．ゆえに，生江はキリスト者として，貧困が拡大し唯物論の跋扈する中で『基督教社会事業史』を執筆したのである．しかしながら，生江は同書の後半部において，次のように労働者を擁護した．

元来，制度としての基督教は，中世封建時代に於ては特権貴族階級の統治手段として利用され，近代商工資本主義の勃興期にあっては新興ブルジョア階級の指導精神として不知不識被圧迫無産階級の抑圧懐柔手段に利用されて来た傾きがあつて，それだけに特権階級，資本家階級とは甚だ密接なる関係を有つてゐるのである．従つて今日に於ても，動ゝともすれば其の伝統に捉はれて無意識に支配階級の弁護者たらんとする傾向を示し易いのは事実である．

然し，資本主義既に其の爛熟期に達し本来の素質が遺憾なく暴露せられた今日の社会情勢に於ては，如何に守旧的な教会と雖も最早よろしく封建的伝統を捨て，其の旧きドグマを揚棄して，所謂被圧迫階級たる無産階級大衆の解放のために深甚なる関心を有ち，更に進んで之に参与するの覚悟を決めることこそ基督教的社会正義の示命ではあるまいか．之は決して徒に時代に迎合することではない．基督若し二十世紀の今日に再来せられたらんには救霊の大事業と共に恐らく自ら陣頭に立って不幸なる無産大衆のために闘ひ給ふこと疑ひなきところであらう．（前掲書，307 頁）

このように，生江は恐慌とテロの拡大に怯え腐敗する政治と社会に対して，キリスト者として抵抗した．この最後の主張は，キリスト教会に対する批判でもあった．生江は，唯物主義を批判したが，無産階級の解放を語り，国家体制への根本的な批判は差し控えたのである．つまり，生江は共産主義には反対していたが，資本主義社会における貧困と抑圧を看過する立場には立たなかった．この曖昧な立ち位置は，後の思想と実践の矛盾を生んだ．

生江の社会事業理解は，彼自身のキリスト教信仰，とりわけキリスト教的人間観と深く結びついていた．ただし，それは教義の直接的適用や宗教的救済を社会事業に持ち込むことを意味するものではなかった．

キリスト教は，社会事業の方法や制度を規定する規範でありながらも，人間存在を理解する倫理的前提を支える思想的基盤であった．この人間観の中核にあったのが，人格の独立と隣人愛である．生江は，すべての人間が固有の人格的価値を有する存在であるという理解に立ち，救済を施す側と受ける側との上下関係を否定した．隣人愛は，感情的同情や施与としてではなく，他者を独立した人格として尊重する関係性として構想されており，社会事業はその関係を社会的実践として具体化する営みであった．この点で，生江の社会事業思想は，人格倫理に裏打ちされた公共性の構想であったといえる．

こうした人格中心の社会事業理解は，国家による統制的介入とは緊張関係を孕んでいた．人格の独立と隣人愛に基づく社会事業は，国家権力の下位に従属するものではなく，国家の内部に位置しつつも，その限界を内側から補正する倫理的実践であるべきだと考えられていた．生江の社会事業理解が，戦時厚生事業や植民地支配の深まる 1930 年代まで国家統制と一定の緊張関係を保ち続けたのは，このキリスト教的人間観に支えられていたからである．

5.　プロレタリア文学運動への弾圧と健次の逮捕

(1)　次男健次の特別治安維持法違反による逮捕

健次（1907-1945）は，生江としげの次男として神戸市に生まれた．健次が生まれた頃，生江は戦役紀念保育会の理事として保育事業を経営しながら，ヨーロッパ諸国を視察するべく奔走していた．健次 1 歳の時，生江はヨーロッパ大陸の社会行政，社会事業について視察後，東京で内務省嘱託となり，全国各都道府県を巡回講演した．この多忙な生江の働きを考えると，父と子として健次とゆっくり対話することができたのは，健次が神戸から上京して東京の小学校に上がってからではないだろうか．

健次は小学校から中学校にかけて優秀な成績を修め，麻生中学から慶應義塾大学国文科に入学した．ところが，徐々に健次はプロレタリア芸術への関心を深めていった．

1931 年，プロレタリア芸術家たちの一部が共産党員に加入することについて家庭で話し合った際，生江は「プロレタリア芸術に対して特別には異議を挟まないけれど，共産党員になることは絶対に反対する」と告げ，健次は「党員にはならない」と誓った[362]．しかし，この相談を持ちかけた時，健次は既に入党していたのだった．

健次は，『蟹工船』を発表した小林多喜二（1903-1933）や中野重治（1902-1979），壺井繁治（1897-1975），中條百合子（1899-1951）らと同時代に活動したプロレタリア文学の劇作家・小説家であった．

1932 年 5 月，警視庁は治安維持法違反で健次に逮捕令状を出し，入獄させた．突然の逮捕に，生江は驚愕した[363]．晩年，健次の逮捕は，父や兄の死に匹敵する，生涯最大の悲しみであったと述べ[364]．共産党員となったこと自体よりも，信念のために家庭をも顧みず身を投じる若者の姿勢に着目し，その思想の誤りを認めつつも純真さには同情を禁じ得ないと回顧している[365]．

当時，学生の多くが共産主義思想に傾斜していたが，調書における自白で「お前は貰い子である」と父から幼少期にいわれた衝撃と家庭に対する不満から共産党員となったと供述したことは，生江に罪の意識を刻印した．

内務省警保局の資料「社会運動の状況」によれば，健次は慶應義塾大学在学中の 1931 年 3 月上旬に日本共産党に入党し，宮本顕治（1908-2007，以下宮本），手塚英孝（1906-1981）とともに書記局として活動した．健次は，1929 年に戯曲「部落挿話」を発表したほか，評論「藤森成吉小論」を発表後ボルシェビキに傾倒し，全日本無産者芸術連盟（ナップ）の雑誌『戦旗』の編集に従事した．戦後共産党指導者となった宮本は，東京大学経済学部在学中，健次の勧誘で 1931 年 5 月に日本共産党に入党している[366]．

1931 年 3 月中旬にソビエト連邦から帰国した蔵原惟人（1902-91）は，日本共産党の組織部に属し，分散したプロレタリア文化団体を統合しようと図ったが，勧誘を受けた文化団体はいい作品を発表することで労働組合の活動に協力すればそれで事は足りる，と距離を置いた．

指導者を説得しようとした彼は，5 月頃，日本プロレタリア演劇同盟（プロット）に所属していた健次と会合した．蔵原の指導下で，健次はプロットの委員長であった村山知義（1901-77）や演出家の杉本良吉（吉田好正，1907-39）を入党させ，文化運動への影響拡大を図ろうとした中央の方針を具体化した[367]．こうして，共産党は中村榮二（1907-66），笈川武夫（1905-60），鷲崎宏（本田延三郎，1908-95），小野宮吉（1900-36）を次々に入党させ，演劇運動を通じて党と同盟の大衆化を図ろうとした．健次は 1931 年，全日本無産者芸術連盟（ナップ）に「過程」を発表した．

プロットは，徳川直（1899-1958）の「太陽のない街」を上演するなど活発に事業を展開したが，32 年からプロレタリア文学への弾圧が始まる．司法省刑事局によれば，32 年 1 月下旬から，共産党はプロレタリア文化団体への影響力を強化するために党の上部に蔵原を置き，文化団体係書記局に生江，宮本，手塚の 3 名を配置していた[368]．

この動きを察知した特別高等警察は監視の目を光らせ，3 月 24 日以降，中野，壺井，村山，生江，小野，蔵原らを次々に検挙した．32 年中に検挙された人々は 6900 名に及び，その中には河上肇（1879-1946）や風早八十二（1899-1989），藤森成吉（1892-1977）もいた．

基督教社会事業連盟を設立し，社会的弱者と労働者への愛を説き，時に教会を批判することも厭わなかった生江の生き様と，プロレタリア文学に傾倒し労農救援者でもあった若い健次の生き様は，「純真」であったという点で，近接する地点にいた．

33 年 2 月 20 日には小林多喜二の特高警察による拷問，虐殺事件が起こった．また，健次が勧誘し入党した杉本は同年 7 月 7 日に検挙され，宮本も 12 月に逮捕された．

この間，健次は渋谷警察署その他多くの署を 2 週間たらい回しにされた上に病となり，中野刑務所の病院に入院した．病気から回復すると，中野刑務所の独房に留置され，33 年末まで，監獄に入れられた．

(2) 調書の記録

後に，健次の逮捕にあたって，特高警察のスパイが潜入していたことが明らかにされている．健次に対して行われた取り調べで彼が自白した記録は，生江を精神的に追い詰めるものだった．

健次は幼少期，「お前は貰い子である」と言った父の冗談や，家庭内の扱いを契機に自らを貰い子と誤認し，虚弱体質による医薬の負担意識も重なって，父母に対する不安と自己の不幸意識を抱き続けていたという[369]．

特別高等警察の拷問は暴力的であり，自白を強要する手口も脅迫的なものであった．この供述調書は，統治権力の作用の中で形成された語りである可能性を含んでいる．しかしながら，おっとりとして優しく頭の良い人物ではあったが，拷問を受けても黙秘し調書を取らせず，関係者の支援が無くとも裁判で自身の行為の正当性と警察の不当性を訴えることのできる宮本ほど健次は剛毅な性格ではなかった．

(3) 判決と復学

1933 年末，逮捕された宮本と入れ違いになる形で健次は仮釈放となり，家族の元へ帰ってきた．34 年から裁判が始まり，第一審判決は懲役 3 年であった．他の共産党員の場合，第一審で控訴すると第二審で執行猶予となる事例が多かった．しかし，第一審と同様懲役三年となり，大審院に上告することとなった．結果，34 年内に懲役 2 年執行猶予 2 年の最終判決が出た[370]．

第二審で執行猶予となった原因は，裁判所で健次の将来を保証する弁論が一つもなかったため，再び共産党の活動に復帰することが懸念されたためであるという．冗談で言った自身の一言が，このような形で健次の生涯を脅かし，社会的にも批判の目に晒されていることに，彼は筆舌に尽くしがたい思いで耐えた．健次を思い感情を抑制した俳句を，彼はいくつも残した．

子を愛づる親の心の深きをば親に背きし子を持って知る
手錠はめ編笠深く身をおおい遣かれ行く見る親の心は
いとし子のために受くべき嘲けりは堪えしのぶなむいかに辛くも

越え難き険しき山路攀ぢのぼりかがやく朝日おがむ今日かな（大審院判決の日）
会うごとに又会うごとにしのばるるその心境の移り行く様（『生涯』147 頁）

生江の献身的な刑務所への訪問と弁護は，健次の心境と態度の変化を支えた．生江にとっては，健次の逮捕という受難から，いかにして自身の罪を償うか，いかにして社会に迷惑をかけた健次を正常な生活に戻していくかということが，この事件以後常に念頭にあったものと思われる．

35 年，健次は慶應義塾大学に復学し，翌年卒業した．他方で，党幹部の逮捕によってこの年共産党は壊滅状態となった．

(4) 古稀記念

1936 年，生江は古稀に達し，盛大な祝賀会が開催された．この時，社会事業文献賞が設けられた．下記の史料はその規定である．

史料 9　社会事業文献賞規定

一，趣旨

社会事業文献賞は生江孝之君の古稀を記念し，我が国の社会事業理論及び実際の研究に社会事業精神の普及其の他社会事業に関する文献的活動の振興奨励を図る目的を以て設定するものである．

二，方法

毎年其の一ヶ年に於て社会事業関係其の他の新聞雑誌に掲載され，若くは単独に発表されたる社会事業の研究論文，評論，意見，社会事業を主材とせる創作其の他社会事業に關する一切の文献的労作に付き特に我が国の社会事業進展に貢献するところありと認めらるるもの数篇を選び其の執筆者に對して賞状竝に記念品及び賞金を贈呈するものとする．

三，資金

生江君古稀記念祝賀醸金の中より金壹千圓を提供し其の当初資金とする．

四，賞

受賞者には賞状と共に主賞として記念品，副賞として賞金を贈呈する．

此の金額一ヶ年金貳百五十圓以内とする．

受賞者の数は毎年一名以上数名．

五，期間

選賞は一ヶ年一回とし昭和十二年度より之を始む．但し此の期間に於て何等かの方法に依り資金補充若くは増額をなしたる場合は更に適営なる選賞方法を定むることを得る．

六，発表

受賞者の発表は毎年五月一日とする．

七，審査

受賞者の審査は社会事業文献賞審査委員会之に当り審査方法は無記名投票に依る．

八，社会事業文献賞審査委員会

審査委員会の委員数は約十名とし当初の委員は生江君の推薦に依つて委嘱するものとする．

当初の委員に欠員を生じたる場合の補充及び増員を必要とする場合は，委員会の推薦に依り之を委嘱する．尚，審査委員会は予備審査のため審査副委員若干名を委嘱することを得る．

審査委員会竝に審査方法に関しては別に規定を設くるものとする．

（出典：「生江氏古稀記念会実行委員会協議事項『社会事業文献賞規定』昭和 12 年 9 月」青山学院ミュージアム所蔵）

史料　社会事業文献賞審査内規案

一，生江君古稀記念社会事業文献賞の審査は本規則に依って行ふものとする．

二，審査委員は委員長一名互選する．

委員長は審査委員合の議長となり又議事票決の質否同数なる場合之れを決するものとする．

三，審査委員長は審査委員中より一名を指名し審査副委員会の議長たらしむるものとする．審査委員倉の議長は査委員に對し審査副委員の意見を傳達するものとする．

四，審査副委員自会は本審査に供すべき候補材料約二〇篇以内を無記名投票に依って選び之に得票數竝びに意見を付し毎年三月末迄に寒査委員会議長に提出するものとする．

五，審査委員会は審査副委員会の提出したる候補材料に付き審査し無記名投票に依り受賞者竝に其の順位を決定するものとする．但し審査委員会は協議に依り審査副委員官の提出せる候補材料以外のものを審査に加ふことを得る．

六，審査委員会は場合に依り一般より候補材料の推薦を受け之れを審査副委員会の参考に供することを得るものとする．

七，審査は毎年四月二十五日迄に終了受賞者及び等級を決定し五月一日に発表するものとする．

尚賞狀，主賞及び副賞は五月二十日迄に受賞者に送達するものとし場合に依っては授興式を行ふことを得るものとする．

八，受賞者の発表の方法は本人に通知する他新聞紙及び関係社会事業雑誌に掲載するものとする．

（出典：「生江氏古稀記念会実行委員会協議事項『社会事業文献賞審査内規案』昭和 12 年 9 月」青山学院ミュージアム所蔵）

図21 生江孝之胸像写真（青山学院ミュージアム所蔵）



本章では，世界恐慌から満州事変に至る昭和前期の社会的・政治的危機のもとで，生江の社会事業思想と実践がいかなる変容と緊張を経験したのかを検討した．この時期，社会事業は国家的課題として制度化されつつも，その内実は次第に統制と管理の論理に包摂されていった．

昭和前期の日本社会は，第一次世界大戦後の不況，関東大震災，金融恐慌，世界恐慌が連続するなかで深刻な経済的・社会的危機に直面した．浜口内閣による金本位制復帰はデフレーションを招き，農村の疲弊や失業，欠食児童，身売りなどが顕在化した．こうした社会不安は，政党政治への不信と軍部の台頭を促し，満州事変，5・15 事件，2・26 事件を経て，日本の政治体制は急速に軍部主導へと再編されていった．

この危機のなかで，社会事業も大きな転換を迫られた．昭和恐慌は広範な階層を困窮させたが，救貧制度は依然として恤救規則に依拠し，救済対象は極度に限定されていた．労働能力を持つ困窮者は制度から排除され，多くの漏救者が生じていた．

生江は，イギリスの救貧法制との比較を通じて，日本社会が貧困を社会的責任として捉えてこなかった点を批判し，国家には極貧者を救済する義務があると明確に主張した．他方で，労働忌避者には強制的対応も必要とするなど，国家介入を前提とした社会事業観を示した．

一方，生江はキリスト者として，国家統制と社会正義の緊張にも向き合った．関東大震災後に設立された日本基督教連盟において社会事業部門を担い，1929 年には「社会信条」を主導して策定した．この信条は，児童人格の尊重，最低賃金や社会保険の整備，労働者教育，軍備縮小など，当時としては踏み込んだ社会改革を掲げたものであった．生江は『日本基督教社会事業史』において，教会が支配階級に従属してきた歴史を批判し，被抑圧階級への参与こそキリスト教的社会正義であると訴えた．

昭和前期は，生江にとって，国家による社会事業の制度化と，信仰と人間的良心に基づく抵抗とが鋭く交錯する時代であった．生江は，医療保護事業や病院社会事業において，人間を社会的個人として把握する視座を堅持し，治療や救済を生活条件の再建と結びつけて構想し続けた．

同時に，産児制限問題に象徴されるように，生江の社会事業的思考は，国家的人口政策や思想統制と鋭く衝突し，沈黙や後退を余儀なくされる局面も経験した．このことは，生江が単なる国家協力的実務家ではなく，制度の内部に身を置きながらも，その論理に完全には回収され得なかった存在であったことを示している．

本章で明らかになったのは，昭和前期における生江の社会事業が，拡張と抑圧，制度化と抵抗という二重の運動のなかに置かれていたという点である．この緊張関係こそが，戦時期に向かう日本社会における社会事業の構造的特質を照射するとともに，生江の社会事業思想の射程と限界を浮き彫りにするのである．

第３節　本章の考察

1.　社会事業の制度化と国家統制の進行

本章では，世界恐慌から満州事変，さらに 2・26 事件に至る昭和前期の社会的・政治的危機のもとで，生江の社会事業思想と実践がいかなる変容と緊張を経験したのかを検討した．この時期の社会事業は，貧困，失業，農村疲弊，思想問題への対応を迫られるなかで，国家的課題として制度化されていった．しかしその制度化は，生活保障の拡充のみを意味したのではない．社会事業は，同時に，国家による統治，教化，管理の論理に接近し，その理念の変質を迫られていった．

第 1 に，本章で確認したのは，昭和前期の社会事業が，生活問題の深刻化によって拡張を求められながらも，既存の救貧制度の限界に直面していたという点である．昭和恐慌は広範な階層を困窮させたが，救貧制度は依然として恤救規則に依拠しており，救済対象は極度に限定されていた．そのため，労働能力を有する生活困窮者や，かろうじて生活を維持している細民は，制度的救済の外部に置かれやすかった．生江は，イギリスの救貧法制との比較を通じて，日本社会が貧困を社会的責任として十分に捉えてこなかった点を批判し，国家には極貧者を救済する義務があると主張した．この点において，生江は貧困を単なる個人の失敗ではなく，社会的・制度的責任において把握しようとしていた．

2.　救済責任の主張と統制的論理の併存

第 2 に，生江の社会事業思想は，国家の救済責任を求める一方で，国家介入の論理から完全に自由ではなかった．生江は，漏救者の存在を批判し，救貧制度の改革を訴えたが，他方で，労働能力を有しながら労働意志を持たない者については，強制的対応を必要とするとも論じていた．ここには，社会貧を重視しながらも，なお個人の道徳性や労働規律を重視する生江の社会事業観が表れている．したがって，生江の思想は，国家責任の拡充を求める社会改革的側面と，秩序維持・労働規律を前提とする統制的側面とをあわせ持っていた．

3.　キリスト教的人間観に基づく社会事業観

第 3 に，このような国家介入の論理に対して，生江がなお保持し続けたのが，キリスト教的人間観に基づく社会事業であった．日本基督教連盟における社会信条の制定や，『日本基督教社会事業史』の執筆にみられるように，生江は，社会事業を単なる救済技術や行政制度としてではな

く，人格の尊重，隣人愛，社会正義を具体化する実践として捉えていた．彼にとって，キリスト教は社会事業の外部に付加される信仰ではなく，人間を独立した人格として理解するための倫理的基盤であった．この点において，生江の社会事業思想は，国家の内部に位置しながらも，国家の管理的論理を内側から補正しようとする性格を持っていた．

4.　国家主義と唯物主義への倫理的抵抗

第4に，生江の抵抗は，政治運動としての抵抗ではなく，倫理的・宗教的な抵抗であった．生江は，共産主義や唯物主義に対して明確な警戒を示したが，同時に，資本主義社会における被圧迫階級の苦難を看過することもなかった．『日本基督教社会事業史』において，教会が支配階級の弁護者となりやすいことを批判し，無産階級大衆の解放に関心を持つべきだと述べた点は，生江が単純な反共主義者ではなかったことを示している．彼は，共産主義には反対しつつも，資本主義の放任や教会の社会的無関心にも反対したのである．

5.　健次の逮捕と思想的緊張の家庭内化

第5に，次男・健次の逮捕は，生江にとって，思想上の対立が家庭内の受難として現れた出来事であった．生江は共産党員となることには強く反対したが，健次の純真さや社会的不正に向かう姿勢には，同情と理解を示していた．ここには，生江自身のキリスト教社会事業と，健次のプロレタリア文学運動とが，思想的には対立しながらも，社会的弱者への関心という点で近接していたことが示されている．健次の逮捕は，国家権力による思想弾圧が，生江の思想と生活の内部にまで入り込んだ出来事であり，生江に国家・思想・家族の関係を深く問い直させる契機となった．

6.　生江社会事業思想の射程

以上から，本章で明らかになったのは，昭和前期における生江の社会事業思想が，制度化と抵抗のあいだで揺れ動いていたということである．生江は，国家による救済責任を求めたが，国家統制そのものを根底から批判する思想からは距離を置いた．また，社会主義運動に対しては警戒を強めたが，貧困と被圧迫階級の問題を個人責任へ還元することもなかった．

生江の社会事業思想は，国家の制度化を必要としながらも，国家の統治論理に完全には回収されない倫理的基盤を保持していた．その基盤となったのが，キリスト教的人格観と隣人愛であった．その抵抗は，国家体制を正面から批判する政治的抵抗ではなく，社会事業の内部において人間の人格的価値を守ろうとする倫理的抵抗であると同時に，社会的弱者を支える社会事業を継続することによって示されるものだった．昭和前期の生江は，戦時期へ向かう日本社会における社会事業の二重性，すなわち生活保障の制度化と国家統制への包摂という構造を映し出す存在であったといえる．

第８章　麻薬中毒者の救済と戦時厚生事業

本章では，本研究における第 7 期，すなわち日中戦争・アジア・太平洋戦争と戦時厚生事業の時期を対象とし，1930 年代から敗戦期にかけて，生江の社会事業実践と思想が戦時国家のもとでいかなる緊張を孕みながら展開したのかを検討する．

この時期，社会事業は「厚生事業」「戦時厚生事業」へと再編され，国家総動員体制の一部として位置づけられていった．生江自身も，厚生事業研究委員会の委員長を務めるなど，戦時国家の制度的枠組みに深く組み込まれていった．他方で，彼は在日朝鮮人や中国における麻薬中毒者の救護に関わり，日本人による麻薬密売と植民地支配の加害性を自覚しつつ，その罪責に応答しようとした．

したがって本章の課題は，生江を単純に戦時体制への協力者として位置づけることではなく，また純粋な抵抗者として評価することでもない．むしろ，戦時国家に包摂されながらも，その内部でなお救済の倫理と社会的罪の自覚を保持しようとした生江の実践を検討し，戦時期社会事業が孕んだ構造的矛盾と，そのなかに残された倫理的契機の可能性と限界を明らかにすることである．

第 1 節　日中戦争からアジア・太平洋戦争へ

第 1 節では，日中戦争からアジア・太平洋戦争に至る政治的・社会的状況を確認し，そのなかで社会事業がいかに戦時厚生事業へと再編されたのかを検討する．ここで重要なのは，戦争の経過そのものではなく，総力戦体制の形成によって，従来は貧困救済や生活保障を担ってきた社会事業が，国民生活の管理，労働力の動員，銃後の維持という国家目的に従属し，その性格を大きく変化させていった点である．

この再編過程において，生江は厚生事業や植民地社会事業に関与し，制度の内部に位置づけられていった．しかし，その位置は，社会事業家としての経験や人的ネットワークが戦時国家に利用されることを意味すると同時に，彼が麻薬中毒者救護という困難な課題に接近する回路ともなった．以下では，戦時体制の成立と植民地社会事業の展開を確認したうえで，生江の実践が国家動員と救済倫理のあいだでどのような緊張を帯びたのかを明らかにする．

1.　日中戦争からアジア・太平洋戦争へ

日本は第一次世界大戦の戦勝国として一定の国際的地位を得たが，満州事変を経て国際連盟を脱退したことにより，国際的孤立を深めた．広田弘毅内閣では，軍部大臣現役武官制が復活し，帝国国防方針が改定された．その結果，中国大陸への進出を図ると同時に，東南アジアへの影響力拡大を目指す「国策の基準」が策定される．

第一次近衛文麿内閣のもと，北京郊外で発生した盧溝橋事件を契機に，日中戦争が全面化した．第一次近衛声明は「国民政府を対手とせず」として和平交渉の道を閉ざし，続く第二次声明では，「東亜新秩序」の形成を戦争目的として掲げ，日満中によるブロック経済圏の構想を打ち出した．さらに，議会の承認を経ずして物資・労働力の動員を可能とする国家総動員法が制定され，日独伊三国による防共協定が締結された．

その後も，日中戦争の長期化に伴い，国民徴用令や価格統制令が施行されるなど，戦時体制は段階的に整備されていった．国際的にはドイツおよびソ連によるポーランド侵攻を契機として，イギリスとフランスがドイツに宣戦し，第二次世界大戦が勃発した．日本も参戦し，国内ではナチスをモデルとした大政翼賛会が発足するなかで，1941 年に治安維持法が大幅に改正され，条文数は全 7 条から 65 条へと拡大された．これにより，目的遂行罪の適用範囲が著しく広がり，予防拘禁制度が導入され，結果として 10 万 1654 人が検挙されるに至った．

同年 12 月 8 日，日本はハワイの真珠湾およびイギリス領マレー半島を奇襲攻撃し，欧米の植民地であるアジア諸国を「解放」するとの名目のもと，太平洋戦争が勃発した．

2.　戦時体制と植民地社会事業

晩年になると，生江は欧米中心の研究から転換し，満州・中国・朝鮮へと関心を広げるとともに，麻薬中毒者問題といった困難な社会事業に取り組むに至った．それは「1929 年に既に支那地方を一巡した事もあるので，或る意味では，中断していたものが復活したもの」（原文ママ）[371] でもあった．この判断の背景には，世界恐慌から満州事変へ，そして日中戦争へと軍事化を進めていった日本政府の動きと，救護法実施促進運動など国民生活に貧困が拡大する中で求められた社会事業制度の拡充を求める動きがあった．

さらに，内務省嘱託としての経験や，警察講習所での講義経験で形成された師弟関係，満州鉄道株式会社（以下，満鉄）からの招聘，青山学院や日本女子大学校の同窓生，キリスト者の運営する民間慈善団体との関係から，生江には東アジアで要職を務める人物と非常に密なコネクションがあった．満鉄や台湾からの招聘に応じて重ねた講演に合わせて，彼は社会事業調査を進めていった．彼の満州視察に同行する菊池酉治や蓼沼強のような知己は，生江の社会事業への献身的な生涯から得られたものである一方で，政治的要職と比較的容易に接触する事ができた彼の立場は，戦争責任との関係においてきわめて危うい位置を示していた．

(1) 植民地社会事業

侵略戦争の結果，日本が軍事的に占領した地域において慈善救済と社会事業を確立していく動きは，その人道主義的な側面や贖罪意識をもった民間の実践が評価されることもある．しかし，そうした一面的評価は，植民地施策を肯定化し美化する役割を果たすことがある（永岡 1999a：7-9）．

近代日本が植民地化した地域は，①直接統治された台湾（1895-1945），樺太，併合植民地としての大韓帝国（朝鮮，1910-45），②租借地である関東州（1905-45），③委任統治区域としての南洋群島（1914-45），④一部統治区域（満鉄付属地），⑤傀儡国家としての「満洲国」（1932-45），⑥そのほかの占領地としての華北，華中，内モンゴル（1937-45），太平洋戦争軍政支配の及んだフィリピンなど大東亜共栄圏の国々があった（永岡 1996：52）．

中国本土には主権国家として軍事占領を受けなかった地域がある．関東州や満州が日本の準植民地であったのに対して，朝鮮や台湾ではより完成した植民地統治が実施されるなど，植民地で実施された社会事業の実態には統治支配の形態に伴う差異がある．

① 台湾の社会事業

1895 年に調印された下関条約で獲得した台湾を統治するため，日本は台湾総督府条例により民政を実施し，民政局長に後藤新平が就任する．

永岡は，日本統治下の台湾社会事業史を「植民地支配の開始から文民政策への転換」期（1895-1919），社会事業の成立，展開期（1920-36），「戦時体制と軍事援護事業の肥大化，皇民化政策との合体，戦時厚生事業政策への展開とその崩壊の時期」（1937-45）に区分した（永岡 1999a：10-13）．日本の領土として直接統治支配が実施された台湾は，朝鮮，関東州，満州と異なる特徴をもつ．

生江が台湾を訪問したのは 1923 年と 24 年の 2 回で，比較的穏やかな時期であった．

また，震災から 1 ヶ月ほど経った 1923 年 10 月初旬，生江は台湾を訪問した．3 週間程度の滞在で[372]，「台湾の高等官若しくは大学教授の夫人が多かった」桜楓会会員から厚い歓迎を受けたという[373]．

こうした外遊経験と人的ネットワークは，軍部が台頭する中で戦時厚生事業と植民地社会事業の遂行に利用されていった．

② 朝鮮の社会事業

日露戦争の最中に日本は大韓帝国と第 1 次日韓協約を結び，戦後の第 2 次日韓協約で韓国の外交権を掌握すると，漢城に韓国統監府を置き，伊藤博文が統監政治を開始した．ハーグ密使事件を経て，義兵運動と軍隊の衝突は頂点に達し，伊藤がハルビンで安重根に暗殺されると，翌年日

本は韓国併合を強行し，韓国の名称を朝鮮に，漢城を京城と改称し朝鮮総督府をおいた．植民地時代に土地を失って没落した小農民の一部は，仕事を求めて日本に移住した．

生江は生涯に 8 回朝鮮を訪問している[374]．その数は台湾，中国占領地と比べ突出している．

朴が指摘するように，彼は，現在の朝鮮における生活困難者の増大は「李朝時代晩年に於ける苛斂誅求の結果」[375]生じたものとして，日本の侵略戦争の責任を問うことがなかった．

③　中国占領地の社会事業

永岡は，中国占領地における社会事業の歴史を①日中戦争前（1937 年以前），②日中戦争期（1937 年），③1939 年 9 月以降の三つに時期区分している（永岡 2011：62-63）．永岡（2011）が指摘するように，中国占領地の社会事業は日本側から見れば軍事侵攻と占領政策の歴史であり，中国にとっては被占領下の抵抗と葛藤を孕む経験であった．

生江は，1922 年，満州鉄道株式会社・社会部からの招聘により，従業員家族のための慰安事業と一般社会事業について講演している．大連の本社で講習を行った後，各要地を巡講した．ハルピンまで旅行も試みた[376]．

生江は 1936 年，満鉄からの招聘で社会事業講習会に出席している[377]．この講習会には，矢吹慶輝も講師として招かれた．満州で発行されていた雑誌には，生江の講演内容が 5 ヶ月間連載されている．

講演後，生江は満州における公私社会事業を調査している．この調査に同行し視察を案内したのは，満鉄社会部に勤務し青山学院英文科出身の同窓であった蓼沼強である．生江はこの視察で蘇州，南京，済南，天津，北京，大連，旅順，奉天を訪問した．租界から租借地へ，植民地へと社会事業視察を実施したことになる．彼は同年 10 月に帰国した．

日中戦争開始後，1938 年には興亜院（42 年大東亜省に改組）が組織される．

永岡によれば，日本基督教連盟は満州開拓において，満鉄の協賛を得て 1940 年に満州基督教開拓村建設計画の具体化を図り，ハルビン市郊外に五族共和を掲げて設置した．同開拓村委員会の組織には，常任兼財務委員として賀川豊彦と杉山元治郎，財務委員として生江孝之，久布白落実らが名を連ねていた（永岡 2011：92）．

大門によれば，賀川は 1938 年 5 月に満洲を視察後，満州基督教開拓村を日本基督教連盟に提案し，満州の長嶺子と太平泰に二つの基督教開拓村を建設した．これらの開拓村には 70 世帯 216 人が参加し，そのうち帰国とともに生存が確認できるのは 123 名である．ほか死亡 54 名，負傷 43 名であった（大門 2009：89）．

生江は，1939 年 2 月，中国における社会事業並びに阿片麻薬中毒者救護状況調査のため出張し，5 月に帰国している．この時，一般社会事業以外にも，欧米の経営する中国占領地の社会事業，日本と中国が連携しての基督教社会事業の発展の可能性，緊急を要する事業は何かといった事項を調査した．この視察後の雑感について，『人道』には次のように記されている．

> 余は渡支して真の東洋平和建設には戦争の必要なることを知った．戦争はこの世の悲惨事の極みであるが，戦争を通し，事変の彼方に東亜の黎明を望む時，国力を賭し，事変目的達成のために戦わねばならぬ．（生江「中北支戦線の視察より帰りて」「『人道』第 73 号，1939 年 6 月 15 日発行）

戦争を肯定するこの記載は，生々しい戦場を目撃した後に日中戦争が長期化する中で「基督者としての吾等の使命」は「戦後に於ける先行軍とし，陛下の為め天父のため，基督の犠牲の精神に肖かって非常時克服，国家総力戦の第一線に愛と犠牲の誠を捧ぐべき」（前掲）と語られていることが，より深刻である．

翌1940年には，北京慈善の招請により顧問として発会式に出席した．

1943年3月，生江は大東亜省嘱託とし北支と内蒙への出張を計画していたが，大東亜省は中国に渡れば帰国できない可能性があると言明し，中止となった．

(2) 厚生事業研究会

社会事業はこの時期，厚生事業，戦時厚生事業と呼ばれるようになり，日中戦争の初期にあたる1938年1月，厚生省が設置された．政党政治の崩壊に伴い，政治・行政における地位と権限を低下させていた内務省は，戦時期にその機能を喪失しつつあった．

近代において内務省が担ってきた様々な業務は，社会の変化とともに肥大化し，総力戦体制の下では，国家が国民全体の生活と健康に関与し，これを保護する必要性が高まった．内務省の一部局であった厚生省は，その枠組みを超えて，国家中枢の機能を担うようになる．そこには，ソビエト連邦や中華民国など，社会主義体制を採る諸国家に対抗するという国際的な政治要請も背景にあった（内務省研究会編 2025：220-221）．これらは戦争を遂行するという目的のために実施された社会事業の否定と再編成の動きであった．

1942年10月，大政翼賛会厚生部に直属する厚生事業研究委員会が設けられると，生江は委員長に命じられた．委員会の構成員は次の通りである．

委員長　生江孝之（日本女子大学校教授）
委員　磯村英一（東京都渋谷区長）
谷川貞夫（財団法人共励館々長）
高木武三郎（財団法人上宮教会常務理事）
西条億重（厚生館々長）
大久保満彦（中央社会事業協会社会事業研究所主事）
小田倉一（大政翼賛会実践局厚生部副部長）
横田史郎（財団法人三井報恩会主事）
松島正儀（財団法人東京育成園園長）
丹羽昇（財団法人養育会常務理事）
松本征二（厚生省嘱託・大政翼賛会嘱託）
臨時委員　福山政一（中央社会事業協会事業部長）
　　水野六郎（厚生省理事官）
幹事長　牧賢一（大政翼賛会実践局厚生部主事）
幹事　　中山茂（大政翼賛会実践局厚生部主事）
（『戦時厚生事業運動の経過と概要』戦時厚生事業実践施設指導研究委員会）

厚生事業研究会は，1942年12月に戦時厚生事業整備拡充要綱を決定した．要綱は「大東亜戦争完遂のため（中略）在来の厚生事業（社会事業及び方面事業）を動員しその多年の経験と努力

とを直接生産部門に積極的に寄与せしめ，併せて国民皆働運動展開に伴ふ国民生活の援護保育に万全を期せんとす」とその趣旨を示した.

永岡は, 戦時期において日本のキリスト教が国家体制へと組み込まれていく過程を指摘し, 1944年の日本基督教団による書翰が戦争協力を宗教的に正当化する内容を有していたことを明らかにしている．また，こうした動きに対して，一部のキリスト者からは強い批判や反発も存在していたと述べている（永岡 2014：197-98）.

管見の限りでは，明治から昭和に至るまで，生江の社会事業に関する言説には，侵略戦争への明確な批判が見られない．本格的な近代兵器が使用された最後の近世的戦争と言われる戊辰戦争の敗者として，またキリスト者として，戦争の非人道的側面を具体的に批判する言説が確認できない点は，生江の思想的限界を考えるうえで重要である．しかし，第1章で述べた坂英力の子息のように，戦争の敗者として生き延びたことが，かえって他の地域や集団よりも天皇制への忠誠を誓う例となったことも考えられる.

戦争に勝つために国家総動員体制を築き，政治的にも，社会的にも，戦争を支持することが一般的な感覚であった中で，さらに健次の逮捕という衝撃と罪の意識が加わったところに，生江の発言と行動は構造的に行き詰まり自由を失っていったと考えられる. 戦争協力を強いられる中で, 生江は体制を批判するのではなく，次節に述べるように麻薬中毒者救護会の取り組みに邁進していった.

第２節　麻薬中毒者救護会の取り組み

1.　阿片からみる植民地戦争

(1)　　阿片・モルヒネ問題

麻薬中毒者救護会の取り組みを取り扱うに先立って，倉橋の研究に依拠しながら，阿片・モルヒネ問題について全体を整理しておこう（倉橋 1996・2008）.

阿片（Opium）とは，けしの液汁が凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く）をいう（あへん法第3条第2項）．従来，けしはインドから津軽に渡来し，京阪地方に流通したといわれている. 松本は17世紀に阿片が弘前藩の規制の下で採取されていたことを明らかにした（松本 1984：90）．室町時代から明治維新前後まで，日本のけし栽培は盛んに行われ，販売も自由であった.

阿片はモルヒネ・ヘロイン・コデインなど25種のアルカロイドを含むが，1805年，阿片からモルヒネを分離して取り出すことに成功したのはドイツの薬剤師・フリードリヒ・ゼルチュルネル（Friedrich Sertürner, 1783–1841）である．日本でも中国医学を通して阿片が鎮痛剤の効果をもつことは古くから知られ，医師・薬師の管理下でごく少量が外科手術後の痛みや重病時の苦痛緩和として使用されていた．江戸時代まで，阿片は慎重に使用すべき秘薬と見なされていた.

しかし，1875年に阿片専売法が制定されると，モルヒネ含有量8%以下のものは不合格として代金を支払わないという厳格な基準が適用され，ケシ栽培は衰退していった．ケシ栽培が衰えていく中で，国内の製造を牽引したのは大阪府と和歌山県である．日本の阿片王と呼ばれた二反長音蔵（1875-1950）は大阪府三島郡福井村（現在の茨木市）の農民で，けしの品種改良に取り組み「一貫種」という日本の標準品種を誕生させた.

阿片・モルヒネ類の生産・配布を国内で担当したのは内務省（1938 年以降は厚生省）である（倉橋 1996：33）．外地では，台湾総督府，朝鮮総督府などの植民地官庁，後には興亜院や大東亜省などが軍部とともに阿片政策に深く関わった．また，企業では，星製薬株式会社，株式会社ラヂウム商会，三共株式会社，大日本製薬株式会社が内務省からモルヒネ製造の認可を受けてモルヒネ類を生産していた（倉橋 1996：123-124）．ここにおいて，阿片は近代医療の切り札かつ国家統治の道具，戦争の資金源となった．

佐藤弘編『大東亜の特殊資源』（大東亜出版，1943 年）によれば，モルヒネの輸入量は戦争を契機に急速に拡大したが，1920 年の約 22 トンを頂点に減速し，1930 年には外国からの輸入は途絶える．代わって，外地では朝鮮（モルヒネ 0.3〜0.4 トン／年，ヘロイン 0.1〜0.15 トン），関東州（生産量不明），内地では 1935 年にモルヒネ 3.245 トン（世界生産量の約 1 割，世界第 4 位），ヘロイン 0.25 トン（世界生産量の 3.7 割，世界第一位）が製造されていた（佐藤 1943：21）．こうして，短期間のうちに日本は世界有数のモルヒネ・ヘロイン生産国となった．

(2)　日清戦争，日露戦争，第一次世界大戦と阿片

日清戦争で台湾を領有したことを契機として，阿片問題が勃発する．台湾での麻薬中毒者の実態に驚いた日本政府は，植民地当局に阿片の専売制度をしき，阿片の生産・供給を管理するとともに，けし栽培を禁止し，台湾における阿片中毒者を漸減する方針を採った．1897 年に台湾阿片令を発布した際，阿片中毒者は約 30 万人いたといわれている．

国際的には，西洋医学の導入とともにモルヒネ製剤が輸入・製造され，即効性のある鎮痛薬として重宝されるようになると，負傷兵のモルヒネ依存や常用・逸脱使用が社会問題となっていた．第一次世界大戦でモルヒネは負傷兵の治療の必需品となり，各国は莫大な量のモルヒネを生産した．戦争終結後，余ったモルヒネは麻薬として日本から中国へ密輸され，消費されていった．

倉橋（1996）の研究によれば，最初に国際的な会議で阿片問題が議論されたのは，1909 年 2 月の上海阿片会議である．議長を務めたアメリカが人道上の見地から徹底した禁止方針を打ち出す一方で，阿片戦争に勝利して巨額の利権を得てきたイギリスは強制力のない勧告的決議に留めようとした．

その後，1911 年 12 月にオランダのハーグで第 1 回国際阿片会議が開催され，翌年世界で最初の国際的な薬物規制条約であるハーグ阿片条約が締結された．この条約では，阿片・モルヒネ・コデインなどの阿片系薬物について，医療・学術目的以外の使用を制限し，製造・輸出入・販売については各国が法で管理すること，野放図な国際的取引を全面禁止ではないが国家管理の下に置くことを定めた．これは，薬物問題を各国の内政問題から国際問題へと格上げし，薬物への依存を道徳や個人の堕落ではなく，国家が共同で対処すべき問題と定義した点が画期的な意味を持った．強制力は弱く，列強の利害対立により実効性はすぐには高くならなかったものの，後の国際薬物条約の起点となった．第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議では，講和条約を調印・批准した国は，ハーグ阿片条約も批准したと同じ効果を持つとされた．

しかし，第一次世界大戦を契機に，内地阿片生産量は急速に拡大した．戦争で外国からの薬品輸入が途絶したため，内務省は国内生産に切り替える方針を採ったからである．他方で，1925 年のジュネーブ第一阿片条約，ジュネーブ第二阿片条約，1931 年の麻薬の製造の制限及び分配取締に関する条約は阿片・モルヒネ問題への国際的な規制の到達点を示すものであり，日本は 4 つの条約全てに調印・批准していた．

それにも関わらず，第一次世界大戦後の国際関係に伴って，日本はイギリスに代わって中国に対する麻薬類輸出の表舞台に立ち，そこで得た利益を手に中国への進出を狙い始めた．イギリスが阿片戦争を仕掛けた 19 世紀と異なり，ハーグ阿片条約など国際条約が存在し，それに調印した下での阿片・モルヒネ類の密輸は，倉橋が指摘するように非人道的かつ非合法的であった．

(3)　大連阿片事件

倉橋によれば，関東州における阿片戦略は台湾・朝鮮と異なる特徴を持って展開した．阿片の専売制を実施するということは，事業の所轄責任は植民地官庁にある．しかし，関東州では，現地の中国人や，土佐出身の実業家で憲政会の衆院議員を務めた石本鍖太郎（1864-1933），中国人による民間の慈善団体である宏済善堂に委任する形で特定の個人や団体に請け負わせていた．倉橋は，関東軍は阿片事業を実質的に掌握することで，機密費の捻出を図ろうとしたのではないか，と述べている（倉橋 1996：157）．

1919 年に起こった大連阿片事件は，関東庁の財団法人である阿片総局の小畠貞次郎が手配した三井物産の阿片を，内務官僚であった平岡定太郎（1863-1942）が大連駅で受け取り，天津へ密輸を図ろうとした事件である．医薬品として阿片を中国人に専売し，そこで得た利益を宏済善堂で病院を経営し阿片患者の救済にあてるという名目で，原と政友会の資金集めに平岡が組織的に関わっていたのではないかと疑惑がもたれた．

この事件は，既にハーグ阿片条約の加盟国であった日本の組織的関与が疑問視され，外交問題に発展し，日本の対中統治に対する不信感を一気に高めることとなった．以後，阿片取引はより秘密裏に満洲国の阿片専売制度が制度化されていくことになる．

(4)　満洲国の阿片政策

満州事変後に「建国」された「満洲国」では，1933 年 1 月に阿片法が施行された．

佐藤によれば，満洲国内阿片中毒者の煙膏消費推定量は少なくとも 1000 トン以上に上り，満洲国専売総局では全満中毒者推定数 100 万人，1937 年末に政府の吸飲証表を受けた中毒者数は 68.4 万余人であったという（佐藤 1943：162）．

阿片中毒はヘロイン中毒と比較すれば治療は容易であったが，中毒者の心身を破壊し，緩慢な死をもたらす．植民地統治の手段として，軍部，政財界，官僚の植民地支配に阿片戦略が深く関わっていた．

2. 麻薬中毒者救護会の展開

(1)　馬島潤と趙晟基

生江は 1932 年の健次の逮捕に関わってか，菊池の死にショックを受けたのか，しばらく麻薬中毒者の救済問題から離れていた．

ここに，医師の馬島僩（1893-1969）が現れた．馬島は，愛知県出身の医師・産児制限運動家で，賀川豊彦がスラム街にイエス団診療所を 1918 年に設立した際の協力者であった．1947 年 4 月に日本産児調節連盟を発足した際中心となった人物である．

馬島は，社会事業家としての生江とは異なる個性と行動様式をもつ人物であった．倉橋が指摘するように，女性関係は破滅的で堕落的な傾向があり（倉橋 1996：218），治安維持法に違反して逮捕されたこともあった．

馬島は「一生を野人で送ろうとする決意はますます堅く（中略）私は他人の袖にすがるしかない社会事業家というものにも，すでに見きわめをつけた」（馬島 1971：195）と述べている．馬島のこの発言の中に，社会事業家に対する侮蔑的な眼差しが透けて見えるが，馬島と生江との間には対立があったといわれている．

趙晟基（조성기，チョ・ソンギ）は，太平洋戦争後に在日本大韓人厚生会理事長として活動し，在日韓国人の生活困窮者救済や麻薬中毒者の更生，日韓親善に尽力した人物である．1925 年に北京から来日した趙は，麻薬中毒者救済のため，馬島に協力を要請した（馬島 1971：178）．馬島は深川や亀戸を含む江東地域で無産者診療所を運営しており，趙は越中島に患者収容所を設立していた．

(2) 東京府下の在日「朝鮮」人と麻薬問題

1930 年時点で，東京府内には約 3 万 4 千人の在日朝鮮人が居住していた．在日「朝鮮」人の中毒者の中には，朝鮮で既に中毒者となっていた者が移住したケースも想定される．こうして，移住する朝鮮人の増加に比例して，国内でもモルヒネ中毒者が増加していった．

彼らの多くは，日本人労働者が忌避するような低賃金かつ過酷な労働に従事していた．異なる風土や食文化の中で健康を損ねる者も多く，治療費の負担が重くのしかかった．

そのような状況下で，日本人医師が麻薬処方を行い，それを薬剤師が調合し，朝鮮人のブローカーが病人に無料で配布するという構造が形成された[378]．この過程で，医師や薬剤師が朝鮮人ブローカーと結託し，麻薬中毒者が大量に生み出される構図が生じた．

一度中毒となった朝鮮人は，麻薬購入資金を得るため軽微な犯罪を繰り返すようになり，結果として社会的な偏見と差別の対象となった．関東大震災後の流言による襲撃事件の影響もあり，1930 年代においても，朝鮮人に対する差別意識は根強かった．

(3) 麻薬中毒者救護会の設立と展開

① 麻薬中毒者救護会設立の趣意

生江は 1933 年，趙・馬島の勧誘を受けて麻薬中毒者の救済活動に参加し，麻薬中毒者救護会の設立時に常務理事として経営に関与した．この活動において，趙が事務を取り仕切り，馬島が治療を担当し，生江が資金面で支援を行うという体制が取られるようになった．

1933 年 2 月 17 日，麻薬中毒者救護会が設立され，馬島は自身の葛飾区の自宅を救護所として提供し，診療所を本所区に一時移転させた．生江は私財を投じ，資金や物資の調達を行った（倉橋 1996：221,『生涯』159 頁）．

次の史料 10 は，同会の設立趣意である．

史料 10　麻薬中毒者救護会の設立趣意

> 吾々は所謂伝染病の如何に恐るべきものなるかを知る．而して其の防止の為めには凡ゆる努力と経費とを払って惜まない．然るに阿片属麻薬の疫病に勝る惨害に就いては之を知る者すら尠く，世人の無関心なること実に驚くべきである．
>
> 今日其害悪は我が朝鮮を浸し進みて内地に及び我が国将来に対する一大脅威たらんとしている．即ち全国的統計のよるべきものはないが先に（昭和 4 年）大阪市の調査せる所によれば全市内の麻薬中毒者数は約三千七百名に余り，其後（昭和 7 年）其筋の調査によると東京在住朝鮮人三万四千四百人中中毒者約三千名を数えている．其他横浜，神戸，福岡等大都

市に於ても略之と同様の状態を想像するに難からず，而してそは概ね浮浪者乃至自由労働者に就いての調査なれど，此の外一般人中にも尠なからざる中毒者の在ることは事実の示すところであるばかりでなく，大陸渡航者の中にも之に感染し活動力を失い帰国するものも増大し，然も此等の数は年と共に増加の傾向に在ることを想えば実に憂うべきものがあるのである．

そもそも阿片属麻薬の身心に及ぼす影響は極めて深刻にして之が使用者は遂には高度の衰弱に由りて斃死（引用者注：行き倒れ）するに至るのであるが，然らざる迄も病人同様と化して労働能力を失い経済的破局を招来し，為に一家離散の悲劇を惹起することは往々見受くる所である．なお麻薬は自制力を弱め道徳観念を薄からしむ．故に失業無産の患者にあっては高価な薬費を得る為には結局掻払（引用者注：かっぱらい），窃盗，売春以外には選ぶべき途なき有様であって，之によりて社会の蒙る害毒は実に想像だに及ばざる程広範に亘っているのである．警察当局元より之を知り居るべく仮令取締上一時検挙することあるも一度禁断現象起らんか狂気の如く苦悶し遂には卒倒虚脱状態に陥るのが常であるから，已むなく之を放免する．放免すれば其犯罪を繰返すの外なく，要するに彼等の犯罪に対しては取締の途なき実情である．

然らば彼等の治療保護に当るべき別の方策乃至施設が講ぜられているであろうか．成程精神病者又は行路病者に対しては先に，監獄取扱の法令があり，其の他貧困病者，不良児童に就いても之が救済保護に関する法制並に社会施設は相当発達しているのであるが，独り麻薬中毒者に対してのみは殆んど此種救護の途が開かれていず，僅かに一部の方面委員又は朝鮮人有志の間に於て奉仕的な然し小規模不完全なる二三の施設が講ぜられているに過ぎない．之れ吾等の痛感に堪えざる所である．

此の放置し難き迄に其の害毒の浸潤せる麻薬問題に対して先づ政府が速かに然るべき対策を講ぜん事を切望して止まないのであるが然も他面麻薬が如何に猛威を振って我が同胞を浸毒しつつあるかを現実に見る時之は断じて袖手傍観徒らに政府対策の実現を俟つべき閑問題に非らずと信ぜざるを得ないものである．若し夫れ一度無産麻薬患者の悲惨なる姿――顔色泥の如く身体痩せ衰え不用意なる注射の為全身化膿し，且精神狂える其の惨憺たる光景を目撃せんか，恐らく何人と雖も之が救護予防は決して少数篤志家の手にのみ委ぬべからさる国家社会焦眉の急務なることを痛感するであろう．吾等乃ち其の恐るべき憂うべき惨状を座視するに忍びず茲に麻薬中毒者救護会を設立して相互依存の社会的事業に測り人類愛の精神に基き一面には当会の急務たる麻薬中毒者の治療救護に万全を期すると共に他面には麻薬害毒の防止除去の為に積極的活動をなし以て聊か社会共同の福祉増進に貢献せんことを期する次第である．

希くば大方諸賢の誠意ある後援を得て此の目的を達成せしめられんことを．

（出典：「麻薬中毒者救護会設立の趣意」『麻薬中毒者救護会年報』昭和 13 年度，1-2 頁）

② 麻薬中毒者救護会規則

次の史料は，麻薬中毒者救護会規則である．全文 18 条で構成されている．

史料 11 麻薬中毒者救護会規則

第一章 名称及事務所

第一条　本会ハ麻薬中毒者救護會ト稱ス
第二条　本会ハ事務所ヲ東京市神田区美土代町七番地東京基督教青年会館ニ置ク
第二章　目的及事業
第三条　本会ハ「モルヒネ」「ヘロイン」「コカイン」其他「阿片」属麻薬ニ因ル中毒者ヲ保護治療シ兼ネテ一般ニ麻薬害毒ノ防止除去ニ努力スルヲ目的トス
第四條　前條ノ目的ヲ達スル為本会ノ行フ事業左ノ如シ
一，麻藥中毒者ノ治療所並救護所ノ設立経営
二，麻藥並ニ中毒ニ關スル調査研究
三，麻藥害毒ノ防止除去ニ關スル社会教化並運動
四，被救護者ノ補導
五，其ノ他評議員会ニ於テ前条ノ目的ヲ達スル為ニ必要アリト認メタル事項
第三章　役員
第五条　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
理事十名以内評議員会ニ於テ会員中ヨリ之ヲ選定ス
若干會員中ヨリ之ヲ選定ス
理事ノ内一名ヲ理事長　二名ヲ常務理事トシ理事ノ互選トス
評議員若干名理事会ノ議決ヲ経テ会員中ヨリ理事長之ヲ選任ス
監事二名以内理事会ノ決議二依リ理事長之ヲ嘱託ス
第六条　理事ノ任期ハ二年トシ毎年其ノ半数ヲ改選ス
評議員ノ任期ハ三年トス　但シ再任ヲ妨ケス
補欠理事ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス　評議員ノ補欠者ニ付亦同シ
第七条　理事ノ任期満了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄ハ尚ホ前任者ニオイテ其ノ職務ヲ行フモノトス
第八条　理事長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ總理ス
常務理事ハ理事長ノ命ヲ承ケ会務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
顧問員及評議員ハ重大ナル事項ニ関シ理事長ノ諮問ニ応フ
監事ハ本会ノ財産及業務ノ状況ヲ監査スルモノトス
第五章　会議
第九条　理事會ハ理事会ヲ組織シ会務遂行上ノ一切ノ事項ヲ議決ス
理事会ノ召集開閉及議長ノ職務ハ理事長之ヲ掌ル
理事会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス　可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第十条　評議員会ハ毎年一回之ヲ開ク　但シ理事長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ会員三十名以上ヨリ会議ノ目的ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得
評議員会ハ評議員三分ノ一以上出席スルニ非ラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス
但シ同一事項ニ就キ召集再会ノ場合ハ此ノ限リニアラス
評議員会ニ於テ行フ選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ当選者トス
得票同数ナル時ハ抽選ヲ以テ之ヲ定ム
第六章　会員
第十一条　会員ヲ分ケテ左ノ三種トス
名誉会員　学識名望アル者又本會ノ為功労アリタル者ニ付理事会議決ヲ経テ理事長之ヲ推薦ス

特別会員　本会ノ趣旨ヲ贊シ援助ヲ与ヘタル者
正会員　本會ノ趣旨ヲ贊シテ入会シ毎月一定ノ会費ヲ拠出スル者
第七章
第十二条　本会ノ資産ハ左記各号ヨリ成ル
一，會員ノ拠金
二，官公衙ノ助成金及有志ノ寄付金品
三，諸種ノ財産ヨリ生スル果実補
四，事業ニ伴フ諸収入
五，其ノ他ノ雑收入
第十三条　本会ノ経費ハ資産ヲ以テ之ヲ支弁ス
第十四条　本会ノ資産ハ不動産ヲ除ク外確実ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入シ若クハ国際証券其ノ他確実ナル有価証券ヲ購入シ之ヲ管理スルモノトス
但シ必要アル場合ハ不動産ヲ買入ルルコトヲ得
第十五条　本会ノ毎年度経費ノ予算ハ評議員ノ議決ヲ経テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ付スルモノトス
第十六条　本会ノ年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
補則
第十七条　本会ハ其ノ遂行上必要ナル場合ハ役員ノ外幹事，書記長，書記其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得
前項ノ職員ハ名誉又ハ有給トシ理事長之ヲ任免ス
第十八条　本規則ノ施行ニ必要ナル所務規則，会計規定等ハ別ニ之ヲ定ム
（出典：「麻薬中毒者救護会設立の趣意」『麻薬中毒者救護会年報』昭和 13 年度，31-36 頁）

この規則からは，同会が単なる一時的救護ではなく，治療所・救護所の経営，調査研究，社会教化，被救護者の補導を含む包括的な社会事業として構想されていたことがわかる．すなわち同会は，治療と収容にとどまらず，予防，啓発，補導，社会復帰を含む実践を志向していたのである．

救護所の収容定員は 100 名で，当年の入院患者は 133 名，延べ人数では 10,604 名に上った[379]．1939 年には収容定員を 50 名に縮小している．

麻薬中毒者救護会の事務所は，東京市神田区にあった東京基督教青年会館に置かれた．

当初の役員は下記のように構成された．

理事長　長尾半平
常務理事　生江孝之　馬島潤
理事　益富政助，久布白落実，丸山傳太郎
評議員　山室軍平，賀川豊彦，高田畊安，安井哲子，小林富次郎，関屋貞三郎

倉橋は，麻薬中毒者救護会を支えた人物について，「日本のプロテスタントを代表するような大物たちが，一堂に会している（中略）さまは，まさに壮観で（中略）小さいけれども，おそらく，最も遅れて輝いた栄光」（倉橋 1996：225）であったと評価する．

生江は 1934 年に『同仁』で発表した「麻薬中毒者救護会」で，次のように述べている．

関東州に於ては大正 12 年政府の許可証を得た者のみ吸飲し得る規定を設け，そして専売制度の下に是が防止に力を尽くすに至ったのであるが，しかし現状を以てすれば，同地に於ける専売制度による吸飲者の防止運動は，必ずしも台湾のそれの如く成功したものとは言い得ないようである．（中略）単に阿片のみならず，満州に於ける麻薬類の密売が多数に行われ，殊にそれが満鉄付属地内に於いて濫行されていると称せらるる如きは国際的にも，道徳的にも一大恨事である（生江「麻薬中毒者救護会」『同仁』）．

この発言は，満州での麻薬密売と満鉄との関係を示唆するもので，国際的に違反であるばかりでなく道徳的に問題であることを明確に指摘したものである．人道主義的な問題意識が保持されていたといえる．また，次のように発言している点は，麻薬中毒者に対する社会事業家の視点として重要である．

（引用者注：朝鮮における麻薬）中毒者は如何なる人々であるかと云へば，その多くは日常の生活に脅威を受けている者，即ち貧困者であって，上中流者の多くは依然として登録制度から遁れ秘密裏に麻薬を使用しつつある．（中略）

朝鮮の治療所は半島内の主なる都市に於て設けられているが，その治療期間は先づ一ヶ月乃至一ヶ月半であって，その期間を経過すれば全治者として退所せしむるを常とする．然るに退所後の結果如何といふに，その五割乃至七，八割はまた再染するのでその効果は甚だ僅少なりと云はれて居る．それは如何なる理由に基づくかといへば，一つは中毒者は社会一般からは勿論，家庭からも非常に嫌悪されているので，漫然全快だと称して社会に送り出しても社会の信用を容易に恢復し得ない結果，依然無職の状態に陥るのと，又解毒後日極めて浅いのでまた再染し易い状態にある．要するに退所後の彼等の多くは適応する渡世の途を見出し難いといふのが常態である．（中略）是は単に数週間の収容治療だけでなく，農業なり手工業なりの授産場を設けて之に多数の解毒者即ち全治者を送り，そこで出来得るだけ個性に適った農業其他の職業を与へ，五，六ヶ月もしくは長きは一カ年授産所に保護して後心身の十分なる恢復を待って退所させる．なお退所に先ち親戚知己に紹介して十分保護の途を講ずる様努力する．結局この方法によれば前とは反対に七，八割は還元せずに普通の職業に従事し得る．（生江「麻薬中毒者救護会」『同仁』）．

生江が中毒者を「日常の生活に脅威を受けている者」と位置づけていることは，中毒者を社会事業の対象として捉える彼の視点を示している．また，「中毒者は社会一般からは勿論，家庭からも非常に嫌悪されているので，漫然全快だと称して社会に送り出しても社会の信用を容易に恢復し得ない結果，依然無職の状態に陥るのと，又解毒後日極めて浅いのでまた再染し易い」状態にあることを見抜き，治療施設には，中毒者の治療だけでなく，職業支援と生活の保護，心身の恢復を図る機能が必要であると提言しているのである．刑を終えて監獄から出所した人々が再犯を繰り返す構造と，中毒者が治療後に再び薬物に依存する構造は同じであったといえようか．

1938 年度における麻薬中毒者救護会の役員構成は以下の通りである[380]．

理事長　生江孝之
常務理事　小林誠

理事　岡弘毅，阿田茂，田川大吉郎，久布白落実，丸山傳太郎，松野菊太郎，益富政助，小崎道雄

幹事　松山常次郎

評議員は 34 名で構成され，井上秀子，原泰一，賀川豊彦，丸山鶴吉などの名前が連なっている．同会は東京府知事，東京府社会課長，三井，三菱，そのほか富豪・団体等から寄付を受け，1938 年には 100 人を収容し工場や運動場など必要な設備をもった施設を建設した．警視庁や内務省からも補助金が支給され，東京府知事からも 8,000〜9,000 円の支援があった．

(4)　戦況の進展に伴う発言の変化と警視庁の調査

しかしながら，戦況が厳しくなるにつれて，生江の発言は国際連帯や人道主義的な立場から離れていった．次の生江の発言は，恩賜財団済生会の発行した『済生』に掲載されたものである．

> 最後に考慮すべき特殊的問題は麻薬中毒者問題である．（中略）麻薬中毒者をいかに取り扱うべきかが大なる問題であるが，現在の如く中毒者及び解毒後の精神耗弱者を取締るべき何等の規定なきに於ては，之が収容，保護及び補導上非常な困難に陥るのである．それで国家が之が根治の必要を痛感する以上中毒者と之に伴う精神耗弱者に対して法的制裁を加えるの絶対必要を認むるのである．（生江「銃後の護りとその後に来るもの」『済生』15(1), 1938 年 1 月，14 頁）

彼は，この論考で「北支」と「満洲国」は「阿片国」かつ「麻薬国」であり，戦時下において植民地から内地に麻薬中毒者が増加する恐れがあるとして，海外からの「輸入中毒者」を極力排除することで「麻薬の惨害より我が大和民族を救ひ得る」と述べている．しかし，法的制裁と麻薬中毒者の移住の制限によって，この問題は解決するだろうか．戦争を仕掛けた日本による植民地の統治戦略によって阿片とモルヒネが流通していることを生江が理解していたことは，先ほどの叙述からも明らかである．しかし，ここで提言された内容は，従来の治療と職業教育，生活保護の包括的な保障から離れた，あまりに近視眼的な対応である．

さらに救護会の活動には困難も伴った．密売業者からの中傷や，保護者に対する虐待の疑いによる警視庁の調査が入り，5 名が有罪となった事件があった．その中で趙晟基も有罪判決を受け，馬島は収監された．

また，1940 年に理事の岡弘毅（1884-1939）が亡くなった．

その後，趙は満州へ渡り，在中国日本大使館を通じて軍部の支援を受け，現地で麻薬中毒者救済施設を設立している．生江は趙のために外交的な支援活動を行った．これ以後「軍部から重要な役目を委嘱」[381]され多忙であったという趙の役割についての評価は，分かれるだろう．既に述べたように，生江は菊池との関係から，中国での麻薬中毒者の救済に関心を払っていた．ここには，自身の果たせなかった役割を趙に託そうとする生江の意図を読み取る余地がある．

1933 年から 1940 年までに救護会が収容した人数は計 637 人で，そのうち朝鮮人が 377 人，内地人が 260 人であった．しかし，1943 年に経営難により機能を一時停止している．

(5)　生江の最終講義

生江は 1923 年から 1943 年まで日本女子大学校の教授を務め，社会事業を教えた．その間学生数は減少し，思想弾圧と検挙があり，「疾風怒濤の時代」を迎え，33 年，社会事業学部は家政学

部III類として改変された．後に日本社会事業大学で教員となる五味百合子（1913-2009）は1935年の卒業生で，36年から2年間母性保護連盟の職員を務めている．戦争末期になると，総動員体制の下で家政学部III類は家政科管理科へ再編され，44年10月から終戦まで管理科の学生は，赤羽にあった陸軍の兵器補給廠と西生田の学校工場に動員され生産に従事した．一番ヶ瀬はここに動員された一人だった．

生江は，最終講義において涙を流しながら，以下のように語ったとされる（一番ヶ瀬 2003：158）．

> これから自分は，余生を中国において麻薬中毒者の救護のために送りたい．中国で麻薬の密売業者をしている日本人たちがいる．ところが，日本人は治外法権であるため，中国の官僚はそれを取り締まれない．それをいいことにして，その大罪を平気で犯している．私は同じ日本人として，その罪を償わなければならない．それこそ，私の人生をかけてもやるべきだと思う．（一番ヶ瀬2003：158）

また，生江は麻薬問題が単なる国内の福祉課題にとどまらず，国際的な問題であることを強調し，再建を試みていた救護会の活動再開を願っていた．同時に，日韓親善の実現に強い希望を抱いていたことも語っている[382]．

一方で，生江らは朝鮮における日本側の政策を改めるよう政府へ批判，要求しなかった．倉橋はキリスト教人道主義の立場から長期にわたり救済活動を行なったこの活動を肯定的に評価しつつも，国家権力による犯罪を隠蔽する役割を演じたことを指摘する（倉橋 1996：232-233）．倉橋は，日本側が中国や朝鮮で行なった阿片・モルヒネ政策が非人道的なものであり，夥しい人々が塗炭の苦しみに喘いでいることを生江はよく承知していたにも関わらず，日本政府に対する批判は差し控え，最終講義で控えめに告発する程度であったことから，彼の姿勢には大きな限界があった，と指摘する（倉橋 1996：235）．

3. 戦時体制の終焉

（1） 健次の従軍と死

① 文藝春秋社

健次は，卒業後一年間就職に苦労したが，1937年から43年まで，文藝春秋社に勤務した[383]．

1941年6月，健次は大陸視察に特別に派遣されている．

また，43年の『文藝春秋』5月号は「農村何を為すべきか」をテーマに座談会を組み，特集論文として圓山兵吉「誠心恢復」，健次「奮ひ立つ農村」，中道千鶴子「農村の母子を守る」を掲載している．

しかし，フィリピンへ報道班員の徴用を迫られた文藝春秋社は，43年7月に江原謙三[384]と健次を特別に派遣する[385]．フィリピン派遣軍報道部嘱託という職名であった．

既に戦局は悪化していた．1942年1月にアメリカ・イギリス・ソ連・中国など二六カ国が連合国共同宣言に調印し，枢軸国対連合国の二大陣営の世界戦争の流れが形成されると，連合軍の総反撃により，ファシズム諸国は追い詰められていった．ミッドウェー海戦の惨敗（1942年6月5

日），ガダルカナル戦（43 年 2 月），アリューシャン列島のアッツ島の玉砕（43 年 5 月）について，国内では敗戦の状況は報道されていなかった．

その後も，日本軍はマリアナ沖海戦（44 年 6 月）で壊滅的打撃を受け，マリアナ諸島のサイパン島（44 年 7 月）のアメリカ軍占領で，太平洋における日本の制海権・制空権は完全に失われた．

② フィリピンでの戦死

1943 年 10 月に，大東亜共栄圏の建設を掲げてフィリピンに親日政権を成立させた日本の植民地支配は終焉を迎えていた．44 年 10 月 20 日から 25 日にかけて戦われたフィリピン沖海戦で日本軍は大敗し，特攻隊による攻撃を続けた第四航空軍はほとんど壊滅状態に瀕した．フィリピン南部のレイテ島に上陸したアメリカ軍が，首都マニラの奪回を目指し，まもなくルソン島に上陸することを参謀部は予測し，現地の日本人は帰国する船便もなく，資材兵力を輸送する船も撃沈され，ゲリラ軍に怯えて戦々恐々としていた．

函館市出身で，東京帝国大学仏蘭西文学科に小林秀雄や三好達治らと学んだ今日出海（1903-84，以下今と略す）は，1944 年 12 月 28 日に陸軍の報道班員としてマニラに到着した際の様子を次のように記している．

> 昔は壮麗なマニラ湾の落日を見んものと，住民は着飾って，海岸の遊歩道路をぞめいたものだが，僅か 3 年の後にそのような余裕を失って，マニラも近いうちに戦場になるのだという不吉な予感が，誰の胸にもはっきりきざしていた．湖のように静かで美しい湾内の眺めは一変していた．というのは，19 年 9 月の大空襲でマニラに碇泊していたあらゆる艦船は一隻残らず撃沈され，マストか煙突が醜く水面に顔を出しているのだから，海へ眼をやることは胸を痛ましめるだけで，フィリピン軍が面接している不幸な運命を予告しているような不気味な風景だった．
>
> 不気味なのは海だけではない．マニラ全体を蔽うている重苦しい空気そのものが薄気味悪い．バアタンの山々に真っ赤な太陽が沈むと，町々の交通は禁止される．禁止されなくても歩けたものではない．日本人とフィリピン人の乖離は極点に達し，日中でもヒリピン人は憎悪と軽蔑なくしては日本人を見ない．ゲリラの組織は拡大され，その活動は日一日と活発になり，暗い街を一人で歩こうものなら，日頃の怨恨は弾丸となって飛来する．（今 1978：8-9）

既に，日本軍司令部はマニラを放棄して避暑地バギオに疎開していた．アメリカ軍は解放年を宣言して町を戦禍から救ったのに対して，日本軍は僅かの陸兵を残して海軍にマニラを死守せよと命令した（今 1978：21）．

1 月 4 日，アメリカ軍はマニラからリンガエン湾一帯に爆撃を開始した．健次が最後に手紙を書いたのは，こうした逼迫した状況下の，1 月 4 日付の短信である．

> 東京の空襲に就ては，最近，詳細を知りました．上智町が無事であることを知り安心しました．何時まで此処に居るかわかりませんが，元気で暮して居ります．比島の作戦もいよいよ最後の決戦に近づきつつあります．日本の興亡を賭した決戦の年に，決戦の場所で過すことは，男子の本懐です．（『生涯』148 頁）

これは，生きて帰ることができなくなるかもしれないことを感知した健次の，最後の手紙であった．今は健次の友人だった．生江は，今を通して「健次の最後に近い状態を審らかに聴取」[386]した．今は，1月6日にマニラを退出する際，健次と交わした話を次のように記している（今 1978：25-6）．

文藝春秋社にいた生江健次君が見送りに来た．
「マニラに残ればいいのに…桐原(引用者注：慶應義塾大学野球部で活躍した桐原眞二中尉)さんと一緒に東の山へ入ろうとあんなに言ったのに，やはりバギオ（引用者注：陸軍首脳部が疎開した避暑地）がいいんですかね」
「だって部長の命令だもの」
「あなたさえ頼めばどうにでもなったのに…」
今になって生江君は私を誘惑する．彼も心細かったのだろう．
「丹ちゃん（引用者注：運転手・伊波丹次郎），この二人（引用者注：今と同行した里村欣三を含む）はね，年寄りだからお願いするぜ」
「大丈夫，ここではね，自動車の扱い方を知っている兵隊はいないんだからね．僕の車に乗ったのは仕合せですよ」
丹治郎君は兵隊でないことは既にその身装着（引用者注：彼は長髪で水色のシャツを着ていた）で判っていたが，何者だか見当がつかなかった．
生江君，この方を紹介してくれないかな．これから一緒に暮す人だし，今は一命を託しているんだから…」
「丹ちゃん知らなかったんですか．それは迂闊だったな．報道部の名物男ですよ．アメリカ育ちでね．アメリカびいきの戦争嫌いッて男です」（今 1978：25-6）

最後の決戦になることを覚悟し，桐原を中心に報道部の記者たちは東部山脈へ残ることを決断したというのに，結局陸軍首脳部と行動を共にするのか，という恨めしい健次の感情が透けて見える．また，20代の若い兵士が多い中で，40代の今と里村は「年寄り」だから頼むと伊波に依頼し，軽口を叩くところに僅かな余裕とユーモアが感じられる．

1月9日，アメリカ軍は164隻の大艦隊と19万の兵士を持ってリンガエン湾に上陸した．2月3日から一ヶ月間にわたって，アメリカ軍とマニラ海軍防衛隊の間で激しい市街戦が行われた．3月3日にはマニラを連合軍が制圧し，6月にフィリピン全島を奪回する．

マニラで今と別れ，東部山脈に立て籠った報道部記者は食料が途絶え，桐原は6月10日に，6月13日に江原が戦死し，健次は栄養失調となって7月14日に戦死（餓死）した[387]．38歳の若さであり，8月15日の終戦まであとわずか一ヶ月であった．

健次の死は，生江にとって戦争を抽象的な国家的事件ではなく，家族の喪失として経験させる出来事であった．戦時国家への協力を余儀なくされる一方で，その国家によって家族を失うという経験は，晩年の生江における罪責意識と救済実践の背景をなしていたと考えられる．

4. 戦後社会福祉への継承

最後に，簡潔に戦後の生江の歩みを確認しておきたい．

(1)　基督教社会事業家として

戦後，生江の文筆活動は活発ではなかったが，主にキリスト教社会事業団体を通じて，各種救済事業になお貢献した．

その最も大きな貢献は，ララ物資の救援活動である．第二次世界大戦で困窮に陥ったアジア，とりわけ日本，朝鮮，沖縄の人々を救済するために，1946 年 4 月，アメリカでボランタリー組織 Licensed Agencies for Relief in Asia（アジア救援公認団体，略称 LARA，以下ララ）が結成されたが，GHQ の統制下で，ララ救援物資中央委員会が設置されると，生江は 1946 年から 50 年までこの委員を務めた[388]．

ララ物資中央委員会を通じて，アメリカのキリスト教慈善団体や海外の日本人たちによって，米や麦，脱脂粉乳や砂糖といった食料，衣料，医薬品といった救援物資が寄贈された[389]．ララ物資は，児童福祉施設や保育所への支援を通じて，学童給食の再会や栄養状態の改善に貢献した．

戦後，駅の至るところに浮浪児たちが溢れ，貧困と犯罪が急増した．生江は戦後少年の逸脱行動が急増した背景として，従来の皇室中心の道徳観が失われたにもかかわらず，それに代わる新たな価値基準が確立されなかった点を指摘している[390]．しかし「皇室中心の観念を喪失したことは，日本の大局から考えた場合にそれが妥当であったと思われる点が少くない」のであり，「如何にして基準を求めるかが目下の問題である」[391]とする．

全日本基督教社会事業連盟と日本基督教団社会部連盟はフラナガン神父の少年の町に倣って愛児の家の建設を計画した．生江は連盟の会長としてこの計画に加わっていた．しかし，この建設過程で「放出物資に関して中間委託者間の不正暴露」疑惑が生じた．高橋は，不正疑惑に関する取材を契機に生江が強い衝撃を受け健康を害したとし，彼が生涯にわたり無報酬で社会事業に従事し，清廉潔白を貫いた人物であったと評価している（高橋 1973：415-416）．

また，生江は戦後財団法人愛隣会の理事を務めていたが，同法人が設立した日本で最初の有料老人ホームとなる日本基督教団敬愛寮の寮長，かつ理事長となった（高橋 1973：471）．

そのほか，生江は東京都共同募金会委員，善隣厚生会顧問，基督教社会事業同盟顧問，日本基督教協議会議員，国際社会事業会議日本国内委員会委員，日本社会事業短期大学顧問，社会福祉法人山梨立正光生園顧問，国際児童福祉連合日本国内委員会委員などを務めた．

戦前からの社会事業への貢献と，戦後のこうした働きに対して，1948 年 10 月 27 日，生江は林市蔵（1867-1952），小橋カツエ（1876-1964）らとともに社会事業功労者として召され，天皇と会食の栄誉を受けた[392]．57 年 5 月には，東京都知事からも社会事業功労者として表彰されている．

1954 年 6 月 26 日，中央社会館で生江の米寿祝が開催された．赤い烏帽子にチャンチャンコを着た生江の写真が『生涯』に掲載されている．

(2)　入院，そして死去

1956 年 1 月 10 日，生江は中野病院に入院した[393]．『生涯』の初出となる生江の口述記録は，月刊雑誌『福祉春秋』誌上に 1953 年 1 月から 1957 年 6 月まで掲載されたものである．しかし，1957 年 5 月から生江の病態が悪化したため，連載は内務省を辞職した 1923 年のところで止まってしまう．中断が惜しまれた自叙伝を継承するため，有志により，生江孝之先生自叙伝刊行委員会が作られた．

こうして，内務省辞職以降の生涯，「内務省辞職後の私」「濠州及びニュージーランドの調査」「次男健次の死」「古稀の祝」「麻薬中毒者問題」「麻薬中毒者救済と趙晟基氏」「外遊幾数回の回顧」「私の晩年（1）～（2）」「私の恩師」「私と社会事業との関係」は，病床の生江の口

述を，学生や記者が記録したものである．そのほか，未定稿「唐人お吉に関する調査研究」を付して，1958 年に『生涯』が刊行された．

生江は，国家の社会保障制度とソーシャルワーク技術に偏重した戦後社会福祉研究に懸念を表し，人格や道義といった考え方は，国家の責任において社会事業が行われる以上必要ないという風潮を批判した（生江 1955：57）．彼は「形式上の知識や制度のみでは，時に，或は覆いかくすべからざる病弊を残す」[394]とその危険性を指摘したのである．

生江は自身を「縁の下の力持ち」[395]であり，明治から大正，昭和，戦後を知る社会事業家として「他にその類がない」[396]と述べた．彼の自負がうかがえよう．

1957 年 7 月 31 日 23 時 15 分，東京都渋谷区上智町の自宅にて，生江は 90 年の生涯を終えた．生涯にわたる社会事業への貢献を評価され，正六位勲四等に叙せられた．

生江の自叙伝には，各界の著名人が哀悼の意を寄せている．

岸田到は，生江を人間味と愛情に富み後輩から深く慕われた社会事業家と評し，戦後は文筆活動を控えつつも，理論偏重で弱者への愛情を欠く風潮を批判する姿勢を示していたと述べている[397]．

8 月 12 日，青山学院 P.S 講堂で行われた社会事業葬には，700 余名の参加があったという．

全国社会福祉協議会民生委員部長の佐野恵作（1894-1959）は「その長い一生は悉く日本の社会事業史の縮図」[398] と評した．

> 政治に与せず，名声を求めず，淡々として斯の道一筋に生きぬいたところに先生の独壇場」があり，「先生のすき透るような声量と，皺一つなき清潔な顔と，その豊かな情感に終始した先生の姿こそ，「人間生江』の面目躍如たるものがある．（中略）まことに「先生の前に先生なく，先生の後に先生なし」と謂うべきか．（佐野恵作「生江先生のお葬儀」『生涯』354-355 頁）

日本基督教団総会議長であった武藤健（1893-1974）は，生江を信仰の人と評し，青年期にはドイツ観念論に傾倒しつつも，後にウェスレー的な体験主義へと転じ，彼にとって「信仰は経験であり，経験は即ち生活」であったと述べた[399]．

> 先生は良く私達に警告して申されました．「社会事業の無い信仰は空虚だ．空念仏だ．それは時代にとり残されるであろう．」その通りであります．しかし晩年の先生の心境を推察致しますと先生はこれに付け加えていわれたと思います．「信仰を伴うことのない社会事業も又根の無い仇花にすぎない」と．先生に於ては，この両者は実に，まさに一本の棒の両端の如く，車の両輪の如くでありました．（中略）
>
> 私自身先生に招かれて参りましたのは先生，昇天の二日前でありましたが，約十分間に亘って，先生独特の語調で真情あふるる御言葉を戴きました．その言葉の中に
>
> 「私は九十一年の生涯を省みて云い得ることは，私は恵まれていた，私は仕合せであったと云うことです．若くしてキリストを知り，九十一才の今日まで，その僕として歩まされて来ました．いろいろ間違いもあり，あやまちを犯しました．それはみんな水に流して戴きたい．しかし，今はっきり云い得ることは，私は感謝して私の生涯を閉じると云うことであります．感謝です．感謝です．」

これが先生のその時のお話の骨子でありました．（武藤健「生江孝之先生葬儀の辞」『生涯』358 頁）

武藤はパウロのテモテ後書（4–7）とヤコブ書（1-27）を持って葬儀の辞を終えた．孤児と寡婦を守る一節の引用は，生江の児童救済に身を捧げた一生への賛辞であるとともに，残された家族への愛が感じられる．

一番ヶ瀬は，生江がこれからの社会事業研究は社会保障と経済学をやらねばならないと主張し，自身は修正資本主義から社会主義に近い考え方をもっているということ，またサロン化した教会の形骸化を憂えていたと回想している（一番ヶ瀬 1971：146-147）．

さらにその人物像について，人間的情熱にあふれ，講義においても論理より感情をもって弱者の問題を訴え，「社会的罪」という視点から社会問題を捉える姿勢が印象的であったと述べている（吉田・一番ヶ瀬 1982：491-492）．

私は，その講義を受けた最後の学生ですけれども，例えば吉原の公娼の話などでも，さんさんと涙を流して説明をなさる．論理は，あまりおっしゃらない．言葉だけを聞いていると，何をおっしゃっているかよくわからない時が多いのです．しかし，例えばひとこと「人間の体が金で売られていいのか」とおっしゃりながら，ポロポロと涙を流して，10 分ぐらい立っていらっしゃる．後は教科書を読みなさいということでつぎに別なことをおっしゃるという具合です．

最後は中国のアヘン問題に取り組まれたのですが，そのときに常に「社会的罪」という言葉を使われました．だから罪ということを，個人的に内面的なものとしてとらえるとらえ方でおわっていない，それをさらに社会に広げて問う，その内面から社会に広がっていく感性が非常に強烈で豊かだったのではないかと思うのです．私は，生江先生ぐらいの方は，縦としては留岡先生に通じておられて，横の仲間としては賀川先生に通じるということで，ちょうど明治と大正の分水嶺におられた方だと思うのです．（吉田・一番ヶ瀬 1982：491-492）

生江は論理や制度に先立って，常に人間存在の苦悩に深く共感する感性と隣人愛を基盤とし，社会問題への応答としての社会事業研究と実践を継続した．一番ヶ瀬の証言には，その思想的特質が端的に集約されているといえよう．

生江は「教師の価値はその教育をしている当時よりも，卒業後に於いて非常に重大である」[400] と述べた．その言葉通りに，日本女子大学は，社会事業・社会福祉界で活躍する多くの人物を輩出した．その中には，一番ヶ瀬，五味，秋田美子（1908-1967），日本初の女性行政官僚となった谷野セツ（1903-1999），小島蓉子（1933-1993）などがいる．

また，戦後，教育基本法・学校教育法が公布され，新制大学として日本女子大学が発足し，家政学部社会福祉学科へ名称を変更させた．戦後教育は，占領軍の指導もあってアメリカで社会事業教育を視察した菅支那（1899-1982），アメリカの大学院で社会事業教育を受けた松本武子も加わって，アメリカ社会事業を導入する流れがあった．

日本女子大学では，一番ヶ瀬が社会事業史（欧米及び日本における近代社会事業の成立並びに発展の究明）を担当したほか，社会立法と社会福祉事業・行政を木田徹郎（1902-1971），児童福祉と社会福祉事業施設経営管理論を松島正儀（1904-1997）が教えた．社会心理学と社会調査を担当したのは南博（1914-2001）である．

家政学から独立し，福祉国家建設に対する時代的要望と高度の専門技術，積極的総合的な社会福祉への知識を教授することを意図して，1958 年に文学部社会福祉学科へ移行した．

1960 年度の社会福祉学科カリキュラムを見ると，一番ヶ瀬が社会福祉概論を教え，新しく江口英一（1918-2008）が教員として加わり社会保障，社会調査統計，生活構造等を担当している．そのほか，阿部志郎（1926-）は社会哲学を教授し，小川政亮（1920-2017）が社会福祉法制を講義した．日本女子大学の学風の形成に，生江の与えた影響は計り知れないものがあった．

第３節　本章の考察

1.　戦時厚生事業への包摂と社会事業の変質

本章では，日中戦争からアジア・太平洋戦争に至る戦時体制下において，生江の社会事業実践と思想がいかなる緊張を孕みながら展開したのかを検討した．

この時期，社会事業は，従来の貧困救済や生活保障の枠組みを超えて，国家総動員体制を支える厚生事業へと再編された．厚生省の設置，大政翼賛会の成立，厚生事業研究委員会の設置は，社会事業が国民生活の保護という名目のもとで，戦争遂行，労働力動員，銃後維持の制度的装置へと組み込まれていったことを示している．生江は，この過程において厚生事業研究委員会の委員長を務め，戦時厚生事業の制度化に関与した．したがって，晩年の生江を理解するためには，彼を戦時国家の外部に立つ批判者としてではなく，むしろその内部に位置づけられた社会事業家として捉える必要がある．

しかし，そのことは，生江の実践が戦時国家に完全に同化したことを意味しない．戦時厚生事業への関与は，彼の社会事業思想が国家目的へと回収されていく過程であったと同時に，国家が生み出した社会的被害に対して，社会事業家として応答せざるを得なくなる過程でもあった．ここに，生江の晩年における思想的緊張があった．

2.　麻薬中毒者救護会における救済倫理と統治性

麻薬中毒者救護会の実践は，この緊張をもっとも集中的に示している．同会は，在日朝鮮人や中国における麻薬中毒者の救護を目的とし，治療，収容，職業補導，社会復帰を視野に入れた実践を展開した．生江は，麻薬中毒者を単なる犯罪者や逸脱者としてではなく，「日常の生活に脅威を受けている者」として捉え，治療後の職業支援や生活保護の必要性を説いた．この点において，彼の視点は，麻薬中毒を個人の道徳的堕落に還元せず，生活困難，差別，貧困，社会的排除と結びつけて理解する社会事業的なものであった．

他方で，救護会の言説には，麻薬を「疫病」「害毒」とみなし，中毒者を社会秩序の危機として把握する統治的語彙も含まれていた．救護会は，人類愛と相互依存の精神に基づく救済事業であると同時に，麻薬の防止，取締，社会秩序の維持と結びつく側面を持っていた．したがって，麻薬中毒者救護会は，キリスト教的人道主義の実践であると同時に，戦時社会の統治的要請を帯びた事業でもあった．

この二重性を見落としてはならない．生江の救済実践は，国家の暴力に対する明確な批判として展開されたわけではなかった．しかし，麻薬中毒者を社会事業の対象として捉え，治療と生活再建の必要性を説いた点において，彼はなお自律的な倫理を残す救済の論理を保持していたのである．

3. 加害責任の自覚とその限界

生江の晩年において重要なのは，麻薬問題をめぐる彼の認識が，次第に日本人の加害責任の自覚へと接近していった点である．最終講義において，生江は，中国で麻薬の密売に関わる日本人の存在を批判し，「同じ日本人として，その罪を償わなければならない」と語った．この発言は，麻薬問題を単なる国内の福祉課題ではなく，日本の植民地支配と戦争責任に関わる問題として捉えたことを示している．

ただし，この認識には明確な限界もあった．生江は，日本政府や軍部による阿片・モルヒネ政策を正面から批判したわけではなく，朝鮮や中国における植民地支配の構造そのものを問うところまでは至らなかった．彼の批判は，主として日本人密売業者の「大罪」への告発にとどまり，国家権力による制度的犯罪を明示的に批判するものではなかった．そのため，生江の救済実践は，植民地支配が生み出した被害に応答するものでありながら，同時にその構造的責任を十分に問えないという限界を抱えていた．

ここに，生江の戦時期社会事業思想の核心的な矛盾がある．彼は，戦時国家の制度に組み込まれながら，その国家が生み出した被害者を救済しようとした．彼は，加害責任を自覚しながらも，国家そのものを批判する言葉を十分には持ちえなかった．この矛盾は，個人の良心だけでは，植民地支配と戦争を支える構造に対抗しきれないことを示している．したがって，生江の加害責任の自覚は重要であるが，それはあくまで日本人個人の罪責に向けられたものであり，帝国日本の制度的責任を問う水準には十分に到達しなかった．

4. 生江思想における「社会」の到達点

以上を踏まえるならば，第 8 章で明らかになる生江の晩年の思想は，社会事業を国家とも私的慈善とも異なる「社会」の領域として構想してきた彼の歩みが，戦時体制下で最も厳しい試練にさらされた姿であったといえる．

本論文がこれまで検討してきたように，生江は，貧困，犯罪，非行，疾病，生活困難を，個人の責任に還元するのではなく，社会的関係の中で生じる問題として捉えようとしてきた．麻薬中毒者救護会においても，彼は中毒者を処罰や排除の対象としてではなく，治療，保護，職業補導，生活再建を必要とする存在として理解した．この点では，彼の社会事業思想は晩年においても一貫していた．

しかし，戦時体制下において，「社会」は国家に包摂され，社会事業は戦争遂行のための厚生事業へと再編された．生江が構想してきた「社会」の領域は，国家から自律した救済の場であり続けることが困難になったのである．そのなかで彼が保持しえたのは，制度的批判ではなく，個人の良心に基づく償いの倫理であった．

したがって，生江の晩年の実践は，近代日本における社会事業の可能性と限界を同時に示している．すなわち，社会事業は，国家が取りこぼした生活困難を捉え，救済へと結びつける可能性を持つ．しかし同時に，国家が戦争と植民地支配を遂行する局面においては，その国家目的に回収され，支配の装置となる危険を孕む．生江の戦時期の実践は，この両義性をもっとも鋭く示すものであった．

本章の検討から，生江孝之の戦時期社会事業思想は，国家動員への協力と，そこに完全には回収されない生活困窮者への応答の論理とのあいだで形成されたことが明らかとなった．麻薬中毒者救護会の実践は，戦時国家が生み出した植民地主義的暴力に対する応答でありながら，同時に，その暴力を生み出した国家の制度的責任を明示できない限界を抱えていた．

この意味で，生江の晩年は，近代日本社会事業の到達点であると同時に，その歴史的制約を示す局面でもあった．彼は，個人の良心と社会的罪の自覚に基づき，なお救済の可能性を追求した．しかし，その救済は，戦争と植民地支配を支える国家構造の内側で行われたため，倫理的実践であると同時に，体制への包摂を免れえない実践でもあった．ここに，生江の社会事業思想が戦時体制下で到達した地点と，近代日本における社会事業そのものの歴史的限界が示されている．

終章

第１節　本研究の目的と課題の確認

本研究は，生江孝之（1867-1957）の生涯における主要な経験――キリスト教受容，欧米視察，感化救済・保育事業，社会事業教育，制度形成への関与，および『社会事業綱要』における社会事業論――を相互に関連づけて検討し，慈善から社会事業への移行を，断絶ではなく連続的な再編過程として捉え直すことを目的とした．

この目的のもとで，本研究は次の三つの研究課題を設定した．第1に，生江の生涯における経験が社会事業思想の形成にどのように作用したのかを跡づけること．第2に，欧米視察を通じて形成された社会事業理解が，日本における社会行政・自治・慈善・教育・制度形成のなかでどのように具体化されたのかを明らかにすることである．第3に，戦争責任・植民地支配・ジェンダー・優生思想等の批判的論点を，近代日本社会事業の制度化・国家化・戦時化に内在する歴史的条件との関係において再検討することである．

本研究が明らかにしたのは，慈善から社会事業への移行が，慈善の否定や制度的社会事業への単線的な発展としてではなく，慈善，感化救済，自治，社会行政，教育，制度形成といった諸要素が，近代日本の社会的・制度的文脈のなかで組み替えられていく連続的な再編過程であった，ということである．生江は，欧米社会事業思想を日本に単純に移植した人物ではなく，キリスト教的倫理，慈善救済の実践，欧米視察を通じて得た社会事業理解，内務省嘱託としての制度形成への関与，社会事業教育の経験を相互に接続し，日本における社会事業のあり方を構想した実践的思想家であった．

以下，各章で得られた知見を統合しながら，これらの課題に対する応答を示す．

第２節　各章の総括

第1章では，戊辰戦争後の士族層解体，仙台におけるキリスト教受容，宮城・北海道集治監での経験が，生江に，貧困を社会的変動のなかで捉える視点，人格的倫理，制度・生活環境への関心という三つの基盤を与えたことを確認した．

第2章では，第1回欧米視察を通じて，これらの基盤が，都市貧困への社会的認識と科学的調査・専門教育とを結びつける社会事業思想へと展開したことを明らかにした．

第3章では，神戸戦役紀念保育会の実践を通じて，欧米で得た知見が日本の都市社会の現実――民間慈善と行政的承認との交錯――のなかで再構成される過程を検討した．

第4章では，第2回欧米視察を通じて，生江の関心が慈善・感化救済から都市社会行政・田園都市・自治へと拡張し，社会事業を生活環境全体に働きかける営みとして捉える視座が形成されたことを示した．

第5章では，内務省・中央慈善協会・済生会・日本女子大学校を横断する生江の活動が，慈善を否定するのではなく，その倫理的契機を社会連帯責任のもとに再編成する過程であったことを論じた．

第6章では，『社会事業綱要』における自然貧・個人貧・社会貧の分類が，救済責任の所在を再配置する規範的枠組みであり，救貧から防貧，さらに生活保障へと社会事業の射程が拡張されたことを明らかにした．

第7章では，昭和恐慌から戦時体制へと向かうなかで，生江の思想が制度化と国家統制のあいだで揺れ動きながらも，キリスト教的人格観に基づく倫理的抵抗を保持し続けたことを示した．

第8章では，麻薬中毒者救護会の実践を通じて，戦時国家に包摂されながらも，国家が生み出した被害者への応答を試み続けた生江の晩年の思想的緊張と，その加害責任認識の限界を検討した．

第３節　研究課題への応答

1.　生涯における経験と実践を通じた社会事業思想の形成

第一の課題については，生江の生涯を貫く経験――士族層解体，キリスト教受容，監獄経験，欧米視察，神戸での実践，制度形成への関与，戦時厚生事業への関与――が，個別に完結した出来事ではなく，相互に接続しながら「貧困・逸脱を社会的関係のなかで捉える」という一貫した認識枠組みを形成していったことが明らかになった．

本研究が明らかにしたのは，生江の社会事業思想が，欧米視察によって突如形成されたものではなく，仙台におけるキリスト教受容，青山学院における神学的葛藤，監獄改良事業への関心，アメリカ留学およびイギリス・ヨーロッパ視察を通じて，段階的に形成されたということである．

(1)　キリスト教信仰と社会事業観

生江の思想の基底には，キリスト教に基づく隣人愛の精神があった．

生江の社会事業観は，欧米視察以前から形成されていた人間観および社会観を基調としており，視察経験はそれを根底から転換する契機というよりも，既存の理解を再編・補強する過程として機能していたことが明らかとなった．

戊辰戦争に敗れた仙台における生江のキリスト教受容について検討を行った結果，社会的危機を背景に，キリスト教が受容されたことを示した．戊辰戦争後の仙台における社会的・経済的危機，シュワルツを媒介とするメソジスト信仰の受容，青山学院時代の神学的葛藤は，生江における人格観と救済観の基盤を形成した．

キリスト教的倫理は，彼の社会事業論を貫く思想的基盤であった．禁酒家であった生江にとって，飲酒は低俗な娯楽であり，健康を害し，人間を退廃させるものとして捉えられた．それは『綱要』でも「個人貧」として表現されている．ただし，生江はスラム街における貧困を，道徳的退廃としてのみならず，社会構造に根ざした問題として理解していた．近代化は，独立した自由な個人を析出する．キリスト教プロテスタント・メソジストに基づく，人格主義を基調とする生江の救貧思想は，貧しさを単に経済的・物質的な指標で測れる次元でのみ捉えることをよしとしない．スラム街の描写にみられるように，生江は精神的・文化的・道徳的な貧しさにも目を向けていたが，それらは社会問題と密接に関連していることを正確に把握していた．

近代社会事業において，国家と自治体の関与が開始されるといっても，慈善救済事業におけるキリスト教の影響力は大きかった．感化事業講義録における「宗教上の感化最も必要なり」という彼の意訳にも，キリスト教信仰との関係から感化事業の意義を把握する思想を読み取ることができる．また，非行少年の処遇において一貫して人格の尊重という視点がイギリスで重要視されていたことを彼が読み取っていたことがうかがえる．

生江の社会事業論は，人格の概念を基盤とした．生江の子ども観には，後の児童権利思想に通じる側面が認められる．すなわち，子どもを単なる保護・矯正の対象としてではなく，適切な保護，教育，人格形成を必要とする存在として把握する視点である．こうした子ども観を支えたものに，子どもに対する共感，人格と個性を尊重するキリスト者の神学があった．生江は社会的弱者として子どもを捉えつつ，その権利と主体性，人格と個性についても，教育的観点から把握していた．

本研究が示したように，生江の欧米視察は，特定の制度や事業モデルを直接的に導入するための調査ではなく，社会問題に対する社会事業の実際の方法論を獲得していくための知的経験として位置づけられる．彼は，欧米社会事業を一つの完成された体系として受け取るのではなく，その背後にある思想，社会的条件，実践主体のあり方に注目し，それらを日本社会における課題認識と照合しながら理解していった．

(2)　欧米比較認識

アメリカにおけるチャリティおよびフィランソロピー，ソーシャルワークの実践と，イギリスを中心とするヨーロッパにおける社会行政の展開は，生江に異なる示唆を与えた．

生江は，アメリカの慈善救済に対して，それらが生活困窮を根本的な形では解決しないことをよく理解していた．一方で，イギリスにおける社会行政や自治の発展は，貧困問題への制度的対応の必要性を認識させる契機となったが，国家介入によって個人の能力と尊厳が奪われ，共同体と自治の機能を動揺させる可能性については一貫して慎重な態度を保っていた．

生江は，これらをいずれか一方の優位として整理するのではなく，両者の緊張関係そのものを社会事業の現実として理解していた．ある社会制度や思想を別の社会に移植するのではなく，異なる社会的・歴史的文脈に成立する価値観や実践を読み替え，緊張を保持したまま再構成する知的実践である．

さらに，第2回外遊において初めて把握される問題がある．労働者階級の形成とともに都市スラム街が社会問題として浮上しつつあっても，アメリカでは，少なくとも生江が注目した慈善・フィランソロピー・ソーシャルワークの文脈において，国家による包括的な生活保障よりも，民間慈善や専門的援助の役割が前面に現れていた．他方で，イギリスをはじめ，ドイツ，フランス，デンマークにおいては，国家，都市行政によって，貧困問題への具体的な政策が既に展開されていた．ヨーロッパ視察の経験は，アメリカで得た知見とは異なる福祉国家・福祉社会像を生江に示唆するものだった．

しかし，それは単なる慈善心や宗教的救済の理念にとどまるものではなかった．生江は，貧困者，児童，非行少年，病者，障害者を，単なる保護・矯正の対象としてではなく，保護，教育を受ける権利を持つ，人格を尊重されるべき存在として把握した．

この人間観は，生江の社会事業思想において，個人の人格形成と社会的環境の改善を結びつける視点として具体化された．生江は，貧困や非行を個人の道徳的欠陥のみに還元せず，生活環境，教育，家族，地域社会，労働，都市化，国家・自治体の役割との関係において理解しようとした．その意味で，生江の初期社会事業思想とは，キリスト教的人格観を基盤としながら，個人の救済を社会的条件の改善と結びつける思想であった．

欧米視察は，この思想を根底から転換させた契機というよりも，すでに形成されつつあった人格観・社会観を，社会事業の具体的方法論へと再編成する契機であった．アメリカにおけるチャリティ，フィランソロピー，ソーシャルワークの実践は，生江に個別的援助，専門的教育，実践家養成の意義を示した．他方，イギリスおよびヨーロッパにおける社会行政，自治，救貧制度，

児童保護，田園都市の視察は，社会問題への制度的対応の必要性を認識させた．生江は，これらをいずれか一方の優位としてではなく，民間慈善と社会行政，個人の人格形成と社会的環境の改善，宗教的実践と制度形成を結びつける課題として理解した．

したがって，第一の課題に対する結論は，次のようにまとめられる．生江の社会事業思想は，キリスト教的人格観を基盤とし，欧米視察を通じて社会問題への具体的方法論を獲得しながら，個人の人格形成，生活環境の改善，教育，自治，国家・自治体の関与を結びつける思想として形成された．それは，慈善を社会事業以前の未成熟な救済として否定するものではなく，慈善を人格倫理，感化，教育，他者への奉仕を含む実践的基盤として再構成する思想であった．

2. 慈善から社会事業への再編成を促した媒介者としての役割

第2の課題については，欧米視察で得た慈善組織化・専門教育・都市社会行政・田園都市論の理解が，神戸での実践，内務省嘱託としての制度形成，『社会事業綱要』における貧困論を通じて，日本の社会的・行政的文脈に即して具体的に翻訳されていったことを示した．

本研究が明らかにしたのは，生江が欧米社会事業の制度や技術をそのまま導入したのではなく，それらを日本の社会的・制度的条件に即して読み替えたということである．生江にとって社会事業とは，慈善救済，感化救済，保育事業，社会行政，教育，制度形成を別個の領域として扱うものではなく，生活困窮に対する総合的な応答であった．

神戸戦役紀念保育会における実践は，戦争によって生じた生活困難に対し，保育，教育，母親への働きかけ，地域社会の秩序形成を結びつけるものであった．そこには，感化救済事業の論理と，子どもを保護・教育する社会事業的実践とが重なり合っていた．また，内務省嘱託としての活動，中央慈善協会への関与，日本女子大学校における社会事業教育は，生江が社会事業を単なる救済実践ではなく，知として体系化し，専門的従事者を養成し，制度形成へと接続しようとしたことを示している．

その到達点の一つが『社会事業綱要』であった．『社会事業綱要』における自然貧・個人貧・社会貧の分類は，生江が貧困を単一の原因に還元せず，自然的条件，個人的条件，社会構造的条件の交錯として把握していたことを示す．生江は，個人貧についても単純に個人の過失や責任として処理するのではなく，身体的条件，生活環境，社会的重圧との関係において捉えようとした．また，社会貧の認識においては，貧困を産業制度や経済構造に由来する社会問題として理解していた．

しかし，生江の社会事業論は，社会貧の認識だけに収斂するものではなかった．彼は，社会的原因を重視しながらも，個人の人格形成，道徳的自律，家庭・地域・自治の役割を重視し続けた．ここに，生江の社会事業理解の特徴がある．すなわち，生江にとって社会事業とは，国家による生活保障へと単線的に向かう制度構想ではなく，慈善，教育，自治，社会行政，専門性，制度形成を組み合わせることによって，生活困窮に応答しようとする総合的実践であった．

それゆえに，生江の社会事業理解は，一貫した理論体系として完成されたものではなく，むしろ慈善と社会行政，民間と国家，個人の道徳的形成と社会的統制といった複数の原理のあいだで調整を試みる過程そのものであった．欧米視察は，その調整を促す契機として機能し，彼にとって社会事業とは，単に貧困を管理・救済する制度ではなく，社会秩序のあり方そのものを問い直す実践領域として構想されていった．

生江は，一貫した体系を提示する思想家ではなく，むしろ社会の矛盾や緊張を引き受け続けることで思考を展開した実践的思想家であった. 彼は, 慈善と社会行政といった二項対立を超えて，それらをいかに調停しうるかという問題意識のもとで欧米社会事業を読み替え，日本社会の歴史的・文化的文脈に即して再編成していった.

したがって，第二の課題に対する結論は，次のようにまとめられる．生江の社会事業理解は，欧米思想の単なる受容ではなく，日本社会の文脈における再構成の過程であった．彼は，慈善と社会行政，民間実践と国家・自治体の関与，個人の人格形成と社会的環境の改善を対立させるのではなく，それらを相互補完的に組み合わせることで，近代日本における社会事業の枠組みを形成しようとした．その意味で生江は，一貫した理論体系を提示した思想家というよりも，複数の原理のあいだで調整を試みた実践的思想家であった.

3. 戦時体制下における内在的緊張と葛藤

第 3 の課題については，生江の思想が，国家の救済責任の拡充を求めながらも，国家の統治論理そのものへの根本的批判には至らず，また戦時期の加害責任認識も日本人個人の罪責の告発にとどまり，帝国日本の制度的責任を問う水準には十分に到達しなかったことを確認した.

生江は，個人の人格を尊重し，生活困窮者の救済に生涯を通じて取り組んだ．しかし，その人格理解は, 常に一定の道徳的規範や生活規範と結びついていた. そのため, 救済はしばしば教育，感化，矯正，良民化，社会統合の論理と接続した．このように再定義された生江像は，その功績と同時に限界をも可視化する．彼の社会事業構想は，プラグマティックな柔軟性を持つ一方で，秩序維持や規範的判断と結びつくことで，排除や差別を正当化しうる契機を内包していた.

この二重性は，平時においては慈善救済，保育，教育，社会事業教育，制度形成の論理として機能した．しかし，社会事業が国家によって制度化され，さらに戦時体制のもとで国家化・統制化されていく過程において，生江の思想に内在していた包摂と統治の緊張は，より鋭く顕在化した．この限界は，生江個人の思想的欠陥としてではなく，近代日本社会事業の制度化・国家化・戦時化に内在する歴史的制約として理解されるべきものである.

以上, 本研究は, 生江を一貫した理論家や制度設計者として描くのではなく, 慈善と社会行政，包摂と排除，国際性と国民性の狭間で思考し続けた媒介者として位置づけることで，これらの批判的論点を思想史的文脈の中に再配置した.

以上の検討は，生江という個別的事例を超えて，近代社会事業思想が本質的に抱え込んできた包摂と統制, 規範と抑圧の二重性を照射するものである. 生江の社会事業理解に見られる課題は，例外的な逸脱ではなく，近代社会事業思想が成立する条件そのものを示す指標であった.

この意味で生江は，近代社会事業思想の矛盾を乗り越えた存在ではなく，それを可視化し，制度化の過程で具体的に引き受けた存在として位置づけられよう．生江の社会事業思想は，国家，宗教，社会という複数の価値の間に内在する矛盾を抱えながら展開した思想であった.

生江は，生活困窮者の救済について，具体的かつ実践的な方法を生涯探索し，実践を続けた人物であった．その意味で，彼の研究調査方法は，アメリカのプラグマティズムやイギリス経験論により接近したものであった．人々の生活不安と救済の現場に，真摯に社会事業家として向き合い逃げなかった．それゆえ，戦時体制に利用されながら麻薬中毒者を救済し続けた．彼の生涯と社会事業思想は，日本における近代化の矛盾を体現するものだったといえよう.

第４節　本研究の学術的意義と課題

本研究の意義は，序章で示した2点，すなわち近代日本における慈善・救済の近代化と国際的交流の理解，およびソーシャルワーク教育における人物史の再考に加え，戦後世代による批判的研究への思想史的応答という点に確認される．

第 1 に，本研究は，生江を「社会事業の父」という固定化された神話的イメージから解放し，複数の社会構想のあいだで思考と実践を調整し続けた主体として描き出した．

第2に，本研究は，制度史の補足自体を目的とするのではなく，生江を制度形成の担い手であると同時に社会理解を媒介した思想形成の主体として捉え直すことにより，人物史・思想史・社会事業史を架橋する視座を提示した．これにより，慈善から社会事業への移行を，福祉国家形成史の前段階としてではなく，慈善・道徳・共同体を内包した社会構想の再編過程として位置づけた．

生江の社会事業思想は，近代日本において社会事業が何でありえたのかを示すと同時に，何でありえなかったのかをも示している．その意味で彼の思想は，完成された理論ではなく，近代社会事業の可能性と限界を同時に照射する歴史的実践として位置づけられる．

本研究にはなお限界がある．

第1に，本研究は生江個人の思想形成過程に焦点を当てており，同時代の他の社会事業家（留岡幸助や山室軍平等）との比較を通じた相対化は十分に展開できていない．今後，比較史的検討を通じて，生江の思想形成の特徴をより相対的に位置づけることが求められる．

第2に，ジェンダー・植民地支配・優生思想に関する批判的論点は，各章において限界として言及したものの，独立した主題として体系的に論じるには至っていない．内務省嘱託としての15年とその後の植民地社会事業への関与については，思想史的考察に加えて，植民地支配を被った中国から見た歴史像と，韓国から見た歴史像と突き合わせる作業が求められる．戦時体制下の生江の言説と具体的実践との関係，ならびに東アジアを含む比較思想史的検討を通じて，本研究で提示した視角をさらに深化させることは，今後の課題である．

第 3 に，使用した史資料は，生江自身の著作・講演記録・関係雑誌に依拠する部分が大きく，被救済者・関係者の視点からの史料的裏づけには制約がある．今後，国内の人物との関係，慈善救済，社会事業家との交流から，彼の思想形成を読み解いていくこともまた，十分にできなかった．既に社会事業史研究で検討されている史実もあるが，それぞれの関心から描かれた生江像の一つの断面であり，相互検証が必要である．手紙や日誌，施設関係史料などから，史料に即して交友関係から史実に迫っていくことは，残された課題である．キリスト教と社会事業の関係についても，キリスト者としての彼の教会での発言，その影響，セツルメントへの関わりなど，具体的な教会と地域社会との関係で彼がどのような役割を果たしたのか，キリスト教信仰の視点からも，さらに分析が必要である．

あとがき

本研究の構成と初出論文（研究ノート，調査報告を含む）の関係は以下のとおりである．ただし，博士学位論文をまとめるにあたり，大幅な加筆修正を行った．

第 1 章	• 「生江孝之の社会事業論――人と思想」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』第 23 号, 2017 年
第 2 章～第 3 章	• 「生江孝之の救貧思想――1886～1909 年を中心に」『東京社会福祉史研究』第 13 号, 2019 年
	• 「生江孝之と感化船 Empress――1903 年のイギリスにおける思想形成」『東京社会福祉史研究』第 19 号, 2025 年
	• 「生江孝之のイングランド慈善理解――バーナード・ホームの視察を手がかりに」『東京社会福祉史研究』第 20 号, 2026 年
第 4 章	• 「生江孝之と部落問題――神戸時代を中心に」『部落問題研究』第 225 輯, 2018 年
第 5 章～第 6 章	• 「生江孝之の第 2 回外遊――田園都市とグラスゴー」『社会事業史研究』第 64 号, 2024 年
第 7 章	• 「大正後半期における貧困観の旋回――『社会貧』認識の形成をめぐって」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』第 20 号, 2012 年
	• 「生江孝之の『社会事業綱要』における貧困理解――E. T. Devine との比較を通して」『福祉社会開発研究』第 21 号, 2026 年
第 8 章	• 「生江孝之と融和事業――1920 年代の社会教化をめぐって」『部落問題研究』第 230 輯, 2019 年

本書の執筆にあたって，多くの方々の助言と協力を得た．とりわけ，日本福祉大学の永岡正己先生，木全和巳先生，伊藤文人先生，ノートルダム清心女子大学の杉山博昭先生には，長期にわたってご指導をいただいた．最後に深くお礼を申し上げたい．

本研究で示した議論には未解明の点も多く，今後も引き続き資料の検討と批判的考察を重ねていく必要がある．それらについては，今後の課題としたい．

文献

邦語文献

愛知県内務部編・発行（1917）『内務省主催咸化救済事業地方講習会講演集』.
秋元美世編（2010）『リーディングス　日本の社会福祉 5　社会福祉の権利と思想』日本図書センター.
秋元美世（2014）「社会福祉における権利構造の特徴と課題」『社会福祉研究』120，5-12.
青木紀（2010）『現代日本の貧困観――見えない貧困を可視化する』明石書店.
東秀紀・風見正三・橘裕子・ほか編（2001）『「明日の田園都市」への誘い――ハワードの構想に発したその歴史と未来』彰国社.
中部社会事業短期大学編（1955）『輝く奉仕者，近代社会事業者功労伝』近代社会事業功労者刊行委員会.
中央社会事業協会 (1974)『日本社会事業年鑑』（1933 年版～1943 年版，複製）文生書院.
土井健司 (2016)『救貧看護とフィランスロピア』創文社.
同志社大学人文科学研究所編 (1993) 『山室軍平の研究』同朋舎出版.
同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究会編 (1973)『日本の近代化とキリスト教』新教出版社.
同志社大学総合情報センター編（2003）『生江文庫目録（生江旧蔵書）』同志社大学総合情報センター.
江口英一・川上昌子（2009）『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社.
遠藤興一（2010）『天皇制慈恵主義の成立』学文社.
遠藤興一（2012）『15 年戦争と社会福祉――その両義性の世界をたどる』学文社.
江連崇（2018）「明治日本における『更生』思想――監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐって」専修大学大学院文学研究科 2018 年度博士学位論文.
藤野裕子（2015）『都市と暴動の民衆史：東京・1905-1923 年』有志舎.
藤谷陽悦（1996）「大正期における東京近郊の田園都市事業に関する研究――大船田園都市株式会社の活動を通して」東京大学工学系研究科 1996 年度博士学位論文.
玄田悠太・中島直人（2025）「社会改良運動を通じた田園都市の受容過程――内務省地方局関係者による田園都市をめぐる言説に着目して」『都市計画論文集』3, 1798-1805.
五味百合子編（1973-85）『社会事業に生きた女性たち（正・続・続々）』ドメス出版.
半田元夫・今野國男編（1977）『キリスト教史I』山川出版社.
長谷川貴彦（2014）『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会.
長谷川良信（1919）『社会事業とは何ぞや』マハヤナ学園.
橋本伸也・沢山美果子（2014）『保護と遺棄の子ども史』昭和堂.
本間義人（1988）『内務省住宅政策の教訓――公共住宅論序説』御茶の水書房.
堀川奈津枝・園川緑・中嶌洋（2013）「学童保育の起源と展開に関する一考察」『帝京平成大学紀要』24（2），305-24.
細井勇（2009）『石井十次と岡山孤児院――近代日本と慈善事業』ミネルヴァ書房.
細井勇・小笠原慶彰・今井小の実・ほか編 (2017)『福祉にとっての歴史 歴史にとっての福祉――人物で見る福祉の思想』ミネルヴァ書房.
保谷徹（2007）『戊辰戦争』吉川弘文館.

一番ヶ瀬康子（1956）「成瀬仁蔵氏の『社会事業教育観』」『社会福祉』第3集，日本女子大学社会福祉学研究会，19281年.
一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子ほか編（1962）『日本の保育』ドメス出版.
一番ヶ瀬康子（1963）『アメリカ社会福祉発達史』光生館.
一番ヶ瀬康子（1964）『社会福祉事業概論』誠信書房.
一番ヶ瀬康子（1969）「生江孝之――社会事業一筋」『月刊福祉』52（10）.
一番ヶ瀬康子（1971）「生江孝之著『社会事業綱要』と山口正著『社会事業研究』」『社会福祉研究』8
一番ヶ瀬康子（1974）「生江先生のこと」『望星』5（9）.
一番ヶ瀬康子（1983a）「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集3児童と社会』日本図書センター，1-12.
一番ヶ瀬康子編・解説（1983b）『生江孝之集』鳳書院.
一番ヶ瀬康子（1995）『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集第2巻 社会福祉の歴史研究』労働旬報社.
一番ヶ瀬康子（1996）「解説」『社会事業綱要（戦前期社会事業基本文献集 28）』日本図書センター.
一番ヶ瀬康子（2003）「生江孝之の業績」同志社大学総合情報センター編『生江文庫目録（生江旧蔵書）』同志社大学総合情報センター，157-159.
市瀬幸平（1981）「キリスト教と社会事業――生江孝之の社会事業論」『関東学院大学人文科学研究所報』4，5-18.
市瀬幸平（2004）『イギリス社会福祉運動史』川島書店.
伊ケ崎暁男（1979）「子どもの権利の先駆的思想――賀川豊彦の『子どもの権利』」『国民教育』42，132-137.
飯沼一省（1969）「田園都市論の伝来」『季刊国土』3-5.
池田敬正（1986）『日本社会福祉史』法律文化社.
池田敬正（1989）「小野慈善院の成立」『京都府立大學學術報告. 人文』41，21-54.
池田敬正（1990）「救済と慈善のすすめ――小野太三郎考」『部落』42（2），8-14.
池田敬正（1994）『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社.
池田敬正（2011）『福祉学を構想する』高菅出版.
池田敬正・池本美和子（2002）『日本福祉史講義』高菅出版.
池本美和子（1999）『日本における社会事業の形成――内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社.
池本美和子（2007）「社会福祉と社会連帯思想」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版，276-277.
井上清・渡部徹編（1959-62）『米騒動の研究』全5巻，有斐閣.
井上友一（1909）『救済制度要義』博文館.
石田雄（1983）『近代日本の政治文化と言語象徴』東京大学出版会.
石井洗二（2014）「『慈善事業』概念に関する考察」『社会福祉学』第5巻3号1–11.
石光和雅（2011）「わが国における医療ソーシャルワークの成立と展開に関する基礎研究」『静岡福祉大学紀要』7，39-51.
石附実（1989）『近代日本社会とキリスト教』同朋舎.
石附実（1972）『近代日本の海外留学史』ミネルヴァ書房.

伊藤文人（2023）「『社会福祉発達史』研究の射程と展望（その3）ポピュラー・ソーシャルワークとは何か？」『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第147号，53–81.
伊藤信哉・萩原稔（2015）『近代日本の対外認識I』渓流社.
色川大吉・逸見秀雄・佐藤憲一編（1978）『明治大正図誌 6 東北』筑摩書房.
岩田正美・田端光美・古川孝順編（2013）『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討――生活権保障の視点とその広がり』ミネルヴァ書房.
賀川豊彦（1933）『農村社会事業』日本評論社.
神木康代（1980）「明治後半期における保育事業――神戸戦時保育所を巡って」『四條畷学園女子短期大学研究論集』14，40-54.
神木康代（1981）「明治末・大正期における保育所経営の財政基盤――神戸『戦役紀念保育会』」『四條畷学園女子短期大学研究論集』15，33-51.
上笙一郎編（1995-96）『日本「子どもの権利」叢書』（全20巻，別巻1）久山社.
金澤周作（2008）『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会.
金澤周作（2021）『チャリティの帝国』岩波書店.
金澤周作・帆刈浩之・松沢裕作・三浦徹編（2025）『福祉の世界史』有斐閣.
金田耕一（2022）『貧民のユートピア――福祉国家の思想史』風行社.
金子光一（1997）『ビアトリス・ウェッブの福祉思想』ドメス出版.
金子光一（2005）『社会福祉のあゆみ――社会福祉思想の軌跡』有斐閣.
片木篤（2023）『チョコレート・タウン――〈食〉が拓いた近代都市』名古屋大学出版会.
片岡優子（2011）『原胤昭の研究――生涯と事業』関西学院大学出版会.
加藤喜之（2025）『福音派――終末論に引き裂かれるアメリカ社会』中央公論新社.
川端美季（2010）「明治・大正期における公衆浴場をめぐる言説の変容――衛生・社会事業の観点から―」『立命館人間科学研究』21，119-132.
川端美季（2016）『近代日本の公衆浴場運動』法政大学出版.
川端美季（2024）『風呂と愛国――「清潔な国民」はいかに生まれたか』NHK出版.
河西英道（2013）「近代日本と東北・東北人論」大門正克・岡田知弘・川内淳史ほか編『生存の東北史』大月書店，53-100.
河西英通（2018）「東北史から全体史へ――格差の歴史，序列の歴史，差別の歴史」『部落問題研究』第225号，115-135.
加山弾（2009）「コミュニティ・オーガニゼーション理論生成の系譜」『東洋大学社会学部紀要』47（1），81-96.
風早八十二（1937）『日本社会政策史』日本評論社.
木原活信（1998）『J. アダムズの社会福祉実践思想の研究――ソーシャルワークの源流』川島書店.
木原活信（2023）『ジョージ・ミュラーとキリスト教社会福祉の源泉――「天助」の思想と日本への影響』教文館.
紀平英作編（1999）『アメリカ史』山川出版社.
菊池正治・清水教惠・田中和夫ほか編（2014）『日本社会福祉の歴史 付・史料――制度・実践・思想』ミネルヴァ書房.
菊池正治・阪野貢（1980）『日本近代社会事業教育史の研究』相川書房.
木村寿（1979）「社会事業史上における生江の位置について」『歴史研究』17，35-45.

木下比呂美（1979）「母性保護論争と子どもの権利」『教育学研究』46（1），1-10.
北原糸子（2023）『震災復興はどう引き継がれたか――関東大震災・昭和三陸津波・東日本大震災』藤原書店.
キリスト教社会問題研究会編（1963）『日本におけるキリスト教と社会問題』みすず書房.
神戸市編・発行（1924）『神戸市史』.
小泉純一（2000）「文学と福祉の接点――ディケンズが『オリバー・ツイスト』に託したもの」『日本福祉大学社会福祉論集』102, 75-91.
厚生省医務局編（1955）『医制 80 年史』.
厚生省 20 年史編集委員会編（1960）『厚生省 20 年史』厚生問題研究会.
厚生省 50 年史編集委員会編（1988）『厚生省 50 年史』（記述篇・資料篇）厚生問題研究会.
倉橋正直（1996）『日本の阿片戦略――隠された国家犯罪』共栄書房.
倉橋正直（2008）『阿片帝国・日本』共栄書房.
倉持史朗（2017）「田中太郎の感化教育論」細井勇・小笠原慶彰・今井小の実・蜂谷俊隆編『福祉にとっての歴史　歴史にとっての福祉――人物で見る福祉の思想』ミネルヴァ書房，51-73.
馬渕彰・平松英人編（2024）『黎明期のキリスト教社会事業――近代都市形成期における挑戦と苦悩』教文館.
町田祐一（2016）『近代都市の下層社会――東京の職業紹介所をめぐる人々』法政大学出版局.
馬島僩（1935）『麻薬中毒者と哭く――東亜を阿片から解放せよ』亜細亜政策研究所.
馬島僩（1971）『激動を生きた男――遺稿馬島僩自伝』日本家族計画協会.
松原宏之（2022）「救貧問題と名望家の再編――ニューヨーク貧民化防止協会（1817-1823）の盛衰」『史苑』82（1）, 13-36.
松本明知（1984）「津軽の阿片に関する新知見」『日本医史学雑誌』30(1), 90-93.
松沢裕作（2022）『日本近代社会史――社会集団と市場から読み解く 1868-1914』有斐閣.
三上邦彦（2013）「トーマス・ジョン・バーナード――児童救済事業のパイオニア」室田保生編『人物でよむ西洋社会福祉のあゆみ』112-118.
三上邦彦（2017）「イギリスにおける社会福祉アーカイブの紹介――Barnardo's Making Connection の活動」『社会事業史研究』51, 126-130.
民生委員制度 40 年史編纂委員会編（1964）『民生委員制度 40 年史』全国社会福祉協議会.
三谷太一郎（1995）『大正デモクラシー論――吉野作造の時代〔第 3 版〕』東京大学出版会.
三谷太一郎（2017）『日本の近代とは何であったか――問題史的考察』岩波書店.
宮地正人（1973）『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会.
宮城洋一郎（2013）『宗教と福祉の歴史研究――古代・中世・近現代』法藏館.
宮盛邦友（2003）「戦間期日本における子どもの権利思想――平塚らいてう・下中弥三郎・賀川豊彦の思想と実践を中心に」中央大学大学院研究年報編集委員会編『大学院研究年報（文学研究科篇）』33，151-166.
宮坂広作（1968）『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局.
三好明（1984）『キリスト者社会福祉事業家の足跡』金子書房.
毛利健三（1990）『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会.
森喜一（1979）『日本の近代化と労働者階級』日本評論社.
守屋茂（1985）『日本社会福祉思想史の研究』同朋舎出版.

村上暁信（1999）『ハワード「田園都市論」における都市農村計画思想とその現代的意義』東京大学博士論文.
室田保夫ほか編（1979-81）『留岡幸助著作集』（全5巻）同朋舎出版.
室田保夫（1984）『六合雑誌の研究』教文館.
室田保夫（1991）『山室軍平の研究』同朋舎出版.
室田保夫（1994）『キリスト教社会福祉思想史の研究――「一国の良心」に生きた人々』不二出版.
室田保夫（1998）『留岡幸助の研究』不二出版.
室田保夫・田中真人編（1999）『石井十次の研究』同朋舎出版.
室田保夫（2003）『人間福祉の思想と実践』ミネルヴァ書房
室田保夫編著（2006）『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房.
室田保夫編著（2010）『人物でよむ社会福祉の思想と理論』ミネルヴァ書房.
室田保夫・倉持史朗編・解説（2010）『子どもの人権問題資料集成戦前編第10巻　子どもと貧困／労働』不二出版.
室田保夫（2012）『近代日本の光と影――慈善・博愛・社会事業をよむ』関西学院大学出版会.
室田保夫編著（2013）『人物でよむ西洋社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房.
室田保夫（2020）『山室軍平』ミネルヴァ書房.
室田保夫（2021）「水崎基一の研究――「北海道バンド」の一員として」『キリスト教社会問題研究』70, 119-147.
灘尾弘吉（1940）『社会事業行政』常盤書房.
永原陽子・吉澤誠一郎編（2022）『岩波講座 世界歴史 20 二つの大戦と帝国主義Ⅰ 20世紀前半』岩波書店.
永原陽子・吉澤誠一郎編（2023）『岩波講座 世界歴史 21 二つの大戦と帝国主義Ⅱ 20世紀前半』岩波書店.
長沼友兄（2011）『近代日本の感化事業のさきがけ：高瀬真卿と東京感化院』淑徳大学長谷川仏教文化研究所.
永岡正己（1989）「小野太三郎」田代国次郎・菊池正治編『日本社会福祉人物史（上）』相川書房，86-89.
永岡正己（1996）「旧植民地・占領地における社会事業の展開（1）――全体像と構造的把握をめぐって」『社会事業史研究』第24号.
永岡正己（1997）「旧植民地・占領地における社会事業の展開（2）――公私関係と実践の位置をめぐって」『社会事業史研究』第25号.
永岡正己（1999a）「日本統治下台湾社会事業史研究の意義と課題」近現代資料刊行会企画編『植民地社会事業関係資料集 台湾編別冊』近現代資料刊行会，7-42.
永岡正己（1999b）「植民地社会事業史研究の意義と課題」近現代資料刊行会企画編『植民地社会事業関係資料集 朝鮮編別冊』近現代資料刊行会，6-31.
永岡正己（2011）「中国占領地における社会事業」近現代資料刊行会企画編『植民地社会事業関係資料集 中国占領地の社会調査Ⅰ〔社会・文化編〕別冊』近現代資料刊行会，59-105.
永岡正己（2012）「宮田和明教授の研究と社会福祉理論史における役割」『日本福祉大学社会福祉論集』（追悼号）41-58.

永岡正己（2022）「キリスト教社会福祉の探求――戦後の議論と歴史研究の方法的課題」『戦後社会福祉の歴史研究と方法――継承・展開・創造　第1巻〈思想・海外〉』近現代資料刊行会，213-243.
内務省地方局有志編（1907）『田園都市』博文館.
内務省社会局（1908）『泰西における救貧と防貧の事業』同局.
内務省地方局編『感化救済事業講演集』内務省地方局.
内務省社会局（1930）『感化事業回顧三十年』内務省.
内務省地方局有志（1980）『田園都市と日本人』講談社学術文庫.
内務省研究会編（2025）『内務省――近代日本に君臨した巨大官庁』講談社.
中村政雄編（1942）『日本女子大学校40年史』日本女子大学校.
中根真（2011）「社会事業家・生江の保育事業論――家庭改良および隣保改善に焦点をあてて」『保育学研究』49(2)，6-18.
中根真（2012）「神戸における生江の保育事業――地域福祉としての保育の歴史的源流」『日本の地域福祉』25，15-27.
中根真（2016a）「出征軍人児童保管所の創設とその背景――地域福祉としての保育の歴史的源流の1つとして」『地域福祉研究』44，90-99.
中根真（2016b）「財団法人戦役紀念保育会の保育事業構想――地域福祉史研究の意義について」『日本の地域福祉』29，43-53.
中根真（2017）「保育制度・政策形成における生江と神戸市の保育事業の先駆的役割に関する研究」大阪市立大学博士学位請求論文.
中西良雄（2006）「生江孝之――社会事業実践と研究・教育」室田保夫編『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房，149-155.
中山理（2003）『イギリス庭園の文化史――夢の楽園と癒しの庭園』大修館書店.
生江孝之先生自叙伝刊行委員会編（1958）『わが九十年の生涯 生江孝之口述』日本民生文化協会.
日本女子大学社会福祉学科（1978）『めじろ路』同学科.
日本女子大学社会福祉学科50年史編纂委員会編（1981）『日本女子大学社会福祉学科50年史』日本女子大学社会福祉学科.
日本基督教団銀座教会編（1973）『銀座教会90年史――築地美以教会創立以来105年』日本基督教団銀座教会.
日本基督教連盟編（1929）『社会信条の解説』同連盟.
日本基督教社会福祉学会・日本基督教社会事業同盟編（1978）『キリスト教社会福祉概説』日本基督教団出版局.
日本キリスト教社会福祉学会編（1998）『社会福祉実践とキリスト教』ミネルヴァ書房.
日本基督教社会福祉学会30周年記念出版「キリスト教社会福祉の証言」編集委員会編『キリスト教社会福祉の証言――学会30周年記念出版』日本基督教社会福祉学会.
日本キリスト教社会福祉学会編（2014）『日本キリスト教社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房.
日本メソヂスト仙台教会50年略史編纂委員会編（1937）『日本メソヂスト仙台教会50年略史』日本メソヂスト仙台教会.
日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）『日本の救貧制度』勁草書房.
二位仁美（2004）「留岡幸助による欧米感化教育情報の収集」『日本の教育史学』47, 88-108.
二井仁美（2010）『留岡幸助と家庭学校――近代日本感化教育史序説』不二出版.

二宮宏之（2011）『二宮宏之著作集3 ソシアビリテと権力の社会史』岩波書店.
西村みはる（1994）『社会福祉実践思想史研究』ドメス出版.
西山八重子（2002）『イギリス田園都市の社会学』ミネルヴァ書房.
西﨑緑（2020）『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか――制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』勁草書房.
野口友紀子（2011）『社会事業成立史の研究』ミネルヴァ書房.
野口友紀子（2017）「社会事業は教育とどのように関わったのか」『長野大学紀要』38（3），65-75.
野口友紀子（2018）「社会事業成立過程における〈教育的なもの〉の諸相――雑誌『社会事業』にみる感化の行方」『東京社会福祉史研究』12, 5-19.
野口友紀子（2019）「大正期の生活改善と社会教育」『東京社会福祉史研究』13，25-35.
布川弘（1993）『神戸における都市「下層」社会の形成と構造』兵庫部落問題研究所.
落合弘樹（2013）「禄制の廃止」明治維新学会編『講座明治維新 第8巻，明治維新の経済過程』有志舎.
落合重信（1973）『増補 未解放部落の起源』神戸学術出版.
小笠原宏樹（1999）『生江孝之』大空社.
小笠原慶彰（2013）『林市藏の研究――方面委員制度との関わりを中心として』関西学院大学出版会.
小川英彦（2012）「生江の保育事業の特徴についての一考察」『愛知教育大学幼児教育研究』16, 9-15.
小川太郎・中尾文策（1983）『行刑改革者たちの履歴書』矯正協会.
小川利夫編（1977）『講座・現代社会教育I　　現代社会教育の理論』亜紀書房.
小河滋次郎（1924）『社会事業と方面委員制度』巌松堂書店.
荻野富士夫（2022）『治安維持法――その成立と「改正」史』六花出版.
荻原園子（2012）「大正後半期における貧困観の旋回――『社会貧』認識の形成をめぐって」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』(20) 37–54.
荻原園子（2018）「生江孝之と部落問題――神戸時代を中心に」『部落問題研究』(225) 159–173.
荻原園子（2019a）「生江孝之の救貧思想――1886～1909 年を中心に」『東京社会福祉史研究』(13) 5–24.
荻原園子（2019b）「生江孝之と融和事業――1920 年代の社会教化をめぐって」『部落問題研究』(230) 29–45.
荻原園子（2024）「生江孝之の第 2 回外遊――田園都市とグラスゴー」『社会事業史研究』(64) 171–188.
荻原園子（2025）「生江孝之と感化船 Empress――1903 年のイギリスにおける思想形成」『東京社会福祉史研究』(19) 106–133.
荻原園子（2026）「生江孝之の『社会事業綱要』における貧困理解――E. T. Devine との比較を通して」日本福祉大学大学院『福祉社会開発研究』 (21), 1-8.
小倉襄二（2007）『右翼と福祉――異形の“底辺に向かう志”と福祉現況へのメッセージ』法律文化社.
岡田正章（1959）「日露戦争と保育所」『保育の友』7（7），18-21.

岡田正章（1971）「生江孝之――児童福祉学の理論的高揚と実践」『保育に生きた人々』風媒社, 84-100.
岡村重夫（1983）『社会福祉原論』全国社会福祉協議会.
奥須磨子（2007）「ララ物資のはなし――敗戦直後日本人への救援」和光大学総合文化研究所年報『東西南北』175-184.
小野修三（2012）『監獄行政官僚と明治日本――小河滋次郎研究』慶應義塾大学出版会.
大門正克（2009）『全集 日本の歴史 第15巻 戦争と戦後を生きる』小学館.
大川啓（2024）『「慈善」と「不穏」の近代社会史』有志社.
大原社会問題研究所（1975）『日本社会事業年鑑』文生書院.
大澤広晃（2024）『善意の帝国――イギリスのフィランソロピーと南アフリカ』名古屋大学出版会.
大田英昭（2013）『日本社会民主主義の形成――片山潜とその時代』日本評論社.
大谷まこと（2011）『渋沢栄一の福祉思想――英国との対比からその特質を探る』ミネルヴァ書房.
大津透ほか編（2014a）『岩波講座日本歴史 第15巻 近現代1』岩波書店.
大津透ほか編（2014b）『岩波講座日本歴史 第16巻 近現代2』岩波書店.
大津透ほか編（2014c）『岩波講座日本歴史 第17巻 近現代3』岩波書店.
大津透ほか編（2015）『岩波講座日本歴史 第18巻 近現代4』岩波書店.
朴貞蘭（1995）「1920-40 年代日韓社会事業研究者の植民地社会事業観」『社会福祉学』36(2), 42-58.
労働省編（1961）『労働行政史』労働法令協会.
佐口卓（1977）『日本社会保険制度史』法律文化社.
佐藤弘編（1943）『大東亜の特殊資源』大東亜出版.
佐藤和賀子（2024）『戊辰戦後の仙台藩〈家老〉一族――坂家のファミリーヒストリー』吉川弘文館.
世界人権問題研究センター・上田正昭編（1999）『人権歴史年表』山川出版社.
仙台市史編さん委員会編（2008）『仙台市史 通史編6 近代1』仙台市.
社会福祉調査研究会編（1985）『戦前期社会事業史料集成』日本図書センター.
社会福祉学科50年史編集委員会編（1973）「日本女子大学社会福祉学科50年史」『社会福祉』第16号，日本女子大学社会福祉学科.
柴田敬次郎（1940）『救護法実施促進運動史』巌松堂.
柴田善守（1964）『小河滋次郎の社会事業思想』日本生命済生会.
柴田善守（1964）『石井十次の生涯と思想』春秋社.
柴田善守（1985）『社会福祉の史的展開――その思想を中心にして』光生館.
志賀志那人研究会・右田紀久恵編（2006）『志賀志那人 思想と実践――都市福祉のパイオニア』和泉書院.
重松一義（2001）『［図説］世界の監獄史』柏書房.
清水光雄（2007）『メソジストって何ですか――ウェスレーが私たちに訴えること』教文館.
篠崎篤三ほか編（1938）『生江孝之君古稀記念』生江孝之君古稀記念会.
塩沢美代子（1947）「日本女子大学に於ける社会事業教育の一端に就いて」『社会事業』第30巻第2・3号，中央社会事業協会，社会事業研究所.

宍戸健夫（1968）「日露戦争と戦時保育事業（明治 37 年～明治 38 年）」日本保育学会『日本幼児保育史　第 2 巻』フレーベル館，238-246.
宍戸健夫（1972）『保育に生きた人々』風媒社.
宍戸健夫（1981）「明治国家の形成と幼児保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店，21-23.
宍戸健夫 (2014)『日本における保育園の誕生――子どもたちの貧困に挑んだ人びと』新読書社.
園田英弘ほか編（1995）『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会.
須藤康恵（2003）「生江社会事業思想に関する基礎的研究」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』1，44-51.
須藤康恵（2007）「生江孝之〈隣保事業〉論に関する一考察」『東北福祉大学大学院研究論文集』5，1-13.
菅並茂樹（2003）「大正期社会事業における教育機会保障の視点（論文編）」『東北生活文化大学三島学園女子短期大学紀要』34，105-110.
杉本弘幸 (2015)『近代日本の都市社会政策とマイノリティ――歴史都市の社会史』思文閣出版.
杉田菜穂（2013）『「優生」・「優境」と社会政策――人口問題の日本的展開』法律文化社.
杉山博昭（1992）「日本の植民地支配への社会事業の姿勢――生江と中国・朝鮮」『総合社会福祉研究』5，120-130.
杉山博昭（1995）「社会事業家と融和運動――生江の融和運動論」『部落問題研究』134，84-100.
杉山博昭（1997a）「生江孝之の女性観」『宇部短期大学学術報告』34，15-23.
杉山博昭（1997b）「キリスト教社会事業家と優生思想」『キリスト教社会福祉学研究』30，46-55.
杉山博昭（2003）『キリスト教福祉実践の史的展開』大学教育出版.
杉山博昭研究代表 (2015)『戦前期における社会事業の展開――自由と全体性の変遷をめぐって』（科学研究費報告書）.
杉山博昭（2015）『「地方」の実践からみた日本キリスト教社会福祉――近代から戦後まで』ミネルヴァ書房.
杉山博昭（2024）『社会福祉実践における根源の探求――近代における歴史的展開を通して』時潮社.
隅谷三喜男（1950）『近代日本の形成とキリスト教』新教出版社.
隅谷三喜男（1966）『賀川豊彦』日本基督教団出版部.
隅谷三喜男編（1974）『昭和恐慌』有斐閣.
田子一民（1922）『社会事業』帝国地方行政学会.
高田実・中野智世編著（2012）『近代ヨーロッパの探求 15　福祉』ミネルヴァ書房.
高田慎吾（1928）『児童問題研究』同人社書店.
大霞会内務省史編集委員会編（1970～71）『内務省史（第 1 巻～第 4 巻）』大霞会.
高橋直作（1973）『私の新約』高橋勇.
高松誠（2012）「ドクター・バーナードホームの児童救済運動――年次報告書を通してみた事業内容」『社会事業史研究』41, 41-54.
高松誠（2015）「ドクター・バーナードホームの児童養護実践と英国 1891 年児童監護法の成立：1880 年代後半の裁判事例を中心として」岩手県立大学大学院社会福祉学研究科 2015 年度博士学位論文.

高岡裕之（2011）『総力戦体制と「福祉国家」――戦時期日本の「社会改革」構想』岩波書店.
高野史郎（1985）『イギリス近代社会事業の形成過程――ロンドン慈善組織協会の活動を中心として』勁草書房.
高島進（1995）『社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房.
竹中勝男（1940）『日本基督教社会事業史』社会事業研究所.
玉井金五（1992）『防貧の創造』啓文社.
田中太郎（1911）『泰西社会事業視察記』
田中和男（2000）『近代日本の福祉実践と国民統合』法律文化社.
田代国次郎（1969）『医療社会福祉研究』童心社.
田代国次郎・菊池正治編（1987～89）『日本社会福祉人物史（上・下）』相川書房.
田澤薫（2007）「感化救済事業とその展開」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版，276-277.
寺脇隆夫（2007）『救護法の成立と施行状況の研究』ドメス出版.
寺脇隆夫（2007）『救護法成立・施行関係資料集成』ドメス出版.
冨江直子（2007）『救貧のなかの日本近代――生存の義務』ミネルヴァ書房.
留岡幸助（1898）『慈善問題』警醒社.
留岡幸助（1909）『感化事業とその管理法』内務省地方局.
留岡幸助日記編集委員会編（1979）『留岡幸助日記第二巻』矯正協会.
津曲裕次（2014）「生江著作集　解説」『生江著作集第 6 巻』学術出版会，3-23.
筒井清忠（2011）『帝都復興の時代――関東大震災以後』中央公論新社.
筒井清忠（2018）『戦前日本のポピュリズム――日米戦争への道』中央公論新社.
内田守・岡本民夫編（1980）『医療福祉の研究』ミネルヴァ書房.
右田紀久恵・高沢武司・古川孝順編（2005）『社会福祉の歴史――政策と運動の展開〔新版〕』有斐閣.
海野幸徳（1927）「生江孝之氏の『社会事業』改訂版に就て」『社会事業』11（4）.
海野光徳（1928）『社会事業概論』内外出版.
海野光徳（1930）『社会事業学原理』内外出版.
浦辺史・岡村重夫・木村武夫ほか編（1975）『社会福祉要論』ミネルヴァ書房.
和田真由美（2014）「明治後期の模範保育所に関する研究：生江の保育事業に着目して」『近大姫路大学教育学部紀要』7，205-13.
渡辺俊一（1978）「日本的田園都市論の研究（2）――内務省地方局有志（編）『田園都市』（1907年）をめぐって」1978 年度第 13 回日本都市計画学会学術研究発表会.
渡辺俊一（1993）『「都市計画」の誕生――国際比較からみた日本近代都市計画』柏書房.
山本悠三（2011）『近代日本の思想善導と国民統合』校倉書房.
山室軍平（1906）『ブース大将伝』救世軍.
山室軍平（1907）『日本に於けるブース大将』救世軍.
山室武甫（1951-56）『山室軍平著作集』全 11 巻，教文館.
山野光雄（1974）『社会保障の先駆者たち』時事通信社.
山野光雄（1978）『福祉社会の開拓者たち』社会保険広報社.
柳下草太（2024）「日露戦後における部落改善政策の成立過程とその歴史的前提」『法と政治』74（4），1-58.

安丸良夫（1974）『日本の近代化と民衆思想』青木書店.
吉田久一（1971）『昭和社会事業史』ミネルヴァ書房.
吉田久一・一番ヶ瀬康子（1971）『人物でつづる近代社会事業の歩み』全社協.
吉田久一（1974）『社会事業理論の歴史』一粒社.
吉田久一（1979）『現代社会事業史研究』勁草書房.
吉田久一（1981）『日本社会事業の歴史 新版』勁草書房.
吉田久一・一番ヶ瀬康子編（1982）『昭和社会事業史への証言』ドメス出版.
吉田久一（1989）『日本社会福祉思想史』川島書店.
吉田久一（1994）『日本社会事業の歴史 全訂版』勁草書房.
吉田久一（1994）『日本の社会福祉思想』勁草書房.
吉田久一（1995）『日本社会福祉理論史』勁草書房.
吉田久一・岡田英己子（2000）『社会福祉思想史入門』勁草書房.
吉田久一・長谷川匡俊（2001）『日本仏教福祉思想史』法藏館.
吉田久一（2003）『社会福祉と日本の宗教思想――仏教・儒教・キリスト教の福祉思想』勁草書房.
吉田久一（2004）『新・日本社会事業の歴史』勁草書房.
吉田久一（2015）『日本社会事業思想小史――社会事業の成立と挫折』勁草書房.
全日本方面委員連盟（1941）『方面事業 20 年史』同連盟.
著者不明（1901）『欧米感化法』警醒社.

欧文文献

Ashworth, William S.（1954) T*he Genesis of Modern British Town Planning: A Study in Economic and Social History of Nineteenth and Twentieth Centuries*, Routledge and Kegan Paul（＝1987，下総薫監訳『イギリス田園都市の社会史』御茶の水書房．）

Barnardo's Film Library（1991）*Developments in Child Care: 1739-1970*（＝1998，永岡正己訳「イギリスにおける児童ケアの発展――1739-1970 年」『梅花女子大学文学部紀要』32, 117-142.）

Beevers, Robert (1988) T*he Garden City Utopia: A Critical Biography of Ebenezer Howard*，Macmillan.

Bellamy, Edward（1888）*Looking Backward: 2000-1887*, Ticknor and Co （＝1953，山本政喜訳『顧みれば』岩波書店．）.

Bernard Groethuysen（1931）*Philosophische Anthropologie*（＝2021，金子晴勇・菱刈晃夫訳『哲 学的人間学』知泉書館．）

Biestek, Felix P. (1957) *The Casework Relationship*, Chicago: Loyola University Press. （＝2006，尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則〔新訳改訂版〕――援助関係を形成する技法』誠信書房．）

Brandt, Lilian (1907) *The Charity Organization Society of the City of New York: 1882-1907 History: Account of Present Activities,* 25th Annual Report for the year ending September 30th, 1907.

Cabot, Richard C. (1919) S*ocial Work: Essays on the Meeting-Ground of Doctor and Social Worker,* Houghton Mifflin Company. （＝1969，森野郁子訳『医療ソーシャルワーク――医師とソーシャルワーカー』岩崎学術出版社．）

Charity Organization Society of the City of New York（1904）*The New York School of Philanthropy: Handbook for 1904–1905*, New York: Charity Organization Society of the City of New York.

Charlotte Bronte (2014) *Jane Eyre,* Alma Books.

Checkland, Olive（1980）*Philanthropy in Victorian Scotland: social welfare and the voluntary principle,* J. Donald.

Cohen, Susan (2013) *The Salvation Army*, Shire Publications.

Devine, Edward T.（1898）*Economics*，Macmillan.

Devine, Edward T.（1901）The practice of charity: individual and organized, Lentilhon.

Devine, Edward T.（1906）Efficiency and relief: a programme of social work，Columbia.

Devine, Edward T. and Russell Sage Foundation（1909）Report on the desirability of establishing an employment bureau in the city of New York，Charities Publication Committee.

Devine, Edward T.（1909）*Misery and its causes*，Macmillan.

Devine, Edward T.（1910）*Social forces*，Charities Pub. Committee.

Devine, Edward T.（1911）*The spirit of social work*，Charities Publication Committee.

Devine, Edward T.（1915）*The normal life*，Survey Associates.

Devine, Edward T. and Pan-American Scientific Congress（1915）Pauperism, an analysis: a paper submitted in section VIII, public health and medical science, of the second Pan-American Scientific Congress, Washington, December，New York School of Philanthropy.

Devine, Edward T. and Van Kleeck, Mary, Woolston, Florence（1916） Positions in social work: a study of the number, salaries, experience and qualifications of professional workers in unofficial social agencies in New York city, based upon an investigation made by Florence Woolston for the New York school of philanthropy and the intercollegiate bureau of occupations，New York School of Philanthropy.

Devine, Edward T. and A Brandt, Lilian, Encyclopedia Britannica,（1921）*American social work in the twentieth century*, Frontier.

Devine, Edward T.（1922）Social Work，Macmillan.

Devine, Edward T.（1926）*Sex freedom and social control*，University of Chicago Press.

Devine, Edward T.（1933）*Progressive social action*，Macmillan.

Devine, Edward T.（19--）Organized charity and industry: a chapter from the history of the charity organization society of the city of New York，New York School of Philanthropy.

Devine, Edward T.（1978）The economic function of woman: a paper submitted to the American Academy of Political and Social Science, Microfilming Corp. of America.

Devine, Edward T.（1971）*The principles of relief*，Arno Press.

Edwin Muir (1935) *Scottish Journey*, Heinemann.（＝2007, 橋本槇矩訳『スコットランド紀行』岩波書店.）

Foucault Michel (1975) *Surveiller et Punir: Naissance de la Prison*, Gallimard.（＝1977，田村俶訳『監獄の誕生――監視と処罰』新潮社.）

General Booth (1890) *In darkest England and the way out*, International Headquarters of the Salvation Army.

Howard, E（1898）*To-Morrow: A Peaceful Path to Real Reform*, Cambridge University Press.

Howard, E（1904）*Garden Cities of To-Morrow*（＝2016，山形浩生訳『〔新訳〕明日の田園都市』鹿島出版会.）

Hugh Cunningham（2005）*Children and Childhood in Western Society since1500，2nd"*，Person Education Limited.（＝2013，北本正章訳『概説 子ども観の社会史――ヨーロッパとアメリカにみる教育・福祉・国家』新曜社.）

Humphreys Robert (2001) *Poor Relief and Charity 1869-1945: The London Charity Organization Society*, New York: Palgrave.

Priestley, John B. (1934) *English Journey*, Willam Heinemann Ltd.（＝2007, 橋本槇矩訳『イングランド紀行（上）』岩波書店.）

Richmond, Mary E. (1930) *The Long View: Papers and Addresses,* Russell Sage Foundation.

Richmond, Mary E. and Hall, Fred S. (1974) *A study of nine hundred and eighty-five widows known to certain charity organization societies in 1910*, Arno Press.

Rose, June (1987) *For the Sake of the Children*, London: Hodder and Stoughton.

Scott, Anne M. (2015) Experiences of charity: 1250-1650, Ashgate.

Spicker, P. (Ed.). (2020) *The Origins of Modern Welfare: Juan Luis Vives – On the Relief of the Poor, or of Human Need* (2020 ed., Vol. 1). Oxford: Peter Lang.

Stedman Jones Gareth（1983）*Languages of class: studies in English working class history, 1832-1982*, Cambridge University Press.（＝2006, 長谷川貴彦訳『階級という言語――イングランド労働者階級の政治社会史： 1832～1982 年』刀水書房.）

Stuart, Alfred Q. (1922) *Social work in the light of history*, J. B. Lippincott & Co.（＝1961, 高橋梵仙訳『西洋社会事業史』ミネルヴァ書房.）

Tess Ridge（2002）*Childhood Poverty and Social Exclusion*，The Policy Press.（＝2010，渡辺雅男監訳『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店.）

Tidy, J（2015）*Letchworth Garden City: Through Time*, Amberley Pub Plc.

Trattner, Walter I.（1974）F*rom poor law to welfare state: a history of social welfare in America*,（＝1978, 古川孝順訳『アメリカ社会福祉の歴史――救貧法から福祉国家へ』川島書店.）

Trevelyan, George M.（1944）*English Social History: A Survey of Six Centuries Chaucer to Queen Victoria*, Longmans.（＝1971，藤原浩・松浦高嶺訳『イギリス社会史』みすず書房.）

Tully, James and Skinner, Quentin (1988) *Meaning and Context: Quentin Skinner and his Critics*，Oxford.（＝1999，半澤孝麿・加藤節編訳『思想史とはなにか――意味とコンテクスト』岩波書店.）

Vives, J. L. (2002) *De Subventione Pauperum sive de Humanis Necessitatibus* (C. Matheeussen & C. Fantazzi, Eds.). Leiden: E. J. Brill.（＝2007, 菅野耕毅訳「〈古典翻訳〉ヴイヴェス『救貧論』（1）（2）」『札幌法学』18（2），49–137；19（1），21–75.）

Wagner Gillian（1979）*Barnardo*, London: Weidenfeld and Nicholson.

Werner, Alex., Williams, Tony. (2013) *Dickens's Victorian London: 1839-1901*, Museum of. London.（＝2013，松尾恭子訳『写真で見るヴィクトリア朝ロンドンの都市と生活』原書房）

Warner, Amos G. (1908) *American Charities*, Thomas Y. Crowell.

Warner, Amos G., Stuart, Queen A. and Ernest, Harper B. (1930) *American charities and social work*, Crowell.

Winston, Fletcher (2005) *Keeping the Vision Alive: The Story of Barnardo's 1905-2005*, London: Barnardo's.

Woods, Robert A., William, Tucker J., Elsing, William T., (1895) *The Poor in great cities: the problems and what is doing to solve them,* C. Scribner's sons, New York.

史料一覧

図表出典一覧

図 1　Catalogue of Aoyama Gakuin: 1895-6.（青山学院ミュージアム所蔵）
図 2　Catalogue of Aoyama Gakuin: 1895-6.（青山学院ミュージアム所蔵）
図 3　Catalogue of Aoyama Gakuin: 1895-6.（青山学院ミュージアム所蔵）
図 4　Toynbee Hall Visitors Book, Toynbee Hall, 1903.
図 5　C.T.S. Empress, Report of the Clyde Industrial Training Ship Empress for Destitute and Homeless Boys, 1902–1905, Glasgow City Archives (以下 the Empress Report), 1902, p. 4.
図 6　Brigantine Selene, the Empress Report, 1902, pp. 14–15.
図 7　Front cover, Empress Report, 1903.
図 8　Commander Deverell, R.N. Empress Report, 1902, pp. 8–9.
図 9　Physical drill, Empress Report, 1902.
図 10　Gymnastics, Empress Report, 1905.
図 11　Pipe band, Empress Report, 1902.
図 12　The National Waifs' Magazine, Barnardo's Archive, February. 1904. p.11.
図 13　Girls Village Home, Barkingside, 1900, Barnardo's Archive.
図 14　The National Waifs' Magazine, Barnardo's Archive, February. 1904. p.15.
図 15　The Social Gazette, Salvation Army International Heritage Centre, 1903.1.10.
図 16　General Booth(1903)*Social Service in the Salvation Army*, Salvation Army International Heritage Centre.
図 17　Letchworth Garden City: General remarks, 1908.（同志社大学所蔵）
図 18　Building Regulations: First Garden City Limited, 1906.（同志社大学所蔵）
図 19　A Side View of Gwynne house: Site of our Proposed Boy's Garden City, Night and Day, Barnardo's Archive, Sept-Oct. 1909, p.54.
図 20　Key Plan of Proposed Garden City, Showing Sites for Twenty-Eight Houses, etc. Night and Day, Barnardo's Archive, December. 1909, p.71.
図 21　生江孝之胸像写真（青山学院ミュージアム所蔵）

表 1, 2 , 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14 は各文献・史料を参考に筆者作成.
表 3 Charity Organization Society of the City of New York (1904-05) *New York School of Philanthropy*, New York: The University, p.6.
表 6　Empress Report, 1902. p.17.
表 7　Thomas Barnardo, Barnardo's Archive.

イギリスの史料館

Glasgow City Archives 所蔵

・Report of the Clyde Industrial Training Ship Empress for destitute & Homeless boys, 1902-1905.

・Glasgow Unemployed. Workless Women, Deputation at corporation., The Glasgow Herald, Friday September 18,1908, Glasgow City Archives.

Barnardo's Archive 所蔵

・Girls Village Home, Barkingside, Barnardo's Archive, 1900.

・Night and Day. XXV. -XXVI.: 1902−1903. Dr. Barnardo's Homes.

・Night and Day. XXVII. -XXVIII.: 1904−1905. Dr. Barnardo's Homes.

・Night and Day. XXIX. -XXX.: 1906−1907. Dr. Barnardo's Homes.

・Night and Day. XXXI. -XXXII.: 1908−1909. Dr. Barnardo's Homes.

・Night and Day. XXXIII. -XXXIV.: 1910−1911. Dr. Barnardo's Homes.

・Annual Reports (1901-05)

・Annual Reports (1906-15)

・Plan of Dr. Barnardo's Village Home. – c.1957

・A History of: Boys Garden City, Woodford Bridge, Essex – 1909-1977.

・Stepney Causeway – 1866-1969.

・A History of: The Village, Barkingside, Essex – 1876-1991.

・Thomas Barnardo.

Salvation Army International Heritage Centre 所蔵

・General Booth (1903) *Social Service in the Salvation Army*.

・Geo. R. Sims, F. A. McKenzie, Rider Haggard, Alex. M. Nicol, Lady Frances Balfour, Clarence Rook, Mrs. Harold Gorst. General Booth. (1906) *Sketches of the Salvation Army Social Work*.

・Booth (1902) *Living Epistles*: the Salvation Army Social Work.

・(1907) Selected Papers on the Social Work of the Salvation Army.

・Precipices.: A Sketch of Salvation Army Social Work. Winter, 1904-05

・Forward against Misery, the Salvation Army Social Work, 1912-1913.

・F. A. McKenzie (1908-09) Waste Humanity: Being a Review of Part of the Social Operations of the Salvation Army in Great Britain, the Salvation Army.

・The Social Gazette, 1903.1.10

Toynbee Hall 所蔵

・Toynbee Hall Visitors Book, Toynbee Hall, 1903.

日本の史料館

青山学院ミュージアム所蔵

・『青山学院一覧』1897〜1898 年

・『青山学院一覧』1901~1902 年

・『青山学院一覧』1904 年

・『青山学院一覧』1906 年

・『青山学院校友会会報』1～5 号「校友寄稿及通信」「校友の動静」1902～1904 年

・『青山学院校友会会報』10～12 号「校友の動静」1907～1909 年

・生江孝之「ユーモア講座（9）」

・生江孝之氏紐育にて遭難の記念葉書（舟橋雄から生江宛），1900 年，自筆解説付き（1900 年 5 月 23 日シラキュース消印，5 月 28 日サンフランシスコ消印）

・生江孝之書簡（生江から青山学院長・豊田實宛）

・生江孝之氏古稀記念会実行委員会協議事項「社会事業文献賞規定」「社会事業文献賞審査内規案」1937 年 9 月

・生江孝之胸像写真

・米寿祝賀会の撮影写真，1954 年 6 月

・米寿記念撮影，1954 年 11 月 12 日

・青山学報 1 号「はがき便り」p.13

・青山学報 10 号「校友消息」p.15

・青山学報 12 号「校友消息」p.7

同志社大学所蔵

・Letchworth Garden City: General remarks, 1908.

・Building Regulations: First Garden City Limited, 1906.

・Glasgow Corporation, *Bath and Wash-Houses: corporation of Glasgow,* Third Annual Report Year Ending 31st May, 1902.

・Glasgow Corporation, *Bath and Wash-Houses: corporation of Glasgow*, Ninth Annual Report Year Ending 31st May, 1908.

・N. Masterman (1900) *Chalmers on charity*, Westminster, A. Constable.

・J.D. Watson (1889) Outcast London or, life in the east end lodging houses, Blackfriars Printers.

・T.W. Fowle (1881) *The poor law*, Macmillan.

・John A. Hobson (1899) *Problems of poverty*, Methuen.

・"Calendar" London School of Economics and Political Science, 1923-24.

・John Herridge Batt (1904) *Dr. Barnardo*, S. W. Partridge.

・"The Eton calendar" Eton College, 1908.

・"Descriptive hand-book of the Glasgow corporation public libraries, with plans and illustrations" Printed at the University press for the libraries committee of the corporation by R. Maclehose, 1907.

・"The official handbook of Manchester and Salford and surrounding district, with information on local institution and societies" Printed for the Manchester Corp. by John Heywood, 1908.

・Health Department"Report on the health of the city of Liverpool", 1907.

・"Efterretninger om det kongelige Opfostringshus, for Skoleaaret 15. April 1907 til 15. Aplil 1908, ved Otto Jensen" Viggo Møllers Bog- og Stentrykkeri, 1908.

・"Bundes-Kalender" Verlag der Nationalvereinigung, 1909.

・"Annuaire de ... : rapports & comptes rendus pour l'exercice ..." Société philantropique, 1908.

・Kjøbenhavns Understøttelsesforening "Aarsberetning for ..." Trykt hos J.H. Schultz, 1908.

・"Aarsberetning fra det Tekniske Selskabs Skole" Trykt hos Nielsen & Lydiche, 1907-08.

・"Beretning om det Københavnske borger- og almue skolevæsens tilstand" J.H. Schultz, 1907.

・『蘇国グラスゴー市政一般』（1909 年 8 月）

・Reformatory and industrial school work: seven lectures descriptive of the history and results of the movement, with hints and suggestions as to qualifications of workers and the difficulties they may expect to meet with, London Reformatory and Refuge Union, 1898

・Report, for the year ..., of the inspector appointed, under the provisions of the act 5 & 6 Will. IV. c. 38, to visit the certified reformatory and industrial schools of Great Britain" 50(2), Printed for H.M.S.O., by Darling, 1906.

・The classified list of child-saving institutions, certified by government or connected with the Reformatory and Refuge Union or Children's Aid Society ... 17th ed, enlarged, Reformatory & Refuge Union, 1903.

・Hand-book of Glasgow charitable and beneficent institutions, giving concise information as to the objects, etc. of two hundred and eighty-eight societies / issued by the Council of the Glasgow Charity Organization Society, 4th ed., Glasgow: Charity Organization Society, 1897.

日本女子大学所蔵

・社会事業概論『日本女子大学校講義』女子大学講義発行所.

生江孝之の著作論文

著作目録の作成に当たり，以下 2 つの文献を参照した.

①『生江著作集第 6 巻』（学術出版会，2014 年）中，著作目録年次別
（1887 年 7 月〜1938 年 5 月，559-610 頁）及び著作目録種類別（611-664 頁）
②一番ヶ瀬康子編解説『社会福祉古典叢書 4 生江集』（鳳書院，1983 年）中，生江年譜及び著作文献目録（424-450 頁）

上記①・②，及び③原著，実際に収録された雑誌論文を相互に参照・照合し，タイトルや年月・表記等で一致しない場合，基本的に原著論文に従って修正を加えた.
また，上記①・②に未掲載の論考を可能な限り加えた.

練意記録（1887 年 7 月，随筆）
随意抄筆（1887 年 7 月，随筆）
説教集（1893 年 10 月，原稿）
北遊雑記（1895 年 12 月，原稿）
研究録（1896 年 4 月，原稿）
原胤昭氏及保護事業（1897 年 8 月）『みちの志をり』
北海道集治監『社会雑誌』第 1 巻第 7 号（1897 年 11 月）.
監獄視察記『社会雑誌』第 1 巻第 8 号，（1897 年 12 月）.
実験的宗教雑録（1899 年 5 月，原稿）
都下慈善事業（1899 年 7 月，原稿）
薄命児貧児問答記（1899 年 10 月，原稿）
社会の現象（1899 年 11 月，原稿）
悔改者実歴談（1899 年 12 月，原稿）
米国の暗黒社会と救護事業『大阪毎日新聞社』（1901 年 8 月）
留岡氏への私信『監獄雑誌』（1901 年 9 月）
嗚呼生江元善氏（1902 年 5 月，原稿）
紐育より『護教』へ（1902 年 8 月，原稿）
故杉野兵曹長の為に訴ふ『大阪毎日新聞』（1904 年 4 月）
軍人遺族及廃兵救済の方法慈善事業第 2 回夏期講習会
院外救助を論じ併せて神戸市奉公会の事業に及ぶ（1905 年 8 月，原稿）
特別寄書 紐育避暑事業『人道』第 1 号（1905 年 5 月）
神戸市出征軍人遺家族救護事業『人道』第 2 号（1905 年 6 月）
講演 紐育貧民窟の状態『人道』第 5 号（1905 年 9 月）
貧児の教養に就て『人道』第 13 号（1906 年 5 月）
慈善局設置の必要『大阪毎日新聞』（1906 年 6 月）
海外通信タラック翁の近状『人道』第 41 号（1908 年 9 月）
タラック翁の長逝『人道』（1908 年 12 月）

英国の貧民改良と田園都市『人道』第 49 号（1909 年 5 月）
海外に於ける模範工場と其経営者の人格『新天地』神戸基督教青年会.（1909 年 5 月）
英国と其救済事業『人道』第 50 号（1909 年 6 月）
欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢『慈善』第 1 編第 1 号（1909 年 7 月）
蘇国グラスゴー市政一班『講演集』内務省地方局.（1909 年 8 月）
海外に於ける貧民窟の状態『東京市養育院月報』東京市養育院（1909 年 10 月）
泰西に於ける救児事業『慈善』第 1 篇第 2 号（1909 年 10 月）
海外に於ける貧民窟の状態（其の二）『東京市養育院月報』東京市養育院（1909 年 11 月）英国
ヨーク市模範工場の美点『斯民』中央報徳会（1909 年 12 月）
デンマークに於ける農村の経営『香川県報徳講演集』香川県報徳会.
地主会に臨み所感を述ぶ『講習会講演速記』福島県農会.
農村振興の道『農村経営講習会講義筆記』福島県農会.
欧米に於ける地方改良事業『講演集』内務省地方局.
海外に於ける貧民窟の状態『東京市養育院月報』東京市養育院（1909 年 12 月）
英国皇后陛下の御盛徳『雑誌』大日本婦人教育会（1910 年 1 月）
新聞売子に就て（1910 年 11 月，原稿）
泰西に於ける救済事業の比較研究『講演集』内務省地方局.
慈恵病院と看護事業『慈善』第 1 編第 3 号（1910 年 2 月 25 日）
英国皇后陛下の御盛徳『斯民』（1910 年 2 月）
英国ヨーク市の模範工場と楽園村『斯民』（1910 年 2 月）
町村の改善と其要素『報徳講演会』平村報徳会（1910 年 2 月）
田園都市を造れるバーネット夫人（一）『斯民』（1910 年 2 月）
田園都市を造れるバーネット夫人（二）『斯民』（1910 年 3 月）
現今我国の慈善事業に就て『人道』第 59 号（1910 年 3 月）
埼玉だより『斯民』（1910 年 3 月）
感化救済事業大会に就て『慈善』第 1 編第 4 号（1910 年 4 月 30 日）
ナイチンゲールに会はざるの記『斯民』（1910 年 5 月）
英国に於ける中等教育とイートン学院『国民評論』国民評論社（1910 年 5 月）
禁酒村森戸『人道』第 61 号（1910 年 5 月）
群馬より・長野より『斯民』（1910 年 5 月）
英国に於ける中等教育とイートン学院『国民評論』国民評論社（1910 年 6 月）
欧米の避暑法『斯民』（1910 年 7 月）
慈善事業に対する時代の趨勢『慈善』第 2 編第 1 号（1910 年 7 月）
感化事業に就て『慈善』第 2 編第 1 号（1910 年 7 月）
欧米社会の病弊と其救済『雑誌』大日本婦人教育会（1910 年 7 月）
特別寄書 英国に於ける中等教育とエートン学院『人道』第 64 号（1910 年 8 月）
スコットの歌へる蘇国の二名湖『斯民』（1910 年 8 月）
内親王殿下の点御漁『斯民』（1910 年 8 月）
特別寄書 英国に於ける中等教育とエートン学院『人道』第 65 号（1910 年 9 月）
自治と報徳『講演速記』東白川郡農会（1910 年 8 月）
慈善事業に対する時代の趨勢『講演速記』全国感化救済事業大会（1910 年 8 月）

欧米社会の病弊と其救済『雑誌』大日本婦人教育会（1910年9月）
出雲より縁結の飴『斯民』（1910年11月）
嬢アダムスの慈善『人道』第67号（1910年11月）
業務紹介事業の趨勢『講演集』内務省地方局（1910年11月）
進歩せる廃物処分法『日本赤十字』日本赤十字社（1911年2月）
岐阜県中津町の篤志家古橋源蔵翁『斯民』（1911年2月）
感化救済事業概要『講演集』内務省地方局（1911年2月）
農村経営と自治『農村経営講和』六盟館（1911年2月）
田園都市『活青年』中央青年会（1911年3月）
海外に於ける救児事業一班『慈善』第2編第3号（1911年1月）
同窓会に望む『金透』郡山金透同窓会（1911年4月）
佐久間大尉は如何なる人であつたか『斯民』（1911年5月）
物凄い欧米都市の貧民窟探見『新公論』新公論社（1911年7月）
児童虐待防止事業『経済大辞典』同文館（1911年7月）
救済制度―英，米，独，仏国『経済大辞典』同文館（1911年7月）
倫敦における救療事業『東京医事新誌』東京医事新誌社（1911年7月）
英国の両ブース『人道』第75号（1911年7月）
上海に於ける救済事業一班『慈善』第3編第1号（1911年7月）
巡回看護婦事業『慈善』第3編第1号（1911年7月）
地方改良と教育家『埼玉県教育会雑誌』埼玉県教育会（1911年9月）
確実な職業紹介所を設けて朝鮮人を救済せよ『日鮮実業界』日鮮実業社（1911年9月）
山口より『斯民』（1911年9月）
巡回看護婦事業『貧民救療問題』国家医学会（1911年9月）
地方改良と七年経書『第二回地方事業功労者表彰式記事』神奈川県庁（1911年9月）
都市の良心『都市教育』東京市教育会（1911年10月）
救済事業の比較研究『講演集』内務省地方局（1911年11月）
児童救済の趨勢『講演集』内務省地方局（1911年11月）
カーネギーと公益事業『教育の実際』寶文館.
子守学校設置の必要『慈善』第3編第3号（1912年1月）
欧米視察細民と救済博文館.（1912年3月）
セシル・ローヅの奨学金『斯民』（1912年4月）
欧米の都市と日本の都市『都市教育』（1912年4月）
農村改良講演会速記録福岡県農会.（1912年4月）
群馬県下の優良村『斯民』（1912年5月）
東西習慣の相異『斯民家庭』（1912年6月）
大和巡り『斯民』（1912年6月）
農業に対する所感『時代の聲』静岡県農学校校友会（1912年6月）
我国の図書館『教育の実際』寶文館.（1912年7月）
スコットランドの市長に聞け『官吏・公吏』公友社.（1912年7月）
英国現内閣の社会政策『慈善』第4編第1号（1912年7月）
米国の不良少年感化と日本の不良少年『法制時報』法制時報社.（1912年8月）

農村疲弊問題悲観するに足らず『東洋経済新報』東洋経済新報社.（1912 年 8 月）
都市の救済事業に就て『官吏公吏』公友社.（1912 年 9 月）
訪問 英国救貧法と社会政策『人道』第 89 号（1912 年 9 月）
母親と子供『都市教育』東京市教育会.（1912 年 10 月）
恩赦と保護『慈善』第 4 編第 2 号（1912 年 10 月）
常陸丸船上に迎へたる三十七年の新年『斯民』（1913 年 1 月）
都市生活の暗黒面『淑女畫報』博文館.（1913 年 2 月）
各国人口増減の一班『法制時報』法制時報社.（1913 年 2 月）
地方改良と人『船井郡地方改良講演集』船井郡役所.
開会の辞『第 5 回感化救済講演集』内務省地方局.
貧児教養の方法『第 5 回感化救済講演集』内務省地方局.
手の平の品評会『青年及青年団』青年社.
学齢児童の救済『帝国評論』第 7 年第 72 号，理財新報社（1913 年 3 月）.
静岡県下の優良村敷地村『斯民』（1913 年 5 月）
都市と救済事業『新市民』有政社.（1913 年 6 月）
地方改良講演筆記『岡山県川上郡役所町村自治講話』福井県南條郡役所（1913 年 6 月）
共同輯睦『栃木県地方改良講演集』栃木県内務部.
救済事業と英国『国家医学会雑誌』国家医学会.（1913 年 7 月）
細民住宅問題に就て『慈善』第 5 編第 1 号（1913 年 7 月）
生活難より起る人口の減退『早稲田講演』早稲田大学出版部.（1913 年 8 月）
住宅問題と田園都市の二週間『家』家社.（1913 年 8 月）
慈善界に横はれる今後の諸問題『人道』第 100 号（1913 年 8 月）
町村自治講話『講演速記』福井県南條郡役所.（1913 年 8 月）
玄米を常食とせよ『斯民家庭』中央報徳会.（1913 年 9 月）
少年裁判所に就て『慈善』第 5 編第 2 号（1913 年 10 月）
新西蘭に於ける乳児保護の近況『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1914 年 1 月）
田園都市の観察『建築世界』建築世界社.（1914 年 1 月）
田園都市の観察『建築世界』建築社会社.（1914 年 1 月）
青年団と御大典記念（1914 年 2 月）
史蹟と愛郷心『日本之青年』日本之青年社.（1914 年 2 月）
海外に於ける青年会の過去，現在『青年』大日本青年協会.（1914 年 3 月）
史蹟と愛郷心『日本之青年』日本之青年社.（1914 年 3 月）
海外青年会の過去，現在『青年』大日本青年協会.（1914 年 4 月）
内外社会事業の大勢『救護』静岡県社会事業協会.（1914 年 4 月）
細民住宅の改良に就て『建築世界』建築世界社.（1914 年 4 月）
細民住宅の改良に就て『建築世界』建築世界社.（1914 年 5 月）
地方改良と篤志家『第 1 回地方改良講演集』静岡県内務部地方課.（1914 年 6 月）
丁抹青年と『掌』品評会『青年』大日本青年協会.（1914 年 7 月）
動物虐待防止事業『経済大辞典』同文館.（1914 年 7 月）
発疹チブスの発生と木賃宿改善の必要『社会医事問題』国家医学会.（1914 年 7 月）
講演 救済事業の維持方法『人道』第 111 号（1914 年 7 月）

救済事業の維持方法『慈善』第6編第1号（1914年7月）
小公園と児童遊戯場『救済研究』救済研究事務所.（1914年8月）
市長千氏の三事業『新市民』有政社.（1914年9月）
育児及保護事業『第七回感化救済事業講習会』内務省地方局.（1914年10月）
世界的優良市グラスゴー市政一班『新市民』有政社.（1914年10月）
自治経営美談，育成会.（1914年10月）
済生会救済事業状況第1回報告済生会.（1914年11月）
我国に於ける細民の実相『人道』第115号（1914年11月）
グラスゴー市の社会事業『新市民』有政社.（1914年11月）
佛蘭西白耳義旅行の印象記『六合雑誌』統一基督教公道会（1914年11月）
交戦国の自治行政『自治新聞』自治新聞社.（1914年12月）
農村開発の要訣『愛知県農会報』（1914年12月）
内外に於ける補習教育の現況（1915年1月，原稿）
公益浴場の設置（1915年1月，原稿）
仏独二国に於ける農村開発の実例『教育実験界』育成会.（1915年1月）
自治民育『邑楽教育』邑楽郡教育会.（1915年2月）
地方改良と篤志家『第1回地方改良講習会講演集』鳥取県庁.（1915年2月）
現行感化法に就て『救済研究』救済研究所事務所.（1915年2月）
我国の細民『生活』博文館.（1915年3月）
地方先覚者の責任『千葉県農会報』.（1915年3月）
現行感化法に就て『救済研究』救済研究会事務所.
現行感化法に就て『関西地方感化院長協議会記録』救済研究会事務所.
地方先覚者の責任『神奈川県中郡報』（1915年4月）
思ひ出づる名市長チヤンバレン『寶』寶会.（1915年4月）
外遊の思ひ出『旅行世界』旅行世界社.（1915年4月）
泰西に於ける自治民育美談，洛陽堂.（1915年4月）
行路病者と徒弟教育『人道』第120号（1915年4月）
都市と教育『福岡教育』福岡県教育会門司支会.（1915年4月）
徒弟教育と失業者の関係『慈善』第6編第4号（1915年4月）
日本の富豪の慈善事業『生活』博文館.（1915年5月）
模範的新農村ボルンビール『斯民』中央報徳会.（1915年5月）
レッチウオウスの二週間『新市民』有政社.（1915年5月）
外遊の思ひ出『旅行世界』旅行世界社.（1915年5月）
三菱合資会社と小作人保護『人道』第121号（1915年5月）
ナイチンゲール嬢を憶ふ『博愛』博愛発行所.（1915年6月）
門司市政雑感『斯民』中央報徳会.（1915年7月）
都市の膨張と其設計『大正公論』大正公論社.（1915年7月）
開会の辞『内務省主催感化救済地方講演集』宮城県庁.（1915年7月）
育児事業『内務省主催感化救済地方講演集』内務省主催宮城県庁.（1915年7月）
徒弟教育と失業者との関係『善行美蹟』彰善社.（1915年7月）
保育事業に就て『救済研究』救済研究会事務所.（1915年7月）

内外に於ける感化法の比較『慈善』第7編第1号（1915年7月）
御大典記念として地方青年団の為すべき事業『成功』成功雑誌社.
亡き子に対する父の感想（1915年9月，原稿）
日本青年団の過去現在及び将来『早稲田文学』東京堂.（1915年11月）
函館と救済事業『人道』第127号（1915年11月）
都市と教育『自彊会誌』門司商業補習学校自彊会.（1915年11月）
要は実行にあり『団報』千葉県東葛飾郡青年団.（1915年12月）
青年団に敬老を奨めて老女の実蹟に及ぶ『都会及農村』洛陽堂.（1916年1月）
海外に於ける少年裁判所の現状（1916年，原稿）
労働者の慰藉『青年』猶興社.（1916年1月）
指導と保護『農会報』愛知県農会.（1916年1月）
祝辞『慈善』第7編第3号（1916年1月）
我邦に於ける細民の実相『明治之光』（1915年12月〜1916年2月）明治之光社.
天の使命『護教』護教社.（1916年2月）
選奨されたる篤志家能仁達朗師『斯民』（1916年3月）
救済事業の趨勢『函館大会記念号』（1916年3月）函館慈恵院.
恩師淺田先生を追悼し併せて余が希望を述ぶ『淺田榮次追懐録』淺田みか子.（1916年3月）
佛蘭西系統に於ける救済事業『慈善』第7編第4号（1916年4月）
欧米に於ける細民住宅『住宅建築』建築世界社.（1916年5月）
世界的工場地としての筑豊を論ず『宇宙』実業評論社.（1916年5月）
選奨されたる能仁達朗師『明治之光』明治之光社.（1916年6月）
育児事業『第8回感化救済講演集』内務省地方課.（1916年7月）
幼児保護事業（1）『第8回感化救済講演集』内務省地方課.（1916年7月）
家庭と不良少年『愛知之自治』愛知県自治会.（1916年8月）
家庭と不良少年『愛知之自治』愛知県自治会.（1916年9月）
新時代の東京を如何に経営せんとするや『東京評論』益進会.（1916年9月）
門司の将来は如何『日本の関門』瞬報社出版部.（1916年11月）
済生会救療事業調査報告『済生会』（1916年11月）
修養機関としての青年団（1）『滋賀県教育会雑誌』（1916年11月）
岡田寒泉先生と民政『青年』猶興社.（1916年12月）
修養機関としての青年団（2）『滋賀県教育会雑誌』（1916年12月）
チャールス・ブース逝く『人道』第141号（1917年1月）
英国陸海軍人家族救護会の活動『慈善』第8編第3号（1917年1月）
富豪と救貧事業『経済時論』同文館.（1917年2月）
育児事業，保育事業『第13回感化救済講演集』（1917年2月）
育児事業『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部.（1917年3月）
地方改良と指導者の責任『第5回佐賀県地方事業講演会』佐賀県庁.（1917年3月）
育児事業『内務省主催感化救済地方講演集』石川県庁.（1917年3月）
救済要義『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部.（1917年3月）
保育事業『感化救済事業地方講習会講演集』愛知県内務部.（1917年3月）

廣村の 2 時間『斯民』中央報徳会.（1917 年 4 月）
東西両洋の細民生活と其心理状態『労働と国家』（1917 年 4 月）労働と国家社.
英国労働者の生活状態『経済時論』（1917 年 6 月）同文館.
我邦の救済制度『経済時論』（1917 年 7 月）
先帝陛下御盛徳の一端を仰ぎ奉りて『済生会会報』済生会.（1917 年 7 月）
工場法と晝間保育所『東京日々新聞社』（1917 年 8 月）
陛下の御盛徳を仰ぎ奉りて『北星』北星園.（1917 年 8 月）
大東京市の建設『建築世界』建築世界社.（1917 年 9 月）
保育事業『内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会.（1917 年 9 月）
育児事業『内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会.（1917 年 9 月）
救済要義『内務省主催感化救済事業地方講習会講演集』北海道慈善協会.（1917 年 9 月）
恩師ハート博士に対する余が印象『救済研究』救済研究事務所.（1917 年 9 月）
救済事業の必要に就て『済生会会報』済生会.（1917 年 9 月）
東京市に公益浴場を設けよ『東京評論』益進会.（1917 年 10 月）
法規に基ける我邦の救済制度『経済時論』（1917 年 10 月）同文館.
田園都市の概況『田園教育』（1917 年 11 月）豊友社.
軍人救済制度『経済時論』同文館.（1917 年 11 月）
世界に於ける模範工場『菓子新報』菓子新報社.（1917 年 11 月）
我邦救済事業の現在及将来『救済問題講演集』（1917 年 11 月）兵庫県救済協会.
田園都市の概況『田園教育』（1917 年 12 月）豊友社.
細民生活状態と幼児保護事業『女子青年会』（1917 年 12 月）日本基督教女子青年会.
絶対的禁酒と米国（1）『国の光』銀座会館.（1917 年 12 月）
救済事業の必要に就て『済生会会報』済生会.（1917 年 12 月）
我国感化法制定の沿革大要（1918 年 1 月，原稿）
農繁期の幼児保護『田園教育』農友社.（1918 年 1 月）
絶対的禁酒と米国（2）『国之光』銀座会館.（1918 年 1 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1918 年 1 月）
住宅供給事業『東京府開催内務省感化救済事業地方講習会講演』（1918 年 3 月）
職業紹介事業『東京府開催内務省感化救済事業地方講習会講演』（1918 年 3 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1918 年 3 月）
細民に陥る特質『婦人週報』婦人週報社.（1918 年 4 月）
我国救済事業と天主教『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 4 月）
堕胎の風習と之が救済施設『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 5 月）
Children's welfare work in Japan, The Children's Bureau Conferences, Children's Bureau. U.S. Dep't of Labor.
救済事業研究（1）『日本新誌』日本大学内日本法政学会.（1918 年 5 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1918 年 5 月）
貧に対する科学的研究の必要『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 6 月）
御下賜金と救済事業『人道』第 158 号（1918 年 6 月）
失業問題と職業紹介事業『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 7 月）
貧富論『鉄道青年』鉄道青年会本部（1918 年 7 月）.

救済事業の研究（1）『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1918 年 8 月）
内外に於ける晝間保育の施設状況に就て『婦人と子供』フレーベル会.（1918 年 9 月）
新時代の現象と救済事業『積善講話集』積善組合.（1918 年 9 月）
失業問題と職業紹介事業『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 9 月）
漫言『東京自動車業組合』月報.（1918 年 9 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1918 年 9 月）
米穀騒擾に関する卓見（1918 年 9 月，原稿）
救済事業の動機と其範囲『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1918 年 10 月）
済生会救療事業調査要綱『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 10 月）
現時最も必要なる救済施設に関する卓見（1918 年 10 月，原稿）
救済事業の研究（2）『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1918 年 11 月）
戦後の社会的変革『日本評論』益進会.（1918 年 12 月）
社会問題としての老衰者救護『社会と救済』中央慈善協会.（1918 年 12 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1918 年 12 月）
内外の婦人と社会事業『婦人問題』婦人問題研究所.（1919 年 1 月）
救済事業研究（3）『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1919 年 1 月）
社会問題としての老衰者保護『社会と救済』中央慈善協会.（1919 年 1 月）
窮貧法『人道』第 164 号（1919 年 1 月）
社会問題としての老衰者保護『社会と救済』中央慈善協会.（1919 年 2 月）
防貧施設『感化救済事業講演集』熊本県内務部.（1919 年 2 月）
財徳兼備者『自働道話』自働道話社.（1919 年 3 月）
救済事業研究（4）『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1919 年 3 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1919 年 3 月）
社会政策の新しき試み『自働道話』自働道話社.（1919 年 4 月）
我国に於ける婦人の救済事業『婦女画報』東京社.（1919 年 4 月）
職業紹介事業『日本法政新誌』日本大学内日本法政学会.（1919 年 5 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1919 年 5 月）
生江氏の演説『紐育日本人会』（1919 年 6 月）
米国社会事業大会『人道』第 170 号（1919 年 8 月）
法規に基ける我邦の救済事業『済生会会報』済生会.（1919 年 9 月）
社会問題より見たる米国『講演速記信愛会』（1919 年 11 月）
渡米雑感『社会と救済』中央慈善協会.（1919 年 11 月）
米国に於ける児童保護問題『家庭週報』日本女子大学校.（1919 年 11 月）
他山の石（其一）『済生会会報』済生会.（1919 年 11 月）
米国の児童保護事業『婦女新聞』婦女新聞社.（1919 年 11 月）
ウッド氏に対する感想『社会と救済』中央慈善協会.（1919 年 12 月）
最近米国に於ける禁酒運動『国之光』銀座会館.（1920 年 1 月）
米国最近の社会事業『斯民』中央報徳会.（1920 年 1 月）
米国に於ける保護児童の教養『社会と救済』（1920 年 1 月）
欧米に於ける児童保護問題の大勢『国家医学雑誌』（1920 年 1 月）
米国の労働問題と社会事業『東京地方改良協会会報』（1920 年 1 月）

他山の石（其二）『済生会会報』済生会.（1920 年 1 月）
内外社会事業の大勢『静岡県速記録』（1920 年 2 月）
余が観たる米国婦人の二方面『婦人問題』婦人問題研究所.（1920 年 3 月）
避妊公許の和蘭『日本一』東京南北社.（1920 年 3 月）
井上老村長を憶ふ『斯民』中央報徳会.（1920 年 3 月）
社会事業連絡機関の活動，附社会事業及社会事業家を後援せよ『社会と救済』中央慈善協会.（1920 年 3 月）
内外社会事業の大勢（1）『救護』（1920 年 3 月）
他山の石（其三）『済生会会報』済生会.（1920 年 3 月）
内外社会事業の大勢『愛国婦人』愛国婦人会.（1920 年 4 月）
少年保護より観たる禁酒問題（1）『国之光』銀座会館.（1920 年 4 月）
少年法に就ての所感『帝国教育』帝国教育会.（1920 年 4 月）
時代に順ふて進め『斯民』中央報徳会.（1920 年 4 月）
米国児童保護大観『東京府慈善協会報』第 9 号（1920 年 4 月）
最近米国社会事業の趨勢『慈救時報』横浜市役所慈救課.（1920 年 4 月）
内外社会事業の大勢『救護』（1920 年 4 月）
売春婦と救治策『社会と救済』中央慈善協会.（1920 年 4 月）
文化生活を楽しむ『日本及日本人』政教社.（1920 年 4 月）
少年保護より観たる禁酒問題（2）『国之光』銀座会館.（1920 年 5 月）
米国に於ける隣保文化運動『社会と救済』中央慈善協会.（1920 年 5 月）
宿泊救護事業『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
公益浴場『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
隣保同化事業『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
昼間幼児保育事業『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
小住宅供給『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
簡易食堂『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
米国禁酒運動の沿革と禁酒法の実施『労働年鑑』宝学館.（1920 年 5 月）
公益質業宝学館.『労働年鑑』（1920 年 5 月）
職業紹介事業『労働年鑑』（1920 年 5 月）
老衰者救護『労働年鑑』（1920 年 5 月）
米国に於ける婦人の職業問題『婦人の友』婦人の友社.（1920 年 6 月）
米国活動写真の現状と其審査方法『斯民』中央報徳会.（1920 年 7 月）
乳児幼児の保護を如何にすべきか『幼児教育』日本幼稚園協会.（1920 年 7 月）
児童保護と国家自衛『がくえん』横浜家庭学園.（1920 年 7 月）
産め！而して保護せよ『婦人公論』中央公論社.（1920 年 8 月）
米国児童保護協議会並社会事業大会の状況『社会と救済』（1920 年 8 月）
育児事業に就て『中央佛教』中央佛教社.（1920 年 9 月）
内外社会事業大観『社会政策時報』協調会，創刊号.（1920 年 9 月）
内外児童保護事業一班『家庭週報』日本女子大学校.（1920 年 9 月）
児童教育の根本的誤謬『婦人公論』中央公論社.（1920 年 10 月）
泰西職業紹介事業の趨勢『産業の礎』産業組合中央会長野支会.（1920 年 10 月）

社会教育と活動写真『地方行政』帝国地方行政学会.（1920 年 11 月）
米国の労働問題『東北之研究』東北研究会.（1920 年 11 月）
労働保険制度の梗概『社会と救済』中央慈善協会.（1920 年 12 月）
社会政策と社会事業『警察講習所講義録』（1921 年 1 月）
児童保護問題内務省.（1921 年 1 月）
幼児保護に関する諸問題『幼児教育』日本幼稚園協会.（1921 年 1 月）
故生江千子刀自履歴（1921 年 2 月，原稿）
社会の母たれ『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 2 月）
農村問題と信仰の力『雑誌修養』第 59 号.（1921 年 2 月）
米国に於ける乳児保護事業の一端『済生会会報』済生会.（1921 年 2 月）
ベルヂュームの住宅政策『住宅』住宅改良会.（1921 年 3 月）
人類の八割は社会的貧乏人『婦人会』東京社.（1921 年 3 月）
婦人と社会事業『婦人の友』婦人の友会.（1921 年 3 月）
愛国婦人会と社会事業『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 3 月）
愛国婦人会と社会事業『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 4 月）
大戦と私生児問題『社会事業』中央社会事業協会.（1921 年 4 月）
学童保健問題『済生会会報』済生会.（1921 年 4 月）
児童保護事業（妊産婦及胎児保護と産婆）『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 5 月）
九州沖縄方面の感化院長会議『人道』第 190 号（1921 年 5 月）
社会的施設としての産院『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 6 月）
ニュージーランドに於ける母子保護問題『幼児教育』日本幼稚園協会.（1921 年 7 月）
社会事業の意義及範囲『社会政策時報』協調会，第 11 号（1921 年 7 月）
乳児保護の見地より見たる乳児死亡率『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 7 月）
皇室と社会事業『皇民会報』（1921 年 7 月）
内外児童保護事業一班『児童問題』櫻楓会.（1921 年 7 月）
米国少年審判所の現状『社会事業』中央社会事業協会.（1921 年 7 月）
性の問題と社会政策『性』日本性学会.（1921 年 8 月）
社会事業の意義及範囲『社会政策時報』協調会，第 12 号.（1921 年 8 月）
幼児保護事業として最も適切なる晝間保育所『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 8 月）
父母の健康と児童の死亡『紫電』（1921 年 8 月）
不良少年の考察『中央法律新報』（1921 年 8 月）
我国の肺結核『健康』報恩会.（1921 年 8 月）
児童の職業指導『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 9 月）
社会事業に就て『東洋哲学』東洋哲学発行所.（1921 年 9 月）
児童保護事業の趨勢『日本赤十字社』（1921 年 10 月）
職業児童の保護『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 10 月）
結核病者の治療と救護『済生会会報』済生会.（1921 年 10 月）
新住宅地の田園都市化『社会事業』中央社会事業協会.（1921 年 10 月）
本邦社会事業の現況『社会政策時報』協調会，第 14 号.（1921 年 10 月）
学童保護について『愛国婦人』愛国婦人会.（1921 年 11 月）
大正十年の社会事業『毎日年鑑』大阪毎日新聞社.（1921 年 11 月）

児童保護運動に就て『日本児童協会時報』日本児童協会．（1921 年 11 月）
保導委員の設置と其必要『時報』滋賀県救済会．（1921 年 11 月）
社会事業連絡機関の沿革及現状『社会政策時報』協調会，第 15 号．（1921 年 11 月）
児童保護の見地より見たる徒弟制度の衰退『愛国婦人』愛国婦人会．（1921 年 12 月）
社会事業家養成機関の設置『済生会会報』済生会．（1921 年 12 月）
会務の報告『社会事業』中央社会事業協会．（1921 年 12 月）
児童の保護『社会事業講演集』岐阜県内務地方課．（1921 年 12 月）
救貧事業概説『社会事業講演集』岐阜県内務地方課．（1921 年 12 月）
隣保事業『社会事業講演集』岐阜県内務地方課．（1922 年 1 月）
母性愛の基礎の上に『婦人公論』中央公論社．（1922 年 1 月）
救貧事業概説『内務省主催社会事業講習会講演集』和歌山県社会課．（1922 年 1 月）
米国に於ける母性保護法案『幼児教育』日本幼稚園協会．（1922 年 1 月）
米国議会に於ける母性保護法の通過に就て『愛国婦人』愛国婦人会．（1922 年 2 月）
我邦児童保護の現在及将来『児童と宗教』大谷派本願寺社会課．（1922 年 4 月）
少年法の運用方法に就て『人道』第 200 号（1922 年 4 月）．
我邦児童保護の現在及将来『児童と宗教』大谷派本願寺社会課．（1922 年 5 月）
特殊の地方及特殊階級の生活状態とその社会施設『全国基督教協議会社会事業調査報告
（1922 年 5 月）
売娼婦の生活と社会政策『性』日本性学会．（1922 年 6 月）
米国に於ける活動写真『世界の国情』国情研究社．（1922 年 6 月）
社会事業に就て『智嶺新報』智嶺新報社．（1922 年 6 月）
米国の児童健康相談所『博愛』博愛発行所．（1922 年 8 月）
愛児保護とニュージーランド『コドモの研究』コドモの研究社．（1922 年 9 月）
米国の児童健康相談所『日本児童協会時報』日本児童協会．（1922 年 9 月）
社会事業一班（1）『三重斯民』三重斯民会．（1922 年 9 月）
児童虐待防止運動『人道』第 205 号（1922 年 9 月）
不幸なる人々『東京府社会事業協会報』第 20 号（1922 年 10 月）
社会事業一班『第七回社会政策要目短期講習会講義』協調会．（1922 年 10 月）
産婦及乳児の保護『社会事業』中央社会事業協会．（1922 年 10 月）
社会連帯責任と社会奉仕『大学青年』日本大学佛教青年会．（1922 年 10 月）
売笑と社会及び其の救済策『性』性研究所．（1922 年 11 月）
社会事業一班（2）『三重斯民』三重県斯民会．（1922 年 11 月）
大正 11 年の社会事業『毎日年鑑』大阪毎日新聞社．（1922 年 11 月）
社会事業と社会政策との関係『社会問題時報』社会問題研究会．（1922 年 12 月）
社会事業概論『社会事業研究所講義録』大日本佛教慈善会財団．（1922 年 12 月）
児童保護の根本観念『社会事業』中央社会事業協会．（1923 年 2 月）
児童と社会，児童保護研究会．（1923 年 2 月）
社会事業綱要，巌松堂．（1923 年 4 月）
社会調査『社会事業講話』東京市社会局保護課．（1923 年 4 月）
方面委員制度に就て『社会事業講話』東京市社会局保護課．（1923 年 4 月）
劣等児童の教育『日本児童協会時報』日本児童協会．（1923 年 5 月）

隣保事業『社会事業』中央社会事業協会.（1923 年 5 月）
カーネギーの生地と社会施設『人と人』協調会.（1923 年 9 月）
震災と児童保護施設『コドモの研究』コドモの研究社.（1923 年 11 月）
大震災に対する救護施設『斯民』中央報徳会.（1923 年 11 月）
バラック生活の諸問題『太陽』博文館.（1923 年 11 月）
大正 12 年の社会事業『毎日年鑑』大阪毎日新聞社.（1923 年 11 月）
民衆の精神能力『人道』第 218 号（1923 年 11 月）
大震災と社会事業家の覚悟『斯民』中央報徳会.（1923 年 11 月）
我邦将来の社会事業『斯民』中央報徳会.（1924 年 2 月）
教育上の時代錯誤『人道』第 221 号（1924 年 2 月）
小さき母の会に就いて『コドモの研究』コドモの研究社.（1924 年 3 月）
震火災救護策『社会問題時報』社会問題研究会.（1924 年 4 月）
台湾菅見『斯民』中央報徳会.（1924 年 5 月）
台湾社会事業私見『社会事業』中央社会事業協会.（1924 年 5 月）
一燈園に対する希望『光』一燈園宣光社.（1924 年 5 月）
バラック問題『大正大震火災誌』改造社.（1924 年 5 月）
社会事業団体の活動『大正大震火災誌』改造社.（1924 年 5 月）
社会施設に対する一考察『社会政策時報』協調会，第 44 号.（1924 年 5 月）
少年鑑別とベーカー判事財団『変態心理』日本精神医学会.（1924 年 7 月）
農村社会事業『斯民』中央報徳会.（1924 年 7 月）
チヤルモーアス博士の追想『社会事業』中央社会事業協会.（1924 年 10 月）
朝鮮の社会事業『社会事業』中央社会事業協会.（1924 年 10 月）
観察したる台湾の社会施設『満州の社会』満州社会事業研究会.（1924 年 10 月）
朝鮮民族と扶養関係『社会政策時報』協調会，第 50 号.（1924 年 11 月）
農繁時託児事業『斯民』中央報徳会.（1924 年 11 月）
職業婦人セッツルメントに就ての考察『婦人運動』職業婦人社.（1924 年 11 月）
社会連帯責任と社会愛『人と人』（1924 年 11〜12 月）協調会.
ラウントリー氏とその事業『社会事業』中央社会事業協会.（1924 年 11 月）
公益質屋に就て『斯民』中央報徳会.（1924 年 12 月）
社会連帯責任と社会愛『人と人』協調会.（1924 年 12 月）
震災に対する救済運動『基督教年鑑』日本基督教連盟.（1924 年 12 月）
現代の社会事相と其宗教『基督教年鑑』日本基督教連盟.（1924 年 12 月）
児童の権利『連帯時報』岡山県社会事業協会.（1925 年 1 月）
国民保健問題に就て『済生』済生発行所.（1925 年 1 月）
新西蘭の社会施設一般（上）『人道』第 243 号（1925 年 1 月）
社会事業概要『第 1 回地方改良講習会講演集』台湾総督府内務局.（1925 年 1 月）
国民保健問題に就て『済生』済生発行所.（1925 年 2 月）
新西蘭の社会施設一般（中）『人道』第 244 号（1925 年 2 月）
社会事業の根本観念と其現状『社会事業パンフレット』日光社.（1925 年 3 月）
新西蘭の社会施設一般（下）『人道』第 245 号（1925 年 3 月）
世界各国及都市に於ける乳児死亡率『社会事業』中央社会事業協会.（1925 年 3 月）

社会事業概要『第1回地方改良講習会講演集』台湾総督府内務局. （1925年4月）
貧困の科学的意義『教育論叢』東京文教書院. （1925年5月）
児童の権利『社会教育』社会教育研究会. （1925年5月）
小河博士の高誼を追憶す『社会事業研究』大阪社会事業連盟. （1925年5月）
社会事業の経営及後援に就て『第7回全国社会事業大会特別公演』中央社会事業協会. （1925年5月）
学校中心の社会施設『斯民』中央報徳会. （1925年6月）
満州及新西蘭へ『人道』人道社. （1925年7月）
人格尊重と機会均等『盲教育五十年記念号』東京盲学校. （1925年10月）
大阪社会事業連盟を祝す『社会事業研究』大阪社会事業連盟. （1925年12月）
新西蘭に於ける社会事相『社会事業研究』大阪社会事業連盟. （1926年1月）
濠州及ニューゼーランド紀行『社会事業』中央社会事業協会. （1926年1月）
貧乏人の無い楽土『日刊ラヂオ』ラヂオ新聞発行所. （1926年1月）
婦人の楽園ニュージーランド『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会. （1926年1月）
女子参政権と社会教化『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会. （1926年1月）
海外の社会事業『弘道』日本弘道会事務所. （1926年2月）
新西蘭に於ける社会事情『宇宙』宇宙社発行. （1926年2月）
相互の理解と文通『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会. （1926年2月）
濠州及新西蘭社会事情『済生』済生発行所. （1926年2月）
満州の児童保護鳥瞰『社会事業』中央社会事業協会. （1926年2月）
新西蘭の社会施設一般『人道』人道社. （1926年2月）
新西蘭に対する余が印象『人道』人道社. （1926年2月）
新西蘭の乳児死亡率減退と其原因『公衆衛生』大日本私立衛生会. （1926年2月）
社会事業に従事せんとする人々へ『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会. （1926年2月）
海外の社会事業『弘道』日本弘道会事務所. （1926年3月）
濠州及新西蘭に於ける社会事情宮城県社会事業協会. （1926年3月）
濠州に於ける徒弟制度並に教育『社会教育』社会教育研究会. （1926年3月）
社会貧なきニュージーランドに於ける印象『経済評論』青山学院経済編纂部. （1926年3月）
私の観た新西蘭『共済』滋賀県社会事業協会. （1926年3月）
ニュージーランドに於ける児童愛護運動とその施設『家庭週報』（1926年3月）
範とすべき乳児保護施設『社会事業』中央社会事業協会. （1926年3月）
新西蘭の社会施設『人道』人道社. （1926年3月）
母子扶助法の内容『婦女新聞』婦女新聞社. （1926年3月）
濠州及び新西蘭の社会事情『太陽』博文館. （1926年4月）
私の観た新西蘭『共済』滋賀県社会事業協会. （1926年4月）
濠州及新西蘭に於ける乳幼児保護施設に就て日本生命済生会. （1926年4月）
ニュージーランドに於ける婦人問題『婦女新聞』婦女新聞社. （1926年4月）
太平洋問題より観たる濠州及新西蘭『講演速記』華族会館. （1926年4月）
新西蘭の酒精問題『社会事業』中央社会事業協会. （1926年5月）
母子扶助法の起源『婦女新聞』婦女新聞社. （1926年5月）

母子扶助法に就て『セッツルメント』東京帝大セツルメント．（1926 年 6 月）
ニュージーランドの女性『第一線』フロンド社．（1926 年 6 月）
母性擁護の新思潮とその範囲『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会．（1926 年 6 月）
濠州に於ける賃金制度と移民問題『社会事業』中央社会事業協会．（1926 年 6 月）
ニューゼーランドに於ける社会施設『東京府社会事業協会報』第 28 号（1926 年 6 月）
私の見た理想的社会『雄弁』大日本雄弁会．（1926 年 7 月）
児童健康相談所に就て『社会と家庭』第 1 巻第 5 号，輔導協会．（1926 年 7 月）
濠州の鉄道『鉄道青年』鉄道青年会．（1926 年 7 月）
濠州の宗教『宇宙』宇宙社．（1926 年 7 月）
ニュージーランドの刑務改良『刑政』刑務協会．（1926 年 7 月）
海外の母性保護に就て『弘道』日本弘道会．（1926 年 7 月）
新西蘭の酒精問題『禁酒の日本』日本国民禁酒同盟．（1926 年 7 月）
何故我邦の死亡率は高いか『済生』済生発行所．（1926 年 7 月）
濠州及新西蘭の医療保護施設に就て『社会事業』中央社会事業協会．（1926 年 7 月）
日曜学校の起源沿革及び現状『児童問題講習録』立正児童教育連盟．（1926 年 8 月）
濠州の現行社会立法『社会政策時報』協調会，第 72 号．（1926 年 9 月）
婦人の楽園ニュージーランド『婦人と生活』婦人同志倶楽部．（1926 年 9 月）
ニュージーランドの宗教状態『宇宙』宇宙社．（1926 年 9 月）
子供を中心とする家庭『社会と家庭』輔導協会．（1926 年 9 月）
濠州事情『斯民』中央報徳会．（1926 年 9 月）
母子扶助法の制定に就て『共存』愛知県社会事業協会．（1926 年 9 月）
濠州に於ける酒精問題『禁酒の日本』日本国民禁酒同盟．（1926 年 9 月）
濠州に於ける産業並に労働状態『社会事業』中央社会事業協会．（1926 年 9 月）
保育事業運営の新傾向『社会事業』中央社会事業協会．（1926 年 10 月）
朝鮮の児童問題『婦女新聞』婦女新聞社．（1926 年 10 月）
病院内の社会事業に就て『済生』済生発行所．（1926 年 11 月）
職業児童に対する時代の要求『社会事業』中央社会事業協会．（1926 年 12 月）
ペスタロッチの生涯『社会事業』中央社会事業協会（1927 年 2 月）
濠州に於ける賃金制度と移民問題『大崎学報』立正大学同志会．（1927 年 3 月）
児童保護施設『乳児保護』神奈川県乳児保護協会．（1927 年 3 月）
農繁託児事業の現状『斯民』中央報徳会．（1927 年 4 月）
児童保護施設に就て（1927 年 4 月，講演筆記）
乳幼児保護の意義『会報』静岡県社会事業協会．（1927 年 4 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪愛護児童連盟．（1927 年 4 月）
乳幼児に対する社会的保護『山形県教育』山形県教育会．（1927 年 5 月）
新西蘭に於ける母子保健協会の活動『児童保護』児童保護協会．（1927 年 5 月）
濠州に於ける最低賃金と家族扶助法『社会政策時報』協調会．（1927 年 5 月）
公益質屋法に就て『斯民』中央報徳会．（1927 年 5 月）
恤救規則の改正に就て『社会事業』（1927 年 5 月）
濠州ニューサウスウェールス州に於ける最低賃金と家庭扶助法『社会政策時報』協調会，第 8 号．（1927 年 6 月）

『社会事業綱要』巌松堂.（1927 年 5 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1927 年 5 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1927 年 6 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1927 年 6 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1927 年 7 月）
二種の巡回看護婦事業の提唱『婦人と生活婦人同志倶楽部.（1927 年 7 月）
我国に於ける感化院の起源及び『感化』の語源に就て『社会事業』（1927 年 7 月）
社会連帯責任と人類愛『神学評論』神学評論社（1927 年 7 月）.
育成園創立 32 年記念会に臨みて『東京育成園々報』東京育成園.（1927 年 8 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1927 年 8 月）
社会事業に於ける融和事業の地位『融和時報』中央融和事業協会.（1927 年 8 月）
社会施設より見たるニュージーランド『千葉県社会事業』千葉県社会事業協会.（1927 年 8 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1927 年 8 月）
徒弟制度に就て『社会事業』（1927 年 8 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1927 年 9 月）
不良少年問題に関する二三の考察『社会事業』（1927 年 9 月）
無産階級と児童保護（上）『社会政策時報』（1927 年 9 月）
無産階級と児童保護（下）『社会政策時報』（1927 年 10 月）
米国に於ける労働児童保護法の制定とその廃棄『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1927 年 10 月）
児童保護施設『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1927 年 11 月）
家庭惨劇の実相『婦人と生活』婦人同志倶楽部.（1927 年 11 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1927 年 11 月）
災害救護機関急設の必要『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1927 年 12 月）
融和事業に於ける隣保事業実施の意義について『融和時報』中央融和事業協会.（1927 年 12 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1927 年 12 月）
家庭惨劇の実相『婦人と生活』婦人同志倶楽部.（1927 年 12 月）
乳児死亡に現はれたる社会衛生の欠陥『乳幼児』大阪乳児保護協会.（1927 年 12 月）
所謂親子心中の実相『社会事業』（1927 年 12 月）
社会事業 現代の社会事業と基督教社会事業家懇話会の機能『人道』第 266 号（1927 年 12 月）
児童保護事業に就て『山口県社会時報』山口県社会事業協会.（1928 年 1 月）
社会事業に於ける経営と連絡『社会事業』（1928 年 1 月）
新西蘭に於ける酒精問題『大崎学報』立正大学同志会.（1928 年 1 月）
敢て大阪の母性に訴ふ『乳幼児』大阪乳幼児保護協会.（1928 年 1 月）
米国都市社会事業の資源及配率に関する考察大阪社会事業連盟.（1928 年 2 月）
文芸復興以後に於ける慈善事業変革に関する一考察『社会事業』（1928 年 2 月）
医療問題に対する希望数項『済生』済生発行所.（1928 年 3 月）
隣保事業の意義及之に対する希望数則『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1928 年 4

月）
成瀬先生追憶録の中より成瀬先生を偲びて日本女子大学櫻楓会．（1928 年 4 月）
公私社会事業の財源に就て『大大阪』大阪都市教育．（1928 年 4 月）
乳幼児に対する徹底的保護『社会教育』社会教育会．（1928 年 5 月）
社会事業と禁酒『婦人新報』基督教婦人矯風会．（1928 年 5 月）
『世界基督教社会事業史』東京基督教青年会．（1928 年 5 月）
基督教と社会問題『基督教連盟』日本基督教連盟．（1928 年 5 月）
中世期の基督教と慈善事業『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1928 年 6 月）
乳幼児に対する徹底的保護『社会教育』社会教育会．（1928 年 6 月）
新西蘭の土地政策と其実際『社会政策時報』第 93 号．（1928 年 6 月）
宗教家と社会問題『佛教思想』仏教思想普及協会．（1928 年 6 月）
博愛の権化原胤昭先生『キング』大日本雄弁会講談社．（1928 年 6 月）
広義の社会問題と宗教家の立場『吾等の大学』立正大学同窓会．（1928 年 6 月）
共同募金の実状と卓見数則『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1928 年 7 月）
自省と覚醒を以てせよ『社会事業』（1928 年 7 月）
新マルサス主義の歴史的考察『社会事業』（1928 年 7 月）
愛郷心に燃えた舟橋博士の業績『宮城県人』宮城県人社．（1928 年 8 月）
南半球の涼風『斯民』中央報徳会．（1928 年 8 月）
児童保護の徹底『創造日本』創造日本社．（1928 年 8 月）
融和問題に関する一考察『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1928 年 9 月）
逝いた田園都市の始祖『経済生活』文化普及会．（1928 年 9 月）
乳幼児保護徹底に関する諸運動『乳幼児』大阪乳児保護協会．（1928 年 9 月）
目標を高く掲げて『乳児保護』乳児保護連盟．（1928 年 9 月）
病院社会事業の主張及内容『済生』済生発行所．（1928 年 9 月）
社会事業の政策化への新展望『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1928 年 11 月）
田園都市の創設者ハワード氏逝く『斯民』中央報徳会．（1928 年 11 月）
医療保護に関する二三の考察『済生』済生発行所．（1928 年 11 月）
皇室と社会事業『日本魂』日本魂社．（1928 年 12 月）
産児制限問題私見『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1928 年 12 月）
乳幼児保護週間『乳幼児』大阪乳幼児保護協会．（1928 年 12 月）
病院の起源及沿革大要『東京府社会事業協会報』第 43 号（1928 年 12 月）
家族制度と養老事業『経済生活』文化普及会．（1928 年 12 月）
基督教と社会問題『基督教年鑑』日本基督教連盟．（1928 年 12 月）
倫敦に於ける社会事業資金調達の状況一班『東京府社会事業協会々報』第 13 巻 1 号（1929 年 1 月）
我国救貧行政に対する菅見『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1929 年 1 月）
巡回看護事業の起源及び現状『同方』日本赤十字社看護婦同方会．（1929 年 1 月）
疑問と希望『乳幼児研究』大阪乳幼児保護協会．（1929 年 1 月）
輓近社会事業の趨勢『神奈川県社会事業』神奈川県社会事業協会．（1929 年 1 月）
新しき国新西蘭と濠州，新生堂．（1929 年 2 月）
草津の癩村にリー女史を訪れて『済生』済生発行所．（1929 年 2 月）

所感『地の塩』東京基督教女子青年会．（1929 年 2 月）
乳幼児保護の諸問題：来るべき乳幼児愛護デーに望む『社会事業』第 12 巻第 11 号．（1929 年 2 月）
少年保護徹底に関する一，二の希望『児童保護』児童保護協会．（1929 年 2 月）
日曜日公休法の制定『社会信条の解説』日本基督教連盟．（1929 年 3 月）
最低賃金法，小作法，社会保険法『社会信条の解説』日本基督教連盟．（1929 年 3 月）
労働者教育の普及及び徹底，合理的労働時間の制定『社会信条の解説』日本基督教連盟．（1929 年 3 月）
生産及消費に関する協同組合の奨励『社会信条の解説』日本基督教連盟．（1929 年 3 月）
児童人格の尊重，少年労働の禁止『社会信条の解説』日本基督教連盟．（1929 年 3 月）
社会事業と女性の性能『社会事業』第 12 巻第 12 号（1929 年 3 月）
児童保護事業概論『児童保護事業論叢』岡山県学務部社会課．（1929 年 3 月）
濠州及新西蘭の都市と社会事業『大大阪』大阪都市協会．（1929 年 4 月）
託児事業『共栄』福岡県社会事業協会．（1929 年 4 月）
救貧事業と方面委員『共栄』福岡県社会事業協会．（1929 年 4 月）
支那の民族性と日本宗教の進出『佛教思想』佛教思想普及協会．（1929 年 6 月）
乳幼児保護問題『朝鮮社会事業』朝鮮社会事業協会．（1929 年 6 月）
支那民族性に関する一考察『社会事業』（1929 年 6 月）
貧乏人は何故に子沢山か『人道』第 284 号（1929 年 6 月）
乳幼児保護問題『朝鮮社会事業』朝鮮社会事業協会．（1929 年 7 月）
支那の保健状態を瞥視して『同仁』同仁会発行．（1929 年 8 月）
支那と阿片問題『社会事業研究』大阪社会事業連盟．（1929 年 8 月）
乳幼児保護問題『朝鮮社会事業』朝鮮社会事業協会．（1929 年 8 月）
支那に於ける社会施設について『社会事業』中央社会事業協会．（1929 年 8 月）
支那民族性の一考察『土木業協会会報』土木業協会．（1929 年 8 月）
民衆娯楽問題『経済生活』文化普及会．（1929 年 9 月）
貧乏人は何故子沢山か『母と子』日本児童協会．（1929 年 9 月）
支那に於ける教育と宗教及び華僑の問題『社会事業』中央社会事業協会．（1929 年 9 月）
児童保護施設『社会事業体系』中央社会事業協会．（1929 年 9 月）
寺院中心の社会事業智山派，豊山派社会事業協会．（1929 年 9 月）
支那に於ける生活問題の前提『経済生活』文化普及会．（1929 年 10 月）
工場及び家庭工業に就て『基督教社会問題講演集』―協議会（1929 年 11 月）
住宅問題を論ず『大大阪』大阪都市協会．（1930 年 1 月）
保健状態より見たる最近の新西蘭『済生』済生発行所．（1930 年 1 月）
1930 年の展望『社会福利』第 14 巻 1 号（1930 年 1 月）
感化法の過去と其の将来（上）『人道』第 292 号（1930 年 2 月）
ニュージーランドの沿革と現状『世界地理風俗体系』新光社．（1930 年 2 月）
聖者ダミエンの序文『聖者ダミエン』教文館．（1930 年 2 月）
感化法の過去と其の将来（下）『人道』第 293 号（1930 年 3 月）
乳幼児愛護運動の展望『乳幼児研究』大阪乳幼児保護協会．（1930 年 4 月）
日本阿片拒毒会趣意書（1930 年 4 月，原稿）

愛護デーを如何に徹底せしむべきや『社会福利』第 14 巻 5 号（1930 年 5 月）
乳幼児保護運動の提唱『婦人の友』婦人の友社.（1930 年 5 月）
新開拓へ乳幼児愛護運動『大阪毎日新聞』大阪毎日新聞社.（1930 年 5 月）
乳幼児愛護運動の二方面『家庭週報』日本女子大学校櫻楓会.（1930 年 5 月）
我国に於ける失業問題の特異性と其の対策『人道』第 295 号（1930 年 5 月）
乳幼児愛護運動雑感『共栄』福岡県社会事業協会.（1930 年 5 月）
細民部落はどうしたら改善されるか『婦人の友』婦人の友社.（1930 年 6 月）
躍進的壮挙を祝す『修養』東京修養社.（1930 年 6 月）
セッツルメントとソーシャル・センターとはどう違ふか『社会事業』中央社会事業協会（1930 年 6 月）
我国社会立法批判『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1930 年 7 月）
児童保護事業『社会民報』石川県社会事業協会.（1930 年 7 月）
児童保護に関する資料『パンフレット』（1930 年 8 月）
あなたの御健康は如何がですか『婦人の友』婦人の友社.（1930 年 8 月）
私設社会事業の社会的使命『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1930 年 8 月）
基督教青年会と労資問題基督教青年会創立五十周年記念大会記録.（1930 年 10 月）
家庭学校・恩斉塾・人道『人道』第 300 号（1930 年 10 月）
台湾に於ける保健設備の瞥見『済生』済生発行所.（1930 年 11 月）
台湾支部に対する希望の二三『愛国婦人新報』愛国婦人会台湾支部.（1930 年 11 月）
児童保護施設概要『社会事業』中央社会事業協会.（1930 年 11 月）
本年の社会事業を顧みて『人道』人道社. 第 302 号（1930 年 12 月）
資本主義経済組織と消費組合運動『女子青年会』基督教女子青年会日本同盟.（1931 年 1 月）
方面事業『社会事業の友』台湾社会事業協会.（1931 年 1 月）
明日の女性に要求される一つの視覚『婦人の友』婦人の友社.（1931 年 1 月）
救護法の即時実施の必要に就て『共栄』福岡県社会事業協会.（1931 年 1 月）
社会事業の統制に関する一考察『社会事業』中央社会事業協会.（1931 年 1 月）
協同組合運動と青年会『東京青年』東京基督教青年会.（1931 年 1 月）
資本主義経済組織と消費組合運動『女子青年界』基督教女子青年界日本同盟.（1931 年 2 月）
十年後の都市社会事業『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1931 年 2 月）
資本主義経済組織と互助組合運動『現代社会問題対策講演集』基督教社会問題協議会.（1931 年 2 月）
資本主義経済組織と消費組合運動『女子青年界』基督教女子青年界日本同盟.（1931 年 3 月）
私設社会事業の社会的使命『第 1 回総会報告』関西私設社会事業連盟.（1931 年 3 月）
我国現在の医療観『済生』済生発行所.（1931 年 3 月）
台湾の印象と希望『社会事業の友』台湾社会事業協会.（1931 年 3 月）
農村隣保事業『連帯時報』岡山県社会事業協会.（1931 年 3 月）
朝鮮に於ける乳児死亡率に対する疑問と考察『朝鮮社会事業』朝鮮社会事業協会.（1931 年 4 月）

会員募集運動の意義『東京青年』東京基督教青年会. （1931 年 4 月）
白十字会の創立二十周年を迎へて『白十字』白十字社. （1931 年 4 月）
我国に於ける乳幼児愛護運動『社会事業』中央社会事業協会. （1931 年 4 月）
欧米に於ける乳幼児愛護週間運動プログラム『社会福利』第 15 巻 5 号（1931 年 5 月）
欧米に於ける児童愛護週間運動の梗概『社会事業の友』台湾社会事業協会. （1931 年 5 月）
児童愛護に関する希望数則『連帯時報』岡山県社会事業協会. （1931 年 5 月）
児童愛護と農村『共栄』静岡県社会事業協会. （1931 年 5 月）
社会事業概論『日本女子大学校講義』女子大学講義発行所. （1931 年 5 月）
社会事業交換所に関する研究会『社会事業』中央社会事業協会. （1931 年 6 月）
交通事故に寝台自動車を速かに設備せよ『社会事業新聞』社会事業新聞社. （1931 年 6 月）
方面事業『社会事業の友』台湾社会事業協会. （1931 年 7 月）
児童保護『社会事業の友』台湾社会事業協会. （1931 年 8 月）
日本農村の特異性『農村指導方針』日本基督教連盟. （1931 年 8 月）
児童保護『社会事業の友』台湾社会事業協会. （1931 年 8 月）
『日本基督教社会事業史』教文館出版部. （1931 年 10 月）
釈放者保護の重要性に就て『大阪控訴院管内司法保護事業研究会第 10 回総会概説』（1931 年 10 月）
布哇に於ける労働事情と社会施設『済生』済生発行所. （1931 年 11 月）
児童保護事業は何處へ行く？『大阪毎日新聞慈善時報』（1931 年 12 月）
歳末救済に対する統制機関の設置に就て『社会事業』中央社会事業協会. （1931 年 12 月）
第 2 回国際キャンプに参加して『国際キャンプの思ひ出』モクレイアクラブ発行. （1931 年 12 月）
社会事業の超時代的使命『1931 年度報告』東京日々新聞社会事業団. （1931 年 12 月）
救護法と救療事業『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 1 月）
農村社会事業の展望『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 2 月）
統計上より観た禁酒問題『ときのこゑ』救世軍日本本営. （1932 年 2 月）
醜き残骸を撤廃せよ『廓清』廓清会本部. （1932 年 3 月）
禁酒問題と若き女性『人道』第 317 号（1932 年 3 月）
隣保館の話『社会事業の友』台湾社会事業協会. （1932 年 4 月）
結核征服への躍進『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 4 月）
乳幼児愛護週間と模範的施設『児童保護』日本感化教育会. （1932 年 4 月）
松宮一也氏訳述の『国際男女基督教青年会調査報告』に就て『女子青年界』（1932 年 5 月）
児童愛護運動と乳児院の新使命『済生』恩賜財団済生発行所（1932 年 5 月）.
保健所を増設せよ（愛らしき愛児のために）『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 5 月）
生江氏より『人道』人道社. （1932 年 7 月）
船の旅『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 8 月）
棟居喜九馬の逝去を悼む『白十字』白十字会. （1932 年 9 月）
私設社会事業の助成に就て『社会事業研究』大阪社会事業連盟. （1932 年 10 月）
実費診療か無料診療か『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 10 月）

児童愛護連盟の結成『教育』岩波書店.（1932 年 10 月）
恩師ドクトルハートの追憶『社会事業』中央社会事業協会.（1932 年 10 月）
拡張と社会事業に対する希望『社会福利』第 16 巻 10 号（1932 年 10 月）
回顧『本多記念青山教会五十年史及懐古録』日本メソヂスト青山教会.（1932 年 11 月）
東京英和学校在学時代青山学院五十年史編纂委員会編『青山学院五十年史』青山学院.（1932 年 11 月）
献身の誓：社会事業四十年『大阪毎日新聞慈善団時報』（1932 年 12 月）
世界からなくしたいもの『婦人の友』婦人の友社.（1933 年 1 月）
大東京の救療に就て『済生』済生発行所.（1933 年 1 月）
基督教社会新條に就て『商工地帯伝道指針』日本基督教連盟.（1933 年 1 月）
社会事業に於ける『人』と『組織』『社会事業』中央社会事業協会.（1933 年 1 月）
Y・M・C・A 社会部の往くべき途『東京青年』東京基督教青年会.（1933 年 2 月）
桑田熊蔵博士と私『社会事業』中央社会事業協会.（1933 年 2 月）
我が国農村児童の保護問題『日曜学校』日本日曜学校協会.（1933 年 3 月）
聖恩の厚きに感激して『済生』済生発行所.（1933 年 3 月）
公営社会事業の長短『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1933 年 4 月）
社会事業概論『佐賀県社会事業協会』（1933 年 4 月）
日本農村と満州移民問題『満州社会事業』満州社会事業協会.（1933 年 5 月）
方面委員制度の根本精神と其運営『山形県社会課』（1933 年 5 月）
田中太郎君を憶ふ『田中太郎』記念会.（1933 年 5 月）
母親は強し『講演の友』講演の友社.（1933 年 5 月）
社会事業の中心生命『満州社会事業』満州社会事業協会.（1933 年 7 月）
盛夏の思ひ出『開拓者』日本基督教青年会同盟.（1933 年 8 月）
青山時代に於ける岩村透君の俤『岩村透君追憶集』岩村博.（1933 年 8 月）
『人道』の再生と私の希望『人道』復刊第 1 号，家庭学校（1933 年 6 月）
社名淵分校を訪ねて『人道』復刊第 4 号，家庭学校（1933 年 9 月）
現代社会思想と青年会運動『開拓者』日本基督教青年会同盟.（1933 年 10 月）
唯電主義と社会改良『修養』東京修養社.（1933 年 10 月）
富士修養会に馳せ参じて『修養』東京修養社.（1933 年 10 月）
基督教社会事業の展望『連盟時報』日本基督教連盟.（1933 年 10 月）
座談会社会事業家の今昔感『社会福利』第 17 巻 10 号（1933 年 10 月）
都市と社会事業『日本都市大観』大阪毎日新聞社.（1933 年 12 月）
留岡幸助氏より受けたる高誼と友情『留岡幸助君古稀記念集』（1933 年 12 月）
基督教社会事業の展望『基督教年鑑』日本基督教連盟.（1933 年 12 月）
農漁村を主としたる社会事業『社会事業講習会講演集』北海道社会事業協会.（1933 年 12 月）
1934 年新春小感『社会福利』第 18 巻 1 号（1934 年 1 月）
現下の日本に何故禁酒が必要か『ときのこゑ』救世軍日本本営.（1934 年 2 月）
留岡幸助氏の長逝を偲びて『社会福利』第 18 巻 3 号（1934 年 2 月 1 日）
有馬四郎助氏の長逝を悼む『社会福利』第 18 巻 3 号（1934 年 2 月 1 日）
米国に於て発生したる社会事業並病院社会事業に就て『済生』済生発行所.（1934 年 3

月）
社会事業連絡機関の推移と其問題『社会事業』中央社会事業協会.（1934 年 3 月）
留岡幸助『基督教大辞典』警醒社.（1934 年 3 月）
隣保事業『基督教大辞典』警醒社.（1934 年 3 月）
留岡，有馬両氏を語る『東京青年』東京基督教青年会.（1934 年 4 月）
留岡幸助君を語る『人道』復刊第 11 号（1934 年 4 月）
小家族分立主義に就て『育児事業研究』全国育児事業協会.（1934 年 7 月）
社会事業より見たる医療事業『済生』済生発行所.（1934 年 9 月）
母性保護と賛育会『賛育会ニュース』賛育会.（1934 年 10 月）
社会事業に於ける育児事業の地位『社会事業』中央社会事業協会.（1934 年 10 月）
少年教護に関する座談会『児童保護』日本少年教護協会.（1934 年 10 月）
『新渡戸稲造伝』を読んで『Recenzo』紀伊国屋書店.（1934 年 11 月）
現代の若き基督者に何を期待するか『新興基督教』日独書院.（1934 年 11 月）
社会教化事業『日本社会事業年鑑』中央社会事業協会.（1934 年 11 月）
生江先生の祝辞『修養』東京修養社.（1934 年 11 月）
『銀婚の夕』の祝辞『修養』東京修養社.（1934 年 11 月）
麻薬中毒者救護問題『同仁』同仁会.（1934 年 12 月）
国際的社会改良家デーム・レッチエル・クラウデー女子『婦人新報』基督教婦人矯風会.（1934 年 12 月）
『新渡戸稲造伝』を読む『白十字』白十字会.（1934 年 12 月）
偉人待望―麻薬中毒者救済『婦女新聞』婦女新聞社.（1934 年 12 月）
麻薬中毒者救護問題『共栄』福岡県社会事業協会.（1935 年 1 月）
麻薬中毒者救護問題に就て『社会福利』第 19 巻 1 号（1935 年 1 月）
児童保護の現状とその将来『児童問題研究』児童問題研究会.（1935 年 1 月）
昭和 9 年の医療事業を顧みて『白十字』白十字会.（1935 年 1 月）
我国の都市と社会事業『立正社研論叢』立正大学社会問題研究会.（1935 年 2 月）
外国に於ける母子保護と其施設『婦女新聞』婦人新聞社.（1935 年 3 月）
農村問題と信仰の力『修養』東京修養社.（1935 年 3 月）
国際的社会改良家デーム・ラッチエル・クラウデー女史『博愛』博愛社.（1935 年 3 月）
保育所の社会的意義と教育的意義『社会事業』中央社会事業協会.（1935 年 4 月）
五十年前の上海『同仁』同仁会.（1935 年 5 月）
基督教社会事業の進展『社会事業』中央社会事業協会.（1935 年 5 月）
農村問題と信仰の力『八名郡報』八名郡農会.（1935 年 6 月）
母親は強し『講演の友』講演の友社.（1935 年 6 月）
母性愛と社会事業『社会福利』第 19 巻 7 号（1935 年 7 月）
大迫大将追憶会記事『皇民』皇民会.（1935 年 7 月）
誌上修養会の開催『修養』東京修養社.（1935 年 8 月）
回顧と展望『社会事業』中央社会事業協会.（1935 年 10 月）
母性愛と社会事業大阪府衛生会.（1935 年 10 月）
基督教社会事業『開拓者』日本基督教青年会同盟.（1935 年 12 月）30 年前の回顧『30 年を顧みて』戦役紀念保育会.（1935 年 12 月）

第 8 回社会事業大会雑感数則『社会事業』中央社会事業協会.（1935 年 12 月）
社会事業と赤十字社日本赤十字社.（1935 年 12 月）
昭和 11 年の社会事業に期待す！『社会福利』第 20 巻 1 号（1936 年 1 月）
禁酒運動の動向『ときのこゑ』救世軍日本本営.（1936 年 2 月）
偉大なる母性愛『新興日本新聞』新興日本新聞社.（1936 年 5 月）
保健所の使命と小児保健所に対する希望数則『乳幼児研究』大阪乳幼児保護協会.（1936 年 6 月）
社会教化事業『日本社会事業年鑑』中央社会事業協会社会事業研究所.（1936 年 6 月）
農村託児所の話『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1936 年 7 月）
我等の見たる長尾半平氏『東京青年』東京基督教青年会.（1936 年 7 月）
農村託児所の話『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1936 年 7 月）
『社会事業綱要』巌松堂.（1936 年 7 月）
病院社会事業日本赤十字社.（1936 年 9 月）
社会事業一般に就て『社会時報』宮城県社会事業協会.（1936 年 9 月）
田中龍夫博士を偲びて『永懐録』東京修養社.（1936 年 10 月）
我国麻薬中毒者の現状とその対策（1936 年 10 月，原稿）
社会事業問題雑感『同胞愛』朝鮮社会事業協会.（1936 年 11 月）
日満社会事業大会に於ける阿片及び麻薬問題『人道』復刊第 42 号（1936 年 11 月）
昭和 12 年の社会事業に望むもの『社会福利』第 21 巻 1 号（1937 年 1 月）
国民保健増進に対する保健所の使命『医事衛生』日本医事衛生通信社.（1937 年 1 月）
現下に対する社会事業の態度『社会事業研究』大阪社会事業連盟.（1937 年 2 月）
更生の意気『牛込区社会事業後援会会報』牛込区社会課.（1937 年 2 月）
現行小学校令に対する再検討『基督教新聞』基督教新聞社.（1937 年 3 月）
義務教育年限延長に伴ふ二三の重要問題『教育』岩波書店.（1937 年 3 月）
農村社会事業『農村社会事業』大阪毎日新聞社会事業団.（1937 年 4 月）
児童愛護事業に対する最近の動向を一瞥して『子供之世紀』大阪児童愛護連盟.（1937 年 4 月）
五十年前の追憶『五十年略史』日本メソヂスト仙台教会.（1937 年 5 月）
恩賜財団済生会に対する回顧と希望『済生』済生発行所.（1937 年 5 月）
海外に於ける乳幼児保護事業の現状『愛育』恩賜財団愛育会.（1937 年 5 月）
麻薬中毒者の救護問題に就て『社会事業と社会教化』満州社会事業協会.（1937 年 7 月）
方面委員精神と其の使命『北海道社会事業』北海道社会事業協会.（1937 年 8 月）
商店法案に対する希望数則『社会福利』第 21 巻 8 号（1937 年 8 月）
神戸市軍人遺族保育事業に関する追憶『社会事業』中央社会事業協会.（1937 年 9 月）
日露戦役と遺家族救護に関する態度『共栄』福岡県社会事業協会.（1937 年 10 月）
就労少年の保護に就て『乳幼児研究』大阪乳幼児保護協会,（1937 年 11 月）
銃後の護りと其の後に来るもの『済生』済生発行所.（1938 年 1 月）
厚生省の新設を繞りて『固本盛国』固本盛国社.（1938 年 2 月）
時局と社会事業（其の一）『社会事業と社会教育』満州社会事業協会.（1938 年 2 月）
時局と社会事業（其の二）『社会事業と社会教育』満州社会事業協会.（1938 年 3 月）
農村社会事業『農村更生の諸問題』関西学院神学部.（1938 年 3 月）

社会事業と故・小崎先生の業績『宗教教育』日本宗教教育協会.（1938 年 4 月）
方面委員本来の使命と現下の重大任務『社会事業と社会教育』満州社会事業協会.（1938 年 5 月）
巻頭言『戦時社会事業の再認識』『社会福利』第 23 巻 1 号（1939 年 1 月）
戦時戦後に於ける児童問題『社会福利』第 23 巻 1 号（1939 年 1 月）
中北支戦線の視察より帰りて『人道』復刊第 73 号（1939 年 6 月）
御挨拶『人道』復刊第 77 号（1939 年 10 月）
優生多産の奨励とその検討『社会福利』第 24 巻 1 号（1940 年 1 月）
題字『社会福利』第 24 巻 2 号附録（1940 年 2 月）
人道の戦士岡弘穀氏を弔す『社会福利』第 24 巻 2 号附録（1940 年 2 月）
関西留岡会記『人道』復刊第 94 号（1941 年 3 月）
座談会 本協会創立二十五周年記念『厚生事業』第 26 巻 7 号（1942 年 7 月）
故・小塩高垣氏の長逝を悼む『人道』復刊第 118 号（1943 年 3 月）
大久保侯爵の薨去を悼みて『人道』復刊第 123 号（1943 年 8 月）
『社会教化事業概観』常盤書房.（1939 年）
救癩事業とコーンウオール女史『社会事業研究』（1941 年）
現下の社会事業の一考察『社会事業研究』（1941 年）
恩師原胤昭先生を偲びて『厚生問題』（1942 年）
新西蘭小観『厚生問題』（1942 年）
医療に関する重要法規を一瞥して『済生』19 巻 7 号.（1942 年）
南方建設と風教問題（上）『厚生問題』第 26 巻 12 号（1942 年）
南方建設と風教問題（下）『厚生問題』第 26 巻（1942 年）
『救済研究』と指導者たち『厚生事業研究』（1943 年）
自然貧と黄河の流域『厚生問題』第 27 巻第 9 号, 中央社会事業協会（1943 年 9 月）
病床雑詠『人道』復刊第 135 号（1944 年 9 月 15 日）
華北社会事業の実質と批判『厚生問題』（1943 年）
華北に於ける欧米宣教師団経営『厚生問題』（1943 年）
中国米英宣教師団経営社会事業の委譲と現状『厚生問題』28 巻 1 号.（1944 年）
我国児童保護事業の発展過程とその動向（1）『社会事業』（1947 年）
我国児童保護事業の発展過程とその動向（2）『社会事業』（1947 年）
我国児童保護事業の発展過程とその動向（3）『社会事業』（1947 年）
対談覚え帖『社会事業』（1953 年）
相田氏と私：社会事業八十年の歩み『社会事業』（1955 年）
創刊に寄せて：社会事業講座担当 25 年間の想い出, 日本女子大学社会福祉学会『社会福祉』第 1 号（1954 年）
『わが九十年の生涯』（1958 年）

生江孝之年表

		生涯	社会一般
1867 慶応3	0	慶応3年11月12日（新暦1867年12月7日）仙台市土樋191番地で父元善（仙台藩士），母仙（せん子）の次男として生まれる.	
1868 明治元	1		1.3　戊辰戦争 　奥羽越列藩同盟結成 3.14　五箇条の誓文
1869 明治2	2		〈英〉ロンドン慈善組織協会設立.
1870 明治3	3		
1871 明治4	4		6.17　行路病人取扱規則 6.20　棄児養育米給与方 8.28　解放令布告. 学制公布 9.13　日清修好条規締結 11.27　窮民一時救助規則
1872 明治5	5		7.8　琉球王国を琉球藩とする. 10.2　人身売買禁止 10.15　東京養育院 12.-　太陽暦を採用.
1873 明治6	6		1.- 徴兵令公布. 秩禄奉還の法 キリスト教解禁. 11.10　内務省設置
1874 明治7	7		12.8　恤救規則 台湾出兵・征台の役
1875 明治8	8	仙台片平町小学校入学.	江華島事件
1876 明治9	9		3.- 廃刀令発布. 8.- 金禄公債条例制定（家禄制度全廃），金禄公債証書を交付. 日朝修好条規 10.23　陸軍恩給令

1877 明治 10	10		西南戦争
1878 明治 11	11		
1879 明治 12	12		沖縄県を設置（琉球処分）.
1880 明治 13	13	小学校卒業，岡懼の漢学塾に入る.	6.15　備荒儲蓄法
1881 明治 14	14		10.21　松方デフレ
1882 明治 15	15		
1883 明治 16	16	宮城中学校入学.	6.27　池上幸枝が大阪市内に非行少年の更生をめざす初の私立感化院を設立. ＊原胤昭が自宅で免囚保護施設を開始.
1884 明治 17	17	宮城中学校に英語教師としてシュワルツ氏（メソジスト教会宣教師）が赴任する. 仙台メソジスト教会創立	10.31　秩父事件
1885 明治 18	18		10.7　東京予備感化院（翌年，東京私立感化院に改称）
1886 明治 19	19	ビショップ・ハリス氏により受洗. 東京英和学校高等部（現青山学院）入学.	
1887 明治 20	20	レビットの「酒の害」を読み，終生禁酒を決心.	9.22　石井十次，岡山孤児院設立
1888 明治 21	21		3.7　大日本監獄教会設立
1889 明治 22	22		

1890 明治 23	23	東京英和学校を高等科 2 年修業の上退学．宣教師ジョンスの通訳になる．	帝国議会開設 新島襄死去 10.- 教育に関する勅語の発布． 12.3 窮民救助法案
1891 明治 24	24	山口県，南メソジスト教会宣教師ショウの通訳，伝道活動．	1.- 内村鑑三，不敬事件． 山路愛山，『護教』を創刊． 10.28 濃尾大震災 〈英〉公立小学校の授業料を廃止
1892 明治 25	25		
1893 明治 26	26	メソジスト教会の命にて北海道上川に赴任．次に札幌教会等の伝道補助．この頃留岡幸助と出会う．	
1894 明治 27	27	北海道樺戸教会赴任，原胤昭，松尾音次郎，水崎基一，牧野虎次と出会う．	
1895 明治 28	28		9.22 日本救世軍支部の発足． 10.6 徳島県，里子・貰子の養育援助を開始．
1896 明治 29	29	10.1 青山学院神学部に入学． 10.26 救世軍の発会式に列席し，山室軍平と出会う．	4.26 社会政策学会結成．
1897 明治 30	30	原胤昭の更生保護事業を手伝う．	
1898 明治 31	31		9.- 内務大臣板垣が衆議を排して巣鴨監獄の教誨師に留岡幸助を選任，仏教者から猛烈な反対運動が起こる． 10.18 キリスト教社会主義の片山潜・安部磯雄，幸徳秋水らが社会主義研究会を結成．
1899 明治 32	32	青山学院卒業，青山教会副牧師に就く．	4.- 横山源之助『日本之下層社会』 11.23 留岡幸助，家庭学校設立．

1900 明治 33	33	4.25　感化事業，社会事業研究のため渡米（第 1 回外遊：本多庸一，留岡らが寄付募集）． 監獄改良，感化事業研究，サンフランシスコに恩師ハリス訪問，カリフォルニア州監獄視察，各州の刑務所・感化院視察，シカゴ少年審判所視察． 7.20 ハート氏と面接． ニューヨーク，里子制度，ハルハウス調査．フレーベル少年自治団，エルマイラ州立感化獄視察．細民街視察中暴漢に会う． ニューヨーク博愛学校講習会終了． Edward, T. Devine に学ぶ．	1.10　二葉幼稚園 3.10　感化法公布 9.-　貧民研究会結成． 政友会成立
1901 明治 34	34	大阪毎日新聞の米国通信員となり，社会事業に関する記事をほぼ 1 年にわたって連載． 紐育博愛学校講習会の全課程を修了．	6.16 留岡幸助著『家庭学校』発刊 安部磯雄『社会問題解釈法』（東京専門学校出版部） 社会民主党結成（発起人は安部磯雄，河上清，幸徳秋水，木下尚江，片山潜，西川光次郎）
1902 明治 35	35	5.3　父元善死去． 6.- 長兄死去． ボストン大学大学院入学．社会学，社会事業，神学などを学ぶ． Edward, T. Devine に師事．社会事業調査．	10.18　留岡幸助『家庭学校第二版』発刊
1903 明治 36	36	米国に来た留岡と共に，渡欧，英国で調査．	5.11 全国慈善事業大会開催，日本慈善同盟会の設立を決議．
1904 明治 37	37	帰国，神戸市外事係長．神戸市奉公会等創立，軍人遺家族児童保護事業を指導，保育事業に従事．	4.4　下士兵卒家族扶助令
1905 明治 38	38	羽田しげ子（本名しげ）と結婚，長男元武誕生．	
1906 明治 39	39		＊東北大飢饉
1907 明治 40	40	11.24 次男健次誕生．	

1908 明治41	41	内務省嘱託として欧米視察（第2回外遊）	5.21　日露戦争後の緊縮財政により救済費の削減 9.10〜10.7　内務省, 感化救済事業講習会を開催. 10.7　内務省指導により，中央慈善協会結成. 10.13　戊申詔書 〈英〉炭鉱労働者の8時間労働制成立.
1909 明治42	42	帰国 初夏，東京に赴任し内務省嘱託となる. 和歌山県下の巡回講演	
1910 明治43	43		大逆事件
1911 明治44	44	恩賜財団済生会の参与になる.	3.29　工場法公布（1916年9月1日施行）
1912 大正元	45		
1913 大正2	46		
1914 大正3	47		
1915 大正4	48	三男秀雄，脳膜炎にかかり夭折（5歳）.	第一次世界大戦
1916 大正5	49		9.11〜11.26　河上肇『貧乏物語』
1917 大正6	50		7.20　軍事救護法 8.25　内務省地方局に救護課を設置. 11.3　第1回全国救済事業大会開催
1918 大正7	51	日本女子大学校校講師. 日本大学講師. 青山学院理事.	日本女子大学校，社会事業講座を設置. 6.25　救済事業調査会設立. 8.3　米騒動 9.29　原敬内閣成立 10.7　大阪方面委員制度設置 11.11　第一次世界大戦終結.

1919 大正 8	52	米国へ（第 3 回外遊）．米国児童保護事業会議に出席，サンガー夫人と面会.	2.9　大原社会問題研究所を設置 3.1　〈朝〉3.1 運動 5.4　〈中〉5.4 運動 6.28　ヴェルサイユ講和条約調印．12.22　渋沢栄一ら，協調会を設立.
1920 大正 9	53	3.-　「避妊公許の和蘭」『日本一』 内務省社会局設立，勤務.	6.3　全国社会事業大会開催 8.24　内務省社会局設置
1921 大正 10	54	母，死去.	1.13　内務省，社会事業調査会を設置（職業紹介，住宅改良，部落改善等について審議）． 4.1　東洋大学に社会事業科を設置. 4.8　借地・借家法公布 4.9　職業紹介法公布 4.11　中央慈善協会，中央社会事業協会へと改称 6.9　大阪市立市民会館開設
1922 大正 11	55	中国旧「満州」に初めて行く.	4.17 少年法・矯正院法公布. 日本女子大学校に社会事業学部発足.

1923 大正 12	56	内務省辞職．台湾詔勅.	3.30 工場労働者最低年令法公布. 4.14 恩給法成立. 9.1 関東大震災. 11.- J.R.モットの勧めにより，日本基督教連盟設立
1924 大正 13	57	立正大学講師. 「チヤルマア博士の追想」『社会事業』 「ラウントリイ氏と其の事業」『社会事業』	2.11 恩師財団慶福会設立. 5.23 同潤会設立. 6.6. 東京帝大セツルメント，活動開始. 7.22 小作調停法公布.
1925 大正 14	58	オーストラリア，ニュージーランド外遊に向けて神戸港を出港. メルボルン，シドニー，ブリスベンにおける社会立法，公私の社会施設を調査．ニュージーランドに 1 か月滞在．11.17 神戸港に到着．翌日東京駅に到着. 青山学院講師.	4.22 治安維持法. 5.5 衆議院議員選挙法. 7.10 『女工哀史』発刊. 8.18 内務省社会局，労働組合法案公表. ＊そてつ地獄 1.15 浴風会設立.

1926 大正 15 昭和元	59	日本に米国の病院社会事業を導入して済生会社会部を設立し，その理事長として医療社会事業を開拓.	5.1 親子心中流行. 6.22 内務省に社会事業調査会置かれる. 12.2　第一回児童保護事業大会開催. 社会民衆党結成

1927 昭和2	60	内務省社会事業調査臨時委員. 5.- 「恤救規則の改正に關する考察」『社会事業』 7.- 「我が國に於ける感化院の起原及び感化の語原に就いて」『社会事業』 12.- 「傷害救護期關急設の必要」『社会事業研究』	3.14　金融恐慌 3.30 不良住宅地区改良法制定. 10.21 第一回全国方面委員会会議開催.
1928 昭和3	61	関東学院講師. 2.- 「文藝復興以後に於ける慈善事業の變革に關する一考察」『社会事業』 6.- 「中世期の基督教と慈善事業」『社会事業研究』 11.- 「社会事業の政策化への新展望」『社会事業研究』 12.- 「産兒制限問題私見」『社会事業研究』 親友の菊池西治氏が日本基督教連盟の集会で麻薬中毒者の問題について報告し，中国に調査のため赴くことを決心する.	

1929 昭和4	62	「満州」視察（第1回）. 『新しき国新西蘭と豪州』（新生館）刊行. キリスト教連盟の社会信條制定にかかわる. 「民衆娯樂問題」『経済生活』	3.- 聖路加国際病院に社会事業部が開設され，日本最初の医療ソーシャルワーカー（浅賀ふさ）が置かれた.
1930 昭和5	63	日本国民禁酒同盟理事.	＊農業恐慌
1931 昭和6	64	「社会事業の統制に關する一考察」『社会事業』 「私設社会事業の社会的使命」『關西施設社会事業聯盟第一回總會報告書』 『日本基督教社会事業史』（教文館）刊行.	2.16 方面委員，救護法の早期施行を要請. 4.2 労働者災害扶助法公布. 7.5 全日本私設社会事業連盟結成. 9.18 満州事変勃発. 12.11 若槻内閣総辞職. 12.13 高橋是清，蔵相就任
1932 昭和7	65	次男健次，治安維持法違反で逮捕される（翌年末仮釈放）.	1.1 救護法実施. 5.- 農山漁村経済更生運動開始. 社会大衆党の結成
1933 昭和8	66	「社会事業に於ける『人』と『組織』」『社会事業』 「日本農村の特異性を檢討して滿洲移民問題に及ぶ」『滿洲社会事業』 麻薬中毒者救護会設置．済生会評議員.	3.3 昭和三陸津波 4.1 児童虐待防止法制定. 5.5 少年教護法制定. 5.25 傷病戦没家族への授業料免除.
1934 昭和9	67	家庭学校理事. 「収容保護に於ける小家族分立主義に就いて」『育兒事業研究』 「社会事業に於ける育兒事業の地位」『社会事業』 「麻薬中毒者救護問題」『同仁』	3.28 国税徴収法改正. 仏・墺・米などで反ファッショ統一戦線成立. ＊農村の大凶作（東北：冷害，関西：風水害，西日本：干害）
1935 昭和10	68	4.- 「保育所の社会的及教育的意義」『社会事業』 日本基督教社会事業連盟副委員長.『社会事業と赤十字社』（日本赤十字社）刊行. 次男健次，慶応大学へ復帰.	7.27 社会保険調査会設置. 10.23 第8回全国社会事業大会，救護法の改善を建議.

1936 昭和11	69	「満州」行き，満鉄の招聘．社会事業視察（第2回）． 6.- 「保健所の使命と小兒保健所に對する希望」『乳幼兒研究』 次男健治，慶応大学を卒業． 古稀記念会開催．	11.14 方面委員令
1937 昭和12	70	3.- 「義務教育年限延長に伴ふ二三の重要問題」『教育』 次男健次，文藝春秋社に入社． 満鉄の招聘（第3回）．社会事業講習会に出席．公私社会事業について調査．	3.31 軍事扶助法公布 6.3 貰い子殺害事件 11.13 全国保育大会開催． ＊日中戦争（～'45）
1938 昭和13	71	『生江孝之君古稀記念』刊行．	1.11 厚生省設置．4.1 社会事業法公布．4.1 国民総動員法公布．
1939 昭和14	72	中国出張，社会事業，アヘン，麻薬中毒者救護状況調査（第4回）．	3.30 司法保護事業法成立． 7.8 国民徴用令公布． ＊第二次世界大戦（～'45）
1940 昭和15	73	白十次会理事長．10月社会事業功労賞，厚生大臣賞，11月勲六等瑞宝章を受ける．	
1941 昭和16	74		12.8 日本，ハワイ真珠湾攻撃，太平洋戦争始まる（～'45）．
1942 昭和17	75	大政翼賛会厚生部に厚生事業研究委員会設置（委員長・生江）	2.25 戦時災害保護法成立． 9.- 大日本社会事業報国会
1943 昭和18	76	中国旧「満州」視察． 次男健次，フィリピンへ従軍． 麻薬中毒者救護会閉鎖．	戦時社会事業の強化（保育事業の増設） 10.21 学徒出陣． 11.1 兵役法改正．
1944 昭和19	77	妻しげ子死去．日本女子大学校校退職．大病（胃潰瘍）を患う． 中国行きを中止．	2.16 厚生年金保険法成立． 6.30 学童疎開
1945 昭和20	78	次男健次戦死．	3.6 国民勤労動員令 8.15 終戦 12.8 ＧＨＱの福祉計画指令． 12.15 生活困窮者緊急生活援護要綱を閣議決定．

1946 昭和21	79	ララ救援物資中央委員会委員.	2.27 ＧＨＱ社会救済 5.19 食糧メーデー. 6.21 アジア救済連盟（LALA）に救援を申し込む（ララ物資）. 9.9 旧生活保護法制定. 9.13 民生委員令制定. 10.3 在日本朝鮮居留民団結成. 11.3 日本国憲法公布. 11.5 近江学園設立.
1947 昭和22	80	日本社会事業協会副会長，日本国民禁酒同盟理事長.	4.1 日本社会事業協会結成. 4.7 労働者災害補償保険法. 10.18 災害救助法. 11.25 共同募金. 12.1 失業保険法成立. 12.12 児童福祉法制定.
1948 昭和23	81	社会事業功労者として天皇に招待される.	7.13 アメリカ社会保障制度調査団来日. 7.13 優生保護法公布. 7.15 少年法・少年院法公布. 7.29 民生委員法公布. 7.30 消費生活協同組合法公布. 8.1 マーケット・バスケット方式. 12.23 社会保障制度審議会設立.
1949 昭和24	82	基督教社会事業同盟顧問.	1.- 児童の売買問題化. 5.20 緊急失業対策法公布. 11.30 母子福祉対策要綱決定.
1950 昭和25	83	国際社会事業会議日本国内委員会委員.	5.4 新生活保護法. 10.16 社会保障制度の勧告 朝鮮戦争（～'53）
1951 昭和26	84		1.12 中央社会福祉協議会成立. 3.29 社会福祉事業法公布. 5.5 児童憲章.
1952 昭和27	85		5.10 全国社会福祉協議会連合会. 8.1 厚生省，6大都市に有料老人ホーム新設決定. 12.29 母子福祉資金貸付.

1953 昭和28	86		3.11 日本遺族会結成. 8.1 恩給法を一部改正する法律公布，軍人恩給復活. 8.14 日雇労働者健康保険法. 8.19 社会福祉事業振興会法公布.
1954 昭和29	87		5.9 日本社会福祉学会発足. 5.19 厚生年金保険法改正. 6.2 近江絹糸人権闘争
1955 昭和30	88		5.25 在日本朝鮮人総聯合会結成
1956 昭和31	89	国際児童福祉連合会日本国内委員会委員.	5.1 水俣病の発生. 12.10 厚生白書創刊.
1957 昭和32	90	7.31 23時15分，東京都渋谷区上智町の自宅にて死去. 正六位勲四等に叙せられる.	8.12 朝日訴訟提訴

引用参考文献

『生江孝之著作集第6巻』学術出版会.

同志社大学総合情報センター編（2003）「生江年譜」『生江文庫目録（生江旧蔵書）』同志社大学総合情報センター，168-169.

一番ケ瀬康子編・解説（1983）『生江孝之集 社会福祉古典叢書4』鳳書院.

池田敬正・土井洋一(2000)『日本社会福祉綜合年表』法律文化社.

菊池正治・清水教惠・田中和夫ほか編（2003）『日本社会福祉の歴史 付・史料―制度・実践・思想―』ミネルヴァ書房.

児玉幸多編（2000）『日本史年表・地図（第6版）』吉川弘文館.

桑原洋子（1988）『日本社会福祉法制史年表』永田文昌堂.

生江先生自叙伝刊行委員会編（1958）『わが九十年の生涯』日本民生文化協会.

世界人権問題研究センター代表上田正昭編（1999）『人権歴史年表』山川出版社.

篠崎篤三ほか編（1938）『生江孝之君古稀記念』生江孝之君古稀記念会発行.

山野光雄編（1981）『社会保障綜合年表』ぎょうせい.

注

1） 生江孝之先生自叙伝刊行委員会編（1958）『わが九十年の生涯 生江孝之口述』（日本民生文化協会，以下『生涯』）192 頁.

2）須藤康恵「生江孝之社会事業思想の形成に関する研究」科学研究費助成事業（若手研究（B），課題番号 18730377），2007 年度実績報告書.

3）Quentin Skinner, “Meaning and Context,” in James Tully (ed.), Meaning and Context: Quentin Skinner and His Critics, Princeton: Princeton University Press, 1988.（＝1999, 半澤孝麿・加藤節編訳『思想史とはなにか――意味とコンテクスト』岩波書店, 113 頁）

4） 篠崎篤三ほか編（1938）『生江孝之君古稀記念』生江孝之君古稀記念会（以下『古稀』）366 頁.

5） 内務省地方局有志編（1907）『田園都市』博文館，3 頁.

6） 生江（1929）『新しき国新西蘭と濠州』（新生堂，以下『新国新濠』）50 頁.

7） 廃藩置県後，養賢堂の建物は宮城県庁舎として転用された.

8）『生涯』2 頁，『古稀』362 頁.

9） 仙台市史編さん委員会編（2008）『仙台市史 通史編 6 近代 1』14-16 頁.

10） 詳細は，保谷徹（2007）『戊辰戦争』吉川弘文館，259-261 頁，佐藤和賀子（2024）『戊辰戦後の仙台藩〈家老〉一族――坂家のファミリーヒストリー』吉川弘文館を参照.

11） 格差・序列・差別という視点からの東北史論については，河西英通（2018）「東北史から全体史へ――格差の歴史，序列の歴史，差別の歴史」（『部落問題研究』第 225 号，115-135 頁），河西英道（2013）「近代日本と東北・東北人論」大門正克・岡田知弘・川内淳史ほか編『生存の東北史』大月書店，53-100 頁，を参照.

12） 仙台市史編さん委員会編（2006）『仙台市史 資料編 8（近代現代 4 政治・行政・財政）』仙台市，12-15 頁.

13） 落合弘樹（2013）「禄制の廃止」明治維新学会編『講座明治維新 第 8 巻，明治維新の経済　過程』有志舎，93 頁.

14） 色川大吉ほか編（1978）『明治大正図誌 6 東北』筑摩書房，6 頁．また，旧仙台藩から北海道開拓に関わった人物として，伊達邦茂（1841-1904），伊達邦直（1834-1891），片倉小十郎邦憲（1818-1886）らが知られている（佐藤 2024：2）

15） 『生涯』5-6 頁，10 頁，109 頁．生江孝之（1954）「創刊に寄せて――社会事業講座担当 25 年間の想い出」日本女子大学社会福祉学会『社会福祉』第 1 号，3–4 頁.

16） 仙台市史編さん委員会編（2001）『仙台市史 資料編 6 （近代現代 2 産業経済）』 仙台市，6 頁.

17） 佐藤和賀子（2024）『戊辰戦後の仙台藩〈家老〉一族――坂家のファミリーヒストリー』吉川弘文館，120 頁.

18）『古稀』363 頁.

19） 『生涯』5 頁.

20） 『生涯』6 頁.

21） 『古稀』363 頁，『生涯』5 頁.

22） 『生涯』20 頁.
23） 園田英弘（1995）「武士の近代――歴史社会学の視点から」園田英弘ほか編『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会，28-29 頁.
24） 第二高等学校の卒業生には，美濃部達吉，永井亨，小山進次郎，金田一京助，住谷悦治，吉野作造などがいる.
25） 『生涯』7 頁.
26） 『日本キリスト教歴史大事典』教文館.
27）『生涯』8 頁.
28） 生江の受洗については，「仙台に於けるスワルツ氏最初の事業」『護教』第 374 号，1898 年 9 月 24 日，同下『護教』第 375 号 1898 年 10 月 1 日，「50 年前の追憶」日本メソヂスト仙台教会 50 年略史編纂委員会編（1937）『日本メソヂスト仙台教会 50 年略史』日本メソヂスト仙台教会，120-124 頁等を参照.
29） 生江孝之（1937）「五十年前の追憶」日本メソヂスト仙台教会 50 年略史編纂委員会編『日本メソヂスト仙台教会 50 年略史』日本メソヂスト仙台教会，121-122 頁.
30） 『古稀』366 頁.
31） 同志社大学の母体である組合派教会アメリカン・ボードの宣教師は正統派神学の立場であったため，金森は受け入れられなかった．彼は 1890 年に同志社社長を辞し，東京番町教会牧師となった.
32） 古賀敬太（2022）「内村鑑三とその時代（2）――正統的神学と自由主義神学の論争」『国際研究論叢』35（2），43-65 頁を参照.
33） 「東京英和学校在学時代――明治 19 年より同 20 年まで」『青山学院 50 年史』179 頁.
34） 古坂嵓城（1959）『青山学院 85 年史』青山学院，44-45 頁.
35） 小笠原宏樹（1999）『生江孝之』大空社，40 頁.
36） 『生涯』11 頁.
37） 『生涯』9-10 頁.
38） 『生涯』13 頁.
39） 『生涯』18 頁，『古稀』370 頁.
40） 『生涯』13-16 頁.
41） 『生涯』13-16 頁.
42） 『生涯』16-17 頁.
43） 『生涯』18 頁.
44） 『生涯』246 頁.
45） 『古稀』372 頁.
46） 『生涯』18 頁，『古稀』371 頁.
47） 『社会雑誌』は第 1 巻第 2 号（1897 年 5 月 15 日発行）より，印刷人を生江，印刷所を青山学院実業部（東京府豊多摩郡澁谷村 1 番地）としている.
48） 『社会雑誌』第 2 巻第 7 号，7-10 頁.
49） 生江「監獄視察の記」9 頁.
50） 『社会雑誌』第 2 巻第 8 号，27-29 頁.

51） 『古稀』373 頁.
52） 『古稀』373 頁.
53）『古稀』373 頁.
54） 『生涯』21 頁.
55） 『生涯』22 頁.
56） 『生涯』24 頁.
57） 『生涯』21–22 頁, 『古稀』373–374 頁.
58） 『古稀』376 頁.
59） その後, 本多庸一は, 上級学校入学資格と徴兵猶予を実質的に獲得する運動を展開し, 文部当局の了解を取り付けることに成功した.
60） Humphreys Robert (2001) *Poor Relief and Charity 1869-1945*: The London Charity Organization Society, Palgrave.
61） 『生涯』25 頁.
62） 小林和幸（2017）「本多庸一院長の教育と生江孝之――『本多庸一関係資料』から」青山学院『青山学報』38-41 頁.
63） 『生涯』25 頁.
64） 『生涯』26 頁.
65） 『生涯』196 頁.
66） 『生涯』196-197 頁.
67） 『生涯』198 頁.
68） Hansan, J. E., "Hastings Hornell Hart（1851–1932）Prison authority, children's advocate and president of the National Conference of Charities and Correction in 1893," Social Welfare History Project, 2012, https：//socialwelfare.library.vcu.edu/eras/civil-war-reconstruction/hart-hastings-h/
（最終閲覧日：2026 年 3 月 28 日）.
69） 『生涯』197 頁.
70） 『生涯』32 頁.
71） 『生涯』34 頁.
72） 『生涯』35 頁.
73） 『生涯』198 頁.
74） 『生涯』198 頁.
75） 『生涯』195 頁.
76） 『綱要』392 頁.
77） ニューヨーク市慈善組織協会の詳細については, Brandt, Lilian (1907) *The Charity Organization Society of the City of New York: 1882-1907 History*: Account of Present Activities, 25th Annual Report for the year ending September 30th, 1907.を参照.
78） Charity Organization Society of the City of New York (1904-05) *New York School of Philanthropy*, New York, The University, p.13.
79） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.27-34.
80） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.35-39.

81） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.40-45.
82） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.46-54.
83） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.55-62.
84） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.63-68.
85） Charity Organization Society, *Handbook for 1904–1905,* pp.69-72.
86） 当時のスラム街における人々の生活状態を理解する文献として，Wood Robert A.（1895） *The Poor in great Cities: their problems and what is doing to solve them*, C. Scribner がある.
87） 最暗黒の紐育と救済事業 1『大阪毎日新聞』（以下，『大毎』）1902 年 3 月 18 日，5 面.
88） 生江孝之（1910）「泰西に於ける救済事業の比較研究」『講演集』内務省地方局 11 頁.
89） 『古稀』559 頁.
90） 『護教』第 578 号，11-12 頁.
91） 生江「最暗黒の紐育と救済事業 3」『大毎』1902 年 3 月 23 日，3 面. 雑誌『人道』第 1 号への寄稿でも「余は欧米特に紐育市の貧民窟を探検して，家屋の構造が，如何に人間の生活に至大の影響をふるかを明知したり」（「特別寄書 紐育避暑事業」『人道』第 1 号 1905 年 5 月 15 日, 5 頁）と述べている.
92） 「最暗黒の紐育と救済事業 4」『大毎』1902 年 3 月 24 日，3 面.
93） 「最暗黒の紐育と救済事業 5」『大毎』1902 年 3 月 25 日，3 面.
94） 「最暗黒の紐育と救済事業 6」『大毎』1902 年 3 月 28 日，3 面.
95） 「最暗黒の紐育と救済事業 6」『大毎』1902 年 3 月 28 日，3 面.
96） 「最暗黒の紐育と救済事業 8」『大毎』1902 年 4 月 4 日，3 面.
97） 『欧米』77 頁.
98） 生江「酒之れ実に研究すべき一問題なり」『大毎』1902 年 4 月 29 日，3 面.
99） 「酒之れ実に研究すべき一問題なり」『大毎』1902 年 4 月 30 日，3 面.
100） 『生涯』39 頁.
101） 『生涯』39 頁.
102） 『生涯』39 頁.
103） Devine, Edward T.（1922） *Social Work*, New York: Macmillan, p.32.
104） Devine, *Social Work*, p.40.
105） Devine, *Social Work*, pp.40−41. ディヴァインは「18 世紀末以降，『世俗的』あるいは『非宗派的』慈善は顕著な類型として現れ，20 世紀に入ってその重要性をいっそう増している」と述べている（Devine 1922: 40）.
106） Devine, *Social Work*, pp. 42-43.
107） 『生涯』199 頁.
108） 『顧みれば』は 1888 年に Ticknor and Co から出版され，日本でも 1953 年に岩波書店から翻訳出版された.
109） 『生涯』62 頁.
110） 『生涯』47 頁.
111） 『生涯』39-40 頁.

112） ロンドンのイーストエンドの慈善活動が日本の児童救済運動に影響を与えた点については，細井勇（2009）『石井十次と岡山孤児院――近代日本と慈善事業』ミネルヴァ書房，柴田善守（1964）『石井十次の生涯と思想』春秋社，高松誠（2015）「ドクター・バーナードホームの児童養護実践と英国 1891 年児童監護法の成立――1880 年代後半の裁判事例を中心として」岩手県立大学大学院社会福祉学研究科 2015 年度博士学位論文を参照.

113） 生江は感化船設立を念頭に英国で各地を視察し，その運営について理解を深めた（『生涯』51 頁）.

114） トレヴェリアンは，新救貧法が中央集権的な救貧行政の確立に寄与した点を評価しつつ，その運用は労働者階級から強い反発を受けたと指摘する（Trevelyan=1983： 442）.

115）『青山学院校友会会報』には，「内務省より監獄事情調査を嘱託せられ留岡幸助氏と共に欧州を巡視することとなれり」（『青山学院校友会会報』3 号，1903 年 7 月 31 日発行，14 頁）と記載されている.

116）チャルマーズの隣友運動については，『生涯』50 頁および木原（2023：48）参照.

117）明治期日本における感化事業の理解については，留岡（1909），田中（1911）参照.
なお，Reformatory School や Industrial School など複数の類型が存在した.

118） The classified list of child-saving institutions, certified by government or connected with the Reformatory and Refuge Union or Children's Aid Society ... 17th ed, enlarged, Reformatory & Refuge Union, 1903, pp.78-79.

119）『生涯』48 頁.

120） Hand-book of Glasgow charitable and beneficent institutions, giving concise information as to the objects, etc. of two hundred and eighty-eight societies / issued by the Council of the Glasgow Charity Organization Society, 4th ed., Glasgow: Charity Organization Society, 1897, pp.38-39.

121） 1886 年インダストリアル・スクール法等については Report of the Clyde Industrial Training Ship Empress for destitute & Homeless boys,（以下，the Empress Report と記す）1902 年，p.5.

122）ヒッチとはロープを使用して木材など他の物に一時的に固定する技術である.

123） The Clyde Industrials Training Ship Association, Empress, Patrons. President., Vice-Presidents., the Empress Report, 1903, p.1.

124） General Committee, Executive Committee, Empress Report, 1903, pp.2-3.

125） Staff of the Empress and Training Yacht Selene. Empress Report, 1903, p.16.

126） Empress Report, 1902, p.24.

127） London Reformatory and Refuge Union（1898） Reformatory and industrial school work（以下 Reformatory and Industrial School Work）p.9.

128） Reformatory and Industrial School Work, p.14.

129） Reformatory and Industrial School Work, p.15.

130） Reformatory and Industrial School Work, p.15.

131） Reformatory and Industrial School Work, p.16.

132） Reformatory and Industrial School Work, p.17.

133） Reformatory and Industrial School Work, p.18.

134） Reformatory and Industrial School Work, p.19.

135） Reformatory and Industrial School Work, p.20.

136） Reformatory and Industrial School Work, pp.20-21.

137） 生江「講演 紐育貧民窟の状態」『人道』第 1 巻第 5 号 1905 年 9 月 15 日，p.6.

138） 『留岡幸助君古稀記念集』（以下，『留岡古稀』）651 頁.

139） ブラザレン運動は 19 世紀初頭の信仰回復運動であり，教派性を否定し独自の教派として自己定義することがなかったため研究対象として扱われることが少なかった（木原 2023：174）.

140） 彼は資金調達において雑誌や小口寄付を活用し「ビフォー・アフター」の写真を用いた広告手法でも知られる.

141） ウィンストンによれば，バーナードの死を悼んで，タイムズ紙は「バーナード博士の生涯の仕事を全体的に見ると，その規模と多様性，そして彼が一人で成功裏に戦った絶望的な苦しみの量に驚かされる」と報道したという（Winston 2005：60-61）.

142）救世軍の出獄人保護事業創設時の経緯および山室軍平との出会いについては『生涯』22，234 頁，『古稀』376 頁参照.

143） NASW Foundation（2004）Eduard C. Lindeman（May 9, 1885 - April 13, 1953）: Philosopher, teacher, scholar and social reformer. *Social Welfare History Project*.
https：//socialwelfare.library.vcu.edu/people/lindman-eduard/（最終閲覧日：2026 年 3 月 29 日）

144） Eduard C. Lindeman, *Basic Unities in Social Work*, Proceedings of the National Conference of Social Work, 1934, pp.509-510.

145） 大霞会（1971）『内務省史』地方財務協会、288 頁.

146） 大霞会（1971）『内務省史』地方財務協会、292 頁.

147） 同事業は明治天皇からの下賜金を受けており，創設者の目加田栄は久爾宮朝彦親王の内秘書で，政府高官と広い人脈を有していた．また，神戸報国義会初代会長の池田茂政は第 15 代将軍徳川慶喜の弟だった.

148） 『神戸市史』343 頁.

149） 中根真「保育制度・政策形成における神戸市の保育事業に対する生江孝之の先駆的役割に関する研究」大阪市立大学大学院生活科学研究科 2016 年度博士学位論文，
19 頁.

150） 「生江孝之と保母たち」兵庫県社会福祉協議会（1971）『福祉の灯――兵庫県社会事業先覚者伝』兵庫県社会福祉協議会，224 頁.

151） 「生江孝之と保母たち」227-228 頁.

152） 神木によれば，会長・牛馬道子をはじめ，小曽根茂子，水上みわ子，武藤千世子らは，いずれも神戸の財界・官界・専門職層の夫人で構成されており，地域の有力者ネットワークを背景としていた（神木 1981）.

153） 司法省・司法省保護課編（1933）『少年保護団体要覧』日本少年保護協会 46 頁.

154） 落合重信（1973）『増補 未解放部落の起源』神戸学術出版.

155） 『神戸の未解放部落――その歴史的実態』には，1919 年から 1934 年にかけての兵庫県・神戸市による各種調査報告（部落改善，細民調査，就業状況など）計 7 点が収録されている.

156） 布川は，明治 20 年代の都市下層において多就労世帯が形成される中で，生活保障要求がナショナリズムと結びつき，場合によっては排外主義へと転化しうる構造を指摘している（布川 1993：40-41）．

157） 『神戸の未解放部落――その歴史的実態』「神戸市内改善地帯之考察」

158） 部落問題研究所所蔵「三好文庫」（融和運動家・三好伊平治の収集史料）中の賀川豊彦による部落調査資料を参照.

159） 「三好文庫」中の賀川豊彦調査資料を参照.

160） 「子供の世話所（上）」『大阪朝日新聞』1908 年 4 月 13 日.

161） 「子供の世話所（下）」『大阪朝日新聞』1908 年 4 月 14 日.

162） 『細民部落改善協議会速記録』（1912 年 1 月）参照

163） 西尾祐吾（2010）「愛染橋保育所の歴史」愛染橋保育所の歴史 100 周年記念誌委員会編『石井十次の残したもの――愛染園セツルメントの 100 年』石井記念愛染園隣保館，343-345 頁.

164） 『神戸の未解放部落』178 頁.

165） 『神戸の未解放部落』190-191 頁.

166） 『神戸の未解放部落』201-203 頁.

167） 布川によれば，両町では産業の浸透に伴い社会的隔絶への不満が高まり，町名改称を求めるデモンストレーションが発生した（布川 1993：167）．

168） 「英国の貧民改良と田園都市」『人道』第 49 号，1909 年 5 月 5 日，5 頁.

169） 『生涯』64，68 頁.

170） 「英国の貧民改良と田園都市」7 頁.

171） 『泰西』2 頁.

172） 『生涯』56 頁.

173） 『生涯』63 頁.

174） 『生涯』63-64 頁.

175） 『生涯』64，68 頁.

176） 内務省地方局有志編（1907）『田園都市』博文館，3 頁.

177） “The Eton calendar” Eton College, 1908.

178） 「海外通信　タラック翁の近状」『人道』第 41 号（1908 年 9 月 5 日）10-11 頁．タラックは 1908 年 9 月 25 日，彼が蘇格蘭を視察している最中に死去し，ラウントリーへの紹介状は絶筆となった（「タラック翁の長逝」『人道』1908 年 12 月）．

179） 『泰西』162-164 頁.

180） 『泰西』14 頁.

181） 『泰西』の記述ではアバディーンに滞在したとされるが（『泰西』163 頁），同志社大学所蔵生江文庫資料中 1906 年の感化船資料に 1908 年 8 月 11 日ロンドン，との書き込みが確認され，この時点でロンドンに滞在していた可能性がある.

182） “Descriptive hand-book of the Glasgow corporation public libraries, with plans and illustrations” Printed at the University press for the libraries committee of the corporation by R. Maclehose, 1907.

183） “Calendar” Glasgow and West of Scotland Technical College, 1908-09.

184） “The official handbook of Manchester and Salford and surrounding district, with information on local institution and societies” Printed for the Manchester Corp. by John Heywood, 1908, Health Department“Report on the health of the city of Liverpool”，1907．はこの時収集したものと推察される．

185） 田中太郎（1911）「大陸社会事業視察日記」『泰西社会事業視察記』349-436 頁．
また，生江は次のように記している．

「小生田中太郎君と相携へて欧州大陸及丁抹瑞典等に遠征を試みんとて数日前倫敦を発し，白耳義に 2 日間を費やしその間にワータルローの古戦場などを弔い，昨夜和蘭アムスタダム市に到着，本日は救世軍（略）」（「昨年 12 月中旬アムスタダムの絵はがきを以て生江氏よりの通信」『青山学院校友会会報』12 号 17 頁）

186） 生江と田中太郎の関係については倉持史朗（2017）「田中太郎の感化教育論」細井・小笠原・今井・蜂谷編『福祉にとっての歴史　歴史にとっての福祉』ミネルヴァ書房（51-73 頁）を参照．

187） 生江孝之（1933）「田中太郎君を憶ふ」田中清編（1933）『田中太郎』，143 頁．

188） “Efterretninger om det kongelige Opfostringshus, for Skoleaaret 15. April 1907 til 15. April 1908, ved Otto Jensen” Viggo Møllers Bog- og Stentrykkeri, 1908.

189） 市立救済施設としては，ほかにセント・ヨハンネス，スチルフラルゼなどがある．

190） “Bundes-Kalender” Verlag der Nationalvereinigung, 1909.

191） “Annuaire de… : rapports & comptes rendus pour l'exercice …” Société philantropique, 1908.

192） Kjøbenhavns Understøttelsesforening “Aarsberetning for… Trykt hos J. H. Schultz, 1908.

193） “Aarsberetning fra det Tekniske Selskabs Skole” Trykt hos Nielsen & Lydiche, 1907-08.

194） Beretning om det Københavnske borger- og almue skolevæsens tilstand,, J. H. Schultz, 1907.

195）トレヴェリアンは次のように述べている．

計画も立てずに，ただ無闇に大きくなった近代の都市は，姿，形の美しさに欠けている．それは人間精神から正気を奪ってしまう檻のように見える．わが島国の昔の農村生活やヨーロッパの古代・中世の都市生活には，視覚を通じて想像力に訴えるものがあったが，近代イギリスの都市生活や郊外生活からはそれが失われてしまった．北部イングランドの工業都市に見られた市民の誇りや市民の競争といったものは，8，9 分通り物質的なもので，美とはまったく関係を持たなかった．目に映ずる生活空間の中に美や喜びを探究しようとする気持ちが，あの黒煙と煤の帳を見ただけでそがれてしまったとしても，それは無理からぬことであった（Trevelyan=1983：476）．

196） 飯沼一省（1974）「「田園都市」ものがたり：巨大都市発生の縁因」『大霞』64，43-47 頁．このレポートの一部で，瑞典のゴッテンブルクでハワードから生江について尋ねられたというエピソードは，『田園都市と日本人』（講談社学術文庫）の序論で香山が引用している．

197） 長谷川久一「英国田園都市レッチウヲースより」『斯民』3（9）71-74 頁．

198） 「英国の貧民改良と田園都市」『人道』第 49 号．

199） First Garden city Limited（1908） “*Letchworth Garden City: General remarks”*

200） 長谷川久一「英国田園都市レッチウヲースより」『斯民』3（9），72-74 頁．ただし，長谷川はこの日の午後のみ滞在し，すぐ倫敦へ帰っている．

201） 「英国の貧民改良と田園都市」『人道』第 49 号．

202） “*Letchworth Garden City*”は右上に「T. Namae, Eng. Aug 15th 08」と記載有り．

203） “L*etchworth Garden City*”, p.19.

204） チープ・コテージは，コンクリート製の部材を用いた初期のプレハブ住宅であり，短期間で住宅供給を可能にする試みとしてレッチワースで展示された．

205） First Garden City Limited (1906) “*Building regulations*”

206） 「住宅問題と田園都市の二週間」『家』家社．（1913 年 8 月）

207） 「住宅問題と田園都市の二週間」36 頁．

208） 「田園都市の観察（其ニ）」『建築世界』第 8 巻第 1 号，10 頁．

209） 『泰西』49 頁．

210） 『泰西』79 頁．

211） Howard, E（1904）*Garden Cities of To-Morrow*（＝2016，山形浩生訳『〔新訳〕明日の田園都市』鹿島出版会）141 頁．

212） 生江「田園都市の観察（其二）」『建築世界』1914 年 2 月, 11 頁．

213） トレヴェリアンは，近世においてジェントリと都市・農村社会が人的交流を通じて結びついていた点を指摘している（Trevelyan=1944：140-141）．

214） 「英国の貧民改良と田園都市」『人道』第 49 号，6 頁．

215） 石塚裕道・成田龍一（1986）『東京都の百年』山川出版社，215-216 頁．

216） 『生涯』67-68 頁．

217） 「田園都市の創設者ハワード氏逝く」『斯民』中央報徳会．（1928 年 11 月）

218） 「田園都市の観察」『建築世界』第 8 巻第 1 号，14-15 頁．

219） 「田園都市の観察」『建築世界』第 8 巻第 1 号，14-15 頁．．

220） 生江「田園都市の観察」『建築世界』第 8 巻第 1 号, 94 頁．

221） 『泰西』14 頁．

222） Edwin Muir（1935）*Scottish Journey*, Heinemann.（＝2007, 橋本槇矩訳『スコットランド紀行』岩波書店．）173-175 頁．

223） 『泰西』2 頁．

224） 『泰西』4 頁．

225） 「泰西に於ける救済事業の比較研究」『講演集』内務省地方局，1919 年, 8 頁．

226） 「泰西に於ける救済事業の比較研究」8-9 頁．

227） イギリスの劇作家 プリーストリー（John Boynton Priestley，1894-1984）は，ボーンヴィルの労働者生活について，工場中心の生活が独立心を損なう危険を指摘している（Priestley 1934: 140–141）．

228） 「模範的新農村ボルンビール」『斯民』中央報徳会，1915 年 5 月，100 頁．

229） 「英国の貧民改良と田園都市」6 頁．

230） 『欧米』49-53 頁．

231） 「海外に於ける貧民窟の状態 其の 2」『東京市養育院月報』第 105 号，東京市

養育院，1909 年 11 月，8 頁.

232） 『泰西』53 頁.

233） 生江「欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢」『慈善』1（1），1909 年

234） 「英国救貧法と社会政策」『人道』第 89 号，1912 年 9 月 15 日，4-5 頁.

235） 『泰西』2 頁.

236） 『泰西』2-3 頁.

237） 『自治』1 頁.

238） 『自治』10-11 頁.

239） 『自治』16-17 頁.

240） 『自治』17 頁.

241） 『自治』9 頁.

242） 永井荷風「新帰朝者日記（1909 年 1 月 20 日）」（1964）『荷風全集 第 4 巻』岩波書店.

243） たとえば，叡尊による非人救済の主張と作善，忍性の北山十八間戸・極楽寺，法然（浄土宗，知恩院）の専修念仏，親鸞（浄土真宗，本願寺）の他力本願，一遍（時宗，清浄光寺）の口称念仏，栄西（臨済宗，京都／妙心寺・建仁寺・南禅寺・大徳寺・東福寺，鎌倉／円覚寺・建長寺）の興禅護国，道元（曹洞宗，永平寺・総持寺）の只管打座，日蓮（日蓮宗，身延山久遠寺）の立正安国の思想は，救済の対象を貴人や修行僧だけでなく民衆一般に広げる性格を持った.

244） 詳細は，西田友広（2025）「作善としての福祉――12 世紀後半から 14 世紀後半」（金澤周作・帆刈浩之・松沢裕作・三浦徹編『福祉の世界史』有斐閣，157-171 頁）を参照.

245） 小野慈善院と小野太三郎については，永岡正己（1989）「小野太三郎」（田代国次郎・菊池正治編『日本社会福祉人物史（上）』相川書房，86-89 頁），池田敬正（1989）「小野慈善院の成立」（『京都府立大學學術報告. 人文』41，21-54 頁）を参照.

246） この時期の実践として，ド・ロ神父，岩永マキと浦上養育院，ショファイユの幼きイエズス修道会とセンタンファンス，サン・モール会と仁慈堂，テストウィドと神山復生病院などがある.

247）初期の宣教とチャリティの活動例として，A.ライシャワーと日本聾唖学校（東京市牛入区），A.C.マクドナルドと東京親隣館（浅草），聖ヒルダ養老院，R.B.トイスラーと聖ルカ病院（東京築地），M.H.コンウォール・リーと聖バルナバ教会（群馬県草津），東京ベタニヤホーム，A.W.アーレンと愛清会（亀戸町），日暮里・吾嬬町・亀戸方面への伝道からセツルメント事業への発展，興望館（向島区寺島町），救世軍の釈放者保護事業，少年救護事業，医療事業，慈善鍋，廃娼運動，災害救済，W.アスキリングと三崎会館（神田区三崎町），E.キャンプと基督教ミード社会舘などがある.

248） 森鴎外（1974）「同感と慈悲と」『夏目漱石――森鴎外（日本の名著 42）』中央公論社，301 頁.

249） 森鴎外（1974）「慈善」『夏目漱石――森鴎外（日本の名著 42）』中央公論社，305-306 頁.

250）森鴎外（1974）「慈善」307 頁.

251）三島由紀夫（1974）「慈善」『三島由紀夫全集 第2巻』新潮社，480頁.

252）留岡は，慈善家の資格として，無欲・悠久持長・知識・勇往直進・同情同感・事務的才能を挙げた．また，慈善の方法として，次の5点を示した（留岡1898）．

① 被保護者に心情を与えてその朋友となること
② 被救助者を区別して慈善を為す（老衰・疾病・労働能力・浮浪者）
③ 慈善家の品性をして高潔ならしむること
④ 慈善は金銭＜職業＜教育
⑤ 慈善事業を奨励し，知識と経験を交換する慈善同盟会の設立

253） 講演「紐育貧民窟の状態」『人道』第一巻第5号1905年9月15日，6頁.

254）一番ヶ瀬は，『社会事業綱要』の解説で次のように述べている.

「生江孝之『社会事業綱要』は，戦前期の社会事業基本文献中の正に基本であるといえよう．大正中期の米騒動を契機として，当時の大正デモクラシーを媒介に成立したといわれる社会事業の名実ともにリーダーシップをとったグループの中心的存在の一人は，生江孝之であった．それまでは内務省嘱託として，感化救済事業から社会事業へ転換する過程における推進者であった生江孝之が大正中期に成立した社会事業と呼応して展開された社會事業教育の中で，概説あるいは要論として講義された際のテキストが，この『社会事業綱要』である．ことにこの本は，1918（大正7）年，いち早く社会事業の講座を設け，その後1921（大正 10）年に，全国に先駆けて『社会事業学部』を発足させた日本女子大学校での講座を基にして著わされたものである．その他の学校などでもひろく使用され，その後10数版を重ね，改訂は1927（昭和2）年5版，1936（昭和11）年10版の2度においてなされている」．（一番ヶ瀬1996：1）

255） 詳細は，田中利光（2025）「ユダヤ教」（金澤周作・帆刈浩之・松沢裕作・三浦徹編『福祉の世界史』有斐閣，111-118頁）を参照.

256） 『綱要』6頁.

257） クィーンは次のように述べている.

専門職としての地位を獲得できなかった原因の一つとして，慈善（charity）という言葉に内在する，ソーシャルワークの非民主的な性質を指摘しなければならない．医師，弁護士，牧師，教師は，クライアントや地域社会全体に支えられているのに対し，ソーシャルワーカーは通常，ある社会階級から別の階級への使者であった．確立された専門職は，どの社会的・経済的グループにも起こり得る問題を扱うのに対し，ソーシャルワーカーは主にいわゆる「労働者階級」に限定して活動してきた．専門職は，人々が自分ではできない専門的な業務を行っているに過ぎず，そこに社会的・経済的な優越性の意識は存在しない．そこには単に，特殊な能力と訓練を要する業務があるだけである．ところがソーシャルワーカーは，「普通の人が自分でやるべきことを代わりにやっている」という汚名からまだ逃れられていない．彼らは，優越階級が持つ余剰の一部を劣等階級に与えている者として見られているのである．まさにこのような状況への反発が，ソーシャルワークの専門職化に向けた最も強力な動機の一つとなっている．慈善は時に，不満を沈静化し，重要な社会的･経済的調整を回避するための手段として利用されてきた．しかし，社会主義者や労働組合員，さらには中道リベラルの軽蔑が強まっている．（中

略）ソーシャルワークの専門職化への要求は，民主主義運動と密接に結びついている．（Stuart 1922: 26-27）

258） 社会事業概論『社会事業研究所講義録』大日本佛教慈善会財団．1922 年 12 月，333 頁．

259）『古稀』438 頁．

260）『古稀』439 頁．

261）『生涯』90-91 頁．

262）『古稀』439 頁．

263）『古稀』439 頁．

264）『生涯』91 頁．

265）『生涯』208 頁．

266） 『古稀』440 頁．

267） 『古稀』439 頁．

268） 『生涯』94 頁．

269） 生江の済生会関係報告としては以下がある（1914，1916，1918 年）．

・済生会救済事業状況第一回報告（1914 年）

・済生会救療事業調査報告（1916 年）

・済生会救療事業調査要項（1918 年）

270） 『古稀』所収，472-477 頁．

271） 麻生正蔵（1981）「社会事業学部開設の趣旨」『日本女子大学社会福祉学科 50 年史編纂委員会編『日本女子大学社会福祉学科 50 年史』日本女子大学社会福祉学科 64-66 頁．

272） 生江「米国児童保護協議会並社会事業大会の状況」32 頁．

273） 『古稀』478–479 頁．

274） 生江「児童保護大観」33 頁．

275） 『生涯』117-118 頁．

276） 『生涯』119 頁．

277） 『生涯』118-119 頁．

278）「内務省の生活は，一面，私に非常な利益を与えた事は云うまでもないが，この 15 年間ほど，生活状態の波紋の多かったことも，又なかったのである．今迄述べた如く，多数の知遇者を得た事と，各地至る所で催された講演会は，政府なり，内務省なり，又地方の主催が多かったので，聴衆はいたる所に充満し，最大 6 千人に達したことも記憶しており，2，3 千人の集会は通常の状態であった．その間には，幾多，地方に好影響を与えた事もあるので，私は内務省在職中ほど得意な時はなかったのである．しかし，人間の生活の中で一番危険な時は得意の時期であって，その時期に自己の修養がこれにともないうるか否かが問題なのである．要するに，得意な時ほど，最っとも反省を要する時であるが，私がこの時代に於て，反省を欠き，修養を怠たった事は今思っても，返すがえすも遺憾であり，慚愧に耐えない．（中略）結局，大正 12 年に内務省を辞して，爾来基督教社会事業家として，その後 30 幾年を送り得た事は，私に於ては非常な幸福であった．」（『生涯』116-117 頁）

279） 『新国新濠』2 頁．

280） 『新国新濠』50 頁．

281） Devine, *Social Work*, p.46.
282） 生江「ラウントリー氏と其の事業」『社会事業』1924 年 11 月，10 頁.
283） 「ラウントリー氏と其の事業」23 頁.
284） 一番ヶ瀬（1996）は『社会事業綱要』を戦前期の基本文献と位置づけている（一番ヶ瀬 1996：1）.
285） 『生涯』222 頁.
286） 海野幸徳（1927）「生江孝之氏の『社会事業綱要』改訂版に就て」『社会事業』第 11 巻 4 号，16 頁．海野は次のように述べている.

「氏の各論に至つては，益々精華を添へ，光彩を放ち，社会事業界の先達たり元老たる面目躍如たるを覚ゆる．私は氏の各論の材料及その生ける取扱方法は不屈の名編たることを多くの社会事業学徒と共に讃嘆しなければならぬ．社会事業界に親しく馳驅せしものにあらざれば，氏の如き材料を収集することは能きない．たとえ，それが能きても，寄木細工たるを免れない．材料の間に一貫の脈絡あり，精神有，生命あり，自づから淙々として声を放つて奔流し，経国の一大文章となっている．文の間に力がある」（同 17 頁）.

287） 池田（1986）は『社会事業綱要』における貧困理解を資本主義的社会矛盾の文脈から評価している（池田 1986：476–477）.
288） 吉田（1979）は同書の特色として社会貧の重視や社会連帯思想を指摘する（吉田 1979：145）.
289） Devine, *Social Work*, pp.1–7.
290）『綱要』4 頁.
291） 『綱要』5 頁.
292） 『綱要』5 頁.
293） 『綱要』6 頁.
294） 生江の「社会事業概論」は次のように宣伝されている.

「社会事業の対象として主要なものは生活の脅威，即ち貧であります．社会病も社会的病弱も因縁を之に有して居ります．本篇はこの見地から貧の観念，其事業を基調として社会事業を説かれた名篇であります」（日本女子大学講義録「社会事業概論」12 頁）

295） 『綱要』19 頁.
296） 『綱要』29 頁.
297） 『綱要』10 頁.
298） 『綱要』11 頁.
299） Spicker, P.（ed.）.（2020）*The Origins of Modern Welfare: Juan Luis Vives – On the Relief of the Poor, or of Human Need*（2020 ed. Vol. 1）. Oxford: Peter Lang, p.5.
300）Juan Luis Vives: Spanish humanist, Britannica, 2026, https：//www.britannica.com/biography/Juan-Luis-Vives（最終閲覧日：2026 年 3 月 28 日）.
301）『綱要』改訂版，2 頁.
302） 1911 年工場法第 8 条は「天災事変」時の就業規制の例外を認めていた.
303） 生江（1918）「貧富論」『鉄道青年』鉄道青年会本部，11 頁.

304） 生江（1927）「社会事業に於ける融和事業の地位」中央融和事業協会，13 頁.

305） Devine, *Social Work*, p.9, 114, 165.

306） Devine, *Social Work*, pp.7-8.

307） 「クライエントを個人として捉えることは，一人ひとりのクライエントがそれぞれに異なる独特な性質をもっていると認め，それを理解することである．また，クライエント一人ひとりがより良く適応できるよう援助する際には，それぞれのクライエントに合った援助の原則と方法を適切に使いわけることである．これは，人は一人の個人として認められるべきであり，単に「一人の人間」としてだけではなく，独自性をもつ「特定の一人の人間」としても対応されるべきであるという人間の権利にもとづいた援助原則である」（Biestek＝2006：36）．

308） ブロンテは，次のように表現している．

「私があなたにとって何の意味もない存在になるためにここにとどまれると思っているのですか？私が感情を持たない機械―自働人形だと思っているのですか？（中略）私は鳥ではありません. 私を捕らえる網も，この身を縛る力もありません. 私は自由な人間――独立した意志を持った存在です．そして今，その意志をもって，あなたのもとを去ろうとしているのです．」（Charlotte Brontë, Jane Eyre, 1847（筆者訳），pp.250–251.）

309） ワーナーは「開拓者的な思考の持ち主」と評され，その教育方法もまた独創的であり，教科書に縛られずに実践的な学びを重視したという．彼は学生たちを刑務所，救貧院，精神病院，警察裁判所，市役所へと送り込み，実際に自分の目で観察し，判断させた．こうした直接的な調査や報告を通じて，学生たちは公共サービスに必要な力を養ったと指摘されている（Warner 1908：序文 x - xi）．

310） “Warner, Amos Griswold,” Social Welfare History Project, Virginia Commonwealth University, https：//socialwelfare.library.vcu.edu/social-work/warner-amos-griswold/（最終閲覧日：2026 年 1 月 9 日）.

311） 「社会事業概論」日本女子大学校講義録，4 頁.

312） 「社会事業概論」4 頁.

313） Devine , Edward T. *Misery and its causes,* New York：Macmillan, 1909.

314） 『綱要』29 頁.

315） 『綱要』29 頁.

316） 『綱要』30 頁.

317） 『綱要』363 頁.

318） 生江はディヴァインの議論を踏まえ，窮民を精神的要因，貧民を社会的要因に基づくものとして区別している（生江 1923：56）．

319） 長谷川の研究が明らかにしたように，イギリス救貧法は，宗教改革を背景とする社会的混乱のなかで 16 世紀半ばに地方レベルで先行的に実施され，17 世紀転換期に議会制定法とされると，1834 年の救貧法改正（新救貧法）の時期まで続くことになった．いわば，近世・近代移行期イギリスの社会政策の基軸として存在した（長谷川 2012：29）．

320） 「精神異常者にして常習的救助を受ける者に対しては，之を救助の対象物として取り扱うことの単に無益なるのみならず，又実に没人道的行為である．（中略）根本策としては一

面精神異常者の発生防止に全力を傾注するとともに，他面現存者に対してはあるいは教育のまたあるいは保護の対象物として徹底的に之を救護すべきである．また悪環境の結果その救助を受けるの状態に陥りたるものに対して，その初期において深淵に沈まざるよう極力之を擁護し，もしくは之を事前に防止して窮民の群に陥る中らしむべきである」（『綱要』59 頁）．

321） ディケンズは，虚構の世界において，制度としての孤児の救済に限界があること，貧困者を助けるには家族や親しい人びと，社会から対等の人間として扱われたり愛情を与えられたりすることこそ必要であることを主張したという解釈がある（小泉純一「文学と福祉の接点：ディケンズが『オリバー・ツイスト』に託したもの」『日本福祉大学社会福祉論集』102, 75-91）．

322） 『綱要』60 頁.

323） 『綱要』67 頁.

324） 『綱要』78 頁.

325） また，恤救規則は医療保護にかかわる規定をもたなかったため，明治 7（1874）年 8 月 18 日制定の太政官布告「医制」には，極貧者に対する入院料および薬種料の免除規定があった（明治 7 年 8 月 18 日太政官布告「医制」第 24 条）．

326） 『綱要』69 頁.

327） 『綱要』80 頁.

328） 『綱要』80 頁.

329） 『綱要』81 頁.

330） 『綱要』81 頁.

331） 『綱要』117 頁.

332） 『綱要』124 頁.

333） 生江（1916）「欧米に於ける細民住宅」『住宅建築』47 頁.

334） 生江（1914）「田園都市の観察（其 2）」『建築世界』

335） 『綱要』118-119 頁.

336） 生江（1927）「恤救規則の改正に関する考察」4 頁.

337） 生江（1927）「恤救規則の改正に関する考察」5 頁.

338） モットは YMCA の指導者であり国際委員会の要職を歴任した.

339） 日本基督教連盟編（1929）『社会信条の解説』日本基督教連盟.

340） 生江（1933）「基督教社会事業の展望」『基督教年鑑』22 頁.

341）『生涯』151 頁.

342）『生涯』153 頁.

343）『生涯』153 頁.

344） 荻原園子 (2019)「生江孝之と部落問題――神戸時代を中心に」『部落問題研究』225 号, 159-173 頁.

345） 生江は自叙伝のなかで，「結局，大正 12 年に内務省を辞して，爾来基督教社会事業家として，その後 30 幾年を送り得た事は，私に於ては非常な幸福であった」（『生涯』117 頁）と述べている.

346） 杉山博昭（1995）「社会事業家と融和運動――生江の融和運動論」『部落問題研

究』134 号，84-100 頁.

347） 吉田久一（1990）『吉田久一著作集 3』川島書店，88 頁.

348） 吉田久一（1990）『吉田久一著作集 3』 92 頁.

349） 池本美和子（1999）『日本における社会事業の形成』法律文化社，134-138 頁.

350） 日蓮宗事典刊行委員会編（1999）『日蓮宗事典』日蓮宗新聞社，862 頁.

351） 宮坂広作（1968）『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局，i—ii.

352） 杉山博昭（1995）「社会事業家と融和運動——生江の融和運動論」『部落問題研究』134 号，84-100 頁.

353） 遠藤興一（2014）「大正デモクラシー下の社会事業」阿部志郎・岡本榮一監修，日本キリスト教社会福祉学会編『日本キリスト教社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房，137-139 頁.

354） 同書の解説を担当した一番ヶ瀬によれば，「この本の大部分の執筆者は，“若き同志谷川貞夫君”すなわち，このシリーズの総論を記した谷川貞夫であったと推察できる．この点については，生江の生存中，直弟子であった筆者は，すでに生前に直接確認をしたことがある．また谷川貞夫氏からも，同様の話を聞いたことがある．その意味において，文章のトーンに至るまで，それまでの生江孝之の著書とは，かなりの違いがみられることは事実である」（一番ヶ瀬「生江孝之」『社会教化事業概観』解説）1995 年，4 頁）という．

355） 著作目録として，①『生江著作集第 6 巻』（学術出版会，2014 年）中，著作目録年次別（1887 年 7 月〜1938 年 5 月，559-610 頁）及び著作目録種類別（611-664 頁），②一番ヶ瀬康子編解説『社会福祉古典叢書 4 生江集』（鳳書院，1983 年）中，生江年譜及び著作文献目録（424-450 頁）を参照した.

356） 杉山博昭（1997）「生江孝之の女性観」『宇部短期大学学術報告』34，15-23 頁.

357） 『綱要』231 頁.

358） 生江（1927）「社会事業に於ける融和事業の地位」『融和時報』中央融和事業協会，3 頁.

359） コリント前書は次のように述べている.

「目が手に向かって『お前は要らない』とは言えず，また，頭が足に向かって『お前たちは要らない』とも言えません．それどころか，体の中でほかよりも弱く見える部分が，かえって必要なのです．（中略）神は見劣りのする部分をいっそう引き立たせて，体を組み立てられました．それで，体に分裂が起こらず，各部分が互いに配慮し合っています．一つの部分が苦しめば，すべての部分が共に苦しみ，一つの部分が尊ばれれば，すべての部分が共に喜ぶのです」（コリント前書，第 12 章 21-26 節）.

360） 「社会事業に於ける融和事業の地位」16-17 頁.

361） 「社会事業に於ける融和事業の地位」41 頁.

362） 『生涯』139 頁.

363） 『生涯』140 頁.

364） 『生涯』140 頁.

365） 『生涯』141 頁.

366） 宮本は下記のように記している.

「1931 年 5 月，私は，手塚英孝と生江健次（後に『ナップ』に「過程」を書き，太平洋戦争に招集されて戦死）の推薦で，日本共産党に入党した」．（宮本顕治『網走の覚書（増補版）』新日本文庫，92 頁）

367） 内務省警保局 編『社会運動の状況（第 15）』日本資料刊行会.

368） 『思想研究資料』第 27 輯,司法省刑事局,1933 年 4 月.

369） 『生涯』145 頁.

370） 『生涯』142 頁.

371） 『生涯』174 頁.

372） 『生涯』130 頁.

373） 『生涯』120 頁.

374） 『古稀』524 頁.

375） 生江（1924）「朝鮮の社会事業」『社会事業』第 8 巻 7 号，28 頁.

376） 『生涯』177 頁.

377） 『生涯』179 頁.

378） 『生涯』157 頁.

379） 矢島浩著（1995）『日本社会事業団体・施設史研究（東京府昭和編 14）』日本社会事業団体・施設史研究会.

380） 麻薬中毒者救護会編（1939）『麻薬中毒者救護会年報』麻薬中毒者救護会.

381） 『生涯』169 頁.

382） 『生涯』190-191 頁.

383） 生江は知友の一人であった阿部真之介を通して，同社を設立した菊池寛に健次の就職先の便宜について相談していた（『生涯』143 頁）．「試験の結果は幸いにも十二人程の志願者の中で，第一位」（『生涯』143 頁）の入社であった.

384） 江原は東京帝国大学文学部教育学科卒業後，文藝春秋社の初めての社員公募入社試験に合格した 6 名（応募受験者総数 700 名）の内の一人で，要職を務めた人物である.

385） 『文藝春秋 35 年史稿』文藝春秋新社，1959 年，155 頁.

386） 『生涯』144 頁.

387） 『文藝春秋 35 年史稿』156 頁.

388） 『生涯』189 頁.

389） 奥須磨子（2007）「ララ物資のはなし──敗戦直後日本人への救援」和光大学総合文化研究所年報『東西南北』175-184 頁.

390） 『生涯』191 頁.

391） 『生涯』191 頁.

392） 『生涯』12 頁.

393） 高橋直作（1973）『私の新約』高橋勇，457 頁.

394） 『生涯』191 頁.

395） 『生涯』205 頁.

396） 『生涯』207 頁.

397） 岸田到「まえがき」『生涯』1 頁.

398） 佐野恵作「生江先生のお葬儀」『生涯』353 頁.
399） 武藤健「生江孝之先生葬儀の辞」『生涯』357 頁.
400） 『生涯』124 頁.